明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成三十年二月二十八日

○第百九十六回国会 衆議院会議録 第七号（一）

平成三十年二月二十八日（水曜日）

平成三十年二月二十八日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件

予算委員長河村建夫君解任決議案（辻元清美君外五名提出）

平成三十年度一般会計予算

平成三十年度特別会計予算

平成三十年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後六時二分開議

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

○田野瀬太道君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

辻元清美君外五名提出、予算委員長河村建夫君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

予算委員長河村建夫君解任決議案（辻元清美君外五名提出）

○議長（大島理森君）　予算委員長河村建夫君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。阿部知子君。

予算委員長河村建夫君解任決議案

〔本号（二）に掲載〕

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君　立憲民主党の阿部知子です。

私は、ただいま議題となりました予算委員長河村建夫君解任決議案につきまして、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、自由党、社会民主党・市民連合の五会派を代表し、提案の趣旨を説明いたします。（拍手）

まず、案文を朗読いたします。

本院は、予算委員長河村建夫君を解任する。

右決議する。

以下、その理由を申し上げます。

日ごろより、大変温厚かつ誠実なお人柄と、社会的弱者に対する深い共感を示す政治家として、与野党を超えて人望を集めてこられた河村委員長に対して、こうした決議の提案をせざるを得ないことを心から残念に思います。

今般、河村委員長は、平成三十年度の一般会計と特別会計の予算案審議に当たり、職権による理事会、委員会の開催を強行し、さらには、野党側に同意を得ることもなく、その予算案の採決を強行するなど、あるまじき委員会運営をされました。言語道断と言わざるを得ません。

この予算委員会審議に当たって、五会派は、予算委員会の審議で判明した、立法府のありさまをゆがめる余りにずさんな行政データとその恣意的解釈の是正を要請してまいりました。

その声に耳を傾け、立法府としてのあるべき公正な姿を目指すべき河村委員長は、十分な説明責任を果たさず、真摯に問題の指摘に向き合おうとしない安倍官邸、ひいては、国会で多数をなす自民党、公明党の意向をそんたくしてか、公平公正な審議の確保を怠られました。その委員会運営のやり方に対して、まず、断固として抗議いたします。

今日ほど、立法府のあるべき姿とは何かが問われているときはありません。その姿とは、国民に期待されている重要な三つの柱から成り立つものと考えます。第一に立法、第二に行政監視、第三に予算審議です。繰り返します。立法府のあるべき姿とは、第一に立法、第二に行政監視、第三に予算審議です。果たして、今百九十六国会の予算委員会のありさまは、その期待された三つの柱を揺るがせるものとなっております。

河村委員長は、本来、その期待された三つの柱をしっかりと支えるべきお立場でありながら、その役割を全く果たしておられません。その事実を指摘し、解任を求める理由を、以下、申し述べさせていただきます。

第一に、立法の観点からです。

立法の最も重要な役割は、社会問題を解決し、よりよい国家、社会をつくる手だてとすることであります。常に弱者への視点を忘れず、時に強者のおごりを戒め、ともに生きる基盤をつくるため、社会に潜在する不均衡をでき得る限り正していくことです。

しかしながら、二〇一二年暮れに始まる安倍政権の政治姿勢は、そうした原点からははるかに遠く、立法府のあり方そのものをゆがめるものであることを、本年一月二十六日にお亡くなりになった元自民党幹事長の野中広務さんが厳しく指摘をされております。

平成二十六年二月の十九日に参議院で開かれた国の統治機構に関する調査会で、議院内閣制における内閣のあり方について、野中広務先生は渾身の御発言をなさいました。以下、国政にかかわる私どもにとって、与党、野党を超えて耳を傾けるべきかけがえのない遺言と考えて、一部を朗読させていただきます。

以下、野中先生のお言葉です。

御承知のように、日本国憲法は、立法権と行政権をそれぞれ国会と内閣が担当することを前提に、内閣は国会の信任に依拠して形成され、維持されることになっております。

繰り返します。

内閣は国会の信任に依拠して形成され、維持されることになっております。

また同時に、内閣は、衆議院による内閣不信任案の可決又は信任案の否決には解散をもって応え、それ以外にも解散を行うことができるものともしております。それが我が国の議院内閣制の基本であると存ずるわけでございまして、今日では世界のモデルと言われておると聞いております。

しかし、ここ数年間、政治の実態を眺めておりますと、憲法が規定し、期待するものと相当に異なったことが平然と行われているように申し上げざるを得ないと存ずるのであります。具体的な指摘をいたしますと、議院内閣制における内閣のあり方というテーマについての意見となりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

内閣が議会の信任を得た多数、すなわち与党の政策を実現することは当然のことですが、しかし、多数決で信任されたといって、与党だけの内閣ではありません。議会が信任した内閣であります。そこで、大切なことは、与党の政策を実現するにしても、少数派の、すなわち野党の意見を表明させる機会を与えることは議会制民主主義の鉄則であります。さらに、必要とあれば、野党の意見を取り入れることも議会政治には期待されるところであります。

私は、第一次小渕内閣時代に内閣官房長官を平成十年の七月から平成十一年の十月までやらせていただきましたが、この間、参議院が与野党逆転で大変な苦労をしたことを今思い出しておる次第であります。

時の総理、今は亡き小渕恵三総理の政治信条は、自民党から選ばれた内閣という意識は全くなく、国会から信任された内閣だから、野党側の意見を徹底的に聞き、妥協できるところは妥協するという姿勢で臨んでこられました。もちろん、総理の信念のもとに、私も独裁政治のようなことができるといった発想を持ったこともなく、反対されても議院内閣制は与野党の国政を運営することが基本だという思いで政治にかかわってまいりました。

野中広務先生は、同時に、民主党時代についても御意見をお持ちです。きょう私がこれを読み上げるのは、現在の国会の状況が、与党、野党を問わず国民から問われていると思うからであります。

約三年三カ月続いた民主党政権において、議院内閣制の運用を見ますと、実態の面でいろいろな変化がございました。それは、国会論戦が、裁判所の論争のような特定の意図を持って政府側を攻撃することは、ルールの範囲で審議の行使です。これに対応する内閣側は、私たちの時代と違って、野党の主張を一旦包み込んで野党を説得的に反論するという方法でなくなってまいりました。最初から野党の主張は誤りであるという対応で内閣が行うという場面が多く見かけられたと存じます。

この結果、予算委員会の質疑などは民事裁判の法廷闘争のような雰囲気になり、著しく国民に不信感を抱かせてしまったという感じを持っております。これでは、議院内閣制の持つ国会と内閣の連携と均衡の機能を失わせしめるものでございます。

原因は、野党の質問が形骸化したこと。当時野党は自民党です。そして、内閣の答弁が理屈だけで野党に勝とうという、いわゆる論点をかみ合わせることがなく、意見の違いから共通なことを合意していくという議会政治の本旨が失われてきたと存ずるものであります。

中略。

平成二十四年の暮れに、自民・公明連立政権に交代をいたしてから、内閣のあり方について申し上げておきたいと思います。

民主党政権の時代に比べて、両院で与党が圧倒的に多数となり、野党側が少数で、なおかつ結束がされずに、与党との協議関係を結ぼうとする野党が存在する状況で、我が国の議会、議院内閣制の微妙な変化が始まってきたというように感ずるものであります。それは、与党と内閣の関係の希薄化と申せます。内閣、それも首相から突然に発信する重要政策などが与党で十分議論されていないという問題であります。これは、政党政治のあり方に問題となりますし、首相のブレーンが重要政策をまとめ、メディアを利用して正当性を国民にPRし、与党や国会での議論を形骸化するという傾向があらわれてきておると思うのであります。

特に、外交・安全保障問題や経済政策などについて、偏った立場のブレーンを集め、公的あるいは私的諮問機関で首相の主導される政策の事実上の確定を行っておるのではないかと考えるときが多うございます。時には内閣の内部調整も不十分となる傾向が出てきておると感じます。

議院内閣制という統治形態であっても、政策の内容を実質的に決めるのは諮問機関であり、ブレーン諮問内閣制です。そして、与党での議論と国会での野党の議論が形骸化していけば、議院制民主主義は機能不全となります。野党の状況もあり、今日相当な危険な状態、事態になっておると言えるのではないかと心配をしております。

野中広務先生は、この懸念を抱かれたまま天国に旅立たれました。私ども、残され、現在国政にかかわる者が、私はこの文章を何度読み直しても、本当に、今の私どもの議院内閣制のありようをかほどに的確に御指摘されたものはないと存じます。どうか、与党の皆さんも、もちろん私ども野党もそうでございます、議院内閣制とは何か、私たちの守らねばならないものとは何か、胸に手を当てて、しっかりと野中先生の言葉を思い起こしていただきたいとまずお願いを申し上げます。

今日相当な危険な状態、事態になっておる、そう野中先生は言われました。こうした国会と内閣の危機に対して、私ども立憲民主党は、昨年十月の安倍総理による解散権の濫用によって行われることになった衆議院選挙で、真っ当な政治を掲げて立ち上がり、立憲主義の原点によって国民の中に深く分け入り、国民の声に耳を傾けながら、草の根の民主主義の実践を始めたところでございます。

今、国民の多くが、原発をなくすこと、震災後七年たってもなお帰れないふるさと、小学校には子供の姿もないふるさと、かわりに田んぼに子供のかかしを立てて、せめて子供らのことを思う人々の心。果たして、私どもの国が向かうべき次の時代、次の社会、次のエネルギー政策とは、そのリスクを負い切れない原発ではなくて、新たに、躍動的な、再生可能エネルギーに向けての大胆な一歩と信じ、国民各位の御理解を仰ぎながら、今、全国行脚を繰り返しております。

こうした努力は、単に立憲民主党だけではありません。それぞれの会派が、創意工夫に基づいて、どのように国民の意見を国政に反映させることができるか、日々心を砕く毎日であると信じております。

しかし、安倍政権の今国会での目玉法案である働き方改革関連法ではどうでしょうか。国民の現実を直視し、その声に誠実に耳を傾けたものにはなっておりません。

この法案に対して、過労死された方々の御遺族

が強く反対され、政府に再考、出し直しを求めておられることは、安倍総理も重々御承知のことと思います。

過労死として労災認定を受けた方々の数は、企画業務型裁量労働制への適用拡大後の平成十四年ころから増加し、平成二十八年度で二百五十三人に上り、リーマン・ショック時の平成二十年の三百十三人以降もずうっと高どまりをしております。リーマン・ショックは去っても、命を賭して働かねばならない人の数が減っていない、このことを、経済政策にも国の外交政策にも、あらゆる責任を負われる与党はもっとしっかりと受けとめて、現状打開のために何をなすべきかをお考えになるべきです。

二〇一五年十二月に過労死された高橋まつりさんは、まだ二十四歳で、女性としても社会人としても、これからが人生を充実させていくそのやさきのことだったと思います。お母様のお悲しみはいかばかりか、我が子を失うことは、我が命を失うこと以上の苦しさであります。そのことに皆様はどこほど思いをいたしておられるでしょうか。

また、二〇一三年の夏の参議院選挙の取材で月百五十時間を超す残業が重なっていた三十一歳のNHK記者、佐戸未和さんの突然死が過労死として公表されたのは二〇一七年であり、安倍総理が掲げる女性活躍の裏側でこうした不幸な現実が進んでいることは、ひとえに労働政策の誤り以外の何物でもありません。

もちろん、過労死は、津波と並ぶ、世界に知られた日本語で、恥ずかしいことでもあります。同時に、その犠牲者はあらゆる年齢に広がり、いずれの御家族の悲しみも癒やされることがありません。

加えて、近年の過労死の増加は若年層にも及び、女性の過労死が社会問題化しましたが、男女別の過労死のデータがとられることになったのはつい最近の二〇一四年からのことであり、まだまだ政策を充実させていくための実感に迫る調査がなされているとは到底思われません。

女性の方が、より多くの時間を家事や生活を支えていくものに回している現実の中で、労働時間も長く、家事の責任も負い、子育て、介護、あらゆるものが覆いかぶさってくる女性たちの悲鳴が皆さんには聞こえないでしょうか。女性活躍とは、そうした女性を、本当に我が国の貴重な貴重な人材として守っていくことに、まず第一、あるはずと思います。

くしくも、男女雇用均等法と労働者派遣法は、昭和六十一年、一九八六年に施行され、女性たちは母性保護の多くを奪われる一方、結果的には働く女性の何と六割が非正規雇用となり、多大な努力の末に正社員となった女性たちは、仕事のために必死に我が身を忘れて働き、ついには力尽きるのです。

働く女性はこうして二極化され、低賃金の非正規あるいは身分不安定な派遣、その一方で、身をそぎ落としてキャリアアップを目指さなければならない正社員となっていることは、ジェンダー差別が厳然としてある日本ゆえ、女性に顕著ですが、男性もまた強いられている構造だと思います。

そんな中で、安倍政権が提出を目指している働き方改革関連法は、裁量労働制のさらなる対象拡大を目指したものなのです。

もしも、それがよりよい社会をつくるために必要なのであれば、積極的にデータを開示し、その審議を進め、建設的な議論をすることが、真っ当な国会のあり方であると言えましょう。

しかるに、この間の加藤厚生労働大臣始め安倍総理の姿勢は、そうした、謙虚にデータに向き合い、与野党の知恵を集めてよりよい働き方をつくろうとするものとは百八十度異なり、あげくの果てには、審議不十分なまま強行採決が行われました。極めて残念です。

そもそも、裁量労働制が導入された一九八七年以降、一体どれくらいの労働者がそうした制度のもとで働いているのか。裁量労働制もまた派遣労働と同様にその対象を拡大してまいりましたが、果たしてその制度のもとで働く労働者の男女の比率、労働時間がどうなっているのかを示すデータは全く存在をいたしておりません。労働時間はもちろんのこと、そもそもの、こうしたジェンダーも見据えた統計がないことも大きな問題であります。

加えて、裁量労働制は本人契約時の自覚がない場合も多く、裁量労働制による過労死の実態把握も困難で、労災認定につながりづらいことから、判明したものは氷山の一角とすら言えます。

安倍総理が答弁する、保育園の送り迎えが容易になるなどの答弁は、到底、働く女性たちからは、一体何を根拠にそうした御発言があるのか、想像もつきません。女性たちは、待機児童問題でも、また、今、派遣あるいは期間限定の雇用でも、不安定、低賃金。まして、母子家庭ともなれば、三つも四つも仕事をかけ持って、子供を保育園に迎えに行くことすらかなわず、親子でいる時間は剥奪されている。その実態を知った上での、保育園の送り迎えが可能になるでしょうか。

私は、余りにも総理が、こうした実態を御存じない、あえて言えば無知、このことに心から憤りを感ずるものです。

一方で、恣意的な比較データから始まり、専門家でなくても一見してわかる誤りまで、次々と、今や四百件にも及ぶ間違いが判明し、加藤厚生労働大臣すらそれを認められています。しかし、その全ては、実は、予算委員会で野党の委員一人一人が、膨大な資料を読み解き、点検し、明らかにした結果であります。厚生労働省からは、間違いでしたと非を認め、訂正、謝罪したものは、これまで一件たりともありません。

その最たるものが、安倍総理が一月二十九日に衆議院予算委員会で行った、平均的な方で比べれば、裁量労働制で働く人の労働時間は、一般労働者よりも短いというデータもある旨の答弁です。これは、この三年間、政府・与党によって繰り返され、多くの答弁をされた閣僚の皆さん、塩崎大臣もそのような閣僚のお一人でありました。心からそう信じておられたんでしょうか。

私たちは、このデータを見れば見るほど、なぜこのように恣意的に、捏造と言われる状態にすらなったのか。事は、どこやらの審議会か外部有識者会議から押しつけられたものでないのか。本当に疑念を強めております。

そもそも、この答弁は、一般労働者には最長の残業時間を尋ねる一方で、裁量労働者には単に労働時間を尋ねてそれを比較するという、当然比較にもならないものを全く恣意的に比較して、多くの答弁に利用されました。

そして、この欺瞞に満ちた答弁も、実は、長妻昭、我が党の政策審議会長が総理に対して問いただした中で明らかになったものでございます。

労働者を守るべき厚生労働省が、労働者が長時間労働を強いられ、過労死が起きている実態を無視し、その是正こそが必要であると誰もが認識している今、その認識をも無視する形で、否、根拠となるデータをねじ曲げるやり方で、働き方改革と称して、長時間労働を強いられる状況にある労働者にまで裁量労働の対象を拡大していく法案を出そうとしているのです。

裁量は誰にあるのでしょう。使用者側の裁量で

働かせ放題、残業代ゼロ、これがまさしく現下の裁量労働の、多く労働者を苦しめる実態であります。労働者にどこほどの裁量権があるのか、お調べになったことはあるのでしょうか。この調査、単に時間だけでなく、どのような契約のもと、どのような働かせられ方があるのか、これをまず明らかにすべきではありませんか。

この間の激しい野党の追及によって、本日午前中の予算委員会では、安倍総理は、実態把握をしない限り前には進めないと御答弁をされましたが、果たしてそれは、野党が求めております再調査や、あるいは労働政策審議会への差戻し、法案の出し戻しでなくては、何ら意味がありません。実態把握と称して自分たちの恣意的な項目だけを並べるのであれば、今の捏造データと何ら変わりのない結果になると思います。求められているものは再調査であり、労政審への差戻しであり、法案の再提出であります。

与党の皆さんは、このことを肝に銘じて、党内の、与党内の論議をしっかりと行われ、安倍総理が国民の不興を買うことにならないよう、しっかり与党の責任を果たされるべきだと思います。それでこそ、野中先生の御心配も一つクリアされるかもしれません。遅過ぎることはありません。まだ法案も出されておりません。十分な調査を皆さんにはなさる時間があるのです。ただ、その気持ちがなければ調査はされません。思いのない者、意思のない者に政治はつかさどることができない、このことが、野中先生が皆さんに残した言葉であります。

私は、健全な野党と、そしてきちんとわきまえを持った与党が、この国を更によりよいものにしていくと信じてやみませんので、今笑われた与党の皆さんは、みずから何をなすべきか考えていただきたいと思います。笑っている場合ではないのです。人の死がかかわり、多くの悲しみが降り積もって、今や日本の社会が過労死だらけになっているということに、もっともっと思いを深くしていただきたいと思います。

河村予算委員長は、予算委員長として責任を持って、この明らかになった行政府のデータ問題を正すことができて初めて、予算委員長としての役割が果たせたと言えるのではないでしょうか。また、その役割を果たすことなく審議を打ち切った以上、私たちは、辞任していただくしかないと考え、解任を求める決議の提案をいたしました。本当に、繰り返しますが、残念です。

第二に、国会の役割の一つ、行政監視の観点から、河村委員長の解任を求める理由を以下述べさせていただきます。

一つ。行政監視の観点からの役割の一つ。首相による撤回、謝罪の対象となったデータについて、詳細な説明をせよと求めた私たちに対して、厚生労働省が予算委員会に出してきた資料は、黒塗りの、ノリ弁当以上の真っ黒け、何の説明にもなっていない不十分なものでした。情報公開すらなされていない、厚生労働省として恥ずかしい限りだと思います。

また一つ、驚いたことに、労働政策審議会にも、何の説明もつけずにあの誤りだらけのデータを提出されていたこと、これも予算委員会の中で判明をいたしました。ところが、厚生労働省は、労働政策審議会の専門家であれば、データを正確に読めたはずだとまでおっしゃいました。自分たちがしっかりしたデータも出さずに労政審の審議を仰ぐこと自体がそもそもの誤りであるにもかかわらず、誤ったデータでもちゃんと読めとはどんな厚かましい要求であるのか、恥を知れと言いたいと思います。

一つ。労働政策審議会は、厚生労働省設置法に基づいて、厚生労働大臣が任命し、労働政策に関する重要事項の調査審議を行う機関であり、内閣提出法案の民主的なプロセスの一つと考えられています。そこで恣意的なデータの出し方をして、働き方改革と称して裁量労働制の対象を拡大しようとした厚生労働省。そして、それがそのまま首相の国会答弁に使われるという事態まで引き起こしています。

総理は、事務方の責任であるやに言いますが、御自身がこのデータをごらんになったとき、おかしいと思われなかったのでしょうか。さほどに裁量労働制の実態を御存じないのかと思います。数々の答弁をされた大臣の皆様にも、裁量労働制の方が短い場合もあるということが答弁としてどう成り立っているのかを御自身で考える、それが政治家の国民に対しての姿勢であると思います。

官僚の書かれた答弁をうのみにし、また、それがたくさんの捏造に基づく答弁であったことすら見抜けず、そうであれば、一体この国会は、政治家は、何のためにあるのでしょうか。

また、果たしてそれは、働き方改革を売り物にしようとする総理が望まれたそんたくなのかとすら思ってしまいます。（発言する者あり）あるいは、そうです、総理の指示なのかという御指摘もありました。そう聞きたくなるのが、私たちの偽らざる思いであります。

審議会は官僚の隠れみのであると言われてきました。今となっては、官僚の隠れみのなのか、官邸の隠れみのなのか、そんたくの館となってしまったのか、はたまた、おどろおどろしいどんな意思が働いたのか、国民としては不可解きわまりない事態であります。

審議会は、建前上、民主的な政策決定プロセスであると標榜されています。しかし、今となっては、その建前もかなぐり捨て、専門家にばれなければ不適切なデータを潜り込ませ、誤った根拠に基づいた立法を官邸主導で行うことができる場になってしまったのでしょうか。

これほど内閣提出法案をばかにした話はありません。そして、それは同時に、立法府である国会をばかにした話でもあります。

立法府での審議プロセス以前の、行政府での審議プロセスもいいかげんだったことになります。立法府での審議プロセスでも、厚生労働省は、ねじ曲がった事実を根拠にして、働き方改革と称して内閣提出法案と称しているのですから、行政も偽りの上、そして立法府にも砂上の楼閣のような偽りのデータを示して、一体何をしようとしているんでしょう。

本来、強大な権限を持つ予算委員長は、立法府で最大の国政調査権を有している方と言っても過言ではありません。予算委員会の良心と言っても過言ではありませんし、また、その権限をお持ちの方でもあります。健全な行政監視の役割を果たすべき職責を持ちながら、それを発揮されないのであれば、解任を求めるしかありません。

行政監視の観点から、その他の問題も枚挙にいとまがありません。

安倍総理が、学校法人森友学園に関し、私や妻がこの許可あるいは国有地払下げにかかわっていたら総理大臣も国会議員もやめると答弁されたのは、昨年二月の予算委員会でした。

以来、一年が経過しますが、ついに、ことしの二月二十日の衆議院予算委員会で、我が党の逢坂誠二議員の質問に対して安倍総理は、私の妻が森友学園の国有地についてかかわっていたのは貸付けの段階だと、関与を認めました。もともと、国有地売却の話が、貸付けを求めるところに介在し、しかし、それは、総理は、売却にはかかわっていないからという詭弁を弄して昭恵夫人の関与を否定する。

物事は流れの中にあります。貸付けから、さらに売却、さらにごみ。ごみも、本当に撤去に費用を要するものであったということは、何ら実証されておりません。にもかかわらず、八億円もバーゲンセールをする。多くの国民が税金を払うこの季節に、余りにも特権的、なおかつお友達的な采配は、国民にとっては大きな失望であり、政治への不信を抱く何よりの事柄と思います。

事実、このことを答弁された佐川局長は、いまだにホテルから各役所、職場に通うという、極めて逃げ回るような姿勢。国民への説明責任を欠き、本来の自分の役割を正々堂々と言えない事態が発覚をしております。この問題は、昭恵夫人と財務省の関与なしには起こり得ないことでした。

また、質問主意書への答弁の中で、安倍内閣総理大臣の夫人が内閣総理大臣の公務の遂行を補助すると職務が定義されている昭恵総理夫人付の職員がおられて、ファクスのやりとりをしてきたこと、このことも既に明らかです。

そのことは、財務省理財局長が中心となって、存在しない、ない、ないと言い続けてきたにもかかわらず、ことし二月九日になって財務省が新たに提示した財務省総括法務監査官の二十件の文書が証明したも同然であります。

この間、昭恵夫人や佐川元理財局長の証人喚問を、野党は国民への説明責任の観点から徹底して求めてまいりましたが、与党はこれに一切応じておりません。職権を発揮するとしたら、本来は、国有財産をめぐる問題を解明するためにまず発揮すべきところ、河村委員長には、その姿勢がみじんも見られませんでした。

加計学園問題も同様です。加計孝太郎さんの証人喚問も含め、理事会の場で真摯に協議を行うよう求めた数々の要求事項について、全くのゼロ回答という与党側に対し、河村委員長は、何のリーダーシップも発揮されませんでした。果たすべき役割が果たされないのであれば、予算委員長の職を辞していただくしかありません。

第三に、国会の役割の一つ、予算審議の観点から、河村予算委員長の解任を求める理由を述べます。

そもそも、解明すべきデータを整理し、説明責任を負わせるべき証人を喚問して立法府としての役割を果たすことに力を注げば、この予算委員会のように、多くの時間を、森友学園問題、あるいは厚労省のずさんデータ問題に使わずとも、本来のあるべき予算審議にもっと時間を割くことができたはずであります。その意味で、采配の誤りが大事な予算審議をないがしろにさせていること、このことも、委員長の役割を大きく欠いているものと思います。

本来の一般会計と特別会計予算の審議の内容は、ともに時間も全く不十分なままで、衆議院での採決をひたすら急ぐ姿勢は、決して許されるべきものではありません。

今回提案されている一般会計九十八兆円の歳入を見てみますと、国民からいただく税収は五十九兆円で、その六割にすぎません。三割をなす三十三兆円は、国債、つまり借金です。一方、歳出の三分の一は社会保障関係費三十三兆円で、昨年より五千億円増、二十三兆円強は、過去に発行した国債の元金償還と利払いに使われています。

国債発行は、国債を買う富裕層に、未来世代の歳入から利息つきで償還することを意味します。いかに次世代への配慮を欠き、また、若い世代に過労死が広がることに目を向けずに、ひたすら働かせ方のみを考える政府の、この予算の審議における不誠実も指摘しておかねばなりません。

今の私たちが二十三兆円強の国債の償還に追われて、本来の税金の使い道が縛られているように、これからの世代が、三十三兆円もの新たな国債発行に縛られ、やがて将来世代の税の使い道を大きく縛ることを意味しております。

また、同時に、この予算委員会では、いまだに事故処理に膨大な費用を要している福島の原発の処理費用も論議されず、ほとんどが国税を投入しながら行われているにもかかわらず、原発は安い安いと今もふれ回り、そして本当に変えるべき産業政策にも言及されずに終わったと思います。

私ども立憲民主党は、原発ゼロ法案を提出いたしました。次世代への責任と心得ております。これに対しても、無責任のそしりを口にされる閣僚がありますが、どちらが無責任か、よくお考えになるべきであり、私たち立憲民主党は、この論議が国会で活発に行われることを心から願い、野党と与党の本当の論戦の場としたいと思っています。

そして、そうした中、安倍総理は、第二次政権以降、連続して防衛関係費と公共事業を増大させ続けておられます。

安倍政権になって特徴的なのは、その中でも、特に防衛費であります。予算委員会でも何人かの方が取り上げられましたが、まだまだ時間の不十分ゆえ、その構造的問題が明らかにされず、しかし、アメリカと口約束の先払いのＦＭＳ、有償軍事援助の名のもとで、米国の軍事産業の武器を、米国政府を通して、米国の言い値と条件で買う約束をして、新たな戦闘機やミサイル防衛装備の購入方針が、国会審議にかける前に閣議決定されているという、まことにいびつな国会軽視のありさまであります。

この国の防衛の姿を決めるのは、主権者たる国民であります。日本国憲法の言う主権在民はここでもまたないがしろにされ、勝手な閣議決定、中身の審議は不十分、借金が山のように積もり積もっていく、このことも指摘せねばなりません。まさに、トランプ大統領の要求する、バイ・アメリカン、アメリカ製品を買えというその言に踊らされている、今の安倍総理の姿そのものです。

一方で、戦闘機の事故も相次いでおります。沖縄でも、また佐賀での自衛隊機、あるいは青森三沢でのあの燃料タンクの放棄事件、いずれも深刻な、国民の安全と安心を奪う、そうした、空を見れば、窓枠が落ちてくるあるいは燃料タンクが落ちてくる、そんな中に私たちが暮らしていながら、日米地位協定の改定一つ言い出すことができない弱腰の外交で、果たして日本の主権も、国民の血税も、全てアメリカの言いなりであると言って過言ではないと思います。

特別会計の三百八十九兆円の審議も全く不足しております。強調しますが、本来解明すべきデータをさっさと厚生労働省の官僚に説明をさせ、過ちを正し、問題となった法案、準備される法案の撤回の上で、再調査をして、再提出に事を運べば、本来は、あの国会での審議がこれほどに押し詰まることもなかったし、また、重々の予算の審議が行われてきた。それこそ立法府としての役割を果たすことであります。

逆に、行政府のいいかげんなデータが、立法府の予算そのものの審議を食い荒らし、私たちの審議権を奪ったとすら言える事態は、河村委員長の采配の不手際であると思います。

加えて、質疑に際しての河村委員長の対応は極めて不適切でした。その最たるものは、二月十九日、厚生労働省の極めて不備の多い裁量労働制に関するデータ問題について、野党側が加藤厚生労働大臣の不十分な答弁を指摘し、抗議の意思表明で退席をした際の対応です。

河村委員長は、この際、事態の打開に動こうともせず、休憩もさせず、無所属の会の黒岩議員、

金子議員の質疑時間をいたずらに経過させ、両議員の発言の機会を奪いました。

私たち国会議員には、国民の代表として質疑をする権利があります。こうした時間の浪費によって奪われた金子議員並びに黒岩議員の質問権は、今や取り戻すことができない。本当にこのような運営がまかり通れば、国会は死に体になると思います。

そもそも、予算委員長を含め常任委員長は、国会法に定める各議院の役員であり、厳正、中立、公平な立場で委員会運営に当たるべき立場にあります。そのことは、先ほど朗読させていただいた野中広務さんの、与党、野党の役割とお互いを尊重した上の審議ということにもつながってまいります。

河村予算委員長も、昨年十一月の委員長就任に際しては、議会制民主主義の本旨にのっとり、公正かつ円満な委員会運営に努めてまいる所存と、委員会運営に当たって決意を表明しておられます。

公正かつ円満だったでしょうか。不公正、恣意的、質問をさせない、これではとても委員長としての運営を是認することができないのです。

このような予算委員会のありようを国民の期待に応えるものに転換させるために、私どもは、河村建夫予算委員長の解任を提出いたしております。

以上の理由をもって、重ねて、予算委員会、河村建夫君の解任を強く求め、提案理由の説明を終わりとしたいと思います。

議員各位の御賛同を心よりお願いして、国会の機能を取り戻すためにともに頑張っていきたいと思います。

終わりです。ありがとうございます。（拍手）

○**議長（大島理森君）**　討論の通告があります。順次これを許します。田中和徳君。

（田中和徳君登壇）

○**田中和徳君**　自由民主党の田中和徳です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました予算委員長河村建夫君解任決議案に対しまして、断固反対の立場から討論を行います。（拍手）

平成二十四年十二月の第二次安倍内閣の発足以来、政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のアベノミクス三本の矢を一体的かつ強力に推進し、さらに、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障という新三本の矢を打ち出し、アベノミクスは第二ステージに進んでおり、これらの取組によって、史上初めて四十七全ての都道府県において有効求人倍率が一倍を超えるなど、雇用そして所得環境は大幅に改善し、経済の好循環は着実に回り始めています。

安倍内閣は、このような経済の好循環をより確かなものとして、持続的な経済成長を実現するために、昨年十二月に、新しい経済政策パッケージを取りまとめ、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の長期的な課題に立ち向かっていく方針を示しました。

平成三十年度予算は、これまでの歳出改革の取組を強化しつつ、人づくり革命や生産性革命を始めとした現下の重要課題に重点を置いた予算であります。

特に、人づくり革命については、人生百年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充することとし、保育の受皿の拡大と保育士の処遇改善、幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の拡充等の措置が盛り込まれております。

言うまでもなく、国民生活にとって、これらの重要かつ密接に関係する諸政策が一刻も早く実行できるよう、平成三十年度予算を早期に成立させるとともに、必要な立法措置等をできる限り速やかに講じていくことが、国民から負託された重責であることを、我々全ての国会議員は、この際、改めて肝に銘じる必要があるのではないでしょうか。

それにもかかわらず、維新を除く野党から今回提出された予算委員長の解任決議案は、国民生活の向上にとって極めて重要な平成三十年度予算の審議をあえて政局化させて、その成立をいたずらにおくらせることを目的としたもの以外の何物でもありません。このような国民生活を人質にとるような暴挙は断じて許されないということは、誰の目にも明らかであります。

我が与党としても、同じ国会議員の立場から、このような事態を国民に対してまことに申しわけなく存じております。

河村委員長は、昨年十一月の予算委員会における就任挨拶で、議会制民主主義の本旨にのっとり、公正な委員会の運営を図ってまいる所存である旨を述べておられます。

その重い言葉のとおり、河村委員長は、常に、理事はもとよりオブザーバーにも丁寧に意見を求めるなど、全会派の主張や意見に真摯に耳を傾け、野党もより納得いくような理事会や委員会の運営を行うべく、まことに誠心誠意、一心不乱に努力されてきたところであります。

さらに、野党が求め続けた集中審議の実現に向け、与党側や政府との調整等にも、我々与党が恐縮してしまうほど、全身全霊で当たられたのでございます。

河村委員長が各会派の主張に対し誠実に対応されてきたことは、野党の諸君が実は一番よく御承知なのではありませんか。自分自身の胸に手を当てて、いま一度、思い出していただきたいと思います。

無論、政治の世界ですから、与野党の主張が平行線をたどるときもあります。今回の予算委員会におきましても、そうした状況はありましたが、河村委員長はその都度、与野党双方にさらなる協議を求め、妥協点の模索を促すなど、極めて丁寧な運営に腐心し、円満かつ円滑な委員会運営を実行されてきたのであります。

また、河村委員長は、委員会の審議中においても、野党の質疑者が政府の答弁が不十分と主張した際には、野党側の意見に真摯に耳を傾け、その上で公正に判断し、必要があれば、再度、政府に答弁を促しておられました。

このように、河村委員長は、就任挨拶でのお言葉のとおり、公正な委員会運営を実践してこられ、与野党双方の主張を公正中立な立場で聞き、予算委員長としての職責を公正に果たしてこられました。

このようなすばらしい河村委員長に対し、解任決議案を提出することは、余りにも荒唐無稽な暴挙であり、維新を除く野党の諸君は、みずからの行為を恥じるべきであります。

温厚篤実にして人情味にもあふれ、幅広い分野に精通して、識見、経験ともに大変豊かな河村委員長に対し、全く理不尽な理由で委員長職の解任を求める諸君の態度はまことに失礼であり、我々与党は、断じてこれを許すことはできません。

以上、申し上げました理由により、本解任決議案に断固反対を表明するとともに、公平な委員会運営に細心の配慮を続けてこられた河村委員長の御労苦に心より敬意を表し、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　青柳陽一郎君。

〔青柳陽一郎君登壇〕

○青柳陽一郎君　立憲民主党の青柳陽一郎でございます。

私は、ただいま提案されました予算委員長河村建夫君の解任決議案に対して、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

河村委員長、今から三年前の二〇一五年二月十六日、この日を覚えていらっしゃいますでしょうか。河村委員長は、この場所に立ち、本院議員として在職二十五年の永年表彰をお受けになりました。今は亡き町村議長から、常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた、この功績を多として表彰をされたわけであります。

同時に十二名の議員の皆様が受彰されましたけれども、河村委員長が代表して、この場所で、議場にいる議員に対し、次のように発言されました。

折に触れて叱咤激励を賜った全国各地の方々に深く感謝する。ひたむきに議員活動に取り組むことは、党派を超えて、皆気持ちは一つ。私の政治信条は、至誠通天であり、何事にも誠を尽くし、誠心誠意事に当たることだ。そして、傍聴席にいらっしゃる御夫人に、深い感謝の誠をささげ、全力で国家国民のために政治活動に邁進する、このことをお誓いになりました。

私は、三年前、この河村委員長のスピーチにとても胸が熱くなり、感動したあのときのことをこの瞬間も鮮明に覚えています。

しかし、今、河村委員長の予算委員会における議事運営を間近で見て、あのときの感動は、今や完全に失望に変わってしまいました。

本日、河村委員長が演説した同じ場所で、河村委員長解任決議案に賛成する討論を行わなければならないこの状況を、私は、非常に悲しく、残念に思っています。

河村委員長には、こうした思いを持つ野党議員がいることをぜひ自覚していただき、委員会運営を回想し、猛省を促し、みずから辞任することを求めたいと思います。

河村委員長は、国政上の重要案件を扱う予算委員会の長としての役割を全く果たそうとせず、国民の声を聞く姿勢、委員会で指摘された多くの疑問や懸念、疑惑の解明に全く関心を示すことなく、官邸や政府・与党ばかりをそんたくし、ただただ審議時間をいたずらに経過させようとすることが自身の役割であるかのような委員会運営に徹し、公正かつ円満な委員会を心がけたとは到底言えません。

委員長自身が誓った国民の声を聞く姿勢、これを少しでも取り戻していただきたいと思いますが、時既に遅く、もはや河村委員長のもとで適正な委員会運営を期待することはできません。

特に本日の委員会は、これまで各委員が質疑で求めてきた資料や政府見解が提出されていない、このことだけでなく、証人喚問や参考人招致が全く実現していない中での委員長職権による委員会開会、委員長職権による予算案の強行採決は、言語道断、断固として抗議いたします。これこそ、与党による数のおごりそのものであり、強行採決を実行した委員長の解任を強く求めます。

実際の予算審議は、議論が尽くされないまま、骨抜きになりました。

今国会は、安倍総理みずから、働き方改革国会と銘打って改革したものです。その目玉法案として位置づけている働き方改革関連法のもとになるデータが全くのでたらめ、間違ったデータを用いて、総理も厚労大臣も、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもあると答弁いたしました。

データが明らかに間違っていると判明した後も、答弁は撤回してもデータは撤回しないという全く意味不明な答弁と対応に終始し、さらに、官房長官に至っては、データの間違い発覚後も、法案の今国会提出を予定どおり行うと述べるなど、政府・与党の国民無視の姿勢はとどまるところを知りません。

本日の予算委員会において、我が党の逢坂議員の質問に対し、安倍総理は、きっちり実態把握をしない限り、政府全体として前に進めないと答弁しました。これは、我々野党が要求していた再調査に事実上応じるに等しいことであり、そうであれば、現在準備している法案は撤回すべきだと思います。

また、政府は、データを精査すると言いながら、実態は、我々野党がデータの間違いを指摘して、政府がそれを追認する、こういうありさまです。本日までに四百件以上ものデータ間違いが発覚し、我々野党が精査すればするほど、間違いだらけ、間違いがふえ続けているのであります。

この予算委員会の答弁で、安倍総理や加藤厚労大臣はたびたび、精査する、精査中、精査している、こういう答弁を繰り返してきました。しかし、今精査すべきは、安倍政権そのものであり、河村委員長の委員会運営そのものではないでしょうか。

また、予算編成や政策立案の基本方針であるEBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メーキングをみずから否定する安倍政権の対応や、政府答弁が答弁の体をなしていない場面がたびたびあったにもかかわらず、河村委員長は適切に答弁するよう促すことはほとんどなく、早く審議を進めることのみに尽力している姿勢は、断じて容認できません。

裁量労働制のもと、何人もの方が過労死で命を絶たれました。いつになれば、過労死という言葉がなくなるのでしょうか。

この法案は、人の命がかかっているのです。それにもかかわらず、政府・与党、予算委員長のとても残念な対応は、立法府としても、国会議員としても問われる事態ではないでしょうか。

その証拠に、与党からも多くの疑問や懸念の声が上がっているではないですか。これは当然のことだと思います。この当然の疑問や懸念に河村委員長は全く応えることなく、職権で委員会を立て、職権による強行採決を行ったことは、本当に許せない行為で、これは解任に値します。

そして次に、森友学園の問題です。

どうしてこのような事態になったのか、事実はいまだ明らかになっていません。真相解明には、これまで虚偽答弁を続けてきた佐川長官や、当事者である安倍昭恵夫人の証人喚問は必要不可欠です。

予算委員会の審議で、多くの委員からたびたび証人喚問要求や参考人での招致要求がありましたが、委員長は、こうした要求に一切応じることなく、事実を隠蔽する政権に加担してしまっています。一方だけを喚問し、真相解明を避けて、真実を国民の前に明らかにしようとしない政府・与党、河村委員長の委員会運営には、疑問符をつけざるを得ません。

確定申告が始まって以降、多くの国民が全国で国税庁に押しかけました。いつまで、佐川長官隠し、安倍昭恵夫人隠しを続けるのでしょうか。これが本当に適材適所の人事なんでしょうか。

国民は怒っています。重ねて、委員長の解任を求めます。

こうした問題以外にも、河村委員長の職責が問われる事案は数多くあります。一つ一つ挙げれ

ば、枚挙にいとまがありません。これらの責任は大変重大であり、河村委員長がその職責を果たしているとは到底言えません。

以上の理由から、河村委員長解任決議に賛成し、国民の声を真摯に聞き、公正かつ円満な委員会運営を行う委員長を新たに選任することを求めて、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　後藤祐一君。

〔後藤祐一君登壇〕

○後藤祐一君　希望の党の後藤祐一でございます。

私は、希望の党・無所属クラブを代表して、河村建夫予算委員長に対する解任決議案に賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

河村予算委員長は、この予算案審議の最大の争点である裁量労働制のデータに関し、野党から求められた資料がまだ提出されていないにもかかわらず、また、当然必要な再調査を決めることもなく、本日の予算委員会の開催と予算案の採決を職権で決定いたしました。言語道断であります。予算委員長として河村委員長は不適格であると言わざるを得ません。

以下、その理由を申し上げます。

世論調査によれば、国民の約六割が裁量労働制の拡大に反対しております。裁量労働制の適用拡大を法案として提出するのであれば、説得力のあるデータを示す説明責任が政府にはあるのではないでしょうか。そして、委員長には、政府に説明責任を果たさせる責任があるのではないでしょうか。

しかしながら、委員会の質疑においては、裁量労働制に関し、少なくとも延べ九人の委員から十四の資料提出要求を理事会で協議しますと引き取ったにもかかわらず、河村委員長が政府側から提出させたのはわずか二つだけであります。

本日の予算委員会でも、安倍総理は、実態把握をしない限り政府全体として前に進めないと答弁されました。精査、自主点検、実態把握、取り繕う言葉が乱発され、混乱のきわみではないでしょうか。

本日午後の野党合同ヒアリングの場においても、厚生労働省の現場の責任者に、きょう総理が答弁で言った実態把握とは一体何をすることですか、自主点検との関係はどうなっているんですかと我々が伺っても、何ともお答えできないという状態であります。

きょうは予算案の採決を強行した日ですよ。そんな日に、現場の厚労省の課長が答えられない。こんな大混乱の状況で、人の命にかかわる制度改正を強引に進めていくのが厚生労働省なんでしょうか。そして、それをやすやすと容認するのが国会なんでしょうか。

少なくとも、裁量労働制で働く方々に直接聞く形での徹底した再調査を行うことでしか、国民は納得しないのではないでしょうか。にもかかわらず、河村委員長におかれては、この再調査を求めることなく、採決を強行したわけであります。国民の命を守る政治としての責任放棄ではないでしょうか。

政府・与党と野党が裁量労働制に関し立場が異なるのは当然でありますが、委員長は、中立の立場に立ち、必要な資料を委員会に提出させ、議論を深めていく、すなわち熟議の場とすることが最大の責任であります。しかしながら、河村委員長には、そのような積極的な姿勢はついぞ本日まで見られませんでした。

過去の名委員長と言われるような委員長は、政府側に厳しい対応を迫り、結果として与党の懐の広さを見せることで、国会の権威と与党としての責務を両立させてきたのではないでしょうか。河村委員長は、長い政治経験がおありで、良識ある政治家だと思っていますが、今回の予算委員長としての仕事ぶりは、残念ながら、そのような懐の広さが全く見られませんでした。至極残念であります。

また、森友問題についても、佐川国税庁長官、安倍昭恵夫人らに対するたび重なる証人喚問や参考人としての招致要求に応じなかった委員長の責任も重大であります。

中でも、佐川国税庁長官は、今も行われている確定申告の現場に現に混乱をもたらしており、世論調査においても、佐川氏を証人喚問する必要があると八割近くの国民が回答しております。その国民の思いを代表し、今国会だけで少なくとも延べ十四回の招致要求がなされたにもかかわらず、河村委員長は真剣に取り合うことはありませんでした。結果として、安倍総理に忠誠を誓い、そんたくする官僚は昇進するというあしき人事慣例が昨年できてしまいました。

これに対し、国会は本来、佐川長官を証人喚問することでこういった慣例に厳しく監視すべきところを、逆に、総理にそんたくする官僚は国会すらも守ってくれるんだ、こういうあしき慣例をまさに今回つくってしまったのではないでしょうか、皆さん。

河村委員長の責任は極めて重く、政府を監視する国会の責任を放棄するものであります。

予算委員会質疑中の現場における河村委員長の議事運営のあり方にも、不公平さが目に余ります。

まず、安倍総理や加藤大臣らが質問に対して答えていないと思われるような場面で、野党の理事が委員長席に歩み寄って抗議しているにもかかわらず、なかなか速記をとめない。結果的に質疑時間の浪費につながるということが、例年に比べても、ひどいものがありました。答弁が難しい質問こそ、核心をついた質問であり、その後ろには国民がいるのであります。

さらに、不規則発言に対する注意についても気になります。

議場が騒然となったときはともかく、安倍総理からやじを注意するよう促されて、その都度委員長が注意するのは、安倍総理に委員長が味方しているように感じられてしまいます。委員長は、総理のすれ違いの長答弁に対し簡潔な答弁を求めるべきなのに、河村委員長からそのような緊張感を求める裁きは全くと言っていいほど見られませんでした。予算委員長が総理の不誠実な答弁を容認するような、そんな不公平な運営のもとで、国会はどうやって政府を監視するんでしょうか。

また、先ほど阿部さんからもありましたけれども、二月十九日月曜の高井崇志委員の質疑の際、菅原与党筆頭理事が自席に座ったまま大声で実質的な与野党協議を長々と行っていたにもかかわらず、与党理事を委員長席に呼び寄せることをせず、つまり、時計がとまらない状態で約十五分過ぎたところで速記をとめたということがありました。前代未聞の失態であります。結果として休憩になったのですから、早い段階で河村委員長は休憩を宣言すべきだったのではないでしょうか。

今回の予算委員会では与党側の質問時間配分がふえましたが、総理へのよいしょ質問や時間を余らせる自民党議員までおり、それなら野党に時間を返すべきではないでしょうか。また、裁量労働制のデータをめぐる答弁を撤回した以上、撤回前の答弁を前提に行っていた質疑時間は野党側に返すべきではないでしょうか。

ようやく与党でも、きのうになってから、裁量労働制のデータの問題点が議論になってきている

と聞きます。今回、この部分は法案から切り離すべきではないか、そんな御意見を述べられた方もいらっしゃると報道では聞いておりますが、遅きに失した感があります。

この際、与党の皆さんも徹底的にこの問題、御議論いただきまして、裁量労働制の再調査、これを行う間、予算委員会は採決を待たせていただいて、失った野党の質問時間を取り戻して、審議を続けるべきだったのではないでしょうか。

最後に、委員長による委員会運営について、三つ、建設的な提案をしたいと思います。

第一に、政府に対する調査の要求、資料提出要求は毅然として行うこと。

第二に、答弁に疑義がある場合は、時計をちゃんととめて、質問に答えるよう求めること。

第三に、長過ぎる答弁に対しては、簡潔な答弁を求めること。

いずれも、熟議の国会として必要最小限のルールではないでしょうか。

国会の監視機能を果たしていない河村委員長は、その議事運営の不公平さもあわせ、解任に相当することを改めて申し上げるとともに、裁量労働制に関する再調査を早急に行うこと、裁量労働制の適用拡大と高度プロフェッショナル制度は法案から除外すること、佐川長官を証人喚問することを強く求め、私の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　菊田真紀子君。

〔菊田真紀子君登壇〕

○菊田真紀子君　無所属の会の菊田真紀子です。

私は、無所属の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました予算委員長河村建夫君解任決議案に対して、賛成の立場で討論を行います。（拍手）

予算委員会において、さまざまな論点で議論が行われてきましたが、特に大きな争点となった問題が二つあります。森友学園への国有地売却問題に関する佐川国税庁長官の情報隠蔽、虚偽答弁及び安倍昭恵総理夫人の関与と、裁量労働制をめぐる重大なデータの誤りの問題であります。

まず、国民の貴重な財産が極めて不透明、不適切な形で処理されたのではないかと疑われる森友学園との交渉記録を廃棄したと、佐川国税庁長官が国会で繰り返し答弁したことは虚偽であったと明白になりました。

佐川国税庁長官が、この虚偽答弁、資料の隠蔽について、国会においてみずからの言葉で説明しないことは、納税者の怒りを買い、確定申告の現場にも悪影響を与えてしまいました。その罪は非常に重いと言わざるを得ません。

安倍昭恵夫人の関与についても、新しい資料によって、政府側がそんたくした結果、学園側に便宜供与が行われた疑いがますます濃厚になっています。総理は否定していますが、少なくとも、安倍昭恵夫人がみずから国会の場で発言しなくては、国民の理解と信頼は決して得られません。

佐川長官及び安倍昭恵夫人に対する国民の疑念はますます強まり、国会招致を求める声が高まっています。こうした国民の声に応えて、我々は、二人に対する証人喚問を強く求めてまいりましたが、河村建夫君は、官邸の指示を受けたのか、ひたすらそんたくしているのか、断固として国会招致に応じることはありませんでした。

次に、総理が施政方針演説で最大のチャレンジと高らかにうたった働き方改革について、法案や答弁の基礎となったデータに重大な誤りがあり、総理自身が委員会における発言を撤回、謝罪するという異例の事態が生じました。過労死という人の命にかかわる重大な問題であり、決して許されない誤りであります。

総理は、施政方針演説の中で、抽象的なスローガンを叫ぶだけでは世の中は変わりませんとおっしゃいましたが、抽象的でなく具体的なデータにはっきりと明白な誤りがあったのです。データを再調査すること及び関連法案の提出を見送ることは当然です。

また、貴重な予算委員会の質疑時間が、誤りがあったデータに基づくやりとりで費やされてしまいました。加藤勝信厚生労働大臣に至っては、データに誤りがあったことを把握しておきながら、従来どおりの答弁を平然と続けていたことまでありました。不誠実きわまりない態度であり、国会審議の冒瀆と言えます。

こうして、いわば無駄になってしまったとも言える質疑時間は、政府によるデータの精査が終わった後で、改めて、実際に質問を行った議員に当然確保されるべきです。

少なくとも精査が終わるまで予算委員会の審議を続けることは予算委員長として当然の責務にもかかわらず、河村建夫君は、その責務を果たしてはおりません。

このような状況にもかかわらず、数の力に物を言わせて平成三十年度予算案の強行採決を行ったことは、中立公平であるべき委員長の職責に反し、国権の最高機関である国会の権威を失墜せしめる行為であり、断じて許すことはできません。

河村建夫君の責任は極めて重大であり、予算委員長の任に値しないことを強く申し述べまして、私の予算委員長解任決議案に対する賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（大島理森君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（大島理森君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十五

可とする者（白票）　百三十七

否とする者（青票）　三百十八

○議長（大島理森君）　右の結果、予算委員長河村建夫君解任決議案は否決されました。（拍手）

辻元清美君外五名提出予算委員長河村建夫君解任決議案を可とする議員の氏名

阿久津幸彦君　阿部　知子君
青柳陽一郎君　荒井　聰君
池田　真紀君　石川　香織君
生方　幸夫君　枝野　幸男君
尾辻かな子君　大河原雅子君
逢坂　誠二君　岡島　一正君
岡本あき子君　落合　貴之君
海江田万里君　神谷　裕君
亀井亜紀子君　川内　博史君
菅　直人君　近藤　昭一君
佐々木隆博君　櫻井　周君
篠原　豪君　末松　義規君

高井　崇志君　高木錬太郎君　牧　義夫君　松原　仁君　石川　昭政君　石崎　徹君　北川　知克君
武内　則男君　辻元　清美君　緑川　貴士君　もとむら賢太郎君　石田　真敏君　石破　茂君　工藤　彰三君
手塚　仁雄君　中谷　一馬君　森田　俊和君　山岡　達丸君　石原　伸晃君　石原　宏高君　国光あやの君
長尾　秀樹君　長妻　昭君　山井　和則君　柚木　道義君　泉田　裕彦君　稲田　朋美君　小泉　龍司君
西村智奈美君　長谷川嘉一君　笠　浩史君　渡辺　周君　今枝宗一郎君　今村　雅弘君　小寺　裕雄君
初鹿　明博君　日吉　雄太君　安住　淳君　江田　憲司君　岩田　和親君　岩屋　毅君　小林　鷹之君
堀越　啓仁君　本多　平直君　岡田　克也君　金子　恵美君　うえの賢一郎君　上杉謙太郎君　古賀　篤君
松田　功君　松平　浩一君　菊田真紀子君　黒岩　宇洋君　上野　宏史君　江渡　聡徳君　小林　史明君
道下　大樹君　宮川　伸君　中川　正春君　中村喜四郎君　江藤　拓君　衛藤征士郎君　高村　正大君　後藤田正純君
村上　史好君　矢上　雅義君　野田　佳彦君　原口　一博君　小倉　將信君　遠藤　利明君　左藤　章君　河野　太郎君
山内　康一君　山尾志桜里君　平野　博文君　広田　一君　小此木八郎君　小里　泰弘君　佐藤　勉君　國場幸之助君
山川百合子君　山崎　誠君　福田　昭夫君　赤嶺　政賢君　小田原　潔君　小野寺五典君　佐藤ゆかり君　齋藤　健君　佐々木　紀君
山花　郁夫君　山本和嘉子君　笠井　亮君　穀田　恵二君　尾身　朝子君　斎藤　洋明君　坂井　学君　武部　新君
横光　克彦君　吉田　統彦君　志位　和夫君　塩川　鉄也君　大岡　敏孝君　坂本　哲志君　櫻田　義孝君　谷　公一君
早稲田夕季君　青山　大人君　田村　貴昭君　高橋千鶴子君　大串　正樹君　越智　隆雄君　笹川　博義君　塩谷　立君
浅野　哲君　井出　庸生君　畑野　君枝君　藤野　保史君　大塚　高司君　大隈　和英君　繁本　護君　柴山　昌彦君
井上　一徳君　伊藤　俊輔君　宮本　岳志君　宮本　徹君　大西　英男君　大塚　拓君　下村　博文君　田中　良生君
泉　健太君　稲富　修二君　本村　伸子君　玉城デニー君　大野敬太郎君　大見　正君　新谷　正義君　田畑　裕明君
今井　雅人君　小川　淳也君　照屋　寛徳君　吉川　元君　岡下　昌平君　奥野　信亮君　菅　義偉君　田村　憲久君
小熊　慎司君　大串　博志君　青山　雅幸君　赤松　広隆君　鬼木　誠君　加藤　鮎子君　杉田　水脈君　平　将明君
大島　敦君　大西　健介君　重徳　和彦君　中島　克仁君　加藤　勝信君　加藤　寛治君　鈴木　俊一君　高木　啓君
岡本　充功君　奥野総一郎君　鷲尾英一郎君　梶山　弘志君　勝俣　孝明君　鈴木　貴子君　髙鳥　修一君
柿沢　未途君　吉良　州司君　門　博文君　門山　宏哲君　鈴木　隼人君　竹下　亘君
城井　崇君　岸本　周平君　金子　俊平君　金子万寿夫君　蘭浦健太郎君　竹本　直一君
源馬謙太郎君　小宮山泰子君　金子　恭之君　金田　勝年君　田中　和徳君　武田　良太君
後藤　祐一君　近藤　和也君　上川　陽子君　神谷　昇君　田中　良生君　武村　展英君
佐藤　公治君　斉木　武志君　神山　佐市君　亀岡　偉民君　田畑　毅君　橘　慶一郎君
階　猛君　下条　みつ君　鴨下　一郎君　川崎　二郎君　田村　憲久君　棚橋　泰文君
白石　洋一君　関　健一郎君　河井　克行君　河村　建夫君　高市　早苗君
田嶋　要君　玉木雄一郎君　神田　憲次君　神田　裕君　高木　毅君
樽床　伸二君　津村　啓介君　菅家　一郎君　木原　誠二君　高橋ひなこ君
寺田　学君　中山　成彬君　木原　稔君　木村　次郎君　竹本　直一君
長島　昭久君　西岡　秀子君　木村　哲也君　木村　弥生君　武田　良太君
古川　元久君　古本伸一郎君　城内　実君　黄川田仁志君　武村　展英君
細野　豪志君　前原　誠司君　岸　信夫君　岸田　文雄君　棚橋　泰文君

否とする議員の氏名

あかま二郎君　あきもと司君
あべ　俊子君　安倍　晋三君
逢沢　一郎君　赤澤　亮正君
秋葉　賢也君　秋本　真利君
麻生　太郎君　穴見　陽一君
甘利　明君　安藤　高夫君
安藤　裕君　井野　俊郎君
井上　信治君　井上　貴博君
井林　辰憲君　伊東　良孝君
伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君
伊藤　達也君　伊吹　文明君
池田　道孝君　池田　佳隆君

谷川　とむ君　　谷川　弥一君
津島　淳君　　辻　清人君
土屋　品子君　　寺田　稔君
とかしきなおみ君　　冨樫　博之君
渡海紀三朗君　　土井　亨君
冨岡　勉君　　中曽根康隆君
中谷　元君　　中谷　真一君
中根　一幸君　　中村　裕之君
中山　展宏君　　中山　泰秀君
永岡　桂子君　　長尾　敬君
長坂　康正君　　二階　俊博君
丹羽　秀樹君　　西田　昭二君
西村　明宏君　　西村　康稔君
西銘恒三郎君　　額賀福志郎君
根本　匠君　　根本　幸典君
野田　聖子君　　野田　毅君
野中　厚君　　葉梨　康弘君
萩生田光一君　　橋本　岳君
馳　浩君　　鳩山　二郎君
浜田　靖一君　　林　幹雄君
原田　憲治君　　原田　義昭君
百武　公親君　　平井　卓也君
平口　洋君　　平沢　勝栄君
福井　照君　　福田　達夫君
福山　守君　　藤井比早之君
藤丸　敏君　　藤原　崇君
船田　元君　　船橋　利実君
古川　康君　　古川　禎久君
古田　圭一君　　古屋　圭司君
穂坂　泰君　　星野　剛士君
細田　健一君　　細田　博之君
堀内　詔子君　　本田　太郎君
牧島かれん君　　牧原　秀樹君
松島みどり君　　松野　博一君
松本　純君　　松本　剛明君
松本　文明君　　松本　洋平君
三浦　靖君　　三谷　英弘君
三ッ林裕巳君　　三ッ矢憲生君
三原　朝彦君　　御法川信英君
宮内　秀樹君　　宮川　典子君
宮腰　光寛君　　宮澤　博行君
宮路　拓馬君　　宮下　一郎君
武藤　容治君　　務台　俊介君
宗清　皇一君　　村井　英樹君
村上誠一郎君　　望月　義夫君
茂木　敏充君　　盛山　正仁君
森　英介君　　森山　裕君
八木　哲也君　　簗　和生君
山際大志郎君　　山口　俊一君
山口　泰明君　　山口　壯君
山下　貴司君　　山田　賢司君
山田　美樹君　　山本　公一君
山本　幸三君　　山本　拓君
山本　有二君　　吉川　貴盛君
吉野　正芳君　　義家　弘介君
和田　義明君　　若宮　健嗣君
渡辺　孝一君　　渡辺　博道君
赤羽　一嘉君　　井上　義久君
伊佐　進一君　　伊藤　渉君
石井　啓一君　　石田　祝稔君
稲津　久君　　浮島　智子君
江田　康幸君　　大口　善徳君
太田　昭宏君　　太田　昌孝君
岡本　三成君　　北側　一雄君
國重　徹君　　佐藤　茂樹君
佐藤　英道君　　斉藤　鉄夫君
高木美智代君　　高木　陽介君
竹内　譲君　　遠山　清彦君
富田　茂之君　　中野　洋昌君
濵地　雅一君　　濱村　進君
古屋　範子君　　桝屋　敬悟君
鰐淵　洋子君　　足立　康史君
井上　英孝君　　浦野　靖人君
遠藤　敬君　　串田　誠一君
下地　幹郎君　　杉本　和巳君
谷畑　孝君　　馬場　伸幸君
丸山　穂高君　　森　夏枝君

○田野瀬太道君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別会計予算、平成三十年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

平成三十年度一般会計予算
平成三十年度特別会計予算
平成三十年度政府関係機関予算

○議長（大島理森君）　平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別会計予算、平成三十年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長河村建夫君。

平成三十年度一般会計予算及び同報告書
平成三十年度特別会計予算及び同報告書
平成三十年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号㈠に掲載〕

〔河村建夫君登壇〕

○河村建夫君　ただいま議題となりました平成三十年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成三十年度一般会計予算の規模は九十七兆七千百二十八億円であり、前年度当初予算に対して〇・三％の増加となっております。

歳出のうち、国債費を除いた基礎的財政収支対象経費の規模は七十四兆四千百八億円であり、前年度当初予算に対して〇・七％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は三十三兆六千九百二十二億円で、公債依存度は三四・五％となっております。

特別会計予算については、十三の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百九十五兆七千四百七十六億円となっております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十四兆四千六百三十一億円で、前年度当初計画に対して四・四％の減少となっております。

この予算三案は、去る一月二十二日本委員会に付託され、同月二十六日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月二日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、岡山県と静岡県における現地視察及び地方公聴会、中央公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日締めくくり質疑を行いました。

審査においては、経済・財政・金融政策、憲法改正問題、外交・安全保障政策、教育の無償化及び質の向上、北陸地方を中心とした豪雪被害への

対策、国有財産の売却問題、働き方改革、裁量労働制労働及び一般労働者の労働時間に関する厚生労働省のデータ問題など、国政の各般にわたって熱心に質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局し、討論、採決を行いました結果、平成三十年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　平成三十年度一般会計予算外二案に対しては、原口一博君外六名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。黒岩宇洋君。

平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別会計予算及び平成三十年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号(二)に掲載〕

〔黒岩宇洋君登壇〕

○黒岩宇洋君　無所属の会の黒岩宇洋です。

私は、無所属の会、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合六会派を代表し、ただいま議題となりました政府提案の平成三十年度予算三案を撤回のうえ編成替えを求めるの動議に関して、その趣旨を弁明いたします。（拍手）

冒頭、本日の予算委員会での強行採決に対し、断固抗議をさせていただきます。

予算という国民生活に直結する重要な議題を十分に審議せず、途上で打ち切るという手法は、国民に対する不誠実さのきわみであり、予算委員会における説明責任を放棄したも同然です。これこそ、安倍一強支配の弊害の産物であり、国民の声が届かない立法府の現状を象徴する対応であったと憤りを禁じ得ません。

このような手段、プロセスで予算の衆院通過を図ることは、到底国民が納得しないということを強く指摘させていただきます。

また、この強行採決という暴挙を是認した予算委員長の議事整理は、許されるものではありません。にもかかわらず、予算委員長解任決議案が否決されてしまったことも、甚だ遺憾であります。

予算委員長は当然、与野党の別なく、公平な立場で委員会を運営することが責務であり、その責任を全うされなかったことにも改めて抗議し、今後このような委員会運営を厳に慎んでいただきますことを、この本会議場で訴えさせていただきます。

次に、安倍総理みずから、今国会を働き方改革国会と銘打ったわけですが、その働き方改革の最大の柱であり、与野党間、労使間で最も課題が山積する裁量労働制に関する平成二十五年度労働時間等総合実態調査の不適切データ問題に関し、予算委員会での審議が余りにも不十分だったことについても、断固抗議をいたします。

この問題は、予算委員会質疑初日の一月二十九日、安倍総理の答弁が改めて口火を切りました。

厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもあるということは御紹介させていただきたいと思います、この答弁です。この日から本日まで丸一カ月、すなわち予算委員会質疑の冒頭から審議打切りまで、終始議論し続けられ、予算委員会の多くの時間を割くこととなりました。

しかし、審議すれば審議するほど、議論が深まるどころか疑問は広がり続け、厚労省は、私ども野党が求める不適切データの実態、検証などの要請には全く応えず、今日を迎えております。

そこで、この労働時間等総合実態調査をめぐる主な二つの問題点を指摘させていただきます。

一番目の問題は、何といっても、比べてはいけないデータを比較してしまったことであります。さらに、その比較を、三年前、平成二十七年三月二十六日、当時の民主党厚労部会で公表したことです。ここから、一般労働者の一日の労働時間九時間三十七分、裁量労働企画業務型が九時間十六分で、裁量労働制の方が短いという結果と、そして数字がひとり歩きを始めました。

本予算委員会を通じて判明いたしましたが、一般労働者については最長の者を選び、また労働時間の算出方法は、法定外労働時間に単純に法定労働時間八時間を足すというものでした。片や、裁量労働制については平均的な者の労働時間ということで、全く違う条件で得られたデータを比較したわけであります。

この比較を民主党部門会議に提示した経緯と理由を予算委員会で厚労大臣に問うても、大臣は曖昧な答弁に終始してまいりました。しかし、予算委員会で、この実態調査の調査、集計、分析のどの作業においても、厚労省担当課の管理下で行われ、担当課が誰よりもこのデータの意味合いを理解していたことが明らかになりました。

捏造とは、辞書によれば、実際になかったことを故意に事実のように仕立て上げることとあります。自民党幹部いわく、高校生でもわかる、やってはいけない比較を、その内容を最も熟知した厚労省が行ったことは、過失ではなく、明白に故意であります。これを捏造と言わずして、何を捏造と言うのでしょうか。

二番目は、データの信頼性です。

予算委員会当初は、一般労働者の法定時間外労働十五時間超、すなわち、一日の労働時間が二十四時間を超えるものが九件あること、一日の法定外時間と週と月の法定外労働時間の整合性がとれないという不適切事例が指摘されました。

その後も、野党側のデータ精査によって次々と問題点が見つかり、厚労省も後手後手に回りながら、一般労働者の労働時間一日二十四時間超の件数が十五件、日と週と月の労働時間数でつじつまの合わない事例が百十七件、週と月の法定外労働時間が記入されているのに一日の最長の法定外労働時間がゼロの件数が二百三十三件と、不適切データを認めました。

このほか、裁量労働制で平均な者と最長の者のうち、一日の労働時間が一時間以下のものが二十七件、一般労働者の日と週と月のいずれかに時間が記入されているのにもかかわらず、またいずれかがゼロとなっているという不自然なデータも五十件以上、野党から指摘されています。

既にデータとしての信頼性は損なわれていますし、今後さらに荷崩れを起こす可能性が高いことは明らかでしょう。我々は、総理の答弁のみの撤回ではなく、データの撤回、ひいては実態調査そのものの撤回を求める次第であります。

そこで、今動議においては、平成二十五年度労働時間等総合実態調査の再実施を含む裁量労働制についての全般的な再調査を行う歳出も計上いたしております。再調査を強く求め、裁量労働制については労政審での審議のやり直し、働き方改革法案からの切離し、出し直しを重ねて強く求めます。そのためには、安倍総理、総理の、立ちどまり、一歩後ろに戻る決断が必要なんです。これが働く現場からの声です。そして、多くの国民の願いなんです。

それでは、ここから編成替えを求める理由を申し述べます。

安倍総理はアベノミクスについて過去どう説明していたのでしょうか。五年前の予算委員会では、こう得意げにおっしゃっていらっしゃいました。「インフレ期待に変わっていくことによって、言わばお金を持っているよりも投資をしなければいけない、物の値段も上がっていきますから来年買うよりも今日買ってしまおうかと、こうやって消費もだんだん活発になっていくわけであります。デフレマインドをインフレマインドに変えるためには、これは絶対的に大胆な金融緩和が必要であると、こう考えたわけであります。」こうおっしゃっておられました。

さて、結果はどうでしょう。

毎月勤労統計調査によると、二〇一二年に一〇四・八であった実質賃金指数は、二〇一七年の速報値で一〇〇・五まで低下をしております。

家計調査によると、世帯で見た収入、支出の実質指数も低迷しています。二〇一二年一―三月期から十―十二月期まで一〇三から一〇四の間で推移していた収入の実質指数は、二〇一六年十―十二月期から二〇一七年四―六月期まで一〇〇を割る水準を記録しました。二〇一二年一―三月期から十―十二月期まで一〇三から一〇六の間で推移していた支出の実質指数は、二〇一五年七―九月期から一〇〇を割り続け、それ以降、一〇〇を超えたのは二〇一七年四―六月期一回のみです。

そのような中、消費は振るわず、特に個人消費は五年間横ばい、二〇一七年の名目経済成長率は一・四％、実質経済成長率は一・六％、直近の二〇一七年十―十二月期の経済成長率は、年率換算で、名目マイナス〇・一％、実質〇・五％にすぎません。これまで名目を強調してきた安倍総理も、最近は余り触れなくなっています。しかも、これは、ＧＤＰの基準改定により上げ底された数字です。

誰も、物の値段が上がるから、来年買うよりもきょう買ってしまおうかとはならず、物の値段が上がるなら何とか節約しようとなり、物は売れず、消費は伸びず、物価も上がらないという結果になったわけです。五年もたってこのような状況なわけですから、総理の考えが物の見事に外れたことは明々白々であります。

今こそ、アベノミクスからの経済政策の転換が必須です。人への投資と地域活性化を経済政策の柱に置き、国民一人一人の能力を最大限伸ばし、それを発揮できる環境を整えること、それぞれの地域の知恵を最大限発揮できるようにする仕組みづくりをしていくことが、今求められております。

安倍政権は、人への投資を重視するかのようなことは言いますが、口先だけであり、箱物偏重の予算構造を変えようとはしません。また、政府提出予算案には、不要不急の事業や必要性の疑われる事業が多数見られます。代表的なものとしては、補正予算と当初予算を合計すると概算要求額すら上回る予算などが挙げられます。こうした予算を適正化し、人への投資に最大限、重点配分を行うべきです。

次に、編成替えの概要を御説明いたします。

第一に、人への投資に〇・四兆円程度の予算を振り向けます。

具体的には、小中学校の給食費無償化に向けた負担軽減に〇・二兆円程度を計上いたします。

昨今は、経済的な格差が教育の格差を生み、更に経済的格差を助長するという負の連鎖が問題視されております。小中学校という義務教育時においては、学校教育に不可欠な給食費を無償化することにより、家庭の教育費負担を軽減いたします。経済的格差を縮めることこそ教育格差を是正し、誰しもに安心して教育を受けられる環境を整備いたします。

また、所得制限なしの高校無償化を推し進めてまいります。

民主党政権時導入された高校無償化を、自民党はばらまきと強く批判をしておりました。しかし、政権がかわっても、所得制限つきながら高校無償化が存続しているのは、その有用性を現政権も認めざるを得なかったからでしょう。高校進学率が九九％にも上る現在、どの家庭にとっても高校の無償化は喜ばれ、そして既に定着しております。

ただ、所得制限がかけられているというのは財政上の理由でしょうが、高校の現場にはゆがみをもたらしているのです。授業料を納付するかしないかで、家庭の所得の違いが明らかになります。この状況は、多感な高校生にとって、よりよき環境とは言えないでしょう。私どもは、このゆがみを是正するべく費用を計上いたしました。

そして、保育士等の給与引上げの拡充を実施するために〇・二兆円程度の費用を計上いたします。

政府も保育士等の処遇改善に努めていることは承知しております。ただ、問題は二つあります。

その一つは、政府が示す月額給与の処遇改善額ほど実際の給与が上がっておりません。

政府は、平成二十五年度から二十八年度にかけて月額約二万六千円の処遇改善策を講じていますが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、平成二十四年の保育士の月給、給与は、平成二十八年までの四年間で約九千円しか上がっておりません。年収に換算しても、年額十一万七千円のアップにとどまります。すなわち、処遇改善策の月額二万六千円と大きな乖離が生じているのです。

二点目は、処遇改善されても、全産業の平均給与との差は依然として大きいということです。

平成二十八年で見ても、全産業に比べ、保育士の給与は月額十一万円も下回っています。これでは保育士等の確保がままならないのは当然です。結果、保育所はあっても、保育士が不足して子供を預けることができない。待機児童解消の大きな妨げになっています。

これは、単に待機児童問題にとどまらず、多くの子供を抱える女性、そして男性の就労の妨げになっているのです。働き方改革にもつながる重要な課題であり、子育て中の方たち、特に女性、高齢者の労働市場参入が我が国の生産性を高める大きな方策ですので、保育士等の給与引上げはさらなる拡充が求められます。裁量労働制の対象拡大を図るより、はるかに効果的な生産性革命になるのではないでしょうか。

第二に、一括交付金を〇・七兆円規模で復活させるとともに、見合いの交付金、補助金を廃止、縮減いたします。

民主党政権下で導入した一括交付金は、霞が関支配、政官業の癒着の温床と指摘されてきたひもつき補助金から、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かしやすい交付金にかえることで、地域の知恵を最大限に発揮できる仕組みを導入するものでした。しかし、安倍政権になると、即座に一括交付金は廃止され、霞が関支配が復活いたしました。そこで、平成二十四年度の一括交付金の財源となっていた事業に関係する補助金、交付金を再び廃止、縮減し、一括交付金を復活させてまいります。

平成の大合併を経て、地方自治体の数はほぼ半数となりました。それほど地方は自助努力をして、自治体規模を大きくし、行政能力や効率の向

上を図ってきたわけです。そんな新たな時代だからこそ、地方自治体の権限を拡大し、地方自治体がみずからの地域に適した施策と予算の使い方を可能にするのが国の役割だと考えます。魅力ある地域づくり、国づくりのために、一括交付金を復活させようではありませんか。御理解いただきたいと願います。

第三に、農業者戸別所得補償制度を〇・八兆円規模で復活させます。また、養豚経営安定化対策補塡率引上げ、国庫負担率引上げの費用を計上いたします。その財源として、交付金等を廃止するとともに、土地改良事業費について、三十年度当初予算額水準までに抑制をいたします。

民主党政権下で実施した農業者戸別所得補償制度は、再生産可能な農家所得を保障し、農業経営の安定を図り、営農が継続されることを通じて、多面的な機能の維持を図るものでした。しかし、安倍政権は、農業者戸別所得補償制度を縮減、廃止し、小規模農家を切り捨て、規模拡大と競争力強化のみを強調する余り、小規模農家を中心として離農が相次ぎ、担い手への集積よりも、むしろ担い手不足が深刻化し、耕作放棄地が増大するなど、日本の農業の根幹を崩し始めています。

今必要なのは、欧米でも当然のように行われている直接支払い制度の復活です。特に、日本と同じような国土面積の国を抱えるEUでは、農業所得に占める直接支払い額は約八割を維持しています。これは、農業のみならず、食料生産は国民全体で支えるという共通認識、農業の多面的機能への理解のなせるすべではないでしょうか。

民主党政権が農業者戸別所得補償制度を導入する以前の二〇〇六年、日本の農家所得に占める直接支払い額の割合は二八％だったものが、戸別所得補償導入後の二〇一〇年には四五％にはね上がりました。その後、自公政権となり、直接支払交付金となって姿を変え、縮減、廃止となり、確実に直接支払い額の割合は減少しています。

稲作農家でいえば、ここ三年は米価が上昇しているのが幸いしていますが、いざ農作物の価格が急落したときの補償制度を確固たるものにしておくことこそが、日本の農業の競争力を高め、担い手へと継承していけるものと考えます。

もちろん、耕作の土台である農地の整備は重要であり、土地改良事業の必要性を十分に認識しながら、農地中間管理機構への集積という数合わせに偏った予算配分を見直す必要があると考えます。

第四に、安倍政治により著しく低下した国民の政治への信頼を取り戻すための経費を計上いたします。

具体的には、冒頭申し上げたとおり、平成二十五年度労働時間等総合実態調査の再実施を含む裁量労働制についての全般的な再調査の経費を計上いたします。

また、森友、加計問題を踏まえた公文書管理の適正化についても費用を計上いたします。

このたびの森友、加計学園問題の本質は、安倍総理に近い人だけ得をするという不合理さにあります。国有財産の私物化という批判も多方面から聞こえてきます。そして、その不合理解明を阻む最大の要因が、行政上の重要書類、すなわち公文書の管理がずさんであった点です。

公文書は役所のものではありません。国民の知的財産なのです。その視点に立ち返り、公文書管理の適正化を図っていく所存です。

そして、政府提案の生活保護基準見直しの再考のための費用を計上いたします。

この基準見直しで、推計六七％の世帯が生活保護費減額となります。特に、単身世帯で見ると七八％が減額という驚くべき数字となっています。

五十歳未婚割合は年々増加の一途をたどり、二〇三五年には、男性で約三割、女性で約二割が五十歳まで未婚であると推計されています。すなわち、単身世帯が増加の一途をたどることとなるのが我が国の近未来の姿なのです。その状況下で、特段単身世帯の生活保護費を減額させることは、最後のセーフティーネットが寸断され、経済のみならず社会の不安定化を招きかねないかと懸念をいたします。そこで、基準見直しを再考し、安心できるセーフティーネットを提供できるよう、基準を再設計いたします。

第五に、水漏れ予算を、〇・四兆円程度減額いたします。平成二十九年度補正予算額と平成三十年度当初予算額の合計が平成三十年度概算要求額を超える事業が数多く存在しています。安倍政権発足以来、巨額な補正予算と当初予算を一体的に運用する姿が目立ちます。補正予算は、あくまでも当初予算で賄い切れない特段の歳出を賄うことを目的に組まれるのではありませんか。その目的を逸脱し、当初予算漏れしたものをカバーするだけでなく、その分さえも上回る予算を計上するとは、およそ健全な内容とは言えないと考えます。

それも、年末の選挙後に大型補正が組まれることに政治的な意味合いを指摘する予算委員会審議もございました。現下の厳しい財政状況の中で、このように不要不急と思われる事業に過度な予算配分を行うことは不適当であり、災害復旧復興関係予算を除き減額をいたします。

以上、人への投資と地域活性化を経済政策の柱に置き、一・九兆円規模で平成三十年度予算を組み替えようというのが、無所属の会、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合の編成替え案の概要であります。

与党の皆さんの中にも、アベノミクスに疑問を持っておられる方がいらっしゃることでしょう。まだまだアベノミクスの恩恵が実感できないという有権者の声も多く聞かれるのではないでしょうか。真に国民の暮らしに資する予算編成という観点から、編成替えを提案させていただきました。どうか多くの議員の皆様に本動議に賛成していただくことをお願い申し上げて、提案理由弁明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これより、予算三案に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行います。順次これを許します。菅原一秀君。

〔菅原一秀君登壇〕

○菅原一秀君　自由民主党の菅原一秀です。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました平成三十年度一般会計予算外二案に対して、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

その前に、このたびの歴史的な豪雪により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたすとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、平昌オリンピックでは、小平選手やカーリング女子の感動的なメダル獲得で、日本じゅうが歓喜し、我が国のキーワードである女性活躍が異国の地においても世界に示されたと感じました。

また、二大会連続の金メダルをとった羽生選手、そして、日本一になることが世界一難しいと語った二十の宇野選手の言葉は、日本のアスリートの飛躍的な進化をかいま見た思いであります。

本予算についても、人への投資を拡充し、このオリパラにとどまらず、各般にわたって、未来に夢を感じられる予算とすることが必要であります。

安倍政権においては、アベノミクスの新三本の矢の政策により、名目ＧＤＰは五十六兆円ふえ、五百四十九兆円と過去最高になっております。就業者数も政権交代以降二百五十一万人ふえ、有効求人倍率は五年前の〇・八三から一・五九へとほぼ倍増し、賃金も、今世紀に入って最高水準の賃上げが四年連続で続いております。

こうした成果を更に高める目的の本予算、以下、賛成する主な理由を申し述べます。

まず、社会保障制度を全世代型社会保障へと転換することとし、具体的には、子育て安心プランの二年前倒しの実現に向け、前年度比十一万人分増の保育所等の運営費を計上するとともに、保育士のさらなる処遇改善を盛り込んでおります。

また、幼稚園等について、年収二百七十万から三百六十万の世帯の負担軽減を行うとともに、幼児教育の無償化を確実に進めていく予算でもあります。

このほか、地域包括ケアシステムの深化や、あるいは生活する上でさまざまな困難を抱える方々、例えば、介護を要する独居高齢者や、あるいは生活困窮世帯の子供や、障害、難病のある方々への目配りがされていることも多としたいと考えます。

一方で、北朝鮮の核開発問題など、現下の厳しい安全保障環境への対応が喫緊の課題であることは言うまでもありません。日本の領土と国民の命を確実に守るため、弾道ミサイル攻撃への対応やサイバー空間における対応など、実効性のある防衛予算が盛り込まれております。

国内においては、目下の課題であります地域経済、中小企業、サービス業等の生産性向上等に向け、ＩＴ活用の拡大や人材育成などを行うとともに、中小企業の事業承継税制を大幅に改正し、黒字のまま廃業している構造を断ち、次の経営者らを支援してまいります。また、地域の中核企業が行う設備投資を強力に後押しすることともなっております。

さらに、福島の復興を更に加速させるとともに、公共事業は、国民の命と暮らしを守る防災・減災、老朽化対策や、全国の地域経済の基盤となる物流、交通ネットワークといった日本の成長力を高める事業などの分野に重点化、効率化しております。

また、地方創生の実現に向け、最先端の科学技術や、観光、農業といった分野で、日本国内だけでなく、世界じゅうから学生が集まるような、きらりと光る地方大学づくりを後押しするための新たな交付金を創設することとしております。

財政面においても、公債発行額は第二次安倍内閣発足以来、六年連続で減額となり、一般会計プライマリーバランスも、前年度比で〇・五兆円改善するなど、着実に財政健全化の歩みを進めている点も評価いたしたいと思います。

さて、政府においては、働き方改革を実行するため、同一労働同一賃金や非正規雇用労働者の処遇改善を柱とする法案の準備を進めております。

そんな中、予算委員会においては、裁量労働制に関する議論に多くの時間が費やされ、このデータの比較や精査が十分ではなかったという指摘もありました。

政策は、客観的な根拠に基づいて行われなければなりません。政府においては、国民に対する説明責任をより一層適切に果たすよう、ここで改めて強く要請いたします。

一方、ＪＩＬＰＴの調査によれば、企画業務型裁量労働制について、現に対象となっている方の八割弱が満足と答えております。

重要なのは、雇い主に裁量労働制を悪用させないということであり、不当な長時間労働を阻止して、多様な働き方やその機会を提供する、そして、そのための、どう実現していくのかという議論であります。

まずは、この平成三十年度予算を、これを待つ全国の皆様に可及的速やかに届け、その上で、法案については、今後の国会提出を受け、所管委員会で建設的な議論を深めていくことが重要であると考えます。

いずれにしましても、長時間労働の是正を課題とする国会において、このように夜まで長時間会議が行われていること自体、国民から見たらパラドックスに映っており、与野党間で国会改革の議論をしっかり進めていく必要がある、このことを申し添えたいと思います。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。

なお、野党六会派提出の編成替え動議につきましては、見解を異にするため反対することを申し述べまして、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　落合貴之君。

〔落合貴之君登壇〕

○落合貴之君　立憲民主党の落合貴之でございます。

立憲民主党・市民クラブを代表し、政府提案の平成三十年度予算案に反対、そして、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合が共同で提出した組み替え動議に賛成の立場から討論をさせていただきます。（拍手）

今国会は、安倍総理御自身が働き方改革と名を打ってスタートしました。その目玉である働き方改革関連法案についても、今回の予算委員会で議論が行われました。そして、三年前から提示していたデータが間違っていた。裁量労働制で働く人たちの方が一般的な労働者よりも労働時間が短いというデータもあるようなことを説明してきた。しかし、野党が指摘をするたびに、間違えの箇所がどんどんどんふえていく。

厚生労働省の予算は三十一兆円にも及ぶんです。それをつかさどる厚労省のありさまがこのようなありさまで、しっかりと説明もせず、間違いだらけのデータを撤回せず、こんなむちゃくちゃな状況で予算の強行採決。そして、何より、きょうの予算委員会質疑で総理御自身が、実態を把握しなければ政府全体として前に進めない、そう答弁したにもかかわらず、働き方改革関連予算も入っているこの予算案の強行採決。こんなことはなりません。強く抗議をいたします。

我々立憲民主党は、安倍政権によって壊されつつあるこの国の立憲主義、民主主義を守るため、今の日本の政治の流れを変えようと、昨年秋に結党されました。

一方、昭和三十年に結党された自由民主党の立党宣言は、こう始まります。「政治は国民のもの、即ちその使命と任務は、内に民生を安定せしめ、公共の福祉を増進し、外に自主独立の権威を回復し、平和の諸条件を調整確立するにある。」果たして、今の政治が、この理想とともに歩んでいるんでしょうか。

アベノミクスが未曽有の好景気をもたらしていると総理はおっしゃっています。しかし、肝心な国民一人一人の経済状況を見れば、決して好調ではありません。

第二次安倍政権の始まった二〇一二年と比べると、実質賃金は下がっています。貯蓄ゼロ世帯はふえ、三割を超えました。エンゲル係数も上がっています。消費支出も四年連続で下がっています。これでなぜ、未曽有の好景気と言えるんでしょうか。

総理にとっては、国民一人一人の経済状況は関係ないんでしょうか。自民党の立党宣言にある、民生を安定せしめ、公共の福祉を増進する、この重要な視点はどうなってしまったんでしょうか。

今、国民一人一人の生活を立て直し、行き過ぎた格差を是正しないといけないのにもかかわらず、例えば生活保護の一人親家庭を対象にした母子加算も引き下げる。これでは、格差は固定化されてしまいます。

一人一人に寄り添った予算こそ、今、必要なのではないでしょうか。小中学校の給食費無償化、高校無償化、保育士や介護士等の給与引上げ、こういった措置をとるべきでございます。

また、我々は、今回の予算委員会で、外交、防衛の問題も取り上げてきました。

沖縄でたびたび米軍機の事故が起こる、そのたびに政府はどのような対応をとってきたんでしょうか。米軍基地にまつわるさまざまな問題もしかり。この国に主権はあるんでしょうか。

核の問題もしかりです。オバマ大統領が広島を訪れ核なき世界を提唱すればそれに賛同し、トランプ大統領がその方針を百八十度変え、核は使いやすくするんだと宣言したら、それも無条件に賛同する。この国の主体性はどこに行ったんでしょうか。自民党の立党宣言にあった、自主独立の権威を回復し、平和の諸条件を調整確立する、この理想は捨ててしまったんでしょうか。

米国からの防衛装備品の調達、ＦＭＳのあり方は、会計検査院からも指摘をされています。どこかの国のためではなく、この国のために防衛予算は使うんだ、その姿勢を我々政治家は忘れてはならないのではないでしょうか。

世界の現状を鑑み、この国の形は変えなければなりません。

東京一極集中、中央集権型から、地域主権、多機能分散型に変えていかなければなりません。地方への一括交付金を復活させるとともに、徐々に財源を地方に移し、また、我が国の農業が持続可能な形で発展していけるよう施策を打っていかなければなりません。

そして、経済の根幹である電力、エネルギーも、一極集中型から多機能分散型へと変えていかなければなりません。中途半端に続け、税金や電気代を通じて国民に多額の負担をさせている原発は、きっぱりやめるべきです。政府は、再エネにお金がかかることを強調していますが、原発には幾らのお金をつぎ込んできたんでしょうか。原発をとめ、いつまでたっても実現しない核燃料サイクルもきっぱり撤回するべきです。

政治や行政への国民からの信頼も取り戻さなくてはなりません。

昨年の予算委員会から質問が続いている森友問題。各紙世論調査を見ても、一年たっても、国民の多くは総理の説明に納得していません。

それはなぜか。説明するべき人が国会に説明しに来ていないからです。肝心なキーパーソンが国民に説明しに来ていないからです。

理財局長であった佐川氏は、国会で虚偽とも捉えることができるような答弁を繰り返し、要求した書類も出さず、つじつまが合わなくなってきたところで理財局長から離れ、国会に出てくることはなくなりました。そして、よりによって、国民に正確な申告を求め、正確な書類の提出を求める国税庁長官となりました。この人事を適材適所と胸を張る総理の姿勢。これは税金を払う国民をばかにしているとしか思えません。

これだけ大きなニュースになっているにもかかわらず、国民の税金がどのように使われているのか、国家の資産、国民の資産がかかわる大きな問題に説明を果たさない、そして国民に対しては税を厳しく徴収する。これでは政治に対する国民の信頼は取り戻せません。

総理はしっかりと責任を果たすべきです。佐川さん、そして常にこの問題に名前が取り沙汰されてきた安倍昭恵総理夫人の国会招致をとめるべきではありません。

また、加計問題やスーパーコンピューターの補助金の不正受給の問題は、いずれも総理と関係の深い方が疑惑の中におります。

長期政権が続く中で、総理のお友達が優遇され、国家の政策がゆがめられていないか。総理は、率先して、この国のリーダーとして疑惑を晴らし、また、安倍政権では絶対に不正を許さない、不正は厳しく罰するときっぱり言うべきではないですか。

総理は、憲法九条に三項を追加することを提案されています。憲法九条は戦後憲法の代表的な条文です。この九条を乱暴にぶち壊すことは、戦後憲法をぶち壊すことにほかなりません。

我が国は、遠くない過去に、三百万人以上の国民が命を落とす事態を引き起こしてしまいました。国土は焦土と化してしまいました。その焼け跡の中から国民は立ち上がり、自分たちの生活をよくしていこうと力を合わせて働いてきました。

権力が暴走してしまった経験をもとに、立憲主義をより強める戦後憲法も制定されました。昭和三十年前後は、戦後憲法を変えるかどうかをかけた総選挙も行われてきました。その中で、国民が、自分たちの手で、選挙で、戦後憲法を大切にする選択をし、新しい日本を一歩一歩前に進めてきました。

薄氷を踏みながら一つ一つ積み上げてきた、政治、経済、外交、この国のよさを、一人の総理の手で、そして、この戦後体制に恨みを持ちながら総理大臣までたどり着いた安倍総理の手で、この国のよさをぶち壊してはなりません。

我々は、日本のよさを取り戻す、立憲主義と民主主義を取り戻す、この国の主権を取り戻す、国民の生活に根差した経済政策を取り戻す、真っ当な政治を取り戻す、このために安倍政権と戦い続けます。

以上、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　中野洋昌君。

（中野洋昌君登壇）

○中野洋昌君　公明党の中野洋昌です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成三十年度予算三案について、野党六会派提出の動議に反対、原案に賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

第二次安倍政権が発足して五年、自民党、公明党の安定した政権基盤のもと、日本経済は安定した成長を続け、成長と分配の好循環は着実に前に進んでおります。

他方、人口減少と、世界に類を見ない速度での少子高齢化は、待ったなしの課題であり、活力ある日本の未来を切り開いていくためには、教育負担の軽減、全世代型の社会保障の実現、働き方改革などの施策を進めていくことが必要不可欠であります。

現在開かれている通常国会は、昨年の衆院選で国民の皆様に約束をした公約を実現する重要な国会であります。

本予算案には、こうした改革を進めていくため、公明党が強く訴えてきた施策が数多く盛り込まれており、一日も早い成立と執行が必要であります。

以下、平成三十年度予算案について、賛成する主な理由を申し上げます。

第一に、私ども公明党が強く訴えてきた、教育

負担の軽減を前進させる予算であるという点です。

公明党が二〇〇六年より提言を続けてきた幼児教育の無償化に向けた支援が充実するほか、保育の受皿確保、保育士の処遇改善など、二〇二〇年度の無償化の実施に先立って待機児童対策を進める内容となっております。また、公明党が長年訴えてきた、大学生等への給付型奨学金の本格実施が始まるなど、経済的な理由で学ぶことを諦めない社会の実現に向けた政策が前進することとなります。

一人親家庭、生活保護世帯や生活困窮世帯への支援が充実し、貧困の連鎖を防ぐ取組が大きく前に進むことや、医療的ケア児への支援が充実をすることも高く評価をいたします。

第二に、働き方改革、生産性革命の実現に資する予算である点です。

同一労働同一賃金の実現や非正規雇用労働者の処遇改善への支援、勤務間インターバル導入、長時間労働の是正を行う事業者への支援などの働き方改革を前に進めるほか、教員の働き方改革も推進する予算となっております。また、地域の中核企業と中小企業との連携など、中小企業の生産性を高める政策が盛り込まれております。

第三に、安心して暮らせる地域の実現、地方創生を進める予算である点です。

診療報酬と介護報酬の同時改定において、診療報酬と介護報酬の本体部分を増額させたほか、介護福祉士の処遇改善、認知症対策、がん対策の総合的な推進など、地域包括ケアシステムの構築を支える予算となっています。また、観光予算の拡充、公明党が一貫して実現を主導してきた農家の収入保険制度の開始なども盛り込まれております。

このほか、頻発する豪雨災害への対応などの防災・減災対策や、東日本大震災からの復興、福島の再生に必要な予算が盛り込まれている点も評価いたします。

最後に、本予算は、経済・財政再生計画の目安を達成し、新規国債発行額、プライマリーバランス赤字も引き続き縮減させており、財政健全化を進めるものである点も申し添えておきます。

以上、賛成する主な理由を申し上げました。

なお、野党六会派提出の動議につきましては、見解を異にするものであり、反対いたします。

公明党は、どこまでも地域に根差した現場第一主義で、若者も高齢者も、障害や難病を持った方も、あらゆる人が持てる能力と可能性を発揮し、活躍できる社会を実現するため、これからも全力で取り組んでいくことをお約束し、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　津村啓介君。

〔津村啓介君登壇〕

○津村啓介君　希望の党、岡山県の津村啓介です。

私は、希望の党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の平成三十年度予算三案について、反対の立場から討論を行います。（拍手）

まず冒頭、本日昼の予算委員会におきまして予算案の採決が強行されたことに抗議いたしますとともに、先ほどの自民党、菅原一秀議員の、事実の経過と大きく異なる誤った討論に強く抗議いたします。

審議不十分な予算審議を打ち切り、働き方改革に逆行する深夜の本会議開催を予算委員会理事会で提案したのは菅原一秀与党筆頭理事であり、その提案に乗って、河村予算委員長は、この予算案審議の最大の論点である裁量労働制のデータに関し、野党から求められた資料がまだ提出されていないにもかかわらず、また、当然必要な再調査を決めることなく、本日の予算委員会の開催と予算案採決を職権で決定いたしました。言語道断であります。

私たちは、昨年の臨時国会召集がおくれ、かつ、冒頭解散によって予算委員会が長期にわたって開催されなかったことから、野党足並みをそろえ、七十時間の審議時間の確保を求め続けてまいりました。あすもう一日、日中、常識的な時間に委員会審議を行えば、このような深夜国会を行うことなく、円満な採決ができた可能性がございます。

改めて、自民党の事実誤認に基づいた誤った討論に強く抗議をいたします。

このたびの予算審議では、平成三十年度予算案の問題点が広範に指摘されたほか、安倍政権の主要政策、基本姿勢についても数々の問題点が浮き彫りになりました。

第一に、裁量労働制をめぐる厚生労働省の不適切データの問題です。

一月二十九日の予算委員会において、安倍総理は、裁量労働制のもとで働く労働者の方が一般労働者よりも働く時間は短いというデータもあるという趣旨の答弁をされましたが、言及された労働時間に関するデータが数々の問題点を抱えたものであったことが明らかとなり、総理は、二月十四日になって、引き続き精査が必要なデータをもとに行った答弁について、撤回、謝罪をされました。

しかし、問題はそれだけではありません。この調査は、統計として、そのほかにも多くの致命的な欠陥を持つものであります。

一つ、そもそも位置づけが純粋な調査ではなく、臨検監督の一環であり、客観性を欠くこと。

二つ、対象事業所に事前の予告なく訪問し、わずか一時間半で数十項目のデータを集めるという実務的に無理なマニュアルのもとで行われており、実際に誤記、誤入力、確認不足による数多くの異常値が連日発見され続けていること。

三つ、最長の残業時間を平均の残業時間と混同して扱ったほか、統計上の最頻値を平均値のように扱うなど、不適切な扱いが随所に見られること。

四つ、毎年調査をした時期もあれば、関連文書の保存期間を超える八年間も調査が行われず、統計の定義を示す基本的な文書が省内で約二週間行方不明になるなど、実務上、極めて不安定な運用がなされていること等々であります。

また、データそのものの問題点に加え、問題が発覚した際に厚労省が組織ぐるみで隠蔽を図ったことも発覚しています。

二月二日には、労働基準局長が、一般労働者の残業時間について、最長の残業時間として調査したものを平均の残業時間として扱っていたという不適切な扱いを把握していたにもかかわらず、大臣には五日後の二月七日、総理には十二日後の二月十四日まで情報が上がりませんでした。衆議院予算委員会の理事会に報告がなされ、データの不適切な扱いが公にされたのは、更に五日おくれた二月十九日であります。その結果、予算委員会での審議は十七日間も、厚労省がデータを隠蔽した状態で行われたことになります。貴重な時間と審議の機会が失われました。

裁量労働制拡大を求めてきた経団連の榊原定征会長や与党内からも再調査を求める声が出ているとの報道もあります。

根拠となるデータの信頼性が地に落ちた今、データそのものを撤回し、改めて再調査を実施して、労働政策審議会での議論からやり直すべきであります。

日本は先進国のはずです。データの誤りが明白で、多くの国民の皆さんからも信頼を失った法案を内閣の目玉政策の一つに掲げながら予算を強行採決する日本でいいのでしょうか。提出予定の法案の中から、裁量労働制、そして高度プロフェッショナル人材の部分については削除し、撤回することを強く求めてまいります。

次に、森友問題への政府の対応です。

財務省は、学園側との交渉経過が含まれる内部文書を、ことし一月に五件、今月になって二十件公表しました。会計検査院が昨年十一月に国会提出した報告書には、これら文書の内容は反映されていません。財務省が一年間隠し続けていたからであります。

昨年の通常国会で、学園との交渉記録等を全て廃棄したと繰り返し答弁した財務省の佐川宣寿前理財局長、現国税庁長官の答弁は、全くの誤りだったわけです。佐川国税庁長官及び森友学園の問題に深くかかわった安倍昭恵総理夫人の国会招致を重ねて求めます。

我が党の大西健介議員が指摘したジャパンライフ社をめぐる疑惑、スパコン補助金の不正受給事案、茂木大臣の政党支部の手帳配付問題など、次から次と疑惑が発覚する状況は、安倍政権の緊張感の欠如そのものであります。猛省を求めます。

平成三十年度予算案の問題点を指摘します。

我が党の玉木雄一郎代表は、代表質問で、財政健全化目標なき予算編成を厳しく指弾しました。その前日、内閣府の中長期の経済財政に関する試算が示されましたが、成長実現ケースと呼ばれるベストシナリオでさえ、国、地方の基礎的財政収支の黒字化が実現するのは二〇二七年度となっております。つまり、アベノミクスが絶好調だと政権が胸を張っている現状でさえ、財政健全化はどんどんどんどん先送りをされているのです。

当初予算と補正予算のあり方についても、我が党の後藤祐一、稲富修二両議員が問題提起をしました。当初予算の見ばえを整えるための補正予算編成が常態化し、財政法第二十九条が要請する、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出と言えない事業も補正予算に含まれているという指摘であります。

そして、にもかかわらず、平成三十年度予算案は、一般会計総額が九十七兆七千百二十八億円と、六年連続で過去最大を更新しています。日本銀行やＧＰＩＦの公的資金によるＥＴＦの買い支えも含め、目先の一時的な景気回復を演出するために、安倍政権はとてつもなく大きなリスクを将来世代に先送りしているのです。

そうした姿勢は、教育費や社会保障関係費の扱いにもあらわれています。幼児教育の無償化をうたいながら、来年度予算案ではわずか三百三十億円の予算しか計上されず、多くは翌年以降に先送りとなっています。また、医療費についても、診療報酬がわずかに引き上げられた一方で、国民皆保険制度を維持しつつ、いかにして適切に国民負担を求めていくかなど、既に始まっている超高齢社会を見据えた医療費抑制への道筋は示されず、ここも問題先送りです。

私たち希望の党は、平均年齢四十九歳の未来先取り政党として、予算委員会で多くの近未来の課題、新しいタイプの社会問題を提示しました。

井出庸生議員からは、広い世代でニーズが高まっている選択的夫婦別姓について具体的な提案がありました。

小熊慎司議員からは、住民票を実家に残したままの下宿大学生の選挙人登録の扱いが自治体によって異なることから、法的に国政への参政権を失っている若者が全国に多数いる実態について問題提起がありました。

私からは、旧宮家の皇籍復帰が非現実的である根拠をるる示した上で、伝統ある日本の皇室の血統、皇統が近い将来途絶するリスク、また、皇族の方々が極端に減少するリスクを回避するために、女性宮家創設の議論を国会として一日も早くスタートすべきとの提言をいたしました。

目玉政策の看板を毎年かけかえ、小刻みな解散で政権への目先の求心力を維持し、長期安定政権の地位を得ながらも、短期志向の政権運営に終始する安倍政権は、将来世代に大きなツケを回す、未来に対して無責任な政権と言わざるを得ません。

私たち国会議員は、与野党を超えて、我が国が直面する将来のリスクに正面から向き合うべきです。問題先送り、短期志向の安倍政権のエッセンスを象徴する平成三十年度予算案への反対を改めて表明し、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（大島理森君）　福田昭夫君。

〔福田昭夫君登壇〕

○福田昭夫君　民進党の福田昭夫です。

私は、民進党と無所属の衆議院議員十四名から成る会派、無所属の会を代表し、ただいま議題となりました政府提出の平成三十年度予算案三案について反対、野党六会派提出の組み替え動議案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

本年は年明けから大雪が続いており、多大なる被害が生じております。犠牲となられた方々に謹んで御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、このたびの予算審議では、平成三十年度予算の欠陥が明らかになるだけではなく、さまざまな問題、疑惑が浮上しました。

まずは、佐川国税庁長官の虚偽答弁問題です。

森友学園に国有地が格安で売却されていた問題をめぐり、当時理財局長だった佐川氏は、交渉記録を破棄したなどと答弁していましたが、これが完全に虚偽答弁だったことが明らかになりました。

前代未聞の事態にもかかわらず、安倍総理及び自民党は、野党による佐川長官の証人喚問要求、罷免要求を拒否し続けています。

納税者には一円の間違いも認めない書類を求めておきながら、平然と公文書を破棄したとうそをつく人物が国税庁のトップに君臨していては、多くの納税者の怒りを買うのは当たり前であります。

税務行政の混乱を招く事態を、安倍政権はなぜか放置しています。不正の可能性を示す記録を意図的に隠蔽し、安倍総理をかばい続けたからこそ、佐川氏は国税庁長官に出世し、今も安倍政権により手厚く守られているのでしょう。

次に、裁量労働制に係るデータ捏造疑惑です。

安倍政権は、裁量労働制、いわゆる残業代ゼロ制度の導入を推し進めてきました。その根拠としてきた、裁量労働制で働く人は一般労働者より残業時間が短いというデータが、異なるデータを比較してつくられたものだということが明らかになりました。

これまでの政府の説明を根底から覆す異常事態にもかかわらず、安倍総理は厚生労働省に責任を転嫁し、全く責任を感じていないかのような答弁を繰り返しています。

こうした安倍政権の無責任体質は、平成三十年度予算にも色濃く反映されています。一般会計総額は九十七・七兆円となり、六年連続で過去最高を更新しました。

安倍総理は、いつまでも財政出動を続けるわけにはいかないと国会で何度も答弁してきましたが、結局、財政出動に頼っているのが現状であります。ただ、大規模財政出動にもかかわらず、実

質賃金は大幅に低下し、消費は振るわず、経済は低迷を続けています。

その大きな原因の一つは、予算の中身が間違っていることにあります。

安倍総理は、人への投資を重視するかのようなことは言い出しましたが、口先だけであり、公共事業費を六年連続で増加させるなど、箱物偏重の予算構造を変えようとはしていません。

安倍政権はこれまで、三本の矢、地方創生、新三本の矢、一億総活躍社会などと、次々と看板をかけかえてきましたけれども、何ら実績を残せていないことから見ても、今回も口だけなのは明らかであります。

また、米国からの防衛装備品の調達、いわゆるＦＭＳにおいて、米国側の言い値で支払いを続けていたことなど、会計検査院よりさまざまな指摘を受けているのに、対応が進んでおりません。

平成二十九年度補正予算額と平成三十年度当初予算額の合計が、何と平成三十年度概算要求額を超える事業が数多く存在するなど、不要不急と思われる事業に過度な予算配分を行っていることも判明しています。

一方、野党提出の組み替え動議案は、人への投資と地域活性化を経済政策の柱に置き、国民一人一人の能力を最大限伸ばし、それを発揮できる環境を整えること、それぞれの地域の知恵を最大限発揮できるようにする仕組みづくりをしていくことなどにより、持続的な成長につながる中身となっております。

また、安倍政治によりずたずたにされた、国民の政治への信頼を取り戻すべく、裁量労働についての全般的な再調査、森友、加計問題を踏まえた公文書管理の適正化を実行するための経費も盛り込まれております。

最後に、このように国民に対して無責任で不誠実きわまりない安倍政権に終止符を打つため、心ある人たちと手をとり合い、信頼ある政治を取り戻していくことを国民の皆様方にお訴えをし、私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（大島理森君）　藤野保史君。

〔藤野保史君登壇〕

○藤野保史君　私は、日本共産党を代表して、立憲民主党、希望の党、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党の六野党共同提出の二〇一八年度予算組み替え動議に賛成、政府提出の二〇一八年度一般会計予算外二案に反対の討論を行います。（拍手）

まず、働き方改革について、国民の命がかかった大問題であるにもかかわらず、捏造データが次々と明らかになり、安倍総理が裁量労働は一般労働より労働時間が短いという答弁を撤回したことは重大です。裁量労働制に反対する世論は急速に高まっています。法案の前提は根本から崩れており、提出そのものを断念すべきです。

また、森友疑惑では、一年前には存在しないと答弁した国有地売却の値引き交渉を示す文書が公開され、我が党が示した音声データによっても疑惑は一層深まりました。にもかかわらず、佐川国税庁長官、安倍昭恵氏らの証人喚問を与党が拒み続け、真相解明に背を向けていることは、言語道断であります。

審議は全く尽くされておりません。野党が求めた裁量労働制の再調査、働き方改革法案の断念、証人喚問、徹底した審議などの要求をことごとく拒否し、最低七十時間の野党質問時間に達しないまま採決を強行したことに強く抗議をいたします。

予算案に反対する理由の第一は、本予算案が、格差と貧困を広げてきたアベノミクスに固執し、暮らしと経済を痛めつけるものになっている点です。

アベノミクスの五年間で、大企業や富裕層の利益が大きくふえる一方で、実質賃金は年額十六万円も低下し、家計消費は二十二万円も落ち込んでいます。今必要なのは、この格差と貧困を是正することです。

ところが、本予算案は、生活保護費の最大五％、平均一・八％の削減を始めとした社会保障関係費の自然増分千三百億円を削減しています。安倍政権下の六年間で、社会保障関係費の自然増削減は一・六兆円に上り、各分野で給付減と負担増を招いています。文教予算は四年連続削減、中小企業、農業予算も連続削減であり、暮らしと経済に冷たい予算となっています。

中堅所得層に増税を押しつけるなど、増税路線は明確です。国民に対する給付を減らしながら負担を押しつけることなど断じて許せません。

他方、法人税や研究開発減税などの大企業優遇税制、富裕層の金融所得への優遇税制などは温存しており、格差の是正にはほど遠い姿勢です。来年十月に消費税一〇％増税を強行すれば、更に格差と貧困は広がります。富裕層のための政治から、九九％の国民の暮らしを応援する経済政策への抜本的転換を強く求めます。

反対理由の第二は、安保法制のもとで、際限のない軍拡路線に踏み込んでいる点です。

軍事費は過去最大の五兆一千九百十一億円となりました。第二次安倍政権発足以来、増額を続けており、四年連続で過去最高を更新しています。

イージス・アショアの関連経費を初めて盛り込み、オスプレイやＦ35Ａステルス戦闘機も増強しています。これら有償軍事援助、いわゆるＦＭＳによる米国からの兵器調達は四千百二億円、次年度以降の後年度負担総額は、年間予算に匹敵する五兆七百六十八億円に上ります。アメリカの兵器を買えというトランプ米大統領の要求に応えるものであり、安倍政権の日米同盟第一、米国追随の姿勢は到底容認できません。

とりわけ、長距離巡航ミサイルの導入を決定し、護衛艦「いずも」の空母化まで狙っていることは、政府自身が憲法上認められないとしてきた敵基地攻撃能力の保有に踏み出すものにほかなりません。戦争する国づくりをやめ、安保法制を廃止することを強く求めます。

相次ぐ米軍機事故では、米軍の意向を最優先し、子供たちと住民の命、なりわいをないがしろにする日米安保、地位協定の屈辱的な実態が明らかになりました。日米地位協定の抜本改正と沖縄県民の民意を踏みにじる辺野古新基地建設の中止、普天間基地の即時閉鎖、撤去を強く求めるものです。

また、審議の中で、アメリカの新核戦略、ＮＰＲを高く評価する安倍政権の姿勢が、新たな核持込みの危険を現実のものとしていることが浮き彫りになりました。さらに、安倍総理が憲法九条改憲に関する答弁を繰り返したことも絶対に容認できません。

反対理由の第三は、新規大型開発事業を優先し、原発再稼働や破綻した核燃料サイクルを推進するものとなっている点です。

高速道路に一・五兆円もの財投資金を十四年ぶりに投入するなど、三大都市圏環状道路、国際コンテナ戦略港湾などの新規大型開発事業を優先し、安全面と環境面で問題が指摘されているリニア中央新幹線の建設を推し進めるやり方は、到底認められません。

原発の再稼働、核燃料サイクル、原発輸出、これらの推進をやめ、原発即時ゼロの政治決断を下すべきであります。

日本共産党は、国民の暮らしを守り、日本経済

のゆがみを正してその発展を促し、戦争の危険から国民の安全を守るためには、本予算の抜本的な組み替えが必要だと考えます。

野党共同提案の予算組み替え動議は、部分的ではありますが、巨額の軍事費、米国からのＦＭＳなどにメスを入れ、格差と貧困の是正や国民生活に振り向けるものです。六野党が一致して安倍政権の経済政策の転換を求めた点に意義があり、我が党も共同提案したものであることを表明し、討論を終わります。（拍手）

○議長（大島理森君）　井上英孝君。

〔井上英孝君登壇〕

○井上英孝君　日本維新の会の井上英孝です。

私は、我が党を代表して、平成三十年度予算案外二案に反対の立場から討論をいたします。（拍手）

まず初めに、働き方改革に係るデータ不備問題は、国民からの信頼を失う行為であり、政府の真摯かつ誠実な対応が求められています。

我が党は、党利党略ではなく国民にとって必要な政治の実現に向けた政策提案型政党としての立場から、今回の問題について、政府が国民に対してしっかりと説明責任を果たすことを要求いたします。

政府予算の歳出は四年連続で九十六兆円を超え、補正予算と合わせて百兆円規模の予算が組まれてきました。公債残高はふえ続け、八百六十五兆円にも上ることが予測されるなど、財政状況は深刻であり、財政を公債頼りにすることの弊害について、政府はもっと深刻に受けとめるべきです。

我が党は、国民に負担を求める前に、政治家みずからが身を切る改革の姿勢を示すことが必要であるということを説き、身を切る改革から始まる一連の行政改革によって改革に必要な財源を確保することを最優先の政治課題と考えてまいりました。

年間の出生数が百万人を割り込み、人口減少の傾向が加速しているにもかかわらず、社会の仕組みは人口増加基調にあった時代から何ら変わっていないというのが現状であります。

グレートリセットの必要性を訴えてきた立場からいえば、二〇二〇年のプライマリーバランスの黒字化目標の達成が困難であることは明らかであるにもかかわらず、公務員人件費をふやし続けている上に、国民に対してさらなる負担を強いる新税の導入を推し進める政府の態度には、到底容認できません。

消費税率を八％に引き上げたことによって、国民負担率は四〇％の大台を超えました。政府は、更に消費税率を一〇％まで引き上げることを前提として本年度予算案を組んでいます。どこまで国民の負担を上げようというのでしょうか。

身を切る改革も大胆な規制緩和もなしに、歳出の規模は膨張の一途をたどり、それを将来世代へのツケ回しと国民の負担増、つまり増税で手当てしようという姿勢がはっきりとしております。

消費増税は景気にも悪影響を与えます。前回の八％への消費税率引上げは、成長しかけていた日本経済に水を差し、消費を大きく減速させたというのが国民の実感であります。財政再建のためにまず増税、国民の負担をふやすという財政運営を切りかえ、歳出削減を最優先にかじを切るべきです。

二月に入ってからの円高傾向は企業業績に大きな影響を与え、法人税収の下振れが起こる可能性もあります。平成二十八年度補正予算のように、同様の事由で赤字国債が発行されたような事態を危惧しています。

また、膨張し続ける社会保障費についても、診療報酬、介護報酬の同時改定というタイミングにもかかわらず、社会保障費の増額を五千億円以内に抑制するという従来の目安を維持したにとどまり、歳出削減に向けた真摯な姿勢を見てとることができません。

医療だけでなく、年金制度については持続可能性が危ぶまれる上、国民年金の支給額と、生活保護制度におけるモラルハザードが加速しかねません。受給者の五〇％以上を高齢者が占めている状況を深刻に捉えるべきです。

衆議院での予算審議は本日をもって終結しますが、我が党は、引き続き、身を切る改革と公務員人件費の削減に向けて全力で邁進していく、このことを国民の皆様にお約束いたします。

なお、野党六会派提出の動議につきましては、見解を異にするため反対することを申し上げて、私の反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　これより採決に入ります。

まず、原口一博君外六名提出、平成三十年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

原口一博君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立少数。よって、原口一博君外六名提出の動議は否決されました。

次に、平成三十年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（大島理森君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（大島理森君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十五

可とする者（白票）　三百七

否とする者（青票）　百四十八

○議長（大島理森君）　右の結果、平成三十年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○田野瀬太道君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（大島理森君）　田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長古屋範子君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成三十年度の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等の継続、地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し、地方団体共通の電子納税システムの導入等税務手続の電子化を行うほか、税負担軽減措置の整理合理化等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成三十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用等の改正及び東日本大震災の復旧復興のための財源となる震災復興特別交付税の確保等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十日両案について野田総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十二日から質疑に入り、本日これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。長尾秀樹君。

〔長尾秀樹君登壇〕

○長尾秀樹君　立憲民主党の長尾秀樹でございます。

私は、立憲民主党・市民クラブを代表し、地方税法等の一部を改正する法律案には反対、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案には賛成の立場から討論を行います。

（拍手）

その前に、まず申し上げます。

先ほど、自民党の菅原一秀君の討論で、このような深夜に及ぶ国会になったのは野党のせいであるかのような、看過しがたい発言がありました。

この際、明確に申し上げておきます。本日の予算委員会での強行採決、緊急上程は、自民党御自身の提案によるものであり、深夜に及ぶ本会議を設定した張本人は自民党であります。予算委員会筆頭理事に言われる筋合いは全くありません。まさに天に唾をする発言であり、強く反省を求めます。

それでは、まず、地方税法等の一部改正案について、反対の主な理由を申し上げます。

立憲民主党は、所得税、消費税、資産課税など税制全体を抜本的に見直し、税による再分配機能を強化することを基本政策として掲げております。

平成三十年二月に公表された家計調査報告によれば、総世帯の消費支出の指数は二〇一五年第三・四半期からずっと一〇〇を下回っていることからも、個人消費が伸び悩んでいることがうかがえます。加えて、所得格差の拡大が懸念される我が国の現状に鑑みれば、税制を通じた所得再分配機能の強化を議論すべきところ、今回の税制改正が小手先の議論に終始したことは、政府・与党の責任放棄と言わざるを得ません。

まず、今回の改正案において、給与所得者の給与所得控除の上限額を一千万円から八百五十万円に引き下げるとしております。なぜ八百五十万円としたのか、国民が納得できるような説明はいまだされておりません。

これについては、平成三十年二月十三日の本会議等において、麻生財務大臣は、家計への影響や地方財政への影響などを総合的に勘案したと答弁しましたが、所得再分配の抜本的な改革にはなっていないことに加え、給与収入八百五十万円は都市部では中間層に位置する層であり、家計分析に基づく精緻な議論を経ての決定とは言いがたいと言えます。

次に、基礎控除について、合計所得金額が二千四百万円超から逓減、二千五百万円超で消失する改正案となっています。格差是正という観点からは、基礎控除の逓減、消失する基準額を引き下げるべきです。

また、今回の改正案においては、格差を縮小するためにも重要な課題である金融所得課税の見直しは全くの手つかずで、相変わらずの富裕層優遇のアベノミクスの姿勢と断じざるを得ません。

次に、地方税と国税のあり方についてであります。

我が党は、地方自治体の歳入は、一般財源かつ自主財源である地方税で賄うことが原則であると考えます。

我が党の武内則男議員が本会議で代表質問したように、実際に仕事をしている割合を見ると、地方が六割だが、税収は四割しかありません。地方が担う事務と責任に見合ったように、国税と地方税の税源配分の見直しが必要であり、検討すべきであることを再度改めて主張をいたします。

あわせて、森林環境税について申し述べます。

森林環境税は平成三十六年度からの課税である一方、森林環境譲与税は平成三十一年度から譲与が行われることとされております。総務省の森林吸収源対策税制に関する検討会の報告書によれば、この新たな税制の必要性について、森林は、地球温暖化防止や災害防止など多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵があるとしており、この趣旨には賛成です。

検討会の報告書においては、市町村における事業実施体制の確保が森林環境税創設に当たっての課題として明記されております。しかし、この税の趣旨に沿って事業を展開できる市町村の人的体制についてはどのように検証されたのでしょうか。地方自治体の人手不足が問題となっている中、国民から税金を取るだけ取って、肝心の市町村における事業実施体制が確保できないということがあってはなりません。

また、森林環境税につきましては、既に三十七

府県と一政令市が、課税自主権を活用し、同様の超過課税を導入しており、二重課税であるとの指摘もあります。

総務大臣は、地方自治体の独自課税と森林環境税の使途が重複する可能性も認めた上で、平成三十六年度までの間に、関係府県等において必要に応じて超過課税の取扱いを検討していただけるものだと考えていますと答弁しておりますが、地方自治体が独自に行ってきた取組が損なわれることがないよう強く要望いたします。

次に、地方消費税の清算基準の見直しについてであります。

地方消費税の清算基準については、統計カバー外の代替指標である人口基準を五〇％に変更することとしており、その根拠は、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるためとのことでした。

人口基準を五〇％に引き上げて、果たしてこれでより適切に地方消費税収を最終消費地に帰属させることができるでしょうか。

この人口基準が五〇％になることによって、かえって地方において、地元の商店街や流通業に影響を与える可能性は否めません。消費の実態に合わせるという意味で、統計カバー率をもっと引き上げるべきであります。

続きまして、地方交付税法及び特別会計法一部改正案については、成果なしのアベノミクスで、地方公共団体はいまだ厳しい財政状況にあえいでおり、平成三十年度の地方公共団体の安定的な財政運営に向けて一刻の猶予も許されないことも勘案して、賛成をいたします。

しかし、トップランナー方式が今後も新たな業務に導入されるおそれを残していることに対しては懸念があります。特に、窓口業務の委託に関し、総務省は、今後、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成、全国展開などの取組を強化するとしており、その状況を踏まえて、トップランナー方式の平成三十一年度の導入を視野に検討していく旨を答弁しております。

しかし、平成二十九年四月一日時点における窓口業務の民間委託導入率は全市区町村で一七・三％にすぎないこと、また、地方交付税制度を使った窓口業務の委託化への政策誘導はすべきでないこと、以上の二点から、平成三十一年度における窓口業務へのトップランナー方式の導入は行うべきでないと改めて申し上げておきます。

最後に、この間、財務省は、地方全体として地方自治体の基金の残高が増加していることを理由に、地方財政に余裕があるとして、地方交付税の抑制につなげようとしました。

しかし、基金の残高は、あくまで、将来の歳入不足に対応するため、経費削減など自治体の努力で捻出した財源で積み上げてきたものであり、基金残高と交付税の削減をリンクさせる議論はもってのほかです。

結果的には、一般財源総額は昨年度より上回る水準を確保し、地方が自由に使える財源がふえましたが、今後、このようなリンク議論が二度と行われることがないよう強く求めておきます。

私たち立憲民主党は、多様な主体による自治をとうとび、互いに連携し合う活力ある社会を実現し、地域の責任と創意工夫による自立を可能とする真の地方自治を目指しています。このことを国民の皆様にお約束申し上げ、討論とさせていただきます。

御清聴どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　森夏枝君。

〔森夏枝君登壇〕

○森夏枝君　日本維新の会の森夏枝です。

私は、我が党を代表して、ただいま議題となりました両法律案に賛成の立場から討論いたします。（拍手）

我が党は、当初より、地方分権を旗印にしてまいりました。今回の地方交付税については、地方の実情に沿った、行政サービスの提供に必要な一般財源総額十六兆円を確保しつつ、臨時財政対策債を対前年度〇・一兆円減まで抑制したことについて、一定の評価ができるものです。

臨財債は、五十兆円を超える金額が積み上がっており、導入以前の交付税特別会計借入金も三十二兆円積まれたままの中、国の説明では、後に元利償還金の金額について交付税措置がなされるということですが、地方からは、巨額の負債を国から押しつけられるのではないかと不安の声が上がっています。

臨財債について、国が責任を持つという姿勢と償還のロードマップについて、明確な回答が必要不可欠です。

なお、行財政改革を実施した上での備えである財政調整基金等の増加を理由として地方交付税の削減措置がとられなかったことは評価できますし、中小企業の設備投資促進に向けた固定資産税の軽減について、地方の裁量を拡大した上で継続することは、重要かつ適切な措置と考えます。

また、共通電子納税システムの導入や大企業への法人住民税等電子申告の義務づけによる地方税の徴収における効率化は、民間企業や地方自治体の生産性向上につながるものであり、このような取組に我が党は賛同いたします。

最後に、我が党は、憲法改正項目の一つとして、統治機構改革を掲げています。

財源とともに権限を地方へ移譲していくことで、地方の、地方による、地方のための真の地方活性化と地方分権を目指して、引き続き議論を前に進めていく決意を申し述べ、今回指摘した点における政府の真摯な対応を求めて、本法案に対する賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　奥野総一郎君。

〔奥野総一郎君登壇〕

○奥野総一郎君　希望の党、奥野総一郎でございます。

私は、希望の党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に反対、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について賛成の立場から討論を行います。（拍手）

冒頭、職権で本日の総務委員会が立てられたことに強く抗議をいたします。

議題となっております法案の審議に際しては、野党の質問時間が昨年よりも一割以上減らされるなど、与党の強引な運営が目立ちました。数におごることなく、審議を尽くした上での採決を改めて求めたいと思います。

さて、偽装データに基づく働き方改革法案は、今国会に提出すべきではありません。安倍総理は実態把握と言われましたが、そのための再調査を行い、客観的データに基づき議論をやり直すべきです。都合のよいデータばかりを挙げ、あらゆる問題が全てうまくいっていると強弁し続けている安倍総理。そうした総理の姿勢がそんたくを生み、データ偽装につながったのです。現実を直視するよう、改めて総理の姿勢を正していただきたいと申し上げます。

ごまかしても、いずれ結果は出ます。アベノミクスの看板政策である成長戦略、地方創生は、行き詰まりがはっきりとしてきました。

成長戦略について、目標達成ができなかった、あるいは現時点で達成が難しいものが四割を占めていると内閣府も認めています。

例えば、サービス産業の労働生産性については、伸び率を二〇二〇年までに二％にするとしていますが、現状はたったの〇・二％です。この例だけを見ても、生産性を向上させ、成長率を引き上げる、財政再建も行うという成長戦略は完全に失敗をしています。

そして、成長戦略の地方版でもある地方創生、最近、この言葉を耳にすることはほとんどなくなりました。

うまくいかなくなると、すぐに新しいキャッチコピーをつくって掲げるのが安倍流であります。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、二〇二〇年時点で、東京圏から地方への転出、転入を均衡させ、東京一極集中の流れをとめると宣言しています。

ところが、先日の総務省の発表では、東京圏への転入超過は、前年よりも更にふえておよそ十二万人、二十二年連続で超過となっている一方、名古屋圏と大阪圏はいずれも五年連続転出超過となり、東京一極集中がより鮮明なものとなってしまいました。

地方創生は完全に行き詰まり、地方政策においても、これから述べるような場当たり的な増税や交付金のばらまきなど、つじつま合わせに苦心をしています。現実を直視し、改革を進めるべきです。

地方税法等の一部を改正する法律案について、反対理由を申し上げます。

本改正案では、国税に合わせ、給与所得控除等所得控除制度の見直しを行いますが、これにより、年収八百五十万円を超える方は、国と地方合わせて二千八百億円の増税となります。当初は、年収八百万円を超える方が増税との報道がありました。結局、取りやすいサラリーマンから取ろうとしただけではありませんか。

また、この増税分のお金はどのように使われるのでしょうか。所得の再分配に本当につながるんでしょうか。何のためにどれだけの増税をするのか、昨年の総選挙できちんとした説明が有権者にあったでしょうか。全くなかったじゃないですか。

来年には消費税の引上げが予定されていますけれども、早くも再々延期されるのではないかとの声も出始めています。たばこ税もそうですけれども、取りやすいところから取れるだけ取る、それではなくて、使い道、規模など、税収の必要性を国民にはっきり説明し、抜本的な税制改革を行うべきです。

我々は、格差を縮小し、消費をふやして経済成長を実現するため、所得控除から税額控除へ、さらには給付つき税額控除へを訴えてきました。今回の措置は、こうした理念もない、財政再建に見せかけるためだけのつじつま合わせにすぎません。

重ねて申し上げます。本法案は、到底賛成することはできません。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の理由を申し上げます。

平成三十年度の地方財政計画は、まち・ひと・しごと創生事業費などにより一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債を抑制するなど、厳しい財政環境の中、一応の評価ができるものです。しかし、多くの問題も抱えています。

一つは、地方財政の持続可能性です。

税収がふえている今年度においても、平成二十八年度国税決算による精算額の繰延べや公庫債権金利変動準備金の活用などにより何とか交付税額を確保しています。また、約百九十五兆円の長期債務残高を抱えたままです。今後は、高齢化に伴う社会保障費のさらなる負担が見込まれています。

来年予定されている消費税引上げ二％のうち〇・六％、およそ一・七兆円が、地方消費税として、地方の社会保障費の負担増に充てられることとなっています。ところが、昨年の総選挙直前、急ごしらえで決められた幼児教育、保育の無償化により、これまでの国と地方の負担割合を参考とすれば、およそ四千億円の負担が新たに地方に求められると言われています。首長に伺っても、相談がなかった。地方の同意もなく、国主導で新たな負担が求められようとしています。

財務省は、地方のプライマリーバランスは黒字だからもっと負担すべきだ、基金を取り崩せという主張をしますけれども、国の財政運営の失敗を地方に押しつけるものです。全く理解できません。地方財政を持続可能なものとするため、政府に対し、法定税率の引上げなど地方財政の抜本的な改革を求めます。

もう一つの問題は、地方の自治に介入する中央集権的な国の姿勢です。

冒頭申し上げたように、地域経済の回復は遅く、地方からの人口流出はとまりません。地方創生が失敗したのは、法律に基づく総合戦略等を国が定め、それに従えば地方にお金を交付してやるぞ、こういう中央集権的な手法の結果であります。

今回の予算審議でも、安倍総理は、きらりと光る地方大学づくりを新たな交付金により応援すると、懲りずに述べています。いいかげんに交付金で誘導するという発想はやめて、地方がみずから出す知恵に任せるべきです。分権改革を進めるべきじゃないでしょうか。

まだあります。業務の民間委託を進めるトップランナー制度。国から言われるまでもなく、これまで地方は、投資的経費や給与経費を削って、急激にふえる社会保障費を賄ってきました。これ以上の効率化を国が強要することは、官製ワーキングプアのさらなる増加、サービスの低下につながります。働き方改革というのであれば、非常勤職員が同一賃金同一労働となるよう、十分な財源を地方に保障すべきではないでしょうか。

我が党は、地方分権、財政自主権を明記する憲法改正案を検討しています。また、一括交付金制度の復活も提案をしています。地方分権を進め、地方のことは地方に任せる、財源も、可能な限り、ひもつきではなく一般財源を確保する、それが希望の党の基本的な考え方です。希望の党は、地方財政の健全化を進めつつ、地方の発展を実現してまいります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　金子恵美君。

〔金子恵美君登壇〕

○金子恵美君　無所属の会の金子恵美です。

ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。（拍手）

まず、今回の給与所得控除の引下げ、頭打ちなどの見直しについては、働き方改革に名をかりた理念なき増税策にすぎないということを強く申し上げます。

これまで、政府税制調査会では、幾度となく公平、中立、簡素という税制の大原則が強調されてきましたが、このたびの見直しは、所得税制をいたずらに複雑にするものであり、この大原則とは正反対の内容になっています。

また、年収八百五十万円超のサラリーマン、約二百三十万人もの方を増税する一方で、フリーランスの方々など自営業者の税負担を多少軽減するとしています。しかし、サラリーマンの方々は軽

い税負担であるといったデータを見たことがありません。

逆に、サラリーマンと自営業者などとの所得捕捉率の相違、いわゆるクロヨン問題の存在がこれまで幾度となく指摘されてきたところです。そもそも、所得捕捉率が違うのであれば、今回の改正案は議論が成り立たないはずです。

地方交付税については、地方交付税法には、「地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」と明記されており、総務省ホームページには、国が地方にかわって徴収する地方税、固有財源という性格を持っているとの解説が載っております。

しかし、安倍政権は、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かしやすい一括交付金を廃止し、ひもつき補助金を復活させ、その裏負担を見ることに地方交付税を利用しており、自治体の固有財源であるはずの地方交付税を支配の道具に使っています。これでは、地域の知恵を最大限に引き出し、地域活性化をなし遂げることなどできません。

固定資産税の特例措置についても同じようなことが言えます。地方の自主財源である固定資産税について、なぜ生産性革命を理由に減免するのでしょうか。

かつてバブル崩壊直後の一時期に、自民党政権が、景気対策の名のもと、公共事業を乱発し、負担を押しつけられた地方自治体が青息吐息となった光景をほうふつとさせる措置であると言わざるを得ません。

最後に、地域の皆様の声を無視し、地域の活力を奪う安倍政権に、広く野党勢力を結集して対抗していくことを国民の皆様にお約束し、私の討論を終わります。（拍手）

○**議長（大島理森君）**　本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○**本村伸子君**　私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の改定案に対し、反対の討論を行います。（拍手）

地方自治体の最も重要な役割は、住民の福祉の増進です。ところが、安倍政権は、社会保障費を連続抑制し、地域の医療、介護、子育て、生活保護など、住民の暮らしを支える制度を次々と破壊し、地方に行革を押しつけてきました。このもとで、雇用の不安定、低賃金化、貧困と格差、地域間の格差がますます深刻となっています。

とりわけ、安倍政権が地方交付税制度を根本からゆがめていることは重大です。

地方交付税は、地方の固有財源であり、自治体の財政需要を正しく反映することによって、財源保障機能と財源調整機能という役割を果たすことができます。

しかし、安倍政権は、地方交付税の算定にトップランナー方式を導入し、アウトソーシングで人件費等を削った経費水準をもとに、基準財政需要額を引き下げています。来年度もこれを継続すれば、累計で一千四百億円もの基準財政需要額の削減となります。

さらに、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費で、人口の増減率等を指標に、成果が上がっている自治体に交付税の配分をふやしていくやり方を更に進めようとしています。地理的条件不利地や財政力の弱い町村など、財源削減の影響は深刻です。こうしたやり方は、地方交付税の役割に逆行するものです。

今こそ、地方交付税の法定率を抜本的に引き上げることを求めます。

地方税法の改定については、地域経済の牽引という名目で固定資産税の減免を導入していますが、一部の企業に支援を特化するやり方ではなく、三百八十万の中小企業全体の底上げこそ、地域経済の活性化に必要です。

また、個人所得課税の見直しは、勤労世帯、中間層への増税であり、反対です。

以上を申し述べ、討論とさせていただきます。（拍手）

○**議長（大島理森君）**　これにて討論は終局いたしました。

○**議長（大島理森君）**　これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（大島理森君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（大島理森君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○**田野瀬太道君**　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（大島理森君）**　田野瀬太道君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大島理森君）**　御異議なしと認めます。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（大島理森君）**　所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小里泰弘君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔小里泰弘君登壇〕

○**小里泰弘君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、国税に関し、所要の改正を行うものであります。

本案は、去る二月十三日当委員会に付託され、十六日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日から質疑に入り、二十三日質疑を行い、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）　討論の通告があります。順次これを許します。髙木錬太郎君。

〔髙木錬太郎君登壇〕

○髙木錬太郎君　立憲民主党、髙木錬太郎でございます。

私は、立憲民主党・市民クラブを代表いたしまして、ただいま議題になりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。（拍手）

去る二月十六日、全国で所得税の確定申告が始まりました。来月十五日までの間に約二千百五十万人の納税者の皆さんが申告書を提出されます。日ごろから準備をされ、御苦労を重ねてきてこの確定申告に臨まれている納税者の皆さんに対し、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図らなければいけない国税庁のトップ、更に言えば税務署職員など全国五万六千人の組織を率いる組織のトップである佐川宣寿国税庁長官は、相も変わらず、歴代長官が行ってきた記者会見を開かず、ホテル住まいを続け、逃げ隠れされている始末。それが、納税の義務を果たそうとしている納税者に対する誠意ある姿勢ですか。それが、組織のトップとしての振る舞いですか。あるまじき姿勢と言わざるを得ません。

そして、ここへ来て、佐川長官の財務省理財局長時代の国会での答弁が虚偽答弁だと断じられてもおかしくないような事実が次々と明らかになっています。指摘されていることに関し何らやましいところがないのならば、正々堂々国会に出てきて、広く国民に対し、理財局長時代の主観的認識を説明なさったらいいではありませんか。

また、麻生財務大臣御自身も、この間の予算委員会における答弁の中で、確定申告の現場において例年にない特段の支障が生じることが十分にあり得ると認められておられます。

であるとするならば、その例年にない特段の支障が生じないよう、麻生大臣御自身が善処されるべきであります。つまり、この場合の善処とは、世論調査によっては八割以上という数字も出ている、佐川長官は国会で説明すべきという国民の声に応えて、大臣が有能だと評価される佐川長官に対し、国会に出てくるように指示を出すことではないでしょうか。

聞くところによりますと、理財局長から国税庁長官に就任するのは四代続けての既定路線。国税庁長官の任期は事実上一年で、何事もなくその一年をやり過ごせば、翌年夏には退官し、秋には新しい就職先へということであります。もしこれが本当だとすると、国民感情からすれば、何ともやりきれない思いになるのではないでしょうか。

今通常国会はまだまだ続きます。私たちは、今後も引き続き、佐川長官に国会に出てくるよう強く求めていきたいと思います。

それでは、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

個人消費が伸び悩み、格差の拡大が懸念される我が国の現状にあって、税による所得の再分配機能を更に強化しなければいけない中、今回の税制改正は、その本質的な議論を避けている、小手先のびほう策にすぎないと指摘せざるを得ません。

今回の控除見直しで増税となる給与所得者の年収基準は八百五十万円となっており、約二百三十万人の方々が対象となります。この年収八百五十万円の皆さんは、都市部ではいわゆる中間層に位置する層であり、個人消費を支える中核の購買層に当たる皆さんでもあります。

それにもかかわらず、家計分析に基づく精緻な議論を経て決定した基準とは言いがたく、取りやすいところから取るという、こそくなやり方であるという印象が強く残ります。

また、今回の所得税法改正の中には、負担増が生じないよう措置を講ずるとあり、その対象が子育て世帯、介護世帯という説明が財務金融委員会でもありましたが、この介護世帯というのは、国民の誰もが思い浮かべるような、高齢者の皆さんを介護しているという意味での介護世帯ということではなく、特別障害者控除の対象となっている限られた世帯のことであって、決して高齢者の方々を介護されている多くの世帯に負担増が生じないというわけではありません。

このように、国民の皆さんの間に誤解が生じるような非常に不誠実な説明があり、この点についても厳しく指摘したいと思います。

次に、金融所得課税についても指摘しなければなりません。

格差を縮小するためにも非常に重要な課題であるこの金融所得課税の見直し。今回の税制改正では全くの手つかずで、富裕層優遇のアベノミクスの姿勢は相変わらずと言わざるを得ません。

年収一億円以上の高所得者数は、二〇一一年の一万二千七百五十人から、二〇一五年には一万九千二百三十四人になり、さらには、二〇一六年には二万人を超えました。そして、年収一億円以上の高所得者ほど、所得に占める株式等の譲渡所得、つまり金融所得の割合が高いと言われています。この金融所得は分離課税の対象になっているため、高所得者層にとっては税の負担率が低く、税の負担の公平性が全く保たれていません。

税による所得の再分配機能という意味では真っ先に着手すべき税制であるにもかかわらず、二〇一四年、軽減税率を廃止して本則税率に戻すという改正以降、総合的に検討すると言うばかりで、実際には一向に見直しが進んでいません。

つまり、重ねて申し上げますが、これはアベノミクスが富裕層優遇政策である証左にほかなりません。

次に、所得拡大促進税制の見直しについて申し上げます。

平成二十五年度税制改正において、この所得拡大促進税制が創設され、翌平成二十六年度以降、毎年のように、制度の拡充、延長、企業にさらなる賃上げの動機づけを与える機能の強化など、数次にわたって制度の見直しが行われてきました。

そして、今回の平成三十年度税制改正においても、継続雇用者給与等支給額が対前年度三％以上の増加及び国内設備投資額が減価償却費の総額の九〇％以上の要件を満たす場合等に、給与等支給増加額について税額控除するという改組が行われました。

政府が民間企業に対し賃上げを直接的に要求するというのは、あるべき姿であるとは思えませんが、しかし、税制を通じて、企業に対し、さらなる賃上げを促すということ自体は理解できます。ですが、そもそも、なぜ毎年のように見直さなければいけない制度なのでしょうか。定量的な検証はどうなっているのでしょうか。適用件数や適用金額は出てきてはいますが、具体的にどれだけ賃上げにつながったのか、賃上げが進んだのか、政策効果はどうなっているのでしょうか。

財務金融委員会の質疑の中でも、政府は、税制の効果だけを取り出して、経営者の賃上げ判断への影響をはかることは難しい面があると認められましたが、政策効果が検証できない制度自体をいつまで続けるのでしょうか。

賃上げ、つまりは国民の皆さんのお財布を温めるという政策を行うならば、もっとほかにいい方法があるのではないでしょうか。つまりは、この租税特別措置という制度自体、一度立ちどまって、本当にこの制度のままで効果的なのか、このやり方でいいのか、根本的に考え直した方がい

い。そういう時期に来ているのだと考えております。

最後に、私たち立憲民主党は、強い者をより強く、豊かな者をより豊かにすることによって、そうでない人たちに滴り落ちるというトリクルダウンの経済政策ではなく、社会的需要の高い分野であるにもかかわらず、低賃金で、身を粉にして働いていらっしゃる皆さんの処遇を改善するという、まさに下から支えて押し上げる経済政策を推し進めることで、経済の好循環を図っていくべきと考えております。

そして、税制においては、多様性を認め合い、困ったときに寄り添い、お互いさまに支え合う社会をつくるという我が党の理念を踏まえた、我が党らしい税制の基本方針を取りまとめ、国民の皆さんにお示しすることをお約束申し上げ、本法案に対する反対の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　杉本和巳君。

（杉本和巳君登壇）

○杉本和巳君　日本維新の会の杉本和巳です。

私は、我が党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。（拍手）

まず、所得税についてです。

さきの税制改正における議論では、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われ、今回は多様な働き方に対応した税制改正が行われようとしています。また、個人所得税改正に焦点が当てられ、給与所得控除、公的年金控除、基礎控除等の一体的な見直しが行われることになります。給与所得控除、年金控除制度が見直され、基礎控除をふやすことは、フリーランスの勤労者や起業家に対する所得控除を公平に近づけるために一定の効果があると評価します。

ただし、今回の税制改正において、八百五十万円以上の給与所得者が増税対象となることについては疑問が残ります。高所得者狙い撃ちの今回の改正は、我が国の経済、産業、テクノロジーを支える層の労働意欲や消費の減退という点で懸念されます。

また、給与所得者と個人事業主等との所得把握の不均衡は改善されていません。所得を把握しやすい給与所得者中心の増税になる点は残念であります。依然として、現役世代よりも年金受給者に対して手厚い制度である点、年金等控除に対する抜本的な見直しでないという点について、引き続き政府に対して見直しを要求してまいりたいと考えています。

政府は、給与支出を前年比で三％以上ふやした企業に対して、租税特別措置の拡大を行おうとしています。業績好調な企業においては、内部留保が積み上がる一方で、賃上げが抑制されていることが問題となっている中、賃上げに向けての税制改正が行われることについては、経済の好循環につながる点から評価いたします。

ただし、租税特別措置という仕組みでは、対象となる企業全体での減税総額がつかみ切れていないことは問題でありますので、租税特別措置を拡大する点については疑問が残ってしまいます。

次に、事業承継税制についてです。

中小企業経営者の高齢化が進み、二〇二〇年までに三十万以上の経営者が七十歳になるなど、後継者不足が深刻な課題になっています。

経済産業省の推計によれば、後継者問題等の廃業が急増することで、二〇二五年までの十年間で約六百五十万人の雇用、約二十二兆円のGDPが失われる可能性が示唆されています。今回、こうした状況を踏まえ、事業承継に係る優遇措置の対象が拡充された点については、我が党が税制に関する当面の考え方としてまとめた提案内容も反映されており、その内容について評価しております。

ひっきょう、今回の税制改革によって民間の活力が最大限発揮できるよう、指摘した事項について、政府における真摯な対応を今後求めつつ、我が党は、以上のような観点を総合して、本法案に賛成いたします。（拍手）

○議長（大島理森君）　近藤和也君。

（近藤和也君登壇）

○近藤和也君　私は、石川県能登半島の近藤和也です。

希望の党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

私は、そこで眠っていらっしゃる与党の国会議員にも申し上げたい。こんな国会運営でいいんでしょうか。今の経済金融政策で本当にいいんでしょうか。今回の税制改正は、これで本当にいいのでしょうか。こんな政治のあり方でいいのでしょうか。

官邸や執行部は怖い存在なのかもしれない。しかし、私は、このような政治が続くことによる日本の未来の方がもっと怖い。もっと与党の方には心を広く持っていただきたい。（発言する者あり）

○議長（大島理森君）　御静粛に願います。

○近藤和也君（続）　そして、ぜひとも、この議論を通じて、皆様が勇気ある行動をとっていただくことを願いまして、討論を始めさせていただきます。

証人喚問から逃げ続ける佐川国税庁長官、森友学園問題、もううんざりです。いつまでこのことを国会で取り上げなければいけないのでしょうか。取り上げる野党が悪いのですか。違うじゃないですか。逃げ回る佐川氏、逃げ回る与党にこそ、その責任があるのではないですか。

国民は納税から逃げることはできません。しかし、国民の皆さんから税金を徴収する国税庁トップの佐川氏は、逃げ続けています。ごまかす、うそをつく、開き直る、そして逃げる。佐川長官の姿そのものが、今の安倍政権の象徴ではないですか。

税は国家なり。信なくば立たず。与党の皆さん、まずは、佐川氏の証人喚問を素直に認めること、そこから、誠実な税の議論をしようではないですか。

今国会は働き方改革国会と総理が述べていました。しかしながら、議論のもとになるデータは全く信頼性がないものだと判明しました。精査すると言ったものの、再調査は認めず、法案提出の方針はそのままという傲慢さ。働く方をなめていませんか。人の命を何と考えているんですか。

総理は、一度政権を投げ出して、その後、政治的には生き返らないんです。今の働き方改革には、働く人への優しさや働くことへの尊敬の念が全く感じられない。このままいけば、ブラック企業ならぬブラック政府、ブラック国会。働き方改革を語る前に、その思考、行動から改革してください。

まずは、この国会での法案の提出断念。一から出直すしかありません。

異次元の金融緩和からはや五年。もう結果が出ているのではないですか。とうとうマイナス金利まで行き着いてしまい、金融機関も悲鳴を上げています。実質賃金もマイナス、実質消費もマイナス、貯蓄ゼロ家庭は三割も増大。政府・与党の皆さんがいつも言われる、アベノミクスの温かい風を地方にも吹かす、いつまで言い続けるんですか。地方の実態をよく見てください。多くの方々

の苦しい息遣いを感じてください。アベノミクスの厳しい風が地方に吹き荒れているんです。

日銀は、国債も株式も目いっぱい買い込み、いつ財務の健全性が疑われてもおかしくない状況。六回も目標を先送りしながら、デフレ脱却を豪語する。

総理、自己陶酔から覚めて、そろそろごまかしはやめませんか。新しい日銀総裁を選び直し、総理も経済金融政策を改める。私は、一日も早いアベノミクスからの脱却こそが必要だと考えます。

そして、財政健全化目標も先送りです。

総理は、財政健全化に充当される予定の財源を、選挙前に、教育無償化等に充てると突然表明しました。選挙目当てで消費増税分の使途変更をしたと言わざるを得ません。このことをもって目標未達の原因としていますが、そもそもが、今回の使途変更がなくとも、無理な経済成長率を前提としているなど、目標達成は不可能だったことは明々白々です。教育、子育てをだしにして責任逃れをする。選挙のたびにこうした無責任なことをやっていては、財政健全化など永遠にできるはずがありません。

今回の改正案では、給与収入八百五十万円超のサラリーマンの給与所得控除額の上限引下げによる増税が行われます。これらの改正で税負担が重くなる世帯は、個人消費を支える中核の購買層です。消費への影響も懸念されます。

仮に格差是正や所得再分配のために増税をするのであれば、あわせて、金融課税、資産課税等、真に担税力のある富裕層への課税もセットで示すべきではないでしょうか。そうした担税力ある富裕層への課税は示さずに、給与所得控除を引き下げることでサラリーマンを狙い撃ちにするような改正は、税負担の公平性の観点からも疑問があります。

さらには、今回の質疑を通じて、今後は、給与収入八百五十万円よりも更にその上限を引き下げる可能性や、不妊治療を受けられる方にも影響が出てしまうことも判明いたしました。個人事業主の捕捉率の問題や雇用的自営業者の実情も放置したままです。

個人所得課税改革の全体像を示さず、働き方の選択をゆがめるような継ぎはぎの改正では、納税者の理解は到底得られません。

軽減税率を導入するために、総合合算制度を諦め、びほう策として、さきの衆議院議員選挙では公約に入っていないさまざまな増税、税制改悪の悪循環、所得税増税もたばこ税増税も取りやすいところから取る。理念なきでこぼこ税制と言わざるを得ません。

安倍内閣は、経済再生も財政健全化も頓挫しているにもかかわらず、そうした現実から目を背け、自画自賛を続けています。しかし、その間にも、少子化は進み、地方では企業も減り、人もどんどん少なくなってきています。もはや国も地方もごまかしのきかない状況です。

しかし、今の政府はどうでしょうか。所得税法改正ではサラリーマンの方々をごまかし、GDP統計もごまかし、財政健全化もごまかし、金融政策の負担もごまかす。森友学園、加計学園では身内の関与をごまかし、働き方改革では極めてずさんなデータを使ってごまかす。安倍内閣はごまかしばかりです。今国会は、働き方改革国会ではなく、ごまかし国会。皆さん、このごまかしをこそ改革しようではありませんか。

正直に現実に向き合い、逃げずに、おのれの失敗をもごまかさず、真っすぐに問題に立ち向かっていく。私たち心ある野党こそが、声なき声を受けとめる、その存在であらねばなりません。本当は声を上げたくても上げられない人たちは、与党議員の皆さんの中にもいらっしゃるのではないですか。一緒に立ち上がろうではありませんか。

所得控除から税額控除へ、税額控除から給付つき税額控除へ。所得税などのあり方を根本的に見直し、所得再分配機能を強化しつつ、時代の変化に合わせ、ライフスタイルに中立的な税制を実現する。私たちこそが、理念ある、心ある税制を目指していくことをお約束申し上げ、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　広田一君。

（広田一君登壇）

○広田一君　高知県足摺半島出身の広田一でございます。

私は、無所属の会を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

その前に、予算委員会の審議、採決のやり方に一言申し上げます。

あのような怒号の中での強行採決は、民主主義をないがしろにするものであります。これまでの与野党の真剣な、真摯な議論を台なしにするものであります。

特に、今国会の目玉である働き方改革は、国民の健康と命、そして働きがいに直結する大事な政策であります。その中で、裁量労働制の拡大に関する重要なデータが捏造であることが判明をいたしました。この問題が決着しない中で、予算の採決などやるべきではありません。

今の安倍政治は、数さえあれば何をやっても構わない、強引、傲慢な政治であります。こんな政治は何としても変えていかなければなりません。

このたびの税制改正案は、パッチワークのような増税案がメジロ押しです。佐川国税庁長官の虚偽答弁問題で納税者の怒りがかつてないほど高まっている中で、このような税制改正に理解が得られるはずはありません。

その上で、所得税改革について申し上げます。

所得再配分機能を回復して格差を是正することは、時代の要請であります。問題はその手法です。今回の見直しは、所得税制をいたずらに複雑化し、公平、中立、簡素という租税の大原則からかけ離れた姿になっております。

所得税改革のあるべき姿は、所得再配分機能の回復、強化、ライフスタイルに中立で公正な税制の構築などの観点から、まずは、所得控除方式を転換して税額控除方式に切りかえていくことであります。

さらに、行き着く先は、所得よりも控除額が多い人には給付がされる給付つき税額控除の創設であります。それこそが、税制改革でやるべき格差是正策であります。

今回の税制改正は、全体的に個人増税ラッシュであります。よく言われる、取りやすいところから取るというものであります。

今回、給与所得控除の見直しをします。増税ラインを給与収入八百五十万円超に引いております。二百三十万人、我が高知県の人口の約三倍もの方が増税となります。個人消費を支える、頑張っている層への増税となって、景気への悪影響が懸念をされます。

私たちは、野田政権以来、分厚い中間層の復活を目指しています。その方向に逆行する増税だと言わざるを得ません。加えて、格差是正の観点に立てば、今やるべきことは、むしろ、二〇％にとどまっている金融所得課税を、例えば五％引き上げていくことです。優先順位が間違っております。やっていることがあべこべであります。

私は、分厚い中間層の復活、暮らしの底上げ、

個人消費のボトムアップというなら、逆に、中間層への所得税減税こそが必要だと考えます。

次に、たばこ税の増税についてであります。

私はたばこを吸いません。大学時代にやめました。受動喫煙防止対策の強化が喫緊の課題であることも承知をしております。

その上で、地域を回っておりますと、今のような寒い日に、玄関先で空き缶を片手に背中を丸めながらたばこを吸っているお父さんたちによく出会います。住宅ローンを一生懸命払いながら、家の中ではたばこが吸えず、肩身の狭い思いをしております。そんなどこにでもいる普通の方々にすれば、降って湧いてきた安易な増税というふうに言わざるを得ません。

また、段階的とはいえ、加熱式たばこの増税は、企業の開発意欲を阻害することにもつながりかねないことを指摘しておきます。

○議長（大島理森君）　広田君、時間になりました。

○広田一君（続）　以上のように、今回の税制改正は、中小企業の事業承継税制のように評価すべき点もありますが、全体的に、法人を優遇し個人は負担をふやすという、バランスが極めて悪い税制改革です。

最後に、政治を変えるとは、税金のあり方、使い方を変えることです。

私たちは、納税者、生活者、そして働く者の立場に立った税制改革を実現することを申し上げまして、私の討論といたします。

どうも失礼しました。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（大島理森君）　宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君　日本共産党の宮本徹です。

私は、日本共産党を代表して、所得税法等一部改正案に断固反対の討論を行います。（拍手）

昨年に続き、国税法案の審議では、税への信頼を大きく揺るがせている森友学園への国有地払下げ問題が大きな議論となりました。

今国会で新しく全体が公表された二〇一六年三月のものとされる音声データでは、学園側弁護士が近畿財務局に対して、希望としては一億五千万円より低い金額で買いたい、はっきり述べております。先方から幾らで買いたいといった希望があったことはないという佐川国税庁長官の当時の答弁は、全くの虚偽答弁だったということじゃありませんか。

新しく公開された法律相談の文書を見ると、森友学園側は、くい掘削過程で出た家庭ごみは国の指示で埋め戻されたごみだと主張しております。地下深くの新しい埋設物なるものは国のつくり上げたでっち上げであることは、いよいよ明白であります。

森友学園側の言い値に合わせて、存在するはずのない地下九メートルまでのごみをあったことにし、国有地価格を値下げして売却したことは、もはや明らかであります。いいかげん、破綻した答弁を繰り返し、真相究明に背を向けるのはやめるべきであります。

税への国民の信頼を取り戻すためには、森友学園疑惑の徹底究明が必要不可欠であります。安倍昭恵氏と佐川国税庁長官の証人喚問を強く求めるものであります。

次に、本法案に反対する理由を述べます。

第一に、本法案が、大企業優遇税制を一層拡大するからです。

安倍政権が拡大した研究開発減税に加え、本法案の賃上げ促進税制、投資連携減税を最大限活用すれば、法人課税の実質負担率は一一％にまで下がることが、委員会の審議で明らかになりました。既に、トヨタの実質税負担率は一七％です。

庶民には消費税増税を重ねながら、さらなる大企業減税を拡大することは、税の公平性に著しく反すると言わなければなりません。

経済産業省の委託調査で、所得拡大推進税制を利用した一部上場、二部上場企業の大半が、この税制とかかわりなく賃上げを行っていることが明らかとなっております。そして、同調査では、減税されたキャッシュの利用先のトップは、内部留保となっております。

血税の無駄遣いになっているではありませんか。体力のある大企業に減税する財源があるのなら、赤字法人も含め、中小企業の支援にこそ回すべきであります。

安倍政権のもとで、法人税率の引下げ、租特の拡大、これは深刻な法人税の空洞化を引き起こしております。大企業は史上最高の利益の更新を続けていますが、国と地方の法人税収は、リーマン・ショック前より五兆円ものマイナスとなっております。本法案は、一層、法人税収の空洞化につながる危険があります。

反対理由の第二は、超富裕層への優遇税制を放置したまま、給与所得控除の縮小で中間層へ増税を行うものだからであります。

財務省の作成した法案説明資料では、増税となる年収八百五十万円以上は高所得者層だと記されております。しかし、かつて政府は、年収七百万、八百万円は中堅所得者層だとし、勤労世代のやる気と活力を十分発揮してもらうために極めて重要であると、減税を行ってきました。年収八百五十万円は、一体いつから高所得者層になったのか。これまでの説明と全くつじつまが合わない。御都合主義ではありませんか。

税負担の垂直的公平にやるべきは、株の譲渡益や配当で巨額の収入を得ている超富裕層への課税強化です。証券優遇税制を廃止し、税率を一〇％から二〇％に戻した際、株価の変化は見られなかった、政府は答弁いたしました。金融所得課税の税率引上げにちゅうちょする理由は何一つありません。早急に取り組むことを強く求め、反対討論とします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（大島理森君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（大島理森君）　先ほどの平成三十年度一般会計予算外二案の採決の結果、可とする者（白票）中、大隈和英君の票が二票ありました。

調査の結果、一票は他の議員が投票したものと判明しましたので、各会派間の協議に基づき、これを無効といたします。

改めて、投票結果を事務総長に報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十五

可とする者（白票）　三百六

否とする者（青票）　百四十八

ほかに無効　一

平成三十年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　あきもと司君　あべ　俊子君　安倍　晋三君　逢沢　一郎君　赤澤　亮正君　秋葉　賢也君　秋本　真利君　麻生　太郎君　穴見　陽一君　甘利　明君　安藤　高夫君　安藤　裕君　井野　俊郎君　井上　信治君　井上　貴博君　井林　辰憲君　伊東　良孝君　伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君　伊藤　達也君　伊吹　文明君　池田　道孝君　池田　佳隆君　石川　昭政君　石崎　徹君　石田　真敏君　石破　茂君　石原　伸晃君　石原　宏高君　泉田　裕彦君　稲田　朋美君　今枝宗一郎君　今村　雅弘君　岩田　和親君　岩屋　毅君　上杉謙太郎君　うえの賢一郎君　上野　宏史君　江渡　聡徳君　江藤　拓君　衛藤征士郎君　遠藤　利明君　小倉　將信君　小此木八郎君　小里　泰弘君　小田原　潔君　小野寺五典君　小渕　優子君　尾身　朝子君　越智　隆雄君　大岡　敏孝君　大串　正樹君　大隈　和英君　大塚　高司君　大塚　拓君　大西　英男君　大西　宏幸君　大野敬太郎君　大見　正君　岡下　昌平君　奥野　信亮君　加藤　鮎子君　加藤　勝信君　加藤　寛治君　梶山　弘志君　勝俣　孝明君　門　博文君　門山　宏哲君　金子　俊平君　金子万寿夫君　金子　恭之君　金田　勝年君　上川　陽子君　神谷　昇君　神山　佐市君　亀岡　偉民君　鴨下　一郎君　川崎　二郎君　河井　克行君　河村　建夫君　神田　憲次君　神田　裕君　菅家　一郎君　木原　誠二君　木原　稔君　木村　次郎君　木村　哲也君　城内　実君　黄川田仁志君　岸　信夫君　岸田　文雄君　北川　知克君　北村　誠吾君　工藤　彰三君　国光あやの君　熊田　裕通君　小泉進次郎君　小泉　龍司君　小島　敏文君　小寺　裕雄君　小林　茂樹君　小林　鷹之君　小林　史明君　古賀　篤君　後藤　茂之君　後藤田正純君　河野　太郎君　高村　正大君　國場幸之助君　左藤　章君　佐々木　紀君　佐藤　明男君　佐藤　勉君　佐藤ゆかり君　齋藤　健君　斎藤　洋明君　坂井　学君　坂本　哲志君　櫻田　義孝君　笹川　博義君　塩谷　立君　繁本　護君　柴山　昌彦君　下村　博文君　白須賀貴樹君　新谷　正義君　新藤　義孝君　菅　義偉君　菅原　一秀君　杉田　水脈君　鈴木　俊一君　鈴木　貴子君　鈴木　馨祐君　鈴木　隼人君　鈴木　淳司君　鈴木　憲和君　関　芳弘君　田所　嘉徳君　田中　英之君　田中　良生君　田野瀬太道君　田畑　毅君　田村　憲久君　平　将明君　高市　早苗君　髙木　啓君　髙木　毅君　高鳥　修一君　高橋ひなこ君　竹下　亘君　竹本　直一君　武井　俊輔君　武田　良太君　武部　新君　武村　展英君　橘　慶一郎君　棚橋　泰文君　谷　公一君　谷川　とむ君　谷川　弥一君　津島　淳君　土屋　品子君　辻　清人君　寺田　稔君　とかしきなおみ君　冨樫　博之君　渡海紀三朗君　土井　亨君　冨岡　勉君　中曽根康隆君　中谷　元君　中谷　真一君　中根　一幸君　中村　裕之君　中山　展宏君　中山　泰秀君　永岡　桂子君　長尾　敬君　長坂　康正君　二階　俊博君　丹羽　秀樹君　西田　昭二君　西村　明宏君　西村　康稔君　西銘恒三郎君　額賀福志郎君　根本　匠君　根本　幸典君　野田　聖子君　野田　毅君　野中　厚君　葉梨　康弘君　萩生田光一君　橋本　岳君　鳩山　二郎君　林　幹雄君　原田　憲治君　原田　義昭君　平井　卓也君　平沢　勝栄君　福田　達夫君　福井　照君　福山　守君　藤井比早之君　藤丸　敏君　藤原　崇君　船田　元君　船橋　利実君　古川　康君　古川　禎久君　古田　圭一君　古屋　圭司君　穂坂　泰君　星野　剛士君　細田　健一君　細田　博之君　堀内　詔子君　本田　太郎君　牧島かれん君　牧原　秀樹君　松島みどり君　松本　純君　松野　博一君　松本　文明君　松本　洋平君　三浦　靖君　三谷　英弘君　三ッ林裕巳君　三原　朝彦君　御法川信英君　宮内　秀樹君　宮川　典子君　宮腰　光寛君　宮澤　博行君　宮路　拓馬君　宮下　一郎君　武藤　容治君　務台　俊介君　村井　英樹君　村上誠一郎君　望月　義夫君　茂木　敏充君　盛山　正仁君　森　英介君　森山　裕君　八木　哲也君　簗　和生君　山際大志郎君　山口　俊一君　山口　泰明君　山口　壯君　山下　貴司君　山田　賢司君　山田　美樹君　山本　幸三君　山本　拓君　山本ともひろ君　山本　有二君　吉川　貴盛君　吉野　正芳君　義家　弘介君　和田　義明君　若宮　健嗣君　渡辺　孝一君

渡辺　博道君　赤羽　一嘉君
井上　義久君　伊佐　進一君
伊藤　渉君　石井　啓一君
石田　祝稔君　稲津　久君
浮島　智子君　江田　康幸君
大口　善徳君　太田　昭宏君
太田　昌孝君　岡本　三成君
北側　一雄君　國重　徹君
佐藤　茂樹君　佐藤　英道君
斉藤　鉄夫君　高木美智代君
高木　陽介君　竹内　譲君
遠山　清彦君　富田　茂之君
中野　洋昌君　濵地　雅一君
濱村　進君　古屋　範子君
桝屋　敬悟君　松田　功君
松平　浩一君

否とする議員の氏名

阿久津幸彦君　阿部　知子君
青柳陽一郎君　荒井　聰君
池田　真紀君　石川　香織君
生方　幸夫君　枝野　幸男君
尾辻かな子君　大河原雅子君
逢坂　誠二君　岡島　一正君
岡本あき子君　落合　貴之君
海江田万里君　神谷　裕君
亀井亜紀子君　川内　博史君
菅　直人君　近藤　昭一君
佐々木隆博君　櫻井　周君
篠原　豪君　末松　義規君
高井　崇志君　高木錬太郎君
武内　則男君　辻元　清美君
手塚　仁雄君　中谷　一馬君
長尾　秀樹君　長妻　昭君
西村智奈美君　長谷川嘉一君
初鹿　明博君　日吉　雄太君
堀越　啓仁君　本多　平直君
道下　大樹君　村上　史好君
山内　康一君　山川百合子君
山花　郁夫君　横光　克彦君
早稲田夕季君　浅野　哲君
井上　一徳君　泉　健太君
今井　雅人君　小熊　慎司君
大島　敦君　岡本　充功君
吉良　州司君　岸本　周平君
小宮山泰子君　近藤　和也君
斉木　武志君　下条　みつ君
関　健一郎君　樽床　伸二君
寺田　学君　長島　昭久君
古川　元久君　細野　豪志君
牧　義夫君　緑川　貴士君
森田　俊和君　山井　和則君
笠　浩史君　渡辺　周君
安住　淳君　岡田　克也君
金子　恵美君　黒岩　宇洋君
中川　正春君　野田　佳彦君
平野　博文君　福田　昭夫君
笠井　亮君　穀田　恵二君
志位　和夫君　田村　貴昭君
畑野　君枝君　宮本　岳志君
本村　伸子君　井上　英孝君
遠藤　敬君　下地　幹郎君
谷畑　孝君　丸山　穂高君
小沢　一郎君　照屋　寛徳君
青山　雅幸君　玄葉光一郎君
中島　克仁君　中村喜四郎君
原口　一博君　広田　一君
赤嶺　政賢君　穀田　恵二君
塩川　鉄也君　高橋千鶴子君
藤野　保史君　宮本　徹君
足立　康史君　浦野　靖人君
串田　誠一君　杉本　和巳君
馬場　伸幸君　森　夏枝君
玉城デニー君　吉川　元君
赤松　広隆君　重徳　和彦君
鷲尾英一郎君　厚生労働大臣　加藤　勝信君
農林水産大臣　齋藤　健君
経済産業大臣　世耕　弘成君
国土交通大臣　石井　啓一君
環境大臣　中川　雅治君
防衛大臣　小野寺五典君
国務大臣　小此木八郎君
国務大臣　梶山　弘志君
国務大臣　菅　義偉君
国務大臣　鈴木　俊一君
国務大臣　福井　照君
国務大臣　松山　政司君
国務大臣　茂木　敏充君
国務大臣　吉野　正芳君

無効

一

○議長（大島理森君）　本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　安倍　晋三君
財務大臣　麻生　太郎君
総務大臣　野田　聖子君
法務大臣　上川　陽子君
外務大臣　河野　太郎君
文部科学大臣　林　芳正君

○議長の報告

（報告書受領）

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告

（理事補欠選任）

一、去る十九日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　宮下　一郎君（理事星野剛士君去る十九日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
高井　崇志君	初鹿　明博君
初鹿　明博君	高井　崇志君

予算委員

辞任	補欠
石破　茂君	中山　展宏君
岩屋　毅君	井上　貴博君
古賀　篤君	稲田　朋美君
阿部　知子君	道下　大樹君
落合　貴之君	篠原　豪君
山内　康一君	海江田万里君
井出　庸生君	白石　洋一君
稲富　修二君	山井　和則君
小熊　慎司君	緑川　貴士君
後藤　祐一君	関　健一郎君
篠原　孝君	黒岩　宇洋君
藤野　保史君	宮本　岳志君
遠藤　敬君	森　夏枝君
井上　貴博君	穴見　陽一君
稲田　朋美君	宮路　拓馬君
黒岩　宇洋君	福田　昭夫君
穴見　陽一君	岩屋　毅君
中山　展宏君	石破　茂君
宮路　拓馬君	古賀　篤君
海江田万里君	山内　康一君
篠原　豪君	落合　貴之君
道下　大樹君	阿部　知子君
白石　洋一君	井出　庸生君
関　健一郎君	後藤　祐一君
緑川　貴士君	小熊　慎司君
山井　和則君	稲富　修二君
福田　昭夫君	黒岩　宇洋君
宮本　岳志君	藤野　保史君
森　夏枝君	遠藤　敬君

議院運営委員

辞任	補欠
福田　昭夫君	広田　一君
遠藤　敬君	浦野　靖人君
広田　一君	福田　昭夫君
浦野　靖人君	遠藤　敬君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任	補欠
石﨑　徹君	八木　哲也君
神田　憲次君	杉田　水脈君
柴山　昌彦君	長尾　敬君
田畑　毅君	小寺　裕雄君
牧島かれん君	務台　俊介君
山田　賢司君	安藤　高夫君
川内　博史君	日吉　雄太君
小寺　裕雄君	中曽根康隆君
杉田　水脈君	佐々木　紀君
長尾　敬君	古田　圭一君
八木　哲也君	宮路　拓馬君
佐々木　紀君	白須賀貴樹君
古田　圭一君	加藤　寛治君
宮路　拓馬君	新谷　正義君
白須賀貴樹君	穂坂　泰君
新谷　正義君	神山　佐市君
安藤　高夫君	山田　賢司君
加藤　寛治君	柴山　昌彦君
神山　佐市君	石﨑　徹君
中曽根康隆君	田畑　毅君
穂坂　泰君	神田　憲次君
務台　俊介君	牧島かれん君
日吉　雄太君	川内　博史君

予算委員

辞任	補欠
江藤　拓君	神田　憲次君
藤野　保史君	本村　伸子君
遠藤　敬君	串田　誠一君
神田　憲次君	江藤　拓君
本村　伸子君	藤野　保史君
串田　誠一君	遠藤　敬君
藤井比早之君	宮下　一郎君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
あべ　俊子君	八木　哲也君
石﨑　徹君	佐藤　明男君
石破　茂君	武村　展英君
江藤　拓君	武井　俊輔君
衛藤征士郎君	大西　英男君
金田　勝年君	津島　淳君
原田　義昭君	井上　貴博君
平井　卓也君	亀岡　偉民君
山口　壯君	宮内　秀樹君
阿部　知子君	日吉　雄太君
青柳陽一郎君	道下　大樹君
岡本あき子君	山崎　誠君
山内　康一君	川内　博史君
稲富　修二君	柚木　道義君
小熊　慎司君	源馬謙太郎君
中野　洋昌君	佐藤　英道君
原口　一博君	金子　恵美君
藤野　保史君	畑野　君枝君
遠藤　敬君	串田　誠一君
井上　貴博君	中山　展宏君
亀岡　偉民君	高橋ひなこ君
八木　哲也君	務台　俊介君
日吉　雄太君	村上　史好君
道下　大樹君	松田　功君
山崎　誠君	山花　郁夫君
源馬謙太郎君	西岡　秀子君
柚木　道義君	渡辺　周君
高橋ひなこ君	堀内　詔子君
務台　俊介君	田中　英之君
山花　郁夫君	高井　崇志君
堀内　詔子君	牧島かれん君
大西　英男君	衛藤征士郎君
佐藤　明男君	石﨑　徹君
田中　英之君	あべ　俊子君
武井　俊輔君	江藤　拓君
武村　展英君	石破　茂君
津島　淳君	金田　勝年君
中山　展宏君	原田　義昭君
牧島かれん君	平井　卓也君
宮内　秀樹君	山口　壯君
川内　博史君	山内　康一君
高井　崇志君	岡本あき子君
松田　功君	青柳陽一郎君
村上　史好君	阿部　知子君
西岡　秀子君	小熊　慎司君
渡辺　周君	稲富　修二君
佐藤　英道君	中野　洋昌君
金子　恵美君	原口　一博君
畑野　君枝君	藤野　保史君
串田　誠一君	遠藤　敬君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
新藤　義孝君	百武　公親君
百武　公親君	新藤　義孝君

予算委員

辞任　　補欠

岩屋　毅君　　中山　展宏君
江藤　拓君　　武井　俊輔君
古賀　篤君　　國場幸之助君
星野　剛士君　　小林　茂樹君
山内　康一君　　長妻　昭君
井出　庸生君　　伊藤　俊輔君
稲富　修二君　　西岡　秀子君
小熊　慎司君　　源馬謙太郎君
後藤　祐一君　　浅野　哲君
伊佐　進一君　　浮島　智子君
中野　洋昌君　　濱村　進君
原口　一博君　　金子　恵美君
藤野　保史君　　高橋千鶴子君
遠藤　敬君　　丸山　穂高君
武井　俊輔君　　神田　憲次君
中山　展宏君　　工藤　彰三君
西岡　秀子君　　山井　和則君
工藤　彰三君　　中村　裕之君
中村　裕之君　　務台　俊介君
神田　憲次君　　江藤　拓君
小林　茂樹君　　星野　剛士君
國場幸之助君　　古賀　篤君
務台　俊介君　　岩屋　毅君
長妻　昭君　　山内　康一君
浅野　哲君　　後藤　祐一君
伊藤　俊輔君　　井出　庸生君
源馬謙太郎君　　小熊　慎司君
山井　和則君　　稲富　修二君
浮島　智子君　　伊佐　進一君
濱村　進君　　中野　洋昌君
金子　恵美君　　原口　一博君
高橋千鶴子君　　藤野　保史君
丸山　穂高君　　遠藤　敬君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　　補欠

石﨑　徹君　　岩田　和親君
國場幸之助君　　大西　宏幸君
柴山　昌彦君　　原田　憲治君
牧島かれん君　　工藤　彰三君
宗清　皇一君　　宮路　拓馬君
山田　賢司君　　上杉謙太郎君
川内　博史君　　道下　大樹君
高木錬太郎君　　松田　功君
岩田　和親君　　長尾　敬君
上杉謙太郎君　　船橋　利実君
原田　憲治君　　菅家　一郎君
宮路　拓馬君　　古田　圭一君
松田　功君　　中谷　一馬君
道下　大樹君　　日吉　雄太君
菅家　一郎君　　上野　宏史君
長尾　敬君　　細田　健一君
中谷　一馬君　　櫻井　周君
日吉　雄太君　　山本和嘉子君
上野　宏史君　　中曽根康隆君
細田　健一君　　西田　昭二君
山本和嘉子君　　早稲田夕季君
中曽根康隆君　　木村　次郎君
西田　昭二君　　古川　康君
早稲田夕季君　　石川　香織君
古川　康君　　安藤　裕君
安藤　裕君　　三浦　靖君
大西　宏幸君　　國場幸之助君
木村　次郎君　　柴山　昌彦君
工藤　彰三君　　牧島かれん君
船橋　利実君　　山田　賢司君
古田　圭一君　　宗清　皇一君
三浦　靖君　　石﨑　徹君
石川　香織君　　川内　博史君
櫻井　周君　　高木錬太郎君

予算委員

辞任　　補欠

あべ　俊子君　　三ッ林裕巳君
石破　茂君　　神山　佐市君
岩屋　毅君　　大見　正君
金田　勝年君　　井野　俊郎君
平井　卓也君　　井上　貴博君
渡辺　博道君　　鈴木　貴子君
稲富　修二君　　山井　和則君
後藤　祐一君　　西岡　秀子君
中野　洋昌君　　濱村　進君
遠藤　敬君　　串田　誠一君
井野　俊郎君　　池田　道孝君
大見　正君　　工藤　彰三君
工藤　彰三君　　中村　裕之君
井上　貴博君　　平井　卓也君
池田　道孝君　　金田　勝年君
神山　佐市君　　石破　茂君
鈴木　貴子君　　渡辺　博道君
中村　裕之君　　岩屋　毅君
三ッ林裕巳君　　あべ　俊子君
西岡　秀子君　　後藤　祐一君
山井　和則君　　稲富　修二君
濱村　進君　　中野　洋昌君
串田　誠一君　　遠藤　敬君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

新藤　義孝君　　宮路　拓馬君
鳩山　二郎君　　穴見　陽一君
三浦　靖君　　本田　太郎君
山口　泰明君　　百武　公親君
本田　太郎君　　泉田　裕彦君
宮路　拓馬君　　津島　淳君
泉田　裕彦君　　上杉謙太郎君
津島　淳君　　黄川田仁志君
上杉謙太郎君　　安藤　高夫君
安藤　高夫君　　高木　啓君
穴見　陽一君　　鳩山　二郎君
黄川田仁志君　　新藤　義孝君
高木　啓君　　三浦　靖君
百武　公親君　　山口　泰明君

予算委員

辞任　　補欠

あべ　俊子君　　安藤　裕君
今村　雅弘君　　門　博文君
岩屋　毅君　　工藤　彰三君
衛藤征士郎君　　井上　貴博君
平沢　勝栄君　　小寺　裕雄君
星野　剛士君　　宮路　拓馬君
山本　幸三君　　岩田　和親君
阿部　知子君　　堀越　啓仁君
岡本あき子君　　山尾志桜里君
山内　康一君　　長妻　昭君
井出　庸生君　　西岡　秀子君
稲富　修二君　　柚木　道義君
小熊　慎司君　　近藤　和也君
大西　健介君　　山井　和則君
後藤　祐一君　　源馬謙太郎君
中野　洋昌君　　佐藤　茂樹君
黒岩　宇洋君　　金子　恵美君
藤野　保史君　　高橋千鶴子君
遠藤　敬君　　井上　英孝君
安藤　裕君　　加藤　寛治君
近藤　和也君　　伊藤　俊輔君
井上　英孝君　　串田　誠一君

伊藤　俊輔君　浅野　哲君
井上　貴博君　衛藤征士郎君
岩田　和親君　山本　幸三君
加藤　寛治君　あべ　俊子君
門　博文君　今村　雅弘君
工藤　彰三君　岩屋　毅君
小寺　裕雄君　平沢　勝栄君
宮路　拓馬君　星野　剛士君
長妻　昭君　山内　康一君
堀越　啓仁君　阿部　知子君
山尾志桜里君　岡本あき子君
浅野　哲君　小熊　慎司君
源馬謙太郎君　後藤　祐一君
西岡　秀子君　井出　庸生君
山井　和則君　大西　健介君
柚木　道義君　稲富　修二君
佐藤　茂樹君　中野　洋昌君
金子　恵美君　黒岩　宇洋君
高橋千鶴子君　藤野　保史君
串田　誠一君　遠藤　敬君

議院運営委員

辞任　補欠

山内　康一君　森山　浩行君
森山　浩行君　山内　康一君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　補欠

石﨑　徹君　井野　俊郎君
柴山　昌彦君　細田　健一君
武井　俊輔君　岩田　和親君
本田　太郎君　百武　公親君
宗清　皇一君　神田　裕君
青山　大人君　古本伸一郎君
井野　俊郎君　安藤　高夫君
岩田　和親君　根本　幸典君
細田　健一君　小林　鷹之君
安藤　高夫君　三ッ林裕巳君
小林　鷹之君　岸　信夫君
根本　幸典君　佐藤　明男君
岸　信夫君　高村　正大君
三ッ林裕巳君　三谷　英弘君
高村　正大君　杉田　水脈君
三谷　英弘君　鬼木　誠君
鬼木　誠君　石﨑　徹君
神田　裕君　宗清　皇一君
佐藤　明男君　武井　俊輔君
杉田　水脈君　柴山　昌彦君
百武　公親君　本田　太郎君
古本伸一郎君　青山　大人君

予算委員

辞任　補欠

伊藤　達也君　大見　正君
石破　茂君　大西　宏幸君
今村　雅弘君　和田　義明君
岩屋　毅君　髙木　啓君
衛藤征士郎君　本田　太郎君
竹本　直一君　堀内　詔子君
野田　毅君　大隈　和英君
原田　義昭君　船橋　利実君
村上誠一郎君　山田　賢司君
山本　幸三君　岡下　昌平君
山本　有二君　岩田　和親君
青柳陽一郎君　山川百合子君
遠藤　敬君　丸山　穂高君
大見　正君　尾身　朝子君
金田　勝年君　神谷　昇君
平沢　勝栄君　田所　嘉徳君
稲富　修二君　城井　崇君
後藤　祐一君　もとむら賢太郎君
伊佐　進一君　鰐淵　洋子君
岩田　和親君　泉田　裕彦君
大隈　和英君　井野　俊郎君
根本　匠君　西田　昭二君
船橋　利実君　上野　宏史君
山田　賢司君　三谷　英弘君
和田　義明君　宮路　拓馬君
阿部　知子君　吉田　統彦君
岡本あき子君　初鹿　明博君
落合　貴之君　高井　崇志君
中野　洋昌君　太田　昌孝君
鰐淵　洋子君　赤羽　一嘉君
黒岩　宇洋君　岡田　克也君
原口　一博君　広田　一君
藤野　保史君　赤嶺　政賢君
岡下　昌平君　務台　俊介君
神谷　昇君　渡辺　孝一君
宮路　拓馬君　繁本　護君
山内　康一君　山本和嘉子君
山川百合子君　道下　大樹君
広田　一君　福田　昭夫君
赤嶺　政賢君　宮本　岳志君
泉田　裕彦君　古川　康君
上野　宏史君　中谷　真一君
田所　嘉徳君　佐藤　明男君
堀内　詔子君　石原　宏高君
三谷　英弘君　小田原　潔君
山本和嘉子君　池田　真紀君
小熊　慎司君　森田　俊和君
大西　健介君　源馬謙太郎君
赤羽　一嘉君　國重　徹君
太田　昌孝君　佐藤　英道君
福田　昭夫君　菊田真紀子君
宮本　岳志君　藤野　保史君
丸山　穂高君　浦野　靖人君
尾身　朝子君　石川　昭政君
道下　大樹君　堀越　啓仁君
井出　庸生君　今井　雅人君
城井　崇君　大島　敦君
源馬謙太郎君　岡本　充功君
もとむら賢太郎君　関　健一郎君
佐藤　英道君　太田　昌孝君
浦野　靖人君　串田　誠一君
大西　宏幸君　古田　圭一君
池田　真紀君　西村智奈美君
高井　崇志君　海江田万里君
大島　敦君　緑川　貴士君
森田　俊和君　青山　大人君
國重　徹君　濱村　進君
石川　昭政君　上杉謙太郎君
小田原　潔君　井林　辰憲君
務台　俊介君　白須賀貴樹君
初鹿　明博君　櫻井　周君
吉田　統彦君　神谷　裕君
太田　昌孝君　中野　洋昌君
岡田　克也君　黒岩　宇洋君
井野　俊郎君　三ッ林裕巳君
井林　辰憲君　神田　憲次君
石原　宏高君　木村　弥生君
佐藤　明男君　国光あやの君
髙木　啓君　中曽根康隆君
古川　康君　藤井比早之君
西村智奈美君　宮川　伸君
堀越　啓仁君　村上　史好君
今井　雅人君　山井　和則君
緑川　貴士君　井上　一徳君
中野　洋昌君　遠山　清彦君
濱村　進君　鰐淵　洋子君
黒岩　宇洋君　中川　正春君
藤野　保史君　田村　貴昭君

串田　誠一君　遠藤　敬君
上杉謙太郎君　鬼木　誠君
神田　憲次君　宮澤　博行君
国光あやの君　黄川田仁志君
中谷　真一君　神山　佐市君
西田　昭二君　國場幸之助君
渡辺　孝一君　安藤　高夫君
海江田万里君　中谷　一馬君
神谷　裕君　松平　浩一君
櫻井　周君　日吉　雄太君
青山　大人君　小熊　慎司君
山井　和則君　山岡　達丸君
遠山　清彦君　中野　洋昌君
鰐淵　洋子君　大口　善徳君
田村　貴昭君　穀田　恵二君
古田　圭一君　菅家　一郎君
中谷　一馬君　松田　功君
岡本　充功君　奥野総一郎君
関　健一郎君　西岡　秀子君
大口　善徳君　伊佐　進一君
中野　洋昌君　濵地　雅一君
安藤　高夫君　金田　勝年君
鬼木　誠君　伊藤　達也君
神山　佐市君　原田　義昭君
菅家　一郎君　石破　茂君
木村　弥生君　竹本　直一君
黄川田仁志君　平沢　勝栄君
國場幸之助君　根本　匠君
繁本　護君　今村　雅弘君
白須賀貴樹君　山本　幸三君
中曽根康隆君　岩屋　毅君
藤井比早之君　山本　有二君
本田　太郎君　衛藤征士郎君
三ッ林裕巳君　野田　毅君
宮澤　博行君　村上誠一郎君

日吉　雄太君　岡本あき子君
松田　功君　落合　貴之君
松平　浩一君　阿部　知子君
宮川　伸君　山内　康一君
村上　史好君　青柳陽一郎君
井上　一徳君　稲富　修二君
奥野総一郎君　大西　健介君
西岡　秀子君　後藤　祐一君
山岡　達丸君　井出　庸生君
濵地　雅一君　中野　洋昌君
菊田真紀子君　原口　一博君
中川　正春君　黒岩　宇洋君
穀田　恵二君　藤野　保史君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠

石破　茂君　武村　展英君
今村　雅弘君　加藤　鮎子君
金田　勝年君　斎藤　洋明君
大西　健介君　緑川　貴士君
中野　洋昌君　濵村　進君
黒岩　宇洋君　金子　恵美君
藤野　保史君　高橋千鶴子君
伊藤　達也君　杉田　水脈君
竹本　直一君　細田　健一君
根本　匠君　高村　正大君
山本　有二君　小寺　裕雄君
青柳陽一郎君　森山　浩行君
井出　庸生君　山井　和則君
金子　恵美君　平野　博文君
野田　毅君　山田　美樹君
阿部　知子君　岡島　一正君
稲富　修二君　浅野　哲君
小熊　慎司君　関　健一郎君

後藤　祐一君　柚木　道義君
原口　一博君　福田　昭夫君
高橋千鶴子君　本村　伸子君
遠藤　敬君　杉本　和巳君
岩屋　毅君　工藤　彰三君
小寺　裕雄君　福山　守君
斎藤　洋明君　大西　英男君
原田　義昭君　石川　昭政君
岡本あき子君　早稲田夕季君
緑川　貴士君　近藤　和也君
山井　和則君　階　猛君
福田　昭夫君　広田　一君
武村　展英君　田畑　毅君
山本　幸三君　国光あやの君
落合　貴之君　末松　義規君
森山　浩行君　川内　博史君
山内　康一君　石川　香織君
早稲田夕季君　亀井亜紀子君
浅野　哲君　白石　洋一君
近藤　和也君　大西　健介君
関　健一郎君　伊藤　俊輔君
柚木　道義君　古本伸一郎君
伊佐　進一君　濵地　雅一君
本村　伸子君　宮本　徹君
杉本　和巳君　森　夏枝君
石川　昭政君　原田　義昭君
大西　英男君　金田　勝年君
加藤　鮎子君　今村　雅弘君
工藤　彰三君　岩屋　毅君
国光あやの君　山本　幸三君
高村　正大君　根本　匠君
杉田　水脈君　伊藤　達也君
田畑　毅君　石破　茂君
福山　守君　山本　有二君
細田　健一君　竹本　直一君

山田　美樹君　野田　毅君
石川　香織君　山内　康一君
岡島　一正君　阿部　知子君
亀井亜紀子君　岡本あき子君
川内　博史君　青柳陽一郎君
末松　義規君　落合　貴之君
伊藤　俊輔君　小熊　慎司君
階　猛君　井出　庸生君
白石　洋一君　稲富　修二君
古本伸一郎君　後藤　祐一君
濵地　雅一君　伊佐　進一君
濵村　進君　中野　洋昌君
平野　博文君　黒岩　宇洋君
広田　一君　原口　一博君
宮本　徹君　藤野　保史君
森　夏枝君　遠藤　敬君
古賀　篤君　橋本　岳君
佐藤ゆかり君　藤井比早之君
原田　義昭君　務台　俊介君
阿部　知子君　武内　則男君
岡本あき子君　本多　平直君
山内　康一君　長妻　昭君
井出　庸生君　山井　和則君
稲富　修二君　玉木雄一郎君
中野　洋昌君　國重　徹君
藤野　保史君　塩川　鉄也君
遠藤　敬君　浦野　靖人君
務台　俊介君　三ッ林裕巳君
三ッ林裕巳君　小田原　潔君
小田原　潔君　原田　義昭君
橋本　岳君　古賀　篤君
藤井比早之君　佐藤ゆかり君
武内　則男君　阿部　知子君
長妻　昭君　山内　康一君
本多　平直君　岡本あき子君
玉木雄一郎君　稲富　修二君

山井　和則君　　井出　庸生君
國重　徹君　　中野　洋昌君
塩川　鉄也君　　藤野　保史君
浦野　靖人君　　遠藤　敬君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員
辞任
補欠
福井　照君　　根本　幸典君

予算委員
辞任
補欠
福井　照君　　藤井比早之君

決算行政監視委員
辞任
補欠
田所　嘉徳君　　江崎　鐵磨君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任
補欠
北川　知克君　　伊藤信太郎君
田野瀬太道君　　岡下　昌平君
髙木　啓君　　佐藤　明男君
原田　憲治君　　古川　康君
宮路　拓馬君　　大西　宏幸君
池田　真紀君　　櫻井　周君
髙木錬太郎君　　堀越　啓仁君
早稲田夕季君　　山本和嘉子君
江田　康幸君　　太田　昌孝君
佐藤　明男君　　百武　公親君
古川　康君　　橋本　岳君
伊藤信太郎君　　北川　知克君
大西　宏幸君　　宮路　拓馬君
岡下　昌平君　　田野瀬太道君
橋本　岳君　　原田　憲治君
百武　公親君　　髙木　啓君
櫻井　周君　　池田　真紀君
堀越　啓仁君　　髙木錬太郎君
山本和嘉子君　　早稲田夕季君
太田　昌孝君　　江田　康幸君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任
補欠
金子　俊平君　　高村　正大君
北川　知克君　　高橋ひなこ君
園田　博之君　　本田　太郎君
根本　幸典君　　百武　公親君
岡本　充功君　　白石　洋一君
高村　正大君　　金子　俊平君
高橋ひなこ君　　北川　知克君
百武　公親君　　根本　幸典君
本田　太郎君　　園田　博之君
白石　洋一君　　岡本　充功君

（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）

一、昨二十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員
辞任
補欠
福井　照君　　門山　宏哲君

（公聴会開会承認）

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
平成三十年度一般会計予算
平成三十年度特別会計予算
平成三十年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題
平成三十年度総予算について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成三十年二月十五日
予算委員長　河村　建夫

衆議院議長　大島　理森殿

（議案提出）

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

気候変動適応法案

一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

著作権法の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

以上二件　総務委員会　付託

（調査要求承認）

一、総務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項
二、地方自治及び地方税財政に関する事項
三、情報通信及び電波に関する事項
四、郵政事業に関する事項
五、消防に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年二月十五日
総務委員長　古屋　範子

衆議院議長　大島　理森殿

（質問書提出）

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問主意書（早稲田夕季君提出）

国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問主意書（初鹿明博君提出）

裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問主意書（初鹿明博君提出）

公立学校の標準服の価格に関する質問主意書（初鹿明博君提出）

政府系金融機関の民業圧迫に関する質問主意書（長妻昭君提出）

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第三回質問主意書（山井和則君提出）

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

琉球人遺骨の返還等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問主意書（鷲尾英一郎君提出）

「色覚チョーク」に関する質問主意書（櫻井周君提出）

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

介護従事者の処遇改善に関する質問主意書（中島克仁君提出）

米国情報機関高官により米国民に対しＨｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器を使用しないよう勧告がなされたことに関する質問主意書（松平浩一君提出）

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

佐川国税庁長官税務署視察に関する質問主意書（関健一郎君提出）

佐川国税庁長官の公用車の使用等に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

北朝鮮のスリーパーセルの活動に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧優生保護法下における強制不妊手術に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

官房長官記者会見に関する質問主意書（尾辻かな子君提出）

生活保護基準の見直しに関する再質問主意書（尾辻かな子君提出）

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する質問主意書（青山雅幸君提出）

労働政策審議会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に対する答申に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問主意書（柿沢未途君提出）

自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問主意書（松平浩一君提出）

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

五稜郭をはじめとする近代城郭の文化財保護と利活用に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

エネルギー基本計画の検討状況に関する質問主意書（青山雅幸君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出「北朝鮮」を核保有国であるとした安倍総理の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山雅幸君提出中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ大統領の実施しようとしている軍事パレードに対する政府の方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山雅幸君提出包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（仮称）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出札幌市の集合住宅の火災に関連して、高齢者や低所得者の住まいの防災対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出生活困窮者自立支援法における安心・安全な居住支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターの墜落事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出東シナ海におけるタンカー衝突事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出美容業における業務委託契約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志君提出遊技機の不公正販売への対策のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志君提出いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出北谷城と日米地位協定の環境補足協定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出裁量労働制が適用される営業職の人数に関する質問に対する答弁書

平成三十年二月六日提出

質問第五六号

「北朝鮮」を核保有国であるとした安倍総理の答弁に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

「北朝鮮」を核保有国であるとした安倍総理の答弁に関する質問主意書

安倍総理は、平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会で、北朝鮮は「実際に日本列島を日本海に沈めるという宣言をしている国でありまして。それはまさに核保有国が非核保有国を核の使用で恫喝したのは、事実上初めてのこと」（「本答弁」という。）と答弁した。

この答弁に疑義があるので、以下質問する。

一　本答弁でいう「核保有国」とは「北朝鮮」のことであると解されるが、政府は「北朝鮮」の核保有を認めたという理解でよいか。

二　一に関連して、これまでの政府見解は「北朝鮮」を核保有国として認めないというものであったと承知しているが、政府はこの見解を変更したのか。政府の見解如何。

三　安倍総理は、本答弁で、「核保有国が非核保有国を核の使用で恫喝したのは、事実上初めてのこと」と述べているが、イラク戦争の直前、ブッシュ政権のラムズフェルド国防長官がイラクへの核兵器の使用は否定されないと合衆国連邦議会で議会証言したこと、プーチン大統領がクリミア併合の一年後にテレビのインタビューにおいて、核兵器の使用を準備していたと答えるなど、「核保有国が非核保有国を核の使用で恫喝」することは前例に事欠かない。安倍総理のかかる認識は誤りではないか。政府の見解如何。

四　日本政府は、「北朝鮮」を国家として承認しているのか。政府の見解如何。

五　本答弁で、北朝鮮は「実際に日本列島を日本海に沈めるという宣言をしている国」と述べているが、「北朝鮮」を国家として承認するのか否かについて、日本政府の従来の見解と本答弁は整合しないのではないか。政府の見解如何。

六　「北朝鮮」に対話と圧力を継続する姿勢に原則異論はないものの、本答弁には複数の初歩的な事実誤認が認められるため、安倍総理は本発言を撤回すべきではないか。見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第五六号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出「北朝鮮」を核保有国であるとした安倍総理の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出「北朝鮮」を核保有国であるとした安倍総理の答弁に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

我が国は、北朝鮮を国家承認していない。その上で、御指摘の平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている、との趣旨を述べたものである。

六について

御指摘の「複数の初歩的な事実誤認」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成三十年二月七日提出
質問第五七号

「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問主意書

提出者　早稲田夕季

「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問主意書

二〇一七年六月十二日、高知県土佐郡大川村議会において、村長が村議会の廃止と村総会の設置を検討する旨を表明した。その後の動向は不明であるが、この件が数多く報道され「町村総会」制度に改めて注目が集まることとなった。

ところで、「町村総会」制度の根拠法は地方自治法である。関連する条文では、

第八十九条　普通地方公共団体に議会を置く。

第九十四条　町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九十五条　前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

と定められている。

これに対し、日本国憲法では

第九十三条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

と定められている。

このため、憲法では地方公共団体には議会を設置するとしながら、地方自治法で議会を置かない場合の規定を定めていることについて、違憲性を指摘する向きも散見される。このような疑義がある中では、今後「町村総会」を選択しようとする地方公共団体が二の足を踏むことも想定される。ついては、地方自治の本旨に則り、地方公共団体が自律的に統治制度を選択できるよう、法的整合性の確保が必要であることから、以下を質問する。

一　地方自治法第九十四条は合憲か、政府としての見解を明らかにされたい。

二　地方自治法第九十四条が合憲であるとする場合、その根拠を説明されたい。あるいは違憲であるとする場合、その後の対処方針を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第五七号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出「町村総会」にかかる地方自治法の合憲性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十四条の規定による町村総会は、憲法第九十三条第一項にいう「議事機関」としての「議会」に当たるものと考えている。

平成三十年二月七日提出
質問第五八号

中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問主意書

提出者　青山　雅幸

中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問主意書

原子力規制委員会では、事業者から提出された原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可に係る申請について、審査を進めていると承知している。平成二十七年六月十六日に中部電力浜岡原子力発電所（三号炉）及び平成二十六年二月十四日に中部電力浜岡原子力発電所（四号炉）から原子力発電所の新規制基準適合性に係る申請が提出された。原子力規制委員会は、意図的な航空機衝突への対応、放射性物質の拡散抑制対策、格納容器破損防止対策、炉心損傷防止対策、内部溢水対策に対する考慮を新規制基準として新設し、自然現象に対する考慮、火災に対する考慮、電源の信頼性、その他の設備の性能、耐震・耐津波性能について、規制基準を強化した。これらの事実を踏まえて、中部電力浜岡原子力発電所（三号炉及び四号炉）の新規制基準適合性審査に関して、以下、質問する。

一　原子力発電所の新規制基準は、原子力発電所の敷地内に将来活動する可能性のある断層等が、後期更新世以降の活動を否定できないものとし、必要な場合は、中期更新世以降まで活動性を評価することを要求するという認識で誤りはないか。

二　中部電力浜岡原子力発電所敷地境界から百五十メートル北の地点に比木向斜軸に平行な逆断層が発見された。同断層は新規制基準の活断層と認定されるか。また、同断層は南南西に延長していけば中部電力浜岡原子力発電所三号炉及び四号炉に達する。同断層が発電所敷地内まで連続しているかを調査することを事業者に要求する必要があると考えるが、政府の見解を求める。

三　中部電力は、平成二十九年二月十七日の審査会合に提出した資料で、浜岡原子力発電所四号炉及び五号炉直下を南北に貫く断層の存在を「小断層」と表記しながら明らかにした。新規制基準において活断層を認定する場合、断層の大小は問われるのか。

四　新規制基準では、既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求していると承知しているが、政府の中部電力浜岡原子力発電所の「基準津波」の策定結果を明らかにされたい。

五　新規制基準では、原子力発電所の内部溢水影響評価ガイドを策定していると承知している。中部電力浜岡原子力発電所の内部溢水に対する考慮は充分といえるか。

右質問する。

内閣衆質一九六第五八号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山雅幸君提出中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び同法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準（以下「新規制基準」という。）において定められており、具体的には、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第三条第三項において、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない」とされている。また、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成二十五年六月十九日原子力規制委員会決定）別記一において、「「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう」、「上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約十二～十三万年前以降）の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世（約十二～十三万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約四十万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること」とされている。

二及び五について

お尋ねについては、原子力規制委員会において、新規制基準に係る適合性審査を実施中であることから、現時点でお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「断層の大小」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新規制基準については、一についてでお答えしたとおりである。

四について

お尋ねの「政府の・・・策定結果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「中部電力浜岡原子力発電所の「基準津波」」については、原子力規制委員会において、新規制基準に係る適合性審査を実施中であることから、現時点でお答えすることは困難である。

平成三十年二月七日提出
質問第五九号

竹島問題に関する質問主意書

提出者　亀井亜紀子

竹島問題に関する質問主意書

竹島問題について、以下質問する。

一　平成二十九年三月公示の『新学習指導要領』では「竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること」とされたが、本年二月二十二日の島根県主催の「竹島の日」記念式典に領土問題担当大臣及び政府関係者（閣僚、副大臣及び大臣政務官に限る。）は参加するか。

二　右の『新学習指導要領』の趣旨を踏まえ、政府が「北方領土の日」を制定しているのと同様、「竹島の日」を制定する考えはないか。これまで、政府は、「現時点で「竹島の日」を制定する考えはない」（内閣参質一八〇第六号、平成二十四年二月七日）、「「竹島の日」に係る方策などの御指摘のような方策を含め、不断に検討していく考え」（内閣参質一八三第一一号、平成二十五年二月八日）としているところ、その後の具体的な検討内容を説明されたい。

三　平成二十九年度において、内閣官房領土・主権対策企画調整室の竹島問題のみに支出した金額及び施策の内容を説明されたい。また、平成三十年度予算及び施策の内容を説明されたい。

四　竹島問題と関連して、日本海呼称問題において、積極的に情報収集を行い、我が国の立場を発信して諸外国と戦略的に連携していかなければならないが、そのために過去五年間に支出した金額及び施策の内容を説明されたい。また、韓国政府が過去五年間に費やした金額及び施策の内容について、政府の承知するところを説明されたい。

五　竹島周辺海域での安全操業だけでなく、操業漁場の確保すら出来ない状況下において、政府は日韓漁業協定を改正する予定はないか。

右質問する。

内閣衆質一九六第五九号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員亀井亜紀子君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「記念式典」には、山下雄平内閣府大臣政務官が出席する予定である。

二について

お尋ねの「竹島の日」への対応については、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいる考

えであるが、御指摘のような方策に関し、過去の検討状況も含めその内容を具体的に明らかにすることについては、竹島問題への今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにしても、政府としては、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、竹島問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討してまいりたい。

三について

内閣官房領土・主権対策企画調整室は、我が国の領土・主権について、資料の調査及び研究、全国の教員等を対象とするセミナーの開催、関係資料を展示する施設の運営などの施策を行っている。同室の平成二十九年度予算額は、約一億二千万円である。このうち、資料の調査及び研究については、竹島問題のみで約二千万円の支出を予定しているが、その他の施策については、竹島問題のみの支出額を抽出することは困難である。また、同室の平成三十年度予算案では、約一億二千万円の予算を計上しており、引き続き、これらの施策を行っていくこととしている。

四の前段について

お尋ねの件について、日本海の名称が当該海域の国際的に確立した唯一の名称であることについて、国際社会において正しい理解を得るべく、対外発信及び情報収集の強化や必要な働き掛けを行ってきているところである。このうち、対外発信の強化の一環として、外務省のホームページにおける広報資料の拡充に約千九百万円、パンフレットの作成に約二百万円を支出しているが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

四の後段について

政府としては、お尋ねの件について、事実確認に努めているが、その詳細について明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

五について

政府としては、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（平成十一年条約第三号）の下で、竹島周辺の排他的経済水域における漁業資源の保存及び漁業秩序の維持がなされ、我が国漁船の操業の確保が図られるよう、引き続き取り組んでいく考えである。

平成三十年二月七日提出
質問第六〇号

資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問主意書

平成二十九年四月、資金決済に関する法律（「資金決済法」という。）に新設された仮想通貨取引に関する部分が施行され、わが国は世界で初めて仮想通貨取引所を登録制にし、利用者の保護体制や分別管理体制などが適切であれば、業者として登録し監督する体制がはじまった。

資金決済法では、経過措置として、この施行以前に仮想通貨業者として営業し、同年九月末までに申請をすることで、登録業者と同じ条件で営業できる「みなし仮想通貨交換業者」を容認している。

一月二十六日、仮想通貨の取引所「コインチェック」から五百八十億円相当の仮想通貨「NEM」が流出した事件が発覚した。コインチェックはこのみなし仮想通貨交換業者に位置付けられている。事件後にコインチェックの和田晃一良社長は記者会見で、本来はオフラインの「コールドウォレット」でNEMを管理すべきところ対応が遅れていた、取引にはマルチシグと呼ばれる複数の取引コードを用いることなどを怠った、セキュリティーに不備があったと認めており、コインチェックのシステム管理体制が疑問視されている。

このようなみなし仮想通貨交換業者の制度は、仮想通貨取引が莫大な規模の市場に成長しているにもかかわらず、仮想通貨交換業者の自主性に期待した不十分な制度であると言わざるを得ず、消費者保護に欠けるとともに、金融市場の信頼性を損ないかねない。

このような観点から、以下質問する。

一　コインチェックからのNEMの流出により、約二十六万人の投資家が影響を受けたとされるが、現行の法令上、コインチェックには自社が「みなし仮想通貨交換業者」であると告知する義務もないという理解でよいか。

二　コインチェックは有名タレントなどを活用したCMで顧客を集めていたが、現行の法令上、「みなし仮想通貨交換業者」に、広告の禁止や自粛の規定はないという理解でよいか。

三　資金決済法でいう「みなし仮想通貨交換業者」であることに期限はあるのか。ないとすれば、期限の定めなく、その間、特段の制約なく仮想通貨交換業者として営業を行えるという理解でよいか。

四　資金決済法でいう「みなし仮想通貨交換業者」としてこれまで何社が該当し、それらの登録までの平均期間、最短期間、最長期間はどの程度か。

五　コインチェックのシステム管理体制の脆弱さは各種報道で明らかになってきているが、「みなし仮想通貨交換業者」であることの期間を限定すること、さらには自社が「みなし仮想通貨交換業者」であることを投資家に告知する義務を課していれば、今回の不正アクセスによるNEMの流出による被害が限定されていたと考えられる。仮想通貨の登録業者が厳しい審査を受け、高い水準のセキュリティーの維持、人材投資をしているのに、コインチェックのような「みなし仮想通貨交換業者」が投資を怠り、タレントを活用したCMで業界トップの取引高を誇っていたことは異常事態といえる。資金決済法でいう「みなし仮想通貨交換業者」の運用を見直すべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第六〇号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出資金決済法でいうみなし仮想通貨交換業者に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「みなし仮想通貨交換業者」であると告知する義務」については、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）には、当該義務を定めた規定はない。

なお、金融庁では、仮想通貨交換業者を利用する際は、登録を受けた事業者かどうか、金融庁又は財務局のホームページで確認するよう利用者に対して注意喚起を行うとともに、登録を受けた仮想通貨交換業者の一覧を金融庁及び財務局のホームページに掲載しているところであ

る。さらに、「みなし仮想通貨交換業者」についても金融庁のホームページに掲載しているところである。

二について

お尋ねの「みなし仮想通貨交換業者」に関する広告の禁止や自粛の規定について、資金決済に関する法律には、御指摘の広告に係る規定はない。

なお、金融庁では、仮想通貨交換業に係る業界団体である日本仮想通貨事業者協会及び日本ブロックチェーン協会に対して、広告の取扱いに係る自主ルールの策定を継続的に促してきている。

これを受け、両協会では、平成三十年一月二十九日に、広告の取扱いについて、傘下会員に通知しているところである。

三について

お尋ねの「みなし仮想通貨交換業者」について、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号。以下「改正法」という。）附則第八条第一項において、改正法施行の際現に仮想通貨交換業を行っている者は、改正法施行後六月間の内に登録の申請をした場合には、登録又は登録の拒否の処分等があるまでの間、仮想通貨交換業を行うことができる旨規定されている。

なお、「みなし仮想通貨交換業者」に対しては、改正法附則第八条第二項に基づき、資金決済に関する法律における仮想通貨交換業に係る規定が適用され、仮想通貨交換業者と同様、システムの安全管理や利用者財産の分別管理といった業務運営態勢の整備などを求めている。

四について

お尋ねの「みなし仮想通貨交換業者」について、改正法の施行の日（平成二十九年四月一日）時点で、「みなし仮想通貨交換業者」に該当していた者（改正法施行後六月間の内に登録の申請をした者に限る。）は、二十八社である。そのうち、登録済の十二社について、改正法の施行の日から登録までの平均期間、最短期間及び最長期間は、それぞれ約百九十九日、百八十一日及び二百六十九日である。

五について

お尋ねの「「みなし仮想通貨交換業者」の運用」について、金融庁においては、「みなし仮想通貨交換業者」に係る登録審査に当たって、書面審査にとどまらず、システムの安全性の検証など、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制等が整備されているか審査を実施しているところである。

また、一について及び二についてでお答えしたとおり、登録を受けた事業者かどうか確認するよう利用者に対して注意喚起を行うとともに、仮想通貨交換業に係る業界団体に対して、広告の取扱いに係る自主ルールの策定を継続的に促してきている。

金融庁においては、今般の事案に係る原因究明や実態把握の結果を踏まえ、「みなし仮想通貨交換業者」について、引き続き、適切に対応してまいりたいと考えている。

平成三十年二月八日提出
質問第六一号

トランプ大統領の実施しようとしている軍事パレードに対する政府の方針に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

トランプ大統領の実施しようとしている軍事パレードに対する政府の方針に関する質問主意書

平成三十年二月六日、アメリカのトランプ大統領は、国防総省に対し、軍事パレードの実施を検討するよう指示していることを国防総省の報道官が明らかにしたことをＣＮＮなどが報じている。報道官によると、計画はまだ「初期の段階」だと報じられている。

ホワイトハウスのサンダース報道官はこれを受け、トランプ氏が同省にパレード実施の可能性を「探る」よう求めたことを認めた。同氏はそのうえで、トランプ氏が「我が国の安全を守るために日々命を危険にさらしている」米兵らを非常に強く支援する気持ちから、「全国民が感謝の気持ちを示せる行事」の検討を要請したと述べた。

安倍総理は、日米首脳会談などの機会に、「日米が百％共にある」との発言を行っている。例えば、平成二十九年十一月六日の日米首脳会談後の記者会見でも、日本は、「トランプ大統領の立場を一貫して支持している」「日米が百％共にあることを力強く確認した」と発言している。

これらの事実を踏まえ、以下質問する。

一　唯一の同盟国であるアメリカで軍事パレードが行われる場合、そこにアメリカの同盟国の自衛隊の部隊が行進などに参加することは、儀礼的な色彩が強く、武力行使等との一体化にあたらないため、現行の憲法解釈上、可能であるのか。政府の見解如何。

二　アメリカ政府から招待を受けた場合、アメリカの軍事パレードに自衛隊が参加することを禁じる法令がないため、法令解釈上、自衛隊の参加は禁止されないという理解でよいか。

三　アメリカには軍事パレードの習慣がなく、アメリカ国内でも賛否両論があるため、安倍総理が常々「トランプ大統領の立場を一貫して支持している」「日米が百％共にあることを力強く確認した」と発言しつつも、アメリカの軍事パレードに日本政府の代表者が出席することは望ましくないと思われるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第六一号
平成三十年二月二十日

衆議院議長　大島　理森殿

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ大統領の実施しようとしている軍事パレードに対する政府の方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ大統領の実施しようとしている軍事パレードに対する政府の方針に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の報道は承知しているが、お尋ねは仮定に基づくものであり、お答えすることは差し控えたい。

平成三十年二月八日提出
質問第六二号

包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（仮称）に関する質問主意書

提出者　青山　雅幸

包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（仮称）に関する質問主意書

我が国と豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガ

ポール、ペルー、米国、ベトナムの十二か国で、平成二十八年二月四日に署名がなされた環太平洋パートナーシップ協定については、我が国は一昨年の国会承認を経て、平成二十九年一月二十日、寄託国であるニュージーランドに対し、我が国の国内手続完了に関し通報を行った。一方、米国は環太平洋パートナーシップ協定からの離脱を宣言、それに対して米国以外の十一か国は、平成二十九年三月十五日にチリで閣僚会合を開催、十一か国の結束を確認するとともに、五月二十一日、ベトナム・ハノイで開催された閣僚会合で環太平洋パートナーシップ協定の早期実現を追求することで合意した。そして、平成二十九年十一月十一日、ベトナム・ダナンで開催された閣僚会合において大筋合意に達したことを、合意内容とともに公表した。また、本協定の名称は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（仮称）」と称するとされている。これを受けて、政府は、平成二十九年十一月二十四日、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を決定している。この事実を踏まえて、以下、質問する。

一　政府は、本協定の署名・発効をいつ頃と想定しているか。

二　米国政府は、環太平洋パートナーシップ協定に復帰を検討すると表明しているが、政府は、米国政府の方針転換について、どのように対応するつもりか。

三　「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」には、「ＴＰＰ等により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。」と書かれているが、具体的にどのような措置をしていくつもりか、明確に答えられたい。

四　「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」には、「地域経済に与える影響等の観点から、地方公共団体等の政府調達等について懸念や不安が寄せられてきたことを踏まえ、地方公共団体等に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。」と書かれているが、その具体策を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第六二号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（仮称）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山雅幸君提出包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（仮称）に関する質問に対する答弁書

一について

本年一月二十三日に東京で開催された環太平洋パートナーシップ十一箇国の首席交渉官会合において、御指摘の協定（以下「包括的・先進的ＴＰＰ協定（仮称）」という。）に関して、本年三月八日にチリにおいて署名式を行うことを確認している。包括的・先進的ＴＰＰ協定（仮称）の発効の時期について現時点でお答えすることは困難であるが、我が国としては早期の発効を目指している。

二について

御指摘の「米国政府の方針転換」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、包括的・先進的ＴＰＰ協定（仮称）の早期の署名及び発効に全力を挙げるとともに、米国に対して、引き続き環太平洋パートナーシップ協定の経済的、戦略的意義を訴えていきたい。

三について

政府としては、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化として、検疫所の職員の研修による資質の向上、必要な職員の確保、検査機器の充実等を図るほか、新たな加工食品の原料原産地表示制度の普及及び啓発、国際基準及び科学的な根拠を踏まえた残留農薬、食品添加物等の規格基準の策定の推進並びに食の安全に関する技術的協議等の場における適切な対応を行っていくこととしている。

四について

政府としては、全国知事会主催説明会、政府主催説明会等を通じて、合意内容を正確かつ丁寧に説明してきており、今後とも国民の懸念や不安を払拭するよう取り組んでいく考えである。

平成三十年二月八日提出
質問第六三号

札幌市の集合住宅の火災に関連して、高齢者や低所得者の住まいの防災対策に関する質問主意書

提出者　池田　真紀

札幌市の集合住宅の火災に関連して、高齢者や低所得者の住まいの防災対策に関する質問主意書

一月三一日深夜に札幌の集合住宅「そしあるハイム」で発生した火災に関連して、次の点について質問する。

一　共同住宅などでいわゆる第二種の無届施設の調査を行っているが、その結果、政府は何が課題ととらえているか。

二　厚生労働省老健局では、平成二一年以降毎年フォローアップ調査を実施しているが、調査後どのような改善策をとっているのか。到達点と課題をお示しください。

三　平成二二年九月二四日に閣議決定した「経済危機対応・地域活性化予備費の活用」にて、老人関係施設のスプリンクラー整備等の促進一三七億円が決定されているが、その結果と効果はどうだったか。現在はどのような対策がとられているのか。

四　地域防災活動、減災のまちづくりにおいて、特に低所得者層が居住している一般の住宅や空き家など、老朽化により火災や崩壊の恐れがある「住居」の実態調査を行い、把握しているか。これらに対して入居している者への転宅などの支援について、政府としてどのような対策がとられているのか。

五　生活保護の場合、住宅扶助を決定するにあたり、局第七―四―（一）キ「居宅生活ができると認められる者」との要件や、劣悪な環境の共同住宅や貧困ビジネスの疑いがある場合には、保護課による社会・援護局関係主管課長会議資料（平成二九年三月二日）にて対応が示されているが、その成果、結果はどうだったのか。改善した例はあるか。

六　無料定額宿泊所、簡易宿泊所における劣悪な環境か否かの実態調査、実数は把握をしているか。通知の指導の実施状況をその後、チェックを行っているか。

七　課第七―問三〇答一一「設備構造が居住に適さないと認められる場合」があるが、これを根拠に転宅や入所等の保護の変更は年間でどのくらい行われたか。

八　「福祉施設のＢＣＰの策定」について内閣府の調査では、平成二五年の八月以降公表されていない。その後の調査は実施されているのか。実施しているのであればなぜ公表されないのか。実施していないのであれば、なぜ、していないのか。福祉施設のＢＣＰ（事業継続計画）策定を普及していく方針を政府は変更したのか。

右質問する。

内閣衆質一九六第六三号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員池田真紀君提出札幌市の集合住宅の火災に関連して、高齢者や低所得者の住まいの防災対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田真紀君提出札幌市の集合住宅の火災に関連して、高齢者や低所得者の住まいの防災対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「共同住宅などでいわゆる第二種の無届施設の調査」が厚生労働省により平成二十七年に実施された「社会福祉各法に法的位置付けのない施設の状況に関する調査」を指すとするならば、当該調査は、生活保護受給者（生活保護申請中の者を含む。）が二名以上利用し、住宅の提供に対するもの以外に何らかの料金を徴収している簡易宿泊所（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第四項に規定する簡易宿所営業を営む施設をいう。以下同じ。）等の施設において提供されているサービスの状況等を把握することを目的として行ったものであり、当該施設に係る課題を明らかにするためのものではない。

二について

平成二十一年度以降毎年度のお尋ねの「改善策」について網羅的にお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「到達点と課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省では、同年度以降毎年度、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）を対象とした指導状況等の調査を都道府県等に対して行い、その調査結果を踏まえ、同項の規定による届出を行っていない有料老人ホームに対して当該届出を早急に行うよう指導すること等を都道府県等に対して要請している。

三について

お尋ねの「一三七億円」については、平成二十二年度においてその全額を執行しており、有料老人ホーム等におけるスプリンクラー等の整備が促進されたものと考えている。

また、平成二十七年四月から、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による既存高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業を活用し、有料老人ホーム等におけるスプリンクラー等の整備を支援している。

四について

総住宅数に占める「腐朽・破損あり」の住宅の割合については、総務省の「平成二十五年住宅・土地統計調査」により把握している。また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）に基づき、市町村は、必要に応じてその区域内にある空き家等（同法第二条第一項に規定する空家等をいう。以下同じ。）についての調査を行い、空き家等に関する対策についての計画を策定することができることとされている。

政府としては、低額所得者、高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の居住の安定確保を図ることは重要な課題であると認識しているところであり、公的賃貸住宅の供給や民間賃貸住宅の空き家等の活用を図り、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る取組を行っている。

五について

御指摘の「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成二九年三月二日）」において「いわゆる「貧困ビジネス」への対応について」が示されたことは事実であるが、お尋ねの「住宅扶助を決定するにあたり、局第七―四―（一）キ「居宅生活ができると認められる者」との要件や、劣悪な環境の共同住宅や貧困ビジネスの疑いがある場合」及び「対応」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「劣悪な環境か否かの実態調査、実数」及び「通知の指導の実施状況」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、無料低額宿泊事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第八号に規定する事業をいう。）を行う施設の数は平成二十七年六月末時点において全国で五百三十七施設であり、簡易宿泊所の数は平成二十九年三月末時点において全国で二万九千五百五十九施設であると承知している。

七について

お尋ねの「転宅や入所等の保護の変更」の件数は把握していない。

八について

内閣府においては、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定状況について、諸般の事情を考慮しつつ順次調査を実施してきており、お尋ねの「福祉施設のＢＣＰの策定」の調査については、平成二十五年八月の公表以降実施していない。

いずれにしても、政府としては、福祉施設のＢＣＰの策定を推進する方針を変更した事実はなく、関係府省間で連携を図りつつ、その推進に向けて、引き続き取り組んでいく考えである。

平成三十年二月八日提出
質問第六四号

生活困窮者自立支援法における安心・安全な居住支援に関する質問主意書

提出者　池田　真紀

生活困窮者自立支援法における安心・安全な居住支援に関する質問主意書

一月三一日深夜に札幌の集合住宅「そしあるハイム」で発生した火災に関連して、次の点について質問する。

一　「一時生活支援」を行う事業所における防災対策（火災時のスプリンクラーや消火器の設置義務、消防計画や避難訓練実施、災害時のＢＣＰ（事業継続計画）策定率、緊急時の通報システムなど）の実態把握は厚労省でしているか。努力義務の場合、委託している当該施設へ周知徹底されているか。

二　自立相談支援事業所において、一時生活支援や学習支援、就労支援事業など関連事業者の防災対策の実態、情報把握はしているか。

三　自立相談支援事業所の災害時のＢＣＰ策定率は何パーセントか。策定にあたり助言指導並びに内容のチェックはどこで行っているのか。

四　自立相談支援事業所から住居を必要とする支

援の場合、「一時生活支援」の利用は、何パーセントで、その他（他法関係）へは何パーセントか。その他の場合の、種類（居宅、老健、入院、障がい者施設、介護保険施設、サービス付き高齢者住宅、婦人保護施設、乳児院、児童養護施設など）で多いものはどこか。

五　生活困窮者自立支援制度へのニーズがありながらも自立相談支援事業所へたどり着けなかった人はどのくらいいるか。また、自立相談支援事業所に相談があってもなんらかの支援につながらなかった人の割合とその理由はどういうものが多いか。

右質問する。

内閣衆質一九六第六四号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員池田真紀君提出生活困窮者自立支援法における安心・安全な居住支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田真紀君提出生活困窮者自立支援法における安心・安全な居住支援に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）に係る御指摘の「防災対策」についての把握は行っていない。

また、御指摘の「努力義務の場合」及び「委託している当該施設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成二十七年七月二十七日付け社援発〇七二七第二号厚生労働省社会・援護局長通知）において、一時生活支援事業において宿泊場所の供与を行う施設については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に定める基準等を満たすものとするとともに、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分に配慮されたものとすることを都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に対して助言している。

二及び三について

お尋ねの「防災対策」の把握状況、「自立相談支援事業所の災害時のＢＣＰ策定率」及び「助言指導並びに内容のチェック」の状況についての把握は行っていない。

四について

御指摘の「自立相談支援事業所から住居を必要とする支援」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、厚生労働省が行った「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査」によると、平成二十八年度の自立支援計画（生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）第二条に規定する自立支援計画をいう。）の作成件数に占める一時生活支援事業の利用件数の割合は二十五・九パーセントとなっている。

五について

御指摘の「自立相談支援事業所へたどり着けなかった」及び「なんらかの支援につながらなかった」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、厚生労働省「平成二十八年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業」による「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」で行われた調査においては、当該調査の対象となった生活困窮者自立相談支援事業（法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。）を行う都道府県等が平成二十七年四月から平成二十八年十二月までの間に新規に受け付けた生活困窮者からの相談のうち、①「情報提供や相談対応のみで終了」とされたものの割合が三十六・七パーセント、②「自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する」とされたものの割合が三十四・四パーセント、③「他の制度や専門機関で対応が可能でありつなぐ（必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする）」とされたものの割合が二十二・七パーセント、④「現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む」とされたものの割合が三・四パーセント、⑤「スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない／転居等）」とされたものの割合が二・九パーセントであること等を内容とする調査結果が報告されている。

平成三十年二月八日提出
質問第六五号

陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターの墜落事故に関する質問主意書

提出者　城井　崇

陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターの墜落事故に関する質問主意書

平成三十年二月五日に発生した陸上自衛隊目達原駐屯地所属の第三対戦車ヘリコプター隊ＡＨ―六四Ｄが整備・点検後の試験飛行中に目達原駐屯地の南西約六キロメートルの位置に墜落した事故に関し、以下質問する。

一　整備時に交換したばかりであったヘリコプターのブレードをつないでいた部品、メインローターヘッドの調達先は米国の部品メーカーか。具体的なメーカー名を含めて政府の把握状況を示されたい。

二　事故の調査に関し、自衛隊内部のみで構成される航空事故調査委員会が当たるというのは事実か。今回の事故調査の具体的な体制について明らかにされたい。

三　事故の捜査に関し、「現場では陸自の警務隊が主導し、県警の協力を得ながら捜査を進める形になっていると承知している」という発言を大野防衛大臣政務官が行ったというのは事実か。陸上自衛隊主導の捜査ではその公正性に対し国民側の疑念が残ると考えるが、今回の事故の捜査の具体的な体制と主導者について明らかにされたい。

四　今回の事故に関し、自衛隊内部で構成される航空事故調査委員会による調査では国民から見て公正性に欠けると考える。第三者による事故調査及び国民への情報公開を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　今回の事故が機体や部品に起因することがはっきりした時点で調達先に対し、責任の明確化、賠償の請求を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第六五号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員城井崇君提出陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターの墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターの墜落事故に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の部品は、米国のザ・ボーイング・カンパニーが製造し、防衛省が富士重工業株式会社（当時）を通じて購入したものである。

二及び四について

御指摘の事故（以下「本件事故」という。）についての調査は、平成三十年二月五日に設置された陸上自衛隊の航空事故調査委員会（以下「委員会」という。）において行っている。現時点における委員会の構成は、陸上幕僚副長を委員長とし、副委員長二名、陸幕委員八名、部隊等委員一名及び副委員三十六名である。

事故調査に当たって、専門的知見を有する第三者の協力を得ることや、情報公開を適切に行うことは重要であると考えており、本件事故に係る事故調査においても、第三者からの意見聴取を含め、あらゆる知見を活用して徹底した原因究明等に全力を挙げてまいりたい。

三について

御指摘の発言を大野防衛大臣政務官が行ったことは事実であるが、当該発言は、自衛隊機の航空事故に関して専門的な知見を有している陸上自衛隊の警務隊が、本件事故の捜査において大きな役割を果たすこととなるという趣旨で述べられたものであり、また、本件事故の捜査に当たっては、特別司法警察職員たる警務官によって構成される陸上自衛隊の警務隊と佐賀県警察が密接に連携し、必要に応じそれぞれの分担を定めた上で、所要の捜査が行われているところであると承知しており、「その公正性に対し国民側の疑念が残る」との御指摘は当たらない。

五について

現在、委員会において事故原因を調査中であり、その結果に応じて、適切に対応してまいりたい。

平成三十年二月八日提出
質問第六六号

東シナ海におけるタンカー衝突事故に関する質問主意書

提出者　城井　崇

東シナ海におけるタンカー衝突事故に関する質問主意書

平成三十年一月六日に東シナ海でパナマ船籍の石油タンカーと香港船籍の貨物船が衝突する事故が発生した。（以下、「東シナ海におけるタンカー衝突事故」という。）石油タンカーは一月十四日に我が国の排他的経済水域内で沈没し、積み荷である石油が海洋に流出した。

英国海洋センター（National Oceanography Centre）が実施した調査によると、事故発生から三か月以内に、我が国の九州から東北までの全海域が石油により汚染される可能性が指摘されている。

これらを踏まえ以下質問する。

一　東シナ海におけるタンカー衝突事故に関して、政府が確認している事実関係について発生順に明らかにされたい。

二　東シナ海におけるタンカー衝突事故に対する、政府の対応について発生順に明らかにされたい。

三　東シナ海におけるタンカー衝突事故により流出した石油等、特に不純物に含まれるヒ素や水銀といった有毒物質に関して、政府が確認している事実関係について発生順に明らかにされたい。

四　英国海洋センター（National Oceanography Centre）の調査に関して、政府が確認している事実関係について明らかにされたい。

五　英国海洋センター（National Oceanography Centre）の調査結果について、政府はどのように受け止めているか、認識を明らかにされたい。

六　東シナ海におけるタンカー衝突事故により流出した石油等、特に不純物に含まれるヒ素や水銀といった有毒物質が、我が国の国民生活、経済活動、海洋生態系等に与える影響について、政府はどのように認識して対応するのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第六六号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員城井崇君提出東シナ海におけるタンカー衝突事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出東シナ海におけるタンカー衝突事故に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成三十年一月六日に、海上保安庁が遭難警報を受信したため調査を実施したところ、上海市の沖合約二百九十キロメートルの海域において、タンカー「ＳＡＮＣＨＩ」号と貨物船「ＣＦ　ＣＲＹＳＴＡＬ」号が衝突し、当該タンカーに火災が発生していることを確認し、同庁の巡視船等による監視を開始した。

その後、当該タンカーは、同月十四日に、監視中の同庁の巡視船のレーダー等により確認できなくなったことから、同日に沈没したものと推定される。

現在、同庁の巡視船等を派遣し、当該タンカーの沈没した海域において、行方不明者の捜索等の業務に当たるとともに、排出油の防除等を行ってきているところであり、その際、中国を始めとする関係国とも外交ルート等を通じて連絡を取り合い、緊密に連携してきている。

三及び六について

現在、環境への影響に関する調査を進めているところであり、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

四及び五について

お尋ねの「調査」について、御指摘の「英国海洋センター」（以下「センター」という。）が試算した結果が、センターのホームページにおいて公表されていることは承知しているが、当該「調査」は、センターが独自に行ったものであり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

平成三十年二月九日提出
質問第六七号

裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問主意書

今国会で提出予定の働き方改革関連法案に盛り込まれる裁量労働制の緩和について、長時間労働を助長するのではないかという指摘に対して、安倍総理並びに加藤厚生労働大臣は、裁量労働制で

働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いという統計データがあると予算委員会で答弁しています。

この根拠として「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の結果から、平均的な働く時間で見ると、一般労働者が九時間三十七分に対して、企画業務型裁量労働制は九時間十六分と例示しています。

ところが、この調査を詳細に見ていくと不可解な点がいくつもあります。

「一般労働者」の「平均的な者」の「一日の法定時間外労働時間の実績」の表で、平均が一時間三十七分となっており、この時間数を法定労働時間の八時間に加えて、一日の実労働時間を九時間三十七分としていると推察します。

しかし、「一般労働者」のうち「平均的な者」の「一週の法定時間外労働の実績」の表で示されている平均は一週間で二時間四十七分であり、これを五日で割って、一日当たりの法定時間外労働を算出すると約三十三分で、一日の法定労働時間の平均一時間三十七分と大きなかい離があります。

また、この「一般労働者」の「平均的な者」の「一日の法定時間外労働時間の実績」の表には、十五時間超と回答している者の数が九人、十時間超の合計は三十八人となっていて、一週間の実績ではないかと疑わしくなる数字が並んでいます。

以上を踏まえて、以下質問します。

一　加藤大臣が答弁で用いた一般労働者の平均的な者の実労働時間九時間三十七分は所定労働時間をいくらで計算しているのですか、残業による労働時間を何時間として計算しているのですか、明らかにしてください。

二　同じ回答を用いているはずなのに、週の実績を五で割って出した一日当たりの時間数と一日当たりの実績値が大きく異なっているのはなぜですか。どちらが正確な数字なのですか。

三　「一般労働者」の「平均的な者」の「一日の法定時間外労働時間の実績」の表に、十五時間超と回答している者が九人、十時間超の合計は三十八人となっていますが、これらの人は法定労働時間の八時間を加えると実労働時間が十八時間超から二十三時間となってしまいます。この数字に間違いはないのですか。一日二十三時間も働いていると回答した人が九人もいて、調査結果が間違っているのではないかという疑問はないのですか。

四　このような信頼性の低い調査結果に基づいた数字を予算委員会で例示するのは不適切だと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第六七号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねの「九時間三十七分」は、平成二十五年度労働時間等総合実態調査（以下「本調査」という。）の結果において示されている一般労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項の規定による一年単位の変形労働時間制の対象労働者及び労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）第五条各号に掲げる事業等に従事する労働者以外の労働者をいう。以下同じ。）のうちの調査対象事業場（本調査の対象の事業場をいう。以下同じ。）の平均的な者（調査対象月（本調査の調査対象月をいう。以下同じ。）において最も多くの調査対象事業場の労働者が属すると思われる法定時間外労働の時間数の層に属する労働者をいう。以下同じ。）に係る一日の法定時間外労働の実績の平均の「一時間三十七分」に、一日の法定労働時間である八時間を加えると九時間三十七分になるとして示したものであるが、御指摘の答弁については、平成三十年二月十四日の衆議院予算委員会において、加藤厚生労働大臣が、「精査に相当の時間を要するようなデータをお示しをしたということについては、これは撤回をさせていただきたい」と答弁したところである。

二について

お尋ねの「週の実績を五で割って出した一日当たりの時間数と一日当たりの実績値が大きく異なっている」という点については、①本調査においては、一般労働者のうちの調査対象事業場の平均的な者に係る一週の法定時間外労働の調査対象月における最長の時間数及び一日の法定時間外労働の調査対象月における最長の時間数を調査対象事業場に別個に回答させ、集計を行ったこと並びに②本調査の調査結果において示されている一般労働者のうちの調査対象事業場の平均的な者に係る一週の法定時間外労働の実績の平均の「二時間四十七分」は、調査対象事業場の業種別及び規模別の数の分布を本調査の母集団の事業場の業種別及び規模別の数の分布に復元して集計を行ったものであるが、一般労働者のうちの調査対象事業場の平均的な者に係る一日の法定時間外労働の実績の平均の「一時間三十七分」は、調査対象事業場の業種別及び規模別の数の分布を用いて集計を行ったものであることが主な理由と考えている。

三について

御指摘の「十五時間超と回答している者が九人、十時間超の合計は三十八人」との「数字」は、いずれも一般労働者のうちの調査対象事業場の平均的な者に係る一日の法定時間外労働の調査対象月における最長の時間数を集計した結果である。

平成三十年二月九日提出
質問第六八号

美容業における業務委託契約に関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

美容業における業務委託契約に関する質問主意書

近年、美容業の事業主の中に社会保険料の事業主負担を逃れることを目的として、美容師と雇用契約ではなく業務委託契約を結んで社会保険に加入させず、歩合制などによって働かせているところが増加していると聞いています。

契約の上では業務委託になっていても、実際には事業主の指揮命令下に置かれており、実質的には雇用労働者と変わらず使用従属性が認められます。

業務委託契約で働いている美容師の中には個人で客を持っていて、雇用契約で働くよりも多くの収入を得ることの出来る者もいるでしょうが、多くは手取り額を少しでも増やしたいなどの安易な理由で業務委託契約を選んでいるか、本来は安定した雇用を望みながらも事業主からの求めにより、やむを得ず業務委託契約を結んでいるのではないかと推察されます。

また、業務委託契約で働いている美容師の中には、国民年金に加入していなかったり、税の申告をしていない人もいることを考えると、将来、無年金、低年金となる恐れがあったり、脱税の疑いもあり非常に問題だと考えます。

美容業に限らず、社会保険に加入する要件があるにもかかわらず、社会保険の加入逃れのために業務委託契約で働かせることは明らかな違法行為で、社会保険の加入を求めるべきだと考えます。

以上を踏まえ、以下質問します。

一　雇用労働者と変わらない働き方をしているにもかかわらず、雇用契約ではなく業務委託契約により美容師を従事させている事例もあることから、事業所への調査を行うべきではありませんか、政府の見解を伺います。

二　事業主の指揮管理下にあるにもかかわらず、雇用契約を結ばずに業務委託契約を結んで社会保険の加入逃れをすることは不適切である旨、美容業界に徹底すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

三　公共職業安定所に求人票を出し、公共職業安定所から紹介された者に雇用契約ではなく、業務委託契約を提示することは不適切だと考えますが、政府の見解を伺います。

四　公共職業安定所から紹介を受けた者との間で雇用契約ではなく業務委託契約を結んだという報告を、公共職業安定所が事業主から受けた際には、公共職業安定所は雇用契約が成立するよう斡旋する機関であり、求職者は個人事業主になることを望んでいるものではないのだから、このような求人は不適切である旨を事業主に指導すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第六八号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出美容業における業務委託契約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出美容業における業務委託契約に関する質問に対する答弁書

一及び二について

日本年金機構の年金事務所においては、従来から様々な機会を捉えて事業所への調査を実施しており、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）の適用要件を満たしているにもかかわらず加入手続が行われていない事業所又は従業員を確認した場合には、その事業主に対して適正な加入手続の実施を指導し、改善を求めているところである。

また、前述の調査による指導の実施に加え、今後は、厚生労働省から業界団体及び地方自治体を通じて、より一層の社会保険制度の周知を行うことにより、社会保険制度への理解を求め、社会保険の適正な適用に向けた取組を実施してまいりたい。

三について

公共職業安定所（以下「安定所」という。）が行う職業紹介は、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするものであるため、当該求人者が当該求職者に対し、雇用契約ではなく業務委託契約の締結を求めることは、不適切であると考えている。

四について

御指摘の「報告」を安定所が求人者から受けた場合、当該報告に係る求人が雇用契約ではなく業務委託契約を結ぶための不適切なものであったことが疑われるため、安定所において、事実確認を行った上、必要な指導を行うこととしている。

平成三十年二月九日提出
質問第六九号

遊技機の不公正販売への対策のあり方に関する質問主意書

提出者　高井　崇志

遊技機の不公正販売への対策のあり方に関する質問主意書

平成二十九年九月四日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」（以下「風適法等改正規則」とする）が公布された。同改正規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第八条に定める「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」（以下「遊技機基準」とする）について、出玉規制や大当たり出玉規制を強化するなど、パチンコ業界に変革を迫る内容となっている。

これに伴い現在パチンコホールに設置されている遊技機の大半は風適法等改正規則の施行後は遊技機基準に適合しなくなる見込みであり、新たな基準に適合した遊技機への入れ替えが急速に進むことが見込まれる。こうした遊技機の射幸性を低下させる取り組みは基本的には望ましいものと考える。他方で一部遊技機製造業者が、この遊技機の入れ替えの特需を奇貨として不公正な販売方法を用いて不当な利益を上げようとする恐れがあり、遊技機の入れ替えが政策の変更を直接の原因とするものである以上、政府としては遊技機の不公正販売の対策に取り組む責任があるものと考える。

そこで政府の遊技機の不公正販売への対策のあり方について以下の諸点を質問する。

一　風適法等改正規則の施行に伴う遊技機の入れ替えに係り、政府としてなんらかの特別な不公正販売への対策を講じているか。

二　遊技機市場のシェア二十％を超える有力な遊技機製造業者が、ぱちんこ屋に対し、特定の型式に属する遊技機を供給する条件として、当該遊技機と併せて他の異なる型式に属する遊技機を指定して購入するよう強制することは、不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）に定める（抱き合わせ販売等）に抵触するものと考えるが政府の見解を問う。

三　遊技機市場のシェア二十％を超える有力な遊技機製造業者が、特定の型式に属する遊技機の販売にあたって、他の異なる型式に属する遊技機を併せて購入したぱちんこ屋に優先して販売することは、不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）に定める（抱き合わせ販売等）に抵触するものと考えるが政府の見解を問う。

四　遊技機市場のシェア二十％を超える有力な遊技機製造業者が、特定の型式に属する遊技機の販売にあたって、ぱちんこ屋に十台以上購入を義務付けるなど合理的な範囲を超えて複数機の購入を義務付け、小ロットでの取引を拒絶することは、不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）に定める（その他の取引拒絶）に抵触するものと考えるが政府の見解を問う。

五　ぱちんこ業界は売上規模が二十兆円にも上り、全国のぱちんこ屋は平成二十七年末時点で

一万店舗を超え、広く国民に親しまれている業界である。他方その内情を見ると、遊技機の製造業者は寡占化の傾向が著しく、またぱちんこ屋の営業形態は遊技機製造業者から供給される遊技機に著しく制約されるため、遊技機製造業者の優越的地位が極端に発生しやすい。

こうした事情を踏まえると、政府として遊技機の販売方法に関してなんらかの独占禁止法上の指針を作成するべきと考えるが、政府としての見解を問う。

政府の見解は如何か。

右質問する。

内閣衆質一九六第六九号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員高井崇志君提出遊技機の不公正販売への対策のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井崇志君提出遊技機の不公正販売への対策のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「不公正販売」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねのような行為が、不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）第十項に規定する抱き合わせ販売等に該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねのような行為が、不公正な取引方法第二項に規定するその他の取引拒絶に該当するか否かは、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。

五について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号に規定する優越的地位の濫用については、平成二十二年十一月に、公正取引委員会において、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を向上させる観点から、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、公表しているところであり、遊技機の販売における事業者の行為が優越的地位の濫用に該当するか否かについても、これに基づいて判断されることとなる。

平成三十年二月九日提出
質問第七〇号

いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する質問主意書

提出者　高井　崇志

いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する質問主意書

平成二十九年九月四日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」（以下「風適法等改正規則」とする）が公布された。同改正規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「風適法施行規則」という）第八条に定める「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」（以下「遊技機基準」とする）について、出玉規制や大当たり出玉規制を強化するなど、パチンコ業界に変革を迫る内容となっている。

現在合法にパチンコホールに設置されている遊技機には、

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」とする）第二十条に定める検定（以下単に「検定」とする）を通過した型式に属する遊技機（以下「検定機」とする）と、

・検定の有効期間の終了前に風適法第二十条に定める認定（以下単に「認定」とする）を受けた遊技機および認定の有効期間の終了前に再度認定を受けた遊技機（以下「認定機」と総称する）と、

・検定または認定の有効期間である三年を終えても認定を受けないまま設置し営業に用いている遊技機である「みなし機」

の三種類がある。

出玉規制および大当たり出玉規制の見直しに伴い現在パチンコホールに設置されているこれら遊技機の大半は風適法等改正規則の施行後は遊技機基準に適合しなくなる見込みである。他方で同改正規則では検定機および認定機に関する経過措置として、同改正規則の施行日（以下単に「施行日」とする）前に検定または認定を受けた遊技機については、当該検定または認定の有効期間は引き続きぱちんこ屋が営業に用いることを認めている。

他方風適法等改正規則においては、「みなし機」については明確な取り扱いが示されていない。従って、この際、業界の混乱を未然に防止するため、いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関し以下の諸点について質問する。

一　政府におかれては、かつて検定機であったものの当該遊技機が属していた型式の検定の有効期間が終了しかつ認定を受けていない状態で営業の用に供されている遊技機（以下「旧検定機」とする）、及び、かつて認定機であったものの当該遊技機が認定の有効期間を終了しかつ再度認定を受けていない状態で営業の用に供されている遊技機（以下「旧認定機」とする）について、それぞれ全国のぱちんこ屋で現に何台程度設置されているか把握しているか。

二　風適法では旧検定機または旧認定機を営業に用いることを禁じているか。

三　風適法等改正規則では、ぱちんこ屋が現に営業に用いられている旧検定機または旧認定機を、施行日以後も引き続き営業に用いることを可能とする経過措置を設けているか。

仮に同改正規則でこれらの経過措置を設けていない場合、旧検定機及び旧認定機は出玉規制や大当たり出玉規制などの遊技機基準に抵触する「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機」と位置付けられ、旧検定機または旧認定機を用いた営業は風適法第二十条に違反するものとして罰則の対象になると考えるが、政府の見解を問う。

四　政府は先の緒方林太郎君提出の質問に対する答弁（内閣衆質一九二第一一三号）内で「ぱちんこ屋については、客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営法に基づき必要な規制が行われているところであり、当該規制の範囲内で行われる営業については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条に規定する罪に該当しないと考えている。」と答えている。

当該答弁の反対解釈として、ぱちんこ屋が、遊技機基準に抵触する性能を有する遊技機を営業に用いた場合、当該営業は風適法の範囲を超えるものとして刑法第百八十五条の賭博に該当する可能性があると考えるが、政府としての見解を問う。

五　警察庁は、二〇〇四年七月に風適法施行規則

を改正、施行した際、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十六条第二項の規定に基づき都道府県警察に対して、旧検定機および旧認定機を用いたぱちんこ屋の営業を二〇〇六年六月までおよそ二年間取り締まらないように指導した、という事実はあるか。

仮にこれが事実であった場合、当該行政指導は旧検定機または旧認定機に対するいかなる風適法上の解釈に基づくものであったか、政府の見解を問う。

六　政府として、違法な営業活動を黙認するような行政指導を行い、当該行政指導に従った事業者が結果として損害を被った場合、当該行政指導行為は国家賠償の対象になるか、政府の見解を問う。

政府の見解は如何か。

右質問する。

内閣衆質一九六第七〇号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員高井崇志君提出いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高井崇志君提出いわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、政府として把握していない。

二について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二十条第一項において、法第四条第四項に規定する営業を営む風俗営業者（以下「ぱちんこ屋の営業者」という。）は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準（以下単に「基準」という。）に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならないこととされており、御指摘の遊技機が基準に該当する場合には、ぱちんこ屋の営業者はその営業所に当該遊技機を設置してその営業を営んではならないこととなる。

三について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年国家公安委員会規則第九号。以下「改正規則」という。）附則第四項において、改正規則の施行前にされた法第三条第一項の許可又は法第二十条第十項で準用する法第九条第一項の承認の申請に係る遊技機（法第二十条第二項の認定（以下単に「認定」という。）を受けたもの又は同条第四項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属するものに限る。）に関する基準については、当該認定を受けた日又は当該検定の遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定による公示の日（以下単に「公示の日」という。）から起算して三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることとされている。

他方で、改正規則の施行前に認定を受けた遊技機のうち当該認定を受けた日から起算して三年を経過したもの、又は改正規則の施行前に検定を受けた型式に属する遊技機のうち、当該検定の公示の日から起算して三年を経過し、かつ、認定を受けていないものについては、改正規則の施行後、改正規則による改正後の基準が適用されることから、御指摘の遊技機が当該基準に該当する場合には、ぱちんこ屋の営業者はその営業所に当該遊技機を設置してその営業を営んではならないこととなる。

四について

お尋ねについては、個別具体的な事情により判断すべき事柄であり、御指摘の与件のみをもって一概にお答えすることは困難である。

五について

警察庁においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年国家公安委員会規則第一号）の施行に当たり、全国的な斉一性を確保する観点から必要な指導を都道府県警察に対して行ったものである。

六について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成三十年二月九日提出
質問第七一一号

北谷城と日米地位協定の環境補足協定に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

北谷城と日米地位協定の環境補足協定に関する質問主意書

沖縄県北谷町議会は、平成二十九年十二月二十二日、基地から派生する諸問題の抜本的解決を求める意見書及び垂直離着陸輸送機ＭＶ―22オスプレイの飛行停止と撤去、配備撤回を求める意見書を全会一致で可決し、地方自治法第九十九条の規定に基づき、同年十二月二十八日付で外務大臣、防衛大臣など関係閣僚らに提出している。

去る二月七日、田場健儀議長ら九名の北谷町議会議員は、右意見書に基づく「要請事項」を記した文書を携えて上京し、外務・防衛両省の担当職員らと直接面会の上、意見表明と質疑応答をおこなった。

右「要望事項」の一つに「米軍基地返還跡地利用推進のため返還前の立入調査（文化財調査等）を可能にするよう日米地位協定の環境補足協定の改定を行うこと。」とあり、平成二十七年九月二十八日に締結された日米地位協定の環境補足協定（以下「環境補足協定」という。）によって、「これまで立ち入りが認められていた文化財調査などが条件を満たさないなどの理由により、北谷城跡の国指定に向けた調査が進まず、文化財保護、跡地利用計画等の推進、まちづくりに大きな影響を与えている」と記されている。

北谷城は、米軍キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内に存在している。嘉手納基地以南の六施設・区域の返還について、平成二十五年四月五日に日米両政府が合意した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（仮訳）」では、キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部について「二〇一九年度（日本国の平成三十一会計年度）又はその後に返還可能。」となっているが、返還期日は未だ決まっていない。

これまでキャンプ瑞慶覧内における北谷城の文化財調査については、北谷町教育委員会とキャンプ瑞慶覧不動産管理事務所による直接交渉、調整の上、同教育委員会の施設内立ち入りが認められてきた。

ところが、環境補足協定の締結以後、同協定第四条に基づく平成二十七年九月二十八日付日米合

同委員会合意「件名：環境に関する協力について」の5．のb「当該調査は、合同委員会において設定された返還日の百五十労働日前を超えない範囲で実施することができる。」との規定（以下「環境補足協定に基づく『百五十労働日の規定』」という。）が障害となって、北谷町教育委員会の立ち入りが拒否され続けている。

北谷城は、北谷町民の信仰の対象になっている。また、琉球王朝以来の北谷町の歴史を紐解く上でも、北谷城の歴史的、文化的意義は大きい。米軍基地の跡地利用計画の推進、まちづくりの観点からも立ち入り調査の再開が急がれる。

以下、質問する。

一　政府は、昭和五十八年以降、環境補足協定が締結される平成二十七年九月までの間、北谷町教育委員会とキャンプ瑞慶覧不動産管理事務所による直接交渉、調整の結果、同教育委員会の施設内立ち入りが十六回認められてきたことを承知しているか、見解を示されたい。

二　政府は、キャンプ瑞慶覧不動産管理事務所が環境補足協定に基づく「百五十労働日の規定」を根拠に北谷町教育委員会の施設内立ち入りを拒否し続けている事実を承知しているか、見解を示されたい。

三　右北谷町教育委員会の件に限らず、沖縄では、環境補足協定の締結以後、同協定第四条に基づき日米合同委員会で合意された手続が障害となって、関係自治体の米軍施設・区域内への立ち入りが拒否される事例が相次いでいることを政府は承知しているか。承知しているのであれば、具体的な事例を複数列挙されたい。

四　環境補足協定第四条及び同条に基づく平成二十七年九月二十八日付日米合同委員会合意が障害となって、関係自治体の米軍施設・区域内への立ち入りが認められないことは、安倍内閣の「沖縄の基地負担」に含まれるか否か、政府の見解を示されたい。

五　安倍内閣がいう「沖縄の基地負担」を軽減する意味でも、環境補足協定第四条及び同条に基づく平成二十七年九月二十八日付日米合同委員会合意は、日米間で早急に見直し協議に入り、改正されるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第七一号
平成三十年二月二十日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出北谷城と日米地位協定の環境補足協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出北谷城と日米地位協定の環境補足協定に関する質問に対する答弁書

一について

キャンプ瑞慶覧施設技術部地区における北谷町教育委員会による立入りについては、お尋ねの期間のうち、昭和五十八年度から昭和六十二年度までの各年度、平成二年度から平成十一年度までの各年度、平成十三年度及び平成二十六年度において、それぞれ一回ずつ、合計十七回認められたと承知している。

二について

キャンプ瑞慶覧施設技術部地区における立入りについては、平成二十七年十一月に、北谷町教育委員会による現地調査のための立入申請を沖縄防衛局から行い、平成二十七年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意（以下「日米合同委員会合意」という。）5．cにおいて日米両国政府間で決定される場合には御指摘の「百五十労働日」よりも前に立入りを行うことができることとされていることを踏まえ、現在、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（平成二十七年外務省告示第三百五十一号。以下「環境補足協定」という。）及び日米合同委員会合意に基づく立入りに係る調整を米側と続けているところである。したがって、御指摘のような「キャンプ瑞慶覧不動産管理事務所が環境補足協定に基づく『百五十労働日の規定』を根拠に北谷町教育委員会の施設内立ち入りを拒否し続けている」といった事実はない。

三から五までについて

米軍の施設及び区域の返還に関連する現地調査のための立入りは、これまでも現に環境補足協定及び日米合同委員会合意に基づく手続を経た上で行われているところであり、御指摘のキャンプ瑞慶覧施設技術部地区における立入りについても、二についてでお答えしたとおり、現在、環境補足協定及び日米合同委員会合意に基づく立入りに係る調整を米側と続けているところである。したがって、御指摘のような「同協定第四条に基づき日米合同委員会で合意された手続が障害となって、関係自治体の米軍施設・区域内への立ち入りが拒否される事例が相次いでいる」、「環境補足協定第四条及び同条に基づく平成二十七年九月二十八日付日米合同委員会合意が障害となって、関係自治体の米軍施設・区域内への立ち入りが認められない」といった事実はなく、政府としては、現時点において、環境補足協定及び日米合同委員会合意を改正することは考えていない。

いずれにせよ、政府としては、地元の要望に沿った立入りが実施できるよう、個別の状況に応じて適切に対処していく考えである。

平成三十年二月九日提出
質問第七二号

裁量労働制が適用される営業職の人数に関する質問主意書

提出者　山井　和則

裁量労働制が適用される営業職の人数に関する質問主意書

第百四十一回労働政策審議会労働条件分科会で示された、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（諮問時からの変更点を反映させたもの）」（以下、「働き方改革推進法案要綱」という。）において、「企画業務型裁量労働制」の対象業務の追加が規定されています。

この点に関し、以下、質問します。

一　「働き方改革推進法案要綱」では、企画業務型裁量労働制に追加する業務として「事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務」が挙げられているが、現行の労働基準法における企画業務型裁量労働制で対象とならない理由を示すとともに、現在の企業の中で、どのような部署に所属し、業務を行う労働者が対象になりうるのかを示して下さい。

二　一について、新たに企画業務型裁量労働制の対象となりうる労働者は約何人ですか。百人以

上ですか、それとも千人以上ですか。法律を改正してまで新たに対象とする必要性があるということは、少なくとも一定の人数以上の労働者が存在すると思うので、その新たに対象となる労働者の概数を示して下さい。あわせて、そうした労働者を雇用している企業数の概数を示して下さい。

三　「働き方改革推進法案要綱」では、企画業務型裁量労働制に追加する業務として「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務」が挙げられているが、現行の労働基準法における企画業務型裁量労働制で対象とならない理由を示すとともに、現在の企業の中で、どのような部署に所属し、業務を行う労働者が対象になりうるのかを示して下さい。

四　三について、新たに企画業務型裁量労働制の対象となりうる労働者は約何人ですか。百人以上ですか、それとも千人以上ですか。法律を改正してまで新たに対象とする必要性があるということは、少なくとも一定の人数以上の労働者が存在すると思うので、その新たに対象となる労働者の概数を示して下さい。あわせて、そうした労働者を雇用している企業数の概数を示して下さい。

五　商品の販売又は役務の提供に係る当該顧客との契約の締結の勧誘又は締結を行う業務に携わる労働者は、直近の統計上、何人ですか。

六　二〇一七年の労働力調査では、雇用者である営業職業従事者は三百十四万人とされているが、このうち、「働き方改革推進法案要綱」で追加される、企画業務型裁量労働制の対象になりうるのは約何割、何人か。

七　平成二十五年度労働時間等総合実態調査では、「一般労働者（平均的な者）」の一日の実労働時間は何時間何分とされていますか。

八　平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会での森本委員に対する加藤大臣の答弁で、平成二十五年度労働時間等総合実態調査にある「平均的な者」について一日の実労働時間を九時間三十七分と答弁していますが、この算出に当たっては、「一般労働者（平均的な者）」で実労働時間が八時間未満の人は勘案されていますか。勘案されていなければ、「一般労働者（平均的な者）」の実労働時間は九時間三十七分とならず、加藤大臣の答弁は明らかに誤っていると思われますが、見解を示して下さい。

九　最低賃金の労働者が裁量労働制の対象となる場合で、みなし労働時間を一時間超えて労働した場合に、賃金を実労働時間で除せば、最低賃金を下回ることになるが、最低賃金法に違反しませんか。

右質問する。

内閣衆質一九六第七二号
平成三十年二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員山井和則君提出裁量労働制が適用される営業職の人数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出裁量労働制が適用される営業職の人数に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねについては、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱においては、現行の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度（以下「企画業務型裁量労働制」という。）について、「（一）事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価を行う業務」及び「（二）法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務（主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。）」を新たに企画業務型裁量労働制の対象となる業務（以下「新対象業務」という。）として追加することとされているが、新対象業務には、企画、立案、調査及び分析「の成果を活用し、当該事業の運営に関する事項の実施状況の把握及び評価」及び「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析」等の業務が含まれており、これらの業務については、同条第一項第一号に規定する対象業務の対象となっていないためである。

また、お尋ねの「現在の企業の中で、どのような部署に所属し、業務を行う労働者が対象になりうるのか」については、企業組織の在り方は個々の企業ごとに様々であると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

二、四及び六について

お尋ねについては、新対象業務に該当するか否かについて、個別具体的に判断する必要があるため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの観点からは、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

七及び八について

平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果において、一般労働者（労働基準法第三十二条の四に規定する一年単位の変形労働時間制の対象労働者及び労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）第五条に規定する事業等に従事する労働者以外の労働者をいう。）のうち、事業場ごとの労働時間が「平均的な者」の一日の法定時間外労働時間の平均は一時間三十七分である。お尋ねの「一般労働者（平均的な者）」の一日の実労働時間については、これに、一日の法定労働時間である八時間を加えた、九時間三十七分である。

平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会における、加藤厚生労働大臣の「平成二十五年労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が、これは一日の実労働時間ですが、九時間三十七分に対して企画業務型裁量労働制は九時間十六分と、こういう数字もある」との答弁は、これについて述べたものである。

なお、平成三十年二月十四日の衆議院予算委員会において、加藤厚生労働大臣が、精査に相当の時間を要するようなデータを答弁したことについて、当該答弁を撤回する旨の答弁をしたところである。

九について

お尋ねについて、労働者の賃金（所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金等を除く。）を所定労働時間数で除した額が、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）に基づき当該労働者に適用される最低賃金額を下回る場合に、同法違反となることとされている。

したがって、同法に規定する最低賃金額が適用される労働者の賃金を実労働時間で除した金額が当該最低賃金額を下回る場合に、直ちに同法違反となるわけではないと考えている。

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出米韓合同演習の実施に関わる安倍総理の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出児童養育加算の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員源馬謙太郎君提出台湾の蔡英文総統へのお見舞いメッセージに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出NPRでいう核爆弾搭載可能なB―五二Hと航空自衛隊機との共同訓練に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田夕季君提出横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出公立学校の標準服の価格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出政府系金融機関の民業圧迫に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第三回質問に対する答弁書

―――――――

平成三十年二月十三日提出
質問第七三号

米韓合同演習の実施に関わる安倍総理の発言に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

米韓合同演習の実施に関わる安倍総理の発言に関する質問主意書

平成三十年二月五日、衆議院予算委員会で、「米韓合同軍事演習の実施を韓国やあるいはアメリカに対して働きかける、そういう予定、意向はございますか」との逢坂誠二の問いに対して、安倍総理は、「今後首脳間でどのようなやりとりをしていくかということについて、特に安全保障にかかわることでありますから、ここで私がつまびらかにすることは差し控えさせていただきたい」、「いずれにせよ、今、国際社会は北朝鮮に対して、最大限まで圧力を高めていくことによって、北朝鮮の側から、話し合いたい、政策を変更する、こう言ってくる状況をつくる、そのために今、国際社会が連携している」と答弁を行った。

平成三十年二月十日、韓国の大統領府高官は、安倍総理が、文在寅大統領との九日の会談で、北朝鮮が反発している定例の米韓合同軍事演習を平昌冬季五輪・パラリンピック後に延期したことについて「延期する段階ではない」として、「予定通り実施することが重要だ」と述べたことを明らかにした。この安倍総理の発言は、韓国の聯合ニュースなどにより韓国国内でも広く報じられている。

これに対し、文大統領は「北の非核化が進展するまで軍事演習を延期しないよう求めるものと理解している。だが、この問題はわれわれの主権問題であり、内政の問題」と反発し、「総理がこの問題を直接取り上げることは困る」と強調したとされる。

文大統領とアメリカのトランプ大統領は、一月四日に電話会談を行い、平昌冬季五輪・パラリンピック期間中に合同演習を行わないことで合意している。この合意を受け、一月五日、韓米連合軍司令部は三月初旬に始まる予定だった合同軍事演習「キー・リゾルブ」と野外機動訓練「フォール・イーグル」を平昌冬季五輪・パラリンピック後に実施する方針を発表している。

これらを踏まえ、以下質問する。

一　韓国大統領府の高官は、二月九日の安倍総理と文大統領との会談において、「北朝鮮が反発している定例の米韓合同軍事演習を平昌冬季五輪・パラリンピック後に延期したことについて「延期する段階ではない」として、「予定通り実施することが重要だ」と述べた」ことを明らかにしているが、これは事実か。

二　安倍総理の発言に対して文大統領は、「北の非核化が進展するまで軍事演習を延期しないよう求めるものと理解している。だが、この問題はわれわれの主権問題であり、内政の問題」と反発し、「総理がこの問題を直接取り上げることは困る」と強調したと報じられているが、これは事実か。

三　日本政府が、他国の行う軍事演習の実施時期等について、これまでその主催国の首脳に働きかけた事例は存在するのか。

四　安倍総理は、「今後首脳間でどのようなやりとりをしていくかということについて、特に安全保障にかかわることでありますから、ここで私がつまびらかにすることは差し控えさせていただきたい」と答弁しているものの、韓国大統領府高官は、日韓首脳会談の内容を漏らしている。これは、安倍総理の日韓首脳会談における発言が「われわれの主権問題であり、内政の問題」であり、「総理がこの問題を直接取り上げることは困る」ため、抗議の意味として会談内容の一部を漏らしたと考えるべきではないか。政府の見解如何。

五　韓国大統領府高官が日韓首脳会談の内容を漏らしていることは、安倍総理のいう「いずれにせよ、今、国際社会は北朝鮮に対して、最大限まで圧力を高めていくことによって、北朝鮮の側から、話し合いたい、政策を変更する、こう言ってくる状況をつくる、そのために今、国際社会が連携している」状況とは程遠く、安倍総理の一方的な思い込みが先行し、むしろ韓国政府と安倍総理の緊密な連携は損なわれているのではないか。政府の見解如何。

右質問する。

―――――――

内閣衆質一九六第七三号
平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出米韓合同演習の実施に関わる安倍総理の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出米韓合同演習の実施に関わる安倍総理の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

韓国政府とのやり取りの詳細について明らかにすることは、同国との関係もあり、差し控えたい。

三について

お尋ねについて網羅的に把握することは難しく、また、外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四及び五について
お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年二月九日の日韓首脳会談では、北朝鮮にその政策を変更させ、北朝鮮の側から対話を求めてくるよう、日韓米の緊密な連携の下、圧力を最大限まで高めていくことで一致した。

平成三十年二月十三日提出
質問第七四号

児童養育加算の見直しに関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

児童養育加算の見直しに関する質問主意書

今回の生活保護基準の見直しに当たって、政府は有子世帯に支給されている児童養育加算について見直しを行い、これまで支給していなかった高校生に対して月額一万円を支給することとする一方、月一万五千円が支給されていた三歳未満の子どもへの支給額を一万円に減額することとしました。

そもそも児童養育加算は、一般世帯に支給される児童手当が生活保護受給世帯では収入認定されてしまい、生活扶助費が減額され増額とならないことから、児童手当と同等の水準で支給することにより、一般世帯との均衡を図るために設けられているものだったはずです。

ところが、今回の見直しでは児童手当が支給されていない高校生に支給が拡大され、児童手当では額を増額している三歳未満の子どもへの支給額を引き下げることとしており、児童手当とは異なる水準になります。

以上を踏まえ、質問します。

一　今回の児童養育加算減額の対象となる三歳未満の子どもは何人いますか。

二　一の減額による影響額は平成三十年度予算ではいくらになりますか。

三　三歳未満の支給額を減額し、高校生を支給対象としたことを見ると、児童養育加算を児童手当と連動させるという考え方を変更したのでしょうか。そうであるなら、児童養育加算とは何のための加算なのでしょうか。加算となる根拠をお答えください。

四　児童手当で三歳未満の子どもへの支給額が高くなっているのは、三歳未満の子どもの方が子育てに要する費用がより大きいということから五千円を上乗せしていると理解していますが、生活保護受給世帯ではこの三歳未満の子育てに要する、かかりまし費用をなぜ考慮しないこととしたのか、理由を説明してください。

右質問する。

内閣衆質一九六第七四号
平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出児童養育加算の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出児童養育加算の見直しに関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、平成二十七年度被保護者調査における零歳から二歳までの生活保護受給者数を基に、約一・九万人と推計している。

二について
お尋ねの「一の減額による影響額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、三歳未満の子どもに係る児童養育加算（生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）別表第一に定める児童養育加算をいう。以下同じ。）に要する費用の国庫負担分に対する平成三十年から段階的に実施する予定の生活保護基準の見直し（以下「平成三十年見直し」という。）による平成三十年度の財政影響は、約一・五億円の減額と見込んでいる。

三及び四について
お尋ねの「加算となる根拠」及び「かかりまし費用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、児童養育加算は、生活保護受給世帯の子どもの健全育成に資する費用等の特別な需要に対応するものであり、その額及び対象者の範囲については、社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成二十九年十二月十四日）において、「夫婦子一人世帯の年収階級第一・十分位の学校外活動費用の平均額が約六千円であるのに対し、中位階層（年収階級第五～六・十分位の平均）の平均額は約一万六千円であり、一万円の差が確認された」と、また、「現行の児童養育加算の対象者は児童手当制度に倣い、中学生までとしているが、子どもの健全育成にかかる需要については、高校生にも必要であると考えられる」とされており、これらを踏まえて、児童手当の額及び対象者の範囲とは別に、平成三十年見直しの案を作成したものである。

平成三十年二月十三日提出
質問第七五号

台湾の蔡英文総統へのお見舞いメッセージに関する質問主意書

提出者　源馬謙太郎

台湾の蔡英文総統へのお見舞いメッセージに関する質問主意書

安倍晋三首相は台湾東部で発生した地震に対して、台湾宛にお見舞いメッセージを出し、当初は首相官邸のウェブサイトに「蔡英文総統閣下」の宛名が記載されていたが、二月十三日現在、その宛名は消えている。中国外務省の耿爽副報道局長は、安倍首相のお見舞いメッセージにおいて「総統」の肩書を使用したことに対し、日本側に厳正な申し入れを行ったことを明らかにしている。これらを踏まえ、事実確認をしたく、以下質問をする。

一　掲載直後に記載されていた「蔡英文総統閣下」の宛名はいつ削除されたのか。また、削除された理由は何か。

二　その削除の判断は誰によってされたものなのか。

三　他国から削除の要請、または他国（特に中国）の申し入れ）に配慮する意味合いはあったのか。

四　「蔡英文総統閣下」の宛名は元に戻す予定はあるか。

右質問する。

内閣衆質一九六第七五号
平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員源馬謙太郎君提出台湾の蔡英文総統へのお見舞いメッセージに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員源馬謙太郎君提出台湾の蔡英文総統へのお見舞いメッセージに関する質問に対する答弁書

一から四までについて
現在首相官邸ホームページに掲載している「台湾東部で発生した地震を受けた安倍内閣総理大臣によるお見舞いメッセージ」について

は、政府として、被災された台湾の方々に対してより広くお見舞いのメッセージを伝達することが適当と判断し、平成三十年二月八日に首相官邸ホームページに掲載したものであり、他国からの申入れを受けて掲載したという事実はない。

平成三十年二月十四日提出
質問第七六号

ＮＰＲでいう核爆弾搭載可能なＢ―五二Ｈと航空自衛隊機との共同訓練に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

ＮＰＲでいう核爆弾搭載可能なＢ―五二Ｈと航空自衛隊機との共同訓練に関する質問主意書

平成三十年二月五日、衆議院予算委員会で、アメリカの「核態勢の見直し」（「ＮＰＲ」という。）に関して、「世界のさまざまな変化、それを取り上げて、核の抑止力、これが日本にとっても必要なんだということ、それはいろいろな御意見があるから私は述べていい」とした上で「だがしかし、こうやって、間髪入れず、高く評価をするなどというコメントを出すこと、こういうことにどんどんどん乗っていくことは、私、安全保障のジレンマに陥るその入り口に立っている」のではないかという逢坂誠二の問いに対して、河野外務大臣は、「今回のアメリカのＮＰＲのように、きちんと同盟国に対して核の抑止力を明確にコミットしている、これを高く評価しない理由はない」と答弁を行った。

ＮＰＲでは「現在の戦略核の三本柱は主に一九八〇年代かそれ以前に配備されたものだが、潜水艦発射弾道ミサイル（ＳＬＢＭ）を装備した潜水艦（ＳＳＢＮ）、陸上配備型大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）、無誘導爆弾および空中発射式巡航ミサイル（ＡＬＣＭ）を運搬する戦略爆撃機から構成される」とした上で、「爆撃機の柱は四十六機の核爆弾搭載可能なＢ―五二Ｈおよび二十機の核爆弾搭載可能なＢ―二Ａ〝ステルス〟戦略爆撃機から成っている」と示されている。このようにＮＰＲでは、Ｂ―五二Ｈが明確に核攻撃のための戦略爆撃機であると位置づけられており、「米国は、米国、同盟国、パートナー国の重要な利益を守るために極端な状況においてのみ核兵器の使用を考慮する」と明示されている。

防衛省は、平成三十年一月二十九日、航空自衛隊のＦ一五が、平成二十九年八月二十二日に、米軍のＢ―五二Ｈと共同訓練を行っていたことを明らかにした。米軍機との共同訓練は平成二十九年四月以後、十数回繰り返されており、Ｂ―五二Ｈと航空自衛隊との訓練はその一部であると考える。

これらを踏まえ、以下質問する。

一　ＮＰＲでは、「爆撃機の柱は四十六機の核爆弾搭載可能なＢ―五二Ｈ」であると位置づけられ、アメリカの核戦略の三本柱の一つを構成している。航空自衛隊のＦ一五と米軍のＢ―五二Ｈの共同訓練は、ＮＰＲでいうところの、米国、同盟国などに核抑止力を提供するための訓練であることは否定されないのではないか。政府の見解如何。

二　米軍のＢ―五二Ｈは米軍のグアム基地から飛来し、これに航空自衛隊の小松基地所属のＦ一五が合流し訓練を行ったと承知している。防衛省関係者がこの訓練を公表した当時、平成二十九年十一月十九日の報道では、「日本政府は「非核三原則」を踏まえ、訓練前に核を搭載しないことを確認した」とされているが、有事にも核兵器が搭載されるか否かは別であり、むしろグアムから日本海側空域まで通常兵器のみをＢ―五二Ｈで運搬することは軍事的合理性に欠ける。有事には、Ｂ―五二Ｈによる核弾頭の運搬が想定される。政府は、当該訓練のみならず、いかなる状態においても、米軍の戦略爆撃機を航空自衛隊の戦闘機が航空支援する場合には、非核三原則を踏まえ、核兵器の搭載をさせないことを合意しているのか。政府の見解如何。

三　国際社会にアメリカの核戦略の三本柱の一つであると認知されている戦略爆撃機Ｂ―五二Ｈと、航空自衛隊のＦ一五が共同訓練を行うことは、日本の非核三原則の運用を骨抜きにし、現実に日本の自衛隊がアメリカの核戦略の一翼を担うものであり、加えて、河野外務大臣の「今回のアメリカのＮＰＲのように、きちんと同盟国に対して核の抑止力を明確にコミットしている、これを高く評価しない理由はない」との見解が示されることで、国際社会は、日本の非核三原則は事実上崩壊していると受け止めるのではないか。政府の見解如何。

四　「核爆弾搭載のＢ52米戦略爆撃機に対する航空交通管制の便宜に関する質問主意書」（第百一回国会質問第四五号）では、「グアムのアンダーソン基地を発進した核爆弾搭載可能のＢ52―Ｇ米戦略爆撃機が日本の上空、その周辺を通過する際に、運輸省（那覇航空交通管制部等）は、同機の作戦行動を支障なく遂行させるために、その都度民間機を排除して特別の航空路（アルトラブ＝高度の留保）を設定する措置をとつている」「日本有事ではなく極東有事の場合に、核爆弾を搭載し核攻撃に向かうＢ52が日本の管轄する飛行情報区（ＦＩＲ）を通過する時に、日本政府が管制上の便宜を与えることは許されるのかとの質問をした。これに対して、安倍外務大臣は「日米安保条約の枠内において日本が便宜供与をやるということはあり得る。」と、これを容認する姿勢を示した」ことが示されている。現時点でも、これに対する答弁書でいう、「航空交通管制上、米軍機に対し、空域の一時的留保を認めることは、日米地位協定第六条に基づく昭和五十年五月の航空交通管制に関する合同委員会合意によるものである」文書は外務省のホームページ上に掲載されている。現時点でも、日米地位協定第六条に基づく昭和五十年五月の航空交通管制に関する合同委員会合意は効力を持ち、「航空交通管制上、米軍機に対し、空域の一時的留保を認めること」がなされているという理解でよいか。

五　四に関連して、「航空交通管制上、米軍機に対し、空域の一時的留保を認めること」は、航空自衛隊のＦ一五が、平成二十九年八月二十二日に、米軍のＢ―五二Ｈと共同訓練を行った時にも認められたのか。政府の見解如何。

六　有事に、核弾頭を搭載した米軍の戦略爆撃機Ｂ―五二Ｈに関し、日本政府が管制上の便宜を米軍に与えるということは、日本の行政権の一部を米軍に一時的に委譲することである。これは、Ｂ―五二Ｈによる核攻撃を日本政府が具体的に支援するもので、非核三原則に抵触するのではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第七六号
平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出ＮＰＲでいう核爆弾搭載可能なＢ―五二Ｈと航空自衛隊機との共同訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出ＮＰＲでいう核爆弾搭載可能なＢ―五二Ｈと航空自衛隊機との共同訓練に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「米国、同盟国などに核抑止力を提供するための訓練」の意味するところが必ずしも明らかではないが、航空自衛隊のＦ一五と米軍のＢ五二Ｈとの共同訓練は、日米両国の共同対処能力及び航空自衛隊の戦術技量の向上を目的とし、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するためのものである。

二について

お尋ねの「いかなる状態においても」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、米国は我が国の非核三原則に係る立場を十分理解していることから、米国が核兵器を搭載した戦略爆撃機を我が国に飛来させたり、領空を通過させたりするようなことは、現状において想定されない。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国は、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきており、政府としては、今後ともこれを堅持する所存である。

四について

お尋ねの日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第六条に基づく昭和五十年五月の航空交通管制に関する日米合同委員会合意は、現在も効力を有している。

五について

お尋ねの共同訓練に際し、米軍機に対し、空域の一時的留保を認めたか否かについては、米軍の運用を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあること、また、相手方との関係もあることから、お答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成三十年二月十五日提出
質問第七七号

横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問主意書

提出者　早稲田夕季

横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問主意書

神奈川県横浜市栄区上郷町瀬上沢地区（猿田地区）の緑地帯に関し、現在民間事業者である東急建設株式会社（以下「東急建設」という。）による宅地・商業集積地の開発計画が進められている。同地区は、横浜市内に残存する自然緑地としては最大規模であり、かつ蛍の生息地として知られた瀬上沢を含むことから、平成十九年に東急建設による開発に向けた提案が行われて以降、環境保全の視点から、近隣住民を中心とした反対運動が行われてきた。

このほど、一月十五日に開催された横浜市の「第百四十七回横浜市都市計画審議会」において、東急建設の提案を受け入れた都市計画の変更案が採択された。これを受け横浜市では、緑地の一部を現在の市街化調整区域から市街化区域へと線引きの変更を行うべく、権限を有する国土交通省に対し、手続きを申請しているところと承知している。

本開発計画に関しては、森林や生物資源保護の観点にくわえ、まもなく人口減少へ転じることが見込まれ、空き家の増加が社会問題化しつつある横浜市において、あえて地域資源である緑地帯を区域変更し大規模な宅地整備等を行うことに対して、都市計画としての妥当性に対する疑義も呈されているところである。

現在、我が国が「人口減少・超高齢社会」を迎えていることは論をまたない。政府においても、平成二十年に始まった人口減少は今後加速度的に進み、今後さらに急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化が進行するとの予測の下、人口減少・超高齢社会に適合した新たな街づくり・社会システム作りを政策目標にしていると認識している。

また、本開発計画の対象地区が存する横浜市栄区は、市内十八区の内で最も六十五歳以上の人口割合が高く、また市内第二位の緑被率を有する地域である。こうした事情を、政府の進める政策方針に照らし考えあわせてみるならば、当該地域の将来像として目指すべきは、本開発計画にあるような自然緑地の宅地・商業地転用ではなく、むしろ豊かな自然環境を生かした、持続可能で高齢化社会に適した街づくりにあるのではないかとの所見も得られるところである。

こうした点を踏まえ、今回の上郷町瀬上沢地区の開発計画に関連し、以下の二点において政府の考えを質問する。

一　国土交通省の定める国土利用計画では、人口減少・高齢化の更なる進展を見据え、都市のコンパクト化や自然環境の保全・再生等を柱とする、国土利用の基本方針を打ち出している。また、横浜市においても、人口減少に応じた市街地の縮退の方針をマスタープランとして提示しているものと認識している。これらの視座に立てば、本開発計画は国や市の定める方針に逆行するものとも考えられるが、政府はどのような認識であるか。

二　また本件のような、「民間事業者」による都市計画提案により、市街化区域が増える事例は全国でも「異例」との政府職員の指摘があるが、この点に間違いはないか。またその場合、この開発計画が先行事例となり、人口減少が見込まれる地域でも、民間主導で緑地等の宅地開発が増加することも懸念されるが、この点に関し政府はどのような認識であるか。

右質問する。

内閣衆質一九六第七七号
平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「逆行」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第五条第一項の規定に基づき国が定める全国計画は、国土の利用に関する基本的な事項について定めるものであり、また、都市計画区域について市町村が定める都市計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六条の二第三項において、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならないとされている。

二について

市街化区域と市街化調整区域との区分に関す

る都市計画法第二十一条の二第一項の規定に基づく都市計画の決定又は変更（以下「決定等」という。）の提案があった場合において、都市計画決定権者である地方公共団体が、当該提案を踏まえた都市計画の決定等をした事例は把握していない。

また、民間事業者から、同項の規定に基づく都市計画の決定等の提案があった場合には、都市計画決定権者である地方公共団体において、当該提案を踏まえた都市計画の決定等をする必要があるかどうかについて適切な判断がされるものと考える。

平成三十年二月十五日提出
質問第七八号

国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問主意書

予算委員会や国民の関心の高い重要法案の審議などが行われる場合に、ＮＨＫで国会が生中継されています。

国会中継は、国民が国会での審議の過程など国政に関わる諸問題が国会でどのように議論されているのかを知る上で、極めて重要な役割を担っております。

しかしながら、残念なことに聴覚障害者が情報を取得する上で必要な字幕や手話等が付けられていない為に、他の者と同等の情報を得る機会が損なわれてしまっています。

障害者差別解消法が施行され、行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられています。

上記法律の趣旨からも、ＮＨＫが行う国会中継については、字幕もしくは手話の付与を必須とするべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第七八号
平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出国会中継における字幕もしくは手話の付与に関する質問に対する答弁書

聴覚障害者のための情報アクセシビリティの向上は重要な課題であり、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十条第二項の規定に基づく「日本放送協会平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」においても、日本放送協会（以下「協会」という。）に対し、字幕放送及び手話放送の拡充を図ることについて配意すべき旨を述べているところであるが、具体的にどの放送番組に字幕又は手話通訳を挿入するかについては、同法の趣旨を踏まえ、協会において判断されるべきものと考える。

平成三十年二月十五日提出
質問第七九号

裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問主意書

安倍総理並びに加藤厚生労働大臣は二月十四日の予算委員会において、一般の労働者よりも裁量労働制で働く労働者の方が、労働時間が短いという統計データがあるとの答弁を撤回しました。

安倍総理は、撤回に当たって、この答弁の根拠となった「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の結果について、野党議員から一日の法定外労働時間の平均と週の法定外労働時間の平均から割り戻した数値が大きくかい離していることや、一日の法定外労働時間が十五時間超と回答している者が九名もいることなど、不可解な点が多いことを指摘されたことを受けて、引き続き精査が必要なデータを基に答弁したことを認めました。

平成二十五年度労働時間等総合実態調査の結果は、引き続き精査が必要なものであり、平均的な者の平均で、一般労働者に比べて裁量労働制の労働者の方が実労働時間が短いという統計データとしては根拠を失いましたが、この平成二十五年度労働時間等総合実態調査の結果の他に、裁量労働制の労働者の方が一般労働者よりも実労働時間が短いという統計データを政府として把握しているのですか。それとも、裁量労働制の方が一般労働者よりも実労働時間が短いというデータは持ち合わせていないのですか。政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第七九号
平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問に対する答弁書

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三又は第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制度が適用される労働者の中でも、その労働時間の長短は様々であると考えられるが、現時点において、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）が平成二十六年にその結果を公表した「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査」において、厚生労働省労働基準局が無作為抽出した当該調査の対象事業場（以下「調査対象事業場」という。）における当該調査の対象労働者（以下「調査対象労働者」という。）のうち、「企画業務型裁量労働制」が適用されていると回答したものの一か月の平均の実労働時間が「通常の労働時間制」が適用されていると回答したものの当該実労働時間よりも長いというデータがあり、また、機構が無作為抽出した調査対象事業場における調査対象労働者においても、同様のデータがあるものと承知している。

平成三十年二月十五日提出
質問第八〇号

公立学校の標準服の価格に関する質問主意書

提出者　初鹿　明博

公立学校の標準服の価格に関する質問主意書

中央区立泰明小学校で、海外の有名ブランド、アルマーニを標準服に選定したことについて新聞等が取り上げ、国会で質疑が行われるなど話題となっています。

公立学校は、私立学校と異なり、入学選抜もな

く、通学区域内に居住する要保護世帯及び準要保護世帯の児童が通学する可能性もあることを考えると、金銭的な負担の重い高額な標準服を選定することは不適切だと考えます。

林文科大臣も二月八日の予算委員会で「どうしたら保護者負担が過重なものにならないか、しっかりと検討して、指針のようなものを含んだ通知の発出を含めて検討して参りたい」と答弁しています。

以下質問します。

一　公立学校において、保護者負担が過重な標準服を選定することは不適切だと考えますか、政府の見解を伺います。

二　教育行政は各地方自治体の自治事務ではありますが、一部に保護者負担が過大な標準服を選定している実例があることを鑑み、国として「公立学校における標準服の選定に当たっては生活保護世帯や準要保護世帯に配慮した価格設定とする」ことを地方自治体、教育委員会に求める通知を発出するべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第八〇号
平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出公立学校の標準服の価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出公立学校の標準服の価格に関する質問に対する答弁書

一及び二について

小学校等のいわゆる制服の在り方については、各学校において適切に判断すべき事柄ではあるものの、その選定に当たっては、保護者等が御指摘の「生活保護世帯や準要保護世帯」である場合はもとよりそうでない場合であってもその負担が過重なものとならないよう配慮がなされることが必要であると考えており、そのような配意がなされるよう、文部科学省において、各教育委員会等に対する通知の発出を含め対応を検討しているところである。

平成三十年二月十五日提出
質問第八一一号

政府系金融機関の民業圧迫に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

政府系金融機関の民業圧迫に関する質問主意書

政府系金融機関は、国庫負担による利子補給金や財投債資金が投入されており、その役割は民間金融機関では果たすことのできない範囲に限定すべきと考える。民業圧迫となるような行為は厳に慎むべきである。

しかし、全国銀行協会や全国地方銀行協会などからは、相次いで政府系金融機関の民業圧迫の事例について報告がなされている。例えば、平成二十九年十二月一日付けの全国地方銀行協会の資料における政府系金融機関全体の民業圧迫に当たる問題事例の具体例については「制度面の問題事例」と「運用面の問題事例」とに分類して列挙されている。

「制度面の問題事例」については「正常先にランクアップした途端に肩代わりを提案」「利子補給により実質ゼロ金利での融資対応」「低利を強調した特別金利の提示」「巨額案件の横取り」などが指摘されている。

また、「運用面の問題事例」については、「金利入札への参加」「地方銀行の金利提示に対し利下げで対抗」「地方銀行からの協調融資の依頼を拒否し単独で対応」「予算消化や実績作りのための借入要請」「地方銀行の抗議に対し民業圧迫を認める」などが指摘されている。

特にこの「地方銀行の抗議に対し民業圧迫を認める」というのは、日本政策金融公庫の事例とのことだが、日本政策金融公庫の行為について内閣としてどのような見解をお持ちなのか、お示し願いたい。

すべてのいわゆる政府系金融機関の名称と所管省庁、トップの氏名と前職、についてお示し願いたい。

トップが所管省庁からのいわゆる天下りの場合は、その是非について内閣のお考えをお聞かせ願いたい。

政府系金融機関は法律等で「民業補完を旨とする」とある。

これまで「民業補完を旨とする」という趣旨に反した行為があり、所管省庁が指導した過去の事例をお示し願いたい。

これまですべての政府系金融機関は「民業補完を旨とする」という趣旨に沿った行為をしてきていると内閣は認識しているのか否か、お示し願いたい。

「民業補完を旨とする」ということは具体的にどのようなことか、わかりやすく事例も交えて説明願いたい。

また、「民業補完を旨とする」という趣旨からして政府系金融機関が行ってはならない行為とはどのようなものか具体的にわかりやすく説明願いたい。

「民業補完を旨とする」という趣旨からして、融資案件において正常先企業で、複数の民間金融機関が競合している場合に、政府系金融機関が低金利を武器に当該企業への融資案件を獲得する、ということは少なくとも民業圧迫となり、あってはならない行為だと考えるが、内閣の見解を問う。

安倍内閣が考える政府系金融機関の役割とは何か、を最後に問う。

右質問する。

内閣衆質一九六第八一号
平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員長妻昭君提出政府系金融機関の民業圧迫に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出政府系金融機関の民業圧迫に関する質問に対する答弁書

御指摘の一般社団法人全国地方銀行協会から指摘のあった事例については、株式会社日本政策金融公庫等において事実確認が行われ、当該公庫等から当該協会に対し、適切に回答がなされるものと承知している。

お尋ねの政府系金融機関の①「名称」、②「所管省庁」、③現時点での「トップの氏名」、④③の者の「前職」をお示しすると、次のとおりである。

①株式会社日本政策金融公庫　②財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省　③代表取締役総裁　田中一穂　④財務事務次官、東京海上日動火災保険株式会社顧問

①沖縄振興開発金融公庫　②内閣府、財務省　③理事長　川上好久　④沖縄県副知事、沖縄振興開発金融公庫理事

①株式会社国際協力銀行　②財務省　③代表取締役総裁　近藤章　④ＡＩＧジャパン・ホール

ディングス株式会社副会長、株式会社国際協力銀行社外取締役
①株式会社商工組合中央金庫　②経済産業省、財務省、金融庁　③代表取締役社長　安達健祐
④経済産業事務次官、東洋エンジニアリング株式会社社外取締役、旭化成株式会社社外取締役
①株式会社日本政策投資銀行　②財務省　③代表取締役社長　柳正憲　④株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長

お尋ねの「トップが所管省庁からのいわゆる天下りの場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これらの機関の役員人事は、適材適所の考え方から行われるべきものであると考えている。

これらの機関の役割及び「「民業補完を旨とする」という趣旨」に係るお尋ねについては、これらの機関は、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野において、金融的手法により政策目的の達成を目指しているものと考えている。ある行為が「「民業補完を旨とする」という趣旨」に反するかについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの「「民業補完を旨とする」という趣旨に反した行為があり、所管省庁が指導した過去の事例」については、株式会社商工組合中央金庫が、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第二条の五において「当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」とされている中、危機対応業務において不正行為を行っていたことに対し、平成二十九年十月二十五日に、同法第五十九条及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十四条の規定による主務大臣の命令を発出した事例がある。両命令においては、危機対応業務の制度趣旨を逸脱した運用事例が広範にわたって認められ、その根本原因として、経営陣が危機対応融資を他の金融機関との競争上優位性のある「武器」として認識し、収益及び営業基盤の維持・拡大に利用していたことや、制度趣旨を逸脱した案件であっても、形式的又は表面的に危機要件へ当てはめる運用を慫慂していたこと等が指摘されているが、他の機関については、このような事例は確認されていないと承知している。

平成三十年二月十五日提出
質問第八一一号

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第三回質問主意書

提出者　山井　和則

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第三回質問主意書

平成三十年二月十三日付で「業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する再質問に対する答弁書」を受領したところですが、回答が不十分な個所等があります。

そこで、以下の通り質問します。

一　労働省告示第百四十九号で、「第三　労使委員会が決議する法第三十八条の四第一項各号に掲げる事項　一　法第三十八条の四第一項第一号に規定する事項関係　(二)留意事項　ロ　(ロ)対象業務となり得ない業務の例」として五番目に示されている「個別の営業活動の業務」について、その内容を具体的に示して下さい。

二　一で言及した「個別の営業活動の業務」を業務の一部として、少しでも担当している労働者を、現行の企画業務型裁量労働制の対象とすることは禁止されていますか。対象とすることは違法ですか。

三　働き方改革推進法案要綱で拡大される企画業務型裁量労働制では、一で言及した「個別の営業活動の業務」を業務の一部として、少しでも担当している労働者を対象とすることは不可能ですか。もし可能となりうるのであれば、どのような条件であれば可能となりますか。

四　厚生労働省からの要請に基づいて、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行い、二〇一四年五月に公表した「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果　労働者調査結果」では、適用労働時間制度が「企画業務型裁量労働制」と回答している人のうち、二十三．九パーセントの人が、「F十三　勤務先でのあなたの仕事・職種は次のうちどれにあたりますか？　もっともあてはまるもの一つに○を付けて下さい。」という設問で、「三　営業・販売」を選択しています。その他の選択肢への回答状況も踏まえた上で、この回答結果を、調査を要請した側としてどのように解釈していますか。特に、これまでの報道で、不動産業界や損害保険業界で、営業職に企画業務型裁量労働制が適用されていた事例が明らかになっていますが、そのような事例も踏まえた上で、政府の認識を示して下さい。

五　平成三十年二月一日提出質問第四六号の質問九の「安倍総理は、（略）『営業、販売のみを事業内容とする営業所で働く方は対象とならない』と答弁しているが、こうした労働者を対象とするとどのような問題や弊害があると認識していますか」に対し、「労働者代表委員より、企画業務型裁量労働制の対象となる業務（以下「対象業務」という。）について、業務の進め方等に裁量がない法人営業全体に拡大しかねないといった趣旨の懸念が示され」との答弁を頂いていますが、当該懸念は、政府の認識と理解してよろしいですか。

右質問する。

内閣衆質一九六第八二号
平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員山井和則君提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の四の規定によるみなし労働時間制（以下「企画業務型裁量労働制」という。）における同条第一項第一号に規定する対象業務（以下「対象業務」という。）とは、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」とされており、こうした業務に当たらない業務として、お尋ねの労働省告示第百四十九号において

「個別の営業活動の業務」を挙げており、例えば、対顧客営業を担当する部署に所属する個々の営業担当者が担当する営業については、これに該当すると考えられる。労働者の従事する業務が対象業務に該当するかどうかについては具体的な事案に基づき個別に判断する必要があるが、対象業務に該当しない業務に労働者を就かせている場合には、当該業務については、企画業務型裁量労働制の要件を満たさず、同法第四章の労働時間に関する規定の適用に当たっての労働時間のみなしの効果が生じないことにより、同法第三十二条又は第三十七条第一項の違反となる場合がある。

三について

お尋ねが、労働政策審議会が昨年九月に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（以下「法案要綱」という。）において企画業務型裁量労働制の対象に追加することとされた業務（以下「新対象業務」という。）のうち、「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を主として行うとともに、これらの成果を活用し、当該顧客に対して販売又は提供する商品又は役務を専ら当該顧客のために開発し、当該顧客に提案する業務（主として商品の販売又は役務の提供を行う事業場において当該業務を行う場合を除く。）」についてのものとすれば、個々の労働者の業務が新対象業務に該当するか否かについては、個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難であるが、この要件に該当するものを新対象業務とすることを検討中である。また、法案要綱においては、「既製品やその汎用的な組み合わせの営業は対象業務になり得ないこと及び商品又は役務の営業活動に業務の重点がある業務は該当しないことを指針に定めること」とされており、厚生労働大臣が労働基準法第三十八条の四第一項に規定する委員会が決議する事項について定める同条第三項に規定する指針において、その旨を定めることを検討中である。

四について

お尋ねについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成二十六年にその結果を公表した裁量労働制等の労働時間制度に関する調査に回答した方が、「営業・販売」の意味について、営業・販売に関する企画、立案、調査及び分析の業務と捉えて回答した場合のほか、別の意味と捉えて回答した可能性もあり、一概にお答えすることは困難であるが、企画業務型裁量労働制における対象業務については、その要件を労働基準法第三十八条の四第一項第一号において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と規定されており、この要件に該当するものに限り対象業務となる。

五について

お尋ねについては、先の答弁書（平成三十年二月九日内閣衆質一九六第四六号。以下「当該答弁書」という。）の九についてでお答えしたとおり、第百四十回労働政策審議会労働条件分科会において、労働者代表委員より対象業務についての懸念が示されたことを政府としても認識し、それを踏まえ、当該答弁書でお答えしたことについて検討しているところである。

一、昨二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球人遺骨の返還等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鷲尾英一郎君提出技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出「色覚チョーク」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中島克仁君提出介護従事者の処遇改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松平浩一君提出米国情報機関高官により米国民に対しＨｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器を使用しないよう勧告がなされたことに関する質問に対する答弁書

平成三十年二月十六日提出

質問第八三号

琉球人遺骨の返還等に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

琉球人遺骨の返還等に関する質問主意書

本質問主意書において、以下「琉球人遺骨」と表記するのは、一九二八年から一九二九年にかけて京都帝国大学（現京都大学）医学部の助教授であった金関丈夫氏が、沖縄県内各地の墓地で発掘調査をした際に持ち出した（実際には盗掘である）遺骨のことを指す。

その一つとして、金関氏が沖縄県今帰仁村にある「百按司墓」（「むむじゃなばか」と読む）から持ち出した遺骨がある。金関氏は、自らの著書『琉球民俗誌』（法政大学出版局、一九七八年）にその事実を記している。

なお、金関氏は、百按司墓から持ち出した琉球人遺骨を「人骨標本」として当時の京都帝国大学に二十六体（男性十五体、女性十一体）、台北帝国大学（現国立台湾大学）に三十三体（男性十九体、女性十四体）を寄贈している。

二〇一八年一月二十七日、琉球大学で開催された「東アジア共同体・沖縄（琉球）研究会」主催の公開シンポジウム「日本の植民地主義と中国・北朝鮮脅威論を問い直す！」において「琉球人・アイヌ遺骨返還問題にみる植民地主義に抗議する声明文」が発表された。

右声明文の中で、金関氏による百按司墓からの琉球人遺骨持ち出しは、〝盗掘〟と断定され、「それは研究倫理に悖るのみならず、琉球人の伝統的な信仰や生活を無視した死者への冒涜である。」と断罪されている。さらに、声明文は、二〇〇七年九月十三日に採択された「『先住民族の権利に関する国際連合宣言』第十二条『宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還』でも先住民族が遺骨返還の権利を有していることを明記している。」こと及び「二〇〇八年以来、国連の諸会議において琉球人が先住民族であると認められ」ていること等に照らし、「先住民族としての琉球人の遺骨が盗骨され、それが現在でも京都大学に保管されているという国際法上の問題でもある」と指弾する。そのうえで「我々研究会は琉球人・アイヌ遺骨返還に見る日本の植民地主義に強く抗議するとともに、同遺骨に関する完全な情報の公開そして遺骨返還、再埋葬を要求する」と結んでいる。

私は、国政調査権に基づき、二〇一七年八月二十九日付で文部科学省に対し、京都大学への琉球人遺骨所蔵問題に関する照会を請求したところ、同年九月十五日付で同省高等教育局高等教育企画

課及び研究振興局学術機関課を介して、京都大学から丁寧な回答を頂戴したものである。

右回答を踏まえ、沖縄で大きな関心事となっている琉球人遺骨返還問題について、政府の見解を質したい。

以下、質問する。

一　金関氏によって百按司墓から持ち出された琉球人遺骨が、京都大学総合博物館に所蔵されていることを政府が把握したのはいつか、把握するに至った経緯と併せて見解を明らかにされたい。

二　政府は、金関氏によって百按司墓から持ち出され、現在まで京都大学総合博物館に所蔵されている琉球人遺骨について、沖縄県教育委員会や今帰仁村教育委員会をはじめ、多くの関係者や研究者らが一日も早い返還と再埋葬を強く願っていることを承知しているか。右琉球人遺骨の返還と再埋葬に対する政府の見解と併せて明らかにされたい。

三　百按司墓の他に、金関氏によって沖縄県内から持ち出された琉球人遺骨が京都大学総合博物館に所蔵されているか否かについて政府として把握しているか。把握しているのであれば、当該琉球人遺骨について政府の知るところを詳細に説明されたい。

四　私が昨年九月十五日付で受領した京都大学の回答によると、同大学総合博物館に所蔵されている琉球人遺骨は「プラスチック製の直方体の箱」に収納されているという。そのサイズ等について政府の承知しているところを明らかにされたい。また、かかる保管方法は、ご遺骨とご遺族の尊厳を深く傷つけるものであり、不適切だと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第八三号
平成三十年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球人遺骨の返還等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球人遺骨の返還等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「琉球民俗誌」において「沖縄県今帰仁村にある「百按司墓」・・・から持ち出した」旨が記述されている「遺骨」（以下「当該遺骨」という。）が京都大学総合博物館に所蔵されていることについては、平成二十九年八月二十九日に文部科学省から京都大学に対して当該遺骨に関する照会をし、同年九月十三日に同大学から回答（以下「当該回答」という。）を得て把握した。

二について

お尋ねの当該遺骨について「多くの関係者や研究者らが一日も早い返還と再埋葬を強く願っていること」について承知しておらず、お尋ねの当該遺骨の「返還と再埋葬に対する政府の見解」についてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては把握していない。

四について

お尋ねの「プラスチック製の直方体の箱」の大きさについては承知していないが、当該回答により、当該遺骨については、京都大学総合博物館の収蔵室において温湿度が一定に保たれて保管されていると承知している。また、後段のお尋ねは、同大学における当該遺骨の保管の在り方に関するものであるところ、これについては、同大学において適切に判断すべきものと考えており、政府としてお答えする立場にない。

平成三十年二月十六日提出
質問第八四号

未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問主意書

「未確認飛行物体に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣参質一六八第八四号）では、「政府としてＵＦＯについてどのような認識を持っているのか明らかにされたい」との問いに対して、「政府としては、御指摘の「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」の存在を確認していない」との答弁を行っている。

二〇一七年十二月十七日のニューズウィーク誌によれば、「米国防総省に、未確認飛行物体（ＵＦＯ）と地球外生命を調査する極秘のプログラムが存在したことがわかった。米軍兵士の目撃情報も明らかになった。国防総省によれば、この「先端航空宇宙脅威特定計画」は発足から五年後の二〇一二年に終了」した。また「国防総省が調査したＵＦＯの一つは、オーラを放ちながら回転し、高速で飛んでいた。海軍機Ｆ／Ａ―十八スーパーホーネットが捉えた映像があるが、国防当局は目撃された日時や場所などの情報を一切」明らかにしていないと報じられている。

このような事実を踏まえ、以下質問する。

一　政府は、地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体の存在を確認したことはあるか。

二　同盟国であるアメリカの国防総省の行った未確認飛行物体と地球外生命を調査するプログラムである「先端航空宇宙脅威特定計画」について、政府は把握しているのか。

三　ニューズウィーク誌の報じるところによれば、未確認飛行物体に関して、米軍兵士の目撃情報もあり、当該事案の画像も掲載されている。当該事案は、我が国の安全保障上の観点、さらには国民的な不安と関心からもこれに対する情報収集と確認作業は喫緊の課題であると考えられるが、日米の政府間で情報共有は行われているのか。政府の見解如何。

四　地球外から飛来してきたと思われる飛行物体が我が国の領空に侵入した場合、これに対処する政府の機関はどこか。またどのような法令に基づいて、これを排除することになるのか。政府の見解如何。

五　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号でいう「武力攻撃　我が国に対する外部からの武力攻撃をいう」ならびに同条第二号でいう「武力攻撃事態　武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう」には、地球上の国または国に準じる組織以外の、地球外から飛来してきたと思われる飛行物体によるものも含まれるのか。政府の見解如何。

六　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第四号でいう「存立危機事態　我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」に該当する事案、すなわち、我が国の施政下やその周辺で、アメリカ軍の航空機や艦船などが、地球上の国または国に準じる組織以外の、地球外から飛来してきたと思われる飛行物体の

攻撃を受けた場合、存立危機事態として認定される可能性は排除されないという理解でよいか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第八四号
平成三十年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出未確認飛行物体にかかわる政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の「地球外から飛来してきたと思われる未確認飛行物体」の存在を確認したことはない。

二及び三について

政府としては、個々の報道について答弁することは差し控えたい。

四から六までについて

政府としては、御指摘の「地球外から飛来してきたと思われる飛行物体」が我が国に飛来した場合の対応について特段の検討を行っていない。

平成三十年二月十六日提出
質問第八五号

コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問主意書

提出者　逢坂　誠二

コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問主意書

平成三十年一月二十八日、コインチェックは、「不正に送金された仮想通貨ＮＥＭの保有者に対する補償方針について」を発表し、「仮想通貨ＮＥＭの不正送金に伴い、対象となる約二十六万人のＮＥＭの保有者に対し」、「ＮＥＭの保有者全員に、日本円でコインチェックウォレットに返金」することを明らかにした。二月十三日以後、コインチェックによる日本円での返金がはじまった。

二月六日、麻生財務大臣は、コインチェックが日本円で返金する場合、返金額が顧客の取得価格を上回っていれば所得税の課税対象とする可能性を示唆した。閣議後の記者会見で「預かっている金を返しただけでは（対象に）ならないが、（利益を上げたかの）形による」と述べた。

コインチェックが顧客に返金する日本円にどう課税するかは検討の余地がある。昨今の仮想通貨の急激な高騰にともない、多くの顧客の保有するＮＥＭの返金時の価格は、取得価格よりも上回っているものが多いと考えられる。取得価格よりも値上がりしていれば、差額は利益とみなされるため、課税対象になることは否定できない。そうなれば、不正送金の被害を受けた顧客が強制的に利益を確定させられることで、これらの被害を受けた顧客は納税を迫られる。

ただし、所得税法では、交通事故の損害賠償金などは非課税と定めている。国税庁ホームページでは、「交通事故などのために、被害者が次のような治療費、慰謝料、損害賠償金などを受け取ったときは、これらの損害賠償金等は非課税となります」として、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受ける損害賠償金など。具体的には、事故による車両の破損について受ける損害賠償金などです」と例示されている。

旧ライブドアの粉飾決算事件では、株価急落で同社が株主らに支払った賠償金について、課税対象と主張する国税当局と株主側が訴訟で争ったものの、非課税とする判決が確定している。

平成二十五年十二月十三日の神戸地裁の判決によると、原告の兵庫県南あわじ市の夫婦は平成二十一年、和解が成立したライブドア側から賠償金約一億八千万円を受け取ったが、洲本税務署はこの賠償金を課税所得とみなし、平成二十二年六月、過少申告加算税を含め計約三千九百万円を追徴課税した。原告側は「賠償金は粉飾決算による株価下落分の補填であり、利得でない」などとして提訴し、判決は、原告側の主張をほぼ認め、約二千九百万円の課税取り消しを命じた。国税側は控訴を断念し、判決確定している。

このような事実を踏まえ、以下質問する。

一　コインチェックが顧客に返金した日本円は、昨今の仮想通貨の急激な高騰にともない、多くの顧客の保有するＮＥＭの返金時の価格は、取得価格よりも上回っているものが多いと考えられる。この場合、取得価格よりも値上がりしていれば、差額は利益とみなされ、所得税の課税対象になるのか。政府の見解如何。

二　麻生財務大臣は、コインチェックが日本円で返金する場合、返金額が顧客の取得価格を上回っていれば所得税の課税対象とする可能性を示唆し、「預かっている金を返しただけでは（対象に）ならないが、（利益を上げたかの）形による」と述べたが、政府としてはどのような課税方針でいるのか。当該事案に関して、その課税のあり方を検討しているのか。政府の見解如何。

三　所得税法では、交通事故の損害賠償金などは非課税と定めている。「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受ける損害賠償金など」については、非課税としているが、コインチェックによる当該事案も、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害」であり、日本円による返金は、「損害賠償」であるとみなし、非課税にすべきではないか。政府の見解如何。

四　今後、仮想通貨の不正アクセスなどで顧客の保有する資産に損害が生じ、それを仮想通貨交換業者が損失補填する場合に、繰り返し被害が生じることを避けるために、当該仮想通貨ではなく、日本円などで返金されることを顧客が望んだ場合、その返金については、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受ける損害賠償金」に該当するとみなし、非課税にすべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第八五号
平成三十年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出コインチェックで生じた不正送金に伴う日本円返金の課税に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねのコインチェック株式会社による日本円での返金については、どのような法律関係に基づき行われるものか現時点において明らかで

はないことから、その課税関係についても一概にお答えすることは困難である。

なお、一般論としては、損害賠償金として支払われる金銭であっても、本来所得となるべきもの、又は、得べかりし利益を喪失した場合にこれが賠償されるときは、非課税所得にはならないと考える。

平成三十年二月十六日提出
質問第八六号

技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問主意書

提出者　鷲尾英一郎

技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問主意書

技能実習生は、増加傾向にあり、法務省の「在留外国人統計」によれば平成二十九年六月現在、約二十五万二千人となっている。技能実習制度については、平成二十九年十一月から制度の拡充が図られたところであり、今後も技能実習生の増加が見込まれる。これに伴い、労働災害の増加も懸念されるところであり、政府は、技能実習生の労働災害の実態を詳細に把握した上で、対策を講ずる必要がある。このような認識の上で、以下質問する。

一　技能実習生の休業四日以上の死傷者数及び労働災害発生率（死傷年千人率）について、業種別に明らかにされたい。

二　一の労働災害発生率（死傷年千人率）と比較するため、全労働者及び経験年数三年未満の労働者の労働災害発生率（死傷年千人率）をそれぞれ業種別に明らかにされたい。

三　全労働者及び経験年数三年未満の労働者の業種別の労働災害発生率（死傷年千人率）と比較した技能実習生の業種別の労働災害発生率（死傷年千人率）について、政府として、どのように分析し、それを踏まえ、技能実習生の労働災害の防止に向けて、どのような取組を行うのか具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第八六号
平成三十年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森　殿

衆議院議員鷲尾英一郎君提出技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鷲尾英一郎君提出技能実習生の労働災害の実態と対策に関する質問に対する答弁書

一について

事業主から所轄労働基準監督署長に提出された労働者死傷病報告（以下「労働者死傷病報告」という。）によると、技能実習生に係る平成二十八年の業種別の一年間の休業四日以上の労働災害等による死傷者の数は、製造業が三百五人、建設業が九十三人、農林業及び畜産・水産業が五十四人、その他の業種が四十四人である。また、労働者死傷病報告及び雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づく外国人雇用状況の届出の平成二十八年十月末時点の状況によると、技能実習生に係る同年の業種別の労働者千人当たりの一年間の休業四日以上の労働災害等による死傷者の数（以下「年千人率」という。）は、製造業が二・三人、建設業が三・四人、農林業及び畜産・水産業が二・三人、その他の業種が一・七人となる。

二について

労働者死傷病報告及び労働力調査（基本集計）（平成二十八年平均）によると、全労働者に係る平成二十八年の業種別の年千人率は、製造業が二・七人、建設業が四・五人、農林業及び畜産・水産業が七・七人、その他の業種が一・八人となる。また、継続就業期間が三年未満の労働者に係る直近の業種別の年千人率を平成二十八年の一年間における労働者死傷病報告及び平成二十四年就業構造基本調査の結果を用いて推計すると、製造業が五・七人、建設業が五・九人、農林業及び畜産・水産業が九・〇人、その他の業種が二・六人となる。

三について

一について及び二についてでお答えした業種においては、いずれも、技能実習生に係る平成二十八年の年千人率が、全労働者に係る同年の年千人率及び継続就業期間が三年未満の労働者に係る直近の年千人率よりも低くなっているが、一般的に、技能実習生については業務の経験年数が比較的短いことや日本語の理解が不十分であること等が考えられることから、雇用対策法第九条の規定に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号。以下「指針」という。）において、外国人が理解できる方法による安全衛生教育の実施等の技能実習生を含む外国人労働者を雇用する事業主が講ずべき必要な措置を定めるとともに、労働基準監督署等においては、外国人技能実習機構と連携しつつ、指針も踏まえて技能実習生の労働災害の防止に取り組んでいるところであり、今後とも、必要な取組を進めてまいりたい。

平成三十年二月十六日提出
質問第八七号

「色覚チョーク」に関する質問主意書

提出者　櫻井　周

「色覚チョーク」に関する質問主意書

平成十五年に文部科学省が策定した「色覚に関する指導の資料」において、色の判別を要する表示や教材を用いる場合には、誰でも識別しやすい配色で構成し、色以外の情報も加える工夫が必要であることを記載し、学習指導の場面において留意すべき事柄について具体例が例示されている。

具体例の一つに、板書が挙げられておりそのなかで「白と黄のチョークを主体に使います。黒板上に赤、緑、青、茶色などの暗い色のチョークを使用すると、見えにくいため、避けるようにします」と記載されている。

しかしながら近年、人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという「カラーユニバーサルデザイン（略称CUD）」の考え方が社会に普及し始めており、その一環として白と黄色以外の色でも暗くなく、色の明度や彩度に差をつけた五色（白／朱赤／黄／青／緑）の色覚チョークが開発されている。

一部の自治体において、色覚チョークの導入がはじまり、実際に使っている学校からは、「赤い文字がはっきり見えるようになった」「以前より文字が明るくなり、線の輪郭がはっきりするようになった」等の声が挙がっている（二〇一七年十二月十四日付け読売新聞千葉県版）。

この色覚特性を持つ方々にとっても色の識別がしやすい色覚チョークについて政府の見解を確認したく、以下、質問する。

一　白と黄色のチョークを主体に使うのではな

く、色覚チョーク（白／朱赤／黄／青／緑）を主体に使うことを推奨する考えはないか、政府の見解は如何か。

二　「色覚に関する指導の資料」には「白と黄以外の色チョークを使用する場合には、アンダーラインや囲みをつけるなどの色以外の情報を加えます」とあるが、色覚チョークを使用した場合には色以外の情報を加える必要がなくなると考えるが、政府の見解は如何か。

三　色覚チョークが全国の学校現場で普及していない要因のひとつとして、「色覚に関する指導の資料」において「白と黄のチョークを主体に使います」と記載されていることが挙げられるが、「色覚に関する指導の資料」を見直し、政府として色覚チョークの使用を推奨することを全国の学校現場に通知するべきであると考えるが、政府の見解は如何か。

右質問する。

内閣衆質一九六第八七号
平成三十年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員櫻井周君提出「色覚チョーク」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出「色覚チョーク」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「色覚に関する指導の資料」における「白と黄のチョークを主体に使います。」や「白と黄以外の色チョークを使用する場合には、アンダーラインや囲みをつけるなどの色以外の情報を加えます。」との記載は、「白と黄のチョーク」以外のチョークの使用自体を否定するものではなく、黒板の文字等が児童生徒にとって識別しやすいものとなる配色や工夫の具体例を示したものである。また、授業においてどのようなチョークを使用するかは、黒板の文字等の識別のしやすさ等の観点から、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えており、どのようなチョークを使用するとしても、黒板の文字等が識別しやすいものとなる配色や工夫がなされる必要があると考えていることから、現時点においては同資料を見直す必要はないと考える。

平成三十年二月十九日提出
質問第八八号

介護従事者の処遇改善に関する質問主意書

提出者　中島　克仁

介護従事者の処遇改善に関する質問主意書

団塊の世代が全て七十五歳以上になる、いわゆる二〇二五年問題を間近に控え、介護人材の確保は喫緊の課題であるにもかかわらず、その介護人材が不足している。

介護人材が不足している理由の大部分は賃金の低さにあることは周知の事実である。

そこで以下質問する。

一　安倍総理は、介護人材の確保に向けて、自公政権で月額四万七千円の処遇改善を行ったとしているが、全産業と比較して賃金格差があった介護従事者について、これまでの政府の取り組みで賃金格差は解消されたと認識しているのか。

二　安倍総理は、来年秋からリーダー級の職員を対象に更に八万円相当の給与増を行えるような処遇改善を実現すると公言している。これは、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十二月八日閣議決定）に盛り込まれた介護人材の処遇改善（以下「新たな処遇改善」という。）のことであると考えるが、リーダー級職員とは具体的にどのような職員のことか。

三　新たな処遇改善の対象となる職員はどのくらいの人数で、どのくらいの予算を想定しているのか。

四　新たな処遇改善のための財源を具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第八八号
平成三十年二月二十七日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員中島克仁君提出介護従事者の処遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中島克仁君提出介護従事者の処遇改善に関する質問に対する答弁書

一について

介護職員を含む労働者の賃金については様々な調査や分析方法があることから、お尋ねについて一概に申し上げることは困難であるが、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、産業計と福祉施設介護員との「きまって支給する現金給与額」の差は、平成二十年では約十一・三万円、平成二十八年では約十・五万円となっている。

二及び三について

御指摘の「新たな処遇改善」の具体的内容については、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十二月八日閣議決定。以下「パッケージ」という。）において「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数十年以上の介護福祉士について月額平均八万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費千億円程度を投じ、処遇改善を行う」とされており、その詳細については今後検討していくこととしている。

四について

御指摘の「新たな処遇改善」の実施時期及び財源については、パッケージにおいて、「消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応」すること及び「社会保障の充実と財源健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、二千十九年十月に予定される消費税率十％への引上げによる財源を活用する。消費税率の二％の引上げにより五兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する」こととされている。

平成三十年二月十九日提出
質問第八九号

米国情報機関高官により米国民に対しＨｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器を使用しないよう勧告がなされたことに関する質問主意書

提出者　松平　浩一

米国情報機関高官により米国民に対しＨｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器を使用しないよう勧告がなされたことに関する質問主意書

報道等によると、二〇一八年二月十三日、米中央情報局（ＣＩＡ）、米連邦捜査局（ＦＢＩ）、米国家安全保障局（ＮＳＡ）の長官、ならびに米国家情

報長官らが、上院情報委員会の聴聞会（Senate Intelligence Committee hearing）において、Ｈｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器（携帯電話・スマートフォン等）やサービス等を使わないように国民に勧告を行ったとのことである（以下、「本件勧告」という。）。

現代において、通信機器は国民の日常生活に不可欠であり、通信機器を介して日々重要な情報が大量にやり取りされている。また、Ｈｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器は日本においても購入、使用が可能である。このことに鑑みれば、本件勧告の背後にある事実関係については争いがあるとしても、国民の安心安全な生活を守るためには、本件勧告は決して軽視できない事態と考える。

このことに関し、以下質問する。

一　本件勧告によれば、Ｈｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の端末について、悪意を持って、情報を改ざんしたり、盗んだり、スパイ行為ができるといったリスクがあるとのことであるが、政府として、Ｈｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器およびサービスについて、指摘されているリスクの有無、程度について現時点で把握していることを明らかにされたい。

二　本件勧告に関し、政府として、米国当局と情報連携等は行っているか。行っているとすれば、いつ、どのような情報連携をしたのか明らかにされたい。

三　本件勧告に関し、または本件勧告以前に、政府として、Ｈｕａｗｅｉ社およびＺＴＥ社に事実関係や主張等について聞き取りを行う等の調査や、両社に関する独自の調査を行っているか。行っているとすれば、いつどのような調査をしたのか明らかにされたい。

四　Ｈｕａｗｅｉ社およびＺＴＥ社以外に、本件勧告で指摘されたものと類似のリスクが存在するまたはその存在が疑われる通信機器の販売会社等について、政府が把握している情報や、行っている調査等があれば明らかにされたい。

五　政府として、行政機関や国民に向けて、Ｈｕａｗｅｉ社、ＺＴＥ社またはその他の会社の通信機器について使用を差し控えるように勧告等を発出する検討はされているか。また現時点でその予定はあるか。

右質問する。

内閣衆質一九六第八九号

平成三十年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院議員松平浩一君提出米国情報機関高官により米国民に対しＨｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器を使用しないよう勧告がなされたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松平浩一君提出米国情報機関高官により米国民に対しＨｕａｗｅｉ社とＺＴＥ社の通信機器を使用しないよう勧告がなされたことに関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねについて明らかにすることは、我が国の情報収集能力、分析能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

二について

お尋ねの米国当局との情報連携等については、事柄の性質上、お答えを差し控えたい。

五について

お尋ねの「使用を差し控える」及び「勧告等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、各府省庁が情報セキュリティの確保のために採るべき対策等の基準を定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成二十八年度版）」（平成二十八年八月三十一日サイバーセキュリティ戦略本部決定）において、各府省庁による機器等の調達に係る選定基準の一つに、必要に応じて、「機器等の開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられない管理がなされ、その管理を府省庁が確認できることを加えること」を定める等の取組を行っているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治三十五年三月三十一日
種郵便物認可

官報 号外

平成三十年十一月二十八日

第百九十六回国会 衆議院会議録 第七号(一)

〔本号(一)参照〕

予算委員長河村建夫君解任決議案

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十八日

提出者

辻元　清美　　阿部　知子
津村　啓介　　平野　博文
玉城デニー　　照屋　寛徳

賛成者

青柳陽一郎外七十九名

予算委員長河村建夫君解任決議

本院は、予算委員長河村建夫君を解任する。

右決議する。

理由

予算委員長河村建夫君は、就任の際、公平かつ円満なる委員会運営を公約していた。

しかるに同君は、疑惑に際し、野党議員が強く実現を要求した、森友学園への国有地払い下げをめぐる疑惑解明のための佐川財務省前理財局長(現国税庁長官)や安倍昭恵総理夫人らの委員会への参考人招致や証人喚問について、一顧だにせず、これを放置した。

さらには、十一月十四日の予算委員会で安倍総理が答弁を撤回・謝罪する原因となった、厚生労働省による「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」についても、政府が真摯な説明をせず逃げの姿勢に終始し、データの撤回も拒否する中、野党側が理事会で協議を強く要求した数々の事項を何の対応もせず見過ごした。到底容認できない態度であり、予算委員会審査にも度々混乱をもたらした。その責任は重大である。

何より、今回の予算審査にあたっては、裁量労働制をめぐる安倍内閣の強権的な姿勢が明らかになるとともに、労働政策審議会の審議の基本となるデータの不備が厳しく問われている。このように、様々な論点に関して極めて重要な議論が必要であると野党が強く主張する中、同君は予算の採決を職権で強行するという暴挙に出た。

予算委員長たるもの、自ら就任に際して宣言したように委員会運営については厳正・中立に対処すべき立場にあるにもかかわらず、かかる暴挙を行うなど言語道断であり、許し難い行為である。

よって、ここに解任を強く求める。

以上が本決議案を提出する理由である。

平成三十年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成三十年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成30年度一般会計予算

予算総則

(歳入歳出予算)

第1条　平成30年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ97,712,769,411千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

(継続費)

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

(繰越明許費)

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

(国庫債務負担行為)

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成30年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第5条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

(公債発行の限度額)

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成30年度において公債を発行することができる限度額は、6,094,000,000千円とする。

2　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により平成30年度において公債を発行することができる限度額は、27,598,200,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額(第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

官報（号外）

（公共事業費の範囲）

第７条　「財政法」第４条第３項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、沖縄政策費（沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
	地方創生推進事務局	地方創生基盤整備事業推進費
	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費、情報通信技術利用環境整備費（放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。）
	消防庁	消防庁施設費、消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費、独立行政法人国際協力機構施設整備費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、生涯学習振興費（放送大学学園施設整備費補助金に限る。）、初等中等教育等振興費（認定こども園施設整備交付金に限る。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、公立文教施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	スポーツ庁	私立学校振興費、スポーツ振興施設費
	文化庁	文化庁施設費、独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金、医療施設等災害復旧費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、生活基盤施設耐震化等対策費、独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、保育対策費（保育所等整備交付金に限る。）、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費（施設施工旅費、施設施工庁費及び社会事業学校施設整備費に限る。）、障害保

		健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食料安全保障確立対策費（食料安全保障確立対策整備交付金に限る。）、担い手育成・確保等対策費（担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、農地集積・集約化等対策費（農地集積・集約化対策整備交付金に限る。）、農業生産基盤整備推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農業水利施設保全管理整備交付金に限る。）、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、農業・食品産業強化対策費、６次産業化市場規模拡大対策費（６次産業化市場規模拡大対策整備交付金に限る。）、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業生産基盤整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林居住環境整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費
	水産庁	水産庁施設費、国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費、船舶建造費、漁村振興対策費（漁村振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、工業用水道事業費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、海岸事業費、独立行政法人航空大学校施設整備費、鉄道安全対策事業費、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費、道路更新防災等対策事業費補助、雪寒地域道路事業費補助、交通連携道路事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、

官報（号外）

		港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、特定離島港湾維持管理費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。)、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費(地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、道路調査費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。)、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費(集落活性化推進事業費補助金に限る。)、都市再生・地域再生整備事業費(都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及び都市機能立地支援事業費補助に限る。)、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費(道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。)、独立行政法人海技教育機構施設整備費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、国立研究開発法人土木研究所施設整備費、国立研究開発法人建築研究所施設整備費、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費、官庁営繕費、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、鉄道施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入

	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費(廃棄物処理施設整備交付金に限る。)、廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費(水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。)、環境調査研修所施設費、国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費

(一時借入金等の最高額)

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成30年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

(復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲)

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
内閣府	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入
財務省	政府資産整理収入 雑収入 前年度剰余金受入	国有財産処分収入 諸収入 前年度剰余金受入	東日本大震災復興国有財産売払収入 東日本大震災復興財政投融資特別会計受入金 東日本大震災復興前年度剰余金受入（「財政法」第6条の純剰余金の受入に限る。）
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
経済産業省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金
国土交通省	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興貸付金等回収金収入

2　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第9条第3項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく人件費の削減に準じて行われた独立行政法人等における給与減額支給措置に係る納付金又は平成23年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成30年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額	
		千円
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額	1,488,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額	21,600
「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成30年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額	11,001
「農業改良資金融通法」第9条第3項の規定による金額の限度	平成30年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額	267,580
「農業経営基盤強化促進法」の規定による金額の限度	平成30年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額 青年等就農資金利子補給金 平成30年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額 担い手育成農地集積資金利子補給金	 1,455,089 2,845,690
「地域再生法」の規定による金額の限度	平成30年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額 地域再生支援利子補給金 特定地域再生支援利子補給金	 216,125 10,807
「総合特別区域法」第28条第2項の規定による金額の限度	平成30年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額	172,900
「総合特別区域法」第56条第2項の規定による金額の限度	平成30年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額	181,545
「国家戦略特別区域法」の規定による金額の限度	平成30年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額	309,059
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第5条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額	406,400,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第7条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額	18,179,828,360
「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」第43条の規定による金額の限度	ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額	1,050,000,000

2　「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により平成30年度において米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、8,995,074千円とする。

3　「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の規定により平成30年度において国際農業開発基金に拠出することができる金額の限度は、6,377,966千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる法人が平成30年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとお

りとする。ただし、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行により株式会社産業革新機構が株式会社産業革新投資機構（仮称）となった場合には、第14号左欄の「株式会社産業革新機構」とあるのは、「株式会社産業革新投資機構（仮称）」と読み替えるものとする。

債務	根拠規定	金額の限度
1　株式会社日本政策金融公庫 次に掲げる社債に係る債務 (1)　国民一般向け業務に関するもの (2)　中小企業者向け業務に関するもの (3)　危機対応円滑化業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項 同　項 同　項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額110,000,000千円及び(3)に掲げる社債にあっては額面総額200,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
2　株式会社国際協力銀行 イ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が1,680,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が40,000,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が66,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
4　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額55,267,020千円及びその利息に相当する金額
5　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額15,118,000千円並びにその利息に相当する金額
6　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,418,200,000千円並びにその利息に相当する金額
7　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額1,245,000,000千円並びにその利息に相当する金額

8　新関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」第19条第１項	額面総額20,100,000千円及びその利息に相当する金額
9　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第17条	元本金額1,000,000千円及びその利息に相当する金額
10　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務 ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債及び日本政策投資銀行債のうち外国において発行するもの	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項 同　項	額面総額250,000,000千円及びその利息に相当する金額 (1)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額並びに(2)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が200,000,000千円に相当するこれらの社債及び日本政策投資銀行債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額 （ただし、イの額面総額にあっては150,000,000千円、ロの合計額にあっては200,000,000千円の範囲内で一方を減算し、当該減算した金額を他方に加算することができることとし、この場合においては、それぞれ当該加減算後の金額をその額面総額及び合計額とみなす。）
11　株式会社日本貿易保険 社債及び借入金に係る債務	「貿易保険法」第26条第１項	額面総額及び元本金額の合計額1,265,700,000千円並びにその利息に相当する金額
12　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務（(2)に掲げるものを除く。）に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第42条の２ 「預金保険法」第126条第２項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
13　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」	額面総額及び元本金額の合計額1,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額

15　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」	額面総額及び元本金額の合計額500,000,000千円並びにその利息に相当する金額
18　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」	額面総額及び元本金額の合計額63,000,000千円並びにその利息に相当する金額
19　株式会社海外需要開拓支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	額面総額及び元本金額の合計額35,000,000千円並びにその利息に相当する金額
20　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」第33条	額面総額及び元本金額の合計額69,300,000千円並びにその利息に相当する金額
21　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 イ　社債に係る債務	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」第33条	額面総額19,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	同　条	外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が5,000,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
22　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　退職者医療関係業務に関するもの (2)　介護保険関係業務に関するもの (3)　高齢者医療制度関係業務((4)に掲げるものを除く。)に関するもの (4)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの (5)　特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「国民健康保険法」附則第19条 「介護保険法」 「高齢者の医療の確保に関する法律」第148条 同　条 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第4条第3項	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額11,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額250,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額310,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額550,000,000千円並びに(5)に掲げる借入金にあっては元本金額188,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
23　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」	額面総額及び元本金額の合計額38,100,000千円並びにその利息に相当する金額

24　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額30,700,000千円及びその利息に相当する金額
25　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
26　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」第７条の32	元本金額630,000,000千円及びその利息に相当する金額
27　地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額400,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第７号から第10号までの各号、第23号、第24号若しくは第27号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第３号までの各号、第５号から第８号までの各号、第10号から第24号までの各号及び第27号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第13条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第14条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	科学技術イノベーション創造推進費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	総合特区推進調整費、地方創生基盤整備事業推進費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費
	原子力規制委員会	放射能調査研究費

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費）
2　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業生産基盤整備事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備事業工事諸費）
3　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費）の各組織 ロ　国土交通本省（北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項
2　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と農業生産基盤整備事業工事諸費
	林野庁	イ　治山事業費と治山事業工事諸費 ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費と船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項

（俸給予算等の制限）

第16条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第17条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
	子ども・子育て本部	子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入及び地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金及び感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金、小児慢性特定疾病医療費負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金

		補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金及び国民健康保険保険者努力支援交付金に限る。)、麻薬・覚せい剤等対策費(麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。)、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入(育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。)、児童虐待等防止対策費(児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。)、母子保健衛生対策費(母子保健衛生医療費負担金に限る。)、生活保護等対策費(医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。)、障害保健福祉費(心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者医療保護入院費補助金、障害児入所医療費等負担金、精神障害者措置入院費負担金及び障害者医療費負担金に限る。)、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、私的年金制度整備運営費(国民年金基金等給付費負担金に限る。)、高齢者日常生活支援等推進費(地域支援事業交付金に限る。)、介護保険制度運営推進費(全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金及び医療介護提供体制改革推進交付金に限る。)
	国立更生援護機関	国立児童自立支援施設運営費(児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費及び入所児童食糧費に限る。)
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
	林野庁	林野庁共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環境省	環境本省	環境本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費(基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。)

甲号　歳入歳出予算

歳　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,815,729	
		国有財産利用収入		1,790,839	
			国有財産貸付収入	1,789,564	
			国有財産使用収入	1,275	

		諸収入		24,890
			弁償及返納金	15,779
			物品売払収入	6,327
			雑入	2,784
裁判所	政府資産整理収入			524,591
		回収金等収入		524,591
			貸付金等回収金収入	524,591
	雑収入			46,205,722
		国有財産利用収入		870,523
			国有財産貸付収入	866,301
			国有財産使用収入	4,222
		納付金		48,680
			法科大学院設置者納付金	48,680
		諸収入		45,286,519
			許可及手数料	1,804,377
			懲罰及没収金	107,726
			弁償及返納金	131,184
			物品売払収入	70,876
			雑入	43,172,356
			計	46,730,313
会計検査院	雑収入			6,213
		国有財産利用収入		1,054
			国有財産貸付収入	1,054
		諸収入		5,159
			弁償及返納金	1,954
			物品売払収入	1,727
			雑入	1,478
内閣	雑収入			1,305,687
		国有財産利用収入		29,773
			国有財産貸付収入	28,931
			国有財産使用収入	842
		諸収入		1,275,914
			弁償及返納金	1,272,308
			物品売払収入	1,796
			雑入	1,810
内閣府	官業益金及官業収入			35,528
		官業収入		35,528

官報（号外）

			病院収入	35,528	
	政府資産整理収入			17,634,111	
		国有財産処分収入		2,616,059	
			国有財産売払収入	2,616,059	
		回収金等収入		15,018,052	
			貸付金等回収金収入	1,004,283	
			東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	14,013,769	
	雑収入			88,892,087	
		国有財産利用収入		1,695,935	
			国有財産貸付収入	935,547	
			国有財産使用収入	760,388	
		納付金		20,257,252	
			雑納付金	20,257,252	
		諸収入		66,938,900	
			特別会計受入金	120,498	
			許可及手数料	150,661	
			懲罰及没収金	60,512,251	
			弁償及返納金	5,792,192	
			物品売払収入	236,283	
			雑入	127,015	
			計	106,561,726	
総務省	雑収入			68,907,675	
		国有財産利用収入		154,896	
			国有財産貸付収入	154,895	
			利子収入	1	
		納付金		458,671	
			雑納付金	458,671	
		諸収入		68,294,108	
			許可及手数料	1,282,883	
			弁償及返納金	3,702,578	
			物品売払収入	27,118	
			電波利用料収入	62,005,889	
			雑入	1,275,640	
法務省	雑収入			101,338,054	
		国有財産利用収入		749,253	
			国有財産貸付収入	748,406	

		諸収入	利子収入	847
				100,588,801
			許可及手数料	48,102,106
			懲罰及没収金	47,016,088
			弁償及返納金	927,762
			物品売払収入	100,328
			矯正官署作業収入	4,055,388
			雑入	387,129
外務省	政府資産整理収入			203,052
		国有財産処分収入		203,052
			国有財産売払収入	203,052
	雑収入			23,523,061
		国有財産利用収入		702,255
			国有財産貸付収入	687,760
			利子収入	14,495
		諸収入		22,820,806
			許可及手数料	15,705,528
			弁償及返納金	7,026,127
			物品売払収入	44,030
			雑入	45,121
			計	23,726,113
財務省	租税及印紙収入			59,079,000,000
		租税		58,025,000,000
			所得税	19,020,000,000
			法人税	12,167,000,000
			相続税	2,240,000,000
			消費税	17,558,000,000
			酒税	1,311,000,000
			たばこ税	874,000,000
			揮発油税	2,330,000,000
			石油ガス税	8,000,000
			航空機燃料税	52,000,000
			石油石炭税	709,000,000
			電源開発促進税	323,000,000
			自動車重量税	395,000,000
			国際観光旅客税	6,000,000
			関税	1,022,000,000

官報（号外）

			とん税	10,000,000
		印紙収入		1,054,000,000
			印紙収入	1,054,000,000
	政府資産整理収入			170,693,828
		国有財産処分収入		78,976,411
			国有財産売払収入	68,596,914
			特定国有財産売払収入	979,497
			東日本大震災復興国有財産売払収入	9,400,000
		回収金等収入		91,717,417
			特別会計整理収入	58,987,067
			引継債権整理収入	24
			政府出資回収金収入	32,730,326
	雑収入			2,552,606,903
		国有財産利用収入		96,678,516
			国有財産貸付収入	35,647,210
			国有財産使用収入	145
			利子収入	50,479
			配当金収入	60,980,682
		納付金		553,721,468
			日本銀行納付金	543,000,000
			独立行政法人造幣局納付金	4,554,312
			雑納付金	6,167,156
		諸収入		1,902,206,919
			特別会計受入金	1,754,751,306
			東日本大震災復興財政投融資特別会計受入金	63,440,158
			許可及手数料	2,333,868
			受託調査試験及役務収入	16,005,179
			懲罰及没収金	4,126,452
			弁償及返納金	1,428,400
			物品売払収入	47,673
			文官恩給費特別会計等負担金	670,478
			雑入	59,403,405
	公債金			33,692,200,000
		公債金		33,692,200,000
			公債金	6,094,000,000
			特例公債金	27,598,200,000

	前年度剰余金受入		63,365,713	
		前年度剰余金受入	63,365,713	
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	63,365,713
		計	95,557,866,444	
文部科学省	雑収入		29,048,114	
		国有財産利用収入	632,930	
			国有財産貸付収入	615,343
			国有財産使用収入	17,587
		納付金	8,757,548	
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	6,333,136
			雑納付金	2,424,412
		諸収入	19,657,636	
			許可及手数料	18,826
			弁償及返納金	12,675,575
			物品売払収入	13,760
			雑入	6,949,475
厚生労働省	官業益金及官業収入		829,756	
		官業収入	829,756	
			病院収入	829,756
	政府資産整理収入		3,123,976	
		回収金等収入	3,123,976	
			貸付金等回収金収入	3,123,976
	雑収入		517,089,341	
		国有財産利用収入	463,077	
			国有財産貸付収入	462,304
			国有財産使用収入	761
			利子収入	12
		納付金	468,086	
			雑納付金	468,086
		諸収入	516,158,178	
			特別会計受入金	37,489
			授業料及入学検定料	117,685
			許可及手数料	94,343
			受託調査試験及役務収入	192,243
			弁償及返納金	513,022,835

官報（号外）

			物品売払収入	1,405,288
			雑入	1,288,295
			計	521,043,073
農林水産省	官業益金及官業収入			29,173,428
		官業収入		29,173,428
			国有林野事業収入	29,173,428
	政府資産整理収入			5,845,492
		国有財産処分収入		730,978
			国有財産売払収入	730,978
		回収金等収入		5,114,514
			貸付金等回収金収入	5,114,514
	雑収入			399,950,898
		国有財産利用収入		1,197,339
			国有財産貸付収入	1,188,453
			国有財産使用収入	4,060
			利子収入	4,826
		納付金		310,170,098
			日本中央競馬会納付金	308,240,014
			雑納付金	1,930,084
		諸収入		88,583,461
			特別会計受入金	1,831,570
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	2,807,497
			公共事業費負担金	56,224,328
			東日本大震災復興公共事業費負担金	19,598
			許可及手数料	3,725
			受託調査試験及役務収入	2,827,619
			懲罰及没収金	40,221
			弁償及返納金	21,331,966
			物品売払収入	176,935
			雑入	3,320,002
			計	434,969,818
経済産業省	政府資産整理収入			4,472,575
		回収金等収入		4,472,575
			特別会計整理収入	119
			貸付金等回収金収入	4,472,456

	雑収入			14,866,362
		国有財産利用収入		222,596
			国有財産貸付収入	222,596
		納付金		12,117,870
			特定アルコール譲渡者納付金	8,897,420
			雑納付金	3,220,450
		諸収入		2,525,896
			東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	633
			許可及手数料	1,060
			弁償及返納金	1,629,923
			物品売払収入	202,716
			雑入	691,564
			計	19,338,937
国土交通省	政府資産整理収入			73,425,435
		国有財産処分収入		120,738
			国有財産売払収入	120,738
		回収金等収入		73,304,697
			特別会計整理収入	37,774,169
			貸付金等回収金収入	35,314,070
			東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458
	雑収入			675,009,070
		国有財産利用収入		7,166,325
			国有財産貸付収入	3,937,090
			国有財産使用収入	3,186,049
			利子収入	43,186
		納付金		549,323
			特定タンカー所有者納付金	195,391
			雑納付金	353,932
		諸収入		667,293,422
			公共事業費負担金	528,432,709
			許可及手数料	6,085,321
			受託調査試験及役務収入	64,786,826
			懲罰及没収金	55,156
			弁償及返納金	33,854,130
			物品売払収入	2,162,982

			附帯工事費負担金	19,963,000
			雑入	11,953,298
			計	748,434,505
環境省	雑収入			1,923,074
		国有財産利用収入		901,445
			国有財産貸付収入	610,878
			国有財産使用収入	290,567
		諸収入		1,021,629
			弁償及返納金	976,088
			物品売払収入	53
			雑入	45,488
防衛省	官業益金及官業収入			15,663,975
		官業収入		15,663,975
			病院収入	15,663,975
	政府資産整理収入			714,034
		国有財産処分収入		179,489
			国有財産売払収入	179,489
		回収金等収入		534,545
			貸付金等回収金収入	471,061
			事故補償費返還金	63,484
	雑収入			33,375,927
		国有財産利用収入		8,674,695
			国有財産貸付収入	8,671,740
			国有財産使用収入	1,576
			利子収入	1,379
		納付金		72,848
			雑納付金	72,848
		諸収入		24,628,384
			授業料及入学検定料	4,728
			許可及手数料	710
			受託調査試験及役務収入	11,915
			弁償及返納金	18,636,492
			物品売払収入	2,846,678
			雑入	3,127,861
			計	49,753,936
歳入総計				97,712,769,411

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	9,171,445
		皇族費	364,170
		計	9,859,615
国会	衆議院	衆議院	64,150,434
		衆議院施設費	9,193,944
		衆議院予備経費	7,000
		計	73,351,378
	参議院	参議院	39,001,203
		参議院施設費	6,876,773
		参議院予備経費	5,000
		計	45,882,976
	国立国会図書館	国立国会図書館	18,188,735
		国立国会図書館施設費	4,887,396
		計	23,076,131
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	131,783
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	113,626
	国会所管合計		142,555,894
裁判所	裁判所	最高裁判所	79,007,093
		下級裁判所	207,438,242
		検察審査費	314,120
		裁判費	19,050,740
		裁判所施設費	15,392,321
		裁判所予備経費	8,000
		計	321,210,516
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,418,297
		会計検査院施設費	82,818
		計	17,501,115
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	33,770,057
		内閣官房施設費	1,483,004

官　報（号外）

		情報収集衛星業務費	59,557,501
		情報収集衛星施設費	2,443,687
		計	97,254,249
	内閣法制局	内閣法制局	1,080,819
	人事院	人事院	12,095,897
	内閣所管合計		110,430,965
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	36,994,125
		内閣本府施設費	2,565,128
		公文書等管理政策費	20,519
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,044,421
		政府広報費	8,345,177
		経済財政政策費	787,342
		地方創生支援費	1,353,919
		科学技術・イノベーション政策費	560,845
		科学技術イノベーション創造推進費	55,500,000
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	39,329,744
		防災政策費	6,106,211
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	8,220,000
		沖縄政策費	31,123,593
		沖縄振興交付金事業推進費	118,780,000
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,572,000
		沖縄振興推進調査費	61,714
		沖縄教育振興事業費	7,996,396
		沖縄保健衛生諸費	2,195
		沖縄国立大学法人施設整備費	305,030
		沖縄開発事業費	86,823,900
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,572,000
		共生社会政策費	2,221,977
		栄典行政費	2,687,938
		男女共同参画社会形成促進費	752,764
		食品安全政策費	316,637

		公益法人制度適正運営推進費	260,233
		経済社会総合研究所	2,129,388
		迎賓施設運営費	2,170,660
		沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	20,188,284
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	18,882,000
		計	461,674,140
	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	1,606,721
		総合特区推進調整費	400,000
		地方創生推進費	62,932,000
		地方創生基盤整備事業推進費	39,068,000
		計	104,006,721
	知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	151,703
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	16,195,348
	北方対策本部	北方対策本部	365,550
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,322,111
		計	1,687,661
	子ども・子育て本部	子ども・子育て本部	1,548,964
		子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,086,504,203
		計	2,088,053,167
	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	158,388
		有人国境離島政策推進費	5,051,088
		計	5,209,476
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	612,374
	日本学術会議	日本学術会議	998,014
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	282,408
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	6,016,376
		沖縄海岸事業調査諸費	3,600
		沖縄治水事業工事諸費	1,943,977
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,445,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	997,122
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	137,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	184,426

		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	840,077
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,614
		計	11,571,192
	宮内庁	宮内庁	11,465,818
	公正取引委員会	公正取引委員会	10,972,148
	警察庁	警察庁共通費	92,139,686
		警察庁施設費	7,639,555
		生活安全警察費	103,893
		刑事警察費	190,701
		組織犯罪対策費	66,186
		交通警察費	17,730,082
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	60,512,251
		警備警察費	13,083,081
		皇宮警察本部	8,366,539
		犯罪被害給付費	1,291,320
		情報技術犯罪対策費	933,492
		科学警察研究所	2,090,219
		警察活動基盤整備費	110,979,992
		計	315,126,997
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	3,462,228
	金融庁	金融庁共通費	22,580,491
		金融政策費	2,105,817
		計	24,686,308
	消費者庁	消費者庁共通費	4,555,381
		消費者政策費	4,088,102
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,290,446
		計	11,933,929
	内閣府所管合計		3,068,089,632
総務省	総務本省	総務本省共通費	41,177,282
		総務本省施設費	423,258
		行政管理実施費	126,848
		行政評価等実施費	215,506
		地方行政制度整備費	443,510

		地域振興費	3,300,417
		地方財政制度整備費	49,260
		地方交付税交付金	15,360,581,100
		地方特例交付金	154,400,000
		地方税制度整備費	34,014
		選挙制度等整備費	185,121
		電子政府・電子自治体推進費	55,661,659
		情報通信技術研究開発推進費	7,990,188
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	28,027,197
		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	108,000
		情報通信技術高度利活用推進費	6,109,013
		情報通信技術利用環境整備費	5,262,979
		電波利用料財源電波監視等実施費	56,116,355
		情報通信国際戦略推進費	1,833,173
		郵政行政推進費	453,200
		一般戦災死没者追悼等事業費	562,190
		恩給費	238,157,435
		統計調査費	28,097,750
		独立行政法人統計センター運営費	7,575,624
		政党助成費	31,797,234
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,340,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,200,000
		計	16,064,228,313
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	6,677,762
		行政評価等実施費	845,181
		計	7,522,943
	総合通信局	総合通信局共通費	8,502,184
		情報通信技術高度利活用等推進費	51,578
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,500,839
		計	12,054,601
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	554,671
	消防庁	消防庁共通費	2,251,958

官報（号外）

		消防庁施設費	19,440
		消防防災体制等整備費	10,286,574
		計	12,557,972
	総務省所管合計		16,096,918,500
法務省	法務本省	法務本省共通費	128,163,646
		基本法制整備費	133,314
		司法制度改革推進費	17,105,809
		日本司法支援センター運営費	14,567,604
		再犯防止等企画調整推進費	162,056
		検察企画調整費	42,721
		矯正企画調整費	151,006
		更生保護企画調整推進費	447,481
		債権管理回収業審査監督費	9,805
		人権擁護推進費	1,236,516
		訟務費	1,900,192
		出入国管理企画調整推進費	1,530,862
		法務省施設費	25,045,594
		法務行政情報化推進費	2,040,573
		計	192,537,179
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,911,870
		法務調査研究費	60,762
		国際協力推進費	301,814
		計	2,274,446
	検察庁	検察官署共通費	102,449,705
		検察費	5,078,998
		検察運営費	3,100,029
		計	110;628,732
	矯正官署	矯正官署共通費	168,803,747
		矯正管理業務費	6,289,983
		矯正収容費	44,020,708
		矯正施設民間開放推進費	17,977,875
		計	237,092,313
	更生保護官署	更生保護官署共通費	13,904,116
		更生保護活動費	12,932,745
		計	26,836,861
	法務局	法務局共通費	71,757,740
		登記事務処理費	50,822,634

		国籍等事務処理費	2,968,253
		人権擁護活動費	2,097,065
		計	127,645,692
	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	30,580,145
		出入国管理業務費	20,274,015
		国際観光旅客税財源出入国管理業務費	1,200,000
		計	52,054,160
	公安審査委員会	公安審査委員会	66,163
	公安調査庁	公安調査庁共通費	12,564,587
		破壊的団体等調査費	2,056,954
		計	14,621,541
	法務省所管合計		763,757,087
外務省	外務本省	外務本省共通費	59,398,403
		外務本省施設費	1,039,698
		地域別外交費	4,837,801
		分野別外交費	4,788,695
		広報文化交流及報道対策費	4,723,508
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,562,015
		領事政策費	12,303,815
		経済協力費	161,906,903
		独立行政法人国際協力機構運営費	149,764,330
		独立行政法人国際協力機構施設整備費	709,018
		国際分担金其他諸費	137,812,867
		計	549,847,053
	在外公館	在外公館共通費	130,476,057
		在外公館施設費	6,235,066
		地域別外交費	1,772,668
		分野別外交費	575,752
		広報文化交流及報道対策費	1,865,175
		領事政策費	4,824,502
		経済協力費	1,103,891
		計	146,853,111
	外務省所管合計		696,700,164

財務省	財務本省	財務本省共通費	176,256,794
		財務本省施設費	223,866
		財政健全化推進費	8,872,219
		税制企画立案費	153,471
		資産債務管理費	1,866,875
		国債費	23,301,964,027
		公務員宿舎施設費	6,901,029
		特定国有財産整備費	2,036,813
		特定国有財産整備諸費	59,986
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	14,856,626
		関税制度等企画立案費	1,526,148
		経済協力費	77,622,110
		政策金融費	65,336,796
		国家公務員共済組合連合会等助成費	65,797,534
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	586,902,784
		予備費	350,000,000
		計	24,660,377,078
	財務局	財務局共通費	45,393,393
		財務局施設費	187,846
		財務局業務費	13,587,218
		計	59,168,457
	税関	税関共通費	71,244,090
		税関施設費	60,040
		税関業務費	30,348,344
		国際観光旅客税財源税関業務費	800,000
		船舶建造費	1,049,195
		計	103,501,669
	国税庁	国税庁共通費	560,139,177
		国税庁施設費	2,797,028
		税務業務費	133,834,723
		国税不服審判所	4,914,864
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	961,193
		計	702,646,985
	財務省所管合計		25,525,694,189

文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	103,866,545
		文部科学本省施設費	56,956
		生涯学習振興費	18,330,262
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,728,902
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	497,179
		初等中等教育等振興費	520,600,480
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	8,720,360
		独立行政法人教職員支援機構運営費	1,265,751
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,049,000
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	37,584
		義務教育費国庫負担金	1,522,781,000
		高等教育振興費	49,981,788
		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,652,942
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,484,738
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,977,510
		育英事業費	113,475,781
		私立学校振興費	555,037,458
		科学技術・学術政策推進費	7,297,699
		研究振興費	295,659,941
		国立大学法人施設整備費	38,702,133
		国立大学法人船舶建造費	1,802,394
		国立大学法人運営費	1,088,157,813
		独立行政法人日本学術振興会運営費	26,600,504
		研究開発推進費	133,725,884
		国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	13,517,272
		国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	5,663,409
		国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,812,003
		国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	142,040

官報（号外）

		国立研究開発法人理化学研究所運営費	52,868,857
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	21,610,296
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	3,052,215
		国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,205,035
		南極地域観測事業費	5,064,280
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	107,755,298
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	411,702
		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	31,260,631
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	113,060,958
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	654,550
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	36,991,207
		公立文教施設整備費	68,561,444
		文化振興費	878,500
		国際交流・協力推進費	30,289,882
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	13,399,960
		計	5,169,690,143
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,187,088
		科学技術・学術政策研究所	806,518
		日本学士院	612,320
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	4,613,581
	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	1,273,426
		初等中等教育等振興費	32,537
		私立学校振興費	64,080
		スポーツ振興費	8,661,685
		スポーツ振興施設費	3,647,368
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	15,820,043
		計	29,499,139

	文化庁	文化庁共通費	2,925,513
		文化庁施設費	520,458
		文化振興費	20,628,234
		日本芸術院	511,242
		独立行政法人国立美術館運営費	7,539,267
		独立行政法人国立美術館施設整備費	1,810,000
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	10,089,414
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	83,239
		文化財保存事業費	47,784,945
		文化財保存施設整備費	688,921
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,808,027
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	405,044
		国際観光旅客税財源文化財多言語解説整備費	500,000
		国際文化交流推進費	2,078,426
		文化振興基盤整備費	1,127,297
		計	105,500,027
	文部科学省所管合計		5,309,302,890
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	104,074,248
		厚生労働本省施設費	227,677
		医療提供体制確保対策費	18,802,609
		医療従事者等確保対策費	1,038,619
		医療従事者資質向上対策費	1,094,211
		医療情報化等推進費	1,017,097
		医療安全確保推進費	1,442,941
		独立行政法人国立病院機構運営費	14,828,202
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,477,029
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	3,997,082
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費	1,000,500

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	3,810,252
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	504,915
国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	5,822,900
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,395,266
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	119,340
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,823,669
感染症対策費	98,144,172
特定疾患等対策費	123,940,696
移植医療推進費	2,938,891
原爆被爆者等援護対策費	128,784,304
医薬品承認審査等推進費	1,011,435
医薬品安全対策等推進費	2,377,043
医薬品適正使用推進費	282,913
血液製剤対策費	596,797
医療技術実用化等推進費	1,550,651
医療提供体制基盤整備費	110,393,139
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,123,524
医療保険給付諸費	9,938,153,202
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,862,983
医療費適正化推進費	25,576,684
地域保健対策費	2,309,299
保健衛生施設整備費	2,180,333
健康増進対策費	13,439,739
健康危機管理推進費	255,166
食品等安全確保対策費	2,025,799
水道安全対策費	91,532
水道施設整備費	9,761,000
生活基盤施設耐震化等対策費	19,900,000
麻薬・覚せい剤等対策費	1,055,686
化学物質安全対策費	314,810

生活衛生対策費	4,870,241
労働条件確保・改善対策費	245,431
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	864,628
労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	143,226
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	109
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	406,542
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	48,708
男女均等雇用対策費	123,717
高齢者等雇用安定・促進費	8,551,858
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	25,092,500
就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	795,647
職業能力開発強化費	4,750,550
若年者等職業能力開発支援費	65,668
障害者等職業能力開発支援費	4,060,014
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	878,637
保育対策費	104,542,057
児童虐待等防止対策費	145,296,876
母子保健衛生対策費	25,345,096
母子家庭等対策費	186,663,533
子ども・子育て支援対策費	3,315,818
児童福祉施設整備費	7,129,000
生活保護等対策費	2,965,486,634
自殺対策費	3,077,407
社会福祉諸費	35,717,781
遺族及留守家族等援護費	10,221,930
戦没者慰霊事業費	2,988,906
中国残留邦人等支援事業費	1,103,102
恩給進達等実施費	263,579
障害保健福祉費	1,846,452,479
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,463,424

官報（号外）

		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	3,106,181	
		社会福祉施設整備費	7,656,247	
		独立行政法人福祉医療機構運営費	2,548,034	
		公的年金制度運営諸費	982,742	
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	11,619,805,360	
		私的年金制度整備運営費	3,164,282	
		高齢者日常生活支援等推進費	204,333,781	
		介護保険制度運営推進費	2,863,268,439	
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	106,843,268	
		国際機関活動推進費	14,959,966	
		国際協力費	243,684	
		厚生労働調査研究等推進費	55,501,806	
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	3,674,953	
		社会保障・税番号活用推進費	8,675,966	
		水道施設整備事業調査諸費	3,000	
		水道施設災害復旧事業費	350,000	
		計	30,948,629,162	
	検疫所	検疫所共通費	8,123,295	
		検疫所施設費	76,627	
		検疫業務等実施費	887,264	
		輸入食品検査業務実施費	1,758,990	
		計	10,846,176	
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	18,637,573	
		国立ハンセン病療養所施設費	3,510,371	
		国立ハンセン病療養所運営費	10,336,827	
		計	32,484,771	
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	7,676,194	
		厚生労働本省試験研究所施設費	333,562	
		血清等製造及検定費	456,575	
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	3,408,544	
		計	11,874,875	

	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,035,430
		国立更生援護機関施設費	192,065
		国立児童自立支援施設運営費	141,713
		国立更生援護所運営費	1,955,877
		計	8,325,085
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,365,082
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,234,463
		医師等国家試験実施費	517,976
		麻薬・覚せい剤等対策費	524,883
		医療観察等実施費	79,409
		計	16,721,813
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	88,115,952
		都道府県労働局施設費	197,684
		労働条件確保・改善対策費	660,515
		男女均等雇用対策費	108,343
		個別労働紛争対策費	62,013
		職業紹介事業等実施費	35,687
		高齢者等雇用安定・促進費	5,563,861
		若年者等職業能力開発支援費	1,101,960
		計	95,846,015
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,128,855
		労使関係等安定形成促進費	356,405
		計	1,485,260
	厚生労働省所管合計		31,126,213,157
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	92,761,023
		農林水産本省施設費	533,944
		食品の安全・消費者の信頼確保対策費	1,482,977
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,641,428
		国産農産物消費拡大対策費	570,335
		農林水産物・食品輸出促進対策費	4,720,729
		食料安全保障確立対策費	20,991,397
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	86,300,000

		担い手育成・確保等対策費	238,272,963	
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,352,029	
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	83,003,176	
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	54,535,639	
		農地集積・集約化等対策費	59,889,783	
		農業生産基盤整備推進費	22,337,947	
		海岸事業費	2,883,775	
		農業生産基盤整備事業費	184,902,418	
		農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	12,631,599	
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	396,135,438	
		牛肉等関税財源国産畜産物生産・供給体制強化対策費	38,139,619	
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,367,133	
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,109,470	
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	148,468	
		農林水産政策研究所	927,732	
		先端技術活用生産・流通体制強化対策費	452,091	
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,576,675	
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	92,800	
		農業・食品産業強化対策費	20,154,124	
		農林水産業ロボット技術活用推進費	99,342	
		農林水産業気候変動・生物多様性保全等対策費	149,156	
		環境保全型農業生産対策費	2,606,406	
		農村地域資源維持・継承等対策費	74,866,482	
		6次産業化市場規模拡大対策費	1,678,367	
		農山漁村6次産業化対策費	1,827,399	

		農山漁村活性化対策費	20,478,837
		農山漁村地域整備事業費	75,039,000
		農林水産統計調査費	4,626,615
		風水害等対策費	25,000
		受託工事等実施費	3,113,505
		海岸事業調査諸費	3,559
		農業生産基盤整備事業調査諸費	1,140,795
		農業施設災害復旧事業費	7,910,294
		農業施設災害関連事業費	249,584
		計	1,536,729,053
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	15,426,744
		農林水産本省検査指導所施設費	348,180
		計	15,774,924
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,272,532
		農林水産技術会議施設費	201,068
		農林水産業研究開発・技術移転推進費	5,738,714
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	53,865,157
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	596,749
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,432,613
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	59,946
		計	66,166,779
	地方農政局	地方農政局	61,986,852
		地方農政局施設費	572,621
		海岸事業工事諸費	401,666
		農業生産基盤整備事業工事諸費	19,270,188
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	1,674
		計	82,233,001
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,743,224
	林野庁	林野庁共通費	33,834,034
		林野庁施設費	1,033,684

官報（号外）

		国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,212,227	
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	218,981	
		森林整備・保全費	6,026,658	
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	17,193,681	
		治山事業費	47,018,421	
		森林整備事業費	105,779,491	
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	3,732,399	
		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	16,676,768	
		林業振興対策費	6,057,182	
		林産物供給等振興対策費	2,471,998	
		森林整備・林業等振興対策費	12,077,376	
		治山事業工事諸費	5,660,579	
		森林整備事業工事諸費	7,910,509	
		山林施設災害復旧事業費	5,206,965	
		山林施設災害関連事業費	4,708,892	
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	58,143	
		計	285,877,988	
	水産庁	水産庁共通費	7,776,340	
		水産庁施設費	24,884	
		食料安全保障確立対策費	611,100	
		国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	16,940,087	
		国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	430,824	
		水産資源回復対策費	26,279,289	
		船舶建造費	1,731,945	
		漁業経営安定対策費	19,692,011	
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	17,026,797	
		漁村振興対策費	8,118,303	
		海岸事業費	698,982	
		水産基盤整備費	31,556,762	
		水産業強化対策費	6,770,000	

		海岸事業調査諸費	5,018
		水産基盤整備事業工事諸費	55,238
		漁港施設災害復旧事業費	1,102,448
		漁港施設災害関連事業費	9,000
		計	138,829,028
	農林水産省所管合計		2,130,353,997
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	45,868,465
		経済産業本省施設費	785,288
		産業・事業新陳代謝促進費	620,910
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,453,875
		技術革新促進・環境整備費	868,588
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,446
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	61,924,777
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	13,170,675
		基準認証政策推進費	2,965,097
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,242,946
		経済産業統計調査費	2,787,193
		ものづくり産業振興費	22,202,630
		情報技術利活用促進費	8,759,362
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	6,810,366
		サービス産業強化費	1,312,179
		クールジャパン推進費	1,800,055
		サイバーセキュリティ対策推進費	2,277,344
		産業保安・危機管理費	4,104,879
		国際交渉・連携推進費	3,448,434
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	23,925,655
		海外市場開拓支援費	7,280,151
		対内投資促進費	34,232
		貿易管理費	886,885
		地域経済活性化対策費	3,463,888

官報（号外）

		工業用水道事業費	1,947,000
		環境政策推進費	459,172
		消費者行政推進費	314,541
		化学物質管理推進費	626,067
		計	227,358,100
	経済産業局	経済産業局共通費	14,581,338
		経済産業統計調査費	69,161
		計	14,650,499
	産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,765,163
		産業保安・危機管理費	54,277
		計	2,819,440
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,143,581
		鉱物資源安定供給確保費	772,383
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,685,482
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	433,000,000
		電力等安定供給確保費	60,120
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	137,637,369
		電源立地対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	20,362,631
		計	599,661,566
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,374,324
		経営革新・創業促進費	41,255,216
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	18,003,589
		中小企業事業環境整備費	24,168,765
		経営安定・取引適正化費	6,254,021
		計	92,055,915
	経済産業省所管合計		936,545,520
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	126,450,184
		国土交通本省施設費	77,760
		住宅対策事業費	1,600,000
		住宅対策諸費	36,653,762

		住宅市場整備推進費	5,592,578
		総合的バリアフリー推進費	44,198
		海洋環境対策費	148,271
		港湾環境整備事業費	815,820
		道路環境等対策費	605,939
		道路環境改善事業費	116,473,000
		水資源対策費	155,370
		水資源開発事業費	11,624,017
		緑地環境対策費	150,000
		国営公園等事業費	18,397,536
		水環境対策費	179,010
		都市水環境整備事業費	21,163,829
		下水道事業費	5,045,196
		地球温暖化防止等対策費	10,489,424
		災害情報整備推進費	6,830
		住宅・市街地防災対策費	316,048
		市街地防災事業費	400,000
		住宅防災事業費	111,646,000
		都市公園防災事業費	2,737,000
		下水道防災事業費	242,000
		水害・土砂災害対策費	286,733
		河川管理施設整備費	102,615
		河川整備事業費	399,493,166
		多目的ダム建設事業費	84,173,633
		総合流域防災事業費	6,724,000
		砂防事業費	83,867,889
		急傾斜地崩壊対策等事業費	16,000
		災害対策等緊急事業推進費	13,438,000
		海岸事業費	21,241,274
		公共交通等安全対策費	1,949,043
		独立行政法人航空大学校運営費	2,380,718
		独立行政法人航空大学校施設整備費	85,368
		鉄道安全対策事業費	5,012,000
		道路交通安全対策費	356,577
		道路交通安全対策事業費	479,873,750

		総合的物流体系整備推進費	2,891,188
		港湾事業費	179,881,119
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	920,182
		景観形成推進費	200,000
		地域連携道路事業費	536,582,250
		整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,500,000
		整備新幹線整備事業費	75,450,000
		空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	3,279,265
		北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,598,000
		離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	234,000
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	16,516,813
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	13,953,000
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	2,010,000
		都市・地域づくり推進費	1,850,022
		都市再生・地域再生整備事業費	31,571,703
		鉄道網整備推進費	438,556
		鉄道網整備事業費	19,664,000
		地域公共交通維持・活性化推進費	21,912,024
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	249,947
		都市・地域交通整備事業費	640,000
		道路交通円滑化推進費	116,170
		道路交通円滑化事業費	189,711,000
		社会資本整備・管理効率化推進費	1,484,233
		不動産市場整備等推進費	5,205,222
		建設市場整備推進費	901,609
		国土交通統計調査費	625,790

		国土調査費	6,757,350
		自動車運送業市場環境整備推進費	105,490
		海事産業市場整備等推進費	1,327,037
		独立行政法人海技教育機構運営費	7,180,959
		独立行政法人海技教育機構施設整備費	225,235
		国土形成推進費	529,082
		社会資本総合整備事業費	1,882,205,000
		官民連携基盤整備推進調査費	325,000
		地理空間情報整備・活用推進費	135,490
		離島振興費	5,040,305
		離島振興事業費	59,084,538
		北海道総合開発推進費	787,188
		北海道開発事業費	480,125,026
		北海道特定特別総合開発事業推進費	4,443,000
		技術研究開発推進費	2,105,173
		国立研究開発法人土木研究所運営費	8,577,436
		国立研究開発法人土木研究所施設整備費	375,146
		国立研究開発法人建築研究所運営費	1,753,861
		国立研究開発法人建築研究所施設整備費	88,006
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,122,563
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	109,126
		独立行政法人自動車技術総合機構運営費	752,131
		情報化推進費	2,132,168
		国際協力費	1,469,642
		官庁施設保全等推進費	168,737
		官庁営繕費	17,823,293
		附帯工事費	19,263,000
		受託工事費	62,818,000

官報（号外）

		治水海岸事業調査諸費	146,560	
		水資源開発事業調査諸費	1,983	
		道路整備事業調査諸費	67,986	
		港湾事業調査諸費	79,125	
		都市開発事業調査諸費	24,297	
		都市水環境整備事業調査諸費	6,504	
		住宅建設事業調査諸費	99,238	
		国営公園等事業調査諸費	31,092	
		下水道事業調査諸費	87,804	
		河川等災害復旧事業費	40,490,512	
		住宅施設災害復旧事業費	100,000	
		鉄道施設災害復旧事業費	910,000	
		河川等災害関連事業費	12,293,981	
		自動車安全特別会計へ繰入	2,320,307	
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	286,058	
		北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	25,000	
		離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	9,000	
		計	5,308,209,060	
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,143,165	
		国土技術政策総合研究所施設費	95,249	
		技術研究開発推進費	455,572	
		治水海岸事業工事諸費	612,685	
		道路整備事業工事諸費	518,175	
		港湾空港整備事業工事諸費	206,762	
		計	5,031,608	
	国土地理院	国土地理院共通費	5,493,986	
		国土地理院施設費	96,306	
		災害情報整備推進費	516,557	
		地理空間情報整備・活用等推進費	3,439,510	
		技術研究開発推進費	93,986	
		計	9,640,345	

	海難審判所	海難審判所共通費	945,201
		海難審判費	25,906
		計	971,107
	地方整備局	地方整備局共通費	32,975,388
		地方整備推進費	1,024,074
		治水海岸事業工事諸費	92,222,793
		道路整備事業工事諸費	83,187,839
		港湾空港整備事業工事諸費	19,335,376
		都市環境整備事業工事諸費	10,022,667
		国営公園等事業工事諸費	1,811,372
		河川等災害復旧事業等工事諸費	551,710
		計	241,131,219
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,105,611
		北海道開発局施設費	20,161
		北海道開発行政推進費	255,400
		北海道治水海岸事業工事諸費	10,887,000
		北海道道路整備事業工事諸費	18,496,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	3,351,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,665,000
		北海道国営公園等事業工事諸費	118,956
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	10,025,018
		北海道災害復旧事業等工事諸費	15,797
		計	53,939,943
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,299,839
		地方運輸行政推進費	1,226,586
		計	21,526,425
	地方航空局	地方航空局共通費	2,108,260
		地方航空行政推進費	42,343
		計	2,150,603
	観光庁	観光庁共通費	2,420,890
		観光振興費	12,850,400

		国際観光旅客税財源観光振興費	1,950,000
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	7,917,173
		国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,300,000
		計	26,438,463
	気象庁	気象官署共通費	36,148,218
		気象官署施設費	780,271
		観測予報等業務費	17,248,822
		気象研究所	2,626,017
		計	56,803,328
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,142,294
	海上保安庁	海上保安官署共通費	103,596,947
		海上保安官署施設費	1,244,329
		船舶交通安全及海上治安対策費	68,985,429
		船舶建造費	28,465,318
		船舶交通安全基盤整備事業費	8,208,867
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	730,133
		計	211,231,023
	国土交通省所管合計		5,939,215,418
環境省	環境本省	環境本省共通費	13,652,761
		地球温暖化対策推進費	1,409,294
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	135,400,000
		地球環境保全等試験研究費	211,186
		地球環境保全費	2,185,879
		大気・水・土壌環境等保全費	5,795,990
		廃棄物・リサイクル対策推進費	11,673,836
		廃棄物処理施設整備費	36,791,403
		生物多様性保全等推進費	6,227,207
		環境保全施設整備費	1,628,577
		国際観光旅客税財源国際観光資源整備費	250,000

		自然公園等事業費	7,090,894
		化学物質対策推進費	2,074,302
		環境保健対策推進費	16,557,711
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	7,361,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	893,840
		環境政策基盤整備費	6,308,570
		環境調査研修所	1,262,623
		環境調査研修所施設費	218,354
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	6,601,247
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	13,370,483
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	369,953
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	134,139
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,597
		自然公園等事業工事諸費	503,106
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	278,006,952
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	4,199,503
		地方環境事務所施設費	38,761
		地方環境対策費	2,229,960
		計	6,468,224
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	4,424,491
		原子力安全確保費	4,616,455
		放射能調査研究費	1,500,428
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	32,300,000
		計	42,841,374
	環境省所管合計		327,316,550

官報（号外）

防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	794,411,610
		防衛本省施設費	3,499,147
		自衛官給与費	1,413,747,217
		武器車両等整備費	726,382,261
		艦船整備費	96,865,997
		航空機整備費	767,332,099
		平成26年度甲型警備艦建造費	16,945,957
		平成26年度潜水艦建造費	13,009,255
		平成27年度甲Ⅳ型警備艦建造費	32,913,671
		平成27年度潜水艦建造費	16,168,923
		平成28年度甲Ⅳ型警備艦建造費	16,823,755
		平成28年度潜水艦建造費	18,909,464
		平成29年度潜水艦建造費	1,362,017
		平成30年度甲Ⅴ型警備艦建造費	343,706
		平成30年度潜水艦建造費	106,699
		在日米軍等駐留関連諸費	421,209,507
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,020,478
		防衛協力・交流等推進費	500,155
		防衛力基盤整備費	698,018,274
		計	5,041,570,192
	地方防衛局	地方防衛局	19,895,663
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	19,427,822
		防衛装備庁施設費	19,213
		防衛力基盤整備費	110,191,312
		計	129,638,347
	防衛省所管合計		5,191,104,202
歳出総計			97,712,769,411

乙号　継　　続　　費

（既定分の総額及び年割額は、今次の国会に提出中の平成29年度補正予算の改定額を掲げてある。）

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成26年度（千円）	平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	平成29年度（千円）	平成30年度（千円）	平成31年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成26年度甲型警備艦建造費								
		既定	74,966,337	1,128,411	6,422,916	16,976,763	33,492,361	16,945,886	—	
		改定	74,966,408	1,128,411	6,422,916	16,976,763	33,492,361	16,945,957	—	平成26年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成26年度潜水艦建造費								
		既定	52,136,326	101,492	9,746,572	19,687,450	9,591,638	13,009,174	—	
		改定	52,136,407	101,492	9,746,572	19,687,450	9,591,638	13,009,255	—	平成26年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成27年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	82,719,587	—	282,914	9,104,579	20,749,746	32,908,626	19,673,722	
		改定	82,723,280	—	282,914	9,104,579	20,749,746	32,913,671	19,672,370	平成27年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成27年度（千円）	平成28年度（千円）	平成29年度（千円）	平成30年度（千円）	平成31年度（千円）	平成32年度（千円）	事由
		平成27年度潜水艦建造費								
		既定	65,907,172	125,700	11,880,634	21,659,924	16,168,856	16,072,058	—	
		改定	65,907,207	125,700	11,880,634	21,659,924	16,168,923	16,072,026	—	平成27年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

		平成28年度甲Ⅳ型警備艦建造費							
		既定	85,896,871	—	165,099	8,566,162	16,816,593	38,365,798	21,983,219	
		改定	85,908,681	—	165,099	8,566,162	16,823,755	38,371,913	21,981,752	平成28年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成28年度潜水艦建造費								
		既定	68,749,758	—	1,169,501	9,862,817	18,900,785	23,012,297	15,804,358	
		改定	68,758,436	—	1,169,501	9,862,817	18,909,464	23,012,356	15,804,298	平成28年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額						事由
				平成29年度 (千円)	平成30年度 (千円)	平成31年度 (千円)	平成32年度 (千円)	平成33年度 (千円)	平成34年度 (千円)	
		平成29年度潜水艦建造費								
		既定	79,939,319	252,287	1,352,399	22,981,614	27,321,546	28,031,473	—	
		改定	79,958,010	252,287	1,362,017	22,990,687	27,321,600	28,031,419	—	平成29年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成30年度甲Ⅴ型警備艦建造費	105,498,441	—	343,706	4,771,747	44,520,931	55,862,057	—	甲Ⅴ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成30年度潜水艦建造費	71,717,961	—	106,699	1,666,648	20,680,764	26,214,202	23,049,648	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

官報（号外）

丙号 繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費	室費	(項) 宮廷費のうち
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	参議院	(項) 参議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発経費に限る。）
		会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち
		サイバーセキュリティ施策評価事務委託費
		内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
	人事院	(項) 人事院のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）

所管	組織	事項
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府共通費のうち
		社会保障・税番号制度システム開発等委託費
		内閣本府施設費
		地方創生支援費のうち
		地方創生支援事業費補助金（自治体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業費に限る。）
		科学技術イノベーション創造推進費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。）
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		防災政策費のうち
		災害関係調査費（総合防災情報システム開発経費に限る。）
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金
		沖縄離島活性化推進事業費補助金
		沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金
		沖縄科学技術大学院大学学園補助金（研究棟設備整備費、実験基盤整備費、最先端研究・研究支援経費及び知的・産業クラスター形成推進経費のうち研究費に限る。）

官報（号外）

		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金			特定有人国境離島地域社会維持推進交付金
		拠点返還地跡地利用推進交付金	国際平和協力本部	(項)	国際平和協力本部のうち
		不発弾等処理交付金			国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）
		沖縄振興交付金事業推進費	官民人材交流センター	(項)	官民人材交流センターのうち
		沖縄北部連携促進特別振興事業費			応募認定退職者等再就職支援委託費
		沖縄教育振興事業費	沖縄総合事務局	(項)	沖縄治水事業工事諸費のうち
		沖縄開発事業費			超過勤務手当
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費			日額旅費
		共生社会政策費のうち			工事雑費
		地域子供の未来応援交付金			沖縄道路整備事業工事諸費のうち
		男女共同参画社会形成促進費のうち			超過勤務手当
		地域女性活躍推進交付金			日額旅費
		食品安全政策費のうち			工事雑費
		食品健康影響評価技術研究委託費			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
		沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			超過勤務手当
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			日額旅費
	地方創生推進事務局	(項) 地方創生推進費			工事雑費
		地方創生基盤整備事業推進費			沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
	宇宙開発戦略推進事務局	(項) 宇宙開発戦略推進事務局のうち			超過勤務手当
		実用準天頂衛星システム開発等委託費			日額旅費
	子ども・子育て本部	(項) 子ども・子育て本部のうち			工事雑費
		地域少子化対策重点推進交付金			沖縄国営公園事業工事諸費のうち
	総合海洋政策推進事務局	(項) 有人国境離島政策推進費のうち			超過勤務手当
		諸謝金（有人国境離島政策の推進に向けた調査経費に限る。）			日額旅費
					工事雑費

	警察庁	(項) 警察庁施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 警察庁施設費 通信施設整備費 交通警察費のうち 都道府県警察施設整備費補助金 警察活動基盤整備費のうち 警察通信機器整備費（広域犯罪対策通信機器整備経費及び移動無線通信機器整備経費に限る。） 都道府県警察施設整備費補助金			電子政府・電子自治体推進費のうち 情報処理業務庁費（情報提供ネットワークシステム経費、情報提供ネットワークシステムセキュリティ対策強化経費及び次期電子政府総合窓口システム整備費に限る。） 社会保障・税番号制度システム開発等委託費（公的個人認証サービス活用手段拡大事業費に限る。） 個人番号カード交付事業費補助金 個人番号カード交付事務費補助金 情報通信技術研究開発推進費のうち 情報通信技術研究開発推進業務庁費（ＩｏＴセキュリティ総合対策推進事業費に限る。） 情報通信技術研究開発委託費（海洋資源調査次世代衛星通信技術研究開発事業費に限る。） 情報通信技術高度利活用推進費のうち 情報通信技術研究開発調査費（ＩＣＴスマートシティ整備推進事業費及びふるさとテレワーク推進事業費のうち経理検査等業務経費に限る。） 情報通信技術利活用事業費補助金（ＩＣＴスマートシティ整備推進事業費及びふるさとテレワーク推進事業費に限る。） 情報通信利用促進支援事業費補助金（放送コンテンツ海外展開強化事業費に限る。） 情報通信技術利用環境整備費のうち 放送ネットワーク整備支援事業費補助金
	金融庁	(項) 金融庁共通費のうち 情報処理業務庁費（金融庁ネットワークシステム開発経費及び金融庁業務支援統合システム開発経費に限る。） 金融政策費のうち 諸謝金（金融機能の強化のための特別措置に係る調査経費に限る。） 金融政策業務庁費（グローバル金融連携センター研究員受入支援経費に限る。） 情報処理業務庁費（有価証券報告書等電子開示システム開発経費に限る。）			
	消費者庁	(項) 消費者政策費のうち 地方消費者行政強化交付金			
総務省	総務本省	(項) 総務本省施設費 地域振興費のうち 地域経済循環創造事業交付金 過疎地域等自立活性化推進交付金			

官報（号外）

			情報通信基盤整備推進補助金
			電波利用料財源電波監視等実施費のうち
			施設施工旅費
			電波監視等業務庁費（三浦電波監視センター耐震化事業費に限る。）
			電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大のための研究開発事業費並びに電波の安全性に関する調査及び評価技術事業費に限る。）
			施設整備費
			無線システム普及支援事業費等補助金
			情報通信国際戦略推進費のうち
			情報通信国際戦略推進業務庁費（ＩＣＴ国際競争力強化パッケージ支援事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発調査費（ＩＣＴ国際競争力強化パッケージ支援事業費に限る。）
			恩給費のうち
			恩給支給業務庁費（恩給事務総合システム開発経費に限る。）
			国会議員互助年金
			文官等恩給費
			旧軍人遺族等恩給費
	総合通信局	(項)	電波利用料財源電波監視等実施費のうち
			電波監視等業務庁費（三浦電波監視センター耐震化事業費に限る。）
	消防庁	(項)	消防庁施設費
			消防防災体制等整備費のうち
			消防防災等業務庁費（緊急消防援助隊災害対応力強化事業費のうちエネルギー・産業基盤災害即応部隊強化事業費に限る。）
			消防防災技術研究開発委託費
			緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費、救助消防ヘリコプター付属設備整備費及び消防救急デジタル無線設備整備費に限る。）
			消防防災施設整備費補助金
法務省	法務本省	(項)	更生保護企画調整推進費のうち
			更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）
			法務省施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
	法務局	(項)	登記事務処理費のうち
			登記業務庁費（登記所備付地図修正経費に限る。）
			登記業務庁費（長期相続登記未了土地調査経費に限る。）
外務省	外務本省	(項)	外務本省施設費
			地域別外交費のうち
			遺棄化学兵器調査事業等委託費
			旧外地特別会計承継債務払戻金
			経済協力費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費
			独立行政法人国際協力機構施設整備費
	在外公館	(項)	在外公館共通費のうち
			在外公館設備整備費（移転関係経費及び自家発電設備整備工事経費に限る。）
			政府開発援助在外公館設備整備費（移転関係経費及び自家発電設備整備工事経費に限る。）
			在外公館施設費

財務省	財務本省	(項) 財務本省施設費			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設整備に係る設備整備費に限る。）
		財政健全化推進費のうち			公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。）
		歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム機能改善等経費に限る。）			認定こども園施設整備交付金
		公務員宿舎施設費			独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費
		特定国有財産整備費			高等教育振興費のうち
	財務局	(項) 財務局施設費			国立大学改革強化推進補助金
		財務局業務費のうち			国立大学法人先端研究推進費補助金
		国有財産管理処分庁費（建物及び工作物解体撤去経費に限る。）			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
		合同宿舎管理費（建物及び工作物解体撤去経費に限る。）			私立学校振興費のうち
		普通財産維持費（崖地等補修経費に限る。）			私立学校施設整備費補助金
	税関	(項) 税関施設費			科学技術・学術政策推進費のうち
		船舶建造費			政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金
	国税庁	(項) 国税庁施設費			地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
		税務業務費のうち			研究振興費のうち
		税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費、国税総合管理システムオープンシステム化開発経費及び社会保障・税番号制度関係システム開発経費に限る。）			科学技術試験研究委託費
		成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）			特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備費及び次世代超高速電子計算機システム研究開発経費に限る。）
文部科学省	文部科学本省	(項) 文部科学本省施設費			高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金
		生涯学習振興費のうち			国際研究拠点形成促進事業費補助金
		放送大学学園補助金（教材作成事業費及び放送事業費に限る。）			共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金
		放送大学学園施設整備費補助金			科学研究費補助金
		初等中等教育等振興費のうち			研究大学強化促進費補助金
		教職員研修費（高等学校等就学支援金事務処理システム開発経費に限る。）			

官報（号外）

		特定先端大型研究施設整備費補助金				核変換技術研究開発費補助金
		高性能汎用計算機高度利用事業費補助金				廃炉研究等推進事業費補助金
		国立大学法人施設整備費				国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費
		研究開発推進費のうち				国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費
		科学技術試験研究委託費				国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
		地球観測技術等調査研究委託費				公立文教施設整備費のうち
		原子力施設廃止措置研究等委託費				公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
		先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金				公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
		医療研究開発推進事業費補助金（研究開発費並びに研究開発基盤経費のうちオールジャパンでの医薬品創出プロジェクト経費、革新的医療技術創出拠点プロジェクト経費、疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト経費及びナショナルバイオリソースプロジェクト経費に限る。）			公立学校施設整備費負担金
						学校施設環境改善交付金
				スポーツ庁	(項)	私立学校振興費
						スポーツ振興施設費
				文化庁	(項)	文化庁施設費
		次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金				独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費
		人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金				文化財保存事業費のうち
		核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化のための技術開発経費に限る。）				国有文化財保存整備費
						国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
						史跡等購入費補助金
		環境技術等研究開発推進事業費補助金				文化財保存施設整備費
						独立行政法人国立文化財機構施設整備費
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助金	厚生労働省	厚生労働本省	(項)	厚生労働本省施設費
		地球観測システム研究開発費補助金				国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費
		先進的核融合研究開発費補助金				国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費
		国際宇宙ステーション開発費補助金				国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費
		基幹ロケット高度化推進費補助金				

食品等安全確保対策費のうち 食品等試験検査費（添加物等安全性確認費及び食品添加物指定費に限る。） 水道施設整備費 生活基盤施設耐震化等対策費 保育対策費のうち 保育対策事業費補助金（保育所等改修支援事業費及び保育環境改善等事業費に限る。） 保育所等整備交付金 児童福祉施設整備費 社会福祉諸費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 社会事業学校施設整備費 遺族及留守家族等援護費のうち 遺族等年金 戦没者慰霊事業費のうち 遺骨収集等旅費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。） 遺骨収集等庁費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。） 遺骨収集等委託費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。） 戦没者慰霊碑建設費 中国残留邦人等支援事業費のうち 引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。） 障害保健福祉費のうち 保健福祉調査委託費（医療的ケア児等医療情報共有サービス基盤構築事業費に限る。） 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金		感染症対策費のうち 医薬品製剤化等業務庁費（プレパンデミックワクチン製剤化経費に限る。） ワクチン等購入費（ワクチン購入経費に限る。） 医薬品買上費 特定疾患等対策費のうち ハンセン病名誉回復事業等庁費（歴史的建造物補修経費に限る。） 医療情報システム開発等委託費 医療提供体制基盤整備費のうち 医療施設等施設整備費補助金 医療施設等災害復旧費補助金 医療提供体制施設整備交付金 医療保険給付諸費のうち 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（レセプト情報等を活用したデータヘルス支援事業費、国保データベースシステム機能改善経費、高額療養費制度の見直し等に伴うシステム改修費及び後期高齢者医療請求支払システム機器更改経費に限る。） 国民健康保険団体連合会等補助金（国保データベースシステム機能改善経費に限る。） 国民健康保険制度関係業務事業費補助金（国民健康保険保険者標準事務処理システム改修等経費に限る。） 医療費適正化推進費のうち 医療費適正化対策推進業務委託費（健康・医療・介護データ連結解析事業費に限る。） 保健衛生施設整備費		

			都道府県労働局	（項）	都道府県労働局共通費のうち 移転費
					都道府県労働局施設費
			中央労働委員会	（項）	労使関係等安定形成促進費のうち 庁費（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理経費に限る。）
			農林水産本省	（項）	農林水産本省施設費
					農林水産物・食品輸出促進対策費のうち 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（戦略的輸出拡大サポート事業費に限る。）
					農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出環境整備推進事業費のうち既存添加物等申請支援事業費及び植物品種等海外流出防止総合対策事業費のうち海外出願促進対策事業費に限る。）
					食料安全保障確立対策費のうち 食料安全保障確立対策推進交付金
					食料安全保障確立対策整備交付金
					担い手育成・確保等対策費のうち 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金（担い手育成・確保等支援事業費補助金に限る。）
					担い手育成・確保等対策事業費補助金（農業人材力強化総合支援事業費のうち農の雇用事業費に限る。）
					担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金
					農地集積・集約化等対策費のうち 荒廃農地発生防止・解消対策交付金
					農地集積・集約化対策整備交付金
		社会福祉施設整備費			
		公的年金制度運営諸費のうち 年金生活者支援給付金支給準備国民健康保険中央会補助金			
		年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金			
		介護保険制度運営推進費のうち 介護保険事業費補助金（介護保険制度の見直し等に伴うシステム改修費に限る。）			
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金			
		厚生労働調査研究等推進費のうち 医療情報システム開発等委託費			
		厚生労働科学研究費補助金			
		医療研究開発推進事業費補助金			
		国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金			
		厚生労働行政推進調査事業費補助金			
		保健衛生医療調査等推進事業費補助金			
		社会保障・税番号活用推進費のうち 社会保障・税番号制度システム整備費補助金			
		水道施設災害復旧事業費			
	検疫所	（項）検疫所施設費			
	国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費			
	厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所施設費			
	国立更生援護機関	（項）国立更生援護機関施設費			
	地方厚生局	（項）地方厚生局共通費のうち 移転費			

			農山漁村活性化対策費のうち	農業生産基盤整備推進費のうち
			農山漁村活性化対策整備交付金	農業生産基盤整備推進環境調査費
			農山漁村地域整備事業費	特殊自然災害対策整備費補助金
			風水害等対策費	農業水利施設保全管理整備交付金
			受託工事等実施費のうち	海岸事業費
			受託工事費	農業生産基盤整備事業費
			農業施設災害復旧事業費	農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			農業施設災害関連事業費	国産農産物生産・供給体制強化対策費のうち
	農林水産本省検査指導機関	（項）	農林水産本省検査指導所施設費	甘味資源作物・国内産糖調整交付金
	農林水産技術会議	（項）	農林水産技術会議施設費	独立行政法人家畜改良センター施設整備費
			国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	先端技術活用生産・流通体制強化対策費のうち
			国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	先端技術活用生産・流通体制強化対策事業費補助金（温室野菜栽培プロジェクトに係る調査事業費補助金に限る。）
	地方農政局	（項）	地方農政局のうち	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
			移転費	農業・食品産業強化対策費
			地方農政局施設費	6次産業化市場規模拡大対策費のうち
			海岸事業工事諸費のうち	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金
			超過勤務手当	農山漁村6次産業化対策費のうち
			日額旅費	農山漁村6次産業化対策事業費補助金（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業費に限る。）
			工事雑費	
			農業生産基盤整備事業工事諸費のうち	
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			農業施設災害復旧事業等工事諸費	
	林野庁	（項）	林野庁施設費	
			国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	

官報（号外）

		森林整備・保全費のうち 国有林野森林整備・保全管理費（森林景観を活かした観光資源の整備事業費のうち環境整備事業費及び民国連携木材供給加速化対策事業費に限る。） 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金（優良種苗低コスト生産推進事業費のうち採種園等の造成・改良事業費に限る。） 森林整備・保全費補助金（花粉発生源対策推進事業費のうち花粉症対策苗木への植替促進事業費に限る。） 治山事業費 森林整備事業費のうち 森林環境保全整備事業費 森林居住環境整備事業費 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 美しい森林づくり基盤整備交付金 林業振興対策費のうち 林業振興事業費補助金（林業担い手育成対策強化事業費のうち緑の雇用新規就業者育成推進事業費に限る。） 林産物供給等振興対策費のうち 林産物供給等振興事業費補助金（木材産業・木造建築活性化対策事業費のうち非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業費に限る。） 森林整備・林業等振興対策費のうち 森林整備・林業等振興整備交付金 治山事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費	水産庁	(項)	森林整備事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 山林施設災害復旧事業等工事諸費 水産庁施設費 国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費 水産資源回復対策費のうち 水産資源回復対策調査等委託費（海産物の共同増養殖プロジェクトに関する調査事業費に限る。） さけ・ます漁業協力事業費補助金 水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金 船舶建造費 漁業経営安定対策費のうち 漁業経営安定対策事業費補助金（再編整備等推進支援事業費及び漁業構造改革総合対策事業費のうち漁業構造改革支援事業費に限る。） 漁業経営安定対策事業費補助金（有害生物漁業被害防止総合対策事業費のうち有害生物漁業被害防止対策事業費に限る。） 漁業経営安定対策事業費補助金（漁業人材育成総合支援事業費のうち新規漁業就業者確保事業費に限る。） 漁村振興対策費のうち 水産物加工・流通等対策事業費補助金（国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業費のうち特定水産物供給平準化事業費に限る。）

			情報技術利活用促進費のうち
			成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費
			産業保安・危機管理費のうち
			高圧ガス設備産業保安強化事業費補助金
			休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
			海外市場開拓支援費のうち
			政府開発援助海外開発計画調査委託費（質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費に限る。）
			地域経済活性化対策費のうち
			地域新成長産業創出促進事業費補助金
			工業用水道事業費
		資源エネルギー庁	（項） 鉱物資源安定供給確保費のうち
			希少金属資源開発推進基盤整備委託費
		中小企業庁	（項） 経営革新・創業促進費のうち
			中小企業経営支援等対策委託費（戦略的基盤技術高度化・連携事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（ふるさと名物応援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（地域創業活性化支援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業費に限る。）
			中小企業経営支援等対策費補助金（地域・まちなか商業活性化支援事業費に限る。）
			漁村振興対策地方公共団体整備費補助金
			海岸事業費
			水産基盤整備費
			水産業強化対策費のうち
			水産業強化対策整備交付金
			漁港施設災害復旧事業費
			漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	（項）	経済産業本省共通費のうち
			情報処理業務庁費（電力・ガス市場監視ツール開発経費に限る。）
			経済産業本省施設費
			技術革新促進・環境整備費のうち
			産業技術研究開発委託費
			基準認証政策推進費のうち
			工業標準化推進事業委託費（戦略的国際標準化加速事業費のうち国際標準開発事業費に限る。）
			ものづくり産業振興費のうち
			産業技術研究開発委託費（宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費に限る。）
			産業技術研究開発委託費（政府衛星データのオープンアンドフリー化・データ利用環境整備事業費及び衛星データ統合活用実証事業費に限る。）
			中小企業医療研究開発推進事業費補助金
			医療研究開発推進事業費補助金（ロボット介護機器開発・標準化事業費、健康・医療情報を活用した行動変容促進事業費、未来医療を実現する医療機器・システム研究開発経費、次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発経費及び再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発経費に限る。）

官報（号外）

		中小企業事業環境整備費のうち 中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業費及びジャパンブランド育成支援事業費に限る。）			多目的ダム建設事業費 総合流域防災事業費 砂防事業費 急傾斜地崩壊対策等事業費 災害対策等緊急事業推進費 海岸事業費 公共交通等安全対策費のうち 情報処理業務庁費（運送事業者監査総合情報システム改修経費に限る。） 独立行政法人航空大学校施設整備費 鉄道安全対策事業費 道路交通安全対策事業費 総合的物流体系整備推進費のうち 総合的物流体系整備推進調査費（国際戦略港湾コンテナターミナル高度化実証事業費に限る。） 国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金 港湾機能高度化事業費補助金 港湾事業費 エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 景観形成推進費のうち 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金 地域連携道路事業費のうち 地域連携道路事業費 営繕宿舎費 道路調査費 地域連携道路事業費補助 高速道路連結部整備事業費補助
国土交通省	国土交通本省	（項）国土交通本省施設費 住宅対策事業費 住宅市場整備推進費のうち 住宅市場整備推進等事業費補助金（住宅ストック維持・向上促進事業費に限る。） 港湾環境整備事業費 道路環境等対策費のうち 低公害車普及促進対策費補助金 道路環境改善事業費 水資源開発事業費 国営公園等事業費 都市水環境整備事業費 下水道事業費 地球温暖化防止等対策費のうち 住宅・建築物環境対策事業費補助金 住宅・市街地防災対策費のうち 都市安全確保促進事業費補助金 災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金（施設整備事業費に限る。） 市街地防災事業費 住宅防災事業費 都市公園防災事業費 下水道防災事業費 河川整備事業費			

		道路調査費補助			都市機能立地支援事業費補助
		特定連絡道路工事資金貸付金			都市開発資金貸付金
		整備新幹線建設推進高度化等事業費			鉄道網整備推進費のうち
		整備新幹線整備事業費			新線調査費等補助金（都心直結線調査経費に限る。）
		空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			鉄道網整備事業費
		北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			地域公共交通維持・活性化推進費のうち
		離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設及び旅客船の整備費に限る。）
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			地方空港受入環境整備事業費補助金（施設整備費に限る。）
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			都市・地域交通整備事業費
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入			道路交通円滑化事業費
		都市・地域づくり推進費のうち			国土調査費のうち
		防災集団移転促進事業費補助金			測量庁費（都市部官民境界基本調査経費及び山村境界基本調査経費に限る。）
		集落活性化推進事業費補助金			地籍整備推進調査費補助金
		半島振興広域連携促進事業費補助金			地籍調査費負担金
		民間まちづくり活動促進事業費補助金（社会実験・実証事業等実施経費に限る。）			海事産業市場整備等推進費のうち
		集約都市形成支援事業費補助金			海事産業関連技術研究開発費補助金
		国際競争力強化促進事業費補助金			独立行政法人海技教育機構施設整備費
		歴史的風致活用国際観光支援事業費補助金			社会資本総合整備事業費
		都市再生・地域再生整備事業費のうち			離島振興費のうち
		市街地再開発事業費補助			離島活性化交付金
		都市再生推進事業費補助			奄美群島振興交付金
					小笠原諸島振興開発事業費補助
					離島振興事業費
					北海道総合開発推進費のうち
					北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）
					北海道開発事業費

官報（号外）

		北海道特定特別総合開発事業推進費			道路整備事業工事諸費のうち
		技術研究開発推進費のうち			超過勤務手当
		技術研究開発調査費（公共工事における新技術導入促進調査経費に限る。）			工事雑費
		技術研究開発費補助金			港湾空港整備事業工事諸費のうち
		鉄道技術開発費補助金			超過勤務手当
		国立研究開発法人土木研究所施設整備費			工事雑費
		国立研究開発法人建築研究所施設整備費	国土地理院	(項)	国土地理院施設費
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費			地理空間情報整備・活用等推進費のうち
		官庁営繕費のうち			測量庁費（航空重力測量経費に限る。）
		施設施工旅費			測量庁費（空中写真撮影・正射画像作成経費に限る。）
		施設施工庁費	地方整備局	(項)	治水海岸事業工事諸費のうち
		施設整備費			超過勤務手当
		附帯工事費のうち			日額旅費
		附帯工事費			工事雑費
		道路附属物等復旧費			道路整備事業工事諸費のうち
		受託工事費のうち			超過勤務手当
		受託工事費			日額旅費
		河川等災害復旧事業費			工事雑費
		住宅施設災害復旧事業費			港湾空港整備事業工事諸費のうち
		鉄道施設災害復旧事業費			超過勤務手当
		河川等災害関連事業費			日額旅費
		北海道農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入			工事雑費
		離島農業生産基盤整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入			都市環境整備事業工事諸費のうち
	国土技術政策総合研究所	(項) 国土技術政策総合研究所施設費			超過勤務手当
		治水海岸事業工事諸費のうち			日額旅費
		超過勤務手当			工事雑費
		工事雑費			河川等災害復旧事業等工事諸費

	北海道開発局	（項）	北海道開発局施設費
			北海道治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道都市環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道国営公園等事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道災害復旧事業等工事諸費
	観光庁	（項）	観光振興費のうち
			訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（施設整備費に限る。）
			訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金

	気象庁	（項）	気象官署施設費
	海上保安庁	（項）	海上保安官署施設費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			船舶交通安全及海上治安対策費のうち
			航空機及船舶運航費（飛行管理装置整備経費に限る。）
			移転費
			航空機購入費
			船舶建造費
			船舶交通安全基盤整備事業費
			船舶交通安全基盤整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事施行旅費
			工事雑費
環境省	環境本省	（項）	環境本省共通費のうち
			施設施工庁費（環境省新庁舎設計費に限る。）
			地球温暖化対策推進費のうち
			地球温暖化対策推進事業費補助金
			地球環境保全等試験研究費
			大気・水・土壌環境等保全費のうち
			不発弾廃棄処理業務庁費
			地域環境保全対策費補助金
			土壌汚染対策事業補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）
			廃棄物・リサイクル対策推進費のうち
			産業廃棄物適正処理推進費補助金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業費に限る。）

			環境政策基盤整備費のうち	
			公害調査費（いぶき観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備費に限る。）	
			公害調査等委託費（子どもの健康と環境に関する全国調査経費に限る。）	
			環境調査研修所施設費	
			国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	
			自然公園等事業工事諸費のうち	
			超過勤務手当	
			工事施行旅費	
			工事雑費	
			廃棄物処理施設災害復旧事業費	
		地方環境事務所	（項）地方環境事務所施設費	
		原子力規制委員会	（項）原子力規制委員会共通費のうち	
			施設施工庁費（環境省新庁舎設計費に限る。）	
			原子力安全確保費のうち	
			放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費に限る。）	
			放射能調査研究費のうち	
			放射能測定費（原子力艦放射能測定調査設備整備経費に限る。）	
			放射能測定調査委託費	
	防衛省	防衛本省	（項）防衛本省共通費のうち	
			被服費（仕様の変更に伴う更新経費に限る。）	
			防衛本省施設費	
			武器車両等整備費のうち	
			武器購入費	
			通信機器購入費	
			車両購入費	
			弾薬購入費	
			産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金に限る。）	
			災害等廃棄物処理事業費補助金	
			廃棄物処理施設整備交付金	
			廃棄物処理施設整備費のうち	
			廃棄物処理施設整備事業調査費	
			廃棄物処理施設整備費補助	
			循環型社会形成推進交付金	
			生物多様性保全等推進費のうち	
			環境保全調査費（特定民有地買上事業費に限る。）	
			環境保全調査費（国立公園等施設利用環境整備事業費に限る。）	
			環境保全調査費（国立公園等シカ管理対策事業費に限る。）	
			環境保全調査費（特定外来生物駆除等事業費に限る。）	
			不動産購入費	
			環境保全施設整備費補助金	
			鳥獣捕獲等事業交付金	
			環境保全施設整備費	
			国際観光旅客税財源国際観光資源整備費	
			自然公園等事業費	
			化学物質対策推進費のうち	
			老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費	
			老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費	
			環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。）	
			環境保健対策推進費のうち	
			水俣病総合対策施設整備費補助金	

		諸器材購入費 武器修理費 通信維持費（通信機器修理費に限る。） 車両修理費 諸器材等維持費（諸器材等修理費に限る。） 艦船整備費のうち 艦船建造旅費 艦船建造庁費 艦船修理費 艦艇建造費 航空機整備費 在日米軍等駐留関連諸費のうち 職員旅費（提供施設整備業務旅費に限る。） 職員旅費（防衛施設周辺対策業務旅費及び防衛施設補償等業務旅費に限る。） 在日米軍等駐留関連庁費（提供施設整備業務庁費に限る。） 在日米軍等駐留関連庁費（防衛施設周辺対策業務庁費及び防衛施設補償等業務庁費に限る。） 提供施設等借料 提供施設等整備費 提供施設移設整備費 教育施設等騒音防止対策事業費補助金 施設周辺整備助成補助金 道路改修等事業費補助金 施設周辺整備統合事業費補助金 再編推進事業費補助金 特定防衛施設周辺整備調整交付金 在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金 施設運営等関連見舞金		防衛装備庁	施設運営等関連補償費 防衛力基盤整備費のうち 職員旅費 施設施工旅費 施設施工庁費 防衛施設安定運用業務庁費 油購入費 提供施設等借料 住宅防音工事助成申請等事務委託費 施設整備費 公務員宿舎施設費 提供施設等整備費 不動産購入費 障害防止対策事業費補助金 教育施設等騒音防止対策事業費補助金 施設周辺整備助成補助金 道路改修等事業費補助金 施設周辺整備統合事業費補助金 特定防衛施設周辺整備調整交付金 施設運営等関連見舞金 移転等補償金 施設運営等関連補償費 （項）防衛力基盤整備費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 試験研究費（開発試験費に限る。） 研究用機械器具費 試作品費 防衛技術研究開発委託費 施設整備費 公務員宿舎施設費 不動産購入費

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		儀式用具購入	336,393	平成30年度	平成31年度	儀式用具の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		事務機器借入れ	17,374	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		医療機器借入れ	54,865	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設公開業務	21,254	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設整備	821,625	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	皇室施設の整備については、多くの日数を要するため
国会	衆議院	事務機器等借入れ	243,240	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院職員採用試験問題作成等業務	18,047	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	609,181	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院ネットワークシステム運用等	1,206,774	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	衆議院ネットワークシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業（平成14年度）に係る限度額の増額	30,608	平成30年度	平成30年度以降14箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業（平成17年度）に係る限度額の増額	56,942	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	296,939	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	議事堂本館及び議事堂南側附属建物の施設の整備については、多くの日数を要するため
	参議院	電子計算機等借入れ	467,451	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用参議院施設整備等事業に係る限度額の増額	27,228	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用参議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		参議院施設整備	56,467	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	清水谷議員宿舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	電子計算機等借入れ	2,869,930	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立国会図書館施設整備	3,316,685	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	国立国会図書館本館の施設の整備については、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	庁舎等機械警備	91,170	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		裁判事務支援システム開発等	447,792	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	裁判事務支援システムの開発等については、多くの日数を要するため
		裁判所施設整備	4,697,244	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎ほか7件の施設の整備については、多くの日数を要するため
会計検査院	会計検査院	仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	31,216	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		決算確認システム開発	305,603	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	決算確認システムの開発については、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	56,908	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣	内閣官房	庁舎管理運営業務	15,236	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	3,921	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	5,763,625	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣官房施設整備	71,829	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム用電子計算機借入れ等	5,181,769	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム開発等	12,140,332	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星施設整備	990,116	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため

官報（号外）

	内閣法制局	法令審査支援システム用電子計算機等借入れ	70,764	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	法令審査支援システム用の電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,297,351	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	936,582	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	743,488	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	2,400	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国家公務員採用試験電子計算機処理業務	62,779	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府	内閣本府	庁舎管理運営業務	118,461	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	8,502	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度コールセンター運営事業	1,087,227	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	社会保障・税番号制度コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	9,574,278	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	140,917	平成30年度	平成30年度以降6箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		社会保障・税番号制度システム開発等	7,196,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	社会保障・税番号制度の導入による情報提供等記録開示システムの開発等については、多くの日数を要するため
		内閣本府施設整備	4,243,895	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	内閣本府庁舎ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		政府広報放送番組制作・放送業務	233,241	平成30年度	平成31年度	政府広報放送番組制作・放送業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		景気ウォッチャー調査事業	124,136	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	景気ウォッチャー調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	28,789,820	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備については、多くの日数を要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理事業監理等支援業務	1,469,500	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	遺棄化学兵器廃棄処理事業の監理等に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		総合防災情報システム保守等	853,151	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	総合防災情報システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		中央防災無線網専用通信回線等利用	254,709	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	中央防災無線網の専用通信回線等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄人材育成修学支援事業費補助	230,569	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	沖縄人材育成修学支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助	309,733	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	沖縄科学技術大学院大学学園が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	2,501,456	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄堰堤維持	696,540	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	福地川福地ダムほか8ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄治水事業発注者支援業務	114,800	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄堰堤公物管理補助業務	559,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う堰堤公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄地域連携道路事業	3,950,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道58号名護東トンネルほか3箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路整備事業発注者支援業務	767,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路交通円滑化事業	23,448,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	一般国道329号南風原高架橋（その3）ほか10箇所の交通円滑化工事及び一般国道58号ほか2箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		沖縄道路維持	1,119,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道58号ほか5箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	170,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路修繕事業	1,330,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道58号修繕ほか5箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄現場事務所営繕	35,229	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	現場事務所の営繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄港湾改修事業	2,240,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	平良港の改修工事については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務	469,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄交通事故重点対策道路事業	900,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道330号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄国営公園事業発注者支援業務	110,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄国営公園維持管理業務	5,551,002	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営沖縄記念公園の維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄かんがい排水事業	1,540,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	宮古伊良部地区仲原地下ダム底原排水トンネル建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		沖縄港湾改修事業費補助	1,895,400	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	3,111	平成30年度	平成31年度	叙勲者名簿等作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済社会総合研究所システム運用管理業務	199,376	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	経済社会総合研究所システムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費動向調査事業	372,013	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	消費動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宇宙開発戦略推進事務局	実用準天頂衛星システム開発等	27,000,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	実用準天頂衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
	子ども・子育て本部	事務機器借入れ	468	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	官民人材交流センター	事務機器借入れ	156	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		再就職支援業務	124,416	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	再就職支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	車両借入れ	12,597	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信設備利用	81,700	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	情報通信設備の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,717,372	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス沖縄道路公物管理補助業務	67,400	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	宮内庁	医療機器借入れ	4,293	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設公開業務	4,286	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公正取引委員会	電子計算機借入れ等	241,683	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	警察庁	事務機器借入れ	71,530	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	9,022	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察庁施設整備	4,069,633	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	関東管区警察学校ほか5件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用警察庁施設整備等事業（平成21年度）に係る限度額の増額	8,141	平成30年度	平成30年度以降7箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用警察庁施設整備等事業」に基づいて実行した大阪府警察学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		違法・有害情報通報受理等業務	364,073	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	違法・有害情報の通報受理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究・鑑定資機材借入れ	54,697	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	研究・鑑定資機材の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス警察総合捜査情報システム開発等	2,774,470	平成30年度	平成30年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う警察総合捜査情報システムの開発等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器借入れ	4,675,258	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器整備	1,673,378	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	4,756,646	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機購入	10,481,294	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	警察用ヘリコプター2機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
	個人情報保護委員会	電子計算機借入れ等	748,243	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	金融庁	電子計算機借入れ等	135,777	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		金融庁ネットワークシステム借入れ等	2,545,408	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	金融庁ネットワークシステムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	10,472	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国際会計基準調査分析等業務	113,510	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国際会計基準の調査分析等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	消費者庁	事務機器借入れ	70,697	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費者庁ネットワークシステム借入れ等	3,027,643	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	消費者庁ネットワークシステムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス消費者庁ネットワークシステム運用支援業務	235,565	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	12,435	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	庁舎管理運営業務	40,299	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	628,374	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	136,032	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	57,868	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	4,032,280	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自治大学校情報システム運用	10,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	自治大学校情報システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース運用	18,122	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベースの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方公共団体共同データベース運用	19,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	地方公共団体共同データベースの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共通情報検索システム運用	82,652	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	共通情報検索システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法制執務業務支援システム運用	228,532	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	法制執務業務支援システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム基盤運用	17,828,557	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	政府情報システム基盤の運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		政府情報システム基盤整備	1,442,502	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	政府情報システム基盤の整備については、多くの日数を要するため
		政府共通ネットワークシステム運用	364,631	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	政府共通ネットワークシステムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期電子政府総合窓口システム整備	2,158,100	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	次期電子政府総合窓口システムの整備については、多くの日数を要するため
		電子政府総合窓口システム等運用	608,549	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	電子政府総合窓口システム等の運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府情報システム管理データベース運用	144,649	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	政府情報システム管理データベースの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文書管理システム整備	1,216,596	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	705,165	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム開発等	857,890	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		地方財政情報管理システム運用	184,680	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	地方財政情報管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電気通信行政情報システム整備	210,302	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電気通信行政情報システムの整備については、多くの日数を要するため
		調達総合情報システム運用	1,001,548	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	調達総合情報システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		調達総合情報システム整備	467,631	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	調達総合情報システムの整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービスインターネット違法・有害情報対応相談業務等	142,377	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うインターネット上の違法・有害情報対応相談業務等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合無線局監理システム運用	745,200	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	総合無線局監理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス総合無線局監理システム運用	1,134,711	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う総合無線局監理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国人恩給	年額 641	平成30年度	平成30年度以降	退職した3名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて平成30年3月以降の年金につき年額641千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		事業所母集団情報整備支援システム運用	1,021,956	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事業所母集団情報整備支援システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		経済センサス基礎調査コールセンター業務	106,550	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	経済センサス基礎調査コールセンター業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国勢調査オンライン調査システム整備	1,048,770	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	国勢調査オンライン調査システムの整備については、多くの日数を要するため
		労働力調査オンライン調査システム開発	99,647	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	労働力調査オンライン調査システムの開発については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービスサービス産業動向調査事業	1,015,531	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うサービス産業動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		サービス産業関連統計調査事業	888,307	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	サービス産業関連統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		全国消費実態調査調査票等作成業務	46,724	平成30年度	平成31年度	全国消費実態調査調査票等作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		全国消費実態調査オンライン調査システム開発	209,963	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	全国消費実態調査オンライン調査システムの開発については、多くの日数を要するため
		単身世帯調査事業	1,404,991	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	単身世帯調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費指標開発ビッグデータ分析基盤運用	410,935	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	消費指標開発のためのビッグデータ分析基盤の運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統計研修システム整備等	143,597	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	統計研修システムの整備等については、多くの日数を要するため
	管区行政評価局	車両借入れ	13,835	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,518	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	72,140	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	660	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	総合通信局	車両借入れ	14,070	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	225,330	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務所の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,560	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	消防庁	庁舎管理運営業務	1,370	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消防庁情報システム保守	806,720	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	消防庁情報システムの保守については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
法務省	法務本省	日本法令外国語訳データベースシステム運用等	30,436	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	日本法令外国語訳データベースシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		再犯防止等調査事業	524,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	再犯防止等調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	69,842	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		出入国管理システム用電子計算機等借入れ	29,850	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	4,014,287	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	大阪医療刑務所ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用法務省施設整備	198,835	平成30年度	平成34年度	民間資金等を活用した横浜地方合同庁舎の整備については、多くの日数を要するため
		法務省ネットワークシステム開発等	7,279,743	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	法務省ネットワークシステムの開発等については、多くの日数を要するため
	法務総合研究所	庁舎機械警備	9,355	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	91,758	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	21,290	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検察庁	庁舎機械警備	405,023	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	26,196	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	266,330	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,736	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		検察総合情報管理システム運用管理業務	491,941	平成30年度	平成31年度及び平成32年度	検察総合情報管理システムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		検察総合情報管理システム再構築調査研究支援業務	228,614	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	検察総合情報管理システムの再構築のための調査研究支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	矯正官署	庁舎機械警備	670	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		テレビ遠隔通信システム借入れ	115,391	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	テレビ遠隔通信システムの借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	436,501	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,487,704	平成30年度	平成31年度以降8箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した国際法務総合センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	52,691	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	321,810	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	524	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両借入れ	63,612	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	58,416	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務局	庁舎機械警備	281,989	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	302,348	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	92,806	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	1,256	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度登記特別会計）に係る限度額の増額	4,532	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」（登記特別会計）に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		登記情報システム用電子計算機借入れ等	34,949,688	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	3,821,034	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	登記所備付地図作成業務については、多くの日数を要するため
		車両借入れ	36,136	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業に係る限度額の増額	7,918	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業」に基づいて実行した登記事項証明書交付等事業に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		戸籍副本管理システム機器借入れ等	2,199,848	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	戸籍副本管理システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度関係システム開発	2,051,166	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	社会保障・税番号制度に関係するシステムの開発については、多くの日数を要するため
		供託事務処理システム機器借入れ等	1,550,458	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	供託事務処理システム機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方入国管理官署	庁舎機械警備	6,628	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	149,820	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	220	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		入国管理情報システム整備	178,928	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	入国管理情報システムの整備については、多くの日数を要するため
		出入国管理システム用電子計算機等借入れ	2,902,621	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	出入国管理システム用の電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		出入国管理システム整備	1,685,011	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	出入国管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス在留手続窓口業務	184,707	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う在留手続窓口業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	771	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安調査庁	庁舎機械警備	18,448	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	30,447	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	18,268,068	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	199,509	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務本省施設整備	857,553	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	外務本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		日米行政官交流事業	3,497	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	日米行政官交流事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		日露相互理解促進事業	571,922	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	日露相互理解促進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学等援助	364,164	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	人材育成留学等援助については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外交政策啓発宣伝事業	12,451	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	外交政策啓発宣伝事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		平和構築・開発人材育成事業	392,607	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平和構築・開発人材育成事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務省ウェブサイトシステム改修	638,365	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	外務省ウェブサイトシステムの改修については、多くの日数を要するため
		文化人等招へい	21,635	平成30年度	平成31年度	文化人等招へいについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次世代査証発給・渡航認証管理システム開発	239,637	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発については、多くの日数を要するため
		領事業務情報システム改修	1,936,545	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	領事業務情報システムの改修については、多くの日数を要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,293	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		経済開発等援助	53,439,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助については、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,522,253	平成30年度	平成30年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れについては、その契約期間を1箇年以上とすることを要するため
		在外公館施設整備	1,476,333	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	在スーダン大使館公邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
財務省	財務本省	事務機器借入れ等	1,292,594	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	137,706	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	1,942,300	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定施設整備	2,384,395	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
		庁舎管理運営業務	310,722	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	財務局	事務機器借入れ等	2,000,614	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	134,592	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	139,085	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,959	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		宿舎維持管理	138,085	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	庁舎管理運営業務	132,195	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	173,355	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	1,978,055	平成30年度	平成34年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	372	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		監視取締用機器借入れ等	7,458,508	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	914,292	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		税関監視艇建造	474,942	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
	国税庁	庁舎管理運営業務	18,039	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	95,661,892	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	1,155,501	平成30年度	平成34年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成20年度）に係る限度額の増額	12,363	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営（平成27年度）に係る限度額の増額	37,727	平成30年度	平成30年度以降7箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国税庁施設整備	1,541,384	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国税庁施設の整備については、多くの日数を要するため
		庁舎機械警備	187,418	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス民間給与実態統計調査業務	206,307	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う民間給与実態統計調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	1,150,726	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国税電子申告・納税システム運用等	3,515,682	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国税電子申告・納税システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

文部科学省	文部科学本省	電子計算機等借入れ	6,400	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	35,052	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国際連合大学施設整備	131,843	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国際連合大学の施設の整備については、多くの日数を要するため
		義務教育教科書購入	35,588,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	平成31年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成31年度前期用の教科書の購入については、その完了までに多くの日数を要するため
		全国学力・学習状況調査事業	4,811,065	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	全国学力・学習状況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助	1,988,350	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	独立行政法人国立高等専門学校機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	713,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定先端大型研究施設整備費補助	2,600,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国立研究開発法人理化学研究所が行う特定先端大型研究施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立大学法人施設整備費補助	26,860,742	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		量子科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務	335,530	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	量子科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		医療研究開発推進事業費補助	5,080,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行う医療研究開発推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	1,684,100	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官報（号外）

		国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成30年度	平成31年度まで1箇年度、平成32年度まで1箇年度、平成32年度まで2箇年度及び平成33年度まで2箇年度延長	平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成30年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、平成24年度及び平成28年度に係るものについては平成31年度まで1箇年度、平成25年度に係るものについては平成32年度まで1箇年度、平成26年度に係るものについては平成32年度まで2箇年度、平成27年度に係るものについては平成33年度まで2箇年度それぞれ延長する必要があるため
		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成30年度	平成31年度まで1箇年度延長	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成30年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成31年度まで1箇年度延長する必要があるため
		国際宇宙ステーション開発費補助	16,342,416	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		基幹ロケット高度化推進費補助	1,000,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成30年度	平成32年度まで1箇年度延長	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成30年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成32年度まで1箇年度延長する必要があるため
		南極地域観測用艦船機器整備	18,838	平成30年度	平成31年度	南極地域観測用艦船の計測機器の整備については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		南極地域観測用航空機整備	229,060	平成30年度	平成31年度及び平成32年度	南極地域観測用航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成30年度	平成31年度まで1箇年度延長	平成26年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成30年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成31年度まで1箇年度延長する必要があるため
		公立学校施設整備費負担	32,084,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するため

	文部科学本省所轄機関	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	872	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	19,820	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	スポーツ庁	仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,508	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		ナショナルトレーニングセンター施設整備	101,713	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	ナショナルトレーニングセンターの施設の整備については、多くの日数を要するため
	文化庁	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	5,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費補助	1,274,616	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	独立行政法人国立文化財機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		電子計算機等借入れ	24,998	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	3,284,977	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス社会福祉施設等調査事業	1,024,727	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う社会福祉施設等調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		厚生労働本省施設整備	327,619	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	中央合同庁舎第5号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		医師等免許登録確認システム開発等	45,761	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	医師等免許登録確認システムの開発等については、多くの日数を要するため
		保健医療分野公開鍵基盤認証局用電子計算機借入れ等	21,710	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	保健医療分野公開鍵基盤認証局用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		異状死死因究明支援事業報告システム開発等	28,907	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	異状死死因究明支援事業報告システムの開発等については、多くの日数を要するため
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助	1,565,068	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		薬剤耐性菌発生動向調査システム運用等	65,740	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	薬剤耐性菌発生動向調査システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		予防接種後副反応報告共有システム保守等	14,722	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	予防接種後副反応報告共有システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定接種管理システム開発等	41,376	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	特定接種管理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		臨床研究データベース開発等	94,445	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	臨床研究データベースの開発等については、多くの日数を要するため
		保険医療機関等管理システム改修等	1,571,951	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	保険医療機関等管理システムの改修等については、多くの日数を要するため
		次期統計分析ネットワークシステム開発等	1,388,016	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	次期統計分析ネットワークシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム改修等	1,315,420	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムの改修等については、多くの日数を要するため
		食品衛生申請等システム開発等	335,506	平成30年度	平成31年度	食品衛生申請等システムの開発等については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス養育費・面会交流相談支援センター事業	167,208	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う養育費・面会交流相談支援センター事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		戦没者遺族等援護業務システム改修	105,294	平成30年度	平成31年度	戦没者遺族等援護業務システムの改修については、多くの日数を要するため
		年金生活者支援給付金システム開発	765,991	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	年金生活者支援給付金システムの開発については、多くの日数を要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア利用	74,035	平成30年度	平成31年度及び平成32年度	社会保険オンラインシステムのソフトウェアの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		介護サービス情報公表システム整備等事業	268,056	平成30年度	平成31年度以降3箇年度以内	介護サービス情報公表システム整備等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		科学的介護データベースシステム開発等	506,675	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	科学的介護データベースシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		要介護認定情報等第三者提供システム開発等	241,409	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	要介護認定情報等第三者提供システムの開発等については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス要介護認定適正化事業	271,383	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う要介護認定適正化事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	検疫所	競争導入公共サービス施設管理運営業務	8,263	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	492,467	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	4,818,150	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		検疫所施設整備	122,640	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	神戸検疫所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		国有財産境界確定等業務	15,304	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国有財産境界確定等業務については、多くの日数を要するため
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	3,067,215	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	国立療養所多磨全生園ほか4件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	62,168	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ等	401,979	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		医薬品安全性情報システム保守等	27,113	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	医薬品安全性情報システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	403,188	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ等	348,116	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方厚生局	事務機器借入れ等	450,413	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	32	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	平成26年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	都道府県労働局	庁舎管理運営業務	3,825	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県労働局施設整備	35,459	平成30年度	平成31年度	会津若松公共職業安定所庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	1,450	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	5,975,799	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	55,698	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		競争導入公共サービス農林水産省行政情報システム運用管理業務	1,713,311	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産省行政情報システムの運用管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産本省施設整備	689,409	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	中央合同庁舎第1号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		牛個体識別台帳電算システム改修	47,454	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	牛個体識別台帳電算システムの改修については、多くの日数を要するため
		戦略的輸出拡大サポート事業費補助	194,099	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	独立行政法人日本貿易振興機構が行う戦略的輸出拡大サポート事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		口蹄疫予防液備蓄	48,720	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	口蹄疫予防液の備蓄については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸保全施設整備事業	190,000	平成30年度	平成31年度	玉名横島海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		かんがい排水事業	20,931,020	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	中津山地区鶴家排水機場旧排水樋門撤去工事ほか29件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農用地再編整備事業	420,000	平成30年度	平成31年度	南周防地区宮ヶ原・中村団地暗渠排水(その2)工事ほか2件の工事については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業	6,113,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	新濃尾(二期)地区新木津用水路小牧二重堀工区(その3)改修工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		国際園芸博覧会政府出展事業	373,448	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	平成31年に開催される国際園芸博覧会における政府出展事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	67,423,945	平成30年度	平成31年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成30年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		土地改良事業関連受託工事	1,471,880	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る会津南部かんがい排水事業馬越頭首工改修工事ほか5件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	農林水産本省検査指導機関	庁舎等管理運営業務	19,925	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	195	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	187,353	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		動植物探知犬調教・探知業務	31,175	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	動植物探知犬の調教・探知業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	459,220	平成30年度	平成34年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		農林水産本省検査指導所施設整備	504,471	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	動物検疫所神戸支所の施設の整備については、多くの日数を要するため
	農林水産技術会議	事務機器借入れ	5,388	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助	1,358,571	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方農政局	電子計算機等借入れ	733,935	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	7,868	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	43,245	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	5,202	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		地方農政局施設整備	303,881	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	京都農林水産総合庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
	北海道農政事務所	電子計算機等借入れ	44,312	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎解体撤去	345,277	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	庁舎の解体撤去については、多くの日数を要するため
	林野庁	庁舎管理運営業務	38,988	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	3,550	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		一般定期健康診断等業務	38,958	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般定期健康診断等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	669,210	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有林野情報管理システム運用支援業務	377,109	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国有林野情報管理システムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		治山事業	300,000	平成30年度	平成31年度	常願寺川地区ほか4地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		国有林野内治山事業	260,000	平成30年度	平成31年度	中ノ川地区ほか4地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国有林間伐等事業	2,890,100	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国有林の間伐等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		森林環境保全整備事業	2,095,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	石狩・空知地区ほか24地区の造林事業及び網走西部地区ほか12地区の林道の新設工事については、多くの日数を要するため
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業	167,000	平成30年度	平成31年度	渡島檜山地区ほか19地区の国有林野地ごしらえ・植栽等事業については、多くの日数を要するため
	水産庁	電子計算機等借入れ	30,882	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	6,855	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス水産物流通調査事業	173,904	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う水産物流通調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	547	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	10,011	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	206,115	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	経済産業本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス経済産業省企業活動基本調査事業	392,841	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う経済産業省企業活動基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス情報通信業基本調査事業	225,171	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う情報通信業基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	2,599,641	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務	151,952	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス調査統計システム運用管理支援業務	179,303	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う調査統計システム運用管理支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業保安システム開発等	1,620,048	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	産業保安システムの開発等については、多くの日数を要するため

		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,292	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	経済産業局	事務機器借入れ	9,114	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	2,204	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	38,880	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
	資源エネルギー庁	事務機器借入れ	156	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	18,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中小企業庁	事務機器借入れ	78	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		中小企業診断士登録関係システム用電子計算機借入れ等	5,236	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	中小企業診断士登録関係システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	国土交通本省	庁舎管理運営業務	9,726	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沿道環境改善事業	850,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道奈良25号名阪道路沿道環境改善ほか2箇所の沿道環境改善工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業等発注者支援業務	31,540,279	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		無電柱化推進事業	11,083,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道静岡1号電線共同溝ほか28箇所の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		現場事務所等営繕	2,403,306	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	現場事務所等の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用現場事務所営繕	1,878,142	平成30年度	平成34年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した横浜地方合同庁舎の営繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国営公園事業発注者支援業務	121,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営公園事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス国営公園維持管理業務	10,848,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営武蔵丘陵森林公園ほか3箇所の維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合水系環境整備事業	113,700	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	利根川水系ほか7水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		競争導入公共サービス治水事業等発注者支援業務	13,028,483	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川都市基盤整備事業	5,182,734	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	荒川ほか4河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		河川改修事業	58,322,700	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか73河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに北上川ほか6河川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用河川関連施設整備等事業に係る限度額の増額	2,429	平成30年度	平成30年度以降7箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用河川関連施設整備等事業」に基づいて実行した佐原広域交流拠点の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		河川維持修繕	31,301,960	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	阿武隈川ほか97河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス河川等公物管理補助業務	14,954,455	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機購入	3,000,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	公共施設等維持管理用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		堰堤維持	11,486,800	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	北上川田瀬ダムほか80ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		河川総合開発事業	5,562,500	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	信濃川大町ダム等再編事業ほか6ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事並びに本明川本明川ダムの建設事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		流況調整河川事業	785,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	12,549,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	鬼怒川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事並びに激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		河川工作物関連応急対策事業	3,177,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	北上川ほか13河川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため
		堰堤改良事業	894,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	吉野川柳瀬ダム及び仁淀川大渡ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
		床上浸水対策特別緊急事業	5,130,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	仁淀川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		多目的ダム建設事業				
		利根川八ッ場ダム建設工事	1,218,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため

		渡川中筋川総合開発建設工事	250,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	渡川中筋川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		大分川大分川ダム建設工事	300,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		淀川天ケ瀬ダム再開発建設工事	7,970,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	淀川天ケ瀬ダム再開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		庄川利賀ダム建設工事	1,126,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		雄物川成瀬ダム建設工事	73,758,500	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		豊川設楽ダム建設工事	1,090,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		子吉川鳥海ダム建設工事	49,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発建設工事	44,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		砂防事業	14,973,950	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	最上川水系ほか25水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス治水事業用地補償総合技術業務	71,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地すべり対策事業	555,123	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	手取川甚之助谷地区ほか3地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
		特定緊急砂防事業	1,830,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	広島西部山系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業	1,170,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	津松阪港海岸ほか3海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	667,898	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路更新防災対策事業	11,412,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道広島2号木原道路（その4）ほか21箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		道路維持	34,848,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか195箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路除雪	5,279,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか92箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	10,161,300	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　（号　外）

		道路修繕事業	86,823,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道修繕ほか237箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		雪寒地域道路交通確保事業	1,712,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道滋賀1号土山防雪ほか14箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業用地補償総合技術業務	195,100	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		交通連携道路事業	3,400,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道東京246号渋谷歩道橋（その3）の交通連携推進工事については、多くの日数を要するため
		道路交通安全施設等整備事業	9,523,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道宮城4号増田地区交差点改良ほか59箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道岩手4号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		交通事故重点対策道路事業	4,814,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	一般国道福島6号林城交差点改良ほか33箇所の交通事故重点対策工事並びに一般国道山口2号及び山形112号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路更新防災等対策事業費補助	2,145,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		事務機器借入れ等	4,051,950	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	8,382	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		港湾改修事業	53,141,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	東京港ほか25港の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務	5,319,764	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾作業船建造	2,000,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	油回収船の代船建造については、多くの日数を要するため
		特定離島港湾施設整備事業	11,500,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	沖ノ鳥島及び南鳥島の特定離島港湾施設の建設工事については、多くの日数を要するため
		港湾改修事業費補助	2,999,170	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事				
		和歌山下津港整備工事	340,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	和歌山下津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事については、多くの日数を要するため

		地域連携道路事業	298,392,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道酒田遊佐地区橋ほか201箇所の地域連携推進工事及び高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道ほか51箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業費補助	10,151,500	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路交通円滑化事業	173,787,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号静清高架橋ほか96箇所の交通円滑化工事及び一般国道三重1号ほか30箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		施設管理業務	112,223	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	施設の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会資本整備総合交付金交付事業	9,295,900	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	社会資本総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を交付する旨の決定を行うことを要するため
		離島港湾改修事業	550,000	平成30年度	平成31年度	名瀬港の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス離島港湾整備事業発注者支援業務	99,500	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島かんがい排水事業	2,140,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	沖永良部地区地下ダム止水壁(11工区)建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道海岸事業発注者支援業務	7,600	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道国有林野内治山事業	40,000	平成30年度	平成31年度	紋別海岸地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川改修事業	2,096,600	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	石狩川ほか10河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに石狩川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道治水事業発注者支援業務	1,670,500	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道河川維持修繕	2,294,500	平成30年度	平成31年度	石狩川ほか11河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道河川等公物管理補助業務	1,759,600	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道堰堤維持	994,300	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	石狩川桂沢ダムほか14ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		沙流川沙流川総合開発建設工事	3,307,386	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	沙流川沙流川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		石狩川幾春別川総合開発建設工事	11,622,448	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道砂防事業	370,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	石狩川水系及び樽前山の砂防工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路更新防災対策事業	2,735,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道242号足寄橋ほか5箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道道路整備事業発注者支援業務	2,928,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道地域連携道路事業	29,930,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線黒松内別橋ほか25箇所の地域連携推進工事並びに一般国道5号及び36号の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通円滑化事業	4,720,000	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	一般国道275号新石狩大橋（その4）の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路維持	1,702,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道36号ほか20箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路除雪	1,861,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道36号ほか20箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路修繕事業	8,175,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道36号修繕ほか43箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道雪寒地域道路交通確保事業	1,025,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道232号川口防雪ほか6箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道港湾整備事業発注者支援業務	290,400	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路交通安全施設等整備事業	3,551,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	一般国道230号喜茂別中央帯（その3）ほか67箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		北海道交通事故重点対策道路事業	1,010,000	平成30年度	平成31年度	一般国道36号千歳錦町交差点改良ほか7箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		民族共生公園整備	1,979,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国立民族共生公園の整備については、多くの日数を要するため
		北海道かんがい排水事業	1,850,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	江別南幌地区江別太排水機場建設工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道総合農地防災事業	210,000	平成30年度	平成31年度	雨竜川下流地区八丁目頭首工導水路1条南上流工区建設工事については、多くの日数を要するため
		北海道特定漁港漁場整備事業	700,000	平成30年度	平成31年度	厚岸漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため

		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費補助	53,553	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		官庁営繕	5,599,725	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		河川改修附帯工事	2,956,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	道路管理者等の負担に係る岩木川ほか5河川の改修附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路改築附帯工事	2,926,579	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道愛知302号共同溝ほか33箇所の共同溝附帯工事等については、多くの日数を要するため
		道路維持附帯事業	14,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道愛知1号ほか6箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川改修受託工事	7,717,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	川崎市等からの委託に係る鶴見川水道橋ほか19箇所の橋梁等の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川維持受託事業	166,120	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	独立行政法人水資源機構からの委託に係る常陸利根川及び淀川の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川総合開発事業受託工事	395,755	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	長野原町等からの委託に係る利根川八ッ場ダムほか6ダムの町道林長野原線改良工事等については、多くの日数を要するため
		砂防事業受託工事	155,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	高崎市からの委託に係る市道榛名―1―9号線の道路の改良工事については、多くの日数を要するため
		道路改築受託工事	26,250,725	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	中日本高速道路株式会社等からの委託に係る高速自動車国道愛知近畿自動車道伊勢線名古屋二環道路ほか11箇所の道路改築工事については、多くの日数を要するため
		道路維持受託事業	923,338	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか15箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾整備関係受託工事	810,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	福岡北九州高速道路公社からの委託に係る博多港の臨港交通施設の改修工事については、多くの日数を要するため
	国土技術政策総合研究所	事務機器借入れ等	53,364	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国土地理院	競争導入公共サービス施設管理運営業務	412,272	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	33,696	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	547,657	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

	地方整備局	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	190	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	1,449,801	平成30年度	平成35年度以降10箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	13,845,871	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	545,232	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	63,126	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス道路公物管理補助業務	2,834,700	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	3,308,027	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方運輸局	事務機器借入れ等	319,854	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	観光庁	住宅宿泊事業等制度コールセンター運営事業	327,945	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	住宅宿泊事業等制度コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		住宅宿泊事業者等情報管理システム運用	214,910	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	住宅宿泊事業者等情報管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	気象庁	事務機器借入れ等	1,546,395	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	597	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		気象レーダー製作等	489,482	平成30年度	平成31年度	気象レーダーの製作等については、多くの日数を要するため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ等	13,440	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海上保安庁	車両借入れ	106,501	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安官署施設整備	760,517	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	宮古島海上保安部ほか4件の施設の整備については、多くの日数を要するため

		事務機器借入れ等	5,202,618	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安業務システム開発	3,363,448	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	海上保安業務システムの開発については、多くの日数を要するため
		大型巡視船整備	1,531,930	平成30年度	平成31年度	ヘリコプター搭載型巡視船の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		航空機整備支援業務	2,993,968	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	航空機の整備支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	219,960	平成30年度	平成31年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	3,677,078	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	警備救難用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		大型測量船建造	11,971,331	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	大型測量船の建造については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用船舶交通安全基盤維持管理運営等	7,219	平成30年度	平成34年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した船舶交通安全基盤の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	事務機器借入れ等	23,845	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境本省設計業務	83,131	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	環境省新庁舎の設計業務については、多くの日数を要するため
		不発弾陸上処理	1,085,280	平成30年度	平成32年度及び平成33年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理については、多くの日数を要するため
		酸性雨測定網監視システム借入れ等	35,775	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	酸性雨測定網監視システムの借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境本省施設整備	79,973	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	中央合同庁舎第5号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国民公園施設管理運営業務	1,177,062	平成30年度	平成30年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う新宿御苑の施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		毒ガス弾等陸上処理等	18,246	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	毒ガス弾等の陸上処理等については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	618,989	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		環境保全普及推進事業	39,119	平成30年度	平成31年度	環境保全普及推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	2,040	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	106,668	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方環境事務所	事務機器借入れ	485	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	原子力規制委員会	電子計算機借入れ等	137,566	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力規制委員会設計業務	26,486	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	環境省新庁舎の設計業務については、多くの日数を要するため
		事務所等借入れ	1,629,278	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射能調査研究機器整備	31,891	平成30年度	平成31年度及び平成32年度	放射能調査研究機器の整備については、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	競争導入公共サービス施設管理運営業務	9,815,470	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	35,790	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		防衛省職員採用試験問題作成等業務	4,637	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	防衛省における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	2,730	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	6,737,723	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報化推進支援業務	88,711	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	情報化推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	956	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		防衛本省施設整備	3,946,091	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	防衛本省施設の整備については、多くの日数を要するため

		武器購入	99,976,057	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	武器のうち地対空誘導弾、機動戦闘車、地対艦誘導弾等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信機器購入	112,437,894	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	通信機器のうち地上通信用通信機器等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		車両購入	4,737,094	平成30年度	平成31年度及び平成32年度	車両のうち大型トラック等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		弾薬購入	177,131,884	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	弾薬のうち弾道ミサイル防衛用誘導弾等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		諸器材購入	31,270,873	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	諸器材のうち新空中給油・輸送機（ＫＣ―46Ａ）用整備器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器車両等整備	286,650,077	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		艦船整備	53,779,700	平成30年度	平成31年度以降3箇年度以内	艦船の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用船舶維持管理運営に係る限度額の増額	20,208	平成30年度	平成30年度以降8箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用船舶維持管理運営」に基づいて実行した船舶の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		航空機購入	283,225,421	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	戦闘機（Ｆ―35Ａ）等15機及び固定翼哨戒機（Ｐ―１）用機体構成品の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機整備	420,204,830	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達航空機整備	32,033,676	平成30年度	平成30年度以降6箇年度以内	特定防衛調達により行う航空機の整備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		提供施設等整備	22,494,174	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	嘉手納飛行場ほか26箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		提供施設移設整備	124,889,425	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	普天間飛行場ほか10箇所の施設の移設工事については、多くの日数を要するため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	17,941,391	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	教育施設等騒音防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設周辺整備助成補助	20,484,986	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	施設周辺整備助成事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路改修等事業費補助	2,336,474	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	道路改修等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		自衛隊施設整備	118,922,346	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	海上作戦センターほか82箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス防衛大学校給食業務	183,591	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う防衛大学校の給食業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材購入	13,922,238	平成30年度	平成31年度以降3箇年度以内	教育訓練用器材のうち固定翼哨戒機(P―1)用搭乗員訓練装置等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		教育訓練用器材借入れ等	7,160,850	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち海上防衛図上演習器材等の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材整備	8,877,730	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち海上防衛図上演習用ソフトウェア等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		住宅防音事業関連事務手続補助業務	1,453,806	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	住宅防音事業関連事務手続補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公務員宿舎建設等	20,195,560	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	公務員宿舎の建設等については、多くの日数を要するため
		障害防止対策施設整備	2,088,246	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	東富士演習場ほか6箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策事業費補助	4,336,727	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	障害防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方防衛局	事務機器借入れ等	912,118	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	防衛装備庁	競争導入公共サービス施設管理運営業務	738,799	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	6,691,949	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		防衛装備庁施設整備	78,809	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	防衛装備庁施設の整備については、多くの日数を要するため
		自衛隊施設整備	3,482,961	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	航空装備研究所エンジン試験器材整備場ほか5箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		公務員宿舎解体撤去等	407,686	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	公務員宿舎の解体撤去等については、多くの日数を要するため
		研究開発	113,136,011	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	研究開発のうち新艦対空誘導弾等の試作に必要な資材等の生産又は研究については、多くの日数を要するため

平成三十年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度に当たる予算として、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、財政健全化への着実な取組を進める一方、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるために編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して〇・七パーセント増の七十四兆四千百八億円であり、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して〇・九パーセント増の五十八兆八千九百五十八億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を六千七百七十六億円下回る三十三兆六千九百二十二億円で、公債依存度は三十四・五パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	五九、〇七九、〇〇〇百万円
	デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充や観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行うとともに、たばこ税の見直し等を行うこととしている。	
2	官業益金及官業収入	四五、七〇三百万円
3	政府資産整理収入	二七六、六三七百万円
4	雑収入	四、五五五、八六四百万円
5	公債金	三三、六九二、二〇〇百万円
(1)	公債金	六、〇九四、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	二七、五九八、二〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	六三、三六六百万円
	計	九七、七一二、七六九百万円

歳出

1	社会保障関係費	三二、九七三、二二一百万円
(1)	年金給付費	一一、六八五、二五七百万円
(2)	医療給付費	一一、六〇七、八六四百万円
(3)	介護給付費	三、〇九五、三二〇百万円
(4)	少子化対策費	二、一四三、七〇〇百万円
(5)	生活扶助等社会福祉費	四、〇五二、三八五百万円
(6)	保健衛生対策費	三五一、四一六百万円
(7)	雇用労災対策費	三七、二七九百万円
	診療報酬・薬価改定、薬価制度の抜本改革、介護・障害福祉サービス等報酬改定、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の見直しなど、多くの課題がある中で、社会保障制度の持続可能性を確保する観点等から、様々な改革に取り組むとともに、「人づくり革命」の実現に向け、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十二月八日閣議決定）に基づき、「子育て安心プラン」を前倒しし、保育の受け皿整備等を推進することとしている。これらの結果、前年度当初予算額に対し四千九百九十七億円増となり、「経済・財政再生計画」の「目安」を実現するとともに、メリハリの効いた予算となっている。	
2	文教及び科学振興費	五、三六四、六二三百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五二二、七八一百万円
(2)	科学技術振興費	一、三一五、八七〇百万円
(3)	文教施設費	七六、五五八百万円
(4)	教育振興助成費	二、三二二、五三八百万円
(5)	育英事業費	一二六、八七六百万円
	教育環境整備や科学技術基盤の強化等の観点から、所要額を計上している。	
3	国債費	二三、三〇一、九六四百万円
4	恩給関係費	二五〇、三七五百万円
(1)	文官等恩給費	八、五四一百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	二二九、三九八百万円
(3)	恩給支給事務費	一、〇九七百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	一一、三三九百万円
5	地方交付税交付金	一五、三六〇、五八一百万円
	所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額十四兆八千九百三十八億円から、平成二十年度、二十一年度及び二十八年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）等に基づき平成三十年度分の交付税の総額から減額することとされている額二千三百五十五億円を控除し、特例加算額等七千二十二億円を加えた額を計上している。	

6　地方特例交付金　一五四、四〇〇百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費　五、一九一、一〇四百万円

平成二十五年十二月十七日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）について」等を踏まえ、周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃等への対応等に重点化を図るとともに、装備品の調達の効率化等を通じ、所要額を計上している。

8　公共事業関係費　五、九七八、九四七百万円

(1)　治山治水対策事業費　八四四、八七一百万円
(2)　道路整備事業費　一、三四七、二二七百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　四二〇、三一七百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　五二七、八一八百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一〇一、五五四百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　六〇三、〇一七百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　二、〇〇〇、三〇八百万円
(8)　推進費等　五九、八四六百万円
(9)　災害復旧等事業費　七三、九八九百万円

生産性向上のためのインフラ整備、豪雨・台風災害等を踏まえた防災・減災対策や既存インフラの老朽化対策の計画的な推進などへの重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

9　経済協力費　五〇八、九〇七百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七七、一四二百万円

生産性革命の実現に向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期す一方、景気回復を反映して信用保証制度に関連する日本政策金融公庫への出資金を減額することとしている。

11　エネルギー対策費　九一八、六四一百万円

「長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）」（平成二十七年七月十六日経済産業省）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　九九二、四二七百万円

歳出の効率化を図りつつ、平成二十九年十二月八日に農林水産業・地域の活力創造本部において改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、強い農林水産業の実現に向けた施策を推進することとしている。

13　その他の事項経費　六、一九〇、四三七百万円
14　予備費　三五〇、〇〇〇百万円
計　九七、七一二、七六九百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十年二月二十八日

予算委員長　河村　建夫

衆議院議長　大島　理森殿

平成三十年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成三十年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成30年度特別会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成30年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成30年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成30年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第2項の規定により平成30年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		31,617,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	2,000,000
国有林野事業債務管理		329,800,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項及び第94条第2項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,472,800,000千円とする。

3　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項及び第94条第4項の規定による借入金及び証券の限度額は、12,290,700,000千円とする。

4　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第1項の規定による証券の限度額は、337,540,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第8条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		31,617,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,464,600,000
	原子力損害賠償支援勘定	4,708,400,000

年金	健康勘定	1,475,635,444
食料安定供給	食糧管理勘定	337,540,000
国有林野事業債務管理		96,600,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		1,500,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債発行の限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により平成30年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額は、55,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定による平成30年度において公債を発行することができる限度額は、12,000,000,000千円とする。ただし、第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成28年11月１日から平成29年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため平成30年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の161を基礎として算出した同項に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成29年度の決算上の剰余金見込額（平成28年度の決算上の剰余金から平成29年度への繰越金及び平成29年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに平成29年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため平成30年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の146を基礎として算出した同項に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成29年度の決算上の剰余金見込額（平成28年度の決算上の剰余金から平成29年度への繰越金及び平成29年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに平成29年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）、独立行政法人納付金収入及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、原子力安全規制対策に充てるため平成30年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の68を基礎として算出した同項に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る平成29年度の決算上の剰余金見込額（平成28年度の決算上の剰余金から平成29年度への繰越金及び平成29年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに平成29年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成30年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入額	
外国為替資金		1,752,033,248千円
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	633

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により平成30年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、2,807,497千円とする。

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により平成30年度において公債を発行することができる限度額は、956,300,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	附帯工事費負担金収入	附帯工事費負担金収入
	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入
		貸付金等回収金収入
		雑納付金
		雑収入

2　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第５項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（利子補給契約の限度額）

第16条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災復興特別区域法」第44条第２項の規定による平成30年度の利子補給契約に係る同年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額の限度は、1,611,995千円とする。

（再保険契約の限度額）

第17条　地震再保険特別会計において、「地震保険に関する法律」第３条第３項の規定による平成30年度の１回の地震等により支払うべき再保険金の総額の限度は、11,126,800,000千円とする。

（財政融資資金の長期運用予定額）

第18条　平成30年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	8,200,000千円
2　食料安定供給特別会計	2,000,000
（政府関係機関）	
3　沖縄振興開発金融公庫	102,200,000
4　株式会社日本政策金融公庫	3,589,500,000
5　株式会社国際協力銀行	290,000,000
6　独立行政法人国際協力機構	552,400,000
（独立行政法人等）	
7　日本私立学校振興・共済事業団	29,100,000
8　国立研究開発法人森林研究・整備機構	5,800,000
9　独立行政法人福祉医療機構	348,600,000
10　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	27,200,000
11　独立行政法人水資源機構	5,700,000
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,200,000
13　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	49,900,000

14 独立行政法人日本学生支援機構	707,500,000
15 独立行政法人国立病院機構	86,400,000
16 独立行政法人都市再生機構	346,400,000
17 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,500,000,000
18 独立行政法人住宅金融支援機構	68,100,000
19 国立研究開発法人国立がん研究センター	5,400,000
20 国立研究開発法人国立循環器病研究センター	17,200,000
21 国立研究開発法人国立成育医療研究センター	800,000
22 株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
23 地方公共団体	2,810,200,000

2　前項第６号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第３号から第23号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第19条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1 交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
2 地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
3 国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	12,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
4 財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第18条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
5 エネルギー対策	電源開発促進勘定における諸支出金に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
6 労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加

	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
7　年　　金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	国民年金勘定における国民年金給付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
8　食料安定供給	食糧管理勘定における1,898千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
9　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加
10　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
11　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加
	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
	空港整備勘定における「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第８号及び第11号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が災害対策等緊急事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第20条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織又は項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第21条　東日本大震災復興特別会計において、所管復興庁、組織復興庁の東日本大震災復興支援対策費、東日本大震災復興推進費、原子力災害復興再生支援事業費、東日本大震災復興推進調整費、内閣共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、金融機能安定・円滑化復興政策費、金融機能安定・円滑化復興事業費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、法務行政復興政策費、法務行政復興事業費、東日本大震災復興日本司法支援センター運営費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費、東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、東日本大震災復興独立行政法人国際観光振興機構運営費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興附帯工事費、東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費、東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費、東日本大震災復興農業生産基盤整備事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費、東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

（予算の移用）

第22条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費及び諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入及び諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費及び日本年金機構運営費の各項

食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
自動車安全	保障	保障費及び再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
特許	事務取扱費と施設整備費

第４表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	イ　東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費及び東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費の各項 ロ　東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の各項

（俸給予算等の制限）

第23条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,300,708,187	地方交付税交付金	16,334,218,140
			一般会計より受入	15,575,493,351	地方特例交付金	154,400,000
			財政投融資特別会計より受入	400,000,000	交通安全対策特別交付金	60,160,305
			東日本大震災復興特別会計より受入	325,214,836	地方譲与税譲与金	2,575,402,600
		租税		3,235,100,000	事務取扱費	274,948
			地方法人税	653,300,000	諸支出金	447,866

官報（号外）

			地方揮発油税	249,300,000	国債整理基金特別会計へ繰入	32,583,924,609
			石油ガス税	8,000,000	予備費	2,600,000
			自動車重量税	271,100,000		
			航空機燃料税	14,900,000		
			特別とん税	12,500,000		
			地方法人特別税	2,026,000,000		
		借入金		31,617,295,408		
			借入金	31,617,295,408		
		雑収入		3,577		
			雑収入	3,577		
		前年度剰余金受入		768,477,871		
			前年度剰余金受入	767,955,667		
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	522,204		
		合計		51,921,585,043	合計	51,711,428,468
財務省	地震再保険	再保険料収入		161,318,695	再保険費	186,843,599
			再保険料収入	161,318,695	事務取扱費	73,140
		雑収入		25,598,544	予備費	500
			雑収入	25,598,544		
		合計		186,917,239	合計	186,917,239
	国債整理基金	他会計より受入		86,034,966,369	国債整理支出	187,717,419,701
			他会計より受入	85,936,674,940	復興債整理支出	3,503,274,613
			東日本大震災復興他会計より受入	98,291,429		
		租税		128,800,000		
			たばこ特別税	128,800,000		
		公債金		103,237,075,734		
			公債金	101,378,414,985		
			復興借換公債金	1,858,660,749		
		資産処分収入		1,493,412,147		
			東日本大震災復興株式売払収入	1,493,412,147		
		配当金収入		50,449,906		
			東日本大震災復興配当金収入	50,449,906		

		運用収入		106,431,605			
			運用収入	103,987,903			
			東日本大震災復興運用収入	2,443,702			
		雑収入		169,558,553			
			雑収入	169,541,873			
			東日本大震災復興雑収入	16,680			
		合計		191,220,694,314	合計		191,220,694,314
	外国為替資金	外国為替等売買差益		155,662,500	事務取扱費		2,489,255
			外国為替等売買差益	155,662,500	諸支出金		176,114,433
		運用収入		2,747,642,665	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入		731
			運用収入	2,747,642,665	国債整理基金特別会計へ繰入		492,384,010
		雑収入		260	予備費		300,000,000
			雑収入	260			
		合計		2,903,305,425	合計		970,988,429
財務省及び国土交通省	財政投融資						
	財政融資資金勘定	資金運用収入		1,213,407,306	財政融資資金へ繰入		12,000,000,000
			運用利殖金収入	1,213,407,306	事務取扱費		5,859,103
		公債金		12,000,000,000	諸支出金		317,750,362
			公債金	12,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入		100,784
		財政融資資金より受入		12,939,999,862	国債整理基金特別会計へ繰入		13,759,166,396
			財政融資資金より受入	12,939,999,862	予備費		60,000
		他勘定より受入		208,639			
			投資勘定より受入	208,639			
		雑収入		30,101,357			
			雑収入	30,101,357			
		合計		26,183,717,164	合計		26,082,936,645
	投資勘定	運用収入		669,999,681	産業投資支出		364,500,000
			償還金収入	79,005,000	事務取扱費		111,993
			利子収入	80,615	地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入		208,639
			納付金	410,611,754	東日本大震災復興一般会計へ繰入		63,440,158

官報（号外）

			配当金収入	167,302,312	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	400,000,000
			出資回収金収入	13,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	118
		雑収入		4,633	予備費	100,000
			雑収入	4,633		
		前年度剰余金受入		158,356,594		
			前年度剰余金受入	158,356,594		
		合計		828,360,908	合計	828,360,908
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		16,428,565	特定国有財産整備費	17,429,552
			国有財産売払収入	16,428,565	事務取扱費	1,059,450
		雑収入		278,027	国債整理基金特別会計へ繰入	9,000,370
			雑収入	278,027	予備費	10,000
		前年度剰余金受入		54,171,522		
			前年度剰余金受入	54,171,522		
		合計		70,878,114	合計	27,499,372
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		568,400,000	燃料安定供給対策費	187,765,464
			一般会計より受入	568,400,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	41,400,000
		石油証券及借入金収入		1,472,800,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	19,990,384
			石油証券及借入金収入	1,472,800,000	エネルギー需給構造高度化対策費	350,222,425
		備蓄石油売払代		9,114,329	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	146,408,762
			備蓄石油売払代	9,114,329	事務取扱費	2,180,548
		独立行政法人納付金収入		17,413,785	諸支出金	200
			独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金収入	1,427,359	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	8
			国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	15,986,426	国債整理基金特別会計へ繰入	1,486,491,868

		雑収入		29,753,614	予備費	1,010,000
			雑収入	29,753,614		
		前年度剰余金受入		137,987,931		
			前年度剰余金受入	137,987,931		
		合計		2,235,469,659	合計	2,235,469,659
	電源開発促進勘定	他会計より受入		306,687,000	電源立地対策費	176,328,385
			電源立地対策財源一般会計より受入	159,449,000	電源利用対策費	15,555,175
			電源利用対策財源一般会計より受入	107,138,000	原子力安全規制対策費	28,526,906
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	40,100,000	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	90,073,678
		周辺地域整備資金より受入		2,486,838	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,426,034
			周辺地域整備資金より受入	2,486,838	事務取扱費	24,549,163
		独立行政法人納付金収入		672,774	諸支出金	417
			国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	672,774	予備費	510,000
		雑収入		1,180,428		
			雑収入	1,180,428		
		前年度剰余金受入		27,942,718		
			前年度剰余金受入	27,942,718		
		合計		338,969,758	合計	338,969,758
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		5,864,969	事務取扱費	982
			原子力損害賠償支援資金より受入	5,864,969	国債整理基金特別会計へ繰入	12,296,839,666
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		12,290,700,000		
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	12,290,700,000		
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入		10		
			原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	10		
		雑収入		5,064		
			雑収入	5,064		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		270,605		
			前年度剰余金受入	270,605		
		合計		12,296,840,648	合計	12,296,840,648
厚生労働省	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,019,323,426	労働安全衛生対策費	25,605,660
			他勘定より受入	825,512,053	保険給付費	764,905,942
			一般会計より受入	143,226	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	7,675,642
			未経過保険料受入	22,438,192	職務上年金給付費等交付金	5,407,501
			支払備金受入	171,229,955	社会復帰促進等事業費	134,620,720
		運用収入		125,613,771	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	9,646,667
			運用収入	125,613,771	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	3,002,274
		独立行政法人納付金		245	仕事生活調和推進費	6,412,073
			独立行政法人福祉医療機構納付金	245	中小企業退職金共済等事業費	2,181,257
		雑収入		20,309,924	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	106,820
			雑収入	20,309,924	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	53,995
					個別労働紛争対策費	1,478,429
					業務取扱費	60,113,422
					施設整備費	1,998,116
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	40,076,515
					予備費	6,600,000
		合計		1,165,247,366	合計	1,069,885,033
	雇用勘定	保険収入		1,657,156,563	中小企業退職金共済等事業費	6,752,665
			他勘定より受入	1,631,268,416	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	31,446
			一般会計より受入	25,888,147	労使関係安定形成促進費	403,999
		積立金より受入		816,474,792	個別労働紛争対策費	1,478,412
			積立金より受入	816,474,792	職業紹介事業等実施費	67,175,945
		雇用安定資金より受入		19,162,945	地域雇用機会創出等対策費	116,385,467
			雇用安定資金より受入	19,162,945	高齢者等雇用安定・促進費	207,209,353

		運用収入		563,519	失業等給付費	1,735,455,225
			運用収入	563,519	就職支援法事業費	17,802,020
		独立行政法人納付金		27,483,641	職業能力開発強化費	88,873,682
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	27,483,641	若年者等職業能力開発支援費	2,778,676
		雑収入		18,283,907	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	69,703,298
			雑収入	18,283,907	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	3,015,016
					障害者職業能力開発支援費	1,720,708
					技能継承・振興推進費	4,725,133
					男女均等雇用対策費	27,842,555
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,903,123
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	125,436
					業務取扱費	105,847,854
					施設整備費	3,927,763
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	23,967,591
					予備費	52,000,000
		合計		2,539,125,367	合計	2,539,125,367
	徴収勘定	保険収入		2,442,618,584	業務取扱費	33,059,452
			保険料収入	2,442,260,449	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	825,512,053
			印紙収入	358,135	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,631,268,416
		他会計より受入		134,139	諸支出金	38,779,002
			一般会計より受入	134,139	予備費	100,000
		一般拠出金収入		3,778,600		
			一般拠出金収入	3,778,600		
		他勘定より受入		64,044,106		
			他勘定より受入	64,044,106		
		雑収入		922,609		
			雑収入	922,609		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		17,220,885		
			前年度剰余金受入	17,220,885		
		合計		2,528,718,923	合計	2,528,718,923
内閣府及び厚生労働省	年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		24,104,481,058	基礎年金給付費	24,129,697,241
			拠出金等収入	24,103,077,504	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	959,367,176
			運用収入	1,403,554	諸支出金	717,898
		積立金より受入		1,076,834,175	予備費	97,000,000
			積立金より受入	1,076,834,175		
		雑収入		5,467,082		
			雑収入	5,467,082		
		合計		25,186,782,315	合計	25,186,782,315
	国民年金勘定	保険収入		3,495,042,433	特別障害給付金給付費	3,137,514
			保険料収入	1,289,006,164	福祉年金給付費	50,066
			一般会計より受入	1,823,855,862	国民年金給付費	556,448,243
			基礎年金勘定より受入	382,167,380	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,210,251,309
			運用収入	13,027	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	73,600,981
		積立金より受入		276,605,067	諸支出金	63,680,547
			積立金より受入	276,605,067	予備費	2,200,000
		独立行政法人納付金		137,127,733		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	131,857,608		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	5,270,125		
		雑収入		583,253		
			雑収入	583,253		
		前年度剰余金受入		10,174		
			前年度剰余金受入	10,174		
		合計		3,909,368,660	合計	3,909,368,660
	厚生年金勘定	保険収入		46,326,501,133	保険給付費	24,441,678,482
			保険料収入	31,283,148,665	実施機関保険給付費等交付金	4,696,281,040
			一般会計より受入	9,799,055,788	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	18,696,806,851

			労働保険特別会計より受入	7,675,642	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	168,445,535
			基礎年金勘定より受入	434,014,837	諸支出金	19,342,630
			存続厚生年金基金等徴収金	3,513,830	予備費	97,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	239,205,064		
			実施機関拠出金収入	4,479,076,408		
			存続組合等納付金	80,629,938		
			運用収入	180,961		
		積立金より受入		588,039,679		
			積立金より受入	588,039,679		
		独立行政法人納付金		1,199,056,159		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	1,103,680,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	95,376,159		
		雑収入		5,957,567		
			雑収入	5,957,567		
		合計		48,119,554,538	合計	48,119,554,538
	健康勘定	保険収入		9,983,287,481	保険料等交付金	10,095,686,941
			保険料収入	9,977,424,375	業務取扱費等業務勘定へ繰入	28,441,087
			一般会計より受入	5,862,983	諸支出金	2,913,143
			日雇拠出金収入	123	国債整理基金特別会計へ繰入	1,475,635,444
		運用収入		10		
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		168,050		
			業務勘定より受入	168,050		
		借入金		1,469,772,461		
			借入金	1,469,772,461		
		雑収入		40		
			雑収入	40		
		前年度剰余金受入		149,448,573		
			前年度剰余金受入	149,448,573		
		合計		11,602,676,615	合計	11,602,676,615

	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		500,154,932	児童手当等交付金	1,379,546,916
			事業主拠出金収入	500,154,932	子ども・子育て支援推進費	903,114,862
		他会計より受入		2,086,504,203	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	305,762,309
			一般会計より受入	2,086,504,203	業務取扱費	21,391,232
		積立金より受入		13,150,781	諸支出金	71,000
			積立金より受入	13,150,781	予備費	4,500,000
		雑収入		2,099,276		
			雑収入	2,099,276		
		前年度剰余金受入		12,477,127		
			前年度剰余金受入	12,477,127		
		合計		2,614,386,319	合計	2,614,386,319
	業務勘定	他会計より受入		106,843,268	業務取扱費	38,747,858
			一般会計より受入	106,843,268	社会保険オンラインシステム費	68,634,327
		他勘定より受入		272,136,758	日本年金機構運営費	295,659,329
			他勘定より受入	272,136,758	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	168,050
		特別保健福祉事業資金より受入		24,431	一般会計へ繰入	24,431
			特別保健福祉事業資金より受入	24,431	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		133,247		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	133,247		
		雑収入		10,426,816		
			雑収入	10,426,816		
		前年度剰余金受入		13,681,475		
			前年度剰余金受入	13,681,475		
		合計		403,245,995	合計	403,245,995
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		95,629,667	農業経営安定事業費	281,124,466
			食糧管理勘定より受入	95,629,667	事務取扱費業務勘定へ繰入	59,198
		他会計より受入		83,003,176	予備費	100,000
			一般会計より受入	83,003,176		

		独立行政法人納付金		22,260,001		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	22,260,001		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		前年度剰余金受入		80,390,800		
			前年度剰余金受入	80,390,800		
		合計		281,283,664	合計	281,283,664
	食糧管理勘定	食糧売払代		414,037,890	食糧買入費	486,936,866
			食糧売払代	414,037,890	食糧管理費	35,672,259
		輸入食糧納付金		427,534	交付金等他勘定へ繰入	111,005,265
			輸入食糧納付金	427,534	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1
		他会計より受入		86,300,000	国債整理基金特別会計へ繰入	132,426,735
			一般会計より受入	86,300,000	予備費	85,000,000
		食糧証券収入		337,540,000		
			食糧証券収入	337,540,000		
		雑収入		12,735,702		
			雑収入	12,735,702		
		合計		851,041,126	合計	851,041,126
	農業再保険勘定	農業再保険収入		70,236,697	農業再保険費及交付金	60,560,902
			再保険料	2,319,993	事務取扱費業務勘定へ繰入	1,075,040
			一般会計より受入	54,535,639	予備費	21,400,000
			前年度繰越資金受入	13,381,065		
		積立金より受入		21,385,222		
			積立金より受入	21,385,222		
		雑収入		14,778		
			雑収入	14,778		
		合計		91,636,697	合計	83,035,942
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		8,987,535	漁船再保険費及交付金	7,285,900
			再保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	615,526
			一般会計より受入	7,909,485	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	1,078,040		
		積立金より受入		98,996		
			積立金より受入	98,996		

官報（号外）

		雑収入		1,004			
			雑収入	1,004			
		合計		9,087,535		合計	8,001,426
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		10,612,234		漁業共済保険費及交付金	8,956,334
			保険料	10		事務取扱費業務勘定へ繰入	121,480
			一般会計より受入	9,117,312		予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	1,494,912			
		雑収入		20			
			雑収入	20			
		合計		10,612,254		合計	9,177,814
	業務勘定	他勘定より受入		17,246,842		事務取扱費	17,064,242
			他勘定より受入	17,246,842		予備費	200,000
		雑収入		17,400			
			雑収入	17,400			
		合計		17,264,242		合計	17,264,242
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		12,665,599		土地改良事業費	12,170,611
			一般会計より受入	12,665,599		北海道土地改良事業費	30,000
		土地改良事業費負担金等収入		9,019,431		離島土地改良事業費	10,000
			土地改良事業費負担金収入	9,019,431		土地改良事業工事諸費	2,895,165
		借入金		2,000,000		受託工事費及換地清算金	6,500
			借入金	2,000,000		土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	1,831,570
		受託工事費等受入		6,680		国債整理基金特別会計へ繰入	6,697,861
			受託工事費等受入	6,680		予備費	300,000
		雑収入		203,010			
			雑収入	203,010			
		前年度剰余金受入		46,987			
			前年度剰余金受入	46,987			
		合計		23,941,707		合計	23,941,707
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		20,409,167		国債整理基金特別会計へ繰入	350,209,167
			一般会計より受入	20,409,167			
		借入金		329,800,000			
			借入金	329,800,000			
		合計		350,209,167		合計	350,209,167

経済産業省	特許	特許料等収入		123,665,342	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,140,221
			特許印紙収入	97,969,704	事務取扱費	139,798,497
			特許料等収入	25,695,638	施設整備費	3,066,115
		他会計より受入		17,446	予備費	200,000
			一般会計より受入	17,446		
		雑収入		1,125,286		
			雑収入	1,125,286		
		前年度剰余金受入		147,905,843		
			前年度剰余金受入	147,905,843		
		合計		272,713,917	合計	155,204,833
国土交通省	自動車安全保障勘定	保障事業収入		1,879,533	保障費	1,832,561
			賦課金収入	1,879,533	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	842,977
		積立金より受入		415,744	再保険及保険費	272,160
			積立金より受入	415,744	予備費	70,000
		雑収入		448,210		
			雑収入	448,210		
		前年度剰余金受入		58,870,428		
			前年度剰余金受入	58,870,428		
		合計		61,613,915	合計	3,017,698
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		34,610,846	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,439,793
			検査登録印紙収入	32,188,656	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	3,631,740
			検査登録手数料収入	2,422,190	業務取扱費	27,381,385
		他会計より受入		286,058	施設整備費	1,686,649
			一般会計より受入	286,058	予備費	150,000
		他勘定より受入		1,152,779		
			他勘定より受入	1,152,779		
		雑収入		261,355		
			雑収入	261,355		
		前年度剰余金受入		12,771,302		
			前年度剰余金受入	12,771,302		
		合計		49,082,340	合計	35,289,567

官　報（号外）

	自動車事故対策勘定	積立金より受入		8,153,433	自動車事故対策費		5,425,220
			積立金より受入	8,153,433	独立行政法人自動車事故対策機構運営費		7,179,739
		他会計より受入		2,320,307	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費		137,800
			一般会計より受入	2,320,307	独立行政法人自動車事故対策機構貸付金		659,000
		償還金収入		980,807	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入		309,802
			償還金収入	980,807			
		雑収入		2,257,014			
			雑収入	2,257,014			
		合計		13,711,561	合計		13,711,561
	空港整備勘定	空港使用料収入		230,605,992	空港等維持運営費		151,418,594
			空港使用料収入	230,605,992	空港整備事業費		132,782,732
		他会計より受入		76,661,362	北海道空港整備事業費		16,595,865
			一般会計より受入	76,661,362	離島空港整備事業費		2,227,675
		地方公共団体工事費負担金収入		12,054,821	沖縄空港整備事業費		42,443,864
			地方公共団体工事費負担金収入	12,054,821	航空路整備事業費		35,504,575
		償還金収入		11,289,884	地域公共交通維持・活性化推進費		2,761,492
			償還金収入	11,289,884	空港等整備事業工事諸費		1,799,209
		配当金収入		8,614,235	受託工事費		246,324
			配当金収入	8,614,235	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入		2,616,534
		受託工事納付金収入		263,640	国債整理基金特別会計へ繰入		42,919,743
			受託工事納付金収入	263,640	予備費		330,000
		空港等財産処分収入		1,891,251			
			空港等財産処分収入	1,891,251			
		雑収入		49,911,826			
			雑収入	49,911,826			
		前年度剰余金受入		40,353,596			
			前年度剰余金受入	40,353,596			
		合計		431,646,607	合計		431,646,607

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		400,300,000	復興庁	1,635,743,397
			復興特別所得税	400,300,000	復興庁	1,635,743,397
		他会計より受入		586,902,784	復興庁共通費	6,234,544
			一般会計より受入	586,902,784	東日本大震災復興支援対策費	20,537,915
		公債金		956,300,000	東日本大震災復興推進費	80,465,988
			復興公債金	956,300,000	原子力災害復興再生支援事業費	97,854,104
		公共事業費負担金収入		67,793,995	新しい東北施策推進費	2,146,502
			公共事業費負担金収入	67,793,995	東日本大震災復興推進調整費	200,000
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		527,941	内閣共通費	47,037
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	527,941	法務省共通費	399,178
		附帯工事費負担金収入		368,000	文部科学省共通費	299,136
			附帯工事費負担金収入	368,000	農林水産省共通費	174,440
		雑収入		347,091,906	環境省共通費	7,166,777
			事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入	325,165,712	地域活性化等復興政策費	35,502,657
			貸付金等回収金収入	279,627	治安復興政策費	447,503
			雑納付金	23,895	治安復興事業費	1,198,662
			雑収入	21,622,672	金融機能安定・円滑化復興政策費	12,434
					金融機能安定・円滑化復興事業費	9,340,000
					消費生活復興政策費	482,000
					生活基盤行政復興政策費	279,447
					生活基盤行政復興事業費	1,492,640
					法務行政復興政策費	168,245
					法務行政復興事業費	823,297
					東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	611,089

官　報　(号　外)

財務行政復興事業費	6,000,000
教育・科学技術等復興政策費	18,731,908
教育・科学技術等復興事業費	9,406,928
東日本大震災復興国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	332,126
東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	2,499,980
社会保障等復興政策費	16,238,938
社会保障等復興事業費	915,752
農林水産業復興政策費	32,226,700
農林水産業復興事業費	5,358,244
東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	180,273
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	24,314,527
経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	20,960,000
東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	925,620
東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	599,105
住宅・地域公共交通等復興政策費	5,043,750
東日本大震災復興独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,000,000
環境保全復興政策費	336,084,212
環境保全復興事業費	287,183,752

					東日本大震災復興事業費	409,815,775
					東日本大震災復興附帯工事費	350,000
					東日本大震災復興治水事業工事諸費	52,576
					東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	455,509
					東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	29,340
					東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	53,904
					東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	35,642
					東日本大震災復興農業生産基盤整備事業工事諸費	45,241
					東日本大震災災害復旧等事業費	190,824,240
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	52,560
					東日本大震災復興山林施設災害復旧事業工事諸費	15,203
					東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費	127,997
					総務省	325,214,836
					総務本省	325,214,836
					地方交付税交付金	325,214,836
					財務省	398,298,375
					財務本省	398,298,375
					復興債費	98,298,375
					復興加速化・福島再生予備費	300,000,000
					国土交通省	28,018
					地方整備局	28,018
					治水海岸事業工事諸費	28,018
		合計		2,359,284,626	合計	2,359,284,626

官報（号外）

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
	外国為替資金	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
	投資勘定	(項)産業投資支出のうち 出資金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、株式会社海外需要開拓支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構出資金及び株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構出資金に限る。） 出資金（株式会社日本政策投資銀行出資金及び株式会社民間資金等活用事業推進機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	特定国有財産整備勘定	(項)特定国有財産整備費 事務取扱費のうち 庁費（建物及び工作物解体撤去経費に限る。）
	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	(項)燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油製品需給適正化調査等委託費（石油産業体制等調査研究委託費のうち石油等の安定供給確保に関する調査事業費に限る。） 石油製品需給適正化調査等委託費（石油産業体制等調査研究委託費のうち鉱区情報等のデータ利活用促進事業費に限る。） 石油製品需給適正化調査等委託費（高効率な石油精製技術の基礎となる石油の構造分析・反応解析等に係る研究開発委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費（石油天然ガス開発関連の政府保有資産評価委託費に限る。） 石油天然ガス基礎調査等委託費（国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等委託費に限る。） 石油資源開発技術等研究調査等委託費 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。）

		産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業費に限る。） 産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転事業費に限る。） 石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費補助金及び高効率な石油精製技術に係る研究開発支援事業費補助金に限る。） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金及び高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強支援事業費補助金に限る。） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち離島のガソリン流通コスト対策事業費に限る。） 石油貯蔵施設立地対策等交付金 エネルギー需給構造高度化対策費　のうち 非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（宇宙太陽光発電における無線送受電技術の高効率化に向けた研究開発事業委託費に限る。）			非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（新興国等におけるエネルギー使用合理化等に資する事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（海洋鉱物資源開発に向けた資源量評価・生産技術等調査事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（鉱物資源開発の推進のための探査等事業委託費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化調査研究事業委託費に限る。） 温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素回収・貯蔵実証総合推進事業委託費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費及び低炭素社会・ライフスタイル創造技術イノベーション事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち風力発電等ゾーニング導入可能性検討モデル事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち低炭素型行動変容促進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち大規模潜在エネルギー源活用型低炭素技術実用化推進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二酸化炭素資源化炭素循環社会モデル構築促進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち熱活用次世代型蓄エネルギー技術実用化推進事業に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（中小水力発電開発費等補助金、地熱資源量の把握のための調査事業費補助金、風力発電の実証事業のための送電網整備費補助金、地熱発電に対する理解促進事業費補助金、地域の特性を活かした地産地消型エネルギーの事業導入促進のための事業費補助金、水力発電の事業促進のための事業費補助金、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金及び福島県における再生可能エネルギーの導入促進のため支援事業費補助金に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち風力発電等ゾーニング導入可能性検討モデル事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち低炭素型行動変容促進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち大規模潜在エネルギー源活用型低炭素技術実用化推進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二酸化炭素資源化炭素循環社会モデル構築促進事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち熱活用次世代型蓄エネルギー技術実用化推進事業に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（中小水力発電開発費等補助金、地熱資源量の把握のための調査事業費補助金、風力発電の実証事業のための送電網整備費補助金、地熱発電に対する理解促進事業費補助金、地域の特性を活かした地産地消型エネルギーの事業導入促進のための事業費補助金、水力発電の事業促進のための事業費補助金、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金及び福島県における再生可能エネルギーの導入促進のため支援事業費補助金に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちエネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費、中小廃棄物処理施設先導的廃棄物処理システム及び低炭素・資源循環型実施可能性調査事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二国間オフセット・クレジット制度推進衛星検証技術高度化事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち二酸化炭素回収・貯留環境調和型バイオマス資源活用モデル事業費及び省二酸化炭素型リサイクル等設備実証事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちセルロースナノファイバー等次世代素材活用推進事業費及び空調負荷低減革新的快適新素材創出事業に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうち地域都市機能集約・レジリエンス強化両立モデル構築事業費、環境配慮型再生可能エネルギー導入情報整備事業費及び低炭素型廃棄物処理モデル事業費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（固定価格買取制度における賦課金特例制度の施行のための事業費補助金に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金及び燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（微細藻類を活用したバイオ燃料生産のための実証事業費補助金に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金のうち内航船の運航効率化実証事業費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（次世代自動車等の開発加速化に係るシミュレーション基盤構築事業費補助金に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち環境配慮型リース促進事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち先進対策実施二酸化炭素削減ポテンシャル診断推進事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業費、公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業費、賃貸住宅省エネ化二酸化炭素削減対策モデル事業費、低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業費、先導的低炭素技術推進基盤整備事業費、木材利用業務用施設断熱・気密性能効果検証事業費、脱フロン・自然冷媒空調機器省エネルギー化推進事業費、省エネルギー型大型蓄電池システム導入推進事業費、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス型住宅低炭素化促進事業費及び代替燃料活用船舶モデル事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入補助事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち二酸化炭素排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業費及び途上国型低炭素技術イノベーション創出事業費に限る。）

		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費、物流分野二酸化炭素削減対策促進事業費、廃棄物焼却施設余熱等利用地域低炭素化モデル事業費、廃棄物処理業低炭素化促進事業費、業務用施設等省二酸化炭素促進事業費、廃熱・湧水等未利用資源効率的活用低炭素社会システム整備推進事業費、公共交通機関低炭素化・利用促進設備整備事業費及び廃棄物処理施設先進的設備導入推進等事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち先進環境対応トラック・バス導入加速事業費、地域低炭素化推進事業体設置モデル事業費及び低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち木質バイオマス資源持続的活用再生可能エネルギー導入計画策定事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち循環産業戦略的国際展開海外二酸化炭素削減支援事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち設備高効率化改修支援事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち水素活用自立・分散型エネルギーシステム構築事業費及び熱活用次世代型蓄エネルギー技術実用化推進事業費に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（設備整備事業費のうち省二酸化炭素型リサイクル等高度化設備導入促進事業費に限る。）		電源開発促進勘定	非化石エネルギー等技術開発費補助金（分解軽油の利用による自動車等への影響分析・評価事業費補助金に限る。） 非化石エネルギー等技術開発費補助金（需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金に限る。） 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。） （項）電源立地対策費のうち 電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。） 電源立地等推進対策交付金（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、核燃料サイクル関係推進調整等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金、福島特定原子力施設地域振興交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、広報・調査等交付金及び交付金事務等交付金に限る。） 電源立地地域対策交付金 電源利用対策費のうち 放射性廃棄物処分基準調査等委託費（低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発委託費に限る。） 放射性廃棄物処分基準調査等委託費（高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（燃料デブリ臨界管理評価手法整備事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（燃料設計審査分野規制研究事業委託費、発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業委託費及び原子力施設外部事象等安全規制研究事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（発電炉設計審査分野規制研究事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（航空機モニタリング運用技術確立等委託費に限る。）

原子力災害対策事業費補助金

原子力施設等防災対策等交付金（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に限る。）

原子力施設等防災対策等交付金（放射線監視等交付金に限る。）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費

事　務　取　扱　費のうち

庁費（環境省新庁舎設計費に限る。）

情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）

原子力安全業務庁費（原子力施設地質構造等調査・研究事業費に限る。）

原子力安全業務庁費（燃料設計審査分野規制研究事業費及び原子力施設外部事象等安全規制研究事業費に限る。）

放射性廃棄物処分基準調査等委託費（放射性廃棄物共通技術調査等委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力システム研究開発委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力の利用状況等に関する調査委託費に限る。）

軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力の安全性向上に資する共通基盤整備のための技術開発委託費及び高速炉の国際協力等に関する技術開発委託費に限る。）

原子力発電関連技術開発費等補助金

ウラン探鉱支援事業費等補助金

原子力安全規制対策費のうち

原子力災害影響調査等委託費

原子力施設等防災対策等委託費（軽水炉照射材料健全性評価研究事業委託費及び高経年化技術評価高度化事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（原子力施設地質構造等調査・研究事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査等委託費のうち環境放射能水準調査費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境放射能総合評価委託費及び火山影響評価研究事業委託費に限る。）

原子力施設等防災対策等委託費（避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費に限る。）

官報（号外）

			原子力安全業務庁費（火山影響評価研究事業費に限る。）		
厚生労働省	労働保険				
	労災勘定	（項）	労働安全衛生対策費のうち		
			施設施工旅費		
			施設施工庁費		
			施設整備費		
			産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）		
			社会復帰促進等事業費のうち		
			施設施工旅費		
			施設施工庁費		
			施設整備費		
			労災疾病臨床研究事業費補助金		
			独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費		
			業務取扱費のうち		
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費及び労働基準行政システム改修経費に限る。）		
			施設整備費		
	雇用勘定	（項）	職業紹介事業等実施費のうち		
			情報処理業務庁費（ハローワークシステム機器整備経費に限る。）		
			高齢者等雇用安定・促進費のうち		
			施設施工旅費		
			施設施工庁費		
			施設整備費		
			職業能力開発強化費のうち		
			職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費に限る。）		
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費		
			業務取扱費のうち		
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費及びハローワークシステム機器整備経費に限る。）		
			国有財産管理処分庁費		
			施設整備費		
	徴収勘定	（項）	業務取扱費のうち		
			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費及び労働保険適用徴収システム改修経費に限る。）		
内閣府及び厚生労働省	年金				
	子ども・子育て支援勘定	（項）	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち		
			子ども・子育て支援整備交付金		
			業務取扱費のうち		
			庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）		
			子ども・子育て支援事業費補助金		
	業務勘定	（項）	業務取扱費のうち		
			庁費（関東信越厚生局の移転関係経費に限る。）		
			庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）		
			社会保険オンラインシステム費のうち		
			社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム改修経費、オープンシステム化経費及び社会保障・税番号管理システム開発経費に限る。）		

農林水産省	食料安定供給	
	食糧管理勘定	（項）食糧買入費のうち
		食糧買入費（輸入米買入費、輸入食糧麦買入費及び輸入飼料買入費に限る。）
	業務勘定	（項）事務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
	国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費
		北海道土地改良事業費
		離島土地改良事業費
		土地改良事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
		工事雑費
		受託工事費及換地清算金のうち
		受託工事費
経済産業省	特許	（項）事務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
		成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務総合機械化開発経費、特許庁システム管理経費及び特許庁システム整備経費に限る。）
		中小企業知的財産活動支援事業費補助金
		施設整備費
国土交通省	自動車安全	
	自動車検査登録勘定	（項）独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費
		業務取扱費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
		施設整備費
	自動車事故対策勘定	（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
	空港整備勘定	（項）空港等維持運営費のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
		空港整備事業費
		北海道空港整備事業費
		離島空港整備事業費
		沖縄空港整備事業費
		航空路整備事業費
		空港等整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム保守・運用経費のうちアプリケーション改修等経費に限る。）
		工事雑費
		受託工事費

官報（号外）

所管	特別会計	所管・組織・事項	所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁 復興庁 (項)　東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費　のうち 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費 福島再生加速化交付金 東日本大震災復興推進調整費 地域活性化等復興政策費　のうち 避難指示区域入域管理等委託費（物理的防護措置実施経費に限る。） 被災者生活再建支援金補助金 原子力施設等防災対策等交付金 治安復興政策費のうち 警察通信機器整備費 治安復興事業費 消費生活復興政策費 生活基盤行政復興政策費　のうち 情報通信技術利活用事業費補助金 情報通信基盤災害復旧事業費補助金 緊急消防援助隊活動費負担金 生活基盤行政復興事業費　のうち 消防防災設備災害復旧費補助金 消防防災施設災害復旧費補助金 法務行政復興事業費			教育・科学技術等復興政策費　のうち 医療研究開発推進事業費補助金 海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金 国宝重要文化財等保存整備費補助金 公立文教施設整備等都道府県事務費交付金 公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金 教育・科学技術等復興事業費　のうち 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金 公立社会教育施設災害復旧費補助金 私立学校建物其他災害復旧費補助金 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金 社会保障等復興政策費　のうち 社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金 社会保障等復興事業費　のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 社会福祉施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興政策費　のうち 国有林野森林整備・保全管理費

		森林整備・保全調査等委託費（放射性物質対処型森林・林業再生総合対策委託事業費のうち森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証委託事業費及び避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等委託事業費に限る。） 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金 水源林復興促進対策費補助金 漁業経営安定対策事業費補助金（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。） 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 共同利用小型漁船建造費補助金 養殖施設災害復旧事業費補助金 農林水産業再生支援交付金 農林水産業復興事業費 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費　のうち 地域経済産業活性化対策費補助金（地域復興実用化開発等促進事業費に限る。） 地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害による被災事業者の自立等支援事業費に限る。） 地域経済産業活性化対策費補助金（福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業費のうち福島イノベーション・コースト構想の関連事業創出等事業費に限る。）			地域経済産業活性化対策費補助金（共同利用施設整備費及びロボットテストフィールド・研究開発拠点整備事業費に限る。） 天然ガス安定供給対策事業費補助金 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち 地籍調査費負担金 東北観光復興対策交付金 環境保全復興政策費　のうち 放射線量低減処理業務庁費 環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理事業経費に限る。） 災害等廃棄物処理事業費 特定復興拠点整備事業費 放射性物質汚染廃棄物処理事業費 放射性物質除去土壌等管理調査費 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費 放射性物質測定調査委託費 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業費に限る。） 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金

官報（号外）

		廃棄物処理施設整備事業費補助金 特定復興拠点整備業務補償金 放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金 放射線量低減処理業務補償金 環境保全復興事業費 東日本大震災復興事業費　のうち 治山事業費 国有林野内治山事業費 河川改修費 地域連携道路事業費 道路整備営繕宿舎費 港湾改修費 国営追悼・祈念施設整備費 国立公園等整備費 国立公園等維持管理費 除塩事業費 農業水利施設放射性物質対策事業費 農業農村整備営繕宿舎費 森林環境保全整備事業費 農業生産基盤整備事業調査費 治山事業費補助 地域連携道路事業費補助 港湾改修費補助 港湾廃棄物処理施設整備事業費補助 農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助 除塩事業費補助			森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 水産物供給基盤整備事業費補助 水産資源環境整備事業費補助 農業生産基盤整備事業調査費補助 循環型社会形成推進交付金 農山漁村地域整備交付金 社会資本整備総合交付金 東日本大震災復興附帯工事費 東日本大震災復興治水事業工事諸費のうち 超過勤務手当 東日本大震災復興道路整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費　のうち 工事施行旅費 工事雑費 東日本大震災災害復旧等事業費 東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費

		東日本大震災復興 山林施設災害復旧 事業工事諸費			東日本大震災復興 河川等災害復旧事 業工事諸費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	33	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	23	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	29	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	15	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	493	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	257	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	183	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	245	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	143	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	13,718	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	3,911	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,864	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	1,351	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		文書管理システム整備	1,821	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	1,068	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	93,595	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	8,628	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	50	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	34	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	47	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	27	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	290	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う事務機器借入れ等に係る限度額の増額	737	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	平成28年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「事務機器借入れ等」に基づいて実行した事務機器の借入れ等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備	4,828,515	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用特定施設整備	19,152,480	平成30年度	平成30年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	ガス防災支援システム運用	26,886	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	ガス防災支援システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		災害時地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	348,738	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		過疎地域等石油製品流通体制整備事業費補助	1,084,964	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	過疎地域等石油製品流通体制整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		エネルギー消費統計調査事業	406,498	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	エネルギー消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定業種石油等消費統計調査事業	27,021	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	特定業種石油等消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		環境配慮型再生可能エネルギー情報システム保守等	17,748	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	環境配慮型再生可能エネルギー情報システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助	605,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	エネルギー使用合理化等事業者支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	6,900,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	281	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	203	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	179	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	103	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	2,644	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	競争導入公共サービス放射性廃棄物海外総合情報調査事業	850,000	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う放射性廃棄物海外総合情報調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	4,079	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	2,944	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	4,301	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	2,522	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	308	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		事務機器借入れ	1,167	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力規制委員会設計業務	61,801	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	環境省新庁舎の設計業務については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	73,410	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		緊急事態応急対策等拠点施設線量管理用電子計算機借入れ	99,360	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	緊急事態応急対策等拠点施設における線量管理用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統合原子力防災ネットワークシステム運用等	7,035,803	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	統合原子力防災ネットワークシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	3,801,647	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	労働保険労災勘定	原子力発電所作業員長期的健康管理システム運用	153,362	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	原子力発電所作業員長期的健康管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政関係相談コールセンター運営事業	2,261,384	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	労働基準行政関係相談コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業医養成施設整備費補助	240,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	産業医養成施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		労災特別介護施設整備	137,456	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	北海道労災特別介護施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害者職業能力開発校施設整備	935,674	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	東京障害者職業能力開発校及び神奈川障害者職業能力開発校の施設の整備については、多くの日数を要するため
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助	1,171,611	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	独立行政法人労働者健康安全機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	14,636	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	10,566	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	9,995	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため

		文書管理システム運用	5,867	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	17,577	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,185,452	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	10,811	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	51,984	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等	1,287,495	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	労働局総務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政システム改修	2,352,958	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	労働基準行政システムの改修については、多くの日数を要するため
		労働基準行政システム運用等	11,843,906	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	労働基準行政システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,438	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		第三者行為災害支給調整事業	1,793,424	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	第三者行為災害支給調整事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	雇用勘定	事務機器借入れ等	1,303,401	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	75,962,389	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		実践型地域雇用創造事業	3,830,451	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	実践型地域雇用創造事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職業訓練委託事業費補助	18,274	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	職業訓練委託事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		多言語電話通訳支援事業	134,693	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	多言語電話通訳支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生涯現役促進地域連携事業	1,923,780	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	生涯現役促進地域連携事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		就労支援団体育成モデル事業	180,160	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	就労支援団体育成モデル事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		シルバー人材センターモデル構築支援事業	150,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	シルバー人材センターモデル構築支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス若年者地域連携事業	768,632	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う若年者地域連携事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		求職者支援システム用電子計算機借入れ等	537,596	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	求職者支援システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定推進事業	59,076	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		中小企業等人材育成支援事業	806,544	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	中小企業等人材育成支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	70,864,798	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	総合的職業能力開発プログラム推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職業能力評価制度整備事業	209,067	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	職業能力評価制度整備事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	1,419,517	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		障害者職業訓練委託事業	403,528	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	障害者職業訓練委託事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	27,441	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	19,811	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	18,839	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	11,002	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	25,727	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	4,541	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎管理運営業務	36,789	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働局総務情報システム用電子計算機借入れ等	1,282,552	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	労働局総務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,478	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	457,362	平成30年度	平成34年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス労働保険加入促進業務	886,743	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う労働保険加入促進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス教育訓練講座受講環境整備事業	371,973	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う教育訓練講座受講環境整備事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練講座開講促進事業	59,243	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	教育訓練講座開講促進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,266,542	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	高岡公共職業安定所ほか2件の建設等については、多くの日数を要するため
	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	3,566	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	2,573	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	2,434	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	1,429	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	79,440	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム管理業務等	1,860,163	平成30年度	平成31年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの管理業務等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	566	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		労働基準行政関係相談コールセンター運営事業	337,853	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	労働基準行政関係相談コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス労働保険加入促進業務	1,917,015	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う労働保険加入促進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府及び厚生労働省	年金					
	子ども・子育て支援勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	114	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	85	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	116	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	67	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	233	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	2,417	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	1,744	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	1,647	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	965	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	17	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	38,471	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	6,046,846	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	50,939,338	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等については、多くの日数を要するため

農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	150,900,000	平成30年度	平成31年度	外国からの主要食糧の買入れについては、多くの日数を要するため
		輸入飼料買入れ	14,300,000	平成30年度	平成31年度	外国からの飼料の買入れについては、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス米穀販売・管理業務	31,461,122	平成30年度	平成30年度以降6箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う米穀販売・管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	792	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	570	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	1,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	587	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	468	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府所有米麦情報管理システム運用	452,972	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	政府所有米麦情報管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	14,316	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		那珂川沿岸(一期)農業水利事業	280,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	那珂川沿岸(一期)農業水利事業については、多くの日数を要するため
		那珂川沿岸(二期)農業水利事業	350,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	那珂川沿岸(二期)農業水利事業については、多くの日数を要するため
		柏崎周辺(二期)農業水利事業	240,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	柏崎周辺(二期)農業水利事業については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業				
		那賀川(一期)農地防災事業	2,540,765	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	那賀川(一期)農地防災事業については、多くの日数を要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,232	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	891	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	1,564	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		文書管理システム運用	917	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	11,340	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	1,080	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	特許	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	14,874	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	10,737	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	9,609	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	5,640	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	125	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	119,425	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	8,422,124	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム管理	785,577	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	特許庁システムの管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム整備	2,362,487	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	特許庁システムの整備については、多くの日数を要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	82,569	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	審査資料インターネット有料情報の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		インターネット公報システム利用	882,516	平成30年度	平成31年度以降4箇年度以内	インターネット公報システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	7,756	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	5,598	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	3,957	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため

		文書管理システム運用	2,320	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	7,012	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	56,760	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	185,890	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自動車検査・整備情報システム開発等	1,376,008	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	自動車検査・整備情報システムの開発等については、多くの日数を要するため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	469,221	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等については、多くの日数を要するため
	空港整備勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	34,457	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム改修等	24,878	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	人事・給与関係業務情報システムの改修等については、多くの日数を要するため
		文書管理システム整備	17,575	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		文書管理システム運用	10,319	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	文書管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	40,158	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車購入	843,785	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	大型化学消防車の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港等維持管理業務	773,793	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港等維持管理業務	7,351,778	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,171,338	平成30年度	平成30年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	2,159,550	平成30年度	平成30年度以降17箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため

		物価の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業に係る限度額の増額	11,988	平成30年度	平成30年度以降6箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		航空保安施設飛行検査用航空機購入	5,180,550	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	航空保安施設飛行検査用航空機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		空港整備	36,705,050	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか8空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務	1,160,266	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港周辺環境整備	642,690	平成30年度	平成31年度	東京国際空港周辺の騒音監視装置の整備については、多くの日数を要するため
		空港整備事業費補助	1,871,350	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務	84,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島空港整備	69,200	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	佐渡空港の整備については、多くの日数を要するため
		沖縄空港整備	11,369,400	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	那覇空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務	860,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空路整備	18,941,740	平成30年度	平成30年度以降4箇年度以内	航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため

所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁				
		復興庁				
		事務機器借入れ	36,354	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	1,700,873	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務行政車両借入れ	3,231	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	法務行政車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		法務省施設整備	6,908,438	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	水戸法務総合庁舎の建設については、多くの日数を要するため
		放射性物質汚染廃棄物減容化処理	105,409,688	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	放射性物質汚染廃棄物の減容化処理については、多くの日数を要するため
		指定廃棄物最終処分場整備	18,656,955	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	指定廃棄物の最終処分場の整備については、多くの日数を要するため
		放射性物質除去土壌等管理施設整備	351,100,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	放射性物質除去土壌等管理施設の整備については、多くの日数を要するため
		河川改修事業	3,731,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	北上川の改修工事及びこれに附帯する工事並びに改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業	112,527,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	一般国道宮城45号歌津本吉地区道路（その3）ほか29箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務	2,811,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾改修事業	4,150,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	八戸港ほか2港の改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務	1,203,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	競争を導入した公共サービスとして行う港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国営追悼・祈念施設整備	1,254,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	高田松原地区及び南浜地区の国営追悼・祈念施設（仮称）の整備については、多くの日数を要するため
		農業水利施設放射性物質対策事業	60,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	大柿ダム放射性物質モニタリング調査（その5）業務については、多くの日数を要するため
		農業用施設災害復旧事業	740,000	平成30年度	平成30年度以降3箇年度以内	南相馬地区棚塩排水機場災害復旧工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農業用施設等災害関連事業	980,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	仙台東地区暗渠排水整備第三期工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		河川等災害復旧事業	1,380,000	平成30年度	平成30年度及び平成31年度	北上川の災害復旧工事及び災害復旧事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため

平成三十年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、三百八十八兆四千九百五十九億五千九百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百九十五兆七千四百七十六億千四百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入（百万円）		歳出（百万円）	
五一、九二一、五八五		五一、七一一、四二八	

歳入では、一般会計から十五兆五千七百五十四億九千三百万円を受け入れ、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成十九年法律第六十四号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として四千億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として三千二百五十二億千五百万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から三十一兆六千百七十二億九千五百万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として十六兆三千三百四十二億千八百万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税三千二百五十七億三千七百万円）、国債整理基金特別会計への繰入として三十二兆五千八百三十九億二千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳入（百万円）		歳出（百万円）	
一九一、二二〇、六九四		一九一、二二〇、六九四	

一般会計から二十三兆三千九億七千九百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十二兆六千三百五十六億九千六百万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から九百八十二億九千百万円、租税千二百八十八億円、公債金百一兆三千七百八十四億千五百万円、復興借換公債金一兆八千五百八十六億六千百万円、東日本大震災復興株式売払収入一兆四千九百三十四億千二百万円、東日本大震災復興配当金収入五百四億五千万円、運用収入千三十九億八千八百万円、東日本大震災復興運用収入二十四億四千四百万円、雑収入千六百九十五億四千二百万円及び東日本大震災復興雑収入千七百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

3　外国為替資金特別会計

歳入（百万円）		歳出（百万円）	
二、九〇三、三〇五		九七〇、九八八	

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成二十九年度の実績見込等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により平成二十九年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆七千五百二十億三千三百万円を平成三十年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	二六、一八三、七一七	二六、〇八二、九三七
(2) 投資勘定	八二八、三六一	八二八、三六一
(3) 特定国有財産整備勘定	七〇、八七八	二七、四九九

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を十二兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、事業者の生産性向上に向けた取組や日本企業によるインフラ海外展開への支援等を図ることとし、三千六百四十五億円（平成二十九年度当初予算額三千七百九十二億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	二、二三五、四七〇	二、二三五、四七〇
(2) 電源開発促進勘定	三三八、九七〇	三三八、九七〇
(3) 原子力損害賠償支援勘定	一二、二九六、八四一	一二、二九六、八四一

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	二五、一八六、七八二	二五、一八六、七八二
(2) 国民年金勘定	三、九〇九、三六九	三、九〇九、三六九
(3) 厚生年金勘定	四八、一一九、五五五	四八、一一九、五五五
(4) 健康勘定	一一、六〇二、六七七	一一、六〇二、六七七
(5) 子ども・子育て支援勘定	二、六一四、三八六	二、六一四、三八六
(6) 業務勘定	四〇三、二四六	四〇三、二四六

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆八千二百三十八億五千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、九兆七千九百九十億五千六百万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成二十七年度（十月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、五十八億六千三百万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、三歳未満の児童一人につき月額一万五千円を、三歳以上小学校修了までの児童（第一子・第二子）一人につき月額一万円を、三歳以上小学校修了までの児童（第三子以降）一人につき月額一万五千円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額一万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額五千円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二兆八百六十五億四百万円を受け入れることとしている。

7　東日本大震災復興特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	二、三五九、二八五	二、三五九、二八五

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成二十四年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額五千八百六十九億三百万円、復興公債金九千五百六十三億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十年二月二十八日

予算委員長　河村　建夫

衆議院議長　大島　理森殿

平成三十年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成三十年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成30年度政府関係機関予算
予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成30年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条及び「産業競争力強化法」の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度額		
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		102,200,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		1,200,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		30,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		735,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	1,880,000,000
		社債の額面総額	245,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	483,000,000
		社債の額面総額	50,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	891,000,000
		社債の額面総額	210,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	267,000,000
		社債の額面総額	200,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	70,000,000

2　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成30年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	1,850,000
	中小企業者向け業務	40,000,000
	保証金額の総額	66,000,000
	保険価額の総額	14,950,000,000
	補塡の額の総額	224,875,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、「中小企業信用保険法」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣が定める金額を増額することができる。

（流用の制限）

第5条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第1項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　　則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成30年度において発行する債券若しくは社債又は借り入れる借入金で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は元本金額は、外貨による額面総額又は元本金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

2　前項の規定は、株式会社日本政策金融公庫が平成30年度において行う外貨をもって支払わなければならない債務の保証があるときの保証金額の総額を換算する場合に準用する。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		13,619,140	事業損金	11,350,726
		事業益金	13,619,140	予備費	150,000
	雑収入		632,603		
		一般会計より受入	595,029		
		エネルギー対策特別会計より受入	6,699		
		住宅資金貸付手数料収入	11,604		
		運用収入	322		

官報（号外）

		雑収入	18,949		
	合計		14,251,743	合計	11,500,726
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		131,983,162	事業損金	89,530,556
		事業益金	131,983,162	予備費	1,447,000
	雑収入		25,913,182		
		一般会計より受入	24,050,126		
		エネルギー対策特別会計より受入	14		
		運用収入	177		
		雑収入	1,862,865		
	合計		157,896,344	合計	90,977,556
農林水産業者向け業務	事業益金		30,880,913	事業損金	44,274,220
		事業益金	30,880,913	予備費	550,000
	雑収入		18,644,264		
		一般会計より受入	16,970,198		
		東日本大震災復興特別会計より受入	21,344		
		運用収入	138		
		雑収入	1,652,584		
	合計		49,525,177	合計	44,824,220
中小企業者向け業務	事業益金		76,904,585	事業損金	46,657,214
		事業益金	76,904,585	補償金	48,510
	補償料収入		27,500	予備費	640,000
		補償料収入	27,500		
	雑収入		20,217,899		
		一般会計より受入	14,914,313		
		エネルギー対策特別会計より受入	1,734		
		運用収入	147,681		
		雑収入	5,154,171		
	合計		97,149,984	合計	47,345,724
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,405,064
		事業益金	440	保険費	422,997,364
	保険料収入		143,135,317	予備費	260,000
		保険料収入	143,135,317		

	回収金		63,363,547		
		回収金	63,363,547		
	雑収入		655,882		
		運用収入	395,052		
		雑収入	260,830		
	合計		207,155,186	合計	428,662,428
危機対応円滑化業務	事業益金		23,462,553	事業損金	24,146,323
		事業益金	23,462,553	補償金	53,340,165
	補償料収入		1,635,192	利子補給金	10,478,953
		補償料収入	1,635,192	予備費	9,000
	雑収入		260,099		
		一般会計より受入	217,053		
		運用収入	42,118		
		雑収入	928		
	合計		25,357,844	合計	87,974,441
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		1,239,040	事業損金	1,337,368
		事業益金	1,239,040	予備費	5,000
	雑収入		103,329		
		一般会計より受入	103,167		
		運用収入	1		
		雑収入	161		
	合計		1,342,369	合計	1,342,368
株式会社国際協力銀行	事業益金		692,053,584	事業損金	900,605,009
		事業益金	692,053,584	予備費	231,848
	雑収入		249,745,022		
		運用収入	3,605,584		
		雑収入	246,139,438		
	合計		941,798,606	合計	900,836,857
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		155,072,713	事業損金	113,626,944
		事業益金	155,072,713	予備費	140,600
	雑収入		2,881,786		
		運用収入	11,304		
		雑収入	2,870,482		
	合計		157,954,499	合計	113,767,544

平成三十年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一四、二五二	一一、五〇一

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として千六百九十億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資十五億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	九〇、九七八
(2)	農林水産業者向け業務	四四、八二四
(3)	中小企業者向け業務	四七、三四六
(4)	信用保険等業務	四二八、六六二
(5)	危機対応円滑化業務	八七、九七四
(6)	特定事業等促進円滑化業務	一、三四二
	一五七、八九六	
	四九、五二五	
	九七、一五〇	
	二〇七、一五五	
	二五、三五八	
	一、三四二	

国民一般向け業務において、小規模事業者の資金繰り支援、創業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、東日本大震災による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付二千九百億円を含め総額二兆六千四百億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金四十五億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金六十四億三千三百万円、財政融資資金の借入れ一兆八千八百億円、社債の発行による収入二千四百五十億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で十一兆五千億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金五百七億円を予定している。

3　株式会社国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
九四一、七九九	九〇〇、八三七

特別業務において、案件形成に係る戦略的な重点分野の設定等により体制を整備した上で、日本企業によるインフラ海外展開の支援を行い、一般業務と併せて二兆二千五百六十九億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金六百二十四億円、外国通貨長期借入金四百億円、外国為替資金からの借入金八千億円、財政融資資金からの借入金二千九百億円、社債の発行による収入一兆七千四百億円、借入金償還等△六千七百五十五億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一五七、九五四	一一三、七六八

開発途上地域の政府等に対して、一兆三千六百三十億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金四百六十億一千万円、財政融資資金からの借入金五千五百二十四億円、国際協力機構債券の発行による収入千四百六十億円及び貸付回収金等六千百八十五億九千万円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十年二月二十八日

予算委員長　河村　建夫

衆議院議長　大島　理森殿

平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別会計予算及び平成三十年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別会計予算及び平成三十年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

平成三十年二月二十八日

提出者

原口　一博　　逢坂　誠二
津村　啓介　　穀田　恵二
玉城デニー　　吉川　元
黒岩　宇洋

賛成者

阿久津幸彦外百二十七名

記

第一　平成三十年度予算の編成替えを求める理由

二〇一二年に百四・八であった実質賃金指数は、二〇一七年の速報値で百・五まで低下している。そのような中、消費は振るわず、二〇一七年の名目経済成長率は一・四％、実質経済成長率は一・六％と、経済の低迷は明らかである。

もはやトリクルダウンを目指したアベノミクスの失敗は明らかであり、経済政策の転換が必須である。また、政府提出の平成三十年度予算は看過できない重大な問題を内包しており、予算の編成替えが必要である。

以下に編成替えを求める理由を具体的に説明する。

第一に、「人への投資」を謳っておきながら、予算配分が不十分である。

第二に、地方は忘れ去られたかのような扱いをされ、地域の自主性・独自性の活かしにくい霞が関主導の枠組みとなっている。

「人への投資」により、国民一人ひとりの能力を最大限伸ばし、それを発揮できる環境を整えていくこと、地域の知恵を最大限に発揮できるようにする仕組みづくりをしていくことが、持続的な経済成長にとって不可欠である。

第三に、自公政権の農業政策では、農家の方々の将来の展望が全く開けない状況にある。農業の多面的な機能の維持を図るため、再生産可能な農家所得を補償し、農業経営の安定、営農継続を図る農業者戸別所得補償制度を復活させるべきである。

第四に、平成二十九年度補正予算額と平成三十年度当初予算額の合計が平成三十年度概算要求額を超える事業が数多く存在している。現下の厳しい財政状況の中で、このように不要不急と思われる事業に過度な予算配分を行うことは不適当である。また、米国からの防衛装備品の調達（ＦＭＳ）についてなど、会計検査院より様々な指摘を受けている。そこで、災害復旧・復興関係予算を除き、精査の上、原則、概算要求額まで適正化すべきである。

以上のような問題点を是正するため、政府は、平成三十年度予算を撤回し、次に示す「第二　編成替えの概要」の内容にのっとり、編成替えを行うべきである。

第二　編成替えの概要

1．歳出の追加（一・九兆円程度）

(1)　人への投資（〇・四兆円程度）

・小・中学校の給食費無償化に向けた負担軽減（〇・二兆円程度）

・所得制限なしの高校無償化

・保育士等の給与引上げ（〇・二兆円程度）

(2)　地域活性化（一・五兆円程度）

・一括交付金の復活（〇・七兆円程度）

・農業者戸別所得補償制度の復活（〇・八兆円程度）

・養豚経営安定化対策（豚マルキン）補填率引上げ・国庫負担率引上げ

(3)　国民の信頼を取り戻すための経費

・「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の再実施を含む裁量労働についての全般的な再調査

・森友・加計問題を踏まえた公文書管理の適正化

（野党共同提案「公文書管理法改正案」に基づく）

・政府提案の生活保護基準見直しの再考

2．歳出の削減（一・九兆円程度）

①　水膨れ予算の適正化（〇・四兆円程度）

②　一括交付金見合いの交付金・補助金の廃止・縮減（〇・七兆円程度）

③　農業者戸別所得補償制度財源としての交付金等の廃止（〇・八兆円程度）

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三十年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十六」に改める。

第十九条の七第一項ただし書中「差し押さえた財産」の下に「（国税徴収法第八十九条の二第四項に規定する特定参加差押不動産を含む。）」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第二十三条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第三号の四までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第六十九条」の下に「（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十第五項、」を削り、同項第四号の五イからニまでの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条から第四十五条の三まで」に改め、同項第十八号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に改め、「定められたもの」の下に「（国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるものに限る。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二十四条の二第一項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第五項の表第五十三条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「にあつては」を「には」に改め、同表第五十三条第三十七項の項を次のように改める。

第五十三条第三十九項	法人又は	固有法人又は
	法人は	固有法人は
	法人の	固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する

第二十四条の二第五項の表第五十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第四十五条の二第一項中「の者」を「に掲げる者」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「に第一項」を「に同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第五十二条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「。次条第十九項において同じ」を加え、「。以下次条第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

第五十三条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第二項中「第三十二

項」を「第三十四項」に、「第三十七項」を「第三十九項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第六項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同条第九項及び第十二項第一号中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十五項中「場合の」を「場合における」に改め、「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十九項中「前条第二項第四号に掲げる」を削り、「によつて」を「により」に、「同号」を「前条第二項第四号」に改め、同条第四十四項を同条第四十六項とし、同条第四十三項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十二項を同条第四十四項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第四十項」に、「第三十九項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「第四十二項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十六項中「第二十六項又は第二十九項又は第二十七項」を「第二十八項又は第二十九項」に、「これらの規定を第三十項（第三十一項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び第三十一項において準用する場合を含む。」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十二項中「にあつては」を「には」に、「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十六項及び第二十七項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十八項」を「第三十項」に、「において」を「の規定により」に改め、「及び第三十六項」を削り、「まず第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「第二十五項の規定による控除」を「第二十六項の規定による控除」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十六項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「によつて」を「により」に、「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「又は前二項」を「、第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。

24　道府県は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する法人税割額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

25　道府県は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第五十五条の二第一項中「条約(二)を「租税条約(二)に改める。

第六十三条第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第四項」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第六十五条第一項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第五十六条第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十五条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人がされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第六十五条に次の二項を加える。

5　第五十六条第四項の規定は、前項の延滞金

額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十五条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第七十二条第一号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同条第五号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に、「この法律の施行地に本店」を「国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）に本店」に、「又はこの法律の施行地」を「又は国内」に改め、「定められたもの」の下に「（国内にあるものに限る。）」を加え、同号イ中「この法律の施行地」を「国内」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第七十二条第五号ハ中「この法律の施行地」を「国内」に改める。

第七十二条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を加え、同条第八項第一号及び第三号中「普通に」を「通常」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　船舶定係場業

第七十二条の二第九項第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第七十二条の二の二第一項中「第七十二条の三十六から第七十二条の三十八まで」を「第七十二条の三十七、第七十二条の三十八」に改め、同条第三項及び第七項中「にあつては」を「には」に改め、同条第八項の表第七十二条の三十五第一項の項を削る。

第七十二条の二十三第一項各号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加え、同項第四号中「によつて」を「により」に改め、「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加え、同項第五号及び第六号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「その」を「当該」に改める。

第七十二条の三十五及び第七十二条の三十六を次のように改める。

第七十二条の三十五及び第七十二条の三十六　削除

第七十二条の三十九の二第一項中「条約（」を「租税条約（」に改める。

第七十二条の四十五の二中「第七十二条の二十八第二項又は」を「これらの規定を第七十二条の二十八第二項及び」に、「本条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第七十二条の四十四第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第七十二条の四十五の二第一項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第七十二条の百九第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「税額」の下に「の十倍」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第三項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の四第一項第九号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第九十八条の二」を「第百三十一条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百七十二条、第百七十四条及び第百八十七条」に改め、同項第十一号中「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「同条第一項第十三号」を「同項第十三号」に改め、同項第二十一号中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改め、同項第三十二号中「第十四条第一項第一号」を「。以下この号において「機構法」という。第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第

二号」に、「又は第三項から第五項まで」を「若しくは第二項から第四項まで」に改める。

第七十三条の七第十七号中「農業災害補償法第五十三条の二第二項」を「農業保険法第七十三条第二項」に改める。

第七十三条の十四第一項中「一戸につき千二百万円」を「一戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「につき千二百万円」を「について千二百万円」に改め、同条第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第三項中「。第七十三条の二十七の二第一項」を「。第七十三条の二十四第三項」に、「同項」を「第七十三条の二十七の二第一項」に、「及び第七十三条の二十七の二第一項」を「及び第三項」に、「につき」を「について」に改め、同条第四項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第七十三条の二十七の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一　土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二　土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

第七十三条の二十五第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「の定めるところによつて、あわせて」を「で定めるところにより、併せて」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第七十三条の二十六第一項中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改める。

第七十三条の二十七の二第一項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第七十四条の見出しを「（用語の意義及び製造たばこの区分）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一　喫煙用の製造たばこ

イ　紙巻たばこ

ロ　葉巻たばこ

ハ　パイプたばこ

ニ　刻みたばこ

ホ　加熱式たばこ

二　かみ用の製造たばこ

三　かぎ用の製造たばこ

第七十四条の三の次に次の一条を加える。

（製造たばこと みなす場合）

第七十四条の三の二　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこと みなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこ とする。

第七十四条の四第一項中「消費等」の下に「（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二　加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第七十四条の五中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二百九十二条第一項第一号及び第二号中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第六十九条」の下に「（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十第五項、」を削り、同項第四号の五イからニまでの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条、第二百九十五条、第三百十三条から第三百十七条の三まで及び第三百十七条の六から第三百二十一条の七の九まで」に改め、同項第十四号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に改め、「定められたもの」の下に「（国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるものに限る。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二百九十四条の二第一項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第五項の表第三百二十一条の八第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第三百二十一条の八第二項から第四項までの項中「にあつては」を「には」に改め、同表第三百二十一条の八第三十七項の項を次のように改める。

第三百二十一条の八第三十九項	法人又は法人の	固有法人又は固有法人の有する	固有法人に係る法人課税信託の受託者

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の十三第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第三百十二条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「。第三百二十一条の八第十九項において同じ」を加え、「。以下第三百二十一条の八第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

第三百十七条の二第一項中「の者」を「に掲げる者」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「に第一項」を「に同項」に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「においては」を「には」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第二項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第三十七項」を「第三十九項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第六項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同条第九項及び第十二項第一号中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十五項中「場合の」を「場合における」に改め、「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十九項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる」を削り、「によつて」を「により」に、「同号」を「第三百十二条第三項第四号」に改め、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十一項とし、同条第三十八項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項とし、同条第三十四項とし、同条第三十三項とし、同条第三十二項とし、同条第三十一項とし、同条第三十項とし、同条第二十九項とし、同条第二十八項とし、同条第二十七項とし、同条第二十六項とし、同条第二十五項とし、同条第二十四項とし、同条第二十三項とし、同条第二十二項とし、同条第二十一項とし、同条第二十項とし、同条第十九項とし、同条第十八項とし、同条第十七項とし、同条第十六項とし、同条第十五項とし、同条第十四項とし、同条第十三項とし、同条第十二項とし、同条第十一項とし、同条第十項とし、同条第九項とし、同条第八項とし、同条第七項とし、同条第六項とし、同条第五項とし、同条第四項とし、同条第三項とし、同条第二項とし、同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定により読み替えて適用する第三百十二条第三項第四号の規定の適用を受ける者は、同項第一号に掲げる者に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日から二月以内に、その該当することとなつた旨を、その者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第三百十七条の二第一項第一号中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「前項の届出をした者」に改め、同項第二号中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「前項の届出をした者」に改め、同条第二項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の三十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の四十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の五十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の六十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の七十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の八十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の九十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百二十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百三十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百四十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百五十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百六十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百七十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百八十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の百九十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十四第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十五第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十六第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十七第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十八第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百十九第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百二十第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百二十一第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百二十二第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」に改める。

第三百十七条の二百二十三第一項中「第三百十二条第三項第四号に掲げる者」を「第三百十七条の二第一項の届出をした者」

六項の規定による控除、第二十七項の規定による控除」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項に」を「第二十八項に」に、「第二十六項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「によつて」を「により」に、「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「又は前二項」を「、第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。

24　市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

25　市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第三百二十一条の十一の二第一項中「条約(二を「租税条約(二に改める。

第三百二十七条第一項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第三百二十一条の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第三百二十七条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第三百二十七条に次の二項を加える。

5　第三百二十一条の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6　前条第三項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第三百四十八条第二項第二十九号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第三十六号中「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」の下に「（以下この号及び第三百四十九条の三第二十二項において「機構法」という。）」を加え、「から第四号まで又は第三項から第五項まで」を削り、「の用に供する固定資産及び」を「（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（以下この号及び第三百四十九条の三第二十二項において「旧農業機械化促進法」という。）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（に、「農業機械化促進法（昭

和二十八年法律第二百五十二号）」を「旧農業機械化促進法」に、「供する固定資産で」を「供したもので限る。）で」に改め、同条第四項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第三百四十九条の三第三項中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削り、同条第二十二項中「農業機械化促進法第十六条第一項第一号」を「機構法第十四条第一項第一号」に改め、「業務」の下に「（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）」を加え、同条第三十一項中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第四百六十四条の見出しを「（用語の意義及び製造たばこの区分）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一　喫煙用の製造たばこ

イ　紙巻たばこ

ロ　葉巻たばこ

ハ　パイプたばこ

ニ　刻みたばこ

ホ　加熱式たばこ

二　かみ用の製造たばこ

三　かぎ用の製造たばこ

第四百六十六条の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第四百六十六条の二　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第四百六十七条第一項中「消費等」の下に「（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二　加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第四百六十八条中「五千二百六十二円」を「五千六百九十二円」に改める。

第五百二十三条及び第五百二十四条を次のように改める。

第五百二十三条及び第五百二十四条　削除

第七百一条の三十四第三項第九号中「第一条の五」を「第一条の五第一項」に改め、「及び」の下に「同条第二項に規定する」を、「もの」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院で政令で定めるもの」を加える。

第七百三十四条第三項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「字句に、それぞれ」を「字句に」に改め、同項の表第三百十四条の四第一項の項の次に次のように加える。

第三百二十一条の八第二十四項	並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額
第三百二十一条の八第二十五項	並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額

の合計額

の合計額

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「を超える額」を削り、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

附則第三条の二第二項及び第三条の二の二中「第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第二項中「同法第四十二条の四第六項若しくは第七項」を「同条第六項若しくは第七項」と、「これらの規定」とあるのは「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「及び第四十二条の十二の五」とあるのは「並びに第四十二条の十二の五」を〕及び第六十六条の九の三」とあるのは〔並びに第六十六条の九の三」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第二項」と、「及び第四十二条の十二の六」とあるのは「並びに第四十二条の十二の六」に改め、同条第三項中「」とあるのは「、」とする」を「、」とする」に改め、同条第四項中「」とあるのは「」を「、」とあるのは「、」に、「第二項」を「第二項、」に改め、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第四項第一号」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に改め、「第四十二条の十二、」の下に「第四十二条の十二の二」を加え、「第四十二条の十二第一項、」を「第四十二条の十二の二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六十八条の十五の二第五項第一

号」を「第六十八条の十五の二第四項第一号」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に改め、「、第六十八条の十五の二第一項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「、第四十二条の十二の二及び」を削り、「及び第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び」を削り、「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　中小企業者等の平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項」とする。

14　中小連結親法人等の平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六第二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の二項を加える。

15　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」とする。

16　中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七」とあるのは、「第六十八条の十五の六」とする。

附則第八条の二第一項中「これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「の規定の」とあるのは「に、「平成二十七年法律第九号）」を「平成二十七年法律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」に、「同法第八条」を「平成二十七年所得税法等改正法第八条」に、「第四十二条の四（」を「（以下この号において「平成二十七年旧租税特別措置法」という。）第四十二条の四（」に、「のうち同法」を「のうち平成二十七年旧租税特別措置法」に、「平成二十八年法律第十五号）」を「平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）」に、「同法第十条」を「平成二十八年所得税法等改正法第十条」に、「」とする」を「の規定の」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「の規定の」とあるのは「、平成二十七年所得税法等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年旧租税特別措置法第四十二条の四（第十一項（第一号のうち平成二十七年旧租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する試験研究費に係る部分及び第四号に係る部分に限る。）、第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項を除く。）並びに平成二十八年所得税法等改正法附則第八十八条第二項及び第八十九条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十八年所得税法等改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項の規定の」とする」に改め、同条第三項中「第六十八条の十四第五項又は」を「第六十八条の十四第五項、」に、「の規定により加算された金額が」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額が」に、「第六十八条の十二第七項又は」を「第六十八条の十二第七項」に、「と、「相当する」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額が」に、「第六十八条の十二第七項」に、「と、「相当する」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、「相当する」に改め、同条第四項中「第四十二条の十第五項」を「（以下この号において「平成二十七年旧租税特別措置法」という。）第四十二条の四（」に、「のうち同法」を「のうち平成二十七年旧租税特別措置法」に、「平成二十八年法律第十五号）」を「平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）」に、「同法第十条」を「平成二十八年所得税法等改正法第十条」に、「」とする」を「の規定の」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「の規定の」とあるのは「、平成二十七年所得税法等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年旧租税特別措置法第四十二条の四（第十一項（第一号のうち平成二十七年旧租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する試験研究費に係る部分及び第四号に係る部分に限る。）、第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項を除く。）並びに平成二十八年所得税法等改正法附則第八十八条第二項及び第八十九条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十八年所得税法等改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項及び第四十二条の十一第五項の規定の」とする」に改め、同条第三項中「第六十八条の十四第五項又は」を「第六十八条の十四第五項、」に、「の規定により加算された金額が」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額が」に、「第六十八条の十二第七項又は」を「第六十八条の十二第七項」に、「と、「相当する」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、「相当する」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「、第二十五項及び第二十六項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十一項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「において」を「の規定により」に改め、同条第三項中「、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十九項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「において」を「の規定により」に改め、同条第六項中「第五十三条第三十二項」とあるのは「まず」を「第二十四項及び第二十五項」とあるのは「に改め、「次に第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、同条第七項中「、第二十五項及び第二十六項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「において」を「の規定により」に改め、同条第九項中「、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項」を「から第二十七項まで及び第二十九項（同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「において」を

の規定により」に改め、同条第十二項中「第三百二十一条の八第三十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「まず第二十四項」とあるのは「まず」を「第二十四項及び第二十五項」とあるのは「に」に改め、「次に第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、同条第十三項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「を超える額」を削る。

附則第九条第十項中「を行う法人が」を「（第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この項において同じ。）を行う法人が」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合（次項において「雇用安定控除調整率」という。）を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第七号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する国内設備投資額が当該法人の同項第九号に規定する当期償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

14　第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

一　当該法人の継続雇用者給与等支給額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）から当該法人の継続雇用者比較給与等支給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある各連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該法人及び当該各連結法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該法人の国内設備投資額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する国内設備投資額をいう。以下この号において同じ。）が当該法人の当期償却費総額（同項第八号に規定する当期償却費総額をいう。以下この号において同じ。）の百分の九十に相当する金額以上であること又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の国内設備投資額の合計額が当該法人及び当該各連結法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

附則第九条第十五項を削り、同条第十六項中「第十三項及び第十四項」を「前二項」に、「これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」を「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」に、「「当該雇用者給与等支給増加額」を「「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、「。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削り、「派遣労働者をいう」及び「派遣船員をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「場合は」を「場合には」に、「金額」を「」と、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「当該雇用者給与等支給増加額」を「比較雇用者給与等支給額を控除した」に、「当該雇用者給与等支給増加額に」を「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に」に、「第十七項」を「第十六項」に、「事業（」を「事業に係る額（」に、「その他の事業」という。）に係る額」を「特定雇用者給与等支給額」という。）」に、「雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額」を「特定雇用者給与等支給額」に、「金額」と」を「」と」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「前二項において」を「前二項の規定により」に、「雇用者給与等支給増加額」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「控除対象額」という。）」に、「雇用者給与等支給増加額は」を「控除対象額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「控除対象額を」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条に次の一項を加える。

21　電気供給業を行う法人が、電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事

業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第十条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第七十三条の二十四第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第十一条第二項中「第六条第二項」の下に「(同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同条第四項の規定による」を「同法第六条第四項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による同法第六条第二項に規定する」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「につき千二百万円」を削り、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、同条第十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

15　都市再生特別措置法第百九条の六第二項第一号に規定する者が同法第百九条の八の規定による公告があつた同法第百九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16　租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」から第三項まで」に、「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

附則第十一条の四第二項中「第七十三条の二十七に」を「第七十三条の二十七第一項に」に、「当該土地」を「、当該土地」に、「当該施設」を「、当該施設」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に、「同項」と、「に」を「附則第十一条の四第一項」と、「に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「若しくは第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第四項中「第七十三条の十四第一項に規定する」を削り、「改修工事で政令で定めるもの」の下に「(以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。)」を加え、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に改め、「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「第七十三条の二十七に」を「第七十三条の二十七第一項に」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に、「同項」と、「に」を「附則第十一条の四第四項」と、「に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「改修工事対象住宅」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

6　道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円(当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7　第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「、土地」とあるのは「、附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この条及び第七十三条の二十七第一項において「改修工事対象住宅用地」という。)」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十一条の四第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定

の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十一条の四第六項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十一条の四第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第十一条の五第一項中「によつて」を「により」に改め、「）をいう」の下に「。第三項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び前条第六項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「第三百八十八条第一項の」を削り、「中に第一項に規定する」を「中に」に、「第八項若しくは」を「第八項及び」に、「又は附則第十一条第一項の」を「並びに附則第十一条第一項の」に、「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第七十三条の十四第六項	登録された価格	登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
第七十三条の十四第八項及び第九項第一号、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項	登録された価格	登録された価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
	決定した価格	決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額

附則第十二条の二の二第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十二条の二の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の二の四第九項中「装置（以下この項から第十一項まで」を「装置（以下この項から第十二項まで」に、「並びに衝突」を「、衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）」の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「、同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同項の前に次の一号を加える。

一　車両総重量が五トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの

（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の四第十項を次のように改める。

10　車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「又は第五項」及び「附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する」を削り、同条第五項及び第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同項第一号中「三分の一」を「二分の一」に、「六分の一以上二分の一以下」を「三分の一以上三分の二以下」に、「施設が」を「処理施設が」に改め、同項第二号中「（次号において「中小事業者等」という。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）で総務省令で定めるもの　次に掲げる産業廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（石綿が含まれているものその他これに類するものとして総務省令で定めるものに限る。）の処理の用に供する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの　二分の一

ロ　イに掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設　三分の一

附則第十五条第二項第六号を削り、同項第七号中「設置した」の下に「同法第十二条第一項に規定する」を加え、「施設が」を「除害施設が」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項中「又は平成二十九年度」を「から平成三十一年度までの間」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に、「二分の一」を「三分の二」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同条第十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「又は都市計画税」を削り、「、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」を「又は第三百四十九条の二」に、「平成二十八年度分及び平成二十九年度分」を「平成三十年度分及び平成三十一年度分」に、「八分の七」を「十分の九」に改め、同条第二十三項中「平成二十八年度分及び平成二十九年度分」を「平成三十年度分及び平成三十一年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により」に、「津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による」を「同法第六十二条第一項に規定する」に、「同法第六十二条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「協定避難施設」の下に「（次項において「協定避難施設」という。）」を加え、「家屋（以下この項」を「家屋（第三号」に改め、「掲げる」の下に「指定避難施設避難用部分又は」を加え、「当該各号に定める年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする」を「、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第二号中「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資

産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「の属する年の翌年の一月一日（当該締結した日」を「（以下この号及び次項において「締結日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該締結日」に、「から当該管理協定を締結した日」を「から当該締結日」に改め、「各年度分」の下に「の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　指定避難施設避難用部分　指定避難施設として指定された日（以下この号及び次項において「指定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定日が一月一日である場合には、同日。以下この号において同じ。）を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条第三十項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による管理協定に係る同法第六十二条第二項第一号に規定する」を「指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産として政令で定めるもの（指定日以後に取得されるものに限る。第一号において「指定避難用償却資産」という。）又は」に、「当該管理協定を締結した日」を「締結日」に改め、「限る」の下に「。第二号において「協定避難用償却資産」という。）（以下この項において「特定避難用償却資産」という）を加え、「償却資産に」を「特定避難用償却資産に」に、「にあつては、当該」を「には、当該」に、「二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）」を「、次の各号に掲げる特定避難用償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定避難用償却資産　三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）

二　協定避難用償却資産　二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該協定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

附則第十五条第三十一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「のうち、」を「のうち、」に、「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「当該設備に」を「当該特定再生可能エネルギー発電設備に」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項第一号中「設備が」を「特定再生可能エネルギー発電設備が」に改め、同号イ中「この項」を「この号」に、「除く。」を「除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの」に改め、同号ロ中「限る。）」を「限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの（指定避難用償却資産」という。）又は」に、「当該管理協定を締結した日」を「締結日」に改め、「限る」の下に「。第二号において「協定避難用償却資産」という。）（以下この項において「特定避難用償却資産」という）を加え、「償却資産に」を「特定避難用償却資産に」に、「にあつては、当該」を「には、当該」に、「二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）」を「、次の各号に掲げる特定避難用償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定避難用償却資産　三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）

二　協定避難用償却資産　二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該協定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

附則第十五条第三十一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「のうち、」を「のうち、」に、「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「当該設備に」を「当該特定再生可能エネルギー発電設備に」に、「ところによる」を「額とする」に改め、同項第一号中「設備が」を「特定再生可能エネルギー発電設備が」に改め、同号イ中「この項」を「この号」に、「除く。」を「除く。次号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの」に改め、同号ロ中「限る。）」を「限る。次号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの（指定避難用償却資産」という。）又は」に、

ハ　水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ニ　地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ホ　バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。第三号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの

附則第十五条第三十二項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ　特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）

ロ　特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）

附則第十五条第三十二項に次の一号を加える。

三　次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備　当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ　特定水力発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

ロ　特定地熱発電設備（第一号ニに掲げるものを除く。）

ハ　特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

附則第十五条第三十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「当該」を「これらの」に改め、同条第三十八項及び第三十九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「南海トラフ地震防災対策推進地域」の下に「（第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）」を、「首都直下地震緊急対策区域」の下に「（第一号において「首都直下地震緊急対策区域」という。）」を加え、「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「限る」の下に「。以下この項において「特定償却資産」という」を加え、「償却資産に」を「特定償却資産に」に、「価格の三分の二の額」を「価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域が同条第八項に規定する開発

保全航路（同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定めるものに限る。）の区域又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの　当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

二　前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産　当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。

46　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項に規定する実施計画（同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）の実施に関するものに限る。）について同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の認定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）をし、かつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同号に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの（当該地域特定電気通信設備供用事業の用以外の用に供されていないものに限る。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

47　租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第百九条の二第三項において準用する同法第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の規定により認可を受けた同法第百九条の二第一項に規定する立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設協定」という。）に定められた同法第八十一条第八項に規定する立地誘導促進施設（同法第百十八条第一項の規定により指定された同項に規定する都市再生推進法人が管理するものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設」という。）の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の一月一日（当該認可を受けた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該特定立地誘導促進施設協定に定められた事項の変更により新たに追加された特定立地誘導促進施設にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日（当該変更の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度）から三年度分（当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が十年以上である場合には、五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「附則第十五条の八第一項及び第三項」を「附則第十五条の八第三項及び第五項」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、「（区分所有に係る住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「及び附則第十五条の八第一項」を削り、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「次条第三項又は第五項」を「次条第一項又は第三項」に改める。

附則第十五条の八の見出しを「（市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「である貸家住宅」の下に「（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）」を、「（区分所有に係る貸家住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第十五条の九第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「（区分所有に係る耐震基準適合住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加

え、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「（区分所有に係る特定耐震基準適合住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条の規定の適用を受ける家屋について第七百二条の四の二の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「都市計画税額の」とあるのは、「都市計画税額（附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この条において同じ。）の」とする。

附則第十五条の十一を附則第十五条の十二とし、附則第十五条の十の次に次の一条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額）

第十五条の十一　市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）第二条第十七号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事（高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一号に掲げる高齢者移動等円滑化法第二条第十八号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2　前項の規定は、改修実演芸術公演施設に係る固定資産税又は都市計画税の納税義務者から、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該改修実演芸術公演施設につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る改修実演芸術公演施設につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十六条中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四号中「によつて」を「により」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十八年度で」を「平成三十一年度又は平成三十二年度で」に、「平成二十七年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。）」及び「とし、当該年度が平成二十九年度である場合であつて、当該土地が平成二十八年度分の固定資産税について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表(2)中「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十八年度で」を「平成三十一年度又は平成三十二年度で」に、「平成二十七年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」及び「とし、当該年度が平成二十九年度である場合であつて、当該土地が平成二十八年度分の固定資産税について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「平成二十八年度又は平成二十九年度」を「平成三十一年度又は平成三十二年度」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（平成三十一年度又は平成三十二年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「によつて」を「により」に、「土地が次の表」を「土地が同表」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同号の中欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号の中欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年

度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、同号の中欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十八年度の土地」を「平成三十一年度の土地」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十九年度の土地」を「平成三十二年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十九年度の土地」を「平成三十二年度の土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第二項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度適用土地」を「平成三十一年度適用土地」に、「平成二十八年度類似適用土地」を「平成三十一年度類似適用土地」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「場合の」を「場合における」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第四号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十六号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十七号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十八号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九十九号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二百号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二百一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二百二号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二百三号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二百四号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二百五号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表

成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「平成二十八年度類似用途変更宅地等」を「平成三十一年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似用途変更宅地等」を「平成三十二年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度類似課税標準額」を「平成三十一年度類似課税標準額」に改め、同条第四項中「意義は、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「平成二十六年度類似課税標準額」を「平成二十九年度類似課税標準額」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第二号中「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第三号中「平成二十七年度類似用途変更宅地等」を「平成三十年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四項中「平成二十九年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十八年度類似課税標準額」を「平成三十一年度類似課税標準額」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、同条第五項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第十九条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（通常市街化区域農地に対して課する平成三十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第十九条の二　平成三十一年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち、都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内のもの（次に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、田園住居地域内市街化区域農地（市街化区域農地のうち、同法第八条第一項第一号に規定する田園住居地域内のものをいう。次条及び附則第二十二条において同じ。）以外のもの（以下この条において「通常市街化区域農地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該通常市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格により定められるべきものとする。

一　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する生産緑地（以下この号において「生産緑地」という。）である農地（生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日以後に都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地法第三条第一項に規定する生産緑地地区の区域内の生産緑地である農地のうち、同法第十条第一項に規定する申出基準日（以下この号において「申出基準日」という。）までに同法第十条の二第一項の規定による指定がされなかつたものであつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日（当該申出基準日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもののその他の政令で定めるものを除く。）

二　都市計画法第十一条第一項の規定により同法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による同法第二十六条第一項に規定する都道府県知事等の指定を受けたものその他の政令で定める農地

2　平成三十一年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに通常市街化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるものとみなす。この場合における同項から同条第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地（同条第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格で、市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる

	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第三項	前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第四項	に対して	について第二年度の固定資産税の賦課期日において附則第十九条の二第二項に規定する事情がある場合においては、通常市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第五項	第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第六項	に対して	について第三年度の固定資産税の賦課期日において附則第十九条の二第二項に規定する事情がある場合においては、通常市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等

3　平成三十一年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、通常市街化区域農地である田若しくは畑が通常市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は通常市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、これらの事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項、第三項及び第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	次の各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地（同条第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等

第三項	前項各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第五項	第二項各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等

4　平成三十一年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地（第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号に掲げる土地	又は第四号に掲げる土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）となつたもの
	固定資産税又は	固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、当該土地が同表の第二号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、
	若しくは第六号	又は第六号

		、当該土地の類似土地の当該年度	当該土地の類似土地の同年度
第一項の表第二号		第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格による	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
		ことが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	
		当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該平成三十年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
第一項の表第四号	当該土地の類似土地	当該土地の類似土地となつた当該土地とその状況が類似する宅地	通常市街化区域農地となつた当該土地とその状況が類似する宅地
第二項	第三号、第五号若しくは第六号	第三号若しくは第五号	第三号若しくは第五号

5　平成三十一年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地（次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
	固定資産税又は	固定資産税にあつては通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、

	若しくは第六号、当該土地の類似土地の当該年度	又は第六号当該土地の類似土地の同年度
第一項の表第二号	第三百四十九条第二項各号に掲げる当該平成三十年度の土地の類似土地	附則第十九条の二第三項に規定する通常市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地
第一項の表第四号	当該土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地
第二項	第三号、第五号若しくは第六号	第三号若しくは第五号

6　平成三十二年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては、	又は第四号にあつては
	類似土地の当該年度価格と	類似土地の同年度価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）となつたものである場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と
第一項の表第三号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格により当該土地を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
	当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該平成三十年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地に類似する農地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
第一項の表第五号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格により当該土地を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
	当該平成三十一年度の土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該平成三十一年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資

		産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該平成三十一年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
第一項の表第六号	当該平成三十二年度の土地の類似土地	通常市街化区域農地となつた当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地
第二項	これらの土地の類似土地	通常市街化区域農地となつたものとその状況が類似する宅地若しくは同表の第三号若しくは第五号に掲げる土地で市街化区域農地以外の農地となつたものに類似する農地
	の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）	で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とし、当該平成三十一年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）
	にあつては当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を いい、平成三十一年度類似適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

7　平成三十二年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
	又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては、	にあつては
	類似土地の当該年度	類似土地の同年度
	価格と	価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と
第一項の表第三号	当該平成三十年度の土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地
	第三百四十九条第二項各号に掲げる	附則第十九条の二第三項に規定する
第一項の表第五号	当該平成三十一年度の土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地
第一項の表第六号	当該平成三十二年度の土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地
第二項	土地でこれらの土地の類似土地	通常市街化区域農地である土地とその状況が類似する宅地
	当該平成三十一年度適用土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地

当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地	通常市街化区域農地である当該平成三十一年度類似適用土地とその状況が類似する宅地

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成三十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第十九条の二の二　平成三十一年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税標準については、当該田園住居地域内市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。）により補正した価格により定められるべきものとする。

2　平成三十一年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに田園住居地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるものとみなす。この場合における同項から同条第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この条において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格で、市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等
第三項	前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	田園住居地域内市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
第四項	に対して	について第二年度の固定資産税の賦課期日において附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある場合においては、田園住居地域内市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で、市

土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	第五項	第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	土地課税台帳等	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある
		当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の		田園住居地域内市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
	第六項	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等		比準する価格で土地課税台帳等
		に対して		について第三年度の固定資産税の賦課期日において附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある場合においては、田園住居地域内市街化区域農地となつた土地に対して
		土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する		土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した
		土地課税台帳等又は家屋課税台帳等		土地課税台帳等

3　平成三十二年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、田園住居地域内市街化区域農地である田若しくは畑が田園住居地域内市街化区域農地である畑若しくは田となる地目の変換（これに類する特別の事情として政令で定めるものを含む。）があり、又は田園住居地域内市街化区域農地に係る市町村の廃置分合若しくは境界変更の事情がある土地については、これらの事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項、第三項及び第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	次の各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。次項及び第五項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格で土地課税台帳等
第三項	前項各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で土地課税台帳等
第五項	第二項各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で土地課税台帳等

4　平成三十一年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地（次項又は第六項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号に掲げる土地	又は第四号に掲げる土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）となつたもの	
	固定資産税又は	固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格とし、当該土地が同表の第二号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、	
	若しくは第六号	又は第六号	
	、当該土地の類似土地の当該年度	当該土地の類似土地の同年度	
第一項の表第二号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある	
	当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該平成三十年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	
第一項の表第四号	当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地となつた当該土地とその状況が類似する宅地	
	比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	
第二項	第三号、第五号若しくは第六号	第三号若しくは第五号	

5　平成三十二年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
	又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては、	にあつては
	類似土地の当該年度	類似土地の同年度
	価格と	価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）となつたものである場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この

項及び次項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と		
附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある		
当該平成三十年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地に類似する農地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	第一項の表第三号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める
附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある		
当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	第一項の表第五号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める

当該平成三十一年度の土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格		
当該平成三十二年度の土地の類似土地	第一項の表第六号	
比準する価格		
これらの土地の類似土地	第二項	
の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）		
当該平成三十一年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該平成三十一年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格		
田園住居地域内市街化区域農地となつた当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地		
比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格		
田園住居地域内市街化区域農地となつたものとその状況が類似する宅地若しくは同表の第三号若しくは第五号に掲げる土地で市街化区域農地以外の農地となつたものに類似する農地		
で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格とし、当該平成三十一年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）		

にあつては当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十一年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格をいい、平成三十一年度類似適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十一年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

6　平成三十二年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
	又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては、	にあつては
	類似土地の当該年度	類似土地の同年度
	価格と	価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十二年度分の固定資産税にあつては田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この項及び次項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格と

第一項の表第三号	当該平成三十年度の土地の類似土地	第三百四十九条第二項各号に掲げる当該平成三十一年度の土地の類似土地
	比準する価格	第三百四十九条第二項各号に掲げる当該平成三十一年度の土地の類似土地に比準する価格
第一項の表第五号	当該平成三十一年度の土地の類似土地	第三百四十九条の二の二第三項に規定する当該平成三十一年度の土地の類似土地
	比準する価格	附則第十九条の二の二第三項に規定する田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第一項の表第六号	当該平成三十二年度の土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地
	比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第二項	土地でこれらの土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である土地とその状況が類似する宅地
	当該平成三十一年度適用土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度適用土地とその状況が類似する宅地
	比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
	当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該平成三十一年度類似適用土地とその状況が類似する宅地

附則第十九条の三の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特例）」を付する。

附則第十九条の四第一項及び第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「みなして」を「みなして、」に改め、同条第五項中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度特定市街化区域農地」を「平成三十年度特定市街化区域農地」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十八年度特定市街化区域農地」を「平成三十一年度特定市街化区域農地」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十九年度特定市街化区域農地」を「平成三十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十七年度、」を「平成三十年度、」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「みなして」を「みなして、」に改め、同条第六項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「みなして」を「みなして、」に改める。

附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度　次に」を「平成三十年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第二号ロの項中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同表附則第十八条の三第三項の項中「附則第十八条第六項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に改め、同表附則第十八条の三第四項第一号ロの項中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第十九条の四第五項及び第六項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項中「附則第十九条の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、「昭和四十七年度」を「平成三十一年度」に改め、同項の表基準年度に係る賦課期日に所在する土地（以下「基準年度の土地」という。）の項中「当該土地」を「当該基準年度の土地」に改め、同表基準年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるものの項中「市街化区域農地と」を「基準年度の土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該基準年度の土地と」に、「（当該土地が」を「、当該基準年度の土地と」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該土地」を「当該基準年度の土地」に、「価格」を「価格」に改め、同表第二年度の土地で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるものの項中「市街化区域農地と」を「基準年度の土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該基準年度の土地と」に、「（当該土地が」を「、当該基準年度の土地で」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該土地」を「当該基準年度の土地」に、「価格」を「価格」に改め、同表第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下「第二年度の土地」という。）の項中「当該市街化区域農地である当該第二年度の土地」を「通常市街化区域農地である当該第二年度の土地」に改め、同表第二年度の土地で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるものの項中「市街化区域農地と」を「基準年度の土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該基準年度の土地と」に、「（当該土地が」を「、当該基準年度の土地で」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該土地」を「当該基準年度の土地」に、「価格」を「価格」に改め、同表第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地の項中「当該市街化区域農地」を「通常市街化区域農地である当該土地」に改め、同条第三項の表以外の部分中「附則第十九条の二第三項」を「附則第十九条の二第四項又は第五項」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「場合の」を「場合における」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二第三項」を「附則第十九条の二第四項又は第五項」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」

に、「市街化区域農地と」を「土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地と」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に、「（当該土地が」を「、当該土地で」に、「以外」を「（同項に規定する市街化区域農地をいう。）以外」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該」を「当該」に、「価格」を「価格」に改め、同表の第三号中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「当該市街化区域農地」を「通常市街化区域農地」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「によつて」を「により」に改め、同表の第五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第二十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第三十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第六十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第七十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第八十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第九十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百二十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百三十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百四十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百五十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百六十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百七十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十一号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十二号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十三号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十四号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十五号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十六号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十七号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十八号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第百八十九号中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「当該市街化区域農地であるものにあつては当該土地と」を「当該土地が」に

		土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該基準年度の土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格
第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下「第二年度の土地」という。）	第二年度	田園住居地域内市街化区域農地である当該第二年度の土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
第二年度の土地で第三百四十九条第五項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該第二年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該第二年度の土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該第二年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該第二年度の土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格
第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地	第三年度	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格

8　附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成三十二年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成三十一年度	当該土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二　第一項の表の第二号に掲げる土地	平成三十一年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この表において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。）以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
三　第一項の表の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四　第一項の表の第四号に掲げる土地	平成三十一年度	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
五　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

9　平成三十二年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格

表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地		
二　第一項の表の第二号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三　第一項の表の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
四　第一項の表の第四号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
五　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地の類似土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格

10　附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この表において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
二　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
三　第一項の表の第六号に掲げる土地	平成三十二年度	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格

11　平成三十二年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一　附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二　第一項の表の第二号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三　第一項の表の第三号に掲げる土地	平成三十二年度	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限

る。以下この表において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格		
四　第一項の表の第四号に掲げる土地	平成三十二年度	
当該土地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格		
五　第一項の表の第五号に掲げる土地	平成三十二年度	
当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格		
六　第一項の表の第六号に掲げる土地	平成三十二年度	
田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格		

附則第二十四条、附則第二十五条の前の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項及び第三項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第二号中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第三号中「平成二十九年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に、「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第二十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第三十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第四十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第五十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第六十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第七十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第八十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第九十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百二十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百三十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百四十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百五十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百六十九号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十一号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十二号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十三号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十四号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十五号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十六号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十七号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度類似課税標準額」を「平成三十年度類似課税標準額」に改め、同項第百七十八号中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」

「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、同条第五項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「みなして」を「みなして、」に改め、同条第五項中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度特定市街化区域農地」を「平成三十一年度特定市街化区域農地」に、「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十八年度特定市街化区域農地」を「平成三十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十九年度特定市街化区域農地」を「平成三十二年度特定市街化区域農地」に、「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度、」を「平成三十年度、」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「みなして」を「みなして、」に改め、同条第六項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「みなして」を「みなして、」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度　次に」を「平成三十年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同号ロ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同項第二号中「平成二十八年度　次に」を「平成三十一年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十九年度　次に」を「平成三十二年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同号ロ中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同表附則第二十七条の二第四項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表附則第二十七条の二第五項及び第六項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「第二十項」を「第十九項」に、「平成二十八年度分を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第一号ロの項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第三項の項中「附則第十八条第六項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第二十七条の二第四項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改め、同表附則第二十七条の二第五項及び第六項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四項中「平成二十八年度分又は平成二十九年度分」を「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」に改める。

附則第二十九条の五第十八項を削り、同条第十九項中「、第十六項又は第十七項」を「又は前二項」に改め、同項を同条第十八項とする。

附則第三十一条の三第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

附則第三十八条の表第三項第一号イの項の次に次のように加える。

第三項第一号ロ	都道府県	都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、当該都道府県

附則第三十八条の表第三項第一号への項中「支給に要する費用の額」の下に「並びに国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県が行う国民健康保険の退職被保険者等に係るものに限る。）の額」を加え、同項の次に次のように加える。

第三項第二号ハ	の額	（ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（同法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。ニにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

附則第三十八条の表第三項第二号ニの項を次のように改める。

第三項第二号ニ	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
	繰入金	繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）

附則第三十八条の表第十二項第一号の項を次のように改める。

第十二項第一号	部分	部分のうち、当該都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの

附則第三十八条の三中「、第二項」を「から第三項まで」に改め、同条の表第一項第一号の項中「次項及び第十二項第一号」を「以下この条」に改め、同表第二項第二号及び第十二項第一号の項中「及び第十二項第一号」を削り、同表に次のように加える。

第三項第一号ロ及び第二号ロ	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

附則第五十一条の二を次のように改める。

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条の二　土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条による改正前の地方税法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第五十五条第三項中「附則第十五条の八第二項又は第二十九条の五第十六項又は」に、「第十五条の十」を「第十五条の十一」に、「次条第十一項又は」を「附則第十五条の十一又は次条第十一項若しくは」に改める。

附則第五十六条第一項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第十一項中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、㋑又は都市計画税額」の下に「（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十三項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第十四項中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、㋑又は都市計画税額」の下に「（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第五十六条の二を削る。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例（第七百二条）」を「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例（第七百措置等の適用状況等に関する国会報告（第七百

第七章　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告（第七百四十八条―第七百五十六条）

第八章　地方税共同機構（第七百六十一条―第七百六十七条）

第九章　雑則（第七百六十八条―第七百七十条）

第一節　代表者会議（第七百六十八条―第七百七十条）

第二節　役員及び職員（第七百七十一条―第七百八十一条）

第三節　業務（第七百八十二条―第七百九十条）

第四節　財務及び会計（第七百九十一条―第七百九十五条）

第五節　監督（第七百九十六条―第七百九十八条）

第六節　解散（第七百九十九条）

第七節　罰則（第八百条―第八百三条）

第八節　関係申告等の特例等（第七百四十七条の二―第七百四十八条）

第七百四十八条の二―第七百五十七条）

第七百五十七条の六）

第七百四十七条の六）

に改める。

」

第四十四条の二中「第三百二十一条の七の十二」を「第三百二十一条の七の十三」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「条例の」を「条例で」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項後段を削る。

第七十一条の二十六第一項中「の額に」を「の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で」に改める。

第七十一条の四十七第一項及び第七十一条の六十七第一項中「にあん分して」を「を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して」に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「及び地方公共団体情報システム機構」を「、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構」に改める。

第七十二条の五十九第一項中「においては」を「には」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百五十一条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「(平成十四年法律第百五十一号)」を加える。

第三百十七条の六第一項中「本節」を「この節」に、「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「の一月一日」を「の同月一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては、四月十五日」を「には、同月十五日」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に、「の一月一日」を「の同月一日」に改め、同条第五項中「によつて」を「によりこれらの規定」を「により第一項又は第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第一号及び第三百二十一条の四第七項において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(以下この節において「機構」という。)を経由して行う方法

第三百十七条の六第六項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第二号」に、「次に」を「、第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第一号又は第二号に」に、「第四項に」を「、第四項に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

第三百十七条の六第六項に次の一号を加える。

三　第一号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として総務省令で定める方法

第三百十七条の六第七項中「によつて」を「により」に、「この項及び次項において「記載事項」を「この条において「記載事項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第五項(第一号に係る部分に限る。)又は第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第三百二十一条の四第九項において同じ。)に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

第三百二十一条の四第一項中「この節」を「この条から第三百二十一条の七まで」に、「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同条第三項ただし書中「場合には、この」を「場合は、この」に改め、同条第五項中「異動によつて」を「異動により」に改め、同条第七項中「電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う」に改め、同条第八項中「による通知事項」を「により行われた通知事項」に、「が行われたときは」を「については」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第七項の規定により行われた通知事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達したものとみなす。

第三百二十一条の六第二項中「及び第八項」を「から第九項まで」に、「同項」を「同条第八項」に改める。

第三百二十一条の七の三の見出し中「市町村」を「市町村長」に改め、同条中「この節」を「この条から第三百二十一条の七の十一まで」に、「市町村」を「市町村の長」に改める。

第三百二十一条の七の五第一項中「市町村」を「市町村長」に、「においては」を「には」に改める。

第三百二十一条の七の七第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町村長」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「市町村」を「市町村の長」に改める。

第三百二十一条の七の八第一項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条から第三百二十一条の七の十二まで」に改め、同条第三項中「、同条第二項中「第三百二十一条の七の五第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項」と」を削り、同条第四項中「市町村」を「市町村長」に改める。

第三百二十一条の七の九第三項中「市町村は」を「市町村長は」に改める。

第三百二十一条の七の十三を第三百二十一条の七の十四とし、第三百二十一条の七の十三とし、第三百二十一条の七の十一を第三百二十一条の七の十二とし、第三百二十一条の七の十の次に次の一条を加える。

(市町村長と年金保険者との間における通知の方法)

第三百二十一条の七の十一　市町村長は、第三百二十一条の七の三、第三百二十一条の七の七第四項(第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。)その他政令で定める規定に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行わせるものとする。

2　市町村長は、第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項(これらの規定を第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の七の九第三項その他政令で定める規定に規定する年金保険者に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行うものとする。

第三百二十五条中「においては」を「には」に改め、同条後段を削る。

第三百五十四条の二後段を削る。

第六百五条後段を削る。

第七百一条の五十五第一項後段を削る。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

（地方税関係申告等の特例）

第七百四十七条の二　地方団体の長は、地方税関係申告等（第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「地方税関係法令」という。）の規定により書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）により行うこととしているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（同号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（次条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」という。）を経由して行わせることができる。

2　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係申告等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
第三項	当該申請等に関する法令	当該地方税関係法令
	同項の行政機関等	地方税法第七百六十二条第一号の地方税共同機構
	当該行政機関等	同法第七百四十七条の二第一項に規定する地方団体の長
第四項	第一項	地方税法第七百四十七条の二第一項
	行政機関等は、当該申請等に関する他の法令	同項に規定する地方団体の長は、地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
	主務省令	総務省令

第七百四十七条の三　地方団体の長は、地方税関係申告等のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のもの（次に掲げるものを除く。）で総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定地方税関係申告等」という。）については、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行わせることができる。

一　第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供

二　第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

三　第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

2　前項の規定により行われた特定地方税関係申告等は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第七百四十七条の五第二項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に前項に規定する地方団体の長に到達したものとみなす。

（地方税関係通知の特例）

第七百四十七条の四　行政機関の長（第七百六十二条第一号に規定する行政機関の長をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知（同号ロに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係通知」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。

2　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
第三項	当該処分通知等に関する法令	当該地方税関係法令
	同項の処分通知等	地方税法第七百六十二条第一号の同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知
	当該処分通知等	当該特定書面等地方税関係通知
第四項	第一項	地方税法第七百四十七条の四第一項

行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令	当該法令	主務省令
同項に規定する行政機関の長は、地方税関係法令	当該地方税関係法令	総務省令

第七百四十七条の五　行政機関の長は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のもので総務省令で定めるもの（次項及び次条において「特定地方税関係通知」という。）については、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。

2　前項の規定により行われた特定地方税関係通知は、第七百六十二条第一号の当該特定地方税関係通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定地方税関係通知を受ける者に到達したものとみなす。

（政令への委任）

第七百四十七条の六　第七百四十七条の二から前条までに定めるもののほか、第七百四十七条の二第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる特定地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び前条第一項の規定により行われる特定地方税関係通知に関し必要な事項は、政令で定める。

本則に次の一章を加える。

第九章　地方税共同機構

第一節　総則

（目的）

第七百六十一条　地方税共同機構（以下この章において「機構」という。）は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もつて地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第七百六十二条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　地方税関係手続用電子情報処理組織　行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

イ　この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（ロにおいて「地方税関係法令」という。）の規定に基づき地方団体の長に対して行われる申告、申請、届出その他の通知（ロに掲げるものを除く。）

ロ　地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

二　機構処理税務事務　機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ　地方税関係手続用電子情報処理組織を設置し、及び管理する事務

ロ　次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

(1)　第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の四第七項及び第九項並びに第三百二十一条の七の十一の規定

(2)　第七百四十七条の二から第七百四十七条の五までの規定

(3)　この法律（この章を除く。）に基づく命令の規定

三　機構処理税務情報　機構が機構処理税務事務において取り扱う情報をいう。

（法人格及び住所）

第七百六十三条　機構は、法人とする。

2　機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（数）

第七百六十四条　機構は、一を限り、設立されるものとする。

（定款）

第七百六十五条　機構は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資産に関する事項

五　代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項

六　役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項

七　業務及びその執行に関する事項

八　運営審議会の委員の定数その他の運営審議会に関する事項

九　財務及び会計に関する事項

十　定款の変更に関する事項

十一　第七百九十四条の規定による地方団体の費用の負担に関する事項

十二　公告及び公表の方法

十三　機構の保有する情報の公開に関する事項

2　機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七百六十六条　機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称）

第七百六十七条　機構は、その名称中に地方税共同機構という文字を用いなければならない。

2　機構でない者は、その名称中に地方税共同機構という文字を用いてはならない。

第二節　代表者会議

（代表者会議の設置及び組織）

第七百六十八条　機構に、機構の業務及び財務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。

2　代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて組織する。

一　都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の

三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。次号において同じ。）がそれぞれ選定する者

二　都道府県知事、市長及び町村長以外で地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者

3　委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

4　委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。

（代表者会議の権限）

第七百六十九条　次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の作成又は変更

三　予算及び事業計画の作成又は変更

四　決算

五　役員の報酬及び退職金

六　その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2　代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

3　代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（代表者会議の議長）

第七百七十条　代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第三節　役員及び職員

（役員）

第七百七十一条　機構に、役員として、理事長及び監事を置く。

2　機構に、前項に規定する役員のほか、定款で定めるところにより、役員として、副理事長又は理事を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第七百七十二条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長。以下この項において同じ。）を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4　監事は、機構の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6　理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

（役員の任命）

第七百七十三条　理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

2　副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

3　代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。

（役員の任期）

第七百七十四条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第七百七十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　代表者会議の委員

（役員の解任）

第七百七十六条　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。

2　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一　刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

二　破産手続開始の決定を受けたとき。

三　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4　代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（役員の兼職禁止）

第七百七十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七百七十八条　機構は、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長又は副理事長。次条において同じ。）がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表権の制限）

第七百七十九条　機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

（職員の任命）

第七百八十条　機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第七百八十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　業務

（業務の範囲）

第七百八十二条　機構は、第七百六十一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　機構処理税務事務を行うこと。

二　地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修

三　地方税に関する調査研究

四　地方税に関する広報その他の啓発活動

五　地方税に関する情報システムの開発及び運用

六　地方税に関する情報システムに関する事務の受託

七　地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第七百八十三条　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

3　機構は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（運営審議会）

第七百八十四条　機構に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、定款で定める数の委員をもつて組織する。

3　委員は、地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4　委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

5　理事長は、次に掲げる事項について、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一　第七百六十九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項

二　その他定款で定める事項

6　理事長は、前項第一号に掲げる事項について代表者会議の議決を求めるときは、運営審議会が当該事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。

7　運営審議会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、運営審議会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

8　理事長は、第五項及び前項の規定により運営審議会が述べた意見を尊重しなければならない。

（機構処理税務事務管理規程）

第七百八十五条　機構は、機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理税務事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理税務事務管理規程が機構処理税務事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（機構処理税務情報の安全確保）

第七百八十六条　機構は、機構処理税務情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。次項及び第七百八十八条第二項において同じ。）を行うに当たつては、機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構処理税務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、機構から機構処理税務情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（機構処理税務情報保護委員会の設置）

第七百八十七条　機構に、機構処理税務情報保護委員会を置く。

2　機構処理税務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、機構処理税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3　機構処理税務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4　前二項に定めるもののほか、機構処理税務情報保護委員会の委員の定数その他の機構処理税務情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。

（機構の役員又は職員等の秘密保持義務）

第七百八十八条　機構の役員若しくは職員（前条第一項に規定する機構処理税務情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理税務事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　機構から機構処理税務情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理税務情報に関する秘密又は機構処理税務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（帳簿の備付け）

第七百八十九条　機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理税務事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（報告書の公表）

第七百九十条　機構は、毎年少なくとも一回、機構処理税務事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第五節　財務及び会計

（事業年度）

第七百九十一条　機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等）

第七百九十二条　機構は、毎事業年度、予算及び事業計画（次項及び第三項において「予算等」という。）を作成しなければならない。

2　機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。

3　機構は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。

（財務諸表等）

第七百九十三条　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条及び第八百二条第七号において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2　機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　機構は、第一項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、前項に規定する事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4　機構は、第一項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、当該財務諸表の内容である情報を、当該事業年度の決算について代表者会議の議決を経た日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることがで

きる。この場合においては、前項の規定（同項の規定による公告に係る部分に限る。）は、適用しない。

（費用の負担）

第七百九十四条　機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方団体が負担する。

（総務省令への委任）

第七百九十五条　第七百九十一条から前条までに定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第六節　監督

（報告及び立入検査）

第七百九十六条　総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるとき、又は機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第七百九十七条　総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

（監督命令）

第七百九十八条　総務大臣は、機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理税務事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

第七節　解散

第七百九十九条　機構の解散については、別に法律で定める。

第八節　罰則

第八百条　第七百八十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八百一条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第七百八十九条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第七百九十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八百二条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七百六十五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二　第七百六十六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三　第七百七十三条第三項、第七百七十六条第四項、第七百八十三条第一項又は第七百九十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第七百八十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五　第七百八十三条第三項又は第七百九十二条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六　第七百九十三条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七　第七百九十三条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八　第七百九十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八百三条　第七百六十七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十五条中第四十三項を削り、第四十四項を第四十三項とし、第四十五項から第四十八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「第九条の二第四項」の下に「、第九条の三の二第七項」を加え、「及び第七十条」を「、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条」に改め、同号ロ中「（租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項、」を加え、「及び第百四十四条の二」を「、第百四十四条の二及び第百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十三条第十五項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第七十四条の四第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ中「第九条の二第四項」の下に「、第九条の三の二第七項」を加え、「及び第七十条」を「、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ロ中「（租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項、」を加え、「及び第百四十四条の二」を「、第百四十四条の二及び第百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第三百二十一条の八第十五項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第四百六十七条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第七百四十七条の五第一項中「次条」を「第七百四十七条の六」に改める。

第七百四十七条の五の次に次の一条を加える。

（特定徴収金の収納の特例）

第七百四十七条の五の二　地方団体は、特定徴収金の収納の事務については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

2　前項の「特定徴収金」とは、法人の事業税その他の政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務

者が総務省令で定める方法により納付し、又は納入するものをいう。

3　機構は、第一項の規定により行う前項に規定する特定徴収金（以下この項及び次条において「特定徴収金」という。）の収納の事務の一部を、政令で定めるところにより、特定金融機関等（第二十条の十一の二に規定する金融機関等のうち、特定徴収金の収納の事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものをいう。）に委託することができる。

第七百四十七条の六中「前条第一項」を「第七百四十七条の五第一項」に改め、「特定地方税関係通知」の下に「並びに前条の規定により行われる特定徴収金の収納」を加える。

第七百六十二条第二号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3)　第七百四十七条の五の二の規定

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「委託」の下に「第七百四十七条の五の二第三項の規定によるものを除き、」を加える。

附則第四十八条中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第四条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項中「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に改め、同項第三号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第十七条の四第一項第一号中「決定によつて」を「決定により」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第二十三条第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二十四条第一項及び第五項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「この節」の下に「（第五十三条第四十六項から第四十九項までを除く。）」を加え、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第二十四条の五第一項中「によつて」を「により」に、「本款及び第二款」を「この款及び次款」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十四条第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万一円」を「九十三万一円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「道府県は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合　四十三万円

二　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合　二十九万円

三　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合　十五万円

第三十四条第十項中「」とあるのは、「前年の」を「が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額」に改め、「規定する合計所得金額」の下に「をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三十七条中「道府県は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(ii)中「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第十九項」の下に「及び第四十七項第一号」を加える。

第五十三条第四十六項を同条第五十項とし、同条第四十五項の次に次の四項を加える。

46　特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十八項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十八項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道府県民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十八項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十八項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四十九項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により道府県知事に提供することにより、行わなければならない。

47　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

48　第四十六項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

49　第四十六項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

第五十五条の二第一項ただし書及び第五十五条の四第一項ただし書中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の二第一項第一号ロ中「みなし課税法人」の下に「（投資法人（を加え、「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、「投資法人」を「投資法人をいう。第七十二条の三十二第二項第三号において同じ。）、特定目的会社（に改め、「（平成十年法律第百五号）」を削り、「特定目的会社」の下に「をいう。第七十二条の三十二第二項第四号において同じ。）」を加え、同条第四項中「、この節」の下に「（第七十二条の三十二を除く。）」を加える。

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十項の項中「第七十二条の二十六第十二項」を「第七十二条の二十六第十三項」に改め、同表第七十二条の二十四の四、第七十二

条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項、第八項及び第九項、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「第七十二条の二十六第四項、第八項及び第九項」を「第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで」に改める。

第七十二条の二十五第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　第一項の法人（第八項又は第十項の規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

16　第一項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第七十二条の二十六中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10　第一項に規定する法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び収入割を申告納付すべき法人に限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

11　第一項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第八十一条の二十四の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により法人税法第八十一条の二十四の二第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第七十二条の二十八第一項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第二項中「、第十四項及び第十五項」を「及び第十四項から第十七項まで」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「、第十四項及び第十五項」を「及び第十四項から第十七項まで」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「まで」の下に「、第十五項及び第十六項」を加える。

第七十二条の三十第一項中「においては」を削り、「第七十二条の二十四」を「第七十二条の二十四、」に、「第七十二条の二十四の五」を「第七十二条の二十四の五、」に改める。

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二を削る。

第七十二条の三十三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を第七十二条の三十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第七十二条の三十二　特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書（以下この款において「申告書」という。）又は前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書（以下この款において「修正申告書」という。）（以下この項から第三項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならない。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　納税申告書に係る事業年度開始の日現在

における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

第七十二条の三十三の二第一項中「前条第二項若しくは第三項の規定による」及び「（以下この款において「修正申告書」という。）」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による」及び「（以下この款において「申告書」という。）」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条を第七十二条の三十三とする。

第七十二条の三十九の二第一項及び第七十二条の三十九の四第一項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十三第三項」に改める。

第七十二条の四十四第四項中「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の四十五第一項及び第三項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の四十六第一項、第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十七第一項から第四項まで及び第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の七十八第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項第一号中「国内」の下に「（この法律の施行地をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「この節」の下に「（第七十二条の八十九の二を除く。）」を加える。

第七十二条の八十七第一項中「にあつては」を「には」に、「本条及び次条」を「この款」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改める。

第七十二条の八十九の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第七十二条の八十九の二　特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。）は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ。）に提供することにより、行わなければならない。

2　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3　第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

第七十二条の九十中「前条第一項」を「第七十二条の八十九第一項」に改める。

第七十二条の九十四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「第七十二条の八十七第一項に規定する」を削る。

第七十四条の四第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第七十四条の五中「九百三十円」を「千円」に改める。

第百七十七条の十二中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

第二百九十二条第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二百九十四条第一項及び第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「この節」の下に「（第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項までを除く。）」を加える。

第二百九十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三百十二条第三項第四号中「第三百二十一条の八第十九項」の下に「及び第四十三項第一号」を加える。

第三百十四条の二第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万一円」を「九十三万一円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「市町村は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合　四十三万円

二　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合　二十九万円

三　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合　十五万円

第三百十四条の二第十項中「」とあるのは、「前年の」を「が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（に改め、「規定する合計所得金額」の下に「をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三百十四条の六中「市町村は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(ii)中「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第三百十七条の六第五項第一号中「次項第一号及び第三百二十一条の四第七項」を「以下この節」に改め、同条第九項中「第三百二十一条の四第九項」の下に「及び第三百二十一条の八第四十五項」を加える。

第三百二十一条の八第四十二項を同条第四十六項とし、同条第四十一項の次に次の四項を加える。

42　特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十四項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十四項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十四項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十四項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市町村長に提供することにより、行わなければならない。

43　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

44　第四十二項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

45　第四十二項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市町村長に到達したものとみなす。

第四百六十七条第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第四百六十八条中「五千六百九十二円」を「六千百二十二円」に改める。

第七百四十七条の三第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第五十三条第四十六項の規定による同項の申告

二　第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告

三　第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告

第七百四十七条の三第一項に次の一号を加える。

七　第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

第七百六十二条第二号ロ(1)を次のように改める。

(1)　第五十三条第四十六項及び第四十九項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項の規定

附則第三条の三第一項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第五条から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで並びに附則第四十五条において「前年」という。）」に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加え、同条第二項、第四項及び第五項中「数を乗じて得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第九条第十七項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

22　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二の二第一項及び第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

附則第九条の五中「及び第七十二条の八十九」を「、第七十二条の八十九及び第七百四十七条の三第一項第三号」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の八十七第一項	第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下この款において「譲渡割課税道府県」という。）の知事	税務署長

	譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七十二条の八十七第二項及び第三項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段	譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七十二条の八十九の二第一項	、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項
	)は、前三条	)は、第七十二条の八十七又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項前段
	、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項	又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項
	については、前三条	については、第七十二条の八十七並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段
第七十二条の八十九の二第三項	第七百六十二条第一号の機構	同項の国税庁
	電子計算機（入出力装置を含む。）	電子計算機
	同項に規定する譲渡割課税道府県の知事	税務署長
第七百六十二条第二号ロ(1)	第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項	第四項

、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ。）に

あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により

附則第四十一条第二項中「第十項」を「第十二項」に改める。

第五条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十四条の四第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第七十四条の五中「千円」を「千七十円」に改める。

第四百六十七条第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第四百六十八条中「六千百二十二円」を「六千五百五十二円」に改める。

第六条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十四条の三の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第七十四条の四第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四百六十六条の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第四百六十七条第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「は、二十八年新法」を「は、地方税法」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「道府県において」を「都道府県において」に改め、同条第四項及び第五項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第六項中「道府県に」を「都道府県に」に改め、同条第八項中「道府県の」を「都道府県の」に、「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第九項及び第十一項中「道府県において」を「都道府県において」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「道府県において」を「都道府県において」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十四条の十五第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第七項の表第七十四条の二十一第一項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第二項中「は、二十八年新法」を「は、地方税法」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第五項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百六十二円」を「千六百九十二円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四

月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第七項の表第四百八十一条第一項の項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十六項から第十八項までを削る。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第八条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項（見出しを含む。）中「平成二十八年度から平成三十年度まで」を「平成三十一年度から平成三十三年度まで」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第九条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（国内事業所等に関する地方税法の特例）

第四条の三　外国居住者等については、地方税法第二十三条第一項第十八号中「次に掲げるものを」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二条第六号に規定する国内事業所等を」と、同法第七十二条第五号及び第二百九十二条第一項第十四号中「次に掲げるものを」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第六号に規定する国内事業所等を」として、地方税法及びこれに基づく命令の規定並びにこの章の規定を適用する。

第八条第三項第二号中「昭和三十七年法律第百四十四号。」を削る。

第二十九条第一項中「に該当する恒久的施設」を削り、「で当該恒久的施設」を「で当該国内事業所等」に改め、同項ただし書中「恒久的施設」を「国内事業所等」に改め、同条第二項中「に該当する恒久的施設」を削り、「で当該恒久的施設」を「で当該国内事業所等」に改め、同項ただし書中「恒久的施設」を「国内事業所等」に改める。

第三十八条第一項中「恒久的施設（及び「に該当するものに限る。以下この条及び第四十条第五項において「特定恒久的施設」という。）」を削り、「と特定恒久的施設」を「と国内事業所等」に改め、同項ただし書中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改め、同条第三項中「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に改め、同条第五項中「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第四十条第三項中「第三百二十一条の七の十二第二項」を「第三百二十一条の七の十三第二項」に改め、同条第五項中「恒久的施設を」を「国内事業所等を」に、「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十二条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項中

第八条第一項第六号	事業税
第三十三条第五項	第七十二条の三十五

を

第八条第一項第六号	事業税（地方法人特別税を含む。）

に改める。

第三十条　削除

第三十条を次のように改める。

第十一条　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（申告の特例）

第二十一条　第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書の提出については、地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同条の規定を適用する。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十二条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（収納の特例）

第二十一条の二　第十二条の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七条の五の二の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の百九第二項の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　第一条中地方税法第七十四条の改正規定、同法第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の四、第七十四条の五及び第四百六十四条の改正規定、同法第四百六十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四百六十七条及び第四百六十八条の改正規定並びに第七条（地方税法等の一部を改

正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十一項並びに第二十条第五項の改正規定を除く。）並びに附則第十条及び第二十三条の規定　平成三十年十月一日

三　第一条中地方税法第十九条の七第一項ただし書、第二十三条第一項第十八号、第四十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第七十二条第五号、第七十二条の三十九の二第一項、第二百九十二条第一項第十四号、第三百十七条の二第一項及び第三百二十一条の十一の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十四条の二第三項及び第六項の改正規定並びに第九条（次号及び第七号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項及び第六項から第九項まで並びに附則第六条第二項から第八項まで、第十七条第一項及び第六項から第九項まで並びに第三十七条の規定　平成三十一年一月一日

四　第二条、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第三項の改正規定及び第十一条並びに附則第三条、第七条、第二十一条、第三十四条及び第三十五条の規定　平成三十一年四月一日

五　第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十二条並びに附則第十一条及び第二十四条の規定　平成三十一年十月一日

六　第三条中地方税法第二十三条第一項、第五十三条第十五項、第二百九十二条第一項及び第三百二十一条の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定並びに附則第四条及び第十八条の規定　平成三十二年一月一日

七　第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の三十一第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第二項、第八条、第九条及び第十九条第二項の規定　平成三十二年四月一日

八　第四条中地方税法第七十四条の四第三項、第七十四条の五、第四百六十七条第三項及び第四百六十八条の改正規定並びに附則第十二条及び第二十五条の規定　平成三十二年十月一日

九　第四条中地方税法第二十三条第一項、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二及び第二項、第三十七条、第二百九十二条第一項、第二百九十五条第一項第二号、第三百十四条の二第一項第十号の二及び第二項並びに第三百十四条の六の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定（「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。）並びに同条第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十九条第一項の規定　平成三十三年一月一日

十　第五条並びに附則第十三条及び第二十六条の規定　平成三十三年十月一日

十一　第六条並びに附則第十四条及び第二十七条の規定　平成三十四年十月一日

十二　第一条中地方税法附則第八条第十五項を同条第十七項とし、同項の前に二項を加える改正規定並びに同法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。）並びに次条第三項及び第四項並びに附則第十七条第三項及び第四項の規定　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

十四　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定並びに同法附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第四十三項の改正規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

十五　第一条中地方税法第七十三条の十四第十四項及び第三百四十九条の三第三十一項の改正規定　生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日（道府県民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第四十五条の二第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第二十三条第一項（第四号中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下「所得税法等改正法」という。）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第十七条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（新法第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、前条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法第二十三条第一項（第四号の三中新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（新法第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、前条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　施行日から前条第十二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十三条第一項第四号（新法附則第八条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号の三の規定の適用については、新法第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」と、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七」とあるのは「第六十八条の十五の六」と、新法附則第八条第二項中「第四十二条の十二の六」とあるのは「第四十二条の十二の五」とする。

6　新法第二十三条第一項（第十八号に係る部分に限る。）の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7　前項の規定により新法第二十三条第一項（第十八号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（前条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設をいう。）を有していた地方税法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人（新法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）をいう。）に係る新法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第二条第七項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「恒久的施設」とあるのは「同法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設」とする。

8　所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「新法人税法」という。）第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項第四号の五ロ	第百四十四条の三第一項（同法	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この節において「読替え後の新法人税法」という。）第百四十四条の三第一項（法人税法
第五十二条第四項	第百四十四条の三第一項（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項（法人税法
第五十三条第一項	第百四十四条の三第一項（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項（法人税法
	）又は第百四十四条の六第一項	）又は読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	同法第七十一条第一項	法人税法第七十一条第一項
	おける同法	おける法人税法

	第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項
	第百四十四条の三第一項の	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項の
第五十三条第十二項	第百四十四条の三第一項（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項（法人税法
	第百四十四条の六第一項又は同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項又は法人税法
第五十三条第二十項	第百四十四条の六第一項又は同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項又は法人税法
	第百四十四条の三第一項又は同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項又は法人税法
第五十三条第二十八項	第百四十四条の六第一項同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項法人税法
第五十三条第三十九項	第百四十四条の三第一項同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項法人税法
第五十三条第四十項	第百四十四条の六第一項は、同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項は、法人税法
	第百四十四条の八同法第百四十四条の八場合（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の八場合（法人税法
	準用する同法又は同法	準用する法人税法又は法人税法
第五十三条第四十四項	第百四十四条の六第一項で同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項で法人税法

同法第百四十四条の八、同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の八、法人税法	
第五十四条第一項及び第六十二条第一項	同法第百四十四条の三第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項
	同法第百四十四条の四第一項各号	法人税法第百四十四条の四第一項各号
第六十五条第一項	第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	同法	法人税法
附則第八条の二の二第二項	同法第百四十四条の三第一項	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「読替え後の新法人税法」という。）第百四十四条の三第一項
	同法第百四十四条の四第一項各号	法人税法第百四十四条の四第一項各号
	同法第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項

9　前二項に定めるもののほか、第六項の規定により新法第二十三条第一項（第十八号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合又は所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における法人の道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10　新法第五十三条第二十四項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額に係る新法第五十三条第二十四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十一第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額に係る新法第五十三条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

11　新法第五十三条第二十五項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額に係る新法第五十三条第二十五項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額に係る新法第五十三条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

12　新法第六十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

第三条　第二条の規定による改正後の地方税法（以下「三十一年新法」という。）第七十一条の二十六第一項の規定は、平成三十一年度以後に市町村に対し交付すべき利子割交付金（支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等の額により課する道府県民税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町村に対し交付する利子割交付金については、なお従前の例による。

2　三十一年新法第七十一条の四十七第一項の規定は、平成三十一年度以後に市町村に対し交付すべき配当割交付金（支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等の額により課する道府県民税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町村に対し交付する配当割交付金については、なお従前の例による。

3　三十一年新法第七十一条の六十七第一項の規定は、平成三十一年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割交付金（地方税法第二十三条第一項第十七号に掲げる特定株式等譲渡所得金額により課する道府県民税に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町村に対し交付する株式等譲渡所得割交付金については、なお従前の例による。

第四条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法第二十三条第一項（第四号及び第四号の三に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条　附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「三十二年四月新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税につい

て適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条（第五号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3　前項の規定により新法第七十二条（第五号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（旧法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この項及び第七項において同じ。）を有していた地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（新法第七十二条第五号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）をいう。）又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人（同日において旧恒久的施設を有していなかった地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（当該恒久的施設に該当するものを有していたものに限る。）をいう。）に係る新法第七十二条の二第六項、第七十二条の十三第五項及び第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の二第六項	外国法人（恒久的施設を有しない外国法人）	旧恒久的施設を有していた外国法人（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この項及び第七十二条の十三第五項において「地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。第七十二条の十三第五項において同じ。）
第七十二条の十三第五項	恒久的施設を有しない外国法人	旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。第七十二条の二十六第一項において同じ。）
	恒久的施設を有する外国法人	地方税法等改正法附則第六条第三項に規定する旧恒久的施設を有していなかつた外国法人
	なつた日まで	旧恒久的施設を有していた外国法人
第七十二条の二十六第一項	恒久的施設	なつた日の前日まで
		旧恒久的施設

4　所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人又は同項に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人に係る新法第七十二条の二十六第八項及び第七十二条の四十第一項の規定の適用については、新法第七十二条の二十六第八項中「第百四十四条の三第一項ただし書」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（第七十二条の四十第一項第二号において「読替え後の新法人税法」という。）第百四十四条の三第一項ただし書」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、新法第七十二条の四十第一項第二号中「第百四十四条の六第一項」とあるのは「読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項」とする。

5　前二項に定めるもののほか、第二項の規定により新法第七十二条（第五号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合又は所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における法人の事業税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　新法第七十二条（第五号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成三十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

7　前項の規定により新法第七十二条（第五号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設を有していた地方税法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人（新法第七十二条第五号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）に係る新法第七十二条の二第六項の規定の適用については、同項中「この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）を有していたこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（恒久的施設に該当するものを有していなかつたものに限る。）」と、「恒久的施設」とあるのは「旧恒久的施設」とする。

8　前項に定めるもののほか、第六項の規定により新法第七十二条（第五号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における個人の事業税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうちガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この項において「特定ガス供給業」という。）を行っていた法人（同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）を除く。）の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又

は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

10　新法第七十二条の二十三第三項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第三項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

11　法人の施行日前に終了した事業年度に係る旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書及び法人の施行日前に旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

12　新法第七十二条の四十五の二第二項及び第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。

第七条　三十一年新法第七十二条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第八条　三十二年四月新法第七十二条の二第四項及び第七十二条の三十二並びに附則第九条第二十二項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　三十二年四月新法第七十二条の二の二第八項、第七十二条の二十五第十五項及び第十六項、第七十二条の二十六第十項及び第十一項、第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第九条　三十二年四月新法第七十二条の七十八第四項及び三十二年四月新法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年四月新法第七十二条の八十九の二の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第十条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十年十月一日前に地方税法第七十四条の二第一項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第十三条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた旧法第七十四条第一号に規定する製造たばこ（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。附則第二十三条第二項において「平成二十七年改正法」という。）附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する地方税法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第十三条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第十三条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第十三条までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する都道府県知事に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した都道府県に納付しなければならない。

6　第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新法の規定中道府県たばこ税に関する部分（新法第七十四条の四第一項、第七十四条の五、第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四条の四第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第十条第二項
第七十四条の四第三項	第一項	平成三十年改正法附則第十条第二項
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正法附則第十条第三項の規定によつて申告書
	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正法附則第十条第三項から第五項までの規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項まで	平成三十年改正法附則第十条第三項
第七十四条の十二の二第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで	平成三十年改正法附則第十条第三項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日
第七十四条の十五第四項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成三十年改正法附則第十条第三項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項	平成三十年改正法附則第十条第三項
第七十四条の二十一第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十一年四月一日前である場合には、同日）
第七十四条の二十一第二項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成三十年改正法附則第十条第五項
第七十四条の二十二第一項	、第七十四条の十第一項又は第三項	、平成三十年改正法附則第十条第五項
第七十四条の二十二第一項第一号	その提出期限	平成三十年改正法附則第十条第五項の納期限
	申告書	申告書又は修正申告書
	第七十四条の十第一項又は第三項の	当該
	その提出期限	平成三十年改正法附則第十条第五項の納期限
第七十四条の二十二第一項第二号	修正申告書に	平成三十年改正法附則第十条第五項の納期限後に提出した修正申告書に
	修正申告書を	当該
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	平成三十年改正法附則第十条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十一条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

第十二条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の

営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する都道府県知事に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した都道府県に納付しなければならない。

6　第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この項及び附則第二十五条第六項において「三十二年十月新法」という。）の規定中道府県たばこ税に関する部分（三十二年十月新法第七十四条の四第一項、第七十四条の五、第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四条の四第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第十二条第二項
第七十四条の四第三項	第一項	平成三十年改正法附則第十二条第二項
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書	平成三十年改正法附則第十二条第三項から第五項までの規定によつて申告書

第七十四条の十二第二項		第七十四条の十第一項から第三項まで
第七十四条の十二の二		第七十四条の十第一項から第三項まで
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日
第七十四条の十五第四項		第七十四条の十第一項又は第三項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日
第七十四条の二十第一項		第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項
第七十四条の二十一第一項		経過する日
第七十四条の二十一第二項		第七十四条の十第一項又は第三項
第七十四条の二十二第一項		、第七十四条の十第一項又は第三項
第七十四条の二十二第一項第一号		その提出期限
	申告書	第七十四条の十第一項又は第三項の
第七十四条の二十二第一項第二号		その提出期限
第七十四条の二十二第一項第三号		修正申告書に
	修正申告書を	当該

		平成三十年改正法附則第十二条第三項から第五項までの規定によつて申告納付する
		平成三十年改正法附則第十二条第三項
		平成三十年改正法附則第十二条第三項
		平成三十二年十一月二日
		平成三十年改正法附則第十二条第三項
		平成三十二年十一月二日
		平成三十年改正法附則第十二条第三項
		経過する日（当該経過する日が平成三十三年三月三十一日前である場合には、同日）
		平成三十年改正法附則第十二条第五項
		、平成三十年改正法附則第十二条第五項
		平成三十年改正法附則第十二条第五項の納期限
	申告書又は修正申告書	
		当該
		平成三十年改正法附則第十二条第五項の納期限
		平成三十年改正法附則第十二条第五項の納期限後に提出した修正申告書に
		当該

第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	平成三十年改正法附則第十二条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十三条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する都道府県知事に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した都道府県に納付しなければならない。

6　第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第五条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び附則第二十六条第六項において「三十三年新法」という。）の規定中道府県たばこ税に関する部分（三十三年新法第七十四条の四第一項、第七十四条の五、第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四条の四第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第十三条第二項
第七十四条の四第三項	第一項	平成三十年改正法附則第十三条第二項
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成三十年改正法附則第十三条第三項の規定によつて申告書
	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成三十年改正法附則第十三条第三項から第五項までの規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項まで	平成三十年改正法附則第十三条第三項
第七十四条の十二の二第七十四条の十第一項から第三項まで		平成三十年改正法附則第十三条第三項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日
第七十四条の十五第四項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成三十年改正法附則第十三条第三項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項	経過する日	平成三十年改正法附則第十三条第三項
第七十四条の二十一第一項	第七十四条の十第一項又は第三項	経過する日（当該経過する日が平成三十四年三月三十一日前である場合には、同日）	平成三十年改正法附則第十三条第五項
第七十四条の二十二第一項	、第七十四条の十第一項又は第三項	、平成三十年改正法附則第十三条第五項	
第七十四条の二十二第一項第一号	その提出期限	平成三十年改正法附則第十三条第五項の納期限	
	申告書	申告書又は修正申告書	
	第七十四条の十第一項又は第三項の	当該	
第七十四条の二十二第一項第二号	その提出期限	平成三十年改正法附則第十三条第五項の納期限	
第七十四条の二十二第一項第三号	修正申告書に	平成三十年改正法附則第十三条第五項の納期限後に提出した修正申告書に	
	修正申告書を	当該	
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	平成三十年改正法附則第十三条第五項	

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十四条　附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第十五条　新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十六条　新法附則第十二条の二の四第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十七条　新法第三百十七条の二第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第二百九十二条第一項（第四号中新租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法第二百九十二条第一項（第四号の三中新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　施行日から附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二百九十二条第一項第四号（新法附則第八条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号の三の規定の適用については、新法第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、同号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」と、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七」とあるのは「第六十八条の十五の六」と、新法附則第八条第二項中「第四十二条の十二の六」とあるのは「第四十二条の十二の五」とする。

6　新法第二百九十二条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連

結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7　前項の規定により新法第二百九十二条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（旧法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設をいう。）を有していた地方税法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人（新法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）をいう。）に係る新法第二百九十四条第五項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第十七条第七項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「恒久的施設」とあるのは「同法第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設」とする。

8　所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百九十二条第一項第四号の五ロ	第百四十四条の三第一項（同法	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この節において「読替え後の新法人税法」という。）第百四十四条の三第一項（法人税法
	おける同法	おける法人税法
第三百十二条第六項	第百四十四条の三第一項（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項（法人税法
第三百二十一条の八第一項	第百四十四条の三第一項（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項（法人税法
	又は第百四十四条の六第一項	又は読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	同法第七十一条第一項	法人税法第七十一条第一項
	第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項又は第百四十四条の六第一項

第三百二十一条の八第十二項	第百四十四条の三第一項の	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項の
	第百四十四条の三第一項（同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項（法人税法
	第百四十四条の六第一項又は同法	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項又は法人税法
第三百二十一条の八第二十項	第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	第百四十四条の三第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項
第三百二十一条の八第二十八項	第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	同法	法人税法
第三百二十一条の八第三十九項	第百四十四条の三第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項
	同法	法人税法
第三百二十一条の八第四十項	第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	で同法	で法人税法
	同法第百四十四条の八	読替え後の新法人税法第百四十四条の八
	、同法	、法人税法
第三百二十一条の九第一項及び第三百二十四条第一項	同法第百四十四条の三第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の三第一項
	同法第百四十四条の四第一項各号	法人税法第百四十四条の四第一項各号
第三百二十七条第一項	第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項
	同法	法人税法

附則第八条の二の二第八項	同法第百四十四条の三第一項	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「読替え後の新法人税法」という。）第百四十四条の三第一項
	同法第百四十四条の四第一項各号	法人税法第百四十四条の四第一項各号
	同法第百四十四条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項

9　前二項に定めるもののほか、第六項の規定により新法第二百九十二条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合又は所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における法人の市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10　新法第三百二十一条の八第二十四項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十一第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

11　新法第三百二十一条の八第二十五項の規定は、同項に規定する内国法人に係る新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十五項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

12　新法第三百二十七条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

第十八条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項（第四号及び第四号の三に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十九条　附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　三十二年四月新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第二十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第二十九項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第三十項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に改良された旧法附則第十五条第四十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第二項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　新法附則第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十二条第二項から第十一項までの規定は、平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定

の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項、第四十五項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項、第四十五項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十五項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十五項」とする。

第二十一条　平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に第二条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第四十三項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第二十二条　市町村は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2　前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成三十年度から平成三十二年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3　第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成三十年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で平成三十一年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十一年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成三十二年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成三十二年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が平成三十年度の宅地等にあっては平成二十九年度、平成三十一年度の宅地等にあっては平成三十年度、平成三十二年度の宅地等にあっては平成三十一年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成三十年度の宅地等にあっては平成三十年度分、平成三十一年度の宅地等にあっては平成三十一年度分、平成三十二年度の宅地等にあっては平成三十二年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4　第一項の場合には、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用宅地等である部分（以下この項において「非住宅用宅地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5　前三項の規定は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「附則第十八条第六項第三号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「、第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第二十三条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十年十月一日前に地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第二十六条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた旧法第四百六十四条第一号に規定する製造たばこ（平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所

持する地方税法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第二十六条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新法第四百六十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第二十六条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（新法第四百六十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第二十六条までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6　第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（新法第四百六十七条第一項、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百六十七条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第二十三条第二項

第四百六十七条第三項	第一項	平成三十年改正法附則第二十三条第二項
第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によって申告書	平成三十年改正法附則第二十三条第三項の規定によって申告書
	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によって申告納付する	平成三十年改正法附則第二十三条第三項から第五項までの規定によって申告納付する
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	平成三十年改正法附則第二十三条第三項
第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十三条第三項
	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日
第四百八十条第一項	第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項	平成三十年改正法附則第二十三条第三項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十一年四月一日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十三条第五項
第四百八十二条第一項第一号	、第四百七十三条第一項又は第二項	、平成三十年改正法附則第二十三条第五項
	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十三条第五項の納期限
	申告書	申告書又は修正申告書
	第四百七十三条第一項又は第二項の	当該
第四百八十二条第一項第二号	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十三条第五項の納期限
第四百八十二条第一項第三号	修正申告書に	平成三十年改正法附則第二十三条第五項の納期限後に提出した修正申告書に
	修正申告書を	当該

第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成三十年改正法附則第二十三条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8　平成三十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。

第二十四条　次項に定めるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十一年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百九を乗じて得た割合」とする。

第二十五条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第四百六十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6　第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、三十二年十月新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（三十二年十月新法第四百六十七条第一項、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百六十七条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第二十五条第二項
第四百六十七条第三項	第一項	平成三十年改正法附則第二十五条第二項
第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成三十年改正法附則第二十五条第三項の規定によつて申告書
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	平成三十年改正法附則第二十五条第三項
第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十五条第三項
第四百八十条第一項	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日
	第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項	平成三十年改正法附則第二十五条第三項

第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十三年三月三十一日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十五条第五項
第四百八十二条第一項	、第四百七十三条第一項又は第二項	、平成三十年改正法附則第二十五条第五項
第四百八十二条第一項第一号	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十五条第五項の納期限
	申告書	申告書又は修正申告書
第四百八十二条第一項第二号	第四百七十三条第一項又は第二項の	当該
	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十五条第五項の納期限
第四百八十二条第一項第三号	修正申告書に	平成三十年改正法附則第二十五条第五項の納期限後に提出した修正申告書に
	修正申告書を	当該
第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成三十年改正法附則第二十五条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8　平成三十二年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百十を乗じて得た割合」とする。

第二十六条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十三条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6　第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、三十三年新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（三十三年新法第四百六十七条第一項、第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百六十七条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第二十六条第二項
第四百六十七条第三項	第一項	平成三十年改正法附則第二十六条第二項

第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成三十年改正法附則第二十六条第三項の規定によつて申告書
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	平成三十年改正法附則第二十六条第三項から第五項までの規定によつて申告納付する
第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	平成三十年改正法附則第二十六条第三項
第四百八十条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十六条第三項
第四百八十条第一項	当該各項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日
第四百八十一条第一項	第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項	平成三十年改正法附則第二十六条第三項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成三十四年三月三十一日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成三十年改正法附則第二十六条第五項
第四百八十二条第一項	、第四百七十三条第一項又は第二項	、平成三十年改正法附則第二十六条第五項
第四百八十二条第一項第一号	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十六条第五項の納期限
	申告書	申告書又は修正申告書
	第四百七十三条第一項又は第二項の	当該
第四百八十二条第一項第二号	その提出期限	平成三十年改正法附則第二十六条第五項の納期限
第四百八十二条第一項第三号	修正申告書に	平成三十年改正法附則第二十六条第五項の納期限後に提出した修正申告書に
	修正申告書を	当該

第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成三十年改正法附則第二十六条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8　平成三十三年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百十二を乗じて得た割合」とする。

第二十七条　別段の定めがあるものを除き、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成三十四年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百十二を乗じて得た割合」とする。

3　平成三十五年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百五を乗じて得た割合」とする。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十八条　地方税法第五百二十二条の規定による申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧法第五百二十三条第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十九条　新法第七百一条の三十四第三項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三十年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成三十年前の年分の個人の事業及び平成三十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第三十条　次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第三十一条　新法附則第三十八条及び第三十八条の三の規定は、平成三十年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税共同機構に関する経過措置）

第三十二条　都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）は、平成三十一年二月二十日までに、それぞれ一人の地方税共同機構（次条及び附則第三十五条第一項において「機構」という。）の設立委員を選任しなければならない。

第三十三条　設立委員は、平成三十一年三月十五日までに、三十一年新法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

2　総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3　機構は、前項の規定による告示があったときは、平成三十一年四月一日に成立する。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4　設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名する。

5　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時において機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

6　設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

7　機構の行う設立の登記は、平成三十一年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

第三十四条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に地方税共同機構という名称を使用している者については、三十一年新法第七百六十七条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第三十五条　平成十八年四月一日に設立された一般社団法人地方税電子化協議会（次項において「地方税電子化協議会」という。）は、平成三十一年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2　前項の規定により地方税電子化協議会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　第八条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成三十年度分までの交付金については、なお従前の例による。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第九条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次項から第四項までにおいて「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第四条の三（法人の道府県民税に係る部分に限る。）、第二十九条第一項及び第三十八条第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新外国居住者等所得相互免除法第四条の三（法人の市町村民税に係る部分に限る。）、第二十九条第二項及び第三十八条第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新外国居住者等所得相互免除法第四条の三（法人の事業税に係る部分に限る。）及び第三十八条第五項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4　新外国居住者等所得相互免除法第四条の三（個人の事業税に係る部分に限る。）及び第四十条第五項の規定は、平成三十二年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成三十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　法人の施行日前に終了した事業年度に係る第十条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「旧暫定措置法」という。）第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書及び法人の施行日前に旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧暫定措置法第二十一条において準用する旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四十一条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中地方税法附則第五十六条の二第二項を改め、同条を附則第五十七条とする改正規定を削る。

附則第三十一条第二項の表第二十二条の表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項の項中「なお効力を有する廃止前暫定措置法（」及び「をいう。第三十三条第五項において

事業税（地方法人特別税	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）

同じ。）」を削り、同項中

事業税（旧地方法人特別税	

なお効力を有する廃止前暫定措置法

を

「

事業税（地方法人特別税	事業税（旧地方法人特別税

」に改める。

理　由

働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成三十年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し、法人住民税、法人事業税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　働き方の多様化への対応等の観点から、個人住民税における基礎控除等の見直しを行うこと。

2　平成三十年度の評価替えに当たり、固定資産税及び都市計画税における現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。

3　道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げ等の見直しを行うこと。

4　法人住民税、法人事業税等について、その申告書等を地方税関係手続用電子情報処理組織によって提出することを義務付けるとともに、地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うこと。

5　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

6　この法律は、一部の規定を除き、平成三十年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成三十年度において二百十億円の増収、平年度において千百四十六億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成三十年二月二十八日

総務委員長　古屋　範子

衆議院議長　大島　理森殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三十年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和六十一年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十二号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十四号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十五号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同表第四十六号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同表第四十九号中「平成十三年度から平成二十八年度まで」を「平成十三年度から平成二十九年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(8)　地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十二条第三項の表第五十号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十一年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十八年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二

十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条中「平成二十九年度に限り」を「平成三十年度に限り」に、「九千九百億円」を「六千七百五十億円」に、「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」を「三千二百五十七億三千七百四万円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に、「三千八百七億円」を「三千三百六十七億円」に改め、同条第三号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「六千六百五十億五千七百八十万円」を「千六百五十五億三千四百五十万円」に改め、同条第四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条第五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条第六号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「八百二十億円」を「八百四億円」に改め、同条第七号中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二項中「平成三十年度から」を「平成三十一年度から」に改め、同項の表中

三千三百六十七億円

を削り、同条第三項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

附則第四条の三の見出し中「平成三十年度及び」を削り、同条第一項中「平成三十年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度及び」及び「の各年度」を削り、同項第一号中「当該各年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第六条を削る。

附則第五条の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第六条の二の見出し中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十九年度及び平成三十一年度まで」を「平成二十九年度から平成三十一年度まで」に、「、平成二十九年度」を「、平成三十年度」に改め、「平成三十年度及び」を削り、同項第一号中「二兆二千百七十四億八千五百八十八万六千円」を「二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円」に改め、同項第二号中「一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円」を「一兆八千十二億二千三百四十四万五千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）」による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十九年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第七条の四の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同条中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条各号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条中「平成二十九年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」を「三千二百五十七億三千七百四万円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十一年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度内」を「平成三十年度内」に、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第二項中「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条第二項中「、平成二十九年度」を「、平成三十年度」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「平成三十一年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、三〇六、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　二、〇二四、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八八、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二八、三〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一四〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、四〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、九三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、三四〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、二五三、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、三二二、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、五五六、〇〇〇
		生徒数	一人につき　五六、一〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　六、一五五、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、〇九九、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　二、三〇〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二一二、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二八九、六〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　九、三三〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一五、七〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一四、六〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五〇、〇〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九五、七〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　四三〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一〇七、〇〇〇
		公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、〇二〇
	2　林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、三〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　三三六、〇〇〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　一、九一〇
	六　総務費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき　五、八七〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　一、〇四二、〇〇〇
	3　地域振興費	人口	一人につき　五六〇
	七　災害復旧費	昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行された地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
	八　補正予算債償還費	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行された地方債に係る元利償還金を得た地方債の額	千円につき　八〇〇 五五

九　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行することについて同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四
十　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成九年度から平成二十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二八
十一　財源対策債償還費	平成九年度から平成二十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二二
十二　減税補填債償還費	個人の道府県民税等に係る特別減税による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇
十三　臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	八
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六二
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

市町村				
一　消防費				
二　土木費				
1　道路橋りょう費	道路の面積	人口	一人につき	一一、三〇〇円
	道路の延長	道路の面積	千平方メートルにつき	七一、七〇〇
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	一キロメートルにつき	一九四、〇〇〇
		港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、二〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一四〇
	漁港における係留施設の延長	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一〇、四〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	四、三一〇
3　都市計画費	都市計画区域における人口	都市計画区域における外郭施設の延長	一メートルにつき	九八八
4　公園費	人口	都市公園の面積	一人につき	五三〇
5　下水道費	人口	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三六、三〇〇
6　その他の土木費	人口	人口	一人につき	九四
			一人につき	一、六二〇
三　教育費				
1　小学校費	児童数	児童数	一人につき	四三、〇〇〇
	学級数	学級数	一学級につき	八九〇、〇〇〇
	学校数	学校数	一校につき	九、四七九、〇〇〇
	生徒数	生徒数	一人につき	四〇、六〇〇
	学級数	学級数	一学級につき	一、〇九七、〇〇〇
	学校数	学校数	一校につき	八、六九一、〇〇〇
2　中学校費				

3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、五五八、〇〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	七〇、三〇〇
	人口	一人につき	五、二二〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	三八六、〇〇〇
四 厚生費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	九、四四〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	二三、四〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	七、八六〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六五、六〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	八三、八〇〇
5 清掃費	人口	一人につき	五、〇二〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八四、三〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二八五、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき	一、三一〇
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	四、六一〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一七〇
3 地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、〇八〇
	人口	一人につき	一、八三〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇三九、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇

九 補正予算債償還費	昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の償還金	千円につき	八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十九年度までの各年度において国の補正予算に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の償還金	千円につき	五四
十 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成二九年度から平成十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成九年度から平成十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二八
十二 財源対策債償還費	平成九年度から平成二十九年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二二
十三 減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成	千円につき	六二

十四　臨時税収補塡債償還費	二一	千円につき
十五　臨時財政対策債償還費	六三	千円につき
十六　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	一〇三	千円につき

八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	
平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債の額	

別表第二道府県の項中「九、八〇〇」を「九、三一〇」に、「一、二一九、〇〇〇」を「一、一六三、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一八、三八〇」を「一七、五〇〇」に、「二、四二六、〇〇〇」を「二、三四三、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「三十二兆百七十二億九千四十万八千円」を「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成三十年度から」を「平成三十一年度から」に改め、同項の表中

「平成三十年度	四千億円」

を削る。

附則第五条中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第九条中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「二千五百億円」を「二千億円」に、「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第一号の表中

平成三十年度	三千三百六十七億円」

を削り、同条第二号中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改める。

附則第十条第三項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用する。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成三十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成三十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例等

㈠　平成三十年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六千七百五十億円、平成三十年度における法定加算額三千三百六十七億円及び臨時財政対策のための特例加算額千六百五十五億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四千億円、同特別会計借入金利子支払額八百四億円等を控除した額十六兆八十五億円とすること。

㈡　平成二十八年度における地方交付税の精算減額二千二百四十五億円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年

度分の地方交付税の総額から減額すること。

2　基準財政需要額の算定方法の改正

(一)　当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するほか、平成三十年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。

(二)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

3　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成三十年度分の地方交付税の総額に三千二百五十七億円を加算するほか、平成三十年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

4　施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成三十年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成三十年度特別会計予算の交付税特別会計の歳出において、地方交付税交付金十六兆三千三百四十二億千八百十四万円が計上されている。

右報告する。

平成三十年二月二十八日

総務委員長　古屋　範子

衆議院議長　大島　理森殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三十年二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。

第二条第一項第八号の四ロを次のように改める。

ロ　非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「、又は出国」に改める。

第二十一条第一項第五号中「配当控除」の下に「、分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　合併法人（法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。以下この項において同じ。）又は分割法人（同条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）が被合併法人（同条第十一号に規定する被合併法人をいう。）の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式（出資を含む。以下この項において同じ。）その他の資産の交付をしなかつた場合においても、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人（同条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

第二十八条第三項第一号中「（当該金額」を「から十万円を控除した残額（当該残額」に、「六十五万円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「七十二万円」を「六十二万円」に改め、同項第三号中「百二十六万円」を「百十六万円」に改め、同項第四号中「千万円」を「八百五十万円」に、「百八十六万円」を「百七十六万円」に改め、同項第五号中「千万円」を「八百五十万円」に、「二百二十万円」を「百九十五万円」に改める。

第三十五条第四項を次のように改める。

4　第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号及び第三号において「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」という。）が千万円以下である場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が六十万円に満たない場合には、六十万円）

イ　四十万円

ロ　その年中の公的年金等の収入金額から五十万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　当該残額が三百六十万円以下である場合　当該残額の百分の二十五に相当する金額

(2)　当該残額が三百六十万円を超え七百二十万円以下である場合　九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

(3)　当該残額が七百二十万円を超え九百五十万円以下である場合　百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

(4)　当該残額が九百五十万円を超える場合　百五十五万五千円

二　その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が千万円を超え二千万円以下である場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円に満たない場合には、五十万円）

イ　三十万円

ロ　前号ロに掲げる金額

三　その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が二千万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が四十万円に満たない場合には、四十万円）

イ　二十万円

ロ　第一号ロに掲げる金額

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第五十七条の二第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることにつき財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものに通常要する支出で政令で定めるもの

第五十七条の二第五項中「前各項」を「前三項」に改める。

第五十七条の四第一項中「同条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」を「特定無対価株式交換」に、「株式交換に限る」を「株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう」に改める。

第五十八条第一項第一号中「規定する農地」の下に「(同法第四十三条第一項(農作物栽培高度化施設に関する特例)の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)」を、「耕作」の下に「(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同項第五号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改める。

第六十五条の見出し中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「延払条件付販売等に該当する棚卸資産の販売若しくは工事(製造を含む。)の請負又は役務の提供(次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。)をした」を「第六十七条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し(以下この条において「リース譲渡」という。)を行つた」に、「おいて、その資産の販売等」を「おいて、そのリース譲渡」に、「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」を「リース譲渡」に改め、「とき」の下に「(当該リース譲渡につき次項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、同項ただし書中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「、第六十七条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し(以下この条において「、」という。)及び「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「受ける」を「受けている」に、「又は出国」を「、又は出国」に、「同項に規定する延払条件付販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十三条第一項第一号中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第八十六条第一項(基礎控除)」に改める。

第八十三条の二第一項中「百二十三万円」を「百二十三万円」に改め、同項第一号イ中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同号ロ中「八十五万円」を「九十五万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万一円」を「九十三万一円」に改め、同号ハ中「百二十万円」を「百三十万円」に改める。

第八十六条第一項中「居住者」を「合計所得金額が二千五百万円以下である居住者」に、「三十八万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合　四十八万円

二　その居住者の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合　三十二万円

三　その居住者の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合　十六万円

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

(分配時調整外国税相当額控除)

第九十三条　居住者が各年において第百七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税(同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。)の額で同項又は第百八十条の二第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額(次項において「分配時調整外国税相当額」という。)は、その年分の所得税の額から控除する。

2　前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該明細を記載した書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

3　前条第二項の規定は、第一項の規定により控除する金額について準用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第一項の規定による控除は、分配時調整外国税相当額控除という。

第九十四条　削除

第九十五条第一項中「第九十二条まで(税率及び配当控除)」を「第九十三条まで(税率等)」に改め、同条第四項第十六号中「第百六十二条第一項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約(」を「条約(」に改め、同条第七項中「が、」の下に「租税条約(当該居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。)」に改める。

第百二十一条第三項中「全部」の下に「(第二百三条の六(源泉徴収等を要しない公的年金等)の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

第百六十二条第一項中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約(」を「租税条約(第二条第一項第八号の四ただし書(定義)に規定する条約をいう。)に、「租税条約」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「おいて」の下に「、租税条約(当該非居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の

定めのあるものを除く。）」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第百六十五条第一項中「、第九十五条」を「、第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）、第九十五条」に改める。

第百六十五条の五の二の次に次の一条を加える。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）

第百六十五条の五の三　恒久的施設を有する非居住者が各年において第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該非居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、控除限度額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定に準じて計算したその年分の所得税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。）を限度として、その年分の所得税の額から控除する。

2　第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）の規定は、分配時調整外国税相当額につき前項の規定による控除をする場合について準用する。

3　第一項の規定により控除する金額は、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する課税総所得金額に係る所得税の額、課税山林所得金額に係る所得税の額又は課税退職所得金額に係る所得税の額から順次控除する。この場合において、当該控除する金額がその年分の所得税の額を超えるときは、当該控除する金額は、当該所得税の額に相当する金額とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十五条の六第一項中「第八十九条」を「準じて計算する第八十九条」に、「に準じて」を「及び前条の規定により」に改め、同条第五項中「第百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第百六十六条中「（第九十五条」を「（第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）及び第九十五条」に、「計算）及び」を「計算）並びに第百六十五条の五の三（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）及び」に改める。

第百六十九条第三号中「六万円」を「五万円」に改める。

第百七十六条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第三項の内国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に行う通知に関する事項、その者が第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書に記載する同項第三号に掲げる所得税の額から控除する同項第五号に規定する源泉徴収税額に関する事項その他第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八十条の二第三項中「所得税（同項に規定する」に改め、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第三項の外国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に行う通知に関する事項、その者が第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書に記載する同項第三号に掲げる所得税の額から控除する同項第五号に規定する源泉徴収税額に関する事項その他第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九十条第二号ホ中「基礎控除」を「給与所得者の基礎控除申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額に応じ、第八十六条（基礎控除）の規定に準じて計算した基礎控除」に改める。

第百九十五条の二第一項第二号中「次号」の下に「及び次条第一項第二号」を加える。

第百九十五条の二の次に次の一条を加える。

（給与所得者の基礎控除申告書）

第百九十五条の三　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該給与等の支払者の氏名又は名称

二　その居住者のその年の合計所得金額の見積額

三　その他財務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書は、給与所得者の基礎控除申告書という。

第百九十六条第一項中「支払者」を「支払者。第百九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）において同じ。）」に改める。

第百九十八条第二項中「いう。」の下に「第七項、」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第百九十六条第一項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、第二項の規定により給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同条第二項に規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額又は地震保険料の金額の支払をした旨を証する書類の同項の規定による提出又は提示に代えて、政令で定めるところにより、その給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、当該書類を提出し、又は提示したものとみなす。

第二百三条の六中「（政令で定めるものを除く。）」を削る。

第二百十三条第一項第一号イ中「六万円」を「五万円」に改める。

第二百二十八条の四第一項中「が千」を「が百」に改める。

別表第一地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法

別表第二㈠を除く。）を次のように改める。

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,550	1,960	380	0	0	0	0	0	11,200
169,000	171,000	3,620	2,030	450	0	0	0	0	0	11,500
171,000	173,000	3,690	2,100	520	0	0	0	0	0	11,800
173,000	175,000	3,760	2,170	590	0	0	0	0	0	12,100
175,000	177,000	3,830	2,240	660	0	0	0	0	0	12,400
177,000	179,000	3,900	2,310	730	0	0	0	0	0	12,900
179,000	181,000	3,970	2,380	800	0	0	0	0	0	13,600
181,000	183,000	4,040	2,450	870	0	0	0	0	0	14,300
183,000	185,000	4,110	2,520	940	0	0	0	0	0	15,000
185,000	187,000	4,180	2,590	1,010	0	0	0	0	0	15,700
187,000	189,000	4,250	2,660	1,080	0	0	0	0	0	16,400
189,000	191,000	4,320	2,730	1,150	0	0	0	0	0	17,100
191,000	193,000	4,390	2,800	1,220	0	0	0	0	0	17,700
193,000	195,000	4,460	2,870	1,290	0	0	0	0	0	18,400
195,000	197,000	4,530	2,940	1,360	0	0	0	0	0	19,100
197,000	199,000	4,600	3,010	1,430	0	0	0	0	0	19,800
199,000	201,000	4,670	3,080	1,500	0	0	0	0	0	20,500
201,000	203,000	4,740	3,150	1,570	0	0	0	0	0	21,100
203,000	205,000	4,810	3,220	1,640	0	0	0	0	0	21,700
205,000	207,000	4,880	3,290	1,710	130	0	0	0	0	22,200
207,000	209,000	4,950	3,360	1,780	200	0	0	0	0	22,800
209,000	211,000	5,020	3,430	1,850	270	0	0	0	0	23,400
211,000	213,000	5,090	3,500	1,920	340	0	0	0	0	23,900
213,000	215,000	5,160	3,570	1,990	410	0	0	0	0	24,500
215,000	217,000	5,230	3,640	2,060	480	0	0	0	0	25,000
217,000	219,000	5,300	3,710	2,130	550	0	0	0	0	25,600
219,000	221,000	5,370	3,780	2,200	620	0	0	0	0	26,200
221,000	224,000	5,450	3,870	2,290	700	0	0	0	0	26,800
224,000	227,000	5,560	3,980	2,390	810	0	0	0	0	27,800
227,000	230,000	5,660	4,080	2,500	910	0	0	0	0	28,700
230,000	233,000	5,770	4,190	2,600	1,020	0	0	0	0	29,700
233,000	236,000	5,870	4,290	2,710	1,120	0	0	0	0	30,700
236,000	239,000	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	0	0	31,700
239,000	242,000	6,080	4,500	2,920	1,330	0	0	0	0	32,700
242,000	245,000	6,190	4,610	3,020	1,440	0	0	0	0	33,700
245,000	248,000	6,290	4,710	3,130	1,540	0	0	0	0	34,700
248,000	251,000	6,400	4,820	3,230	1,650	0	0	0	0	35,700
251,000	254,000	6,500	4,920	3,340	1,750	170	0	0	0	36,700
254,000	257,000	6,610	5,030	3,440	1,860	280	0	0	0	37,700
257,000	260,000	6,710	5,130	3,550	1,960	380	0	0	0	38,600
260,000	263,000	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	0	0	39,600
263,000	266,000	6,920	5,340	3,760	2,170	590	0	0	0	40,600
266,000	269,000	7,030	5,450	3,860	2,280	700	0	0	0	41,600
269,000	272,000	7,130	5,550	3,970	2,380	800	0	0	0	42,600
272,000	275,000	7,240	5,660	4,070	2,490	910	0	0	0	43,600
275,000	278,000	7,340	5,760	4,180	2,590	1,010	0	0	0	44,600
278,000	281,000	7,450	5,870	4,280	2,700	1,120	0	0	0	45,600
281,000	284,000	7,550	5,970	4,390	2,800	1,220	0	0	0	46,600
284,000	287,000	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	0	0	47,600
287,000	290,000	7,760	6,180	4,600	3,010	1,430	0	0	0	48,700

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,900
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	51,000
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,800
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	52,600
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	53,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	54,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	54,900
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	55,700
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	56,600
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	57,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	58,600
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	59,600
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	60,600
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	61,600
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	62,600
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	63,600
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	64,600
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	65,600
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	66,600
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	67,600
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	68,600
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	69,600
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	70,600
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	71,600
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	72,700
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	73,700
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	74,600
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	75,500
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	76,500
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	77,400
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	78,300
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	79,700
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	81,400
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	83,000
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	84,700
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	86,400
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	88,000
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	89,700
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	91,400
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	93,000
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	94,700
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	96,300
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	98,000
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	99,700
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	101,300
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	103,000
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	104,700
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	106,300
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	108,000
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	109,700

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	111,300
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	113,000
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	114,700
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	116,300
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	118,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	119,700
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	121,300
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	123,000
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	124,700
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	126,300
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	128,000
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	129,600
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	131,200
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	132,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	134,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	135,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	137,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	139,100
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	140,700
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	142,200
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	143,800
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	145,400
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	147,000
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	148,500
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	150,100
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	151,700
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	153,300
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	154,800
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	156,300
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	157,700
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	159,200
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	160,600
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	162,000
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	163,500
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	164,900
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	166,400
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	167,800
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	169,200
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	170,700
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	172,100
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	173,600
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	175,000
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	176,400
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	177,900
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	179,300
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	180,800
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	182,200
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	183,600
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	185,100
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	186,500

(五)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	188,000
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	189,400
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	190,800
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	192,300
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	193,700
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	195,200
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	196,600
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	198,000
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	199,500
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	200,900
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	202,400
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	203,800
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	205,200
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	206,700
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	208,100
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	209,600
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	210,500
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	211,500
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	212,500
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	213,500
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	214,500
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	215,500
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	216,500
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	217,500
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	218,500
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	219,500
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	220,400
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	221,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	222,400
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	223,400
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	224,400
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	225,700
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	227,300
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	228,800
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	230,300
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	231,800
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	233,300
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	234,800
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	236,300
707,000	710,000	65,580	59,240	52,910	46,570	40,240	33,910	27,570	21,240	237,900
710,000	713,000	66,180	59,840	53,510	47,170	40,840	34,510	28,170	21,840	239,400
713,000	716,000	66,780	60,440	54,110	47,770	41,440	35,110	28,770	22,440	240,900
716,000	719,000	67,380	61,040	54,710	48,370	42,040	35,710	29,370	23,040	242,400
719,000	722,000	67,980	61,640	55,310	48,970	42,640	36,310	29,970	23,640	243,900
722,000	725,000	68,580	62,240	55,910	49,570	43,240	36,910	30,570	24,240	245,400
725,000	728,000	69,180	62,840	56,510	50,170	43,840	37,510	31,170	24,840	247,000
728,000	731,000	69,780	63,440	57,110	50,770	44,440	38,110	31,770	25,440	248,500
731,000	734,000	70,380	64,040	57,710	51,370	45,040	38,710	32,370	26,040	250,000
734,000	737,000	70,980	64,640	58,310	51,970	45,640	39,310	32,970	26,640	251,500
737,000	740,000	71,580	65,240	58,910	52,570	46,240	39,910	33,570	27,240	253,000

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
740,000円		円 71,880	円 65,540	円 59,210	円 52,870	円 46,540	円 40,210	円 33,870	円 27,540	円 254,500
740,000円を超え780,000円に満たない金額		740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の20％に相当する金額を加算した金額								254,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額
780,000円		円 79,880	円 73,540	円 67,210	円 60,870	円 54,540	円 48,210	円 41,870	円 35,540	
780,000円を超え950,000円に満たない金額		780,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち780,000円を超える金額の23％に相当する金額を加算した金額								
950,000円		円 118,980	円 112,640	円 106,310	円 99,970	円 93,640	円 87,310	円 80,970	円 74,640	
950,000円を超え1,700,000円に満たない金額		950,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち950,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,700,000円		円 366,480	円 360,140	円 353,810	円 347,470	円 341,140	円 334,810	円 328,470	円 322,140	円 638,500
1,700,000円を超え2,170,000円に満たない金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,700,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								638,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,700,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
2,170,000円		円 559,810	円 553,470	円 547,140	円 540,800	円 534,470	円 528,140	円 521,800	円 515,470	
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額		2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
2,210,000円		円 581,140	円 574,800	円 568,470	円 562,130	円 555,800	円 549,470	円 543,130	円 536,800	
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額		2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円		円 602,470	円 596,130	円 589,800	円 583,460	円 577,130	円 570,800	円 564,460	円 558,130	
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額		2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
3,500,000円		円 1,102,470	円 1,096,130	円 1,089,800	円 1,083,460	円 1,077,130	円 1,070,800	円 1,064,460	円 1,058,130	
3,500,000円を超える金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三㈠を除く。）を次のように改める。

（二）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	170	115	65	10	0	0	0	0	790	0
7,100	7,200	170	120	65	15	0	0	0	0	820	0
7,200	7,300	175	125	70	15	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	180	125	75	20	0	0	0	0	870	0
7,400	7,500	180	130	75	25	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	185	135	80	30	0	0	0	0	940	0
7,600	7,700	190	135	85	30	0	0	0	0	970	0
7,700	7,800	195	140	85	35	0	0	0	0	1,000	0
7,800	7,900	195	145	90	40	0	0	0	0	1,040	0
7,900	8,000	200	145	95	40	0	0	0	0	1,070	0
8,000	8,100	205	150	100	45	0	0	0	0	1,100	0
8,100	8,200	205	155	100	50	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	210	160	105	50	0	0	0	0	1,170	0
8,300	8,400	215	160	110	55	5	0	0	0	1,200	0
8,400	8,500	215	165	110	60	5	0	0	0	1,230	0
8,500	8,600	220	170	115	65	10	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	225	170	120	65	15	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	230	175	120	70	15	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	230	180	125	75	20	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	235	180	130	75	25	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	240	185	135	80	25	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	240	190	135	85	30	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	245	195	140	85	35	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	250	195	145	90	40	0	0	0	1,530	3
9,400	9,500	250	200	145	95	40	0	0	0	1,560	6
9,500	9,600	255	205	150	100	45	0	0	0	1,600	10
9,600	9,700	260	205	155	100	50	0	0	0	1,640	13
9,700	9,800	265	210	155	105	50	0	0	0	1,670	17
9,800	9,900	265	215	160	110	55	0	0	0	1,710	20
9,900	10,000	270	215	165	110	60	5	0	0	1,740	24
10,000	10,100	275	220	170	115	65	10	0	0	1,760	27
10,100	10,200	285	225	170	120	65	15	0	0	1,790	31
10,200	10,300	295	230	175	125	70	20	0	0	1,810	34
10,300	10,400	300	235	180	125	75	20	0	0	1,840	38
10,400	10,500	310	235	185	130	80	25	0	0	1,870	41
10,500	10,600	315	240	190	135	85	30	0	0	1,900	45
10,600	10,700	325	245	190	140	85	35	0	0	1,930	48
10,700	10,800	335	250	195	145	90	40	0	0	1,960	52
10,800	10,900	340	255	200	145	95	40	0	0	2,000	55
10,900	11,000	350	255	205	150	100	45	0	0	2,030	59
11,000	11,100	355	260	210	155	105	50	0	0	2,070	62
11,100	11,200	365	265	210	160	105	55	0	0	2,100	66
11,200	11,300	375	270	215	165	110	60	5	0	2,130	69
11,300	11,400	380	275	220	165	115	60	10	0	2,170	73
11,400	11,500	390	285	225	170	120	65	15	0	2,200	76
11,500	11,600	395	290	230	175	125	70	15	0	2,230	80
11,600	11,700	405	300	230	180	125	75	20	0	2,270	83
11,700	11,800	415	305	235	185	130	80	25	0	2,300	87
11,800	11,900	420	315	240	185	135	80	30	0	2,330	90
11,900	12,000	430	325	245	190	140	85	35	0	2,370	94

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,400	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,430	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,470	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,500	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,530	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,560	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,590	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,620	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,680	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,730	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,790	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,840	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,900	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,950	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	3,010	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	3,060	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	3,120	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	3,170	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	3,230	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,290	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,340	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,400	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,450	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,510	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,560	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,620	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,670	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,730	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,790	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,840	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,900	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,950	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	4,010	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	4,060	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	4,120	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	4,170	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	4,230	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	4,280	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,340	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,390	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,440	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,500	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,550	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,600	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,650	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,710	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,760	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,810	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,860	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,920	285

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,970	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	5,020	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	5,070	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	5,130	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	5,180	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	5,230	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	5,270	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,320	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,370	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,420	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,470	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,510	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,560	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,610	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,660	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,710	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,750	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,800	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,850	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,900	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,950	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,990	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	6,040	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	6,090	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	6,140	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	6,190	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	6,230	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,280	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,330	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,380	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,430	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,470	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,520	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,570	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,620	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,670	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,710	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,760	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,810	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,860	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,910	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,950	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	7,000	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	7,030	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	7,060	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	7,100	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	7,130	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,160	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,190	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,230	601

(五)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,260	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,290	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,330	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,360	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,390	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,430	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,460	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,490	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,540	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,590	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,640	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,690	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,740	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,790	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,840	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,900	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,560	1,345	1,135	925	715	7,950	737
23,700	23,800	2,210	2,000	1,790	1,580	1,365	1,155	945	735	8,000	745
23,800	23,900	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	755	8,050	753
23,900	24,000	2,250	2,040	1,830	1,620	1,405	1,195	985	775	8,100	761
24,000円		2,260	2,050	1,840	1,630	1,415	1,205	995	785	8,150	769
24,000円を超え26,000円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額								8,150円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	769円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10%に相当する金額を加算した金額
26,000円		2,660	2,450	2,240	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185		969
26,000円を超え32,000円に満たない金額		26,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,000円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額									969円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額
32,000円		4,040	3,830	3,620	3,410	3,195	2,985	2,775	2,565		2,169
32,000円を超え57,000円に満たない金額		32,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									2,169円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	丙
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上　未満	税額								税額	税額
57,000円	円 12,290	円 12,080	円 11,870	円 11,660	円 11,445	円 11,235	円 11,025	円 10,815	円 21,350	円 8,419
57,000円を超え72,500円に満たない金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								21,350円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額	8,419円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
72,500円	円 18,670	円 18,460	円 18,250	円 18,040	円 17,825	円 17,615	円 17,405	円 17,195		
72,500円を超え73,500円に満たない金額	72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									
73,500円	円 19,250	円 19,040	円 18,830	円 18,620	円 18,405	円 18,195	円 17,985	円 17,775		
73,500円を超え75,000円に満たない金額	73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									
75,000円	円 20,030	円 19,820	円 19,610	円 19,400	円 19,185	円 18,975	円 18,765	円 18,555		
75,000円を超え116,500円に満たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									
116,500円	円 36,630	円 36,420	円 36,210	円 36,000	円 35,785	円 35,575	円 35,365	円 35,155		円 28,054
116,500円を超える金額	116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額									28,054円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四及び別表第五を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	523		
444	470	472	496	499	521	523	545	222千円未満	
470	503	496	525	521	547	545	571		
503	534	525	557	547	582	571	607		
534	570	557	597	582	623	607	650		
570	662	597	677	623	693	650	708		
662	768	677	792	693	815	708	838	222	293
768	806	792	831	815	856	838	880		
806	849	831	875	856	900	880	926		
849	896	875	923	900	950	926	978		
896	959	923	987	950	1,015	978	1,043		
959	1,036	987	1,066	1,015	1,096	1,043	1,127	293	524
1,036	1,409	1,066	1,434	1,096	1,458	1,127	1,482		
1,409	1,555	1,434	1,555	1,458	1,555	1,482	1,583		
1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	524	1,118
2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

控除等申告書）に規定する国外居住親族（㈡において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する
欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当
たとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生
障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出
れらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中
表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	510
16	426	520	455	520	484	520	510	544
18	520	601	520	617	520	632	544	647
20	601	678	617	699	632	721	647	745
22	678	708	699	733	721	757	745	782
24	708	745	733	771	757	797	782	823
26	745	788	771	814	797	841	823	868
28	788	846	814	874	841	902	868	931
30	846	914	874	944	902	975	931	1,005
32	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385
35	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538
38	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。㈡において同じ。）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつ計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこ

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五　年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（第二十八条、第百九十条関係）

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
551,000円未満		0	1,772,000	1,776,000	1,163,200	1,972,000	1,976,000	1,300,400
			1,776,000	1,780,000	1,165,600	1,976,000	1,980,000	1,303,200
			1,780,000	1,784,000	1,168,000	1,980,000	1,984,000	1,306,000
			1,784,000	1,788,000	1,170,400	1,984,000	1,988,000	1,308,800
			1,788,000	1,792,000	1,172,800	1,988,000	1,992,000	1,311,600
551,000	1,619,000	給与等の金額から550,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,175,200	1,992,000	1,996,000	1,314,400
			1,796,000	1,800,000	1,177,600	1,996,000	2,000,000	1,317,200
			1,800,000	1,804,000	1,180,000	2,000,000	2,004,000	1,320,000
			1,804,000	1,808,000	1,182,800	2,004,000	2,008,000	1,322,800
			1,808,000	1,812,000	1,185,600	2,008,000	2,012,000	1,325,600
1,619,000	1,620,000	1,069,000	1,812,000	1,816,000	1,188,400	2,012,000	2,016,000	1,328,400
1,620,000	1,622,000	1,070,000	1,816,000	1,820,000	1,191,200	2,016,000	2,020,000	1,331,200
1,622,000	1,624,000	1,072,000	1,820,000	1,824,000	1,194,000	2,020,000	2,024,000	1,334,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000	1,824,000	1,828,000	1,196,800	2,024,000	2,028,000	1,336,800
1,628,000	1,632,000	1,076,800	1,828,000	1,832,000	1,199,600	2,028,000	2,032,000	1,339,600
1,632,000	1,636,000	1,079,200	1,832,000	1,836,000	1,202,400	2,032,000	2,036,000	1,342,400
1,636,000	1,640,000	1,081,600	1,836,000	1,840,000	1,205,200	2,036,000	2,040,000	1,345,200
1,640,000	1,644,000	1,084,000	1,840,000	1,844,000	1,208,000	2,040,000	2,044,000	1,348,000
1,644,000	1,648,000	1,086,400	1,844,000	1,848,000	1,210,800	2,044,000	2,048,000	1,350,800
1,648,000	1,652,000	1,088,800	1,848,000	1,852,000	1,213,600	2,048,000	2,052,000	1,353,600
1,652,000	1,656,000	1,091,200	1,852,000	1,856,000	1,216,400	2,052,000	2,056,000	1,356,400
1,656,000	1,660,000	1,093,600	1,856,000	1,860,000	1,219,200	2,056,000	2,060,000	1,359,200
1,660,000	1,664,000	1,096,000	1,860,000	1,864,000	1,222,000	2,060,000	2,064,000	1,362,000
1,664,000	1,668,000	1,098,400	1,864,000	1,868,000	1,224,800	2,064,000	2,068,000	1,364,800
1,668,000	1,672,000	1,100,800	1,868,000	1,872,000	1,227,600	2,068,000	2,072,000	1,367,600
1,672,000	1,676,000	1,103,200	1,872,000	1,876,000	1,230,400	2,072,000	2,076,000	1,370,400
1,676,000	1,680,000	1,105,600	1,876,000	1,880,000	1,233,200	2,076,000	2,080,000	1,373,200
1,680,000	1,684,000	1,108,000	1,880,000	1,884,000	1,236,000	2,080,000	2,084,000	1,376,000
1,684,000	1,688,000	1,110,400	1,884,000	1,888,000	1,238,800	2,084,000	2,088,000	1,378,800
1,688,000	1,692,000	1,112,800	1,888,000	1,892,000	1,241,600	2,088,000	2,092,000	1,381,600
1,692,000	1,696,000	1,115,200	1,892,000	1,896,000	1,244,400	2,092,000	2,096,000	1,384,400
1,696,000	1,700,000	1,117,600	1,896,000	1,900,000	1,247,200	2,096,000	2,100,000	1,387,200
1,700,000	1,704,000	1,120,000	1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000
1,704,000	1,708,000	1,122,400	1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800
1,708,000	1,712,000	1,124,800	1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600
1,712,000	1,716,000	1,127,200	1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400
1,716,000	1,720,000	1,129,600	1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200
1,720,000	1,724,000	1,132,000	1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000
1,724,000	1,728,000	1,134,400	1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800
1,728,000	1,732,000	1,136,800	1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600
1,732,000	1,736,000	1,139,200	1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400
1,736,000	1,740,000	1,141,600	1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200
1,740,000	1,744,000	1,144,000	1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000
1,744,000	1,748,000	1,146,400	1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800
1,748,000	1,752,000	1,148,800	1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600
1,752,000	1,756,000	1,151,200	1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400
1,756,000	1,760,000	1,153,600	1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200
1,760,000	1,764,000	1,156,000	1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000
1,764,000	1,768,000	1,158,400	1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800
1,768,000	1,772,000	1,160,800	1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400	2,572,000	2,576,000	1,720,400
2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200	2,576,000	2,580,000	1,723,200
2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000	2,580,000	2,584,000	1,726,000
2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800	2,584,000	2,588,000	1,728,800
2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600	2,588,000	2,592,000	1,731,600
2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400	2,592,000	2,596,000	1,734,400
2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200	2,596,000	2,600,000	1,737,200
2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000	2,600,000	2,604,000	1,740,000
2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800	2,604,000	2,608,000	1,742,800
2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600	2,608,000	2,612,000	1,745,600
2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400	2,612,000	2,616,000	1,748,400
2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200	2,616,000	2,620,000	1,751,200
2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000	2,620,000	2,624,000	1,754,000
2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800	2,624,000	2,628,000	1,756,800
2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600	2,628,000	2,632,000	1,759,600
2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400	2,632,000	2,636,000	1,762,400
2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200	2,636,000	2,640,000	1,765,200
2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000	2,640,000	2,644,000	1,768,000
2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800	2,644,000	2,648,000	1,770,800
2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600	2,648,000	2,652,000	1,773,600
2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400	2,652,000	2,656,000	1,776,400
2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200	2,656,000	2,660,000	1,779,200
2,260,000	2,264,000	1,502,000	2,460,000	2,464,000	1,642,000	2,660,000	2,664,000	1,782,000
2,264,000	2,268,000	1,504,800	2,464,000	2,468,000	1,644,800	2,664,000	2,668,000	1,784,800
2,268,000	2,272,000	1,507,600	2,468,000	2,472,000	1,647,600	2,668,000	2,672,000	1,787,600
2,272,000	2,276,000	1,510,400	2,472,000	2,476,000	1,650,400	2,672,000	2,676,000	1,790,400
2,276,000	2,280,000	1,513,200	2,476,000	2,480,000	1,653,200	2,676,000	2,680,000	1,793,200
2,280,000	2,284,000	1,516,000	2,480,000	2,484,000	1,656,000	2,680,000	2,684,000	1,796,000
2,284,000	2,288,000	1,518,800	2,484,000	2,488,000	1,658,800	2,684,000	2,688,000	1,798,800
2,288,000	2,292,000	1,521,600	2,488,000	2,492,000	1,661,600	2,688,000	2,692,000	1,801,600
2,292,000	2,296,000	1,524,400	2,492,000	2,496,000	1,664,400	2,692,000	2,696,000	1,804,400
2,296,000	2,300,000	1,527,200	2,496,000	2,500,000	1,667,200	2,696,000	2,700,000	1,807,200
2,300,000	2,304,000	1,530,000	2,500,000	2,504,000	1,670,000	2,700,000	2,704,000	1,810,000
2,304,000	2,308,000	1,532,800	2,504,000	2,508,000	1,672,800	2,704,000	2,708,000	1,812,800
2,308,000	2,312,000	1,535,600	2,508,000	2,512,000	1,675,600	2,708,000	2,712,000	1,815,600
2,312,000	2,316,000	1,538,400	2,512,000	2,516,000	1,678,400	2,712,000	2,716,000	1,818,400
2,316,000	2,320,000	1,541,200	2,516,000	2,520,000	1,681,200	2,716,000	2,720,000	1,821,200
2,320,000	2,324,000	1,544,000	2,520,000	2,524,000	1,684,000	2,720,000	2,724,000	1,824,000
2,324,000	2,328,000	1,546,800	2,524,000	2,528,000	1,686,800	2,724,000	2,728,000	1,826,800
2,328,000	2,332,000	1,549,600	2,528,000	2,532,000	1,689,600	2,728,000	2,732,000	1,829,600
2,332,000	2,336,000	1,552,400	2,532,000	2,536,000	1,692,400	2,732,000	2,736,000	1,832,400
2,336,000	2,340,000	1,555,200	2,536,000	2,540,000	1,695,200	2,736,000	2,740,000	1,835,200
2,340,000	2,344,000	1,558,000	2,540,000	2,544,000	1,698,000	2,740,000	2,744,000	1,838,000
2,344,000	2,348,000	1,560,800	2,544,000	2,548,000	1,700,800	2,744,000	2,748,000	1,840,800
2,348,000	2,352,000	1,563,600	2,548,000	2,552,000	1,703,600	2,748,000	2,752,000	1,843,600
2,352,000	2,356,000	1,566,400	2,552,000	2,556,000	1,706,400	2,752,000	2,756,000	1,846,400
2,356,000	2,360,000	1,569,200	2,556,000	2,560,000	1,709,200	2,756,000	2,760,000	1,849,200
2,360,000	2,364,000	1,572,000	2,560,000	2,564,000	1,712,000	2,760,000	2,764,000	1,852,000
2,364,000	2,368,000	1,574,800	2,564,000	2,568,000	1,714,800	2,764,000	2,768,000	1,854,800
2,368,000	2,372,000	1,577,600	2,568,000	2,572,000	1,717,600	2,768,000	2,772,000	1,857,600

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400	3,172,000	3,176,000	2,140,400
2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200	3,176,000	3,180,000	2,143,200
2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000	3,180,000	3,184,000	2,146,000
2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800	3,184,000	3,188,000	2,148,800
2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600	3,188,000	3,192,000	2,151,600
2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400	3,192,000	3,196,000	2,154,400
2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200	3,196,000	3,200,000	2,157,200
2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000	3,200,000	3,204,000	2,160,000
2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800	3,204,000	3,208,000	2,162,800
2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600	3,208,000	3,212,000	2,165,600
2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400	3,212,000	3,216,000	2,168,400
2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200	3,216,000	3,220,000	2,171,200
2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000	3,220,000	3,224,000	2,174,000
2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800	3,224,000	3,228,000	2,176,800
2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600	3,228,000	3,232,000	2,179,600
2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400	3,232,000	3,236,000	2,182,400
2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200	3,236,000	3,240,000	2,185,200
2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000	3,240,000	3,244,000	2,188,000
2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800	3,244,000	3,248,000	2,190,800
2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600	3,248,000	3,252,000	2,193,600
2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400	3,252,000	3,256,000	2,196,400
2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200	3,256,000	3,260,000	2,199,200
2,860,000	2,864,000	1,922,000	3,060,000	3,064,000	2,062,000	3,260,000	3,264,000	2,202,000
2,864,000	2,868,000	1,924,800	3,064,000	3,068,000	2,064,800	3,264,000	3,268,000	2,204,800
2,868,000	2,872,000	1,927,600	3,068,000	3,072,000	2,067,600	3,268,000	3,272,000	2,207,600
2,872,000	2,876,000	1,930,400	3,072,000	3,076,000	2,070,400	3,272,000	3,276,000	2,210,400
2,876,000	2,880,000	1,933,200	3,076,000	3,080,000	2,073,200	3,276,000	3,280,000	2,213,200
2,880,000	2,884,000	1,936,000	3,080,000	3,084,000	2,076,000	3,280,000	3,284,000	2,216,000
2,884,000	2,888,000	1,938,800	3,084,000	3,088,000	2,078,800	3,284,000	3,288,000	2,218,800
2,888,000	2,892,000	1,941,600	3,088,000	3,092,000	2,081,600	3,288,000	3,292,000	2,221,600
2,892,000	2,896,000	1,944,400	3,092,000	3,096,000	2,084,400	3,292,000	3,296,000	2,224,400
2,896,000	2,900,000	1,947,200	3,096,000	3,100,000	2,087,200	3,296,000	3,300,000	2,227,200
2,900,000	2,904,000	1,950,000	3,100,000	3,104,000	2,090,000	3,300,000	3,304,000	2,230,000
2,904,000	2,908,000	1,952,800	3,104,000	3,108,000	2,092,800	3,304,000	3,308,000	2,232,800
2,908,000	2,912,000	1,955,600	3,108,000	3,112,000	2,095,600	3,308,000	3,312,000	2,235,600
2,912,000	2,916,000	1,958,400	3,112,000	3,116,000	2,098,400	3,312,000	3,316,000	2,238,400
2,916,000	2,920,000	1,961,200	3,116,000	3,120,000	2,101,200	3,316,000	3,320,000	2,241,200
2,920,000	2,924,000	1,964,000	3,120,000	3,124,000	2,104,000	3,320,000	3,324,000	2,244,000
2,924,000	2,928,000	1,966,800	3,124,000	3,128,000	2,106,800	3,324,000	3,328,000	2,246,800
2,928,000	2,932,000	1,969,600	3,128,000	3,132,000	2,109,600	3,328,000	3,332,000	2,249,600
2,932,000	2,936,000	1,972,400	3,132,000	3,136,000	2,112,400	3,332,000	3,336,000	2,252,400
2,936,000	2,940,000	1,975,200	3,136,000	3,140,000	2,115,200	3,336,000	3,340,000	2,255,200
2,940,000	2,944,000	1,978,000	3,140,000	3,144,000	2,118,000	3,340,000	3,344,000	2,258,000
2,944,000	2,948,000	1,980,800	3,144,000	3,148,000	2,120,800	3,344,000	3,348,000	2,260,800
2,948,000	2,952,000	1,983,600	3,148,000	3,152,000	2,123,600	3,348,000	3,352,000	2,263,600
2,952,000	2,956,000	1,986,400	3,152,000	3,156,000	2,126,400	3,352,000	3,356,000	2,266,400
2,956,000	2,960,000	1,989,200	3,156,000	3,160,000	2,129,200	3,356,000	3,360,000	2,269,200
2,960,000	2,964,000	1,992,000	3,160,000	3,164,000	2,132,000	3,360,000	3,364,000	2,272,000
2,964,000	2,968,000	1,994,800	3,164,000	3,168,000	2,134,800	3,364,000	3,368,000	2,274,800
2,968,000	2,972,000	1,997,600	3,168,000	3,172,000	2,137,600	3,368,000	3,372,000	2,277,600

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400	3,772,000	3,776,000	2,577,600
3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200	3,776,000	3,780,000	2,580,800
3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000	3,780,000	3,784,000	2,584,000
3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800	3,784,000	3,788,000	2,587,200
3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600	3,788,000	3,792,000	2,590,400
3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400	3,792,000	3,796,000	2,593,600
3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200	3,796,000	3,800,000	2,596,800
3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000	3,800,000	3,804,000	2,600,000
3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200	3,804,000	3,808,000	2,603,200
3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400	3,808,000	3,812,000	2,606,400
3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600	3,812,000	3,816,000	2,609,600
3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800	3,816,000	3,820,000	2,612,800
3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000	3,820,000	3,824,000	2,616,000
3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200	3,824,000	3,828,000	2,619,200
3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400	3,828,000	3,832,000	2,622,400
3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600	3,832,000	3,836,000	2,625,600
3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800	3,836,000	3,840,000	2,628,800
3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000	3,840,000	3,844,000	2,632,000
3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200	3,844,000	3,848,000	2,635,200
3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400	3,848,000	3,852,000	2,638,400
3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600	3,852,000	3,856,000	2,641,600
3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800	3,856,000	3,860,000	2,644,800
3,460,000	3,464,000	2,342,000	3,660,000	3,664,000	2,488,000	3,860,000	3,864,000	2,648,000
3,464,000	3,468,000	2,344,800	3,664,000	3,668,000	2,491,200	3,864,000	3,868,000	2,651,200
3,468,000	3,472,000	2,347,600	3,668,000	3,672,000	2,494,400	3,868,000	3,872,000	2,654,400
3,472,000	3,476,000	2,350,400	3,672,000	3,676,000	2,497,600	3,872,000	3,876,000	2,657,600
3,476,000	3,480,000	2,353,200	3,676,000	3,680,000	2,500,800	3,876,000	3,880,000	2,660,800
3,480,000	3,484,000	2,356,000	3,680,000	3,684,000	2,504,000	3,880,000	3,884,000	2,664,000
3,484,000	3,488,000	2,358,800	3,684,000	3,688,000	2,507,200	3,884,000	3,888,000	2,667,200
3,488,000	3,492,000	2,361,600	3,688,000	3,692,000	2,510,400	3,888,000	3,892,000	2,670,400
3,492,000	3,496,000	2,364,400	3,692,000	3,696,000	2,513,600	3,892,000	3,896,000	2,673,600
3,496,000	3,500,000	2,367,200	3,696,000	3,700,000	2,516,800	3,896,000	3,900,000	2,676,800
3,500,000	3,504,000	2,370,000	3,700,000	3,704,000	2,520,000	3,900,000	3,904,000	2,680,000
3,504,000	3,508,000	2,372,800	3,704,000	3,708,000	2,523,200	3,904,000	3,908,000	2,683,200
3,508,000	3,512,000	2,375,600	3,708,000	3,712,000	2,526,400	3,908,000	3,912,000	2,686,400
3,512,000	3,516,000	2,378,400	3,712,000	3,716,000	2,529,600	3,912,000	3,916,000	2,689,600
3,516,000	3,520,000	2,381,200	3,716,000	3,720,000	2,532,800	3,916,000	3,920,000	2,692,800
3,520,000	3,524,000	2,384,000	3,720,000	3,724,000	2,536,000	3,920,000	3,924,000	2,696,000
3,524,000	3,528,000	2,386,800	3,724,000	3,728,000	2,539,200	3,924,000	3,928,000	2,699,200
3,528,000	3,532,000	2,389,600	3,728,000	3,732,000	2,542,400	3,928,000	3,932,000	2,702,400
3,532,000	3,536,000	2,392,400	3,732,000	3,736,000	2,545,600	3,932,000	3,936,000	2,705,600
3,536,000	3,540,000	2,395,200	3,736,000	3,740,000	2,548,800	3,936,000	3,940,000	2,708,800
3,540,000	3,544,000	2,398,000	3,740,000	3,744,000	2,552,000	3,940,000	3,944,000	2,712,000
3,544,000	3,548,000	2,400,800	3,744,000	3,748,000	2,555,200	3,944,000	3,948,000	2,715,200
3,548,000	3,552,000	2,403,600	3,748,000	3,752,000	2,558,400	3,948,000	3,952,000	2,718,400
3,552,000	3,556,000	2,406,400	3,752,000	3,756,000	2,561,600	3,952,000	3,956,000	2,721,600
3,556,000	3,560,000	2,409,200	3,756,000	3,760,000	2,564,800	3,956,000	3,960,000	2,724,800
3,560,000	3,564,000	2,412,000	3,760,000	3,764,000	2,568,000	3,960,000	3,964,000	2,728,000
3,564,000	3,568,000	2,414,800	3,764,000	3,768,000	2,571,200	3,964,000	3,968,000	2,731,200
3,568,000	3,572,000	2,417,600	3,768,000	3,772,000	2,574,400	3,968,000	3,972,000	2,734,400

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600	4,372,000	4,376,000	3,057,600
3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800	4,376,000	4,380,000	3,060,800
3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000	4,380,000	4,384,000	3,064,000
3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200	4,384,000	4,388,000	3,067,200
3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400	4,388,000	4,392,000	3,070,400
3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600	4,392,000	4,396,000	3,073,600
3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800	4,396,000	4,400,000	3,076,800
4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000	4,400,000	4,404,000	3,080,000
4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200	4,404,000	4,408,000	3,083,200
4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400	4,408,000	4,412,000	3,086,400
4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600	4,412,000	4,416,000	3,089,600
4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800	4,416,000	4,420,000	3,092,800
4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000	4,420,000	4,424,000	3,096,000
4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200	4,424,000	4,428,000	3,099,200
4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400	4,428,000	4,432,000	3,102,400
4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600	4,432,000	4,436,000	3,105,600
4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800	4,436,000	4,440,000	3,108,800
4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000	4,440,000	4,444,000	3,112,000
4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200	4,444,000	4,448,000	3,115,200
4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400	4,448,000	4,452,000	3,118,400
4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600	4,452,000	4,456,000	3,121,600
4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800	4,456,000	4,460,000	3,124,800
4,060,000	4,064,000	2,808,000	4,260,000	4,264,000	2,968,000	4,460,000	4,464,000	3,128,000
4,064,000	4,068,000	2,811,200	4,264,000	4,268,000	2,971,200	4,464,000	4,468,000	3,131,200
4,068,000	4,072,000	2,814,400	4,268,000	4,272,000	2,974,400	4,468,000	4,472,000	3,134,400
4,072,000	4,076,000	2,817,600	4,272,000	4,276,000	2,977,600	4,472,000	4,476,000	3,137,600
4,076,000	4,080,000	2,820,800	4,276,000	4,280,000	2,980,800	4,476,000	4,480,000	3,140,800
4,080,000	4,084,000	2,824,000	4,280,000	4,284,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,144,000
4,084,000	4,088,000	2,827,200	4,284,000	4,288,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,147,200
4,088,000	4,092,000	2,830,400	4,288,000	4,292,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,150,400
4,092,000	4,096,000	2,833,600	4,292,000	4,296,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,153,600
4,096,000	4,100,000	2,836,800	4,296,000	4,300,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,156,800
4,100,000	4,104,000	2,840,000	4,300,000	4,304,000	3,000,000	4,500,000	4,504,000	3,160,000
4,104,000	4,108,000	2,843,200	4,304,000	4,308,000	3,003,200	4,504,000	4,508,000	3,163,200
4,108,000	4,112,000	2,846,400	4,308,000	4,312,000	3,006,400	4,508,000	4,512,000	3,166,400
4,112,000	4,116,000	2,849,600	4,312,000	4,316,000	3,009,600	4,512,000	4,516,000	3,169,600
4,116,000	4,120,000	2,852,800	4,316,000	4,320,000	3,012,800	4,516,000	4,520,000	3,172,800
4,120,000	4,124,000	2,856,000	4,320,000	4,324,000	3,016,000	4,520,000	4,524,000	3,176,000
4,124,000	4,128,000	2,859,200	4,324,000	4,328,000	3,019,200	4,524,000	4,528,000	3,179,200
4,128,000	4,132,000	2,862,400	4,328,000	4,332,000	3,022,400	4,528,000	4,532,000	3,182,400
4,132,000	4,136,000	2,865,600	4,332,000	4,336,000	3,025,600	4,532,000	4,536,000	3,185,600
4,136,000	4,140,000	2,868,800	4,336,000	4,340,000	3,028,800	4,536,000	4,540,000	3,188,800
4,140,000	4,144,000	2,872,000	4,340,000	4,344,000	3,032,000	4,540,000	4,544,000	3,192,000
4,144,000	4,148,000	2,875,200	4,344,000	4,348,000	3,035,200	4,544,000	4,548,000	3,195,200
4,148,000	4,152,000	2,878,400	4,348,000	4,352,000	3,038,400	4,548,000	4,552,000	3,198,400
4,152,000	4,156,000	2,881,600	4,352,000	4,356,000	3,041,600	4,552,000	4,556,000	3,201,600
4,156,000	4,160,000	2,884,800	4,356,000	4,360,000	3,044,800	4,556,000	4,560,000	3,204,800
4,160,000	4,164,000	2,888,000	4,360,000	4,364,000	3,048,000	4,560,000	4,564,000	3,208,000
4,164,000	4,168,000	2,891,200	4,364,000	4,368,000	3,051,200	4,564,000	4,568,000	3,211,200
4,168,000	4,172,000	2,894,400	4,368,000	4,372,000	3,054,400	4,568,000	4,572,000	3,214,400

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600	4,972,000	4,976,000	3,537,600
4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800	4,976,000	4,980,000	3,540,800
4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000	4,980,000	4,984,000	3,544,000
4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200	4,984,000	4,988,000	3,547,200
4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400	4,988,000	4,992,000	3,550,400
4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600	4,992,000	4,996,000	3,553,600
4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800	4,996,000	5,000,000	3,556,800
4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000	5,000,000	5,004,000	3,560,000
4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200	5,004,000	5,008,000	3,563,200
4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400	5,008,000	5,012,000	3,566,400
4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600	5,012,000	5,016,000	3,569,600
4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800	5,016,000	5,020,000	3,572,800
4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000	5,020,000	5,024,000	3,576,000
4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200	5,024,000	5,028,000	3,579,200
4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400	5,028,000	5,032,000	3,582,400
4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600	5,032,000	5,036,000	3,585,600
4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800	5,036,000	5,040,000	3,588,800
4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000	5,040,000	5,044,000	3,592,000
4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200	5,044,000	5,048,000	3,595,200
4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400	5,048,000	5,052,000	3,598,400
4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600	5,052,000	5,056,000	3,601,600
4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800	5,056,000	5,060,000	3,604,800
4,660,000	4,664,000	3,288,000	4,860,000	4,864,000	3,448,000	5,060,000	5,064,000	3,608,000
4,664,000	4,668,000	3,291,200	4,864,000	4,868,000	3,451,200	5,064,000	5,068,000	3,611,200
4,668,000	4,672,000	3,294,400	4,868,000	4,872,000	3,454,400	5,068,000	5,072,000	3,614,400
4,672,000	4,676,000	3,297,600	4,872,000	4,876,000	3,457,600	5,072,000	5,076,000	3,617,600
4,676,000	4,680,000	3,300,800	4,876,000	4,880,000	3,460,800	5,076,000	5,080,000	3,620,800
4,680,000	4,684,000	3,304,000	4,880,000	4,884,000	3,464,000	5,080,000	5,084,000	3,624,000
4,684,000	4,688,000	3,307,200	4,884,000	4,888,000	3,467,200	5,084,000	5,088,000	3,627,200
4,688,000	4,692,000	3,310,400	4,888,000	4,892,000	3,470,400	5,088,000	5,092,000	3,630,400
4,692,000	4,696,000	3,313,600	4,892,000	4,896,000	3,473,600	5,092,000	5,096,000	3,633,600
4,696,000	4,700,000	3,316,800	4,896,000	4,900,000	3,476,800	5,096,000	5,100,000	3,636,800
4,700,000	4,704,000	3,320,000	4,900,000	4,904,000	3,480,000	5,100,000	5,104,000	3,640,000
4,704,000	4,708,000	3,323,200	4,904,000	4,908,000	3,483,200	5,104,000	5,108,000	3,643,200
4,708,000	4,712,000	3,326,400	4,908,000	4,912,000	3,486,400	5,108,000	5,112,000	3,646,400
4,712,000	4,716,000	3,329,600	4,912,000	4,916,000	3,489,600	5,112,000	5,116,000	3,649,600
4,716,000	4,720,000	3,332,800	4,916,000	4,920,000	3,492,800	5,116,000	5,120,000	3,652,800
4,720,000	4,724,000	3,336,000	4,920,000	4,924,000	3,496,000	5,120,000	5,124,000	3,656,000
4,724,000	4,728,000	3,339,200	4,924,000	4,928,000	3,499,200	5,124,000	5,128,000	3,659,200
4,728,000	4,732,000	3,342,400	4,928,000	4,932,000	3,502,400	5,128,000	5,132,000	3,662,400
4,732,000	4,736,000	3,345,600	4,932,000	4,936,000	3,505,600	5,132,000	5,136,000	3,665,600
4,736,000	4,740,000	3,348,800	4,936,000	4,940,000	3,508,800	5,136,000	5,140,000	3,668,800
4,740,000	4,744,000	3,352,000	4,940,000	4,944,000	3,512,000	5,140,000	5,144,000	3,672,000
4,744,000	4,748,000	3,355,200	4,944,000	4,948,000	3,515,200	5,144,000	5,148,000	3,675,200
4,748,000	4,752,000	3,358,400	4,948,000	4,952,000	3,518,400	5,148,000	5,152,000	3,678,400
4,752,000	4,756,000	3,361,600	4,952,000	4,956,000	3,521,600	5,152,000	5,156,000	3,681,600
4,756,000	4,760,000	3,364,800	4,956,000	4,960,000	3,524,800	5,156,000	5,160,000	3,684,800
4,760,000	4,764,000	3,368,000	4,960,000	4,964,000	3,528,000	5,160,000	5,164,000	3,688,000
4,764,000	4,768,000	3,371,200	4,964,000	4,968,000	3,531,200	5,164,000	5,168,000	3,691,200
4,768,000	4,772,000	3,374,400	4,968,000	4,972,000	3,534,400	5,168,000	5,172,000	3,694,400

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600	5,572,000	5,576,000	4,017,600
5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800	5,576,000	5,580,000	4,020,800
5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000	5,580,000	5,584,000	4,024,000
5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200	5,584,000	5,588,000	4,027,200
5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400	5,588,000	5,592,000	4,030,400
5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600	5,592,000	5,596,000	4,033,600
5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800	5,596,000	5,600,000	4,036,800
5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000	5,600,000	5,604,000	4,040,000
5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200	5,604,000	5,608,000	4,043,200
5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400	5,608,000	5,612,000	4,046,400
5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600	5,612,000	5,616,000	4,049,600
5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800	5,616,000	5,620,000	4,052,800
5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000	5,620,000	5,624,000	4,056,000
5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200	5,624,000	5,628,000	4,059,200
5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400	5,628,000	5,632,000	4,062,400
5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600	5,632,000	5,636,000	4,065,600
5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800	5,636,000	5,640,000	4,068,800
5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000	5,640,000	5,644,000	4,072,000
5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200	5,644,000	5,648,000	4,075,200
5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400	5,648,000	5,652,000	4,078,400
5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600	5,652,000	5,656,000	4,081,600
5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800	5,656,000	5,660,000	4,084,800
5,260,000	5,264,000	3,768,000	5,460,000	5,464,000	3,928,000	5,660,000	5,664,000	4,088,000
5,264,000	5,268,000	3,771,200	5,464,000	5,468,000	3,931,200	5,664,000	5,668,000	4,091,200
5,268,000	5,272,000	3,774,400	5,468,000	5,472,000	3,934,400	5,668,000	5,672,000	4,094,400
5,272,000	5,276,000	3,777,600	5,472,000	5,476,000	3,937,600	5,672,000	5,676,000	4,097,600
5,276,000	5,280,000	3,780,800	5,476,000	5,480,000	3,940,800	5,676,000	5,680,000	4,100,800
5,280,000	5,284,000	3,784,000	5,480,000	5,484,000	3,944,000	5,680,000	5,684,000	4,104,000
5,284,000	5,288,000	3,787,200	5,484,000	5,488,000	3,947,200	5,684,000	5,688,000	4,107,200
5,288,000	5,292,000	3,790,400	5,488,000	5,492,000	3,950,400	5,688,000	5,692,000	4,110,400
5,292,000	5,296,000	3,793,600	5,492,000	5,496,000	3,953,600	5,692,000	5,696,000	4,113,600
5,296,000	5,300,000	3,796,800	5,496,000	5,500,000	3,956,800	5,696,000	5,700,000	4,116,800
5,300,000	5,304,000	3,800,000	5,500,000	5,504,000	3,960,000	5,700,000	5,704,000	4,120,000
5,304,000	5,308,000	3,803,200	5,504,000	5,508,000	3,963,200	5,704,000	5,708,000	4,123,200
5,308,000	5,312,000	3,806,400	5,508,000	5,512,000	3,966,400	5,708,000	5,712,000	4,126,400
5,312,000	5,316,000	3,809,600	5,512,000	5,516,000	3,969,600	5,712,000	5,716,000	4,129,600
5,316,000	5,320,000	3,812,800	5,516,000	5,520,000	3,972,800	5,716,000	5,720,000	4,132,800
5,320,000	5,324,000	3,816,000	5,520,000	5,524,000	3,976,000	5,720,000	5,724,000	4,136,000
5,324,000	5,328,000	3,819,200	5,524,000	5,528,000	3,979,200	5,724,000	5,728,000	4,139,200
5,328,000	5,332,000	3,822,400	5,528,000	5,532,000	3,982,400	5,728,000	5,732,000	4,142,400
5,332,000	5,336,000	3,825,600	5,532,000	5,536,000	3,985,600	5,732,000	5,736,000	4,145,600
5,336,000	5,340,000	3,828,800	5,536,000	5,540,000	3,988,800	5,736,000	5,740,000	4,148,800
5,340,000	5,344,000	3,832,000	5,540,000	5,544,000	3,992,000	5,740,000	5,744,000	4,152,000
5,344,000	5,348,000	3,835,200	5,544,000	5,548,000	3,995,200	5,744,000	5,748,000	4,155,200
5,348,000	5,352,000	3,838,400	5,548,000	5,552,000	3,998,400	5,748,000	5,752,000	4,158,400
5,352,000	5,356,000	3,841,600	5,552,000	5,556,000	4,001,600	5,752,000	5,756,000	4,161,600
5,356,000	5,360,000	3,844,800	5,556,000	5,560,000	4,004,800	5,756,000	5,760,000	4,164,800
5,360,000	5,364,000	3,848,000	5,560,000	5,564,000	4,008,000	5,760,000	5,764,000	4,168,000
5,364,000	5,368,000	3,851,200	5,564,000	5,568,000	4,011,200	5,764,000	5,768,000	4,171,200
5,368,000	5,372,000	3,854,400	5,568,000	5,572,000	4,014,400	5,768,000	5,772,000	4,174,400

(八)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600	6,172,000	6,176,000	4,497,600
5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800	6,176,000	6,180,000	4,500,800
5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000	6,180,000	6,184,000	4,504,000
5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200	6,184,000	6,188,000	4,507,200
5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400	6,188,000	6,192,000	4,510,400
5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600	6,192,000	6,196,000	4,513,600
5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800	6,196,000	6,200,000	4,516,800
5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000	6,200,000	6,204,000	4,520,000
5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200	6,204,000	6,208,000	4,523,200
5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400	6,208,000	6,212,000	4,526,400
5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600	6,212,000	6,216,000	4,529,600
5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800	6,216,000	6,220,000	4,532,800
5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000	6,220,000	6,224,000	4,536,000
5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200	6,224,000	6,228,000	4,539,200
5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400	6,228,000	6,232,000	4,542,400
5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600	6,232,000	6,236,000	4,545,600
5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800	6,236,000	6,240,000	4,548,800
5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000	6,240,000	6,244,000	4,552,000
5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200	6,244,000	6,248,000	4,555,200
5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400	6,248,000	6,252,000	4,558,400
5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600	6,252,000	6,256,000	4,561,600
5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800	6,256,000	6,260,000	4,564,800
5,860,000	5,864,000	4,248,000	6,060,000	6,064,000	4,408,000	6,260,000	6,264,000	4,568,000
5,864,000	5,868,000	4,251,200	6,064,000	6,068,000	4,411,200	6,264,000	6,268,000	4,571,200
5,868,000	5,872,000	4,254,400	6,068,000	6,072,000	4,414,400	6,268,000	6,272,000	4,574,400
5,872,000	5,876,000	4,257,600	6,072,000	6,076,000	4,417,600	6,272,000	6,276,000	4,577,600
5,876,000	5,880,000	4,260,800	6,076,000	6,080,000	4,420,800	6,276,000	6,280,000	4,580,800
5,880,000	5,884,000	4,264,000	6,080,000	6,084,000	4,424,000	6,280,000	6,284,000	4,584,000
5,884,000	5,888,000	4,267,200	6,084,000	6,088,000	4,427,200	6,284,000	6,288,000	4,587,200
5,888,000	5,892,000	4,270,400	6,088,000	6,092,000	4,430,400	6,288,000	6,292,000	4,590,400
5,892,000	5,896,000	4,273,600	6,092,000	6,096,000	4,433,600	6,292,000	6,296,000	4,593,600
5,896,000	5,900,000	4,276,800	6,096,000	6,100,000	4,436,800	6,296,000	6,300,000	4,596,800
5,900,000	5,904,000	4,280,000	6,100,000	6,104,000	4,440,000	6,300,000	6,304,000	4,600,000
5,904,000	5,908,000	4,283,200	6,104,000	6,108,000	4,443,200	6,304,000	6,308,000	4,603,200
5,908,000	5,912,000	4,286,400	6,108,000	6,112,000	4,446,400	6,308,000	6,312,000	4,606,400
5,912,000	5,916,000	4,289,600	6,112,000	6,116,000	4,449,600	6,312,000	6,316,000	4,609,600
5,916,000	5,920,000	4,292,800	6,116,000	6,120,000	4,452,800	6,316,000	6,320,000	4,612,800
5,920,000	5,924,000	4,296,000	6,120,000	6,124,000	4,456,000	6,320,000	6,324,000	4,616,000
5,924,000	5,928,000	4,299,200	6,124,000	6,128,000	4,459,200	6,324,000	6,328,000	4,619,200
5,928,000	5,932,000	4,302,400	6,128,000	6,132,000	4,462,400	6,328,000	6,332,000	4,622,400
5,932,000	5,936,000	4,305,600	6,132,000	6,136,000	4,465,600	6,332,000	6,336,000	4,625,600
5,936,000	5,940,000	4,308,800	6,136,000	6,140,000	4,468,800	6,336,000	6,340,000	4,628,800
5,940,000	5,944,000	4,312,000	6,140,000	6,144,000	4,472,000	6,340,000	6,344,000	4,632,000
5,944,000	5,948,000	4,315,200	6,144,000	6,148,000	4,475,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200
5,948,000	5,952,000	4,318,400	6,148,000	6,152,000	4,478,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400
5,952,000	5,956,000	4,321,600	6,152,000	6,156,000	4,481,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600
5,956,000	5,960,000	4,324,800	6,156,000	6,160,000	4,484,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800
5,960,000	5,964,000	4,328,000	6,160,000	6,164,000	4,488,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000
5,964,000	5,968,000	4,331,200	6,164,000	6,168,000	4,491,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200
5,968,000	5,972,000	4,334,400	6,168,000	6,172,000	4,494,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400

（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800			
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000			
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200			
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400			
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800			
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000			
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200			
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400			
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600	20,000,000円		18,050,000円
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800			
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000			
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200			
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400			
6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600			
6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800			
6,440,000	6,444,000	4,712,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000			
6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200			
6,448,000	6,452,000	4,718,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400			
6,452,000	6,456,000	4,721,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600			
6,456,000	6,460,000	4,724,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800			
6,460,000	6,464,000	4,728,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000			
6,464,000	6,468,000	4,731,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200			
6,468,000	6,472,000	4,734,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400			
6,472,000	6,476,000	4,737,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600			
6,476,000	6,480,000	4,740,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800			
6,480,000	6,484,000	4,744,000						
6,484,000	6,488,000	4,747,200						
6,488,000	6,492,000	4,750,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一目　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」を「第一目　収益の額（第二十二条の二）　第一目の二　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」に、「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に、「引当金」を「貸倒引当金」に、「第二款　確定申告（第七十四条―第七十五条の二）」を「第二款　確定申告（第七十四条―第七十四条の二）　第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例（第七十五条の三）」に、「・第八十一条の八」を「―第八十一条の八の二」に、「第二款　連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）」を「第二款　連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）　第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例（第八十一条の二十四の二・第八十一条の二十四の三）」に、「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める。

第二条第十二号の八ロ(1)中「業務（」の下に「当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、」を「における」に、「の業務を」を「及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を」に改め、同号ロ(2)中「合併法人（」の下に「当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、」を「における」に、「を含む」を「及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む」に改め、同条第十二号の十一ロ(2)中「業務（」の下に「当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(3)中「分割承継法人（」の下に「当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十四ロ(2)中「業務（」の下に「当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十六中「法人との間に」の下に「これらの法人による」を加え、同条第十二号の十七中「及び」を「、同号イに掲げる行為に係る同号イの一に満たない端数の株式又は同号ロに掲げる行為により生ずる同号ロに規定する法人の一に満たない端数の株式の取得の対価として交付される金銭その他の資産及び」に改め、同号ロ(1)中「業務（」の下に「当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(2)中「株式交換等完全子法人（」の下に「当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十八ロ(1)中「業務（」の下に「当該株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(2)中「株式移転完全子法人（」の下に「当該株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十九に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。

第二条第十二号の十九ロを次のように改める。

ロ　外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第二十号中「の益金又は損金算入」を削る。

第三条中「法律（」の下に「第七十五条の三（電子情報処理組織による申告）及び」を加える。

第四条の三第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第三号ハ中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第三項から第五項まで及び第八項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十二項中「に規定する他の内国法人が同項の申請書を提出した場合の当該他の内国法人の納税地の所轄税務署長への届出」を「の申請につき承認又は却下をする場合の手続」に改める。

第二十二条の見出しを削り、同条第四項中「額は」の下に「、別段の定めがあるものを除き」を加える。

第二十四条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「の割当て又は当該株式以外の」を「その他の」に、「株式割当等（当該合併による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）」を「当該株式その他の資産の交付」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　合併法人又は分割法人が被合併法人の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式その他の資産の交付をしなかつた場合においても、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第二編第一章第一節第三款中第一目を第一目の二とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目　収益の額

第二十二条の二　内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2　内国法人が、資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて当該資産の販売等に係る契約の効力が生ずる日その他の前項に規定する日に近接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合には、同項の規定にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　内国法人が資産の販売等を行つた場合（当該資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて第一項に規定する日又は前項に規定する近

接する日の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合を除く。）において、当該資産の販売等に係る同項に規定する近接する日の属する事業年度の確定申告書に当該資産の販売等に係る収益の額の益金算入に関する申告の記載があるときは、その額につき当該事業年度の確定した決算において収益として経理したものとみなして、同項の規定を適用する。

4　内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

5　前項の引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、同項の資産の販売等につき次に掲げる事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とする。

一　当該資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れ

二　当該資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻し

6　前各項及び前条第二項の場合には、無償による資産の譲渡に係る収益の額は、金銭以外の資産による利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しその他これらに類する行為としての資産の譲渡に係る収益の額を含むものとする。

7　前二項に定めるもののほか、資産の販売等に係る収益の額につき修正の経理をした場合の処理その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条第二項第一号中「又は第六十六条」を「、第六十六条」に、「の規定」を「又は第六十六条の二（特定の一般社団法人等に対する課税）の規定」に改める。

第二編第一章第一節第四款第五目中第四十一条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第四十一条の二　内国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第六十九条の二第一項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十条第一項第一号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項（農作物栽培高度化施設に関する特例）の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）」を、「耕作」の下に「（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加え、同項第五号中「又は」を「、又は」に改める。

第二編第一章第一節第四款第七目の目名を次のように改める。

第七目　貸倒引当金

第五十二条の見出しを削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第六十一条の見出しを削り、同条第一項第一号中「に係る」を「の時における有償によるその短期売買商品の譲渡により通常得べき」に改め、同条第三項中「益金不算入」を「益金不算入等」に、「損金不算入」を「損金不算入等」に改める。

第六十一条の二第一項第一号中「に係る」を「の時における有償によるその有価証券の譲渡により通常得べき」に改め、同条第二項中「適格合併」を「特定無対価合併」に、「ものに限る。」を「合併で、当該法人の株主等に対する合併法人の株式の交付が省略されたと認められる合併として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。」に改め、同条第九項中「適格株式交換等」を「特定無対価株式交換」に、「株式交換に限る」を「株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ」に改める。

第六十一条の十三第一項中「対価」を「収益」に改め、同条第三項第一号、第五項及び第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十二条第一項中「交付される分割型分割の下に「及び同号ロに規定する無対価分割に該当する分割型分割で分割法人の株主等に対する分割承継法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）の交付が省略されたと認められる分割型分割として政令で定めるもの」を加え、「（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、「同項に規定する株式割当等」を「交付」に改め、「株式その他の資産」の下に「及び同条第三項に規定する場合において同項の規定により交付を受けたものとみなされる当該合併法人の株式」を加え、「分割対価資産をその」を「分割対価資産（第二十四条第三項に規定する場合において同項の規定により交付を受けたものとみなされる分割承継法人の株式を含む。）をその」に改め、同条第二項中「譲渡に係る対価の額が」を「合併の時の価額が当該譲渡に係る」に、「対価の額を」を「当該合併の時の価額を」に改める。

第六十二条の五第二項中「譲渡に係る対価の額が」を「残余財産の確定の時の価額が当該譲渡に係る」に、「対価の額を」を「当該残余財産の確定の時の価額を」に改める。

第六十二条の八第十二項中「ほか」の下に「、内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において当該内国法人が当該非適格合併等により金銭その他の資産を交付しないときの第一項の資産調整勘定の金額又は差額負債調整勘定の金額の計算」を加える。

第六十三条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事（製造を含む。）の請負又は役務の提供（次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。）をした」を「第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「リース譲渡」という。）を行った」に、「おいて、その資産の販売等」を「おいて、そのリース譲渡」に、「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」を「リース譲渡」に改め、「とき」の下に「（当該リース譲渡につき次項の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加え、同項ただし書中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「、第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し（以下この条において「、」という。）及び「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項及び第四項中「資産の販売等又は」を削り、同条第五項中「資産の販売等又は」及び「販売又は」を削り、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第一項に規定する長期割賦販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十七条第三項中「次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当

該」を「と当該」に、「第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）」を「第十条（税率）に改め、「計算した地方法人税の額」の下に「とを合計した金額（次条から第七十条まで（税額控除）並びに同法第十二条（外国税額の控除）及び第十三条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」を加え、同項第二号中「受ける」の下に「同条第一項に規定する」を加える。

第六十八条第一項中「所得税の額」の下に「（当該所得税の額に係る第六十九条の二第一項（分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を除く。）」を加える。

第六十九条第四項第十五号中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約（」を「条約（」に改め、同条第七項中「が、」の下に「租税条約（当該内国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第六十九条の二　内国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項及び第三項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、適用しない。

3　第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二中「まず」の下に「第六十九条の二（分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をし、次に」を、「第六十八条」の下に「（所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改める。

第七十二条第三項中「。）中」の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削り、「とする」を「と、第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする」に改める。

第二編第一章第三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第七十五条の三　特定法人である内国法人は、第七十一条（中間申告）、第七十二条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第七十四条（確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

7　連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された

場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告書（当該確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十五条の四　前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5　第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6　税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7　税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8　第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第八十条第一項中「から第七十条の二まで（税額控除）」を「（所得税額の控除）、第六十九条（外国税額の控除）又は第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除」に改める。

第八十一条の三第一項中㈠の事業年度」を「の通則）の事業年度」に、「（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額」を「から第四十一条の二まで（法人税額から控除する所得税額等」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に次の一条を加える。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第八十一条の八の二　連結法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、各連結法人のその支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額の合計額は、各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項の規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額については、政令で定める。

第八十一条の十三第二項中「（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該」を「と当該」に、「第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）及び第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）を除く。」を「第十条（税率）に改め、「計算した地方法人税の額」の下に「とを合計した金額（次条から第八十一条の十六まで（税額控除）並びに同法第十二条（外国税額の控除）及び第十三条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」を加える。

第八十一条の十四第一項中「所得税の額」の下に「（当該所得税の額に係る第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を除く。）」を加える。

第八十一条の十五の次に次の一条を加える。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）

第八十一条の十五の二　連結法人が各連結事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該連結法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十一条の十七中「まず」の下に「第八十一条の十五の二（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をし、次に」を、「第八十一条の十四」の下に「（連結事業年度における所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改める。

第八十一条の十八第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

第八十一条の二十第三項中「とする」を「と、第八十一条の十五の二第二項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」とする」に改める。

第二編第一章の二第三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第八十一条の二十四の二　特定法人である連結親法人は、第八十一条の十九（連結中間申告）、第八十一条の二十（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）若しくは第八十一条の二十二（連結確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、連結中間申告書若しくは連結確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする連結親法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該連結事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の連結親法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の連結親法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第八十一条の二十四の三　前条第一項の連結親法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2　第七十五条の四第二項から第五項まで（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている連結親法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定の」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定の」と、「第七十四条第一項（確定申告）とあるのは「第八十一条の二十二第一項（連結確定申告」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）」と、「第一項の承認」とあるのは「第八十一条の二十四の三第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の二十四の二第一項」と、「つき第一項」とあるのは「つき第八十一条の二十四の三第一項」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「場合」の下に「（修正申告書の提出により異動があつた場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）、地方法人税法第十九条の二第一項（電子情報処理組織による申告）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により第八十一条の二十四の二第一項の申告又は地方法人税法第十九条の二第一項の申告を行つた場合において、財務省令で定めるところにより、これらの申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び前項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項を第八十一条の二十四の二第一項、同法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該連結事業年度の個別帰属額等を記載し

た書類に当該事項を記載した同項に規定する財務省令で定める書類を添付して、これを同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

第八十一条の二十五に次の一項を加える。

4　連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項、地方法人税法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により修正申告を行った場合において、財務省令で定めるところにより、当該修正申告により異動した連結子法人の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

第八十一条の三十一第一項中「から第八十一条の十七まで（税額控除）を「（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除」に改める。

第百三十九条第一項中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約（を「租税条約（第二条第十二号の十九ただし書（定義）に規定する条約をいう。）に、「「租税条約」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「おいて、」の下に「租税条約（当該外国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第百四十二条第二項中「第四十六条」を「第四十一条の二（分配時調整外国税相当額の損金不算入）、第四十六条」に改め、同条第三項中「の計算」の下に「の通則」を加える。

第百四十二条の六の次に次の一条を加える。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第百四十二条の六の二　恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、その支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第百四十四条中「「所得税の額」とあるのは「所得税の額」を「「第六十九条の二第一項（外国法人に係る」と、「を除く」とあるのは「及び特定所得税の額」に、「については、その額」を「の額」に、「除く。）」を「いう。）を除く」に改める。

第百四十四条の二第一項中「第三項まで」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第五項中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第一条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第三編第二章第二節中第百四十四条の二の次に次の二条を加える。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）

第百四十四条の二の二　恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該外国法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項及び第三項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、外国法人である人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、適用しない。

3　第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）の規定は、分配時調整外国税相当額につき第一項の規定による控除をする場合について準用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税額控除の順序）

第百四十四条の二の三　前三条の規定による法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をするものとする。

第百四十四条の四第四項第一号中「これらと、」の下に「第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）、（第百四十四条の二の二第三項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）及び」を加え、同項第二号中「規定中」の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「、「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削る。

第百四十四条の六第一項ただし書中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第百四十九条第一項ただし書中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）」に、「租税条約を」を「条約を」に、「場合には」を「場合は」に改める。

第百五十一条を次のように改める。

（外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印）

第百五十一条　外国法人が法人税申告書（第二条第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号（定義）に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合には、国税通則法第百二十四条第一項後段（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する事項のほか、第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を当該法人税申告書に記載しなければならない。

2　外国法人が法人税申告書を提出する場合には、国税通則法第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該法人税申告書に押印すべき者は、第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者とする。

第百六十一条を次のように改める。

第百六十一条　削除

別表第一地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法

（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　確定申告（第十九条）」を「第二節　確定申告（第十九条）　第二節の二　電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の二・第十九条の三）」に改める。

第三条第一項中「法律（」の下に「第十九条の二及び」を加える。

第六条第二号イ及び第十二条第三項中「及び第百四十四条の二」を「から第百四十四条の二の三まで」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十二条の二　内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2　連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額の合計額が当該課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

3　恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する分配時調整外国税相当額が当該外国法人の当該課税事業年度の第六条第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百四十四条から第百四十四条の二の三までの規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額のみを課税標準法人税額として第十条の規定を適用して計算した場合の地方法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額から控除する。

4　法人税法第六十九条の二第二項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第百四十四条の二の二第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

5　第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額（法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は同法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、第一項から第三項までの規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

6　前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条中「前二条」を「前三条」に改め、「まず」の下に「第十二条の二の規定による控除をし、次に」を加える。

第十五条第一項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の二第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

第十七条第三項中「第十二条第六項」の下に「及び第十二条の二第五項」を加える。

第十九条第六項第三号中「次条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第十九条の二　特定法人である内国法人は、第十六条（第十項を除く。）、第十七条若しくは前条（第六項を除く。）又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、地方法人税申間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告については、第十六条（第十項を除く。）、第十七条及び前条（第六項を除く。）並びに同法第十八条及び第十九条の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該課税事業年度開始の時における資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人

二　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十

二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条の規定は、適用しない。

7　連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する課税事業年度の地方法人税確定申告書（当該地方法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第十九条の三　前条第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第一項の承認又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受けている場合には、これらの承認に係る税務署長がこれらの規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

第二十三条第一項中「から第十四条まで」を「又は第十三条」に改める。

第三十条の見出しを「（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）」に改め、同条中「法人の提出する」を「外国法人が」に改め、「。第三十五条において同じ」を削り、「修正申告書」の下に「を提出する場合」を加える。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第二十八条第一項」の下に「（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第一条の三第二項第二号ただし書及び第三号ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項第三号中「当該相続の開始前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き」を「そのいずれの時においても」に改め、「に限る。）」を削る。

第一条の四第二項第二号ただし書及び第三号ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項第三号を次のように改める。

三　非居住贈与者　贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて次に掲げるものをいう。

イ　当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるものであつて次に掲げるもの

(1)　この法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）

(2)　この法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）のうち同日から二年を経過しているもの

ロ　当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないもの

第二十八条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項第二号中「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第四項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条に次の三項を加える。

5　第一条の四第二号ロに掲げる者が短期非居住贈与者（贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうちこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年を超えるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）で、同日から二年を経過していないものをいう。次項及び第七項において同じ。）から贈与により財産を取得した場合には、第一項の規定は、適用しない。

6　前項の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日から二年を経過する日までに再びこの法律の施行地に住所を有することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「その年の」とあるのは、「第五項に規定する短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有することとなつた日の属する年の」とする。

7　第五項の規定の適用を受けた者に係る短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日から二年を経過した場合には、同項の規定にかかわらず、当該短期非居住贈与者を第一条の四第三項第三号に規定する非居住贈与者とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「その年の」とあるのは、「第五項に規定する短期非居住贈与者がこの法律の施行地に住所を有しなくなつた日から二年を経過した日の属する年の」とする。

第五十九条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「が千」を「が百」に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（特定の一般社団法人等に対する課税）

第六十六条の二　一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、当該一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、当該特定一般社団法人等はその死亡した者（以下この条において「被相続人」という。）の相続開始の時における当該特定一般社団法人等の純

資産額（その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額をいう。）をその時における当該特定一般社団法人等の同族理事の数に一を加えた数（当該被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又は当該特定一般社団法人等の理事でなくなつた日から五年を経過していない者であつて当該被相続人と政令で定める特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を加えるものとする。）で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものと、当該特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　一般社団法人等　一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時において公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第二条第九号の二（定義）に規定する非営利型法人その他の政令で定める一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除く。）をいう。

二　同族理事　一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の当該被相続人と政令で定める特殊の関係のある者をいう。

三　特定一般社団法人等　一般社団法人等であつて次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

イ　被相続人の相続開始の直前における当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超えること。

ロ　被相続人の相続の開始前五年以内において当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える期間の合計が三年以上であること。

3　第一項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合には、当該特定一般社団法人等の相続税の額については、政令で定めるところにより、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定により当該特定一般社団法人等に課された贈与税及び相続税の税額を控除する。

4　第一項の規定の適用がある場合における第一条の三の規定の適用については、同項の特定一般社団法人等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

5　第一項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等が被相続人に係る相続の開始前三年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産の価額については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

6　第一項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合における第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費税法の一部改正）

第五条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び」の下に「第四十六条の二並びに」を加える。

第十六条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「延払条件付販売等に」を「リース譲渡に」に改め、「に規定する延払条件付販売等」を削り、「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項及び第四項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第四十六条の二　特定法人である事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、第四十二条、第四十三条若しくは前二条又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書等若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（同条第三項に規定する修正申告書をいう。第五十六条において同じ。）（以下この項及び第三項並びに次条第一項において「納税申告書等」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書等に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項及び第六項において同じ。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる事業者をいう。

一　当該事業年度開始の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人を除く。）

二　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五　国又は地方公共団体

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の事業者は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところによ

り、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　第一項の事業者の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第四十六条の三　前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第四十五条第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

5　第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6　税務署長は、第一項の規定の適用を受けている事業者につき、電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7　税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8　第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第五十六条第一項中「（国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同法第二十五条」を「国税通則法第二十五条」に改める。

第六十四条第三項中「犯罪」の下に「（第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るものを除く。）」を加え、「若しくは保税地域から引き取られる課税貨物」を削り、「これらの規定」を「前二項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の犯罪（同項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとした者に係るもの（に限る。）に係る保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額の十倍が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、千万円を超え当該消費税に相当する金額の十倍に相当する金額以下とすることができる。

第六十七条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法

別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

（たばこ税法の一部改正）

第六条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一　喫煙用の製造たばこ

イ　紙巻たばこ

ロ　葉巻たばこ

ハ　パイプたばこ

ニ　刻みたばこ

ホ　加熱式たばこ

第八条に次の二項を加える。

2　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充塡されたもの（製造たばこ製造者その他の政令で定める者以外の者がその製造場から移出するものを除く。）は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は加熱式たばことする。

3　前項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具については、当該加熱式たばこの喫煙用具の製造者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなす。

第十条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「第一種の製造たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項の表中「第二種」を「葉巻たばこ」に、「第三種」を「パイプたばこ」に、「第四種」を「刻みたばこ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「、前項第二号ロに掲げる加熱式たばこに係る同号ロに定める金額の計算その他前二項の規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

二　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定め

るところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ　製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項（小売定価の認可）の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（ロ(1)において「消費税等相当額」という。）を除く。）

ロ　イに掲げるもの以外の加熱式たばこ　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該加熱式たばこを販売する者（当該加熱式たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該加熱式たばこに課されるべきたばこ税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額

(1)　製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ　当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（消費税等相当額を除く。）

(2)　保税地域から引き取られる加熱式たばこ　当該加熱式たばこにつき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該加熱式たばこに係る関税の額（関税法第二条第一項第四号の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金額を加算した金額

第十一条第一項中「五千三百二円」を「六千八百二円」に改め、同条第二項中「一万千四百二十四円」を「一万四千四百二十四円」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第十二条の二　前条第一項の規定に該当する製造たばこの移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつき、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該製造たばこが前条第一項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該製造たばこ製造者が移出する当該製造たばこが継続して移入される場所で、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

2　前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する製造たばこを継続して移入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又はたばこ税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第三項中「掲げる」を「定める」に改める。

第二十六条中「があつた場合においては、相続人は、被相続人」を「（包括遺贈を含む。）があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第七条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改める。

第十四条第一項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　揮発油の販売業者が譲渡するための航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料に該当する揮発油　当該揮発油の蔵置場（同号の用途に供される場所に該当するものを除く。）

第十四条第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に、「添附しない」を「添付しない」に改め、同条第三項中「添附する」を「添付する」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に、「もより」を「最寄り」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、「特に」を削り、同条第六項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第七項中「掲げる場所」を「定める場所」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第八項中「掲げる」を「定める」に改める。

第十四条の二の見出しを「（未納税引取り）」に改め、同条第一項中「掲げる場所」を「定める場所」に、「手続」を「ところ」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　揮発油の販売業者が譲渡するための航空

機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料に該当する揮発油　当該揮発油の蔵置場（同号の用途に供される場所に該当するものを除く。）

第十四条の二第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に改め、「特に」を削り、同条第五項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第八項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第十四条の二　前条第一項の規定に該当する揮発油の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が前条第一項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2　前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第二項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同条第三項中「同条第四項」を「、同条第四項」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第十六条の三第一項中「（昭和四十七年法律第七号）」を削り、同条第二項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同条第五項ただし書中「手続」を「ところ」に改め、同条第六項ただし書中「掲げる」を「定める」に改める。

第十六条の四第一項中「前条第一項」を「第十六条の三第一項」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に改め、同条第三項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に改め、同項ただし書中「前条第六項本文」を「第十六条の三第六項本文」に改め、同条第四項中「第十四条の二第八項」を「第十四条の三第八項」に、「第一項」を「第一項」に、「前条第五項」を「第十六条の三第五項」に改め、同条を第十六条の五とする。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

（移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例）

第十六条の四　前条第一項に規定する揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2　前条第四項において準用する第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

3　第十四条の二第三項の規定は第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合について、同条第四項の規定は同号又は前項の承認を受けた者について、同条第五項の規定は同号又は前項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときについて、それぞれ準用する。

4　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改める。

第二十八条第四号中「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第八条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例）

第十二条の二　前条第一項の規定に該当する課税石油ガスの移入をした同項に規定する用途に供する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該課税石油ガスにつき、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを当該場所に移入した者が同一

である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該石油ガスの充てん者が移出する当該課税石油ガスが継続して移入される場所で、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該移出をする石油ガスの充てん場の所在地（第八条ただし書の規定の適用がある場合にあつては、同条ただし書の規定による納税地）の所轄税務署長の承認を受けたもの

2　前条第四項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所であり、かつ、当該課税石油ガスを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油ガス税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油ガス税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第一項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「特に」を削り、同条第五項ただし書中「前条第七項本文」を「第十二条第七項本文」に改め、同条第六項中「手続」を「ところ」に改め、同条第七項中「前条第五項」を「第十二条第五項」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第九条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第十条の二　前条第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が前条第一項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が移出する当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が継続して移入される場所で、当該採取者が、政令で定めるところにより、当該移出をする採取場（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

2　前条第七項の場合において、同条第一項各号に定める場所が同条第七項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であり、かつ、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、前条第七項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油石炭税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「はり付け」を「貼付け」に、「最初に到来する」を「の各課税期間（」に改め、「期間」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項中「同項の期間内」を「課税期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

第十二条第四項中「同項の期間内」を「課税期間内」に、「当該期間の」を「当該課税期間の」に、「当該期間内」を「当該課税期間内」に改め、同条第五項中「同項に規定する期間」を「課税期間ごとに、当該課税期間」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

別表第二地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

別表第三の文書名の欄中「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）に、「（業務の範囲）に掲げる業務」を「の業務」に改め、「同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、」を削り、「の業務並びに同法附則第八条の二第一項」を「、第八条の二第一項」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項中「延滞税の額の計算」を「延滞税」に改め、同条第三項中「（延滞税の属する税目）」を「、第六十一条第二項（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十一条第二項中「前項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する期間から次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正により納付すべき国税その他の政令で定める国税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「利子税の額の計算の基礎となる期間から当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十四条第一項（利子税）の提出期限前である場合には、当該提出期限）の翌日から法定申告期限までの期間」と読み替えるものとする。

第七十四条の二第一項中「又はその」を「若しくは輸出物品（同法第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）に規定する物品をいう。第四号イにおいて同じ。）又はこれらの」に改め、同項第一号イ中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同号ロ中「支払調書」の下に「及び支払通知書」を加え、同項第四号イ中「引き取る者」の下に「又は輸出物品を消費税法第八条第一項に規定する方法により購入したと認められる者」を加える。

第百五条第一項ただし書中「差し押さえた財産」の下に「（国税徴収法第八十九条の二第四項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する特定参加差押不動産を含む。）」を加え、同条第四項中「及び第四十四条（徴収の所轄庁）」を「（国税の徴収の所轄庁）及び第四十四条（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第十二条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「参加差押」を「参加差押え」に、「参加差押えを」を「参加差押えをした」に改め、同条第三項中「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第四項中「差押の通知」を「差押えの通知」に、「参加差押」を「参加差押え」に改める。

第八十七条第一項中「掲げる時」を「定める時」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第二項中「差し押さえた自動車等の占有」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改め、「また」を削り、同条第三項中「参加差押」を「参加差押え」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八十八条の見出し及び同条第一項中「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第二項中「参加差押」を「参加差押え」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第三項及び第四項中「参加差押」を「参加差押え」に改める。

第八十九条第一項中「以下この節において同じ。」を「又は次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第八十九条の次に次の三条を加える。

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の二　参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が第八十七条第三項（参加差押えの効力）の規定による催告をしてもなお換価に付されないときは、同項の滞納処分をした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。ただし、参加差押不動産につき強制執行若しくは担保権の実行としての競売が開始されているとき、又は国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

2　前項の滞納処分をした行政機関等は、同項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。ただし、同項の滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をしているときは、この限りでない。

3　換価執行決定は、第一項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」という。）に告知することによつてその効力を生ずる。

4　換価執行決定をした税務署長（次条において「換価執行税務署長」という。）は、速やかに、その旨を滞納者及び参加差押不動産（換価執行決定をしたものに限る。以下「特定参加差押不動産」という。）につき交付要求をした者に通知しなければならない。

（換価執行決定の取消し）

第八十九条の三　換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消さなければならない。

一　換価執行決定に係る参加差押え（以下「特定参加差押え」という。）を解除したとき。

二　換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

三　特定参加差押不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

四　前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2　換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

一　特定参加差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、特定参加差押不動産の価額の増加その他の理由により、その価額が特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二　滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

三　特定参加差押不動産について、三回公売に付しても入札等がなかつた場合において、その特定参加差押不動産の形状、用

途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

四　前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

3　前二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者）に通知しなければならない。

4　特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却のための手続は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定が取り消された後でなければ、することができない。

（換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行）

第八十九条の四　特定差押えが解除された場合において、前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しに係る参加差押えにつき第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該換価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換価執行決定に基づき行つた換価手続を当該差押えによる換価手続とみなして、当該差押えに係る不動産（以下この条において「差押不動産」という。）につき換価を続行することができる。

一　差押不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合

二　当該税務署長が行つた当該換価執行決定の取消しに係る参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三　特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

第九十三条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第九十四条第一項中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同条第二項中「せり売」を「競り売り」に改める。

第九十五条第一項中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第九十六条第一項に次の一号を加える。

三　換価同意行政機関等

第九十六条第二項中「債権現在額申立書の提出」を「債権額の確認方法」に改める。

第九十八条第一項及び第百二条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第百三条の見出しを「（競り売り）」に改め、同条第一項中「せり売」を「競り売り」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「買受」を「買受け」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第二項中「せり売人」を「競り売り人」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「せり売を」を「競り売りを」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に、「せり売」を「競り売り」に改める。

第百九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押財産」を「差押財産等」に改め、同項第三号中「売却決定の取消」を「買受代金の納付の期限等」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同条第四項中「公売通知等の例外」を「再公売」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「最高価申込者等の通知等」を「入札又は競り売りの終了の告知等」に改める。

第百十七条の見出し中「国税」を「国税等」に改め、同条中「国税」の下に「（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）」を加える。

第百二十四条第一項中「また」を削り、同条第二項中「引受」を「引受け」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改め、「国税」の下に「（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る地方税又は公課を含む。）」を加える。

第百二十六条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第百二十八条第一項第一号中「差押財産」の下に「又は特定参加差押不動産（次条第一項第三号及び第百三十六条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）」を加え、同条第二項中「差押財産」を「差押財産等」に、「按分して」を「按分（あんぶん）して」に改める。

第百二十九条第一項第一号中「国税」の下に「（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税）」を加え、同項第二号中「公課」の下に「（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）」を加え、同項第三号中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同項第四号中「第三者の損害賠償請求権等への配当」を「引渡命令を受けた第三者等の権利の保護」に、「自動車等についての準用規定」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第百三十六条中「の差押」を「の差押え」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改める。

第百八十二条第二項中「差し押さえた財産」を「差押財産」に改め、同条第三項中「差し押さえた財産」を「差押財産又は参加差押不動産」に改める。

第百八十三条第二項及び第三項中「差し押さえた財産」を「差押財産」に改め、同条第四項中「差し押さえた財産」を「差押財産又は参加差押不動産」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十三条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ロ及びハ中「場所」の下に「その他これに準ずるもの」を加え、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（国内事業所等に関する所得税法等の特例）

第四条の二　外国居住者等については、所得税法第二条第一項第八号の四及び法人税法第二条第十二号の十九中「次に掲げるものを」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二条第六号（定義）に規定する国内事業所等を」として、所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。

第七条第一項第一号を削り、同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同号を同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同

号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第九項第二号中「昭和三十七年法律第百四十四号。」を削り、同条第二十一項及び第二十二項中「に該当する恒久的施設」及び「当該恒久的施設に帰せられるべきものに限る。」を削り、「の恒久的施設」を「の国内事業所等」に改め、同条第二十三項中「に該当する恒久的施設」を削り、「恒久的施設の」を「国内事業所等の」に改める。

第十条第一項中「に該当する恒久的施設」を削り、「と恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

第二十条第一項中「に該当する恒久的施設以外の恒久的施設」を削り、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、同条第二項中「、第二条第六号イに掲げる国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同条第三項中「及び第二条第六号イに掲げる国内事業所等に帰せられるもの」を削る。

第三十一条第二項及び第四項中「に該当する恒久的施設」を削る。

第三十七条第一項中「恒久的施設（及び「に該当するものに限る。以下この項において「特定恒久的施設」という。）」を削り、「と特定恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項、第四項及び第六項中「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める。

第八条の二第二号中「この条」を「この項」に改め、同条第三号中「この条」を「この項」に改め、「とき」の下に「（事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局からの要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事事件（当該相手国等の租税に関する刑事事件その他当該相手国等税務当局が調査を行う犯則事件を除く。以下この項において同じ。）の捜査又は審判（以下この項において「捜査等」という。）に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3　財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。

第九条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条の二、第十条の三第一項及び第十条の三の三中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改める。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「一部の納付」を「納付」に、「一部の任意提供」を「任意提供」に改め、「提供をいう」の下に「。第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）において同じ」を加え、

第九十条第三項後段	ときにおいても、また同様とする	ときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない

を

第八十九条の三第二項第一号	納付、充当、更正の一部の取消し	任意提供
第九十条第三項後段	ときにおいても、また同様とする	ときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない

に改め、「。第百五十九条第一項」の下に「（保全差押え）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に、「第四十一条の四」を「第四十一条の三の三」に、「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に、「第七節　景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）」を「第六節の二　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（第六十六条の二の二）」に、「第二十節　削除」を「第二十節　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）」に、「第六十八条の百十一」を「第六十八条の百十二」に改める。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　一般利子等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する所得税法第九十三条及び第百六十五条の五の三の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配（一般利子等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「百七十六条第三項に」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配（一般利子等を除く。以下この項において同じ。）」と、「同項に」とあるのは「同条第三項に」とする。

第四条の五第六項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第八条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　私募公社債等運用投資信託等の収益の分配

に係る配当等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する第九条の六の三及び第九条の六の四の規定の適用については、第九条の六の三第三項及び第九条の六の四第三項中「剰余金の配当の」とあるのは、「剰余金の配当（第八条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。以下この項において同じ。）の」とする。

第八条の四第一項第一号中「及び第九条の三第三号」を「、第九条の三第三号及び第九条の三の二第三項第三号」に、「及び第九条の三の二第一項第三号」を「並びに第九条の三の二第一項第三号及び第三項第三号」に改め、同条第三項第四号中「、第九十三条、第九十五条」を「、第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三」に、「第九十五条及び第百六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」を「第九十三条第一項中「収益の分配の支払を受ける場合」とあるのは「収益の分配若しくは特定法人の配当等（租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当、同法第九条の六の二第一項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資法人の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当又は同法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当をいう。以下同じ。）の支払又は同法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「特定上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に限る。）」と、「同項」とあるのは「第百七十六条第三項」と、「金額（」とあるのは「金額、当該特定法人の配当等に係る特定法人調整外国税相当額（同法第九条の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額、同法第九条の六の二第三項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額、同法第九条の六の三第三項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額及び同法第九条の六の四第三項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額をいう。以下同じ。）及び当該特定上場株式等の配当等に係る同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定調整外国税相当額」という。）（」と、「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」と、「をその年分の所得税の額」と、同条第二項及び第三項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払」とあるのは「若しくは特定法人の配当等の支払又は特定上場株式等の配当等の交付を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払又は交付を受ける場合であり、かつ、当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に限る。）」と、「同項に」とあるのは「金額、当該特定法人の配当等に係る特定法人調整外国税相当額及び当該特定上場株式等の配当等に係る特定調整外国税相当額（」と、「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項中「所得税の額、」とあるのは「所得税の額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」と、同法第百六十五条の六第一項中「その年分の所得税の額の」とあるのは「その年分の所得税の額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額の」と、「をその年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」とあるのは「をその年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第二項及び第三項中「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第八項中「所得税の額、」とあるのは「所得税の額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」に改める。

第八条の五第一項中「除外したところにより、同法」を「除外し、かつ、同法第九十三条第一項又は第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額（以下この項及び次項において「分配時調整外国税相当額」という。）の計算上当該利子等又は配当等に係る分配時調整外国税相当額を除外したところにより、同法第九十三条第一項」に、「の規定及び」を「及び第百六十五条の五の三第一項の規定並びに」に改め、同条第二項中「並びに」を「、同項の規定に該当する」に、「の額」を「の額並びに同項の規定に該当する分配時調整外国税相当額」に改める。

第九条第一項第六号中「資産の流動化に関する法律」を「特定目的会社（資産の流動化に関する法律」に、「から」を「をいう。第九条の三の二第三項第二号において同じ。）から」に改める。

第九条の三の二第一項中「及び第四項」を「及び第八項」に、「（第四項」を「（第三項及び第八項」に改め、「する金額」の下に「（第三項の規定により控除する同項各号に定める金額がある場合には、当該金額その他の政令で定める金額を加算した金額）」を加え、同条第五項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　第三項の規定の適用がある場合における所得税法第百七十条、第百七十五条及び第百七十九条の規定の適用については、同法第百七十条、第百七十五条第一号及び第二号並びに第百七十九条第一号及び第三号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された同項各号に定める金額を控除した金額）」とする。

6　第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が個人であるときは、当該個人に対する所得税法の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「収益の分配の支払を受ける場合」とあるのは「収益の分配の支払又は租税特別措置法

第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配又は上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）と、「同項」とあるのは「第百七十六条第三項」と、「金額（」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額（以下「上場株式配当等控除額」という。）のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「調整対象外国税相当額」という。）（と、同法第二十条第一項第五号（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）中「金額。」とあるのは「金額とし、上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（租税特別措置法第八条の五第一項（確定申告を要しない配当所得等）の規定の適用を受けたものを除く。）に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「支払を受ける場合に限る」とあるのは「支払又は交付を受ける場合に限るものとし、当該収益の分配又は上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く」と、「同項に」とあるのは「第百七十六条第三項に」と、「金額（」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（とする。

7　第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が第一項に規定する内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、当該内国法人にあつては、法人税法第六十八条第一項中「を除く」とあるのは「（租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額（以下「上場株式配当等控除額」という。）のうち所得税の額に対応する部分の金額（以下「調整対象外国税相当額」という。）を除く。）を除くものとし、当該内国法人が交付を受ける租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（以下「上場株式等の配当等」という。）に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額（以下「調整対象外国税相当額」という。）を加える」と、同法第六十九条の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額（」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（」と、同法第八十一条の十四第一項中「を除く」とあるのは「（調整対象外国税相当額を除く。）を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象所得税相当額を加える」と、同法第八十一条の十五の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額（とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（とし、当該外国法人にあつては、同法第百四十四条中「第六十八条（とあるのは「租税特別措置法第九条の三の二第七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えて適用する第六十八条（と、「第六十八条第一項」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する第六十八条第一項」と、「除く」とあるのは「除くもの」と、「（同法」とあるのは「（所得税法」と、同法第百四十四条の二の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「ものの支払」とあるのは「ものの支払又は交付」と、「金額（とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（とする。

第九条の三の二第三項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額があるときは、当該各号に定める金額は、同項の規定により徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

一　投資信託（法人税法第二条第二十九号ロに掲げる信託に限る。以下この号において「証券投資信託等」という。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配　当該証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の信託財産（当該証券投資信託等がその信託財産を他の証券投資信託で政令で定めるものの受益権に対する投資として運用することを目的とする投資信託で政令で定めるものに該当する場合における当該他の証券投資信託の信託財産を含む。）について当該証券投資信託等又は特定受益証券発行信託を引き受けた内国法人又は外国法人が納付した所得税法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項に規定する所得税の額のうち当該収益の分配に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二　特定目的会社の利益の配当（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この号において同じ。）　当該特定目的会社が納付した外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額のうち当該利益の配当に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　投資法人の投資口の配当等　当該投資法人が納付した外国法人税の額のうち当該配当等に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

四　特定目的信託の受益権の剰余金の配当　当該特定目的信託に係る第九条の六の三第一項に規定する受託法人が納付した外国法人税の額のうち当該剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

第九条の六を次のように改める。

（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六　特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下第九条の六の四までにおいて同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的会社の利益の配当（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。）に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2　前項の規定の適用を受ける特定目的会社が居住者、非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の配当の支払をする場合における所得税法第百八十二条第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三条第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第

二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

3　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三条第一項及び第百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当」と、「同項」とあるのは「第百七十六条第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額」と、「金額」とあるのは「金額及び同法第九条の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額」とする。

4　内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する利益の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額（」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六第四項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額（」とする。

5　第一項の特定目的会社が当該特定目的会社の利益の配当の支払を受ける者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の二　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該投資法人の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。）に係る所得税の額から控除する。

2　前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が投資法人の投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次項において同じ。）の配当等の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該配当等に係る投資法人分配時調整外国税相当額（当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける配当等に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該投資法人分配時調整外国税相当額（当該投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項」とあるのは「第百七十六条第三項」と、「金額（」とあるのは「金額及び同法第九条の六の二第三項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額（」とする。

4　内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が投資法人の投資口の配当等の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該配当等に係る投資法人分配時調整外国税相当額（当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける配当等に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は投資法人の租税特別措置法第九条の六の二第三項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額（」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の二第四項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額（」とする。

5　第一項の投資法人が当該投資法人の配当等の支払を受ける者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の三　特定目的信託に係る受託法人（所得税法第六条の三に規定する受託法人（第二条の二第二項において準用する同法第六条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的信託に係る受託法人の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2　第九条の六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定目的信託分配時調整外国税相当額（当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除され

た金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三条第一項及び第百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的信託の受益権の剰余金の配当」と、「金額（」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の三第三項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額（」とする。

4　内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定目的信託分配時調整外国税相当額（当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当」と、「金額（」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の三第四項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額（」とする。

5　第一項の受託法人が特定目的信託の剰余金の配当の支払を受ける者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九条の六の四　特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係る受託法人（所得税法第六条の三に規定する受託法人（第二条の二第二項において準用する同法第六条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定投資信託の剰余金の配当に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2　第九条の六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定投資信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定投資信託分配時調整外国税相当額（当該特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三条第一項及び第百六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当」と、「同項」とあるのは「第百七十六条第三項」と、「金額（」とあるのは「金額及び同法第九条の六の四第三項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額（」とする。

4　内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定投資信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定投資信託分配時調整外国税相当額（当該特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項、第八十一条の十五の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額（」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の四第四項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額（」とする。

5　第一項の受託法人が特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の七第一項中「第七十条の七の三」の下に「若しくは第七十条の七の七」を加える。

第九条の八中「第三十七条の十四第二十六項及び第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項及び第三十一項」に改める。

第十条の二を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二　青色申告書を提出する個人が、平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日）から平成三十二年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。同項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との

合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該高度省エネルギー増進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。）同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者　当該認定に係る同法第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第四十六条第一項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（次号において「取得等」という。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

三　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主　当該認定に係る同法第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第百十七条第一項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

2　前項の規定により当該高度省エネルギー増進設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該高度省エネルギー増進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　前条第八項第五号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小事業者」という。）が、指定期間内に、高度省エネルギー増進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小事業者の事業の用に供した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小事業者の供用年における税額控除限度額が、当該中小事業者の当該供用年の年分の同条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

5　第一項及び第三項の規定は、高度省エネルギー増進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

6　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、高度省エネルギー増進設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額を限度とする。

8　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の二第三項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

9　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の四の二の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に、「「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に改め、同条第三項中「に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地

方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第七項中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改める。

第十条の五の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「次項」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた個人に限る。次項」に、「前項第一号及び第三号」を「第一号」に改め、「で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を削り、「次に掲げる金額の合計額」を「第二号に掲げる金額」に、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、「調整前事業所得税額」の下に「（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）」を加え、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる全ての要件

イ　当該個人の当該適用年の特定新規雇用者等数（地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。）が二人以上であること（当該適用年前の各年のうち当該計画の認定を受けた日の属する年以後の各年のいずれかにおいて当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと（当該各年のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）につき政令で定めるところにより証明がされたことを含む。）。

ロ　給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該個人の当該適用年の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　六十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（ロ(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額

(2)　五十万円に、当該個人の当該適用年の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）から当該適用年の特定新規雇用者数を控除した数（ロ(2)において「非特定新規雇用者数」という。）のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。ロ(2)において同じ。）に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ロ　当該個人の当該適用年の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（イに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数（当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(1)及び(2)において「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、非特定新規雇用者数のうち当該個人の当該適用年の新規雇用者総数の百分の四十に相当する数に達するまでの数（移転型特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数(2)において「移転型新規雇用者総数」という。）から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該非特定新規雇用者数に達するまでの数(2)において「移転型非特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該百分の四十に相当する数に達するまでの数のうち当該移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）と当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該移転型新規雇用者総数を控除した数(2)において「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）とを合計した数を乗じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、イ(2)に規定する合計した数を乗じて計算した金額

第十条の五第二項を同条第一項とし、同条第三項中「うち」を「うち、」に、「ものが」を「もの（前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格個人」という。）を含む。）が」に改め、「受ける年」の下に「（要件適格個人にあつては、同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年）」を加え、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号）に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「計算した金額（」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加え、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「平成二十四年から平成三十年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「個人にあつては、」を「個人の」に、「各年を含む。）をいい、平成二十四年以後に」を「各年（」に改め、「個人のその開始した」を削り、「その事業を廃止した日の属する年を除く。）を「事業を廃止した日の属する年を除く」を「事業を廃止した日の属する年を除く。）をいう」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「第八号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第十条の五第四項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定雇用者　次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ　その個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第十条の五第四項第八号を次のように改める。

八　特定新規雇用者数　適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第四項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　基準雇用者割合　基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

第十条の五第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　新規雇用者総数　適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前項第十一号」を「前項第十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定は、前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年分については、適用しない。

第十条の五第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数」を削り、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「平成二十三年以後に」を削り、「第一項から第三項まで」を「同項及び第二項」に改め、同条第九項中「から第三項まで」を「又は第二項の」に、「及び」を「並びに」に、「第十条の五第一項から第三項まで」を「第十条の五第一項及び第二項」に、「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める。

第十条の五の二第一項中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第十条の五の四の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（平成三十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（その年において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額

が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額（第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該個人の国内設備投資額がその償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の二十以上であること。

第十条の五の四第六項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に、「及び」を「並びに」に、「（雇用者給与等支給額が増加した場合」を「及び第二項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に改め、「平成二十五年以後に」及び「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち」及び「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする年」を「個人の各年」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「適用年の前年分」を「個人の適用年の前年分」に、「開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年」を「営んでいた期間の月数と当該適用年」に、「で除して」を「とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額　適用年の継続雇用者（当該」を「継続雇用者給与等支給額　継続雇用者（個人の」に、「前年において」を「前年の各月において当該個人の」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び」を削り、「に対する」の下に「当該適用年の」を加え、「を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　継続雇用者比較給与等支給額　前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

七　国内設備投資額　個人が適用年において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額をいう。

八　償却費総額　個人がその有する減価償却資産につき適用年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額をいう。

第十条の五の四第二項第九号を次のように改める。

九　教育訓練費　個人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

第十条の五の四第二項に次の二号を加える。

十　比較教育訓練費の額　個人の適用年前二年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該個人の当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。）の合計額を二で除して計算した金額（当該個人が当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額）をいう。

十一　中小企業比較教育訓練費の額　中小事業者の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該中小事業者が当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいう。

第十条の五の四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十条第八項第五号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十一号において「中小事業者」という。）が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（前項の規定の適用を受ける年、平成三十一年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（その年において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該中小事業者の継続雇用者給与等支給

額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二・五以上であること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額の当該中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該中小事業者が、その年の十二月三十一日までにおいて中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

第十条の五の四の次に次の一条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の五　青色申告書を提出する個人で生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）第二十九条に規定する認定革新的データ産業活用事業者（以下この項及び第三項において「認定革新的データ産業活用事業者」という。）であるものが、同法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（同項において「指定期間」という。）内に、特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアのうち、同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画（その認定革新的データ産業活用事業者である個人の行う同法第二十九条に規定する革新的データ産業活用に係るものに限る。）に従つて実施される当該革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の新設又は増設をする場合（当該新設又は増設に係る特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品を含む。）が政令で定める規模のものである場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びにその機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものに限るものとし、主として産業試験研究（製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものを除く。以下この条において「革新的情報産業活用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これを当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。同項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該革新的情報産業活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該革新的情報産業活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該革新的情報産業活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該革新的情報産業活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該革新的情報産業活用設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該革新的情報産業活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該革新的情報産業活用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人で認定革新的データ産業活用事業者であるものが、指定期間内に、第一項に規定する新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これを当該個人の事業の用に供したときは、当該革新的情報産業活用設備につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額に税額控除割合（当該供用年において次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十（当該供用年において第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該個人の前条第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合　百分の五

二　前号に掲げる場合以外の場合　百分の三

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、革新的情報産業活用設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額を限度とする。

7　その年分の所得税について第三項の規定の

適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の五第三項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8　第四項から前項までに定めるもののほか、第三項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同項各号に掲げる場合の区分その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「当該超える」を「その超える」に改め、同項第五号中「又は第四項」を削り、「それぞれ同条第三項」を「同項」に改め、「又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前条第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　第十条の五の四第二項の規定　同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十三の二　前条第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項」を「又は同条第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の二を同項第七号とし、同条第二項中「第十条の二第四項」を削り、同条第三項中「、第十条の二第五項」を削り、同条第五項中「前項」を「第四項及び前項」に改め、「判定」の下に「、第五項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定」を加え、「同項から」を「第一項から」に改め、「まで」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　個人（第十条第八項第五号に規定する中小事業者を除く。第一号及び第二号において同じ。）が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（以下この項及び次項において「対象年」という。）において第一項第一号、第三号、第四号、第七号又は第十三号の二に掲げる規定（以下この項及び次項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年（事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない年に限る。以下この項において「特定対象年」という。）の年分の事業所得の金額が当該特定対象年の前年分の事業所得の金額以下である場合として政令で定める場合を除く。）は、当該特定税額控除規定は、適用しない。

一　当該個人の第十条の五の四第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額が当該個人の同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

二　当該個人の第十条の五の四第三項第七号に規定する国内設備投資額が当該個人の同項第八号に規定する償却費総額の百分の十に相当する金額を超えること。

6　前項に規定する個人が対象年において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第十条第十項、第十条の四第六項及び前条第六項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

第十一条第一項の表に次の一号を加える。

四　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産で当該再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する個人（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する個人その他の政令で定める個人に該当するものを除く。）	当該再生可能エネルギー発電設備等	百分の二十

第十三条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「以下この条」を「第三号ロ及び第三項」に改め、「当該障害者使用機械等のうち」及び「同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の」を削り、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項中「とする。」を削り、同条第三項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改め、同項第二号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に、「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時

間労働者（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）を削り、同項第四号中「、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「及び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第十三条の二を削る。

第十三条の三第二項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に、「第十三条の三第一項」を「次条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第十三条の三　青色申告書を提出する個人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその保育事業の用に供した場合を除く。）は、その保育事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後三年以内でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該対象期間に係るものの百分の百十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百十五）に相当する金額以下の金額で、当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける企業主導型保育施設用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「計算上当該」を「計算上、当該」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五の三」の下に「、第十条の五の五」を加える。

第二十条第一項中「平成三十年」を「平成三十二年」に、「この条」を「この項から第三項まで」に、「同法第七条第一項及び」を「同条第一項及び」に、「その年分」を「その積立てをした年分」に改め、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第二十条の二第一項中「同法第十五条第一項」を「第十五条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「この条」を「この項から第三項まで」に、「金額は、当該」を「金額は、その」に改め、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合　その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。）　その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第二十四条の二第一項中「個人で」を「個人で」に、「もの（第三項」を「もの（第三項第一号」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「補助金（以下この項」を「補助金（第一号」に、「認定就農計画（第三項」を「認定就農計画（第三項第二号イ」に、「。以下この項」を「。第一号」に改め、同項第二号中「当該積立て」を「その積立て」に改め、同条第三項中「第四号」を「第二号又は第四号」に、「同号」を「第二号イ若しくはロ又は第四号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ　農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。）　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第二十四条の三第一項第一号イ中「おいて同条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加える。

第二十五条の二第三項第一号を次のように改める。

一　五十五万円

第二十五条の二第五項中「第三項」の下に「（第四項の規定により、同項第二号に掲げる要件を満たしている者について適用する場合を除く。）」を加え、「に同項の」を「に第三項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する個人が同項に規定する場合に該当する場合において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるときは、同項第一号中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができる。

一　その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて、財務省令で定めるところにより、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付及び当該電磁的記録の同条第七号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つていること。

二　その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び前項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。

第二十六条第二項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項第二号及び第四号中「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加える。

第二十七条中「六十五万円」を「五十五万円」に、「区分した」を「区分をした」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の規定の適用がある場合における同項」を削る。

第三十条の二第一項中「平成三十年」を「平成三十二年」に改める。

第三十一条第一項中「構築物（以下第三十二条」を「構築物（以下同条」に、「第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八及び第三十七条の九」に改める。

第三十一条の二第四項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」を「第三十七条の八若しくは第三十七条の九」に改める。

第三十三条第一項中「及び第三十七条の九の五」を削り、「以下第三十七条の九の五」を「以下第三十七条の九」に改める。

第三十三条の三第三項中「第三十七条の九及び第三十七条の九の五第八項」を「第三十七条の八第四項及び第三十七条の九第八項」に改める。

第三十三条の六第一項中「、第三十七条の九」を「及び第三十七条の六」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改める。

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改め、同条第二項第三号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改める。

第三十五条の見出しを削り、同条第二項第一号中「第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」を「第三十七条の八若しくは第三十七条の九」に改める。

第三十五条の二第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の四」を「又は第三十七条の八」に改める。

第三十六条の二第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「第三十七条の七、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改め、同条第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の五中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「場合（以下この条」を「場合（第一号」に改める。

第三十七条第一項中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に改め、同条第十項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第三十七条の四中「、第三十七条の七、第三十七条の九及び第三十七条の九の四」を「及び第三十七条の九」を削り、同項の表第三十七条第六項の項及び第三十七条第七項の項中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同表第三十七条の七第五項の項、第三十七条の九第一項の項及び第三十七条の九第二項の項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　前項において準用する第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得した特定普通財産（次項及び第五項において「交換取得資産」という。）の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　第一項の規定の適用を受けた者の交換取得資産について、当該交換取得資産を取得した日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。次項において同じ。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（所有隣接土地等の第一項の交

第三十七条の六第一項中「この条、次条及び第三十七条の九」を「この項及び第四項」に、「この条に」を「この項、第四項及び第五項に」に改め、同条第四項中「次項まで」を「この項及び次項」に改める。

第三十七条の七を次のように改める。

第三十七条の七　削除

第三十七条の八から第三十七条の九の三までを削る。

第三十七条の九の四第一項中「（以下この項」の下に「及び第三項」を、「ものを除く。以下この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「、第三十七条の七第五項並びに第三十七条の九」を削り、同項の表第三十七条第六項の項及び第三十七条第七項の項中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同表第三十七条の七第五項の項、第三十七条の九第一項の項及び第三十七条の九第二項の項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　前項において準用する第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得した特定普通財産（次項及び第五項において「交換取得資産」という。）の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　第一項の規定の適用を受けた者の交換取得資産について、当該交換取得資産を取得した日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。次項において同じ。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（所有隣接土地等の第一項の交

換に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一　第一項の交換により交換取得資産とともに交換差金を取得した場合　当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額のうち当該交換差金に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二　第一項の交換の日において当該交換により譲渡した所有隣接土地等の価額が交換取得資産の価額に等しい場合　当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に相当する金額

三　第一項の交換により交換取得資産を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）　当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に当該交換差金の額を加算した金額に相当する金額

5　交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第三十七条の九の四を第三十七条の八とする。

第三十七条の九の五第一項中「、第三十七条及び第三十七条の七」を「及び第三十七条」に改め、同条を第三十七条の九とする。

第三十七条の十三の二の次に次の一条を加える。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三　個人が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下この項において「株式等」という。）を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る第三十七条の十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該株式等の譲渡がなかつたものとみなす。

2　前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第一項中「この項、第四項及び第五項並びに」を「この条及び」に改め、同条第四項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同条第五項第一号中「、又は」を「、若しくは」に、「又は雑所得」を「若しくは雑所得」に改め、「受ける旨」の下に「（以下この号において「口座設定に関する事項」という。）」を加え、「いう。）に」を「いう。）で」に、「勘定廃止通知書又は」を「勘定廃止通知書若しくは」に、「添付して、これ」を「添付したもの又は口座設定に関する事項、勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。第三号及び第五号において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座簡易開設届出書」という。）」に改め、「当該非課税口座開設届出書」の下に「又は非課税口座簡易開設届出書」を加え、同項第二号中「口座から」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同項第三号イ中「居住者又は」を「、居住者若しくは」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又はこれらの者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書」に改め、「（第六号に規定する勘定設定期間をいう。ロ及び第五号において同じ。）」を削り、同号ロ中「非課税適用確認書」の下に「の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「提出された場合における当該提出された」を「された場合におけるこれらの提出がされた」に、「その提出」を「これらの提出」に、「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項第四号中「口座から」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同項第五号イ中「居住者又は」を「、居住者若しくは」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又はこれらの者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書」に改め、同号ロ中「非課税適用確認書」の下に「の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「提出された場合における当該提出された」を「された場合におけるこれらの提出がされた」に、「その提出」を「これらの提出」に、「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項第七号中「第十四項」を「第十八項」に、「第十六項」を「第二十項」に改め、同項第八号中「第十七項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十三項」に改め、同条第六項第一号中「第九項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第九項中「及び次項」を「、次項及び第十二項」に改め、「（平成十四年法律第百五十一号）」を削り、同条第十項中「同じ。）」の下に「の提供及び次項の規定による同項に規定する届出事項」を加え、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、「対して申請事項」の下に「及び次項に規定する届出事項」を加え、同項第二号中「対して申請事項」の下に「又は次項に規定する届出事項」を加え、同条第三十二項中「第二十九項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「第二十八項及び第二十九項」を「第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項を同条第三十一項とし、同条第二十六項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十項まで」を「第十二項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「第十三項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第十三項、第十六項、第十九項、第二十一項」を「第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項、第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第十六項又は第十九項」を「第二十項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項第二号ただし書中「第二十項」を「第二十四項」に、「第二十二項第一号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「非課税口座開設届出書」の下に「（非課税口座簡易開設届出書を含む。）」を加え、「をした」を「又は非

課税口座簡易開設届出書の提出をした」に、「を受けた」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15　既に第六項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書に係る第六項第二号に定める申請書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該申請書の提出又は当該非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座簡易開設届出書の提出をすることができない。

16　その非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの又は前項の規定により提出をすることができないものに該当する場合には、当該非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座は、当該口座の設定の時から非課税口座に該当しないものとして、第五項第一号の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十七条の十四第十一項中「の提出」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座簡易開設届出書に記載された事項その他の財務省令で定める事項（番号既告知者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項及び次項において「届出事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座簡易開設届出書につき帳簿を備え、当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の各人別に、届出事項を記載し、又は記録しなければならない。

12　前項の届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）についての当該届出事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による届出事項の提供及び第九項の規定による申請事項（当該非課税口座簡易開設届出書に記載された第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、第二号に定める事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出者に対し、同号に定める該当する旨及びその理由を通知しなければならない。

一　当該届出事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がない場合　当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの及び第十五項の規定により提出をすることができないものに該当しない旨その他財務省令で定める事項

二　当該届出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供がある場合　当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの又は第十五項の規定により提出をすることができないものに該当する旨及びその理由その他財務省令で定める事項

・第三十七条の十四の二第五項第二号ホ中「翌日に」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十六項第一号中「又は」を「及び」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは第七十条の七の三」を「、第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七」に改める。

第四十条第三項中「場合その他当該」を「ことその他の当該」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の代替資産には、次に掲げる資産を含むものとする。この場合において、第一号の書類を提出した公益法人等は、同号の買換資産を、同号の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間（当該期間内に同号の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間）内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならないものとし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする。

一　第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業の用に二年以上直接供しているものに限る。）の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産（財務省令で定めるものを含む。）、土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この号及び第十六項において「買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産

二　第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（政令で定めるものを除く。）で政令で定める方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（以下この号及び第十六項において「特定買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、その管理の方法その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該特定買換資産

第四十条第十三項中「、「当該」を「当該」に、「読み替える」を「、「とし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする」とあるのは「とする」と読み替える」に改め、同条第十六項中「又は買換資産」を「、買換資産又は特定買換資産」に改める。

第四十条の二の見出しを「（国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）」に

改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」及び「（次項において「国等」という。）」を削り、同条第二項を削る。

第四十条の三の三第二十項中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十条の四第二項第一号に次のように加える。

ハ　第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国法人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に同号に規定する外国金融機関に該当することとなる外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行っている関係その他の特殊の関係がある外国法人として政令で定める外国法人

第四十条の四第二項第二号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（ロにおいて「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）

(3)　航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

第四十条の四第二項第三号ロ中「事業持株会社」を「イ(1)に掲げる外国関係会社」に、「、統括業務」を「統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする」に改め、同項第七号中「及びこれ」を「（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（この下に「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改める。

第四十条の七第二項第三号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「するもの」の下に「（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。）を除く。）」を加え、同号ロ中「主たる事業」の下に「（特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（この下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該

え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産又は」に、「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改める。

第四十一条第十九項中「第四十一条の二の二第五項」を「第四十一条の二の二第八項」に改める。

第四十一条の二の二第一項中「日（以下この項及び第五項」を「日（以下この条」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「第五項において「平成十三年前期」を「第八項において「平成十三年前期」に、「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」を「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」に改め、「規定する給与等」の下に「（以下この条において「給与等」という。）」を加え、同条第二項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第三項中「同項の」を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、第一項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第九項において同じ。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6　第四項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

第四十一条の二の二に次の一項を加える。

9　居住日の属する年分（平成三十一年から平成三十三年までの各年分に限る。以下この項において「居住年分」という。）又は当該居住年分の翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人は、第四項の規定により第一項に規定する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第二項の規定による書類の提出に代えて、財務省令で定めるところにより、第一項の給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、第二項の規定により当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

第四十一条の三第一項中「同条第四項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

第四十一条の三の二第二十項中「（以下この項及び第五項」を「（以下この条」に、「同条第一項に」を「同項に」に、「第五項において「平成十三年前期」を「第八項において「平成十三年前期」に、「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第六項」を「又は居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で第四十一条第六項」に、「と、同条第五項」を「と、同条第四項中「居住日の属する年分」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分」と、「八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十三年内）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、同条第八項に」、「とする」を「と、同条第九項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「八年」とあるのは「三年」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする」に改める。

第二章第六節中第四十一条の四の前に次の二条を加える。

（所得金額調整控除）

第四十一条の三の三　その年中の給与等の収入金額が八百五十万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢二十三歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものに係る総所得金額を計算する場合には、その年中の給与等の収入金額（当該給与等の収入金額が千万円を超える場合には、千万円）から八百五十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

2　その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が十万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額（当該給与所得控除後の給与等の金額が十万円を超える場合には、十万円）及び当該公的年金等に係る雑所得の金額（当該公的年金等に係る雑所得の金額が十万円を超える場合には、十万円）の合計額から十万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額）から控除する。

3　第一項の場合において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その居住者がその年中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

二　特別障害者　所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者をいう。

三　扶養親族　所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

四　同一生計配偶者　所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいう。

五　給与所得控除後の給与等の金額　給与等の収入金額から所得税法第二十八条第三項に規定する給与所得控除額を控除した残額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額）をいう。

六　公的年金等に係る雑所得の金額　所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額をいう。

七　出国　所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。

5　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十二条の規定の適用については、同条第二項第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第一項又は第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

6　第二項の規定の適用がある場合における所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（年末調整に係る所得金額調整控除）

第四十一条の三の四　居住者が、その年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その居住者が前条第一項の特別障害者に該当する旨又は同項の扶養親族若しくは同一生計配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、当該金額に相当する金額から前条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額とする。

2　前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、提出しなければならない。

3　第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　給与等の支払を受ける第一項の居住者は、同項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6　第四項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

7　第一項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき同項の扶養親族又は同一生計配偶者（以下この項において「扶養親族等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該扶養親族等に係る第一項の居住者から同項に規定する申告書又は所得税法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

8　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）」とする。

二　所得税法第百九十八条第六項の規定の適用については、同項中「次に掲げる申告書」とあるのは、「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書」とする。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三の三第七項第四号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第三十五条第四項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」を「第三十五条第四項第一号中「六十万円に」とあるのは「百十万円に」と、「六十万円」とあるのは「百十万円」と、同項第二号中「五十万円」とあるのは「百万円」と、同項第三号中「四十万円」とあるのは「九十万円」に改め、同条第三項中「六万円」を「五万円」に、「十万円」を「九万五千円」に改める。

第四十一条の十五の三の次に次の一条を加える。

（消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用）

第四十一条の十五の四　国民年金法第百二条第一項に規定する年金給付を受ける権利又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十二条第一項に規定する保険給付を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、これらの権利の消滅時効を援用せずに居住者に支払うこととされた所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等については、同法第二百三条の二の規定は、適用しない。

2　前項の規定の適用がある場合における所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「の規定の」とあるのは、「又は租税特別措置法第四十一条の十五の四第一項（消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用）の規定の」とする。

第四十一条の十九第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「で、平成二十八年四月一日から平成三

十年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたもの」を削り、「当該確認を受けた日」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日」に、「同日以後三年を経過する日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とする。

第四十一条の二十一第一項中「は、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する」を「が有する所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得（非居住者にあつては同項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）に限るものとし、外国法人にあつては同項第四号に掲げる国内源泉所得に限るものとする。）で当該恒久的施設に帰せられるものについては、所得税を課さない」に改め、同項第五号中「投資組合契約」の下に「（当該非居住者又は外国法人が既にこの項又は第六十七条の十六第一項の規定の適用を受けている場合には、当該投資組合契約以外の当該非居住者又は外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約を含む。）」を加え、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に、「第七項」を「第九項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第三条の二に規定する利子等又は同条に規定する配当等の支払をする者については、同条のうち当該適用を受ける非居住者又は外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

二　第八条の四第四項に規定する上場株式配当等の支払をする者については、同項から同条第七項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

三　第九条の四の二第二項に規定する償還金等の支払をする者については、同項から同条第六項までの規定のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

四　当該適用を受ける非居住者が支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等については、同条及び第九条の九の規定は、適用しない。

五　当該適用を受ける非居住者の有する第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等、同項に規定する特定保有株式及び同項に規定する特定口座内公社債については、同条の規定は、適用しない。

六　当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡については、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、適用しない。

七　当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等については、同条の規定は、適用しない。

八　当該適用を受ける非居住者に対し支払をする第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額については、同条の規定は、適用しない。

九　当該適用を受ける非居住者が支払を受ける第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等については、同条の規定は、適用しない。

十　当該適用を受ける非居住者が第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式については、同条及び第三十七条の十三の二の規定は、適用しない。

十一　当該適用を受ける非居住者が行う非課税口座内上場株式等（第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）及び同条第四項各号に掲げる事由による非課税口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十二　当該適用を受ける非居住者が行う未成年者口座内上場株式等（第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による未成年者口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十三　第四十一条の十第一項に規定する給付補塡金等の支払をする者については、第四十一条の十一のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

十四　第四十一条の十二の二第八項に規定する償還金の支払者（同条第十二項の規定により同条第八項に規定する償還金の支払者とみなされる者を含む。）及び同条第一項第二号に規定する国外割引債取扱者については、同条第八項から第十三項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

十五　当該適用を受ける外国法人が支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る第四十一条の十三の二第二項に規定する差益金額については、同項の規定は、適用しない。

十六　第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で当該適用を受ける非居住者が行うものについては、同条及び第四十一条の十五の規定は、適用しない。

十七　当該適用を受ける非居住者が第四十一条の十九第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定新規株式については、同条の規定は、適用しない。

十八　所得税法第百六十六条の規定の適用については、同条中「おいて、第百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と」とあるのは「場合」とする。

十九　所得税法第百六十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける非居住者については、適用しない。

二十　当該適用を受ける外国法人が支払を受ける所得税法第百八十条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十一　所得税法第二百十二条第一項の規定

の適用については、同項中「第百八十条第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第百八十条の二第一項若しくは」とあるのは、「第百八十条の二第一項又は」とする。

二十二　当該適用を受ける非居住者が支払を受ける所得税法第二百十四条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十三　所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十二号から第十四号までに掲げる者については、同項（第十号又は第十二号から第十四号までに係る部分に限る。）のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

二十四　所得税法第二百三十二条の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

第四十一条の二十一第七項中「第三項」を「第五項」に改め、「及び第九項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　非居住者が対象国内源泉所得（所得税法第百六十一条第一項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）で当該非居住者が締結している投資組合契約に基づいて行う事業に係る恒久的施設に帰せられるものをいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該非居住者が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業（次項において「特例適用組合事業」という。）による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　第一項の規定の適用がある場合における非居住者が有する所得税法第百六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

第四十一条の二十二第一項中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二第二項第一号中「第六項第一号イ」を「同項第一号イ」に、「うち第六項第二号ロ」を「うち同項第二号ロ」に、「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「が千」を「が百」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「第三十七条の十四第二十八項から第三十二項まで」を「第三十七条の十四第三十二項から第三十六項まで」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「、第三十七条の八第一項」を削り、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改める。

第四十二条の四第八項第二号イ中「次条第二項及び第三項」を「次条第二項」に、「並びに第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号ニ中「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を「及び第百四十四条から第百四十四条の二の三まで」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第三項、第六項及び第七項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第四十二条の四に次の一項を加える。

13　第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から特別税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

五　法人税法第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

第四十二条の五を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の五　青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日）

から平成三十二年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。同項において「供用年度」という。）の当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。）　同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者　当該認定に係る同法第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第四十六条第一項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（次号において「取得等」という。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

三　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主　当該認定に係る同法第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第百十七条第一項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

2　前条第三項に規定する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、指定期間内に、高度省エネルギー増進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者等の事業の用に供した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（同条第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、高度省エネルギー増進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

5　第一項の規定は、確定申告書等に高度省エネルギー増進設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額を限度とする。

7　前条第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第四十二条の六第五項中「、前条第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の六第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の六第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」を「（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定

める」を削り、同条第十二項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第五項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

第四十二条の九第四項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第七項を次のように改める。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の九第八項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」を「（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第九項中「第七項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第四十二条の六第十二項の規定は、第四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の九第四項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十第一項中「この項及び次項」を「この項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「国家戦略特別区域（この下に「以下この項及び」を、「おいて、当該」の下に「国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画（を、「定める計画」の下に「をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第四十二条の十第三項中「第一項第一号に掲げる減価償却資産で」を「特定機械装置等のうち、機械及び装置又は器具及び備品で、」に、「うち同号」を「うち第一項」に、「の同号」を「の同項」に、「同条第八項第九号」を「同号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「係る同法」を「係る当該指定法人の同法」に改め、「定める計画」の下に「（以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。）」を加え、「次に掲げる減価償却資産」を「機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）、建物及びその附属設備並びに構築物」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に記載されている特定機械装置等を除く。）　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一の二第六項を次のように改める。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一の二第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一の三の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又は口に掲げる地域」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第二項中「に地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又は口に掲げる地域」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一の三第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「次項」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた法人に限る。次項」に、「前項第一号及び第三号」を「第一号」に改め、「で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を削り、「調整前法人税額から、次」を「調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号」に改め、「の合計額」を削り、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる全ての要件

イ　当該法人の当該適用年度の特定新規雇用者等数（地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。）が二人以上であること（当該適用年度前の各事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）のいずれかにおいて当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと（当該各事業年度のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）につき政令で定めるところにより証明がされたことを含む。）。

ロ　給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該法人の当該適用年度の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該適用年度開始の日の前日における雇用者（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　六十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）のうち当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(1)及び(2)において同じ。）に達するまでの数（ロ(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額

(2)　五十万円に、当該法人の当該適用年度の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該適用年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数。(2)及びロ(2)において同じ。）から当該適用年度の特定新規雇用者数を控除した数（ロ(2)において「非特定新規雇用者数」という。）のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。ロ(2)において同じ。）に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ロ　当該法人の当該適用年度の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（イに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数（当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(1)及び(2)におい

て「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、非特定新規雇用者数のうち当該法人の当該適用年度の新規雇用者総数の百分の四十に相当する数に達するまでの数（移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数(2)において「移転型新規雇用者総数」という。）から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該非特定新規雇用者数に達するまでの数(2)において「移転型非特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該百分の四十に相当する数に達するまでの数のうち当該移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）と当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該移転型新規雇用者総数を控除した数(2)において「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）とを合計した数を乗じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、イ(2)に規定する合計した数を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「うち」を「うち、」に改め、「もの（」の下に「前条第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格法人」という。）及び第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）若しくは第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた」を加え、「おいて第六十八条の十五の二第二項」を「おいてその適用を受けないものとしたならば第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項」に、「ものを」を「もの（以下この項において「要件適格連結法人」という。）を」に、「同条第二項の規定の適用を受けた場合には、その」を「要件適格法人にあつては前条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける事業年度とし、要件適格連結法人にあつては第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第六十八条の十五の二第一項の規定の」に、「開始する事業年度）」を「開始する事業年度とする。）」に、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号」に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「計算した金額（この下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加え、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、「二十万円」とあるのは「二十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「法人にあつては、当該各事業年度以外の事業年度のうち」を「法人の」に改め、「を含む。）」を削り、同項第五号を削り、同項第四号中「第八号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第四十二条の十二第五項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定雇用者　次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ　その法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第四十二条の十二第五項第八号を次のように改める。

八　特定新規雇用者数　適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項第十二号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」

を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　基準雇用者割合　基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいう。

第四十二条の十二第五項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　新規雇用者総数　適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条第一項又は第二項の規定

二　前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数、」を削り、同条第九項中「第五項から」を「第四項から」に改め、「又は第二項」を削り、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の二第三項を次のように改める。

3　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の二第一項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の三第一項中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第五項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の三第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」を「(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第十二項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第四十二条の六第十二項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の十二の三第五項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の四第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第五項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の四第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」を「(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第十二項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第四十二条の六第十二項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四第五項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の五の見出しを「(給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき(当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。)は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額(当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額)の百分の十五(当該事業年度において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十)に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該法人の国内設備投資額がその当期償

却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の二十以上であること。

第四十二条の十二の五第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち」及び「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第四号を削り、同項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする事業年度」を「法人の各事業年度」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　設立事業年度　設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、同条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度をいう。

第四十二条の十二の五第二項第五号を削り、同項第六号中「比較雇用者給与等支給額　適用年度」を「比較雇用者給与等支給額　法人の適用年度」に改め、同号イ中「当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額」を「その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

第四十二条の十二の五第二項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額」を「継続雇用者給与等支給額」に改め、「適用年度の」を削り、「（当該適用年度」を「（法人の適用年度」に改め、「いう。）」の下に「の期間内の各月」を加え、「給与等の支給を」を「当該法人の給与等の支給を」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び次号」を「同号」に改め、「に対する」の下に「当該適用年度の」を加え、「を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　継続雇用者比較給与等支給額　前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

八　国内設備投資額　法人が適用年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

第四十二条の十二の五第二項第九号を次のように改める。

九　当期償却費総額　法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該適用年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額をいう。

第四十二条の十二の五第二項に次の三号を加える。

十　教育訓練費　法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

十一　比較教育訓練費の額　法人の適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該法人の当該適用年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「二年以内連結事業年度」という。）にあつては当該二年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各事業年度の月数（二年以内連結事業年度にあつては、当該中小企業者等の当該二年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該二年以内に開始した各事業年度の数（二年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

十二　中小企業比較教育訓練費の額　中小企業者等の適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該中小企業者等の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「一年以内連結事業年度」という。）にあつては当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各事業年度の月数（一年以内連結事業年度にあつては、当該中小企業者等の当該一年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数

で除して計算した金額とする。）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の数（一年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

第四十二条の十二の五第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四十二条の四第三項に規定する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十二号において「中小企業者等」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該中小企業者等の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小企業者等の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該中小企業者等の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二・五以上であること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額の当該中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該中小企業者等が、当該事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

第四十二条の十二の五に次の一項を加える。

7　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の五の次に次の一条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の六　青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法第二十九条に規定する認定革新的データ産業活用事業者（以下この項及び次項において「認定革新的データ産業活用事業者」という。）であるものが、同法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（同項において「指定期間」という。）内に、特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアのうち、同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画（その認定革新的データ産業活用事業者である法人の行う同法第二十九条に規定する革新的データ産業活用に係るものに限る。）に従つて実施される当該革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の新設又は増設をする場合（当該新設又は増設に係る特定ソフトウエア（当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品を含む。）が政令で定める規模のものである場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びにその機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものに限るものとし、主として産業試験研究（製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものを除く。以下この条において「革新的情報産業活用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。同項において「供用年度」という。）の当該革新的情報産業活用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該革新的情報産業活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該革新的情報産業活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で認定革新的データ産業活用事業者であるものが、指定期間内に、前項に規定する新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これを当該法人の事業の用に供したときは、当該革新的情報産業活用設備につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額に税額控除割合（当該供用年度において次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十（当該供用年度において第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該

百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該法人の前条第三項第六号に規定する継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額（同項第七号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合　百分の五

二　前号に掲げる場合以外の場合　百分の三

3　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、適用しない。

4　第一項の規定は、確定申告書等に革新的情報産業活用設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額を限度とする。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の六第二項」と読み替えるものとする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第二項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同項各号に掲げる場合の区分その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項中「当該超える」を「その超える」に改め、同項第五号中「又は第三項」を削り、「それぞれ同条第二項」を「同項」に改め、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七　第四十二条の十二の五第二項の規定同項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十七の二　前条第二項の規定同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項」を「又は同条第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同条第二項中「第四十二条の五第三項、」を削り、同条第三項中「、第四十二条の五第四項」を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の七第一項の」を「第六十八条の十五の八第一項の」に、「第六十八条の十五の八第一項各号」を「第六十八条の十五の八第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の七第一項」を「第六十八条の十五の八第一項」に改め、同条第六項中「前項」を「第五項及び前項」に改め、「判定」の下に「、第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定」を加え、「同項から」を「第一項から」に改め、「まで」の下に「、第六項又は第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　法人（第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等を除く。第一号及び第二号において同じ。）が、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この項及び第八項において「対象年度」という。）において第一項第一号、第三号、第四号、第十号又は第十七号の二に掲げる規定（以下この項及び第八項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年度において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年度（第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度に限る。以下この項において「特定対象年度」という。）の所得の金額が当該特定対象年度の前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合を除く。）は、当該特定税額控除規定は、適用しない。

一　当該法人の第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する継続雇用者給与等支給額が当該法人の同項第九号に規定する当期償却費総額の百分の十に相当する金額を超えること。

7　前項に規定する合併等事業年度とは、同項に規定する法人が、合併、分割若しくは現物出資（分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。）に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「譲渡等」という。）に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度（当該法人の第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度を除く。）をいう。

8　第六項に規定する法人が対象年度において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第四十二条の四第十項、第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

第四十三条第一項の表に次の一号を加える。

当該再生可能エネルギー発電設備等	百分の二十

四　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号

において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産で当該再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する法人（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する法人その他の政令で定める法人に該当するものを除く。）	

第四十三条の二第二項中「平成二十七年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間」に改め、「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から」を削り、「行つた日」の下に「から同日」を加え、「（港湾法」を「（同法」に、「百分の二十」を「百分の十八（港湾法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域のうち同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路に隣接する同法第二条第三項に規定する港湾区域に隣接する地域内において取得又は建設をした当該技術基準適合施設については、百分の二十二」に改める。

第四十四条の五の見出しを「（情報流通円滑化設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「の実施」を「（同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するものとして政令で定めるものを設置して行うものに限る。）の実施」に、「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「情報の円滑な流通の確保に資するものとして」を「当該」に、「「特定電気通信設備」を「「情報流通円滑化設備」に、「特定電気通信設備を」を「情報流通円滑化設備を」に、「特定電気通信設備の」を「情報流通円滑化設備の」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第四十六条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に、「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を削り、同項第四号中「、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」を「及び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第四十六条の二を削る。

第四十七条第二項中「法人が、」を「青色申告書を提出する法人が、」に、「第六十八条の三十四第一項」を「第六十八条の三十三第一項」に改め、同条を第四十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第四十七条　青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項及び次項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項及び次項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日を含む各事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、供用日以後三年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成金を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連

結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている企業主導型保育施設用資産（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産）の移転を受け、これを当該法人の保育事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該企業主導型保育施設用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の保育事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）とする。

3　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の四第一項」の下に「、第四十二条の十二の六第一項」を加える。

第五十二条の三第一項中「（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二の四」の下に「、第四十二条の十二の六」を加える。

第五十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「次の」を「、次の」に改め、同項第一号中「次号まで」を「この号及び次号」に改め、同条第九項中「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

第五十五条の二第一項中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第四項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「同法第十五条第一項」を「第十五条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「第九条の六第一項（の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「第二号イ」を「第四号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「当該特定廃棄物最終処分場に係る」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合　その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。）　その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第五十六条第七項中「又は同法」を「又は」に改める。

第六十一条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十一条の二第一項中「、認定農地所有適格法人等（を削り、「以下この項及び第三項」を「第三項第一号」に改め、「又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「補助金（以下この項」を「補助金（第一号」に、「その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」を「（第三項第二号イにおいて「認定計画」に、「。以下この項」を「。第一号」に改め、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第二号又は第五号」に、「同号」を「第二号イ若しくはロ又は第五号」に改め、同項第一号中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ　農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。）　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第六十一条の二第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第七項中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十一条の三第一項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項第一号イ中「以下この号に」を「イに」に改め、「おいて前条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加える。

第六十一条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第六項中「法人税法」の下に「第

六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

二　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

二　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

第六十二条の三第一項及び第九項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項中「、第六十五条の八第九項から第十二項まで又は第六十五条の十二第十項から第十三項まで」を「又は第六十五条の八第九項から第十二項まで」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項に規定する」を「前三項に定める」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第六十二条第七項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「及び第一項」とあるのは、「並びに第六十二条の三第一項及び第九項」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第四項中「、第六十五条の八第九項」を「又は第六十五条の八第九項」に、「又は第六十五条の十二第十項」とあるのは「又は第六十五条の十二第十項」を「の規定」とあるのは「の規定」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「規定する」を「定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第六十二条第七項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十三条第一項の」と読み替えるものとする。

第六十四条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「及び」を「並びに当該」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十五条の二第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「及び」を「並びに当該」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十五条の三第一項中「又は第六十五条の十一から第六十六条の二まで」を「、第六十六条又は第六十六条の二まで」に、同条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに当該」を「及び」に改める。

第六十五条の四第一項中「又は第六十五条の十一から第六十六条の二まで」を「、第六十六条又は第六十六条の二まで」に改め、同項第三号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の五第一項中「又は第六十五条の十一から第六十六条の二まで」を「、第六十六条又は第六十六条の二」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十五条の三第五項及び第七項」を「第六十五条の三第七項」に、「ついて」を「ついて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十五条の五の二第一項中「第六十五条の十一から第六十六条まで」を「第六十六条」に改める。

第六十五条の七第九項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第六十五条の十一及び第六十五条の十二を削る。

第六十六条の二第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項第二号ハ中「、第六十五条の八、第六十五条の十一又は第六十五条の十二」を「又は第六十五条の八」に改める。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例

第六十六条の二の二　法人が、産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下この項において「株式等」という。）を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る法人税法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額に相当する金額とする。

2　前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の四第二十五項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第六十六条の六第二項第一号に次のように加える。

ハ　第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国法人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に同号に規定する外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行つている関係その他の特殊の関係がある外国法人として政令で定める外国法人

第六十六条の六第二項第二号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（ロにおいて「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）

(3)　航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

第六十六条の六第二項第三号ロ中「事業持株会社」を「イ(1)に掲げる外国関係会社」に、「、統括業務」を「統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする」に改め、同項第七号中「行う部分対象外国関係会社」の下に「（これらの事業を行う部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める部分対象外国関係会社を含む。）」を加え、「及びこれ」を「（その本店所在地国においてその役員又は使用人が当該業務の全てに従事している部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定めるものを含む。）（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（」の下に「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条第八項第一号中「内国法人」の下に「及び当該一の内国法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十六条の七第四項中「当該内国法人に係

る外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項」を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項」に、「うち、当該」を「うち、当該内国法人に係る」に、「（第六項」を「（第六項及び第十項」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第七十条の二まで」を「、第六十九条及び第七十条」に、「、附帯税」を「、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「）から」を「第十項において同じ。）から」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二　当該外国関係会社に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額

第六十六条の七第七項を次のように改める。

7　第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十六条の七に次の六項を加える。

8　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9　第四項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第四十二条の四第十二項中「又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の七第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第百十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の七第四項」とする。

10　内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11　前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12　第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の二の規定による控除をする前に行うものとする。

13　第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二　地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の九の二第二項第三号ロ中「あつては」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「するもの」の下に「（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるも

の（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。）を除く。）」を加え、同号ロ中「主たる事業」の下に「（特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（この下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額」を加え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条第八項第一号中「内国法人」の下に「及び当該一の内国法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十六条の九の三第四項中「当該内国法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項」を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項」に、「うち、当該」を「うち、当該内国法人に係る」に、「（第六項」を「（第六項及び第十項」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第七十条の二まで」を「、第六十九条及び第七十条」に、「、附帯税」を「、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「から」を「第十項において同じ。）から」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二　当該外国関係法人に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額

第六十六条の九の三第七項を次のように改める。

7　第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

8　第六十六条の九の三に次の六項を加える。

第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9　第四項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第四十二条の四第十二項中「又は第二編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の九の三第四項」とする。

10　内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をい

う。第十二項において同じ。）から控除する。

11　前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12　第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13　第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二　地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の十第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第四十七条」を「第四十六条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の規定の適用がある場合における同項」を削る。

第六十七条の五の三の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属事業年度」に改め、同条第一項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項後段を削る。

第六十七条の十四第一項中「この条において同じ。）の額」を「この項において同じ。）の額」に、「この条において同じ。）で」を「この項及び第四項において同じ。）で」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十七条の十五第一項中「（以下この条」を「（以下この項及び次項」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第四項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十七条の十六第一項中「第四十一条の二十一第四項第一号」を「第四十一条の二十一第四項第一号」に、「この項及び第四項」を「この条」に、「同条第一項各号」を「第四十一条の二十一第一項各号」に、「は、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する」を「が有する法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）で当該恒久的施設に帰せられるもの（次項において「対象国内源泉所得」という。）については、法人税を課さない」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第四十一条の二十一第三項から第八項まで」を「第四十一条の二十一第五項から第十項まで」に、「前項」を「第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　法人税法第百四十六条第二項（同項の表第百二十三条第二号（青色申告の承認申請の却下）の項に係る部分に限る。）及び第百四十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける外国法人については、適用しない。

二　法人税法第百五十条の二の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「取引」とする。

第六十七条の十六第一項の次に次の二項を加える。

2　外国法人が対象国内源泉所得につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業（次項において「特例適用組合事業」という。）による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　第一項の規定の適用がある場合における外国法人が有する法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

第六十八条の三の二第一項中「金額（以下この条」を「金額（以下この項及び第四項」に、「第五項まで」を「第三項まで」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第六十八条の三の三第一項中「金額（以下この条」を「金額（以下この項及び第四項」に、「から第五項まで」を「及び第三項」に改め、同項第一号ロ中「投資信託法第四条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「、第四十二条の五第三項」を削り、「並びに第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十三第六項」に改める。

第六十八条の五を削り、第六十八条の四を第六十八条の五とする。

第六十八条の三の四の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第六十八条の四　法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人である内国法人がこの章（次節から第二十五節までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第七十五条の三第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。）（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の四（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定」と、地方法人税法第十九条の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）及び」とする。

第六十八条の九第八項第二号イ中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第二項」に、「並びに第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七第二項」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第三項、第六項及び第七項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第六十八条の九に次の一項を加える。

13　第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から特別税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、特別税額控除規定により当該特別税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三　法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

五　地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、特別税額控除規定により当該特別税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

第六十八条の十を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成三十年四月一日（第四十二条の五第一項第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日）から平成三十二年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該連結親法人若しくはその連結子法人の同条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前条第八項第五号に規定する中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、高度省エネルギー増進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（前条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。

この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、高度省エネルギー増進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けたものが、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

6　第一項の規定は、連結確定申告書等に高度省エネルギー増進設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額を限度とする。

8　前条第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

9　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十一第五項中「、前条第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十一第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第五項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第五項」とする。

第六十八条の十一第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第一款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する加算調整額には、第五項の規定（次号及び第三号において「特別税額加算規定」という。）により法人税の額に加算された金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三　地方法人税法第十五条第一項に規定する加算調整額には、特別税額加算規定により法人税の額に加算された金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

第六十八条の十三第四項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十三第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

9　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」とする。

第六十八条の十三第十項中「第七項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第六十八条の十一第十三項の規定は、第四項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八条の十三第四項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四第一項中「（以下この項及び次項」を「（以下この項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「国家戦略特別区域（」の下に「以下この項及び」を、「おいて、当該」の下に「国家戦略特別区域に係る当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の事業実施計画（」を、「定める計画」の下に「をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分

の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定めるものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額

第六十八条の十四第二項中「その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画」を「当該国家戦略特別区域に係る当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の事業実施計画」に、「当該計画」を「当該事業実施計画」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

第六十八条の十四第三項中「同条第一項第一号」を「同条第一項」に、「、第六十八条の九第七項」を「、同号」に、「、同条」を「、第六十八条の九」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十四第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四第九項中「第七項」を「前項」に改める。

第六十八条の十四の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「係る」の下に「当該指定連結親法人若しくはその指定連結子法人の」を、「定める計画」の下に「（以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。）」を加え、「第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産（政令で定める規模のものに限る。）を「第四十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等（に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「当該特定機械装置等の取得価額の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（平成三十一年三月三十一日以前に受けた総合特別区域法第二十六条第一項の規定による指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。）　その取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十七）に相当する金額

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する金額

第六十八条の十四の二第二項中「前項に規定する財務省令で定める計画」を「当該指定連結親法人若しくはその指定連結子法人の指定法人事業実施計画」に、「当該計画」を「当該指定法人事業実施計画」に、「同項」を「前項」に、「の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の六）に相当する」を「に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第一号に掲げる特定機械装置等　百分の十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の五）

二　前項第二号に掲げる特定機械装置等　百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の六）

第六十八条の十四の二第七項を次のように改める。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十四の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四の二第八項中「第六項」を「前項」に改める。

第六十八条の十四の三第七項を次のように改める。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十四の三第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十四の三第八項中「第六項」を「前項」に改める。

第六十八条の十五の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第二項中「に地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域」を「第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五第八項中「第六項」を「前項」に改める。

第六十八条の十五の二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「連結法人が」を「連結法人（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者のうち地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平

成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けたもの（以下この項及び次項において「認定事業者」という。）に該当するものに限る。次項において同じ。）が」に、「前項第一号及び第三号」を「第一号」に改め、「で、かつ、その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を削り、「調整前連結税額から、次」を「調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号」に改め、「の合計額」を削り、「地方事業所税額控除限度額」を「税額控除限度額」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる全ての要件

イ　当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。イにおいてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という。）の当該適用年度の特定新規雇用者等数（地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいう。イにおいて同じ。）の合計（当該合計が当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の地方事業所基準雇用者数の合計を超える場合には、その超える部分の数を控除した数。イにおいて同じ。）が二人以上であること（当該適用年度前の各連結事業年度のうち当該計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度のうちいずれかにおいて当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数の合計が二人以上であつたこと（当該各連結事業年度のいずれかにおいて当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計又は地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない場合を除く。）又は当該適用年度前の連結事業年度に該当しない事業年度若しくは当該適用年度前の連結事業年度（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人の連結事業年度に限る。）のうち、いずれかにおいて、当該事業年度若しくは連結事業年度（イにおいて「加入前事業年度」という。）を有する連結法人（認定事業者であるものに限る。イにおいて同じ。）の当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと（当該各連結事業年度のいずれかにおいて当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計又は地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない場合、当該加入前事業年度後の連結事業年度に該当しない事業年度のいずれかにおいて当該加入前事業年度を有する連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない場合並びに当該加入前事業年度後の連結事業年度のいずれかにおいて当該加入前事業年度を有する連結法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除く。）

ロ　当該連結親法人及びその各連結子法人の給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較給与等支給額の合計額以上であること。

ハ　当該連結親法人及びその各連結子法人が、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該適用年度の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日の前日における雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　六十万円に、当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。イ及びロにおいて同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の第四項第十二号に規定する基準雇用者数の合計を超える場合には、当該基準雇用者数の合計。(2)(i)及び(ii)において同じ。）のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)(i)及び(ii)において「調整地方事業所基準雇用者数」という。）のうち、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数をいう。(2)及びロ(1)(ii)において同じ。）の合計に達するまでの数（ロ(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額

(2)　五十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i)　当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。(ii)において同じ。）から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数を控除した数（ロ(2)(ii)において「非特定新規雇用者数」という。）のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。(ii)において同じ。）に達するまでの数をいう。(ii)及びロ(2)(ii)において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所

基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

(ii)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数（調整地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数をいう。ロ(2)(iv)において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計、個別対象非特定新規雇用者数の合計及び個別非特定新規雇用者超過数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の新規雇用者総数から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数を控除し、これから当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数を控除した数をいう。）の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

ロ　当該適用年度の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（イに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i)　特定新規雇用者基礎数

(ii)　特定新規雇用者基礎数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けたものの個別特定新規雇用者数のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（(ii)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（(2)(ii)において「移転型特定新規雇用者数」という。）に達するまでの数を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

(2)　二十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i)　イ(2)(i)に掲げる数

(ii)　(i)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数（(iv)において「移転型新規雇用者総数」という。）から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該連結親法人又はその連結子法人の非特定新規雇用者数に達するまでの数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数を超える場合には、当該個別対象非特定新規雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数に一・五を乗じた数

(iii)　イ(2)(ii)に掲げる数

(iv)　(iii)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非新規基準雇用者数（移転型特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型新規雇用者総数を控除した数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数を超える場合には、当該個別非新規基準雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数に一・五を乗じた数

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、イ(2)(i)及び(ii)に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

第六十八条の十五の二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「もの（」の下に「前条第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格連結法人」という。）及び」を加え、「（当該各号に掲げる連結法人にあつては、」を「（要件適格連結法人にあつては同条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける連結事業年度とし、当該各号に掲げる連結法人にあつては」に、「連結事業年度）」を「連結事業年度とする。）」に、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号」に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「連結子法人（認定事業者であるものに限る。）の下に「。以下この項においてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という。」を加え、「の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額）」に改め、「連結法人（認定事業者であるものに限る。）の下に「。以下この項において「認定連結法人」という。」を加え、「当該連結法人」を「当該認定連結法人」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に、「の」を乗じて計算した金額（を「以下この項において「加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。）を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者

数を乗じて計算した金額とし、」に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「、当該政令で定めるところにより計算した金額」を「その超える部分の金額を控除した金額とする。」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項第一号中「連結事業年度に」を「第四十二条の十一の三第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十二条の十一の三第二項の規定の適用を受けた事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第四十二条の十二第一項の規定の適用があるもの又は連結事業年度に」に、「第四十二条の十二第二項」を「同項」に、「その」を「第四十二条の十一の三第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第四十二条の十二第一項の規定の」に改め、同項第二号中「連結事業年度に」を「前条第一項の規定若しくは同条第二項の規定の適用を受けた連結事業年度に該当する事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用がある連結法人（当該事業年度終了の日において当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものに限る。）又は連結事業年度に」に、「前項」を「同項」に、「その」を「同条第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は前項の規定の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、「二十万円」とあるのは「二十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（」を削り、「が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を「で、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を「計画の認定」に、「法人に該当する場合には、当該連結親法人及びその各連結子法人の当該各連結事業年度以外の連結事業年度のうち当該連結親法人又はその連結子法人」を「もの」に改め、「を含む。）」を削り、同項第五号を削り、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第六十八条の十五の二第五項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定雇用者　次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第六十八条の十五の二第五項第八号を次のように改める。

八　特定新規雇用者数　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項第十二号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　基準雇用者割合　連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計の第五号の適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計に対する割合をいう。

第六十八条の十五の二第五項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　新規雇用者総数　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一　前条第一項又は第二項の規定

二　前条第一項の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　前条第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十八条の十五の二第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数、」を削り、同条第九項中「第五項から」を「第四項から」に改め、「又は第二項」を削り、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の三第四項を次のように改める。

4　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規

定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の三第五項中「第二項及び第三項」を「前三項」に改める。

第六十八条の十五の四第五項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」とする。

第六十八条の十五の四第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第六十八条の十一第十三項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の六の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結法人が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第三項において「連結親法人事業年度」という。）が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年度において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から、当該雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該連結事業年度において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の国内設備投資額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額の合計額に対する割合が百分の二十以上であること。

第六十八条の十五の六第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「、継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち同項の」を削り、「から同項の」を「から」に改め、「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者比較給与等支給額の合計額及び継続雇用者比較給与等支給額の合計額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額

の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする連結事業年度」を「各連結事業年度」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号イ中「当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を「その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

第六十八条の十五の六第二項第六号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額　連結親法人及び」を「継続雇用者給与等支給額　連結親法人又は」に、「の適用年度の」を「ごとに、」に、「（当該適用年度」を「（当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度」に改め、「いう。）」の下に「の期間内の各月」を加え、「給与等の支給を」を「当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び次号」を「同号」に改め、「に対する」の下に「当該適用年度の」を加え、「の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　継続雇用者比較給与等支給額　前号の連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、継続雇用者に対する前連結事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

七　国内設備投資額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結親法人又はその連結子法人が適用年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

八　当期償却費総額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額をいう。

第六十八条の十五の六第二項第九号を次のように改める。

九　教育訓練費　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

第六十八条の十五の六第二項に次の二号を加える。

十　比較教育訓練費の額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の二年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「二年以内事業年度」という。）にあつては当該二年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数（二年以内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の二年以内事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（二年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用年度開始の日が当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう。

十一　中小連結法人比較教育訓練費の額　中小連結親法人又は適用年度終了の時において当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該中小連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該期間内に開始した当該中小連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「一年以内事業年度」という。）にあつては当該一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数（一年以内事業年度にあつては、当該中小連結親法人又はその連結子法人の一年以内事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（一年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用年度開始の日が当該中小連結親法人又はその連結子法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう。

第六十八条の十五の六第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項及び次項第十一号において同じ。）に該当するものに限る。）が、各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成三十年四月一日

から平成三十三年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年度において当該中小連結親法人及び当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該中小連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該連結事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小連結法人税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の二・五以上であること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額から当該中小連結親法人及びその各連結子法人の中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額を控除した金額の当該中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ　当該中小連結親法人が、当該連結事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

第六十八条の十五の六に次の一項を加える。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の七第一項中「当該超える」を「その超える」に改め、同項第五号中「又は第三項」を削り、「それぞれ同条第二項」を「同項」に改め、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額」を削り、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「前条第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七　第六十八条の十五の六第二項の規定同項に規定する中小連結法人税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十七の二　前条第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項」を「又は同条第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同条第二項中「第六十八条の十第三項、」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十第四項」を削り、同条第六項中「前項」を「第五項及び前項」に改め、「判定」の下に「、第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定」を加え、「同項から」を「第一項から」に改め、「まで」の下に「、第六項又は第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。）に該当するものを除く。）が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項第二号及び第八号において「連結親法人事業年度」という。）が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始するものに限る。以下この項及び第八項において「対象年度」という。）において第一項第一号、第三号、第四号、第十号又は第十七号の二に掲げる規定（以下この項及び第八項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年度において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年度（合併等事業年度に該当しない連結事業年度に限る。以下この項において「特定対象年度」という。）の連結所得の金額が当該特定対象年度の前連結事業年度の連結所得の金額以下である場合として政令で定める場合を除く。）は、当該特定税額控除規定は、適用しない。

一　当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

二　当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する国内設備投資額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の同項第八号に規定する当期償却費総額の合計額の百分の十に相当する金額を超えること。

7　前項に規定する合併等事業年度とは、同項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人のいずれか

が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合における当該各号に定める日を含む連結事業年度をいう。

一　分割又は現物出資（事業を移転するものに限る。以下この号及び次号において「分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人である場合（当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該分割等の日

二　合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合（当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分割法人若しくは現物出資法人が当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある法人である場合（合併にあつては、連結親法人事業年度開始の日に行われる場合に限る。）を除く。）　当該合併又は分割等の日

三　事業の譲渡をした法人である場合（当該事業の譲受けをした法人が当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲渡の日

四　事業の譲受けをした法人である場合（当該事業の移転をした法人が当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲受けの日

五　特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合（当該承継に係る承継法人が当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

六　特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合（当該承継に係る被承継法人が当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

七　他の法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた場合（当該他の法人の設立の日に当該連結完全支配関係を有することとなつた場合を除く。）　その有することとなつた日

八　他の法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有しないこととなつた場合（当該他の法人が合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある法人を合併法人とするものに限る。）により解散したこと又は当該他の法人の残余財産が確定したことに基因して連結親法人事業年度開始の日に当該連結完全支配関係を有しないこととなつた場合を除く。）　その有しないこととなつた日

8　第六項に規定する連結法人が対象年度において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第六十八条の九第十項、第六十八条の十四の三第六項及び前条第六項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

第六十八条の十五の七を第六十八条の十五の八とする。

第六十八条の十五の六の次に次の一条を加える。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の七　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、生産性向上特別措置法第二十九条に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるもの（以下第三項までにおいてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）が、同法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアのうち、同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画（その認定連結親法人又はその認定連結子法人の行う同法第二十九条に規定する革新的データ産業活用に係るものに限る。）に従つて実施される当該革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の新設又は増設をする場合（当該新設又は増設に係る特定ソフトウエア（当該特定ソフトウエアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品を含む。）が政令で定める規模のものである場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びにその機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあつては情報の連携及び利活用に資するものとして政令で定めるものに限るものとし、主として産業試験研究（製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものを除く。以下この条において「革新的情報産業活用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これを当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（同項において「供用年度」という。）の当該革新的情報産業活用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該革新的情報産業活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該革新的情報産業活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　認定連結親法人又はその認定連結子法人が、指定期間内に、前項に規定する新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これを当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の事業の用に供したときは、当該革新的情報産業活用設備につき同項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該認定連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額に税額控除割合（当該供用年度において次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各認定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該認定連結親法人又はその各認定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十（当該供用年度において第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額及び当該調整前連

結税額のうち当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十（当該供用年度において第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一　当該認定連結親法人又はその認定連結子法人及びこれらの法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の継続雇用者給与等支給額（前条第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額をいう。）の合計額から継続雇用者比較給与等支給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上である場合　百分の五

二　前号に掲げる場合以外の場合　百分の三

3　第一項の規定は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、適用しない。

4　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

5　第一項の規定は、連結確定申告書等に革新的情報産業活用設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額を限度とする。

7　第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の七第二項」と読み替えるものとする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第二項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合における同項各号に掲げる場合の区分その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十六第一項の表に次の一号を加える。

四　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産で当該再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する連結法人（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する連結法人その他の政令で定める連結法人に該当するものを除く。）	当該再生可能エネルギー発電設備等	百分の二十

第六十八条の十七第二項中「平成二十七年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間」に改め、「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から」を削り、「行つた日」の下に「から同日」を加え、「（港湾法」を「（同法」に、「百分の二十」を「百分の十八（港湾法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域のうち同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路に隣接する同法第二条第三項に規定する港湾区域に隣接する地域内において取得又は建設をした当該技術基準適合施設については、百分の二十二」に改める。

第六十八条の二十六の見出しを「（情報流通円滑化設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「の実施」を「（同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するものとして政令で定めるものを設置して行うものに限る。）の実施」に、「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「情報の円滑な流通の確保に資するものとして」を「当該」に、「特定電気通信設備」を「情報流通円滑化設備」に、「特定電気通信設備を」を「情報流通円滑化設備を」に、「特定電気通信設備の」を「情報流通円滑化設備の」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第六十八条の三十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に、「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を削り、同項第四号中「、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」を「及

び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第六十八条の三十三を削る。

第六十八条の三十四第二項中「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条を第六十八条の三十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第六十八条の三十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項及び次項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項及び次項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日を含む各連結事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、供用日以後三年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十七条第一項の規定）の適用を受けている企業主導型保育施設用資産（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該企業主導型保育施設用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三十六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の七第一項」を加える。

第六十八条の四十一第一項中「法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。」を削る。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五の五」の下に「、第六十八条の十五の七」を加える。

第六十八条の四十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「次の」を「、次の」に改め、同条第八項中「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

第六十八条の四十三の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第二号イ」を「第四号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「当該特定廃棄物最終処分場に係る」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合　その」を「場合（前二号に該当する場合を除く。）　その」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九

条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第六十八条の六十三の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第三章第十五節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「認定農地所有適格法人等（」を削り、「以下この項及び第三項」を「第三項第一号」に改め、「又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「交付金等（以下この項」を「交付金等（第一号」に、「その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」を「（第三項第二号イにおいて「認定計画」に改め、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第二号又は第五号」に、「ときは、同号」を「ときは、第二号イ若しくはロ又は第五号」に改め、同項第一号中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ　農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウエアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。）　その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第六十八条の六十四第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第七項中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項第一号イ中「以下この号に」を「イに」に改め、「おいて前条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加える。

第六十八条の六十六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第五項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第一款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する加算調整額には、第一項の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により法人税の額に加算された金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二　法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び特別税額加算規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

四　地方法人税法第十五条第一項に規定する加算調整額には、特別税額加算規定により法人税の額に加算された金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

第六十八条の六十八第一項及び第九項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第十項中「若しくは第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の七十八から第六十八条の八十一まで、第六十八条の八十四若しくは第六十八条の八十五」に、「、第六十八条の七十九第十項から第十三項まで又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の七十九第十項から第十三項まで」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　前条第六項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「第一項の」とあるのは、「次条第一項及び第九項の」と読み替えるものとする。

第六十八条の六十八第一項及び第九項中「、第六十八条の十第五項」を削り、同条第十項中「又は第六十八条の八十三第十一項」を「の規定」とあるのは「の規定」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「第八十一条の十三」を加え、「同法第八十一条の十三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第六十八条の六十七第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十八条の六十九第一項の」と読み替えるものとする。

第六十八条の七十第三項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関す

る明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他」を「同項の規定の適用を受けようとする資産が第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として」に、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第四項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改め、同条第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十八条の七十三第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十八条の七十四第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五に改め、同条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十四又は第六十八条の八十五」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条の七十四第五項及び第六項」を「第六十八条の七十四第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十二から第六十八条の八十四まで」を「第六十八条の八十二」に改める。

第六十八条の七十八第九項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第六十八条の八十二及び第六十八条の八十三を次のように改める。

第六十八条の八十二及び第六十八条の八十三　削除

第六十八条の八十五第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項第二号ハ中「、第六十八条の七十九、第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」を「又は第六十八条の七十九」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

第二十節　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例

第六十八条の八十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下この項において「株式等」という。）を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額に相当する金額とする。

2　前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十八第二十項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「及び前項」とあるのは「、前項」と、「されている事項」とあるのは「されている事項並びに租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項（以下この項において「国外関連者の名称等」という。）と、「同法」とあるのは「地方法人税法」と、「前項の」とあるのは「前項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項の」と、「事項を記載した同項」とあるのは「記載すべきものとされている事項を記載した前項」と、「を添付して」とあるのは「及び国外関連者の名称等を記載した書類を添付して」とする。

第六十八条の八十八第二十六項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約(」を「条約(」に改める。

第六十八条の九十第二項第二号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を

含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（ロにおいて「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2)　株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）

(3)　航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

第六十八条の九十第二項第三号ロ中「事業持株会社」を「イ(1)に掲げる外国関係会社」に、「、統括業務」を「統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする」に改め、同項第七号中「行う部分対象外国関係会社」の下に「（これらの事業を行う部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める部分対象外国関係会社を含む。）」を加え、「及びこれ」を「（その本店所在地国においてその役員又は使用人が当該業務の全てに従事している部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定めるものを含む。）（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（この下に「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社（以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（次項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（次項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条第八項第一号中「連結法人」の下に「及び当該一の連結法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十八条の九十一第四項中「当該連結法人に係る外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項」を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項」に、「うち、当該」を「うち、当該連結法人に係る」に、「（第六項」を「（第六項及び第十項」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第八十一条の十七まで」を「、第八十一条の十五及び第八十一条の十六」に、「、附帯税」を「、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「から」を「（第十項において同じ。）から」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二　当該外国関係会社に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額

第六十八条の九十一第七項を次のように改める。

7　第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第八十一条の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第八十一条の十六の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十八条の九十一に次の六項を加える。

8　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三第二項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、第四項の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三　法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げ

る連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9　第四項の規定の適用がある場合における第六十八条の九第十二項（第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第六十八条の九第十二項中「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十八条の九十一第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「おいて、」とあるのは「おいて、同条第七項及び」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十八条の九十一第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第三号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項」とする。

10　連結親法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額の合計額が同項に規定する政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11　前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12　第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13　第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、第十項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二　地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

三　地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十八条の九十三の二第二項第三号ロ中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「するもの」の下に「（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。）を除く。）」を加え、同号ロ中「主たる事業」の下に「（特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「（以下この号において「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額（」の下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。）の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額」を「合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と」に、「、零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条第八項第一号中「連結法人」の下に「及び当

該一の連結法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十八条の九十三の三第四項中「当該連結法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項」を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項」に、「うち、当該」を「うち、当該連結法人に係る」に、「（第六項」を「（第六項及び第十項」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第八十一条の十七まで」を「、第八十一条の十五及び第八十一条の十六」に、「、附帯税」を「、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「から」を「第十項において同じ。）から」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二　当該外国関係法人に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）

四　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9　第四項の規定の適用がある場合における第六十八条の九第十二項（第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第六十八条の九第十二項中「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十八条の九十三の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「おいて、」とあるのは「おいて、同条第七項及び」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十八条の九十三の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第三号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項」とする。

10　連結親法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額の合計額が同項に規定する政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11　前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12　第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の二の規定による控除をする前に行うものとする。

13　第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、第十項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二　地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定

7　第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第八十一条の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第八十一条の十六の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十八条の九十三の三に次の六項を加える。

8　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三第二項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、第四項の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三　法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

を適用して計算した地方法人税の額とする。

三　地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十八条の九十四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第六十八条の三十四」を「第六十八条の三十三」に改め、「金額」の下に「の合計額」を加える。

第六十八条の百二の二第一項中「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第一項の規定に」を「前三項に定めるもののほか、第一項の規定に」に改める。

第六十八条の百二の四の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属連結事業年度」に改め、同条第一項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改める。

第三章第二十五節中第六十八条の百十一の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第六十八条の百十二　法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人若しくは地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第一節から第八節までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第一節から第八節までを除く。第三項において同じ。）（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の百十二（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定、」と、地方法人税法第十九条の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章（第一節から第八節までを除く。同項において同じ。）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定」とする。

第六十九条の四第三項第二号ロを次のように改める。

ロ　当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であつて財務省令で定めるものに限る。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）。

(1)　相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人として政令で定める法人が所有する家屋（相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

(2)　当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないこと。

(3)　相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること。

第六十九条の四第三項第四号中「を除き」を「及び相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで三年を超えて引き続き政令で定める貸付事業を行つていた被相続人等の当該貸付事業の用に供されたものを除く。）を除き」に改める。

第六十九条の五第一項中「第七十条の七の五」を「第七十条の七の九」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加える。

第六十九条の六第一項中「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加える。

第七十条の二の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（相続時精算課税適用者の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の二の七　贈与により第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等（同項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した同条第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者（同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下この条において同じ。）が特例贈与者（その贈与をした第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）の推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により当該特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　特例経営承継受贈者が特例贈与者（その年一月一日において六十歳以上の者に限る。）からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、当該特例対象受贈非上場株式等の取得の時前に当該特例贈与者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者が、第七十条の七の五第二項第九号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定した場合又は免除された場合においても、特例贈与者からの贈与により取得した財産については、第一項において準用する同法第二十一条の九第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、特例贈与者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項ただし書中「が、当該贈

与者の死亡の日」を「が、同日」に改め、同項第一号中「を耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一号を除き、以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第七十条の六の三」を「第七十条の六の五」に改め、同項第一号中「当該」を「同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地並びにこれらの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　都市営農農地等　次に掲げる農地又は採草放牧地で平成三年一月一日において前号イからハまでに掲げる区域内に所在するものをいう。

イ　都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの並びに同法第十条第一項に規定する申出基準日までに同法第十条の二第一項の特定生産緑地（イにおいて「特定生産緑地」という。）の指定がされなかつたもの、同法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかつたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。）

ロ　都市計画法第八条第一項第一号に掲げる田園住居地域（第五項第二号において「田園住居地域」という。）内にある農地（イに掲げる農地を除く。）

第七十条の四第四項中「その日」を「同日」に改め、同条第五項中「その日」を「同日」に、「又は告示」を「若しくは指定の解除又は告示」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき　当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ　生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ　生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

第七十条の四第五項第二号中「なつた場合」の下に「（当該変更により田園住居地域内にある農地でなくなつた場合を除く。）」を加え、同条第三十三項中「同項第一号」を「第一号イ」に改め、同条第三十七項中「当該十年を経過する日」を「同日」に改める。

第七十条の四の二第一項中「行つた場合において」を「行い」に、「ときに限り」を「場合には」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

十二　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第百十八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第一項中「第五項」を「次項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同項第一号中「を耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「農業投資価格」の下に「（特例農地等に該当する農地、採草放牧地又は準農地につき、それぞれ、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき農地若しくは採草放牧地又は農地若しくは採草放牧地に開発されるべき土地として自由な取引が行われるものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格として当該地域の所轄国税局長が決定した価格をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「係る前項第二号イ」を「係る第二項第二号イ」に、「前項の」を「第二項の」に、「当該前項第二号イ」を「当該同号イ」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国税局長は、農業投資価格を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の六第六項を次のように改める。

6　第一項に規定する納税猶予期限とは、次の各号に掲げる農業相続人の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人　その死亡の日

二　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに第七十条の四第二項第四号イに掲げる農地又は採草放牧地（イ及び第三十九項第四号において「生産緑地等」という。）を有する農業相続人（前号に掲げる農業相続人を除く。）　その死亡の日（相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後二十年を経過する日までの間に、当該農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において次に掲げる特例農地等であるものに係る相続税の全てについて、次項又は第八項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している場合にあつては、その死亡の日又は当該二十年を経過する日のいずれか早い日）

イ　生産緑地等（都市営農農地等に該当するものを除く。）

ロ　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地（以下この条において「市街化区域内農地等」という。）以外のもの

三　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに市街化区域内農地等以外のものを有する農業相続人（前二号に掲げる農業相続人を除く。）　その死亡の日（相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後二十年を経過する日までの間に、当該農業相続人が相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において市街化区域内農地等以外のものである特例農地等に係る相続税の全てについて、次項又は第八項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している場合にあつては、その死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日

四　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等の全てが市街化区域内農地等である農業相続人（第一号及び第二号に掲げる農業相続人を除く。）　その死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日

第七十条の六第七項中「その日」を「当該死亡等の日」に改め、同条第八項中「その日」を「当該死亡等の日」に、「又は告示」を「若しくは指定の解除又は告示」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき　当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ　生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ　生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ　生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

第七十条の六第八項第二号中「なつた場合」の下に「（当該変更により第七十条の四第二項第四号ロに規定する田園住居地域内にある農地でなくなつた場合を除く。）」を加え、同条第三十八項第一号中「同項第一号」を「第一号イ」に改め、同項第三号中「第八項第二号」を「第八項第一号ロ及び第二号」に改め、同条第三十九項第四号中「都市営農農地等」を「第七十条の四第二項第四号ロに掲げる農地であつて同項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在するもの及び生産緑地等」に改める。

第七十条の六の二第一項中「前条第五項」を「前条第六項第二号ロ」に、「行つた場合において」を「行い」に、「ときに限り」を「場合には」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百十八条第十一項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第十六項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に、「第七十条の六の四の」を「第七十条の六の六の」に改め、同条を第七十条の六の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の六の七　寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づき当該特定美術品を当該寄託先美術館の設置者に寄託していた者から相続又は遺贈により当該特定美術品を取得した寄託相続人が、当該特定美術品の当該寄託先美術館の設置者への寄託を継続する場合には、当該寄託相続人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書（以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特定美術品で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該寄託相続人の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定美術品　認定保存活用計画に記載された次に掲げるものをいう。

イ　文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産

ロ　文化財保護法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財（建造物であるものを除く。次項第四号及び第六号において「登録有形文化財」という。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

二　寄託契約　特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約で、契約期間その他財務省令で定める事項の記載があるものをいう。

三　認定保存活用計画　次に掲げるものをいう。

イ　文化財保護法第五十三条の二第三項第三号に掲げる事項が記載されている同法第五十三条の六に規定する認定重要文化財保存活用計画

ロ　文化財保護法第六十七条の二第三項第二号に掲げる事項が記載されている同法第六十七条の五に規定する認定登録有形文化財保存活用計画

四　寄託相続人　相続又は遺贈により特定美術品を取得した個人をいう。

五　寄託先美術館　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。

六　納税猶予分の相続税額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。

イ　前項の規定の適用に係る特定美術品の価額を同項の寄託相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該寄託相続人の相続税の額

ロ　前項の規定の適用に係る特定美術品の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の寄託相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該寄託相続人の相続税の額

3　第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　当該寄託相続人が当該特定美術品を譲渡した場合（当該特定美術品をその寄託先美術館の設置者に贈与した場合を除く。）　当該特定美術品の譲渡があつたことについての第十七項の規定による文化庁長官からの通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長が受けた日

二　当該特定美術品が滅失（災害（震災、風水害その他の政令で定める災害をいう。第六号及び第十四項において同じ。）による滅失を除く。）をし、又は寄託先美術館において亡失し、若しくは盗み取られた場合　これらの事由が生じたことについての第十七項の規定による文化庁長官からの通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長が受けた日

三　当該特定美術品に係る寄託契約の契約期間が終了をした場合　当該終了の日

四　当該特定美術品に係る認定保存活用計画の文化財保護法第五十三条の二第四項又は第六十七条の二第四項の規定による認定（次号において「認定」という。）が、同法第五十三条の七第一項又は第六十七条の六第一項の規定により取り消された場合（同法第五十九条第一項の規定により登録有形文化財の登録が抹消されたことに伴い取り消された場合として政令で定める場合を除く。）　当該認定が取り消された日

五　当該特定美術品に係る認定保存活用計画の文化財保護法第五十三条の二第二項第三

号に掲げる計画期間又は同法第六十七条の二第二項第三号に掲げる計画期間が満了した日から四月を経過する日（次項の規定の適用を受けている場合には、同日と同項の契約期間の終了の日から一年を経過する日とのいずれか遅い日とする。以下この号において同じ。）において当該認定保存活用計画に記載された当該特定美術品について新たな認定を受けていない場合　これらの計画期間が満了した日から四月を経過する日

六　当該特定美術品について、重要文化財の指定が文化財保護法第二十九条第一項の規定により解除された場合又は登録有形文化財の登録が同法第五十九条第二項若しくは第三項の規定により抹消された場合（災害による滅失に基因して解除され、又は抹消された場合を除く。）　当該指定が解除された日又は当該登録が抹消された日

七　寄託先美術館について、博物館法第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合又は同法第十五条第二項の規定により登録を抹消された場合（当該寄託先美術館が同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして財務省令で定める事由が生じた場合）　当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日

4　前項第三号に掲げる場合において、寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は当該寄託契約の更新を行わない旨の申出によるものであるときは、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める終了の日から一年以内に新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　前項第三号の寄託契約の契約期間は、終了をしていないものとみなす。

二　当該終了の日から一年を経過する日において、当該新寄託先美術館の設置者との間の寄託契約に基づき当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において前項第三号の寄託契約の契約期間が終了をしたものとみなす。

三　当該終了の日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

5　第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第三項第七号の登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は生じなかつたものとみなす。

二　当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合に該当するものとみなす。

三　当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6　第一項の規定の適用を受けようとする寄託相続人の納税猶予分の相続税額に係る担保の提供については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第五十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより第一項の規定の適用を受けようとする特定美術品を担保として提供することができる。

二　担保として提供しようとする特定美術品には、保険が付されなければならない。

三　第一号の場合には、税務署長は、当該寄託相続人と同号の特定美術品に関する寄託契約を締結している寄託先美術館の設置者に当該特定美術品を保管させることができる。

7　第一項の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした特定美術品が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない特定美術品は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

8　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする寄託相続人が提出する相続税の申告書に、特定美術品につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該特定美術品の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9　第一項の規定の適用を受ける寄託相続人は、同項の相続税の申告書の提出期限の翌日から納税猶予分の相続税額に相当する相続税につき同項、第三項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、第一項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過するごとの日（以下この条において「届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書に、寄託先美術館の設置者が発行する財務省令で定める事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10　納税猶予分の相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十三項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時に中断し、当該届出書の届出期限の翌日から新たに進行するものとする。

11　第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る寄託相続人が死亡した場合には、当該寄託相続人の相続人が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12　税務署長は、次に掲げる場合には、納税猶予分の相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二　第一項の規定の適用を受ける寄託相続人から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

13　第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第三号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二　第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の六の七第一項（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

三　第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項又は前二項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

四　第三項又は前二項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

五　相続又は遺贈により取得をした財産のうちに特定美術品に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特定美術品の価額は、当該特定美術品の価額に百分の二十を乗じて計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロの規定を適用する。

六　特定美術品について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の七第一項（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の規定の適用に係る同条第二項第一号に規定する特定美術品を除く」とする。

14　第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける寄託相続人が特定美術品を寄託している寄託先美術館の設置者に当該特定美術品の贈与をした場合又は同項の規定の適用を受ける特定美術品が災害により滅失した場合（これらの場合に該当することとなつた日前に第十一項の規定の適用があつた場合又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合及び同日前に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く。）には、当該特定美術品に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税は、政令で定めるところにより、免除する。

15　第九項の届出書が届出期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該届出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項の規定の適用については、当該届出書が当該届出期限内に提出されたものとみなす。

16　第一項の規定の適用を受けた寄託相続人は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、納税猶予分の相続税額を基礎とし、当該各号の相続税に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該納税猶予分の相続税額に係る相続税に併せて納付しなければならない。

一　第三項の規定の適用があつた場合　第一項の規定の適用を受ける相続税に係る第三項の規定による納税の猶予に係る期限

二　第十一項の規定の適用があつた場合　同項に規定する相続税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三　第十二項の規定の適用があつた場合　同項に規定する相続税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

17　文部科学大臣又は文化庁長官は、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、第三項の規定により納税の猶予に係る期限とされる同項各号に掲げる場合に該当する事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特定美術品について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

18　税務署長は、第一項の場合において文部科学大臣又は文化庁長官の事務（同項の規定の適用を受ける寄託相続人に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うために必要があると認めるときは、文部科学大臣又は文化庁長官に対し、当該寄託相続人が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

19　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の六の三の次に次の二条を加える。

（相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例）

第七十条の六の四　猶予適用者が、第七十条の六第一項に規定する納税猶予期限までに同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等（都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地であつて、生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。）の全部又は一部について認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行い、これらの貸付けを行つた日（次項第三号ロに掲げる貸付けにあつては、同号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けの日）から二月以内に、政令で定めるところにより認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該猶予適用者に係る第七十条の六第一項ただし書及び第七項の規定の適用については、これら

の貸付けを行つた当該特例農地等の全部又は一部（以下この条において「貸付都市農地等」という。）に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第五項において「賃借権等」という。）の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。次項及び第五項において同じ。）はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　猶予適用者　第七十条の六第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人をいう。

二　認定都市農地貸付け　賃借権又は使用貸借による権利の設定による貸付けであつて都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第　号）第七条第一項第一号に規定する認定事業計画の定めるところにより行われるものをいう。

三　農園用地貸付け　次に掲げる貸付けをいう。

イ　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下この号及び第五項第二号において「特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認（市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十一条第一項の規定により承認を受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。以下この号において同じ。）を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る特定農地貸付法第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供するために猶予適用者との間で締結する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約に基づく貸付け

ロ　特定農地貸付法第三条第三項の承認（当該承認の申請書に適正な貸付けを確保するために必要な事項として財務省令で定める事項が記載された特定農地貸付法第二条第二項第五号イに規定する貸付協定が添付されたものに限る。）を受けた地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う当該承認に係る特定農地貸付法第二条第二項に規定する特定農地貸付けのうち、猶予適用者が当該承認に係る特定農地貸付法第三条第一項の貸付規程に基づき行う貸付け

ハ　都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該承認に係る都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供するために猶予適用者との間で締結する賃借権又は使用貸借による権利の設定に関する契約に基づく貸付け

3　第七十条の四の二第三項から第八項までの規定は、認定都市農地貸付けを行つている第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等の貸付けに係る期限が到来する場合、貸付都市農地等に係る耕作の放棄（第七十条の六第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。）があつた場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第七条第二項の規定による同法第四条第一項の認定の取消しがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第七十条の四の二第三項から第七項までの規定は、農園用地貸付けを行つている第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等の貸付けに係る期限（第二項第三号ロに掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けの日）が到来する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等に係る農園用地貸付けが次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、第七十条の六第一項に規定する納税猶予分の相続税額に係る同項ただし書及び同条第七項の規定の適用については、当該各号に定める日において当該農園用地貸付けに係る貸付都市農地等について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一　第二項第三号イの賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約又は同号ハの賃借権若しくは使用貸借による権利の設定に関する契約が解除された場合　当該解除された日

二　特定農地貸付法第三条第三項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。）の承認の取消し又は市民農園整備促進法第十条の規定による認定の取消しがあつた場合　これらの取消しがあつた日

三　第二項第三号ロの貸付協定について財務省令で定める事由が生じた場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条第二号の協定が廃止された場合　当該事由が生じた日又は当該廃止された日

6　第七十条の四の二第三項から第七項までの規定は、前項の農園用地貸付けが同項各号に掲げる場合に該当した場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　第七十条の六の二第二項各号に掲げる農業相続人（次項において「旧法猶予適用者」という。）は、第一項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該旧法猶予適用者は第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用し、当該各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の六の規定は、適用しない。

8　第三項から第六項までに定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る第一項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つた農地についての相続税の課税の特例）

第七十条の六の五　前条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け（以下この条において「認定都市農地貸付け」という。）又は同項第三号に規定する農園用地貸付け（以下この条において「農園用地貸付け」という。）を行つている者が死亡した場合において、その死亡した者の相続人がその死亡した者から当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていた農地を相続又は遺贈により取得をしたときは、当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていた農地はその死亡した者がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

2　農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この項において「農業経営者」という。）又は第七十条の六第一項に規定する農業相続人（以下この項において「農業相続人」という。）が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地について相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（次項において「相続税の申告期限」という。）までに認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つたときは、当該農地は当該相続人の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

3　第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地等

のうち農地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行っているときは、当該農地は当該受贈者の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

4　前三項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第一項中「代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）」を「非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）」に、「（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）の贈与」を「の贈与（経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。）」に、「相続税法第二十八条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「贈与税の申告書」という。）」を「贈与税の申告書」に、「「特例受贈非上場株式等」を「「対象受贈非上場株式等」に、「（特例受贈非上場株式等」を「（対象受贈非上場株式等」に、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等に係る」を「対象受贈非上場株式等に係る」に、「当該贈与者又は当該贈与前に当該特例受贈非上場株式等につき同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期にこの項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等」を「この項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に改め、同条第二項第一号ホ中「支配関係（」を削り、「又は出資」を「若しくは出資」に、「又は総額」を「若しくは総額」に、「又は金額」を「若しくは金額」に、「又は間接」を「若しくは間接」に、「関係をいう。」を「関係（」に、「同じ」を「支配関係」という」に改め、同項第三号ロ中「代表権」の下に「（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）」を加え、同号ホ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号に次のように加える。

ト　当該個人が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

第七十条の七第二項第五号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同項第六号を次のように改める。

六　経営贈与承継期間　前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七第二項第七号イ中「提出期限」の下に「（経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）」を加え、「次項第二号」及び「及び第三十項第二号イ」を削り、同号ロ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例受贈非上場株式等（」を「対象受贈非上場株式等（に、「により当該特例受贈非上場株式等」を「により当該対象受贈非上場株式等」に、「当該特例受贈非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における」を「従業員数確認期間（当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過するごとの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「第一種贈与基準日の」を「基準日の」に、「前項第六号の五年を経過する」を「前項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例受贈非上場株式等につき」を「対象受贈非上場株式等につき」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等に係る」を「対象受贈非上場株式等に係る」に、「特例受贈非上場株式等につき第一項」を「対象受贈非上場株式等（当該対象受贈非上場株式等以外の当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等又は当該認定贈与承継会社に係る次条第一項に規定する対象非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき第一項又は第七十条の七の五第一項」に、「特例受贈非上場株式等の」を「適用対象非上場株式等の」に改め、同項第四号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第五号及び第六号中「当該特例受贈非上場株式等」を「適用対象非上場株式等」に改め、同項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までの規定中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第四項中「の特例受贈非上場株式等」を「の対象受贈非上場株式等」に改め、同項の表の第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、同表の第二号並びに同条第五項、第六項、第九項並びに第十三項第二号及び第七号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第九号中「特例受贈非上場株式等」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同項第十号中「部分に限る」を「部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十五項中「の特例受贈非上場株式等」を「の対象受贈非上場株式等」に、「当該特例受贈非上場株式等」を「当該対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、「第一項」の下に「又は第七十条の七の五第

一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十六項、第二十一項及び第二十二項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号イ中「各第一種贈与基準日におけるその」を「従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内にある各基準日におけるその」に、「を経営贈与承継期間」を「を従業員数確認期間」に、「経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日」を「従業員数確認期間内にある基準日」に、「各第一種贈与基準日」を「従業員数確認期間内にある各基準日」に改め、同条第三十二項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十五項中「にあつては」を「には」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。

第七十条の七の二第一項中「代表権」を「非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、「（次条第一項の規定により当該被相続人から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項の特例受贈非上場株式等に係る認定承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）」を削り、「の取得」の下に「（経営承継期間の末日までに相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の四において同じ。）の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）」を加え、「相続税法第二十七条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条及び第七十条の七の四において「相続税の申告書」という。）」を「相続税の申告書」に、「ない株式等」を「ない株式又は出資」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二項第一号八中「株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び」に改め、同項第三号ニ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該個人が、当該認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

第七十条の七の二第二項第五号イ及びロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　経営承継期間　前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は当該相続に係る経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七の二第二項第七号イ中「提出期限」の下に「（経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）」を加え、「次項第二号」及び「及び第三十一項第二号イ」を削り、同号ロ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例非上場株式等（」を「対象非上場株式等（」に、「により当該特例非上場株式等」を「により当該対象非上場株式等」に、「、当該特例非上場株式等」を「、当該対象非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日における」を「従業員数確認期間（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について第一項又は前条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十一項第二号イにおいて同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過するごとの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。）における当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の」に、「経営承継期間」を「従業員数確認期間」に、「第一種基準日の」を「基準日の」に改め、同項第三号中「特例非上場株式等に係る」を「対象非上場株式等に係る」に、「特例非上場株式等につき前条第一項」を「対象非上場株式等（当該対象非上場株式等以外の当該認定承継会社に係る対象非上場株式等又は当該認定承継会社に係る前条第一項に規定する対象受贈非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項に、「特例非上場株式等の」を「適用対象非上場株式等の」に改め、同項第四号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第五号及び第六号中「当該特例非上場株式等」を「適用対象非上場株式等」に改め、同項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までの規定中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第四項中「の特例非上場株式等」を「の対象非上場株式等」に改め、同項の表の第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、「前条第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、同表の第二号並びに同条第五項、第六項、第十項並びに第十四項第二号、第七号、第十一号及び第十二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第十六項中「の特例非上場株式等」を「の対象非上場株式等」に、「当該特例非上場株式等」を「当該対象非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、「前条第一項」の下に「又は第七十条の七の五第一項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十七項、第二十二項及び第二十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二十九項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十項及び第三十一項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第二号イ中「各第一種基準日におけるその」を「従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内にある各基準日におけるその」に、「を経営承継期間」を「を従業員数確認期間」に、「経営承継期間内にある第一種基準日」を「従業員数確認期間内にある基準日」に、「、各第一種基準日」を「、従業員数確認期間内にある各基準日」に改め、同条第三十三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第三十七項中「ホ」を「ヘ」に改め、同条第四十項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改める。

第七十条の七の三第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二項中「贈与が同条第十五項（第三号に係る部分に限る。）を「贈与が当該経営承継受贈者に係る贈与者の同条第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）に、「当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同条第一項

の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき同条第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等」を「同条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に第七十条の七第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に、「当該経営承継受贈者に係る贈与者又は当該経営承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与前に同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等につき第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に対する当該特例受贈非上場株式等」を「同項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等」に、「贈与者又は当該他の経営承継受贈者」を「政令で定める者」に改め、「、「第七十条の七第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」と」を削り、同条第三項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。

第七十条の七の四第一項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第二項第一号中「第五号の五年を経過する」を「第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項第三号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第四号イ中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「特例受贈非上場株式等」に改め、同号ロ中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同号ハ中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同項第五号中「同日以後五年を経過する」を「次に掲げる日のいずれか早い」に改め、「贈与が」の下に「当該贈与者の」を加え、「第三号に係る部分に限る」を「第三号に係る部分に限り、次条第十一項において準用する場合を含む」に、「当該贈与者又は当該贈与前に前項の特例受贈非上場株式等につき同条第十五項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第一項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等に係る相続承継会社の非上場株式等」を「第七十条の七第一項又は次条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に前項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等」に、「当該五年を経過する」を「当該次に掲げる日のいずれか早い」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

第七十条の七の四第二項第六号イ中「提出期限」の下に「（経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）」を加え、「次項において準用する第七十条の七の二第三項第二号又は」を削り、「同条第十項」を「第七十条の七の二第十項」に改め、同号ロ中「前号の五年を経過する」を「前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第三項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日」とあるのは「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」と、「場合　経営承継期間の末日」とあるのは「場合　経営相続承継期間の末日」と、同項第三号から第十七号までの規定」を「同項第三号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「当該対象非上場株式等」とあるのは「当該対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「対象非上場株式等又は」とあるのは「対象相続非上場株式等又は」と、「第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等」とあるのは「対象非上場株式等」と、同項第四号」に、「同条第四項」を「同項第五号及び第六号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第八号から第十七号までの規定中「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、同条第四項」に、「同条第二項第五号の五年を経過する」を「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第四項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第六項中「特例受贈非上場株式等」に改め、同条第七項中「、特例受贈非上場株式等」を「、対象受贈非上場株式等」に改め、同項第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する」を「第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「同項第五号の五年を経過する」を「同項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第八項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する」を「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第十二項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に、「同条第二項第五号の五年を経過する」を「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第十三項中「同条第二項第五号の五年を経過する」を「同条第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同条第十三項中「同条第一項」を「、第七十条の七の四第一項」に、「「第七十条の七の四第一項」を「、第七十条の七の四第一項」に、「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、「同条第二十三項中」の下に「を第一項」とあるのは「を同条第一項」と、」を加え、同条第十六項及び第十七項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第十八項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十項中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改める。

第七十条の七の十第四項第二号及び第四号中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の

十四第二項」に改め、同条を第七十条の七の十四とする。

第七十条の七の九を第七十条の七の十三とする。

第七十条の七の八第五項中「第七十条の七の五第五項」を「第七十条の七の九第五項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第六項中「第七十条の七の五第六項」を「第七十条の七の九第六項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第七項中「第七十条の七の五第七項」を「第七十条の七の九第七項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第九項中「第七十条の七の五第九項」を「第七十条の七の九第九項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十項第一号中「第七十条の七の五第十項第一号」を「第七十条の七の九第十項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の七の五第五項」を「第七十条の七の九第五項」に改め、同条第十一項中「第七十条の七の五第十一項」を「第七十条の七の九第十一項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十二項中「第七十条の七の五第十二項」を「第七十条の七の九第十二項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第七十条の七の八第五項」を「第七十条の七の十二第五項」に、「第七十条の七の八第六項」を「第七十条の七の十二第六項」に、「第七十条の七の八第九項」を「第七十条の七の十二第九項」に改め、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十四項中「第七十条の七の五第十四項」を「第七十条の七の九第十四項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第十五項中「第七十条の七の五第十五項」を「第七十条の七の九第十五項」に、「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条を第七十条の七の十二とする。

第七十条の七の七第二項中「第七十条の七の九第一項」に改め、同条を第七十条の七の十一とする。

第七十条の七の六を第七十条の七の十とする。

第七十条の七の五第一項中「第七十条の七の八」を「第七十条の七の十二」に、「第七十条の七の七」を「第七十条の七の十一」に、「第七十条の七の十」を「第七十条の七の十四」に改め、同条第二項中「第七十条の七の十まで」を「第七十条の七の十四まで」に改め、同項第一号中「第七十条の七の八第二項及び第七十条の七の十」を「第七十条の七の十二第二項及び第七十条の七の十四」に改め、同条第三項第二号中「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加え、同条第十項第二号中「第七十条の七の五第二項第二号」を「第七十条の七の九第二項第二号」に改め、同項第四号及び第六号中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条を第七十条の七の九とする。

第七十条の七の四の次に次の四条を加える。

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）

第七十条の七の五　特例認定贈与承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七及び第七十条の七の八において「特例贈与者」という。）が特例経営承継受贈者に当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与（平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する贈与に限る。）をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該特例経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条、第七十条の七及び第七十条の七の八において「特例対象受贈非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例贈与者（特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合における当該特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項又は同条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者。次項第七号及び第十一項において準用する同条第十五項において同じ。）の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一　特例経営承継受贈者が一人である場合　次に掲げる贈与の場合の区分に応じそれぞれ次に定める贈与

イ　当該贈与の直前において、当該特例贈与者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。次号において同じ。）の総数又は総額の三分の二から当該特例経営承継受贈者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合　当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該特例贈与者が当該贈与の直前において有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与

二　特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合　当該贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例贈与者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特例認定贈与承継会社　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　当該会社の常時使用従業員（常時使用

する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）の数が一人以上であること。

ロ　当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ　当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社（ニにおいて「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ　当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に会社が他の法人の発行済株式若しくは出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（第八号イ、次条及び第七十条の七の八第二項において「支配関係」という。）がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二　特例円滑化法認定　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。）の経済産業大臣（同法第十六条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事）の認定をいう。

三　資産保有型会社　第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。

四　資産運用型会社　第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。

五　非上場株式等　第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

六　特例経営承継受贈者　特例贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定贈与承継会社が定めた二人又は三人までに限る。）をいう。

イ　当該個人が、当該贈与の日において二十歳以上であること。

ロ　当該個人が、当該贈与の時において、当該特例認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。次条及び第七十条の七の八において同じ。）を有していること。

ハ　当該贈与の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。ニ(2)、次条及び第七十条の七の八において同じ。）の百分の五十を超える数であること。

ニ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

(1)　当該個人が一人の場合　当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前項、次条第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。(2)において同じ。）が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

(2)　当該個人が二人又は三人の場合　当該贈与の時において、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ホ　当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該贈与により取得をした当該特例認定贈与承継会社の特例対象受贈非上場株式等の全てを有していること。

ヘ　当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特例認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

ト　当該個人が、当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けていないこと。

チ　当該個人が、当該特例認定贈与承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

七　特例経営贈与承継期間　前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該特例経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該特例経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

八　納税猶予分の贈与税額　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等の価額（当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社又は当該特例認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「特例認定贈与承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。）を有す

る場合には、当該特例認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ　前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合　当該特例対象受贈非上場株式等の価額を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十二及び第二十一条の十三の規定を適用して計算した金額

九　経営贈与報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　特例経営贈与承継期間　前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第六項において「第一種贈与基準日」という。）

ロ　特例経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額（既に次項において準用する第七十条の七第四項又は第五項の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用があった特例対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の七第一項において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十一項、第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第六項において「第二種贈与基準日」という。）

3　第七十条の七第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継受贈者以外の特例経営承継受贈者、第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等及び第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

4　第七十条の七第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき特例対象受贈非上場株式等（合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者のその特例贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

6　第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十一項、第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営贈与報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種贈与基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種贈与基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第八項及び第二十一項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　第七十条の七第十項の規定は、猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

8　第七十条の七第十一項の規定は、第六項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

9　第七十条の七第十二項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

10　第七十条の七第十三項及び第十四項の規定は、特例経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項中「経営承継受贈者」とあるのは「特例経営承継受贈者」と、「贈与者」とあるのは「特例贈与者」と、「第七十条の七第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の五第二項第一号」と、「免除」とあるのは「免除の特例」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「特例認定贈与承継会社」と、「」と、「株主」とあるのは「又は同項第六号に規定する特例経営承継受贈者」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該贈与税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の第一項の」とあるのは「第七十条の七の五第一項の」と、「第七十条の七の」とあるのは「第七十条の七の五の」と読み替えるものとする。

11　第七十条の七第十五項から第二十項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた贈与税の免除について準用する。この場合において、同条第十五項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同条第十八項及び第十九項中「第二十七項」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項」と読み替えるものとする。

12　第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等

に係る特例認定贈与承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（当該特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該特例経営承継受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。第十四項第一号及び第二十二項において同じ。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項及び第十七項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。次項において同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用については、同項の表の第一号中「第八号」から第十二号まで」とあるのは「第八号」と、「猶予中贈与税額」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第二号の中欄中「猶予中贈与税額のうち、当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額（第七十条の七の五第十二項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第三号の中欄中「猶予中贈与税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第二号イに掲げる金額（当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」と、同表の第四号の中欄中「猶予中贈与税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第三号イに掲げる金額（当該株式交換等に際して交付された当該他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」とする。

一　特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例経営承継受贈者が当該特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）をした場合（当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額（当該譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に満たないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税額

イ　当該譲渡等の対価の額（当該額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした数又は金額に対応する当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等（会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二　特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この条において同じ。）が当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税額

イ　合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する特例認定贈与承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三　特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。イ及び第十四項第一号ハにおいて同じ。）となつた場合（当該他の会社が当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計

ないとき　当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ　交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた特例認定贈与承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものの合計額

13　前項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当する場合で、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、特例経営承継受贈者が次項の規定の適用を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、申請期限までに同項各号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する担保を提供した場合で、かつ、当該申請期限までにこの項の規定の適用を受けようとする旨、当該金額の計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、再計算対象猶予税額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には猶予中贈与税額のうち同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額をいい、同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には猶予中贈与税額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）から当該合計額を控除した残額を免除し、当該合計額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には、当該合計額に猶予中贈与税額から当該再計算対象猶予税額を控除した残額を加算した金額）を猶予中贈与税額とすることができる。

一　前項第一号イに規定する譲渡等の対価の額が当該譲渡等をした時における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

二　前項第二号イに規定する合併対価の額が合併がその効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

三　前項第三号イに規定する交換等対価の額が株式交換等がその効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

14　第十二項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日において、前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額に相当する贈与税の納税の猶予に係る期限及び免除については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次に掲げる会社が当該二年を経過する日においてその事業を継続している場合として政令で定める場合　特例再計算贈与税額（前項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該二年を経過する日から二月を経過する日（当該二年を経過する日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次号、第十六項及び第十七項において「再申請期限」という。）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とし、前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額から特例再計算贈与税額を控除した残額に相当する贈与税については、免除する。

イ　前項第一号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等に係る会社

ロ　前項第二号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

ハ　前項第三号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

二　前号イからハまでに掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合　前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する贈与税については、第一項の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の時価とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額（第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

16　第十四項第一号の規定により同号の贈与税の免除を受けようとする特例経営承継受贈者は、再申請期限までに、同号の免除を受けようとする旨、免除を受けようとする贈与税に相当す

る金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

17　税務署長は、第十二項、第十三項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与税若しくは第十三項若しくは第十四項第一号に規定する贈与税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継受贈者に通知するものとする。

18　第七十条の七第十八項及び第十九項の規定は、第十二項、第十三項又は第十六項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第二十七項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項の表の第九号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

19　前三項に定めるもののほか、第十二項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

20　第七十条の七第二十一項から第二十五項までの規定は、特例認定贈与承継会社について同条第二十一項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の贈与税額の計算及び免除について準用する。

21　第七十条の七第二十六項の規定は、第六項又は第十一項において準用する同条第十五項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。

22　第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。

一　第三項において準用する第七十条の七第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二　第三項において準用する第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三　第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四　第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五　第九項において準用する第七十条の七第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
六　第十一項において準用する第七十条の七第十六項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
七　第十一項において準用する第七十条の七第十六項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の特例認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
八　第十一項において準用する第七十条の七第十六項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
九　第十二項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日

十　第十二項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日
十一　第十二項第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の特例認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日
十二　第十四項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号に規定する特例再計算贈与税額	同号の再申請期限
十三　第十四項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に規定する猶予中贈与税額とされた金額	同号の再申請期限
十四　第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

23　第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者が前項の表の第三号から第十四号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（特例経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。

24　第七十条の七第二十九項の規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により財産を取得した場合について準用する。

25　第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同条第三十一項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。

26　第七十条の七第三十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十六条の規定に基づく政令の規定により特例円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第二十七項及び第二十八項並びに第七十条の七の八第十五項及び第十六項において同じ。）が、第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等若しくは当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社について、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

27　第七十条の七第三十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第三十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

28　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）

第七十条の七の六　特例認定承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「特例被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得（平成三十年一月一日から平成三十九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の八において同じ。）の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）をした特例経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条において「特例対象非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特例認定承継会社　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に

係る相続の開始の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）の数が一人以上であること。

ロ　当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ　当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社（ニにおいて「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ　当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二　特例円滑化法認定　前条第二項第二号に定める認定をいう。

三　資産保有型会社　第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。

四　資産運用型会社　第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。

五　非上場株式等　第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

六　特例経営承継期間　前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該特例経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該特例経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

七　特例経営承継相続人等　特例被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特例認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定承継会社が定めた二人又は三人までに限る。）をいう。

イ　当該個人が、当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日において、当該特例認定承継会社の代表権を有していること。

ロ　当該相続の開始の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

(1)　当該個人が一人の場合　当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前条第一項、前項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。(2)において同じ。）が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

(2)　当該個人が二人又は三人の場合　当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ニ　当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該特例認定承継会社の特例対象非上場株式等の全てを有していること。

ホ　当該個人が、当該特例認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けていないこと。

ヘ　当該個人が、当該特例認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

八　納税猶予分の相続税額　前項の規定の適用に係る特例対象非上場株式等の価額（当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社又は当該特例認定承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「特例認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、当該特例認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）を前項の特例経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例経営承継相続人等の相続税の額

九　経営報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　特例経営承継期間　前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第七項において「第一種基準日」という。）

ロ　特例経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象非上

場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第七項において「第二種基準日」という。）

3　第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継相続人等以外の特例経営承継相続人等、第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者及び第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

4　第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等が納税猶予分の相続税額につき特例対象非上場株式等（合併により当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

5　第七十条の七の二第七項の規定は、第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合について準用する。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等のその特例被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

7　第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第九項及び第二十二項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　第七十条の七の二第十一項の規定は、猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

9　第七十条の七の二第十二項の規定は、第七項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

10　第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

11　第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、特例経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項第十一号中「当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額」とあるのは「零」と、「当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額」とあるのは「当該株式等の価額」と、同条第十五項中「経営承継相続人等」とあるのは「特例経営承継相続人等」と、「被相続人」とあるのは「特例被相続人」と、「第七十条の七の二第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の六第二項第一号」と、「免除」とあるのは「免除の特例」」と、「認定承継会社」とあるのは「特例認定承継会社」と、「」と、「株主」とあるのは「又は同項第七号に規定する特例経営承継相続人等」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該相続税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の二第一項の」とあるのは「第七十条の七の六第一項の」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第七十条の七の六の」と読み替えるものとする。

12　第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項第二号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第十九項及び第二十項中「第二十八項」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項」と読み替えるものとする。

13　第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（当該特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に第九項において準用する第七十条の七の二第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該特例経営承継相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。第十五項第一号及び第二十三項において同じ。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項及び第十八項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。次項におい

て同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第三項において準用する第七十条の七の二第五項の規定の適用については、同項の表の第一号中「第八号から第十二号まで」とあるのは「第八号」と、「猶予中相続税額」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第二号の中欄中「猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第三号の中欄中「猶予中相続税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第二号イに掲げる金額（当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」と、同表の第四号の中欄中「猶予中相続税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の価額には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第三号イに掲げる金額（当該株式交換等に際して交付された当該他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」とする。

一　特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例経営承継相続人等が当該特例対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）をした場合（当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額（当該譲渡等をした特例対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　当該譲渡等の対価の額（当該額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした数又は金額に対応する当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二　特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百七十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この条において同じ。）が当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する特例認定承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三　特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。イ及び第十五項第一号ハにおいて同じ。）となつた場合（当該他の会社が当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた特例認定承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

四　特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が解散をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該解散の直前における猶予中相続税額に満たないとき　当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ　当該解散の直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例

対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ　当該解散の日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

14　前項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当する場合で、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、特例経営承継相続人等が次項の規定の適用を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、申請期限までに同項各号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する担保を提供した場合で、かつ、当該申請期限までにこの項の規定の適用を受けようとする旨、当該金額の計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、再計算対象猶予税額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には猶予中相続税額のうち同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額をいい、同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には猶予中相続税額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）から当該合計額を控除した残額を免除し、当該合計額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には、当該合計額に猶予中相続税額から当該再計算対象猶予税額を控除した残額を加算した金額）を猶予中相続税額とすることができる。

一　前項第一号イに規定する譲渡等の対価の額が当該譲渡等をした時における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

二　前項第二号イに規定する合併対価の額が合併がその効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

三　前項第三号イに規定する交換等対価の額が株式交換等がその効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

15　第十三項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日において、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額に相当する相続税の納税の猶予に係る期限及び免除については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次に掲げる会社が当該二年を経過する日においてその事業を継続している場合として政令で定める場合　特例再計算相続税額（前項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該二年を経過する日から二月を経過する日（当該二年を経過する日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次号、第十七項及び第十八項において「再申請期限」という。）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とし、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額から特例再計算相続税額を控除した残額に相当する相続税については、免除する。

イ　前項第一号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等に係る会社

ロ　前項第二号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

ハ　前項第三号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

二　前号イからハまでに掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合　前項の規定により猶予中相続税額とされた金額（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、再申請期限をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

16　前項第一号の「特例再計算相続税額」とは、同号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額に第十三項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

17　第十五項第一号の規定により同号の相続税の免除を受けようとする特例経営承継相続人等は、再申請期限までに、同号の免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

18　税務署長は、第十三項、第十四項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相続税若しくは第十四項若しくは第十五項第一号に規定する相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継相続人等に通知するものとする。

19　第七十条の七の二第十九項及び第二十項の規定は、第十三項、第十四項又は第十七項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第二十八項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第十二号」と、「同表の第六号」とあるのは「同表の第九号」と、同条第二十項中「第二十八項の表の第六号の上欄又は同表の第八号」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項の表の第九号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

20　前三項に定めるもののほか、第十三項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

21　第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場

合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。

22　第七十条の七の二第二十七項の規定は、第七項又は第十二項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。

23　第一項の規定の適用を受けた特例経営承継相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一　第三項において準用する第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日	
二　第三項において準用する第七十条の七の二第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	
三　第三項において準用する第七十条の七の二第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	
四　第九項において準用する第七十条の七の二第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限	
五　第十項において準用する第七十条の七の二第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定の適用があつた場合	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限	
六　第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	
七　第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日	
八　第十二項において準用する第七十条の七の二第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日	
九　第十三項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日	
十　第十三項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額又は同項第三号イに掲げる金額（同号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等がその効力を生じた日から二月を経過する日	
十一　第十三項第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の特例認定承継会社が解散をした日から二月を経過する日	

十二　第十五項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号に規定する特例再計算相続税額	同号の再申請期限
十三　第十五項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に規定する猶予中相続税額とされた金額	同号の再申請期限
十四　第二十一項において準用する第七十条の七の二第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

24　第一項の規定の適用を受けた特例経営承継相続人等が前項の表の第三号から第十四号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、特例経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（特例経営承継期間については、年零パーセント）」とする。

25　第七十条の七の二第三十項の規定は、第一項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により財産を取得した場合について準用する。

26　第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定は、第一項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が同条第三十二項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。

27　第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場株式等若しくは当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

28　第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

29　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第七十条の七の七　第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合（その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第七十条の七の五第八項において準用する第七十条の七第十一項、第七十条の七の五第九項において準用する第七十条の七第十二項又は第七十条の七の五第十項において準用する第七十条の七第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合及びその死亡の時以前に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該特例贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該特例経営承継受贈者が当該特例贈与者から相続（当該特例経営承継受贈者が当該特例贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限るものとし、合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る同項の特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例対象受贈非上場株式等の価額については、当該特例贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額（第七十条の七の五第二項第八号の特例対象受贈非上場株式等の価額をいう。）を基礎として計算するものとする。

2　第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る特例贈与者」とあるのは「係る前の贈与者（第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいう。）」と、「当該特例贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与（第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。）により当該政令で定める者が取得」と、「当該贈与の」とあるのは「当該前の贈与の」と、「第七十条の七の五第二項第八号」とあるのは「同条第二項第八号」とする。

3　第一項前段に規定する特例対象受贈非上場株式等について同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の七の七第一項（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等を除く」とする。

（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）

第七十条の七の八　前条第一項の規定により同項の特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例対象受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例対象受贈非上場株式等（特例認定相続承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。）で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条において「特例対象相続非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例経営相続承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特例経営相続承継受贈者　第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に定める者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ　その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の代表権を有していること。

ロ　前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者及びその者と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定相続承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ　前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者が有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数が、その者と口に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（その者以外の第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は前項の規定の適用を受ける者を除く。）が有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二　特例認定相続承継会社　第七十条の七の五第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件（同項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が第五号イ又は口に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、ハに掲げるものを除く。）の全てを満たすものをいう。

イ　当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）の数が一人以上であること。

ロ　当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ　当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社（ニにおいて「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ　当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

三　非上場株式等　第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

四　納税猶予分の相続税額　前項の規定の適用に係る特例対象相続非上場株式等の価額（当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は当該特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「特例認定相続承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合には、前項の特例対象受贈非上場株式等の第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該特例認定相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、当該特例認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等を有していなかつたものとして財務省令で定めるところにより計算した価額）を前項の特例経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例経営相続承継受贈者の相続税の額

五　特例経営相続承継期間　第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る特例贈与者（特例経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合には、第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に前項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者。第五項及び第六項並びに第十項において準用する第七十条の七の二第十五項において同じ。）について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該次に掲げる日のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営相続承継受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ　当該特例経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ　当該特例経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

六　経営相続報告基準日　次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ　特例経営相続承継期間　第七十条の七

の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限（特例経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過するごとの日（第六項において「第一種相続基準日」という。）

ロ　特例経営相続承継期間（前項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該特例経営相続承継受贈者に係る第七十条の七の五第二項第七号に規定する特例経営贈与承継期間）の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、次項の規定の適用があつた特例対象相続非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。第六項及び第七項において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項において準用する同条第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項及び第十項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間　当該末日の翌日から三年を経過するごとの日（第六項において「第二種相続基準日」という。）

3　第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営相続承継受贈者以外の特例経営相続承継受贈者、第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者及び第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

4　第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が納税猶予分の相続税額につき特例対象相続非上場株式等（合併により当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

5　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が提出する相続税の申告書に、特例対象受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一　当該特例対象受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類

二　当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該特例贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相続報告基準日を除く。）が存する場合には、届出期限（第一種相続基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種相続基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第八項及び第十三項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三　第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該特例経営相続承継受贈者が第二項第一号イからハまでに掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社が同項第二号イからホまでに掲げる要件（当該特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が同項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、同項第二号ハに掲げるものを除く。）その他財務省令で定める要件を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類

6　第一項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者は、特例対象相続非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項又は第十項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営相続報告基準日（当該特例対象相続非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該特例贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相続報告基準日を除く。）が存する場合には、届出期限（第一種相続基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種相続基準日の翌日から三月を経過する日をいう。第八項及び第十三項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　第七十条の七の二第十一項の規定は、猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

8　第七十条の七の二第十二項の規定は、第六項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

9　第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

10　第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、特例経営相続承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項第十一号中「当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額」とあるのは「零」と、「当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額」とあるのは「当該株式等の価額」と、同条第十五項中「経営承継相続人等」とあるのは「特例経

営相続承継受贈者」と、「被相続人」とあるのは「特例贈与者」と、「第七十条の七の二第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の八第二項第二号」と、「についての相続税の納税猶予及び免除」とあるのは「の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」と、「認定承継会社」とあるのは「特例認定相続承継会社」と、「」と、「株主」とあるのは「又は同項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該相続税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の二第一項の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第七十条の七の八の」と読み替えるものとする。

11　第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項第二号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第十九項及び第二十項中「第二十八項」とあるのは「第七十条の七の八第十八項において準用する第七十条の七の六第二十三項」と読み替えるものとする。

12　第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定相続承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。

13　第七十条の七の二第二十七項の規定は、第六項又は第十一項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。

14　第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定は、第一項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社が同条第三十二項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。

15　第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者又は同項の特例対象相続非上場株式等若しくは当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

16　第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

17　第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定は、第一項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合において、同項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者が当該特例対象相続非上場株式等の全部若しくは一部の譲渡若しくは贈与をしたとき、又は当該特例認定相続承継会社が合併、株式交換、株式移転若しくは解散をしたときについて準用する。

18　第七十条の七の六第二十三項及び第二十四項の規定は、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項、第十項において準用する同条第十五項又は前項において準用する第七十条の七の六第十三項若しくは第十五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定したことによる利子税の納付について準用する。

19　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八第四項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改める。

第七十条の八の二第四項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特定美術品　当該特定美術品の価額に百分の二十を乗じて計算した価額

第七十条の八の二第四項第三号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同項第四号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に、「第七十条の七の五第二項第二号」を「第七十条の七の九第二項第二号」に、「第七十条の七の九第一項」を「第七十条の七の十三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等又は第七十条の七の八第一項に規定する特例対象相続非上場株式等　零（当該特例対象非上場株式等に係る第七十条の七の六第二項第一号に規定する特例認定承継会社若しくは当該特例認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特例認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七の五第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人又は当該特例対象相続非上場株式等に係る第七十条の七の八第二項第二号に規定する特例認定相続承継会社若しくは当該特例認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定承継会社の第七十条の七の六第二項第一号ハに規定する特別関係会社又は当該特例認定相続承継会社の第七十条の七の八第二項第二号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。）又は第七十条の七の六第十一項若しくは第七十条の七の八第十項において準用する第七十条の七の二第十四項第十一号に規定する政令で定める法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）又は出資を有する場合には、当該株式又は出資の価額）

第七十条の十三第一項中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の十四第二項」に改める。

第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項、第七十六条及び第七十七条の二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「第二十五条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七条第二項」を「第二十六条第二項」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第百十四条第二項」を「第百二十八条第二項」に、「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に、「第百十三

条第一項又は第百十四条第一項」を「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」に、「第二条第二十五項」を「第二条第二十六項」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十三条第二項第三号の経営力向上の内容として同法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨の記載があるものに限る。）に係る同法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定に係るものであつて産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得　千分の十六

二　合併による不動産の所有権の取得　千分の二

三　分割による不動産の所有権の取得　千分の四

第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二を第八十三条の二の二とし、第八十三条の次に次の一条を加える。

（低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の二　都市再生特別措置法第百九条の六第二項第一号の者が、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき、同条第二項第二号の土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該低未利用土地権利設定等促進計画に係る都市再生特別措置法第百九条の八の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては千分の五とする。

第八十四条の二の次に次の二条を加える。

（特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税）

第八十四条の二の二　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第二項に規定する特定連絡道路の工事を行う同条第一項に規定する特定連絡道路工事施行者が、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、当該特定連絡道路の用に供する土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（相続に係る所有権の移転登記の免税）

第八十四条の二の三　個人が相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2　個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、土地について相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、当該土地が相続による土地の所有権の移転の登記の促進を特に図る必要があるものとして政令で定めるものであり、かつ、当該土地の当該登記に係る登録免許税法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額が十万円以下であるときは、当該土地の相続による所有権の移転の登記については、登録免許税を課さない。

第八十四条の七第四項中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「第九十五条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「同法第二十三条第二項第一号又は第二号」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号又は第二号」に、「が、平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「のうちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類（酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類の製造者（以下この条において「特例適用製造者」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」に改め、「（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）」を「酒類」に改め、「移出した」の下に「清酒等のそれぞれの酒類の」を加え、「清酒等の製造者」を「特例適用製造者」に改め、「規定にかかわらず」の下に、「次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」を「同表の下欄に定める割合」に改め、同項に次の表を加える。

酒類	期間	割合
酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定するその他の発泡性酒類（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。）	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	百分の八十

酒税法第三条第十三号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十二年九月三十日まで	百分の八十
	平成三十二年十月一日から平成三十五年三月三十一日まで	九十分の六十四
酒税法第三条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	百分の九十

第八十七条第二項中「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに」を「その年度の」に、「前項に規定する清酒等の製造者」を「特例適用製造者」に、「同項の」を「前項の」に改め、「「その年度（」とあるのは「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度（」と、「開始前」とあるのは「うちにその年度の開始前」と」を削り、「以下」と、」の下に「同項の表中」を加え、「「百分の九十」を「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」に改める。

第八十七条の四第一項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「受けた者」の下に「のうちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の数量が一万キロリットル以下である酒類製造者（以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。）を加え、「（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「における」の下に「酒類の製造場から移出した」を加え、「製造場から移出した」を削り、「ビールの製造者」を「特例適用製造者」に改め、同条第二項中「平成二十七年四月一日から」を削り、「前項に規定するビールの製造者」を「特例適用製造者」に、「同項の」を「前項の」に改め、「「その年度（」とあるのは「平成二十七年四月一日から当該五年を経過する日の属する年度（」と、「開始前」とあるのは「末日までの間の各年度のうちにその年度の開始前」と」を削り、同条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「が、同年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「のうちその年度の開始前一年間における酒類の製造場から移出した酒類の数量が一万キロリットル以下である酒類製造者（以下この項及び次項において「特例適用製造者」という。）が、同年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「における」の下に「酒類の製造場から移出した」を加え、「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六」に改め、「製造場から移出した」を削り、「ビールの製造者」を「特例適用製造者」に改め、同条第四項中「、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに」を「、その年度の」に、「前項に規定するビールの製造者」を「特例適用製造者」に、「同項の」を「前項の」に改め、「「その年度の」とあるのは「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちにその年度の」と、」を削り、同条第五項中「ビールの製造者」を「特例適用製造者」に改める。

第八十七条の六第十一項中「第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者について」を「第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び次項において「免税酒類購入者」という。）について」に、「第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者」を「免税酒類購入者」に、「第八十七条の六第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務がある」を「第八十七条の六第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入した」に、「免税酒類に係る納税義務者等」を「免税酒類購入者」に、「租税特別措置法第八十七条の六第四項に規定する酒類の同項に規定する譲渡等（次号において「免税酒類の譲渡等」という。）」を「前号に掲げる酒類」に、「免税酒類の譲渡等に」を「第四号に掲げる酒類に」に改め、同条第十二項中「準用される第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者」及び「準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者」を「準用される免税酒類購入者」に、「同条第三項」を「同項」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこ」を「第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこ」に、「一万千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項中「第一種の製造たばこ」を「紙巻たばこ」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第九十条第二項」を「第六項並びに第九十条第二項及び第六項」に改め、同条第九項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条第十項中「は、」を「は」に、「それぞれみなして、」を「それぞれみなして」に、「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」を「国税通則法第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イ及びハに係る部分並びに第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条」に、「、同号ハ」を「同号ハ」に、「、同法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」を「同法第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号ハに係る部分に限る。）及び第百三十条」に改める。

第八十九条第十三項中「、それぞれ」を削り、同条第十六項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第十七項の表中「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に、「第十六条の四第三項」を「第十六条の五第三項」に改める。

第八十九条の二第七項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第八項中「同法第十四条第六項」を「同条第六項」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第十項中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改め、同条に次の六項を加える。

12　第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品の移入をした同項ただし書に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者が、当該特定石油化学製品につき、当該移出をした日の属する月分の第六項の規定による書面を同項に規定する期限内に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該特定石油化学製品が第四項ただし書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことについての明細を明らか

にしているときは、第六項の規定にかかわらず、第四項ただし書の規定を適用する。

一　当該特定石油化学製品を移出した者と当該特定石油化学製品を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該特定石油化学製品の製造者が移出する当該特定石油化学製品の製造者が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

13　第八項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する特定石油化学製品を継続して移入する場所であり、かつ、当該特定石油化学製品を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

14　第十二項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

15　税務署長は、第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

16　第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

17　第十二項から前項までに定めるもののほか、第十二項又は第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の三第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6　第一項の規定に該当する揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が第一項に規定する用途に供される揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7　第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8　第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9　税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10　第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11　第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の四第一項中「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第十二項及び第十三項」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第九十条第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6　第一項の規定に該当するみなし揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該みなし揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一　当該みなし揮発油を移出した者と当該みなし揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該みなし揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7　第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該みなし揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8　第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9　税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又

は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10　第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11　第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十条の二第一項中「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第十二項及び第十三項」に改める。

第九十条の三の三第一項中「手続」を「ところ」に改め、「納税地」の下に「(石油石炭税法第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けている場合には、当該承認を受けていないものとした場合の納税地。以下この節において同じ。)」を加え、「石油石炭税法」を「同法」に改める。

第九十条の三の四第一項中「及び石炭」の下に「(前条の規定の適用を受けたものを除く。)」を加える。

第九十条の十二第一項第四号イ(2)中「(昭和五十四年法律第四十九号)」を削り、「第八十条第一号イ」を「第百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条第四項中「第三項まで」の下に「若しくは第五項」を加える。

第九十条の十三中「平成三十年四月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の十四第一項中「並びに衝突」を「、衝突」に、「を装備した」を「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二以上の装置を装備した」に、「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「専ら人の運送の用に供する自動車(財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。)」を「乗合自動車等」に、「及び同法」を「、同法」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)」を「乗合自動車等」という。)」を「乗合自動車等」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)」に係る保安基準のいずれにも」を「保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　車両総重量が五トン以下の専ら人の運送の用に供する自動車(財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第二項中「前項第四号に掲げる」を「車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合する」に、「平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から同年十月三十一日」に、「道路運送車両法」を「同法」に改め、同条第三項中「検査自動車(この下に「第一項又は」を加え、「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日(第五号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日)」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日(第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十月三十一日)」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「車両総重量が十二トンを超える乗合自動車等」を「乗合自動車等又は車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下の貨物自動車」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「第九十条の十二第二項又は」を「第一項若しくは第二項又は第九十条の十二第二項若しくは」に、「平成二十九年四月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日(車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車にあつては平成三十年十月三十一日、車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車にあつては平成三十二年十月三十一日)」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　次に掲げる検査自動車(第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。)のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置(第一号に掲げる検査自動車にあつては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置)を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成三十一年十一月一日(第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十一月一日)から平成三十三年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項)の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一　第一項第一号に掲げる検査自動車

二　車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四　車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十一条第二項及び第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第九十三条第五項中「及び第七十条の六第四十項」を「、第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の六第十九項」を「第七十条の六の六第十九項」に、「第七十条の七第十三項第十二号」を「第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号」に、「第二十七項並びに」を「第二十七項、」に、「並びに第七十条の七の五第十二項（第七十条の七の八第十二項」を「、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項（第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。）並びに第七十条の七の九第十二項（第七十条の七の十二第十二項」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、「第七十条の七第三十五項」の下に「（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）」を、「第七十条の七の四第二十項」の下に「、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項」を加え、同表の市町村の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十六条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「が千」を「が百」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第十七条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「ない」を「、ない」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は同法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される同編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第七十五条の三第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第十七条の二第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第四十二条の五第二項及び第三項」を「第四十二条の五第二項」に改め、「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六第二項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三　法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四　法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（第百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五　法人税法第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

13　租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第四項の規定の適用がある場合における第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節（第百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除に」とする。

第十七条の二の二第八項を次のように改める。

8　前条第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の二の三第八項を次のように改める。

8　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の三第五項を次のように改める。

5　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の二第四項を次のように改める。

4　第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の二の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の四第一項中「第六十八条の十五の七第一項各号」を「第六十八条の十五の八第一項各号」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十二条の二　法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人である法人がこの章（次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同法第七十五条の三第一項中「含む。」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第二十三条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第二十二条の二（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第二十二条の二に規定する政令で定める規定、」とする。

第二十五条の二第十二項を次のように改める。

12　第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第二十五条の二第十四項中「第十一項まで及び前項」を「前項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六十八条の十第二項及び第三項」を「第六十八条の十第二項」に、「並びに第六十八条の十五の七」を「、第六十八条の十五の七第二項並びに第六十八条の十五の八」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三　法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適

用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

五　地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

14　租税特別措置法第六十八条の九十一第四項又は第六十八条の九十三の三第四項の規定の適用がある場合における第十二項の規定の適用については、同項中「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法」とあるのは「同法第六十八条の九十一第七項及び第六十八条の九十三の三第七項並びに法人税法」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

第二十五条の二の二第八項を次のように改める。

8　前条第十二項から第十四項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の二第十項中「第七項まで及び前項」を「前項まで」に改める。

第二十五条の二の三第八項を次のように改める。

8　第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の二第一項」と読み替えるものとする。

第二十五条の三第七項中「第四項まで及び前項」を「前項まで」に改める。

第二十五条の三の二第四項を次のように改める。

5　第二十五条の二第十二項から第十四項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第二十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

第二十五条の三第六項中「、第三項及び前項」を「から前項まで」に改める。

第二十五条の四第一項中「第六十八条の十五の八」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）

第三十条の二　法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第十五条から第二十二条の二まで及び次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第十五条から第二十二条の二まで及び第三十一条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第三十条の二（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第三十条の二に規定する政令で定める規定、」とする。

第四十条の三及び第四十条の四を削り、第四十条の五を第四十条の三とする。

第四十三条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「における」の下に「酒類の製造場から移出したものとする。

第二十五条の三の三第六項中「、第三項及び前項」を「から前項まで」に改める。

第二十五条の四第一項中「第六十八条の十五の八」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）

第三十条の二　法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第十五条から第二十二条の二まで及び次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。）」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第十五条から第二十二条の二まで及び第三十一条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第三十条の二（連結親法人の電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。）及び」とあるのは「含む。）の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第三十条の二に規定する政令で定める規定、」とする。

第四十条の三及び第四十条の四を削り、第四十条の五を第四十条の三とする。

第四十三条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「における」の下に「酒類の製造場から移出した」を加え、「又は第二十九条」を「若しくは第二十九条の規定又は租税特別措置法第八十七条の六」に改め、「製造場から移出した」を削り、「同法第三十条第三項」を「酒税法第三十条第三項」に改める。

第五十二条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の下に「（平成十四年法律第百四十七号）」を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十九条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「（同法」の下に「第九十三条及び」を加え、同条第三号中「（同法」の下に「第百六十五条の五の三及び」を加え、「規定を」を「規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十条の規定を」に改め、同条第四号中「の規定」の下に「（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十五条の規定を除く。）」を加え、同条第五号中「の規定」の下に「（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十九条の規定を除く。）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十三条の二　復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の

復興特別所得税の額から控除する。

2　復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

一　その年の所得税法第百六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額

二　その年分の所得税法第百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）

3　前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「同条」を「同法第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六」に、「前条」を「前二条」に改める。

第十五条中「前三条」を「第十二条から前条まで」に改める。

第十七条第一項第二号中「及び第十四条」を「から第十四条まで」に改める。

第二十八条第二項中「額に」を「額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に」に改め、同条第七項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合（当該所得税について第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があった場合に限る。）又は第六項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項又は第六項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

第二十八条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付（同法第三十七条の十一の六第七項の規定により平成三十二年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

第二十八条第二項の次に次の二項を加える。

3　前二項の場合において、第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における第十三条、第十七条及び前条の規定の適用については、第十三条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第百七十条の規定及び第二十八条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第十七条第一項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第二十八条第三項の規定により控除された金額に相当する金額及び第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額）」とする。

第二十九条第二項中「前条第六項及び第七項」を「前条第九項及び第十一項」に改める。

第三十条第三項中「第二十八条第六項及び第七項」を「第二十八条第九項及び第十一項」に改める。

第三十三条第一項の表所得税法の項中

第四十五条第一項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税

を

第四十五条第一項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税
第九十三条第一項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額

別所得税	興特別所得税の額の合計額	に、	第百六十五条の六第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復として政令で定める
興特別所得税控除限度額	金額と	を	第百六十五条の五の三第一項	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別
			第百六十五条の六第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復興特として政令で定める金額
所得税の額の合計額	別所得税控除限度額と	に改め、同表租税特別措置法の項中	第三十九条第四項		所得税につき得税法第百五三条の二第一各号
			第八条の四第三項第四号		
			同法第九条の六第三項		
			同法第九条の六の二第三項		
			同法第九条の六の三第三項		
			同法第九条の六の四第三項		
			及び当該		
			係る同法		

所十項	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特	を			
			所得税の額に	という。）（	
			同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法	特定調整外国税相当額（	
			第九条の三の二第三項第一号	の額	
			第九条の三の二第六項	所得税法	
				は、同法	
				及び当該上場株式等の配当等に係る同法	
				に相当する	
				）のうち所得税の額	

別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号	

第九条の三の二第七項	（租税特別措置法
	に相当する
	の額
	「租税特別措置法
第九条の六第一項	所得税の額
第九条の六第三項	所得税の額
	同法の
	ついては、同法
第九条の六第四項及び第九条の六の二第一項	所得税の額
第九条の六の二第三項	所得税の額
	同法の
	ついては、同法
第九条の六の二第四項及び第九条の六の三第一項	所得税の額

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第三項	
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項	
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	

第九条の六の三第三項	所得税の額	
	同法の	
	ついては、同法	
第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第一項	所得税の額	
第九条の六の四第三項	所得税の額	
	同法の	
	ついては、同法	
第九条の六の四第四項	所得税の額	
第三十九条第四項	所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号	

特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第三項	
並びに当該	
係る特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
所得税及び復興特別所得税の額の合計額に	
という。）並びに特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定復興調整対象外国税相当額」という。）（	
租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法	
特定調整外国税相当額及び特定復興調整対象外国税相当額（	
及び復興特別所得税の額の合計額	
所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）	
は、所得税法	
並びに当該上場株式等の配当等に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	に相当する金額及び特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する
	）のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	に相当する金額及び特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する
	及び復興特別所得税の額の合計額
	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の
	ついては、所得税法
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法及び東日本大震災からの復興のための施

に、

「

第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項	）及び法人税

策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の	
ついては、所得税法	
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の	
ついては、所得税法	
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の	
ついては、所得税法	
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号	
、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税及び法人税	を

第六十六条の七第四項第一号、第六十六条の九の三第四項第一号、第六十八条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号	、法人税

、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税	に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主

義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項中「同条第三項」を「同条第五項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の次に次のように加える。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第四十一条の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第六十九条の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第八十一条の八の二第一項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第八十一条の十五の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第百四十四条の二の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）	第十二条の二第一項	法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法

第十二条の二第二項	法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
第十二条の二第三項	法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
	つき同法	つき法人税法
第十二条の二第五項	法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
	同法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法

第三十三条第二項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第六十条の見出しを「（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）」に改め、同条中「法人の提出する」を「外国法人が」に改め、「及び当該申告書」を削り、「修正申告書」の下に「を提出する場合」を加える。

第六十三条第一項の表地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同条第十六項中「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の」を「法人税に関する」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第五項中「係る農地等」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加える。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条第四項中「係る農地等」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加える。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち消費税法第三十条第九項第一号の次に一号を加える改正規定中「適格請求書」の下に「又は適格簡易請求書」を加える。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定（同法第五十七条の四第三項に係る部分に限る。）中「及び第五項」を削り、同改正規定（同法第五十七条の四第五項に係る部分に限る。）中「、あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者又は売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者の承諾を得て」を削り、「、適格請求書」の下に「、適格簡易請求書」を加え、同改正規定（同法第五十七条の四第六項に係る部分に限る。）中「適格請求書若しくは適格返還請求書」を「これらの書類」に改め、同改正規定（同法第五十七条の六第一項に係る部分に限る。）中「適格請求書に」を「これらの書類に」に改める。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十の改正規定中「中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十五の二第七項の改正規定及び同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定中「、「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十五の四第十二項の改正規定を削る。

第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第十二項の改正規定、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定を削る。

附則第一条第七号の三ハ及びニを次のように改める。

ハ及びニ　削除

附則第三十五条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等」を「リース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項において同じ。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡」に、「賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等」を「リース譲渡のうち三十一年適用日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分」に改める。

附則第五十条第二項中「長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等」を「リース譲渡（三十年改正法第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等をいう。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡」に、「賦払金に係る」を「リース譲渡のうち三十五年施行日以後に行ったものとみなされる」に改める。

附則第百七条の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同条第一項中「（第十二項及び第十三項を除く。）」を削り、同条第三項を削る。

附則第百十一条中「（第十項を除く。）」を削り、「は、連結法人の連結親法人事業年度」の下に「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第百十二条中「平成三十一年十月一日前

に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第百十三条中「（第六項を除く。）」を削る。

附則第百四十三条の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第百三十九条の規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定　平成三十年五月一日

三　次に掲げる規定　平成三十年十月一日

イ　第六条の規定（同条中たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第百三十条、第百三十一条及び第百三十五条（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十二項及び第十三項、第百三条第三号並びに第百五条の改正規定に限る。）の規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四　次に掲げる規定　平成三十一年一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第八号の四の改正規定、同法第九十五条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第百六十二条の改正規定及び同法第百六十五条の六第五項の改正規定並びに附則第三条、第十条及び第十二条の規定

ロ　第二条中法人税法第二条第十二号の十九の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第百三十九条の改正規定、同法第百四十四条の二第五項の改正規定、同法第百四十四条の六第一項ただし書の改正規定及び同法第百四十九条第一項ただし書の改正規定並びに附則第二十一条、第二十九条及び第三十八条の規定

ハ　第十一条中国税通則法第百五条の改正規定

ニ　第十二条の規定及び附則第五十四条の規定

ホ　第十三条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定

ト　第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十一条の二十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第五十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第百条及び第百四十二条の規定

五　次に掲げる規定　平成三十一年四月一日

イ　第二条中法人税法第四条の三第十二項の改正規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一項の改正規定（「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える部分に限る。）

六　次に掲げる規定　平成三十二年一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第八号の四に係る部分及び同項第四十一号に係る部分を除く。）、同法第二十一条第一項第五号の改正規定、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第三十五条第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第八十三条第一項第一号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第九十三条及び第九十四条の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定、同法第百六十五条第一項の改正規定、同法第百六十五条の五の二の次に一条を加える改正規定、同法第百六十五条の六第一項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百七十六条に一項を加える改正規定、同法第百八十条の二の改正規定、同法第百八十五条第二号ホの改正規定、同法第百九十五条の二第一項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十三条第一項第一号イの改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第九条及び第十三条から第十五条までの規定

ロ　第二条中法人税法の目次の改正規定（「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める部分、「・第八十一条の八」を「―第八十一条の八の二」に改める部分及び「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める部分に限る。）、同法第二編第一章第一節第四款第五目中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「。）中」の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「、「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削る部分を除く。）、同法第八十条第一項の改正規定、同法第八十一条の三第一項の改正規定、同編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十四第一項の改正規定、同法第八十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の十七の改正規定、同法第八十一条の十八第一項の改正規定、同法第八十一条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第一項の改正規定、同法第百四十二条第二項の改正規定、同法第百四十二条の六の次に一条を加える改正規定、同法第百四十四条の二の改正規定、同法第百四十四条の二第一項の改正規定、同法第三編第二章第二

節中同条の次に二条を加える改正規定及び同法第百四十四条の四第四項第一号の改正規定並びに附則第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十九条及び第四十条の規定

八　第三条中地方法人税法第六条第二号イ及び第十二条第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定並びに同法第二十三条第一項の改正規定

ニ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定

ホ　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第四十一条の四」を「第四十一条の三の二」に改める部分に限る。）、同法第三条の改正規定、同法第四条の五第六項の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第六十三条第十六項の改正規定、同法第九条第一項第六号の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第二十五条の二の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第三十七条の十四第九項の改正規定（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）、同法第二章第六節中第四十一条の四の前に二条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号ニの改正規定、同法第六十七条の十四の改正規定、同法第六十七条の十五の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定及び同法第六十八条の百十一第一項の改正規定並びに附則第五十六条から第六十一条まで、第七十条、第七十二条、第七十九条から第八十一条まで、第九十九条及び第百一条の規定

ヘ　第十九条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定（同項の表租税特別措置法の項中

「第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項	）及び法人税	）、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税
第六十六条の七第四項第一号、第六十六条の九の三第四項第一号、第六十八条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号	、法人税	、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

」に改める部分に限る。）、同法第六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十三条第十六項の改正規定及び同法第六十六条の改正規定を除く。）及び附則第百二十六条第一項の規定

七　次に掲げる規定　平成三十二年四月一日

イ　第二条中法人税法の目次の改正規定（「第一目　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」を「第一目　収益の額（第二十二条の二）　第二目　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に、「引当金」を「貸倒引当金」に改める部分、「・第八十一条の八」を「―第八十一条の八の二」に改める部分及び「第百四十四条の二」を「第百四十四条の二の三」に改める部分を除く。）、同法第三条の改正規定、同法第二編第一章第三節第二款の次に一款を加える改正規定、同編第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定及び同法第八十一条の二十五（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定

ロ　第三条中地方法人税法の目次の改正規定、同法第三条第一項の改正規定、同法第十九条第六項第三号の改正規定及び同法第四章第二節の次に一節を加える改正規定並びに附則第四十二条第一項の規定

ハ　第五条中消費税法第三条の改正規定、同法第四十六条の次に二条を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条の規定

ニ　第十一条中国税通則法第七十四条の二第一項の改正規定

ホ　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第六十八条の百十一」を「第六十八条の百十二」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の五を削り、同法第六十八条の五の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の八の次に一条を加える改正規定及び同法第六十八条の八十八第二十項に後段として次のように加える改正規定、同法第三章第二十五節中第六十八条の百十一の次に一条を加える改正規定及び同法第八十七条の六の改正規定並びに附則第百二条、第百十五条及び第百十七条の規定

ヘ　第十七条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条に一項を加える改正規定及び附則第百二十三条の規定

ト　第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第百二十四条第二項及び第四項の規定

八　次に掲げる規定　平成三十二年十月一日

イ　第一条中所得税法第百九十六条第一項の改正規定及び同法第百九十八条の改正規定並びに附則第十六条の規定

ロ　第十五条中租税特別措置法第四十一条第十九項の改正規定、同法第四十一条の二の二の改正規定、同法第四十一条の三の二第二十項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定（同法第二十三条第二項第一号又は第二号」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号又は第二号」に改める部分及び「規定にかかわらず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」を

「同表の下欄に定める割合」に改める部分に限る。）、同項に表を加える改正規定及び同条第二項の改正規定（「以下」と、」の下に「同項の表中」を加え、「、「百分の九十」を「、「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」に改める部分に限る。）並びに附則第七十八条、第百二十条第二項及び第百二十一条第三項の規定

ハ　附則第百二十五条の規定

九　次に掲げる規定　平成三十三年一月一日

イ　第一条中所得税法第二百二十八条の四第一項の改正規定及び附則第十八条の規定

ロ　第四条中相続税法第五十九条第五項の改正規定及び附則第四十三条第四項の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の改正規定（「が千」を「が百」に改める部分に限る。）及び附則第八十五条の規定

ニ　第十六条の規定及び附則第百二十二条の規定

十　次に掲げる規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

イ　第一条中所得税法第五十八条第一項第一号の改正規定及び附則第七条の規定

ロ　第二条中法人税法第五十条第一項第一号の改正規定及び附則第二十四条の規定

ハ　第十五条中租税特別措置法第七十条の四第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定及び同法第七十条の六第一項第一号の改正規定並びに附則第百十八条第六項、第八項、第十一項及び第十四項の規定

ニ　第二十条の規定及び附則第百二十七条の規定

ホ　第二十一条の規定及び附則第百二十八条の規定

十一　第一条中所得税法第二百三条の六の改正規定及び附則第十七条の規定　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十二　次に掲げる規定　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法別表第一の改正規定

ロ　第二条中法人税法別表第一の改正規定

ハ　第五条中消費税法別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加える改正規定

ニ　第十条中印紙税法別表第二の改正規定

十三　次に掲げる規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

イ　第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める部分に限る。）

ロ　第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節　景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）」を「第六節の二　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（第六十六条の二の二）」に、「第二十節　削除」を「第二十節　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十三の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の三第一項の改正規定、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定、同法第五十五条の二の改正規定、同法第三章第六節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定、同法第六十八条の四十三の二の改正規定、同章第二十節の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定（平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第百十九条の規定

十四　次に掲げる規定　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

イ　第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）」に、「（業務の範囲）に掲げる業務」を「の業務」に改める部分に限る。）

ロ　第十五条中租税特別措置法第十条の五の四の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十一号の改正規定、同号を同項第十二号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十三号の二に係る部分に限る。）、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の六第二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の九第八項第二号イの改正規定（「並びに第六十八条の十五の六」を「、第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五の八とする改正規定、同法第六十八条の十五の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定及び同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに附則第百九条第二項の規定

ハ　第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十二項の改正規定（「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六第二項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第十五条の二第十三項の改正規定（「並びに第六十八条の十五の七第二項並びに第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）及び同法第二十五条の四第一項の改正規定

十五　第十五条中租税特別措置法第十条の四の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十条の五の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額（この下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法

第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第四項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定、同条第九項の改正規定（「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第十項の改正規定、同法第四十一条の十九第一項第五号の改正規定、同法第四十二条の十一の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額（」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定、同法第六十八条の十五の七第十四項の改正規定、同法第六十八条の十五の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第六十八条の十五の二の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「連結子法人（認定事業者であるものに限る」の下に「。以下この項において

それぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という」を加え、□の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額」に改める部分及び□を乗じて計算した金額（□を「以下この項において「加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。）を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とし、」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定及び同法第六十八条の七十八第十四項の改正規定並びに附則第八十三条第二項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十六　第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項の改正規定（同項第一号及び第四号に係る部分を除く。）、同法第七十条の四の二第一項の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第一項の改正規定、同法第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号の改正規定、同条第十六項の改正規定、同条を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の六の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の八第四項の改正規定、同法第七十条の八の二第四項第二号の改正規定、同法第九十三条第五項の改正規定（「第七十条の六の四第十九項」を「第七十条の六の六第十九項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分及び同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第百十八条第十二項、第十七項及び第十八項並びに第百三十七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号の改正規定（「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定に限る。）の規定　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

十七　第十五条中租税特別措置法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分を除く。）、同法第七十条の八の二第四項第二号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十三条第五項の改正規定（「第七十条の七第十三項第十二号」を「第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号」に改める部分に限る。）並びに附則第百十八条第十九項の規定　文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

二十　第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二条を加える改正規定（同法第八十四条の二の三第二項に係る部分に限る。）　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

二十一　第十五条中租税特別措置法第八十四条の七第四項の改正規定　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二　第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第四号イ(2)の改正規定（「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削る部分を除く。）　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十八条まで及び第八十一条において「新所得税法」という。）の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年

分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第三条　新所得税法第二条第一項第八号の四（非居住者に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年分以後の所得税又は同年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用し、平成三十年分以前の所得税又は同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第十八条までにおいて「旧所得税法」という。）第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二条第一項第八号の四（外国法人に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用し、同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得については、なお従前の例による。

3　第一項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた非居住者（平成三十年十二月三十一日において旧所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設（次項第一号において「旧恒久的施設」という。）を有していた非居住者であって、新所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設（次項各号において「新恒久的施設」という。）に該当するものを有していなかったものをいう。）に係る所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第一項第四十二号中「非居住者で恒久的施設を有するもの」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第三条第三項（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた非居住者」とする。

4　第一項又は第二項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における所得税法及び租税特別措置法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　旧恒久的施設を有していなかった外国法人（平成三十年十二月三十一日において旧恒久的施設を有していなかった外国法人であって、新恒久的施設に該当するものを有していたものをいう。以下この項において同じ。）が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した債券の利子のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものについては、所得税法第百六十一条第一項第八号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなす。

二　旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人により同日前に国外において発行された債券（当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）で、その利子の支払が国外において行われるものについては、租税特別措置法第六条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

三　割引債（租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この号において同じ。）の償還金に係る同項第三号に規定する差益金額（旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した割引債（租税特別措置法第四十一条の十三の二第一項に規定する割引債をいう。以下この号において同じ。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この号において同じ。）のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、同項の規定により所得税法第百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみなす。

5　前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる合併及び同項の分割型分割について適用する。

（個人の返品調整引当金に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧所得税法第五十三条第一項に規定する事業（以下この項及び第三項において「対象事業」という。）を営む個人（この法律の施行の際現に営まれている対象事業につき施行日以後に移転を受ける個人を含む。第三項において「経過措置個人」という。）の平成三十年から平成四十二年までの各年分の事業所得の金額の計算については、同条（旧所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第五十三条第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成三十四年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の九に相当する金額」と、平成三十五年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、平成三十六年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、平成三十七年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、平成三十八年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、平成三十九年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の四に相当する金額」と、平成四十年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の三に相当する金額」と、平成四十一年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の二に相当する金額」と、平成四十二年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第五十三条第一項の規定により平成四十二年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額は、平成四十三年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　旧所得税法第五十三条第一項の規定により施行日前に対象事業を営んでいた個人（経過措置個人を除く。）の平成二十九年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当

金勘定の金額その他これに準ずるものとして政令で定める金額は、平成三十年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第六条　新所得税法第五十七条の四第一項の規定は、施行日以後に行われる株式交換について適用し、施行日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

第七条　新所得税法第五十八条第一項の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項の交換について適用し、個人が同日前に行った旧所得税法第五十八条第一項の交換については、なお従前の例による。

（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属の時期に関する経過措置）

第八条　施行日前に旧所得税法第六十五条第三項に規定する延払条件付販売等（以下この条において「延払条件付販売等」という。）に該当する旧所得税法第六十五条第一項に規定する資産の販売等（新所得税法第六十五条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定資産の販売等」という。）を行った個人（施行日前に行われた延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の平成三十年から平成三十五年までの各年分の事業所得の金額の計算については、旧所得税法第六十五条（特定資産の販売等に係る部分に限るものとし、旧所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法（第一号、次項及び第七項において「旧効力所得税法」という。）第六十五条第一項本文（旧所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第七項において同じ。）の規定の適用を受ける個人の延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収入金額及び費用の額（当該各号に定める年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。）は、当該各号に定める年（次項及び第四項において「基準年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一　当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき平成三十年から平成三十五年までの各年において旧効力所得税法第六十五条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合　その経理しなかった年

二　当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額のうち、平成三十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されなかったものがある場合　平成三十六年

3　旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用を受ける個人の延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該特定資産の販売等に係る未計上収入金額が当該特定資産の販売等に係る未計上経費額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（事業を廃止した日の属する年及び同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える年にあっては、同号に掲げる金額）を、基準年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一　当該未計上収入金額及び未計上経費額を百二十で除し、これにその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該未計上収入金額及び未計上経費額

ロ　イに掲げる金額のうちその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額

4　前項の規定は、基準年の年分の所得税に係る確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6　第三項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7　旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用を受けている個人が死亡し、又は出国をする場合における延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（分配時調整外国税相当額控除に関する経過措置）

第九条　新所得税法第九十三条の規定は、居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（外国税額控除に関する経過措置）

第十条　新所得税法第九十五条第七項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（確定所得申告を要しない場合に関する経過措置）

第十一条　新所得税法第百二十一条第三項の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置）

第十二条　新所得税法第百六十二条第二項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第百六十五条の五の三の規定は、恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）

第十四条　新所得税法第百六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第百九十条及び別表第二から別表第五までの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次項において「給与等」

という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十五条の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同条第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書について適用する。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例に関する経過措置）

第十六条　新所得税法第百九十八条第七項の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

（源泉徴収等を要しない公的年金等に関する経過措置）

第十七条　新所得税法第二百三条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第十八条　新所得税法第二百二十八条の四第一項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十九条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格合併等の定義に関する経過措置）

第二十条　新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四及び第十二号の十六から第十二号の十八までの規定は、施行日以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用し、施行日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。

（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第二十一条　新法人税法第二条第十二号の十九の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　前項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（平成三十年十二月三十一日において第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設（以下この項において「旧恒久的施設」という。）を有していた外国法人であって、新法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設（以下この項及び次項において「新恒久的施設」という。）に該当するものを有していなかったものをいう。）又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人（同日において旧恒久的施設を有していなかった外国法人であって、新恒久的施設に該当するものを有していたものをいう。次項において同じ。）に係る法人税法、地方法人税法及び租税特別措置法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第十条の三第三項	恒久的施設を有する外国法人	旧恒久的施設を有していた外国法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第二十一条第二項（外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。以下同じ。）
	当該	当該旧恒久的施設を有していた
	なる日	なる日の前日
法人税法第十条の三第四項	有しない外国法人	有しない外国法人（旧恒久的施設を有していなかつた外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかつた外国法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）
	おいて恒久的施設	おいて改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設（以下「旧恒久的施設」という。）
	当該外国法人	当該恒久的施設を有しないなかつた
法人税法第十四条第一項第二十三号	恒久的施設を有しない	旧恒久的施設を有していなかつた外国法人
法人税法第十四条第一項第二十四号	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
	なつた日まで	なつた日の前日まで
	の翌日から	から
法人税法第百四十二条の八第一項	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
	恒久的施設の	旧恒久的施設の
	日の	日の前日の
	恒久的施設に	旧恒久的施設に
	、当該	、当該旧恒久的施設を有していた
法人税法第百四十四条の三第一項	恒久的施設を有する外国法人である	旧恒久的施設を有していた外国法人である
	（恒久的施設	（旧恒久的施設

法人税法第百四十四条の六第一項	恒久的施設を有する（当該恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた（当該旧恒久的施設を有していた
法人税法第百四十四条の七及び第百四十四条の八	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた
法人税法第百四十九条第一項	恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が恒久的施設	旧恒久的施設を有していなかつた外国法人である普通法人が恒久的施設
地方法人税法第十九条第三項	恒久的施設を有する外国法人	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人
租税特別措置法第六十八条の三の四第三項	恒久的施設を有する外国法人	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人
	当該なる日	当該旧恒久的施設を有していたなる日の前日
租税特別措置法第六十八条の三の四第四項	有しない外国法人	有しない外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかつた外国法人を含む。以下この項において同じ。）
	おいて	おいて改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九に規定する
	当該	当該恒久的施設を有しない

3　第一項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合において、旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなったときにおける当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した割引債（租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この項において同じ。）の償還差益（租税特別措置法第六十七条の十七第四項に規定する償還差益をいう。以下この項において「償還差益」という。）のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定により法人税法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当等の額とみなす金額に関する経過措置）

第二十二条　新法人税法第二十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる合併及び分割型分割について適用する。

（分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置）

第二十三条　新法人税法第四十一条の二の規定は、内国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する経過措置）

第二十四条　新法人税法第五十条第一項の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項の交換について適用し、法人が同日前に行った旧法人税法第五十条第一項の交換については、なお従前の例による。

（法人の返品調整引当金に関する経過措置）

第二十五条　この法律の施行の際現に旧法人税法第五十三条第一項に規定する対象事業（以下この項及び第四項において「対象事業」という。）を営む法人（この法律の施行の際現に営まれている対象事業につき施行日以後に移転を受ける法人を含む。以下この項及び第四項において「経過措置法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（平成四十二年三月三十一日以前に開始する事業年度に限る。）の所得の金額（経過措置法人以外の法人で施行日の属する事業年度の施行日前の期間内に対象事業を移転する同条第四項に規定する適格分割等を行ったものの当該事業年度の所得の金額を含む。）の計算については、同条（旧法人税法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十三条第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の九に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる旧法人税法第五十三条第一項の規定により法人の平成四十二年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十三条第六項に規定する合併法人等の平成四十二年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた返品調整引当金勘定の金額又は同条第四項に規定する期中返品調整引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　旧法人税法第五十三条第一項の規定により施行日前に対象事業を営んでいた法人（経過措置法人を除く。）の施行日の属する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額その他これに準ずるものとして政令で定める金額は、施行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第二十六条　新法人税法第六十一条の二第二項及び第九項の規定は、施行日以後に行われる合併及び株式交換について適用し、施行日前に行われた合併及び株式交換については、なお従前の例による。

（合併及び分割による資産等の時価による譲渡に関する経過措置）

第二十七条　新法人税法第六十二条第一項の規定は、施行日以後に行われる合併及び分割について適用し、施行日前に行われた合併及び分割については、なお従前の例による。

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第二十八条　施行日前に旧法人税法第六十三条第六項に規定する長期割賦販売等（以下この条において「長期割賦販売等」という。）に該当する旧法人税法第六十三条第一項に規定する資産の販売等（新法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定資産の販売等」という。）を行った法人（施行日前に行われた長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約の移転を受けた法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度（平成三十五年三月三十一日以前に開始する事業年度に限る。次項第一号において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、旧法人税法第六十三条（特定資産の販売等に係る部分に限るものとし、旧法人税法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法（第一号及び次項において「旧効力法人税法」という。）第六十三条第一項本文（旧法人税法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける法人の長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収益の額及び費用の額（当該各号に定める事業年度開始の日前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計上費用額」という。）は、当該各号に定める事業年度（次項及び第四項において「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一　当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき経過措置事業年度の確定した決算（新法人税法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間について新法人税法第七十二条第一項各号又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算）において旧効力法人税法第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合　その経理しなかった決算に係る事業年度

二　当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額のうち、平成三十五年三月三十一日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されなかったものがある場合　同日後最初に開始する事業年度

3　旧効力法人税法第六十三条第一項本文の規定の適用を受ける法人の長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該特定資産の販売等に係る未計上収益額が当該特定資産の販売等に係る未計上費用額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（解散若しくは事業の全部の廃止若しくは譲渡（適格分割による分割承継法人への譲渡その他の政令で定めるものを除く。）の日の属する事業年度、清算中の事業年度又は被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日の属する事業年度、新法人税法第十条の三第一項に規定する特定普通法人等が公益法人等に該当することとなる場合におけるその該当することとなる日の前日の属する事業年度及び同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える事業年度にあっては、同号に掲げる金額）を、基準事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一　当該未計上収益額及び未計上費用額を百二十で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該未計上収益額及び未計上費用額

ロ　イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の所得の金額又は当該事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

4　前項の規定は、基準事業年度の確定申告書（基準事業年度の中間申告書で新法人税法第七十二条第一項各号又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書。次項において同じ。）に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6　第三項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により長期割賦販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約の移転があった場合における当該特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第二十九条　新法人税法第六十九条第七項の規定は、内国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について

適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第三十条　新法人税法第六十九条の二の規定は、内国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（電子情報処理組織による内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置）

第三十一条　新法人税法第二編第一章第三節第二款の二の規定は、内国法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）

第三十二条　連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（平成四十二年三月三十一日以前に開始する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定」とあるのは、「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第二十五条第一項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条（返品調整引当金）の規定」とする。

2　連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第二十五条第二項から第四項までの規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。

（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第三十三条　連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度（平成三十五年三月三十一日以前に開始する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定」とあるのは、「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第二十八条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第六十三条（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）の規定」とする。

2　連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第二十八条第二項又は第三項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額又は損金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額に含まれるものとする。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置）

第三十四条　新法人税法第八十一条の八の二の規定は、連結法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第三十五条　新法人税法第八十一条の十五の二の規定は、連結法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第百四十四条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（電子情報処理組織による連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置）

第三十六条　新法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

（連結子法人の個別帰属額等の届出に関する経過措置）

第三十七条　新法人税法第八十一条の二十五第二項の規定は、平成三十二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同条第一項に規定する個別帰属額等を記載した書類について適用する。

2　新法人税法第八十一条の二十五第三項及び第四項の規定は、平成三十二年四月一日以後に同条第一項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第三項に規定する書類について適用し、同日前に旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類については、なお従前の例による。

（外国法人に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置）

第三十八条　新法人税法第百三十九条第二項の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置）

第三十九条　新法人税法第百四十二条の六の二の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第百四十四条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置）

第四十条　新法人税法第百四十四条の二の二の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

（代表者等の自署押印に関する経過措置）

第四十一条　新法人税法第百五十一条の規定は、外国法人の施行日以後に終了する事業年度の確定申告書、外国法人の施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税の中間申告書並びに外国法人の確定申告書及び中間申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

2　法人の施行日前に終了した事業年度の確定申告書、法人の施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税の中間申告書、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結確定申告書及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税の連結中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したもの並びに連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の旧法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類（施行日前に同項に規定する個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る同条第二項に規定する書類を含む。）に係る旧法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下「新地方法人税法」という。）第四章第二節の二の規定は、内国法人の平成三十二年

四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2　新地方法人税法第三十条の規定は、外国法人の施行日以後に終了する課税事業年度の地方法人税確定申告書、外国法人の施行日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びに外国法人の地方法人税確定申告書及び地方法人税中間申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

3　法人の施行日前に終了した課税事業年度の地方法人税確定申告書及び法人の施行日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第三条の規定による改正前の地方法人税法第三十条において準用する旧法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　第四条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第一条の三及び第一条の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。附則第七十五条第一項を除き、以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。同項を除き、以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十一条第二項に規定する非居住外国人が新相続税法第一条の四第一項第二号ロに掲げる者に財産の贈与をした場合には、当該非居住外国人は同条第三項第三号に規定する非居住贈与者とみなす。

3　新相続税法第二十八条第五項から第七項までの規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

4　新相続税法第五十九条第五項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書について適用し、同日前に提出すべき第四条の規定による改正前の相続税法第五十九条第五項に規定する調書については、なお従前の例による。

5　新相続税法第六十六条の二第二項第一号に規定する一般社団法人等（以下この項において「一般社団法人等」という。）が施行日前に設立されたものである場合には、同条の規定は、平成三十三年四月一日以後の当該一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から五年を経過していない者を含む。）の死亡に係る相続税について適用する。

6　前項の場合において、新相続税法第六十六条の二第二項第三号ロの規定の適用については、施行日前の期間は、同号ロの二分の一を超える期間に該当しないものとする。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第四十四条　施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法（以下この項及び次項において「旧消費税法」という。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等（第五条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十六条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定長期割賦販売等」という。）を行った事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）（施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。）の施行日以後に終了する年又は事業年度（消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に含まれる各課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人事業者（消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第三項及び第六項において同じ。）にあっては平成三十五年十二月三十一日以前に開始する課税期間に限るものとし、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。）については、旧消費税法第十六条（特定長期割賦販売等に適用される場合に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この項において「三十年改正法」という。）附則第八条第二項に規定する旧効力所得税法をいう。次項において同じ。）」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法（三十年改正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項ただし書中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法」とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法（以下第四項までにおいて「旧効力消費税法」という。）第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等につき、経過措置課税期間において同条第一項の規定の適用を受けないこととした場合又は同条第二項ただし書（附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法第六十三条第一項ただし書（同条第三項及び第四項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定の適用を受けることとなった場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第一項の規定の適用を受けないこととした課税期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了の日の属する課税期間（以下この項及び第四項において「不適用課税期間」という。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該不適用課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を行ったものとみなす。

3　旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者にあっては平成三十五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあっては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとしなかった部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

4　旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定の適用を受けようとす

るときは、前二項の規定にかかわらず、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該各年の総収入金額に算入される収入金額又は当該各事業年度の益金の額に算入される収益の額（当該収入金額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期間に係る不適用課税期間又は附則第八条第二項第二号に定める年若しくは附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日の属する課税期間以後の各課税期間のうち、附則第八条第三項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の属する課税期間又は附則第二十八条第三項の規定の適用を受ける事業年度終了の日の属する課税期間（次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行ったものとみなすことができる。

5　前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとする。

6　第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなった場合における特定長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置）

第四十五条　新消費税法第四十六条の二及び第四十六条の三の規定は、平成三十二年四月一日以後に開始する課税期間について適用する。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十六条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定（たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置）

第四十七条　平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる加熱式たばこ（第六条の規定による改正後のたばこ税法（以下「新たばこ税法」という。）第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、新たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条及び附則第四十九条から第五十一条までにおいて同じ。）に係る新たばこ税法第十条第一項の製造たばこの本数（以下この条、附則第四十九条及び第五十条において「たばこ税の課税標準」という。）は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　第六条の規定による改正前のたばこ税法第十条第二項の規定により換算した同項に規定する第一種の製造たばこの本数（次項から第四項までにおいて「旧重量換算本数」という。）に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新たばこ税法第十条第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（次項から第四項までにおいて「新重量換算本数」という。）に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

三　新たばこ税法第十条第三項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（次項から第四項までにおいて「小売定価等換算本数」という。）に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

2　平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　旧重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

三　小売定価等換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

3　平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　旧重量換算本数に〇・四を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

三　小売定価等換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

4　平成三十三年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一　旧重量換算本数に〇・二を乗じて計算した製造たばこの本数

二　新重量換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

三　小売定価等換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定に規定する製造たばこの本数の換算方法について必要な事項は、政令で定める。

（製造たばこに係るたばこ税の税率の特例）

第四十八条　次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで　千本につき五千八百二円

二　平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで　千本につき六千三百二円

2　次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者（新たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第五十一条第六項において同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法第十一条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで　千本につき一万二千四百二十四円

二　平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで　千本につき一万三千四百二十四円

（未納税移出等に係る経過措置）

第四十九条　平成三十年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ（所得税法

等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品（附則第五十一条第一項及び第百三十一条第二項において「紙巻たばこ三級品」という。）を除く。）で、新たばこ税法第十二条第三項（新たばこ税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る新たばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

2　平成三十一年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3　平成三十二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

4　平成三十三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たばこ税法第十一条第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

5　平成三十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第五十条　次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

2　前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十一年十月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

3　第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十二年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第一項第二号又は第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

4　第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十三年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たばこ税法第十一条第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

5　第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十四年十月一日

前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（手持品課税）

第五十一条　平成三十年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く。以下この項において同じ。）を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあっては、附則第四十七条第一項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）をいう。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2　前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあっては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（新たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第十条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、新たばこ税法第八条第三項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8　新たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9　平成三十二年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあっては、附則第四十七条第三項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

10　第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「平成三十二年十一月二日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十二条第三項」と、「附則第二十三条第三項」とあるのは「附則

第二十五条第三項」と、第四項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十三年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第九項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。

11　平成三十三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあっては、附則第四十七条第四項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

12　第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十一項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「平成三十三年十一月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十一項」と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、「附則第二十三条第三項」とあるのは「附則第二十六条第三項」と、第四項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十四年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第十一項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十一項」と読み替えるものとする。

13　第一項、第九項又は第十一項に規定する者（二以上の場所で製造たばこを所持する法人に限る。）が第二項（第十項又は前項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができる。

14　第一項、第九項又は第十一項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号ニに規定する者とそれぞれみなして、同条（同号ニに係る部分に限る。）並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を適用する。この場合において、同号ニ中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

15　第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

16　前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

17　第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

18　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十五項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

19　前項の規定により第十五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　第十条の規定による改正前の印紙税法第十二条第一項の規定により施行日から平成三十一年三月三十一日までの期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について同項の承認を受けた場合には、当該承認は、第十条の規定による改正後の印紙税法第十二条第一項の規定により同項に規定する各課税期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について受けた承認とみなす。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条　第十一条の規定による改正後の国税通則法第六十四条第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同法第六十条第二項に規定する法定納期限（以下この条において「法定納期限」という。）が到来した国税について適用し、同日前に法定納期限が到来した国税については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　第十二条の規定による改正後の国税徴収法第八十九条（同条第一項に規定する特定参加差押不動産に係る部分に限る。）及び第八十九条の二から第八十九条の四までの規定は、平成三十一年一月一日以後の同法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定により行う換価について適用する。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条　第十三条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第四条の二（非居住者である外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下第三項まで及び第六項において同じ。）の所得税に係る部分に限る。）の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は非居住者である外国居住者等が同年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2　新外国居住者等所得相互免除法第四条の二（外国法人である外国居住者等の所得税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用する。

3　新外国居住者等所得相互免除法第四条の二（外国法人である外国居住者等の法人税に係る部分に限る。）の規定は、外国法人である外国居住者等の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4　附則第三条第三項及び第五項の規定は第一項及び第二項の規定の適用がある場合について、附則第二十一条第二項及び第四項の規定は前項

の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。

5　新外国居住者等所得相互免除法第七条第一項及び第二項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新対象事業所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日以後に当該外国居住者等が支払を受けるべき新対象事業所得に係る同年分以後の所得税若しくは同日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第七項において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧対象事業所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日前に当該外国居住者等が支払を受けるべき旧対象事業所得に係る平成三十年分以前の所得税若しくは同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6　新外国居住者等所得相互免除法第七条第二十一項から第二十三項まで、第十条第一項、第三十一条第二項及び第四項並びに第三十七条第一項の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は外国法人である外国居住者等の同年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、非居住者である外国居住者等の平成三十年分以前の所得税又は外国法人である外国居住者等の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

7　新外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項から第三項までの規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る同年分以後の所得税について適用し、同日前に旧外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第五十六条　第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三条第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する一般利子等について適用する。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第八条の二第五項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条　新租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の五第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第九条の六の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当について適用する。

2　新租税特別措置法第九条の六の二の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する投資法人の同項に規定する配当等について適用する。

3　新租税特別措置法第九条の六の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる特定目的信託の剰余金の配当について適用する。

4　新租税特別措置法第九条の六の四の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定投資信託の剰余金の配当について適用する。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条　施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の二第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年四月一日	平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日）
一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項	一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定

ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。）同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者（当該認定に係る同法第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第四十六条第一項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（次号において「取得等」という。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

三　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主（当該認定に係る同法第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第百十七条第一項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

事業者（同法第十四条第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下この号及び次号において同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十九条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。）同法第十四条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合に限る。以下この号において同じ。）の規定により同法第十四条第一項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十三条　個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　施行日前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた個人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた個人を除く。）が、新租税特別措置法第十条の五第三項第一号に規定する適用年（平成三十一年以後の各年に限る。）において旧租税特別措置法第十条の五第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　新租税特別措置法第十条の五第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二　新租税特別措置法第十条の五第一項中「金額を超える」とあるのは「金額（前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号ハ中「イ及びロに」とあるのは「イに」とする。

三　新租税特別措置法第十条の五第一項第二号ロ及び第五項の規定は、適用しない。

3　前項の規定は、新租税特別措置法第十条の五第七項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

4　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第三項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第六十六条　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項第十三号中「第十条の五の四第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第五項中「、第七号又は第十三号の二」とあるのは「又は第七号」と、同項第一号中「第十条の五の四第三項第五号」とあるのは「前条第三項第五号」と、同項第二号中「第十条の五の四第三項第七号」とあるのは「前条第三項第七号」と、同条第六項中「、第十条の四第六項及び前条第六項」とあるのは「及び第十条の四第六項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは

建設をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2　新租税特別措置法第十三条の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する基準適合認定を受けた個人の同項に規定する適用年（平成三十年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産及び施行日前に同項に規定する特例基準適合認定を受けた個人の同項に規定する特例認定適用年（平成三十年から平成三十二年までの各年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（特定災害防止準備金に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第二十条の二（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日の属する年分の所得税及び個人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日の属する年分の所得税について適用する。

（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第二十四条の二及び第二十四条の三（新租税特別措置法第二十四条の二第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日の属する年分の所得税について適用する。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第二十五条の二の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分（平成三十二年分に限る。）の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類については、当該個人が平成三十二年における当該帳簿書類の備付けを開始する日において当該帳簿書類に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない場合であって、同日の三月前の日が、当該帳簿書類に係る同法第七条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出がされた日又は同法第八条第二項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日以後一年以内の日でない場合には、新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号中「その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第七十条第二項の規定により読み替えられた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき同法第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものに係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付けを開始する日から平成三十二年十二月三十一日までの間における当該帳簿書類にあつては」と、「同法第二条第三号」とあるのは「同号」とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項中「最初の記録段階から一貫して」とあるのは「平成三十二年において電磁的記録の備付けを開始する日から一貫して」と、同法第六条第一項及び第五項第一号中「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とあるのは「国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを開始する日」として、これらの法律の規定を適用することができる。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第二十六条（第二項第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第二十七条の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十三条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の七第一項に規定する土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項（第二号及び第四号に係る部分を除く。）、第十項から第十六項まで及び第二十七項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座簡易開設届出書について適用する。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第四十条第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同号に規定する財産の譲渡について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十条第五項に規定する財産の譲渡については、なお従前の例による。

（国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置）

第七十六条　個人が平成三十一年一月一日前に行った旧租税特別措置法第四十条の二第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第四十条の四第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額

に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第四十一条の二の二第四項から第六項まで及び第九項（これらの規定を新租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新租税特別措置法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書について適用する。

（所得金額調整控除に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用する。

（年末調整に係る所得金額調整控除に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第四十一条の三の四の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する給与等について適用する。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第四十一条の十五の三第一項の規定により読み替えられた新所得税法第三十五条第四項の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十五の三第三項の規定により読み替えられた新所得税法第百六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき所得税法第百六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

（消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第四十一条の十五の四の規定は、施行日以後に支払う同条第一項に規定する公的年金等について適用する。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十三条　施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項第二号の指定を受けた同号に規定する指定会社により当該指定の日以後に発行される株式については、なお従前の例による。

2　附則第一条第十五号に定める日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項第五号の確認を受けた同号に規定する株式会社により当該確認を受けた日以後に発行される株式については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日の前日」とする。

（非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第八十四条　新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が平成三十一年以後の各年において有することとなる当該非居住者に係る同項及び同条第三項に規定する国内源泉所得又は同条第一項の外国法人が同年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の非居住者が平成三十年以前の各年において有することとなった所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得又は旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき所得税法第百六十一条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する非居住者が平成三十年以前の各年において同項に規定する国内源泉所得を有することとなった場合における同項の書類の提出については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第八十六条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項（これらの規定を新租税特別措置法第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項又は第四十二条の十二の四第十項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四第十二項（新租税特別措置法第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十

第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項若しくは第四十二条の十二の六第六項の規定又は附則第八十九条第二項、第九十一条第四項若しくは第九十二条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とする。

3　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五第七項若しくは第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の五第七項」とする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条　施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日）	平成三十年四月一日
一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。） 同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）	一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者　同法第十四条第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下この号及び次号において同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの 二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十九条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。） （高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）
一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。） 同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）	一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者　同法第十四条第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下この号及び次号において同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの 二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十九条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。） 同法第十四条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合に限る。以下この号において同じ。）の規定により同法第十四条第一項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

2　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小企業者」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条　法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十六条の七

第九項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の六第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第八十九条第二項」とする。

4　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項」とする。

5　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定を準用する。この場合において、同項中「及び第五項」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」と読み替えるものとする。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第四十二条の六第十二項（新租税特別措置法第四十二条の九第九項、第四十二条の十二の三第十二項又は第四十二条の十二の四第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条　施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた法人を除く。）が、施行日以後に開始する新租税特別措置法第四十二条の十二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年度における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　新租税特別措置法第四十二条の十二第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二　新租税特別措置法第四十二条の十二第一項中「金額を超える」とあるのは「金額（前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号ハ中「イ及びロに」とあるのは「イに」とする。

三　新租税特別措置法第四十二条の十二第一項第二号ロ及び第六項の規定は、適用しない。

2　前項の規定は、新租税特別措置法第四十二条の十二第八項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

3　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

4　附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二第一項から第三項まで」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

5　附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の六第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第九十一条第四項」とする。

6　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項」とする。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用については、同項中「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小企業者」とする。

2　附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

3　附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の六第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第九十一条第二項」とする。

4　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項」とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第九十三条　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置

法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項第十七号中「第四十二条の十二の五第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第六項中「、第十号又は第十七号の二」とあるのは「又は第十号」と、「第四十二条の十二の五第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号」と、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「前条第三項第六号」と、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第八号」とあるのは「前条第三項第八号」と、同条第七項中「第四十二条の十二の五第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号」と、同条第八項中「、第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項」とあるのは「及び第四十二条の十一の二第五項」とする。

2　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第六項の規定の適用については、同項中「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小企業者」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。第三項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2　新租税特別措置法第四十三条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する技術基準適合施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の二第二項に規定する技術基準適合施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する情報流通円滑化設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の施行日以後に終了する同項に規定する適用事業年度又は特例認定適用事業年度終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第九十五条　新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項の特定株式等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第五十六条（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日を含む事業年度分の法人税及び法人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日を含む事業年度分の法人税について適用する。

（認定農地所有適格法人等の課税の特例に関する経過措置）

第九十六条　旧租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）が施行日前に交付を受けた同項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十一条の二及び第六十一条の三（新租税特別措置法第六十一条の二第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む事業年度分の法人税について適用する。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第六十四条第四項及び第五項（これらの規定を新租税特別措置法第六十四条の二第十三項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第四項及び第五項並びに第六十五条の三第四項及び第五項（これらの規定を新租税特別措置法第六十五条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十一第一項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十八条　新租税特別措置法第六十六条の六第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

3　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二に定める順序により第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

4　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第九項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

5　新租税特別措置法第六十六条の九の二第二項

及び第六項から第八項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分適用対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

7　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二に定める順序により第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

8　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

（特定目的会社に係る課税の特例等に関する経過措置）

第九十九条　平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項の特定目的会社の同項の利益の配当の額については、なお従前の例による。

2　平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十五第四項の投資法人の同項の配当等の額については、なお従前の例による。

（外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第百条　新租税特別措置法第六十七条の十六の規定は、同条第一項の外国法人が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において有することとなる同項及び同条第三項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が同日前に開始した事業年度において有することとなった法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十七条の十六第三項に規定する外国法人が平成三十一年一月一日前に開始した事業年度において同項に規定する国内源泉所得を有することとなった場合における同項の書類の提出については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例等に関する経過措置）

第百一条　平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第四項の特定目的信託に係る同項の利益の分配の額については、なお従前の例による。

2　平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第四項の特定投資信託に係る同項の収益の分配の額については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方法人税の申告の特例に関する経過措置）

第百二条　新租税特別措置法第六十八条の四の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方法人税について適用する。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百三条　新租税特別措置法第六十八条の九第十二項及び第十三項（これらの規定を新租税特別措置法第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十八条の十四の二第七項、第六十八条の十八条の十五第七項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項又は第六十八条の十五の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の九第十三項（新租税特別措置法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十八条の七第七項の規定又は附則第百五条第二項、第百七条第五項若しくは第百八条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の九第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

3　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「、第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の六第七項」とする。

（連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百四条　施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十第一項の規定の適用については、同項中「平成三十年四月一日（第四十二条の五第一項第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正す

る法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日」とあるのは「平成三十年四月一日」と、「同条第一項各号」とあるのは「第四十二条の五第一項各号」とする。

2　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十第二項の規定の適用については、同項中「中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小連結法人」とする。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二及び新地方法人税法第十五条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の七第七項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第二項」とする。

4　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第七項」とする。

5　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二（第二節第一款を除く。）及び新地方法人税法第十五条の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第五項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項」とあるのは「第六項」と、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第六項」とあるのは「第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百五条第二項」とする。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百六条　新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項（新租税特別措置法第六十八条の十三第十項、第六十八条の十五の四第十三項又は第六十八条の十五の五第十三項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項（新租税特別措置法第六十八条の十三第十項、第六十八条の十五の四第十三項又は第六十八条の十五の五第十三項又は前条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項第三号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百七条　新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた場合（当該連結親法人又はその連結子法人のうちに施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けたものがある場合を除く。）において、連結親法人事業年度が施行日以後に開始する新租税特別措置法第六十八条の十五の二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たすときは、当該適用年度における新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　新租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二　新租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項中「金額を超える」とあるのは「金額（前条第二項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号ハ中「イ及びロに」とあるのは「イに」とする。

三　新租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ及び第六項の規定は、適用しない。

3　前項の規定は、新租税特別措置法第六十八条の十五の二第八項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

4　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

5　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二及び新地方法人税法第十五条の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す

る法律（平成三十年法律第　　号）附則第百七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項から第三項まで」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の七第七項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百七条第五項」とする。

7　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第七項」とする。

（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百八条　新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定の適用については、同項中「中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの」とあるのは、「中小連結法人」とする。

3　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二及び新地方法人税法第十五条の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の七第七項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）附則第百八条第三項」とする。

5　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第七項」とする。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百九条　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第十五条の規定（同号ロに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、同条第一項第十七号中「第六十八条の十五の六第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第六項中「中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの」とあるのは「中小連結法人」と、「、第十号又は第十七号の二」とあるのは「又は第十号」と、同項第一号中「第六十八条の十五の六第三項第五号」とあるのは「前条第三項第五号」と、同項第二号中「第六十八条の十五の六第三項第七号」とあるのは「前条第三項第七号」と、同条第八項中「、第六十八条の十四の三第六項及び前条第六項」とあるのは「及び第六十八条の十四の三第六項」とする。

2　附則第一条第十四号に定める日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八第六項の規定の適用については、同項中「中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの」とあるのは「中小連結法人」とする。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百十条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。第三項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2　新租税特別措置法第六十八条の十七第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する技術基準適合施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第二項に規定する技術基準適合施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する情報流通円滑化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受けたものの施行日以後に終了する同項に規定する適用連結事業年度又は特例認定適用連結事業年度終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十一条　新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項の特定株式等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十六（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日を含む連結事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日を含む連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例に関する経過措置）

第百十二条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが施行日前に交付を受けた同項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の六十四及び第六十八条の六十五（新租税特別措置法第六十八条の六十四第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例等に関する経過措置）

第百十三条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十七第六項（新租税特別措置法第六十八条の六十八第十三項又は第六十八条の六十九第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の六十七第六項第四号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十四条　新租税特別措置法第六十八条の七十第三項及び第四項（これらの規定を新租税特別措置法第六十八条の七十一第十四項（新租税特別措置法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十三第四項及び第五項並びに第六十八条の七十四第四項及び第五項（これらの規定を新租税特別措置法第六十八条の七十五第五項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の八十二第一項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第百十五条　新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項後段の規定は、平成三十二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類について適用する。

（連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第百十六条　新租税特別措置法第六十八条の九十第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額、個別部分課税対象金額に係る同項に規定する部分適用対象金額並びに当該適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用する。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

3　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九十一の規定の適用については、同条第七項中「同法第八十一条の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあり、及び同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは、「同法」とする。

4　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項の規定の適用については、同項中「、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六第七項」とする。

5　新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

7　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六第七項」とする。

8　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、同項中「、第六十八条の十五の六第七項又

は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六第七項」とする。

（連結法人が租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方法人税の申告の特例に関する経過措置）

第百十七条　新租税特別措置法第六十八条の百十二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方法人税について適用する。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百十八条　新租税特別措置法第六十九条の四第三項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する宅地等（次項及び第四項において「宅地等」という。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2　個人が施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに、施行日の前日において当該相続又は遺贈があったものとした場合に旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（同条第三項第二号に規定する特定居住用宅地等のうち同号ロに掲げる要件を満たすものに限る。）に該当することとなる宅地等（以下この項及び次項において「経過措置対象宅地等」という。）がある場合には、当該経過措置対象宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「要件（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）附則第百十八条第二項に規定する経過措置対象宅地等にあつては、同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十九条の四第三項第二号ロに掲げる要件を含む。）のいずれか」とする。

3　個人が平成三十二年四月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合において、同年三月三十一日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に当該相続又は遺贈があったときは、当該相続又は遺贈に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号イに規定する申告期限までに当該個人が当該建物を自己の居住の用に供したときに限り、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は同項第二号イに掲げる要件を満たす親族とそれぞれみなして、同条第一項の規定を適用する。

4　施行日から平成三十三年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第四号の規定の適用については、同号中「相続開始前三年以内」とあるのは、「平成三十年四月一日以後」とする。

5　新租税特別措置法第七十条の二の七の規定は、平成三十年一月一日以後に贈与により取得する新租税特別措置法第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等に係る贈与税について適用する。

6　新租税特別措置法第七十条の四第一項第一号及び第二項第一号の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第七十条の四第二項第四号、第五項及び第十七項の規定は、施行日以後に贈与により取得をする同条第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

8　次項各号に掲げる受贈者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び同条第四項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等について、施行日以後に次の各号に掲げる受贈者が同条第十五項から第十七項までの規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第七十条の四第二項第四号ロに掲げる農地を取得し、又は農業の用に供することができるものとする。この場合において、当該農地に係る贈与税については、同条第五項及び第十七項の規定を適用する。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

10　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の四の二第九項の規定の適用については、同項第十二号中「附則第百十八条第六項又は第七項」とあるのは、「附則第百十八条第七項」とする。

11　新租税特別措置法第七十条の六第一項第一号の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする同項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第七十条の六第六項及び第三十九項の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第七十条の六第八項及び第二十一項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

14　次項各号に掲げる農業相続人は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び同条第七項の規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　旧租税特別措置法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等について、施行日以後に次の各号に掲げる農業相続人が同条第十九項において準用する旧租税特別措置法第七十条の四第十五項の規定、旧租税特別措置法第七十条の六第二十項の規定又は同条第二十一項において準用する旧租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第七十条の四第二項第四号ロに掲げる農地を取得し、又は農業の用に供することができるものとする。この場合において、当該農地に係る相続税については、新租税特別措置法第七十条の六第八項の規定及び同条第二十一項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定を適用する。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九　旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

16　施行日から附則第一条第十六号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の六の二第二項の規定の適用については、同項第九号中「附則第百十八条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「附則第百十八条第十三項」とする。

17　附則第一条第十六号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の六の二第二項の規定の適用については、同項第九号中「附則第百十八条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「附則第百十八条第十三項」とする。

18　新租税特別措置法第七十条の六の四（第七項を除く。）及び第七十条の六の五の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用する。

19　新租税特別措置法第七十条の六の七の規定は、附則第一条第十七号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する新租税特別措置法第七十条の六の七第二項第一号に規定する特定美術品に係る相続税について適用する。

20　新租税特別措置法第七十条の七の規定は、平成三十年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

21　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同条第一項から第四項まで、第十五項及び第三十項の規定（第一号又は第二号に掲

げる経営承継受贈者にあっては、同条第十五項の規定)を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十二年旧法」という。)第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)第十七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十三年旧法」という。)第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三　所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十五年旧法」という。)第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

四　所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十七年旧法」という。)第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

五　所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十九年旧法」という。)第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

六　旧租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

22　新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、平成三十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

23　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同条第一項から第四項まで、第十六項及び第三十一項の規定(第一号又は第二号に掲げる経営承継相続人等にあっては、同条第十六項の規定)を適用する。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　平成二十二年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

二　平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

三　平成二十五年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

四　平成二十七年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

五　平成二十九年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

六　旧租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

24　新租税特別措置法第七十条の七の四の規定は、平成三十年一月一日以後に新租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

25　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三項及び第四項、新租税特別措置法第七十条の七の四第十二項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三十一項の規定(第一号又は第二号に掲げる経営相続承継受贈者にあっては、新租税特別措置法第七十条の七の四第十二項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第十六項の規定)を適用する。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

二　平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

三　平成二十五年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

四　平成二十七年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

五　平成二十九年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

六　旧租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

26　新租税特別措置法第七十条の七の五の規定は、平成三十年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第五号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用する。

27　新租税特別措置法第七十条の七の六の規定は、平成三十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第五号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第百十九条　新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第十三号に定める日以後にされる同項の認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項の認定(産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第　号。次項において「産競法等改正法」という。)附則第四条第一項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該認定を含む。)に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　産競法等改正法附則第十条の規定により産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百十三条第一項の認定を受けた同項に規定する創業支援等事業計画とみなされた産競法等改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援事業計画は、新租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定創業支援等事業計画とみなして、同項の規定を適用する。

3　附則第一条第十三号に定める日から同条第二

十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「第百二十八条第二項」とあるのは「第百十四条第二項」と、「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」とあるのは「第百十三条第一項又は第百十四条第一項」と、「第二条第二十六項」とあるのは「第二条第二十二項」とする。

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった清酒等（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。次項において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2　平成三十二年十月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この項及び附則第百二十五条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）並びに発泡酒（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この項及び附則第百二十五条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項及び次条」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号八」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えられる酒税法第三条第三号八」とする。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十一条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビールに係る酒税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

3　平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二条　第十六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第四条第二項（新国外送金等調書法第四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び新国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、同日前に提出すべき第十六条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「旧国外送金等調書法」という。）第四条第一項に規定する国外送金等調書及び旧国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十三条　第十七条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第四項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置）

第百二十四条　施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条及び次条において「新震災特例法」という。）第十七条の二第十一項及び第十三項（これらの規定を新震災特例法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項、第十七条の三第五項、第十七条の三の二第四項又は第十七条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第十七条の二第十一項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」と、「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とあるのは「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二に定める順序により租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定による控除」とする。

2　新震災特例法第二十二条の二の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

3　連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度にかかる新震災特例法第二十五条の二第十三項（新震災特例法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の二第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

4　新震災特例法第三十条の二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　平成三十二年十月一日から平成三

十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十六条　第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第二十八条第二項から第四項まで、第六項及び第十項の規定は、新租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第六十条の規定は、外国法人の課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するものについて適用する。

3　法人の施行日前に終了した課税事業年度の復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る第十九条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十条において準用する旧法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十七条　第二十条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十八条　第二十一条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十一条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

（地方揮発油税法の一部改正）

第百二十九条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十四条の二第五項」を「第十四条の三第五項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に、「製造場（揮発油税法」を「製造場（同法」に、「、揮発油税法」を「、同法」に、「揮発油（揮発油税法」を「揮発油（同法」に改め、同条第二項中「者（揮発油税法第五条第二項」を「揮発油（同項」に改める。

第六条第一項中「第十四条の二第一項本文」を「第十四条の三第一項本文」に、「第十六条の四第一項本文」を「第十六条の五第一項本文」に改め、同条第二項中「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に、「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に、「第十六条の四第三項本文」を「第十六条の五第三項本文」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百三十条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

たばこ税法	第十条第三項第二号ロ	たばこ税、
	第十二条第五項、第十二条の二第三項及び第四項並びに第十三条第四項	たばこ税

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改め、同項第二号中「千分の六十七」を「千分の五十四」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百四十六」に改め、同項第三号中「千分の四十三」を「千分の四十」に、「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に改める。

第十四条第一項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改め、同条第二項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の六十七」を「千分の五十四」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百四十六」に改め、同条第三項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の四十三」を「千分の四十」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に、「千分の九百五十七」を「千分の九百六十」に改め、同条第四項中「第二項及び前項」を「前二項」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の百三十四」を「千分の百八」に、「千分の八百六十六」を「千分の八百九十二」に改める。

第二十条第一項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表たばこ税法の項及び租税特別措置法の項を次のように改める。

たばこ税法	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）に規定するたばこ特別税、
	たばこ税及びたばこ特別税

租税特別措置法	第八十八条の三第一項	たばこ税法	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号。次項において「特別措置法」という。）たばこ税法及び特別措置法
	第八十八条の三第二項		

第二十条第一項の表金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の項及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の項中「たばこ税」を「、たばこ税」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十一条　平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日まで	第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号	千分の百八	千分の百二十四
	第十二条第二項第二号	千分の八百九十二	千分の八百七十六
		千分の五十四	千分の六十二
		千分の九百四十六	千分の九百三十八
	第十四条第一項	千分の百八	千分の百二十四
		千分の八百九十二	千分の八百七十六
	第十四条第二項	千分の百八	千分の百二十四
		千分の五十四	千分の六十二
		千分の八百九十二	千分の八百七十六
		千分の九百四十六	千分の九百三十八
	第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の百八	千分の百二十四
		千分の八百九十二	千分の八百七十六

平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	第十条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項第一号	千分の百八	千分の百十五
		千分の八百九十二	千分の八百八十五
		千分の五十四	千分の五十八
		千分の九百四十六	千分の九百四十二
	第十四条第一項	千分の百八	千分の百十五
		千分の八百九十二	千分の八百八十五
	第十四条第二項	千分の百八	千分の百十五
		千分の五十四	千分の五十八
		千分の八百九十二	千分の八百八十五
		千分の九百四十六	千分の九百四十二
	第十四条第三項、第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の百八	千分の百十五
		千分の八百九十二	千分の八百八十五

2　前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間における紙巻たばこ三級品に対する新特別措置法第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項第一号、第十四条第一項、第十六条第三項及び第十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」とする。

（税理士法の一部改正）

第百三十二条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項を削る。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十三条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）第十五条」に、「「平成二十九年新租税特別措置法」」を「「平成三十年新租税特別措置法」」に改め、「第四十二条の五第五項、平成二十九年新租税特別措置法」を削り、「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」を「平成三十年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」に、「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成三十年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成三十年新租税特別措置法」に改める。

附則第七十二条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）第十五条」に、「「平成二十九年新租税特別措置法」」を「「平成三十年新租税特別措置法」」に改め、「第六十八条の十第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」を「平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十三第四項」に、「平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項、平成三十年新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び平成三十年新租税特別措置法」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百三十四条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

附則第二条中「附則第十五条まで」を「附則第十六条の二まで」に、「事業者をいう。以下附則第十六条」を「事業者をいう。以下附則第十六条の二」に改める。

附則第三条中「附則第十六条」を「附則第十六条の二」に改める。

附則第十五条中「附則第十六条の二」を「附則第十六条の三」に改める。

附則第十六条第一項中「次条」を「附則第十六条の三」に改め、「、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について」を削り、「規定は同法」を「規定は消費税法」に改め、同項の表附則第六条第一項の項を削り、同表附則第十三条第二項の項中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改め、同条第三項中「附則第六条第一項、第七条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十六条の二を附則第十六条の三とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第十六条の二　事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号。以下この項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡のうち一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

2　前条第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十五条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項第一号中「第十一条第一項」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号。次条第四項及び附則第百五条第四項において「平成三十年所得税法等改正法」という。）附則第四十八条第一項」を加え、同条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第五十一条第四項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「同法第十一条第一項に規定する」を「平成三十年所得税法等改正法附則第四十八条第一項第一号に定める」に改める。

附則第五十二条第三項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第十二項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百七十円」を「千七百七十円」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「前項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第十項又は第十二項に規定する者（二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する法人に限る。）が第二項（第十一項又は前項において準用する場合に限る。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができる。

附則第百三条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第百五条第四項中「特別措置法第十一条第二項及び」を「平成三十年所得税法等改正法附則第百三十条の規定による改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十一条第二項及び」に、「、特別措置法」を「、旧特別措置法」に、「及び特別措置法」を「及び旧特別措置法」に改め、同条第九項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第十項中「第四項中」の下に「「改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）」を加え、「附則第百五条第三項」とあるのは「」を「、旧特別措置法」とあるのは「、新特別措置法」と、「）附則第百五条第三項」とあるのは「）附則第百五条第十項において準用する同条第三項」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「所得税法等改正法附則第百五条第三項」とあるのは「所得税法等改正法」に、「附則第百五条第四項」を「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同項第一号中「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「、同条第四項中「第一項（第二項及び前項」とあるのは「、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、同条第四項中「第一項（前二項」と、「附則第百五

条第四項に、「「同条第四項に」を「、「前項」」とあるのは「、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「前項」と、「同条第四項に」に、「読み替える」を「、「同条第三項及び旧特別措置法」とあるのは「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、同条第三項及び新特別措置法」と読み替える」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百三十六条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定、同法第六十八条の十一第十三項の改正規定及び同条第十四項の改正規定中「、「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十二条中租税特別措置法第六十八条の十五の四第十一項の改正規定を削る。

附則第一条第七号を次のように改める。

七　削除

附則第五十一条第十七項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「第三十七条の九の五の」を「第三十七条の九の」に、「は、新租税特別措置法」を「は、同法」に、「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に、「若しくは第三十七条の九の五」を「若しくは第三十七条の九」に、「第三十七条の四」と、新租税特別措置法」を「第三十七条の四」と、同法」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の八」に、「」と、新租税特別措置法」を「」と、同法」に、「第三十七条」と、新租税特別措置法」を「第三十七条」と、同法」に、「新租税特別措置法第三十七条の九の五第一項」を「同法第三十七条の九第一項」に、「第三十七条の七」を「第三十七条」に改める。

附則第六十九条第十項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に、「第六十五条の十二」を「第六十五条の八」に改める。

附則第七十五条第一項中「、第十項及び第十二項（同項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十五条第一項に係る部分に限る。）」を「及び第十項」に改め、同条第五項を削る。

附則第八十条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第八十四条第十項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に、「第六十八条の八十三」を「第六十八条の七十九」に改める。

附則第八十五条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を削る。

附則第九十一条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成三十年新租税特別措置法」という。）第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、新租税特別措置法第八十七条の三第一項及び所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新震災特例法」という。）第四十三条の二第一項の規定の適用については、平成三十年新租税特別措置法第八十七条第一項中「次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「前条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」と、新震災特例法第四十三条の二第一項中「第八十七条の二」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条の二」とする。

（地方自治法の一部改正）

第百三十七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、「第七十条の七第三十五項」の下に「（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）」を、「第七十条の七の四第二十項」の下に「、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項」を加え、同項第二号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める。

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正）

第百三十八条　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第百三十九条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第六十六号中「第四項」を「第五項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第百四十条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　課税の特例（第五十五条）」を「第二款　削除」に改める。

第四章第四節第二款を次のように改める。

第二款　削除

第五十五条　削除

第五十七条中「が認定地域活性化総合特別区域計画」を「（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が認定地域活性化総合特別区域計画」に改める。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十一条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「、第六条第一項」を削り、「又は同条第四項若しくは」を「、同条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二第一項の規定又は」に改め、同条第三項第三号中「附則第十六条第三項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

附則第十一条第一項第二号ロ中「附則第十六条の二」を「附則第十六条の三」に改め、「附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項」の下に「又は第十六条の二第二項」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百四十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十三項若しくは第二十六

項」を「第十七項若しくは第三十項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百四十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

働き方の多様化等を踏まえた給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化並びにデフレ脱却と経済再生に向けての所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設並びに非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充等を行うとともに、外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直し、法人税の申告等の電子情報処理組織による申告義務の創設及びたばこ税の税率引上げ等の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　働き方の多様化等を踏まえ、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化を行うこと。

2　デフレ脱却と経済再生に向け、所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、事業承継税制の拡充等を行うこと。

3　外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直しを行うこと。

4　法人税の申告等の電子情報処理組織による申告義務の創設を行うこと。

5　たばこ税の税率引上げ等の見直し等を行うこと。

6　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成三十年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による増減収見込額

本案施行による増減収見込額は、初年度において約十四億円の減収、平年度において約千二百四十八億円の増収である。

右報告する。

平成三十年二月二十八日

財務金融委員長　小里　泰弘

衆議院議長　大島　理森殿

（別紙）

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部一、七七〇円（本体一、六五〇円）